



経済摩擦による国際レジームのガバナンス化：コンストラクティヴィズムの観点による日米・韓米半導体摩擦(1977～1997年)の事例分析

大矢根, 聡

(Degree)

博士 (政治学)

(Date of Degree)

2001-03-08

(Date of Publication)

2008-10-27

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

乙2515

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D2002515>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



経済摩擦による国際貿易レジームのガバナンス化

—— コンストラクティヴィズムの観点による

日米・韓米半導体摩擦（1977～1997年）の事例分析 ——

大 矢 根 聡

目次

はじめに

1. 経済摩擦の終焉？ 1
2. 本稿の課題と手法 3

第一章 半導体摩擦の事例

1. 二つの「戦後初」 5
2. 半導体摩擦の二〇年 8
3. 従来の研究 12
4. 国内経済構造 18

第二章 「埋め込まれた自由主義」の国際レジーム

1. 「埋め込まれた自由主義」 20
2. 理念としての自由貿易、体制としての自由貿易 22
3. 自由貿易レジームの複合的ルール体系 24
4. 脱「埋め込み」への趨勢：三パターンの経済摩擦 26

第三章 分析枠組み

1. 二重の主体・構造関係：コンストラクティヴィズムの視角 32
2. 国際レジーム論（グローバル・ガバナンス論） 34
3. 制度論 39
4. 多元主義的政治過程論（官僚政治モデル） 45
5. 本稿の分析枠組み 48

第四章 日米半導体摩擦 (1) (一九七七～八三年)

1. 半導体生産の特性と政府関与 52
2. 半導体をめぐる日米の制度 53
3. 少数派・S I Aの対日「構造」批判 67
4. 国内構造問題をめぐる政府間協議 78
5. 先端技術作業部会 83

第五章 日米半導体摩擦 (2) (一九八四～八七年)

1. S I A、日本政府を三〇一条提訴 90
2. 打開策とその副作用(1)：商務省のダンピング自主調査 106
3. 打開策とその副作用(2)：通産省による半導体業界会合 112
4. 合意のための妥協構想 115
5. 難航する最終協議 129
6. 対日制裁の発動 134

第六章 韓米半導体摩擦 (1) (一九八三～八七年)

1. 韓国の制度	137
2. 韓米半導体摩擦の発生	145
3. 対日制裁後のVER・VIE	149
4. VER・VIEの重層化	154
第七章 日米半導体摩擦 (3) (一九八七～九一年)	
1. 未完の制度変化	156
2. 米政権交替によるスタンスの変化	164
3. アメリカ産業の再統一	167
4. 日本の官民再調整	169
5. 協定修正の政府間協議	173
6. 新協定下の「数値目標」達成	181
第八章 韓米半導体摩擦 (2) (一九九一～九三年)	
1. 視野から外れた韓国	186
2. 韓米間の「伝統的」摩擦	189
3. ダンピング提訴	191
4. 韓国半導体産業協会での調整	193
5. 韓国の一方向的対応	194
6. 解決なき決着	197
第九章 日米半導体摩擦 (4) (一九九五～九七年)	
1. 制度化とその流動性	201
2. アメリカの協定再修正方針	216
3. 日本の協定撤廃・再構築方針	220
4. 協議は民間、三極から	223
5. 民間提案	230
6. 政府間協議へ	235
7. 最終協議	241
8. 協定撤廃、WSC・GGF設立へ	249
第十章 韓米半導体摩擦 (3) (一九九六～九七年)	
1. 制度の存続と新たな要素	256
2. 対日モデルの対韓適用	257
3. 半導体摩擦の再発	259
4. 韓国半導体産業協会のWSC参加	263
終章 結論	
1. ルール・メイキングとしての経済摩擦	268
2. 制度の維持・変化の相克	269
3. 政策アイデアの蛇行的展開	271
4. 国際ガバナンスの状況適応的進展	273

注	276
インタビュー・リスト	321
主要参考文献	324

略語一覧

AAMA	アメリカ自動車工業会
ACTPN	貿易政策・交渉諮問委員会
AEA	アメリカ電子協会
APEC	アジア太平洋経済協力（会議）
CSPP	コンピュータ・システム政策プロジェクト
DARPA	国防先端研究計画局
DEC	経済協力対話
DRAM	ダイナミック・ランダム・アクセス・メモリー（記憶保持作業を要する 随時書き込み、読み出しメモリー）
EC	欧州共同体
EECA	欧州電子部品産業協会
EIA	（アメリカ）電子産業協会
EIAJ	日本電子機械工業会
EPC	経済政策委員会（閣僚会議）
EPROM	エプロム（書き込み、消去可能な読み出しメモリー）
EU	欧州連合
FSX	次期支援戦闘機
GATT	貿易と関税に関する一般協定
GGF	主要国政府会合
IC	集積回路
ITA	情報技術協定
ITC	国際貿易委員会
ITO	世界貿易機関
KSIA	韓国半導体産業協会
LSI	大規模集積回路
LTA	長期繊維取り極め
MFA	多国間繊維取り極め
MPU	マイクロ・プロセッサ（超小型演算処理装置）
NAFTA	北米自由貿易協定
NASA	航空宇宙局
NEC	国家経済会議
NIEs	新興工業経済群
OECD	経済開発協力機構
OEM	相手先ブランド生産
PEI	大統領経済協議
SEMATECH	半導体製造装置技術（研究組合）
SIA	（アメリカ）半導体産業協会
STA	短期繊維取り極め
TPCC	貿易促進調整委員会
UAW	全米自動車労働組合
USTR	合衆国通商代表部
VER	自主輸出規制
VIE	自主輸入拡大
WEWA	西部電子機械製造協会
WSC	世界半導体会議
WTO	世界貿易機関

はじめに

1. 経済摩擦の終焉？

経済摩擦は、戦後の日本外交にとって、最大の懸案のひとつであった。とりわけ、一九八〇年代半ばから九〇年代前半の一〇年間、日本は厳しい対米貿易摩擦に苦しんだ。それは日米の外交関係のみならず、国際貿易レジームを動揺させかねない危険性さえ、帯びていた。しかもそのような経済摩擦が、例外的現象ではなく、ほとんど常態と化していた。新聞紙上では、対米自動車輸出の規制、日本の建設市場の開放、外国製半導体の対日参入などをめぐって、アメリカ連邦議会の対日非難決議、自民党議員の反発、政府間交渉の決裂、アメリカ政府による対日制裁などが、繰り返し報道された。

しかしここ数年間、日米の経済関係は、驚くほど静かに推移している。もちろん近年も、日米間ではNTTの接続料などの規制緩和、対米鉄鋼輸出などをめぐって、対立はみられる。また、仮にアメリカの好景気がネット・バブルであり、近い将来にそれがはじけるとすれば、経済摩擦が再び激化する事態も、予想できないわけではない。とはいえ、その頻度、政治的緊張の度合い、国際貿易レジームに及ぼす影響は、はるかに縮小している。経済摩擦は、今や例外的、局所的な現象になっている。もちろんこれまでも、経済摩擦が間歇的に鎮静化した時期はあった。しかし今回の鎮静化は、一時的ではなく構造的変化を示しているようであり、経済摩擦がかつてほど頻発、激化し、外交関係や国際貿易レジームを揺さ振る事態は、観測しにくい⁽¹⁾。

従来型の経済摩擦が鎮静化しても、経済紛争そのものが消滅したのではない。市場開放や国内経済制度の調整はなおも各国間の懸案であり、しかし二国間ではなく多国間のWTO（世界貿易機関）、地域的なAPEC（アジア太平洋経済協力会議）など、複数国間の国際協議で議論されている。その協議も、やはり緊張に満ちた展開を辿っている。例えばAPECのEVSL（早期自主的分野別自由化）協議は、日米が水産物・林産物自由化で合意できなかったのを主因として、難航を重ね、一九九八年十一月、ついに所期の国際合意に失敗した⁽²⁾。WTOでも、一九九九年十一月・十二月のシアトル閣僚会議は、予定されたミレニアム・ラウンドを開始できなかった。もちろん他方では、WTOの紛争解決手続きが予想以上の成果をみせ、多くの経済紛争が、政治的緊張を伴いながらも、司法的に決着している⁽³⁾。

経済摩擦は終焉しつつある。しかし別の形態で、紛争は存続している。経済摩擦が終焉しつつあるのだとすれば、それはなぜなのか。その要因は、経済紛争の存続、そのアリーナのシフトと関係しているのか。

ある現象が消滅する構造的原因は、往々にして、それが最も盛んだった時に胚胎してい

るものである。経済摩擦が最も顕著だったのは、一九八〇年代半ばから九〇年代半ばにかけてであり、日米間のみならず、各国間がかつてないほど経済摩擦が続発し、激化した。この間、アメリカ政府は通商法三〇一条やスーパー三〇一条など、「アグレッシヴ・ユニラテラリズム（強硬な単独主義）」⁽⁴⁾と称せられる、強硬な交渉手段を駆使し、これに直面した各国は、激しく抵抗した。こうした厳しい摩擦過程を経て、摩擦解決策も、従来とは異なる政府介入的な市場参入誘導策、その極限では「数値目標」に帰結した⁽⁵⁾。これは、特定の期間に、特定の市場開放の規模を数値で設定する措置、例えば五年間で日本市場のシェア二〇%まで外国製品輸入を拡大する、といった措置であった。こうした「アグレッシヴ・ユニラテラリズム」や「数値目標」、これらに対する拒否姿勢は、日米間では半導体摩擦に典型的に現われた。

経済摩擦は、自由貿易レジームからの逸脱であり、市場に反する政府介入を招くとされる。とはいえ、自由貿易レジームが経済摩擦の抑止、問題の円滑な解決に効果を発揮できないのであれば、経済摩擦は問題を解決する回路として、一定の有効性をもつことになる。また、そのような問題解決過程が反復されてゆけば、その解決手法、解決策が他の問題、将来の問題のモデルとして機能しよう。この場合に経済摩擦は、逆説的ではあるものの、ルール・メイキングの機能さえ担ってしまう⁽⁶⁾。実際、「ユニラテラリズム」や「数値目標」も、これらに対する抵抗も、日米間に限られず、広範な国家間でより意識的、積極的に繰り返された。

しかし、経済摩擦による問題対応には、無理があった。広範な是認は得られなかった。それこそが、摩擦が終焉し、別途の回路へと推移した主因であろう。ただし、ここで言う無理とは、一般的に指摘されるような、交渉方針の強硬さ、摩擦解決策の実施困難や経済的非合理性、だけではない。経済摩擦の争点自体、それを自由貿易レジーム下で解決する試み自体に、非常な困難が内在していたのである。

当時の経済摩擦は、国内経済構造——各国国内の制度や政策、商慣行など——の調整、平準化を争点する段階に入っていた。自由貿易レジームの中核をなすGATT（貿易と関税に関する一般協定）は、これに対処しうる具体的規定を十分に備えておらず、手掛かりは自由貿易主義、多国間主義などの一般的原則に限られていた。また、各国の国内構造は、自由貿易をどのように、どの程度阻害するのか、自由貿易のためにはどのような調整策が妥当なのか。これらに対する解答は、経済学の知見にも、過去の経済交渉の経験にも十分には見いだせなかった。しかも、国内構造のあり方が争点化すれば、各国の政府や産業は、これまで当然視していた慣行や認識を問い質されざるをえなかった。このため関係者は、手探りの困難な対応を強いられた。そのためであろうか、例えば一九八九年、日米構造問題協議を担当した外務省の課長は、この協議を「戦後の日米関係において安保条約改定、沖縄返還と比肩しうるほどの歴史的イベント」と形容している⁽⁷⁾。

このように、日米交渉は難航し、これまでと異なる解決策に帰着したものの、それでも

妥当な国内構造調整策は、必ずしも達成できなかった。こうなると一種の反発なり復元力、あるいは他の対応を模索する動きが生じざるをえず、それが複数国間の枠組みへ行き着いたのかもしれない。そうであれば、経済摩擦で各国が取り組んだ課題は、まだ残存しているのかもしれない。また、その対応手法も確定していないのかもしれない。現在の国際経済競技は、経済摩擦における困難を改めて経験し、あるいは、その教訓をある程度生かしつつあるのだろうか。

2. 本稿の課題と手法

摩擦鎮静化の要因を知るには、摩擦激化の要因を解明する必要がある。またそうすれば、現在の国際経済協議の様相についても、理解の手がかりが得られよう。それでは、国内経済構造を自由貿易レジームのもとで調整する試みは、具体的にどのような無理を伴っていたのか。各国の政府や議会、産業界などの関係者は、なぜ、どのように対応し、にもかかわらず、妥当な国内経済構造の調整策をみいだせなかったのか。

これを明らかにするには、過去の研究のように、経済摩擦の政治過程をいわば紛争の過程として、その政治的ダイナミズムをミクロ的、実証的に再構成するのみでは不十分であろう。元来、各国は自由貿易レジームを支持しており、各国国内では、このレジームの影響が制度化している。しかし、各国には独自の政治・経済的事情があり、自由貿易レジームの国内的制度化は、部分的にせよ自由貿易主義の原則から逸脱する格好で、実現していた。国内経済構造の問題は、ここに根ざしていた。一九八〇年代半ばから九〇年代の経済摩擦は、この制度化の態様とこれを許容した自由貿易レジームとを揺さぶった。このため経済摩擦は、各国国内の制度と自由貿易レジームに変化を及ぼさずにはいなかった。

本稿では、その様相を捉えるために、コンストラクティヴィズム（構成主義）の観点を取り、制度論と国際レジーム論、グローバル・ガバナンス論の知見を援用する。

この分析枠組みのもとで、本稿では、日米・韓米半導体摩擦の事例分析を行う。この事例は、一九七七年から九七年という、二〇年間の長期にわたって発生している。そのため、経済摩擦が激化し始め、鎮静化してゆく過程を、同一産業部門に刻印している。しかも半導体摩擦こそは、他の経済摩擦の激化と鎮静化、とりわけ「数値目標」の導入とその超克を先導した。したがって、この事例はクリティカル・ケースとして、適当だと思われる。

日米半導体摩擦のみでなく、韓米摩擦を扱うのは、経済摩擦が自由貿易レジームに及ぼす作用にアプローチするためである。すでに述べたように、経済摩擦が実質的にルール・メイキングの機能を果たすのであれば、日米摩擦が他の国家間の摩擦に波及効果を及ぼし、ひいては自由貿易レジームの変化を招く可能性がある。この波及過程の事例として、韓米摩擦を検討したい。というのも、韓国はかつて「第二の日本」と称せられ、日本に類似した産業政策や官民間の慣行、つまりは国内経済構造を背景に、しかも日本について、対欧

米輸出を急速に拡大した⁽⁸⁾。このため韓国は、日本について対米摩擦に直面するケースが多く、半導体摩擦にも同様のパターンが認められる⁽⁹⁾。

日米・韓米半導体摩擦は、詳細な実証的分析を行うには比較的新しい事例であるため、第一次資料の不足が決定的な問題となりうる。しかも、この事例においては、日米両国が公式に存在を否定する合意文書（「数値目標」などに関するサイドレター）が存在し、それが極めて重要な意味をもっている⁽¹⁰⁾。このため本稿では、入手した公式資料と非公式資料、問題のサイドレターに加えて、当時の関係者に対するインタビューを活用する。それらに基づいて、これまで明らかでなかった事実関係も示したい。もっとも韓国に関しては、資料、情報へのアクセスの困難から、日米と同等の精度で実証的に分析するには難しい。

以下では、第一に、事例としての半導体摩擦について、その意義と従来の研究を概観する。第二に、自由貿易レジームを「埋め込まれた自由主義」と捉え、その特徴と国内構造問題との関連性を明確化する。第三に、分析枠組みを検討する。そのうえで、第四に事例分析を行い、最後に結論を導きたい。

第一章 半導体摩擦の事例

1. 二つの「戦後初」

(1)日米首脳会談の決裂

過去数年間の日米関係は、経済摩擦の激化と鎮静化を反映して、大きく振幅した。ここに述べる、二つの「戦後初」の出来事は、それを象徴的に示している。しかも、その出来事は、半導体摩擦の間接的影響を受けており、この事例の重要性をも浮き彫りにしている。

まず、六年前の一九九四年二月十一日、細川護熙首相とビル・クリントン（ウィリアム・ジェファーソン・クリントン）（Bill Clinton, William Jefferson Clinton）大統領の日米首脳会談が、不合意に終わった。この会談は、これに先んじて日米包括経済協議を開き、その合意を受ける格好で、円滑な日米経済関係を称揚する段取りになっていた。しかし、その包括経済協議が暗礁に乗り上げてしまったのである。首脳会談は、常に「成功」を求められる。もちろん、かつての日米首脳会談もしばしば経済摩擦の影を宿していたものの、それを原因に決裂に至ったのは、初めてであった。

恒例の首脳会談後の記者会見は、ホワイトハウスのイースト・ルームにおいて、予定を四時間以上も遅れて始まった。その際、クリントン大統領は次のように述べ、会談決裂の事実を伝えた。「今日、我々は我々の相違点を、表面を糊塗した合意（cosmetic agreement）で誤魔化すこともできた。しかし、我々間の問題は、両国にとっても、他の世界にとっても重要であり、空虚な合意に達するよりは、合意しない方が良い」⁽¹⁾。これを受けて細川首相は、次のように述べた。「過去に日本と合衆国は、しばしばその時の問題を取り繕う曖昧な合意に達し、それが後に両国間の誤解の元になるのを見てきた」。もはや日米両国は、「できることと、最善の努力にも関わらずできないことを、率直に認める」状態にある。そのうえで細川首相は、有名になった言葉をつづけた。両国は「我々二人のように、大人同士の関係（the relationship between grownups）にあると信じる」⁽²⁾。

両国首脳の淡々とした対応、とりわけ細川首相のそれは、当時の日本側の関係者に新鮮な印象を与えた⁽³⁾。しかし日米関係は、細川の指摘するほど成熟してはおらず、その事実は、直後の為替変動や強硬な通商法規、スーパー三〇一条の復活に表れ、再び日本側を驚かせた。

この歴史的な不合意の原因は、両国首脳が記者会見で明かしたように、「数値目標」をめぐる対立にあった。首脳会談の一年前、日米の政府が包括経済協議の開始を決めた際、アメリカ政府は、従来の対日市場参入交渉に不満を抱いていた。日本市場は、独自の系列

取引や流通制度など、目に見えない構造的な参入障壁に覆われており、いくら貿易上の制度や輸入手続きの改善を重ねても成果が得られない、とフラストレーションを強めていたのである。そこでクリントン政権では、市場参入の成果を確保しうる手法として、「結果志向アプローチ (result-oriented approach)」を構想、これを包括経済協議に適用した⁽⁴⁾。この「結果志向アプローチ」は、日米半導体摩擦で通商法三〇一条など「アグレッシブ・ユニラテラリズム」を通じて、「数値目標」を獲得した教訓に、依拠していた。クリントン政権が誕生したのは、一九八五年の日米半導体協定を一九九一年に延長し、そこで合意したシェア二〇%の「数値目標」が実現した直後であった。これが、新政権の貿易政策スタッフに決定的な影響を及ぼしたのである⁽⁵⁾。

これに対して日本では、外務省と通産省が一致して「結果志向アプローチ」に拒否姿勢を示した。日本政府は、アメリカ側とは対照的に、半導体摩擦の「数値目標」を負の教訓としていた。政府は、この「数値目標」によって問題含みの合意をしたと批判を被り、産業間との関係も悪化し、合意の実施にも苦慮していたのである。このため日本政府は、「結果志向アプローチ」に断固たる態度をとり、市場において予め結果を設定するのは、市場歪曲的な政府介入になり、GATTの自由貿易主義に反すると主張した。また、そのような予備的数値の実現は、政府に管理可能な範囲、「ガバメント・リーチ (government reach)」を越えていると論じた⁽⁶⁾。

両国の見解の相違から、包括経済協議は「数値目標」ではなく、市場参入を計測するために「客観基準 (objective criteria)」を目指すこととなった⁽⁷⁾。しかし協議は、開始早々やはり見解の相違に直面し、難航を重ねた。アメリカ政府の担当者は、「数値目標」と「客観基準」の相違を必ずしも明確にせず、異口同音に事実上の「数値目標」を求めた。日本側はこれに苛立ちを示し、拒否反応を繰り返した。こうして両国は、摩擦解決の経済思想上の齟齬をめぐって、いわば神学論争を繰り広げることになった。そのあげく、合意期限とした一九九四年の日米首脳会談においても、同じ対立が再現されたのである。

もちろん両国政府は、ぎりぎりの事態収拾を図った。日米首脳会談の前日には、羽田牧外務大臣が予定外の訪米をし、ミックキー・カンター (Mickey Kantor) USTR (合衆国通商代表部) 代表と閣僚会談を実施し、政治決着を試みた。それは断続的に開催され、述べ七時間にも及んだという。同時に水面下では、W・ボーマン・カッター (W. Bowman Cutter) 大統領副補佐官 (国家経済会議委員長) が独自の妥協案を日本側に示し、官僚レベルでも妥協を模索していた⁽⁸⁾。しかし、こうした調整でも解決しないほど、対立は根深かったのである。

日米首脳会談の後も、包括経済協議は難航した。なかでも自動車・自動車部品協議は、困難を極め、長期化した。その様相は、ウォルター・モンデール (Walter Mondale) 駐日アメリカ全権大使が「地獄をみた」と形容するほどであった⁽⁹⁾。日米包括経済協議の難航と、それによる首脳会談の決裂は、先行する半導体摩擦の矛盾を集約的に示していた。

しかも「数値目標」論争は、日米間の問題に終わらなかった。それは直接的には、クリントン政権が「結果志向アプローチ」を他国にも適用したためであった。しかしより根本的には、国内経済構造を自由貿易レジームに則して調整しようにも、他に妥当で可能な方策が見いだせなかったためでもあった。こうして、一九九五年六月に日米包括経済協議が自動車・自動車部品協議で決着したのと前後して、韓米間でも同じく自動車協議において、同様の様相が再現した。アメリカ自動車工業会は、日米協議を通じて韓国の問題に対応できる確信を得たといひ⁽¹⁰⁾、類似の「数値目標」的措置を要求した。これに対して韓国商工部と自動車産業は、激しく抵抗したのである。

(2)対米WTO提訴

第二の「戦後初」の出来事は、日米首脳会談の決裂から四年半後に起こった。しかしそれは、第一の出来事とは対照的に、衆目を集めることはなかった。それでも、日米間の経済関係にかつてない、重要な出来事であることに違いはなかった。一九九八年九月八日、日本政府はアメリカ合衆国をWTOに提訴（紛争処理小委員会の設置を要請）したのである。

アメリカのマサチューセッツ州の政府調達法は、ミャンマーと取引をもつ企業に対して、同国の軍事政権と人権侵害を擁護するものだとし、調達を制限する規定を置いていた。これは、アメリカ側の国内的な市場参入障壁であった。日本企業はその影響を少なからず被り、すでに通産省では、通産大臣の私的諮問機関、産業構造審議会国際貿易委員会が『不公正貿易報告書』において、WTO違反の疑義を指摘していた⁽¹¹⁾。

日本政府による対米WTO提訴は、今回が初めてではなく、先に述べた日米包括経済協議の自動車・自動車部品協議において、アメリカ政府によるスーパー三〇一条発動に対抗し、WTO提訴を実施していた。しかし今回のように、問題が政府間協議に発展していない状況において、それも反射的にではなく、日本側がイニシアティブをとって提訴した例はなかった。

提訴に関する記者会見において、通産省幹部は次のように語った。「あまり騒がないで、WTOのルールに沿って、淡々とやっただけなんだから」⁽¹²⁾。この発言は、事を荒立てたくない配慮ともとれるが、日本政府がWTO重視を基本方針としているという、自信の示唆のようでもあった。実際、一九九〇年代半ば以降の経済摩擦において、日本政府は自由貿易主義の規範やWTOの具体的規定を活用する姿勢をみせていた⁽¹³⁾。これは、先に述べた日米包括経済協議で現われ始め、やはり半導体摩擦において「完成」した。一九九六年四月、両国政府は半導体に関する「数値目標」を、両国の措置としては撤廃し（アメリカ側は一方的に、日本市場における外国製半導体のシェアを計測）、WTOに則した新たな枠組みを設立したのである。これ以降、両国間では、新たな「数値目標」の設定が議

論されることはなかった。

この第二の出来事も、韓米間への波及効果を伴った。対米摩擦に苦慮する韓国政府は、日本の対米WTO提訴を受けて、日米の韓国大使館を通じて情報を収集し、日本の外務省と通産省にも照会を行った⁽¹⁴⁾。そのうえで韓国政府は、まず自動車摩擦におけるアメリカ通商法三〇一条の適用、さらには半導体摩擦におけるダンピング課税について、対米WTO提訴に踏み切ったのである。

以上のように、半導体摩擦はその時々を経済摩擦の典型をなし、日米関係の変化を先導しさえした。また、その日米間の経済関係の変化は、韓米間に影響を及ぼすなど、国際的な波及効果を伴った。それでは、二〇年間に及ぶ日米・韓米半導体はどのように推移し、日米・韓米経済関係の変化を体現しているのか。まず、その全体像を簡単にみておきたい。

2. 半導体摩擦の二〇年

半導体摩擦は、一九七七年に日米間で始まった。一九七〇年代の後半、日本の半導体産業が競争力を高め、対米輸出を急速に拡大した。この頃の輸出拡大は、前年比の一三九・四%から実に二〇七・四%を記録している（輸出額）。そこでアメリカの半導体産業は、一九七七年にSIA（半導体産業協会）を設立し、政治的対応に乗り出した。以後、半導体貿易問題は、まず日米間で徐々に政治問題化してゆき、政府間協議に至る。日米半導体摩擦が発生すると、つづいて韓米間、それに日欧間、韓欧間でも半導体摩擦が発生した。九〇年代後半になると、台湾・アメリカ間でも半導体摩擦が発生している。このうち日米、韓米間の半導体摩擦は、以下の六つの事例を経て推移した。

(1) 日米半導体摩擦（一九七七～八三年）

SIAは日本における官民関係、企業間の系列取引など、国内構造問題を提起したものの、その主張は当初、なかなか理解を得られなかった。しかし一九八〇年代始めには、アメリカの連邦議会、さらに政府が対応し始め、対する日本側でも、日本電子機械工業会や通産省が対処し始めた。とはいえ、両国産業内、政府内の関心は必ずしも高まらなかった。それでも一九八二年には、日米先端技術作業部会のもとで政府間協議が実現し、同年一〇月、初の政府間合意が成立した。これは、日本市場の開放、対米ダンピング輸出防止に関連して、幾つかの措置を「勧告」していた。この「勧告」は、自由貿易レジームに抵触せずに国内構造問題に対応すべく、穏健なVIE（Voluntary Import Expansion、輸出自主拡大）を要請していた。

しかし、SIAもアメリカ政府の一部の関係者も、これを不十分だと感じ、すぐに半導体部門のみの協議に着手した。翌八三年十一月には、新たな「勧告」が成立した。今度の

「勸告」は、両国政府間の非公式の覚え書きを伴っており、そこに規定したVIEは後の「数値目標」につながる要素を含んでいた。

(2)日米間半導体摩擦（一九八四～八七年）

八三年合意の実施が始まってすぐ、一九八四年末に世界的な半導体不況が発生した。それを背景に、日米半導体摩擦は深刻化した。SIAが通商法三〇一条提訴を実施し、これをUSTR（合衆国通商代表部）が受理すると、両国政府はこれまでになく、本格的に問題に取り組み始め、厳しい政府間交渉が始まった。この頃には、少なからぬ貿易部門で国内構造問題が浮上しており、半導体摩擦は、それが最も先鋭化した事例となった。

一九八六年七月には、通商法の期限に数時間遅れて、どうにか政府間合意が成立した。この合意は、市場開放策として政府の輸入促進方針（VIE）を定め、ダンピング防止策として公正価格（価格VER〔Voluntary Export Restraints、自主輸入規制〕）の設定などを定めていた。しかし合意は、この公式協定とともに非公式の付属文書（通称、サイドレター）を伴っており、VIEとしての「数値目標」は、そこに記されていた。サイドレターは、他にもダンピングと第三国市場に関する非公式合意（前者の内容は依然として不分明。後者は本稿で明らかにする）を盛り込んでいた。

これらの措置は、非公式合意に基づいていたうえに、新奇であり、自由貿易レジームとの関係においても、無視しえない問題を含んでいた。GATTのエコノミスト、マイケル・M・コステキ（Michel M. Kostechi）も、これを一九八〇年代後半の「最も重大な貿易政策の展開のひとつ」と指摘している⁽¹⁵⁾。これが論争の的になるのは、避けられなかった。しかも一九八七年四月、アメリカ政府は、政府間合意を日本政府が履行しなかったとして、対日制裁措置の発動に及んだ。こうなると摩擦解決策は、その妥当性や実効性をさらに疑われざるをえなかった。

(3)韓米半導体摩擦（一九八三～一九八七年）

一九八〇年代初め、韓国政府は産業政策を本格化し、半導体産業も発展の兆しをみせた。日米摩擦の余波をかって、早くも韓米間の半導体問題が浮上する。SIAは韓国について、日本と同様の国内構造問題を指摘したのである。もちろん、韓国の半導体産業は、まだ発展の途上にあり、問題が高度に政治化し、政府間協議に至りはしなかった。しかし、アメリカ政府が対日制裁に踏み切ると、事態は一変する。韓国の政府と産業は、アメリカ側の要請を待つことなくVERとVIEを、次々に導入したのである。また、韓米間の定期通商協議において、両国は半導体分野で一連の協力に合意した。韓米間の半導体摩擦が、日米摩擦の影響を被っていたのは明らかであった。

さらに半導体摩擦は、つづいて日欧間、韓欧間でも発生し、次々にVIEと価格VERが踏襲されていった。こうして半導体分野では、自由貿易レジームがVIEサブ・レジームとVERサブ・レジームを伴うようになる。

(4)日米半導体摩擦（一九八七～九一年）

日米間の政府間合意は五年間を期限としており、一九八九年になると、その継続が問題化した。もはや、日本のダンピング輸出は縮小しており、最大の問題はVIE、つまりは「数値目標」の扱いであった。アメリカ側は、日本に国内構造問題が残存しているとして存続を主張し、日本側は、構造問題の残存は否定したものの、「数値目標」の撤廃は至難だとみていた。とはいえ両国政府は、八六年合意を自由貿易レジーム違反だとする批判にも、対処する必要があった。政府間交渉は、以前に較べると相対的に円滑に推移したものの、「数値目標」をめぐるのは難航せざるをえなかった。交渉の結果、両国政府は「数値目標」を非公式協定ではなく公式協定に移し、しかも「目標」ではなく「指標」として明確化しようとした。また双方は、ダンピングに関する公正価格を撤廃し、データ・コレクション（半導体価格データの保存）とファスト・トラック（ダンピング提訴時の法的手続きの迅速化）へと、VERを緩和した。政府レベルの措置が緩和された分、これを産業レベルで補完すべく、SIAと日本電子機械工業会が協力策を協議、合意した。

こうしてVIEとVERは、時間的には、変動に富むハイテク貿易にありながら一〇年の長きに及んだ。空間的にも、類似した摩擦解決策が他の国家間だけでなく、他の貿易部門にも拡散していった。「数値目標」的なVIEでみるならば、日米アモルファス摩擦は、一九八五年、日本側が変圧器を電力会社の実地テスト用として、例外的に二年間で三万二千台輸入することで妥結した。移動電話摩擦では、一九八五年、モトローラ方式の周波数を東京と名古屋以外に割り当て、八九年には、東京、名古屋にも同様の割り当てを実施した。一九九二年には、日本の自動車各社が、自主輸入計画として一定数量の輸入に同意した⁽¹⁶⁾。さらに一九九三年、すでにみたように、アメリカ政府が半導体分野のVIEをモデルに「結果志向アプローチ」を採用し、包括経済協議を要請したのである。

(5)韓米半導体摩擦（一九九一～九三年）

一九九二年になると、韓国製半導体の対米ダンピング問題が浮上した。これは、日米摩擦に較べれば政治問題化の度合いが低く、アメリカでは議会も政府も、積極的な関与を示さなかった。しかし韓国では、危機感が高まり、産業界と政府が協調しつつ対応に乗り出す。結局、韓国政府は自主的に価格VERを実施するとともに、政府間協議による事態の収拾をアメリカ側に提案した。にもかかわらず、アメリカ産業界、政府は韓国側の対応を評

働せず、とはいえ政府間協議にも応じようとしなかった。一九九三年五月、問題はアメリカのダンピング法に基づいて処理された。しかし、これによっても韓米間の軋轢は解消しはしなかった。その軋轢は、つづく日米摩擦の解決策と接点をもち、新たな展開をみせる。

今回の韓米摩擦は、これまでの半導体摩擦の流れにおいては、やや逸脱した現象にもみえる。これは、日米摩擦や先の韓米摩擦とどのような連関をもち、自由貿易レジームの変容過程においてどのような意味をもったのだろうか。

(6)日米・韓米半導体摩擦（一九九五～九七年）

一九九一年の日米協定も五年間を期限としていたため、九四年には、その後の扱いが問題になった。半導体摩擦が発生して以来、もはや二〇年近くが経過しており、半導体貿易をめぐる環境は大きく変わりつつあった。争点となった日本の国内構造問題について、アメリカ企業はなお残存していると指摘したものの、しかし日本市場の外国製品シェアは二〇%を越えていた。また、日米間の産業協力は急速に拡大しており、それはグローバリゼーションを反映して趨勢的な様相を示していた。他方で、GATTのウルグアイ・ラウンドが決着、一九九五年にWTOが成立し、自由貿易レジームが拡充した。

このような背景において、両国はとくにVIEの修正、もしくは存廃をめぐる交渉した。その協議は、興味深いことに、政府間に先んじて民間で始まり、最終局面ではしばしば官民混合の協議となった。また日米にEUを加え、三極協議が実現した。その結果として、一九九六年八月、両国政府は二国間協定と「数値目標」の撤廃（アメリカの一方的措置としてのみ存続）と、新たな枠組みの創設に合意したのである。ここに、民間のWSC（World Semiconductor Council、世界半導体会議）と政府間のGGF（Global Government Forum、主要国政府会合）が、WTOと整合した多国間の枠組みとして、誕生したのである。これは、日本の国内構造問題はもとより、知的財産権、新技術の標準化、地球環境対策など新たな問題に取り組む場となった。その結果、VIEサブ・レジームとVERサブ・レジームが終結するとともに、新たな枠組みが貿易に関連する他分野を包括するようになり、自由貿易レジームは多様なレジームの束、すなわちガバナンスと化す。

この自由貿易ガバナンスの発足にあたっては、これを多国間の枠組みとするか、二国間協定とするかの懸案と連動して、EUと韓国の加入が問題化した。アメリカは、厳しい加入条件をつけようとし、韓米間にも緊張が生じた。しかし一九九七年四月、WSCとGGFの設立直前になって、韓国の加入は実現した。しかしこの後、韓国政府は、一九九三年のダンピング課税をめぐる、対米WTO提訴を実施する。

以上のように、日米・韓米半導体摩擦は二〇年にわたって断続的に発生した。それを通じて、半導体分野の自由貿易レジームは、VIE・VERサブ・レジームを伴うようにな

り、またそれに替えて、他の分野も対象とする貿易ガバナンスに発展した。この間、日米韓の関係者は、自由貿易レジームのもとで国内構造問題に対処すべく、様々な対応策を検討、実施し、再考したであろう。関係者は、その過程で様々な政策アイデアを戦わせ、官民関係の変化を経験したであろう。半導体摩擦の事例は、こうした動きを長期にわたって、同一分野に刻印しているため、より体系的な分析が可能だと考えられる。

3. 従来の研究

半導体摩擦については、すでに幾つかの研究がある。そのほとんどは、先に述べた(2)の日米半導体摩擦を扱っている。この事例は、非常に激化、長期化しただけでなく、初めて「数値目標」を導入した。それが研究者の関心を喚起したのでであろう。ここでは、過去の研究を概観し、その意義と限界を確認し、本稿の分析上の課題を設定したい。

経済摩擦は、経済の論理と政治の論理が接触し、交錯する現象である。そのため国際政治経済学が、これを格好の研究対象としてきた。半導体摩擦の分析の多くも、国際政治経済学の枠組みに拠っている。もっとも国際政治経済学は、かつて期待されたように政治学と経済学に同等の比重を置き、政治と経済の論理を有機的に接合してはいない。例えば、著名な覇権安定理論も、村上泰亮が喝破したように、政治的リアリズムと新古典経済学の安易な接合となっていた⁽¹⁷⁾。多くの研究は、事実上「国際経済の政治学」もしくは「国際政治の経済学」になっている。すなわち、経済現象の独自の特性をふまえて、政治学的な分析を試みるか、逆に政治現象を経済学の分析ツールで解釈するかである。半導体摩擦の研究の多くは、この前者であり、本稿も同様の立場をとる。

現象面において、経済と政治が接点をもつのは、ジョアン・E・スペロ (Joan Edelman Spero) によれば、(1)経済システムを政治システムが支える回路、(2)政治的関心が経済政策に結実する回路、(3)経済が政治を意味する回路、においてである⁽¹⁸⁾。一見すると経済のルールに則して、すなわち非政治的に展開している現象も、それらの点で政治的要素と密接不可分な関連をもっている。国際政治経済学（の「国際経済の政治学」）は、その様相を照射してきた。

従来半導体摩擦の研究は、主に二つのアプローチを採用している。第一は、日米の国内もしくは二国間の政治過程を重視する、ミクロ的アプローチである。スペロの指摘した回路でいえば、(2)にあたる。第二は、国際的な構造を重視するマクロ的アプローチであり、その多くは覇権安定理論に依拠している。これは、スペロの指摘する(1)の典型であろう。半導体貿易は元来、市場メカニズムのもとで展開していた。そこに生じた経済問題が、どのように政治上の問題に発展し、激しい政治的対立を経て、政府介入的な経済措置（典型的には「数値目標」）に行き着いたのか。これらのアプローチは、その要因を導くために用いられている。従来分析は、国内構造問題を争点とする経済摩擦の特徴、すなわち自

由貿易レジームとこれに対応した国内制度の変動を捕捉できただろうか。

なお従来の研究は、とくに第二次の日米半導体摩擦に集中している。他には、第三次日米摩擦の分析が若干あるほかは⁽¹⁹⁾、雑誌や新聞に断片的な記述があるにとどまる。第二次日米摩擦の研究、およびその用いた分析枠組みが強い影響力をもったためだろうか、ほとんどの論述は、ほぼ共通した枠組みに依拠している。

(1)国内政治過程の分析

ミクロ的な政治過程アプローチは、一九八〇年代の始めから経済摩擦の分析に多用され、豊かな成果を生みだしてきた⁽²⁰⁾。このアプローチは、関係産業の経済的利害が、どのように政治問題化し、政府レベルの政策に行き着くのか、その動的な展開を明らかにする。したがって、経済摩擦の規定要因は、特定のアクターの行動、もしくは複数のアクターの相互作用に検出することになる。

政治過程の出発点は、企業や産業が利益集団として政治行動をとる点に求められる。アメリカの半導体企業は、対日輸入の増大と、対照的に伸び悩む対日輸出に不満を抱き、一九七七年、業界団体としてS I Aを設立した。従来の半導体摩擦研究のほとんどは、このS I Aの顕著な政治活動に着目している。ヘレン・V・ミルナー (Helen V. Milner) は半導体企業の選好を重視し、相互依存論の知見を用いて、企業の多国籍化の程度を基準として、S I A加盟企業を自由貿易志向のグループと管理貿易志向のグループに分類した。その結果、S I A内部の利害対立が浮き彫りになり、その延長線上にアメリカ政府の対応が位置づけられた。すなわちミルナーは、アメリカ政府の対応を両企業グループのバランス、両者の利害の混合の反映とみた⁽²¹⁾。

逆にエリス・S・クラウス (Ellis S. Krauss) は、S I Aによるコンセンサス促進の機能を重視した。彼は、S I Aの政治活動が単なる圧力行動を越えて、アメリカ国内の利害調整の契機となったとみた。クラウスは、理論的にはロバート・D・パットナム (Robert D. Putnam) の二層ゲーム・モデル (二レベル・ゲーム・モデル) を用い、S I Aの積極的活動を通じて、アメリカ国内で統一的で特定化された「勝ち点 (win-sets)」が成立したとする。アメリカ政府はこれを背景にもっていたため、効果的な対日交渉が開かれたというのが、クラウスの主張である⁽²²⁾。

これらに対して佐藤英夫や宮里政玄は、議会や行政府の側が、S I Aの利害関心を政策に反映させる空間を拡大していたとする⁽²³⁾。彼らによれば、当時のアメリカの政策決定過程は、以前の経済摩擦と大きく異なっていた。主要アクターの構成が変化し、国内経済の個別的利害に反応しやすく、逆に日米間の外交・安全保障関係など大局的な判断を軽視しかねなくなっていたという。具体的には、連邦議会、商務省、USTRなどが影響力を強め、財務省、大統領経済諮問委員会、国務省、国家安全保障会議などが、影響力を相対

的に低下していた。

この議会・行政関係において、佐藤や宮里は、ロバート・A・パスター (Robert A. Pastor) や I・M・デスラー (I. M. Destler) のインター・ブランチ・モデルを用いた⁽²⁴⁾。これは、連邦議会が貿易上の利益を声高に求め、行政がこれを懐柔すべく、政策をシフトする様相を簡潔に説明できた。また政府内の官庁間関係について、佐藤や宮里は、官僚政治モデルを分析の下敷き⁽²⁵⁾にしている。

以上はアメリカ側の政治過程であった。対する日本の政治過程については、分析がいささか乏しい。それは、強硬なアメリカ側の姿勢を前に、日本側が受動的な対応に傾斜したと、多くの研究者が仮定しているためでもある。

佐藤英夫の分析は、通産省の指導力と、産業界による抵抗の困難を強調している。通産省が独走し、官民間で連絡が不十分であったために、通産省が実現可能性を欠き、産業界に不満の残る合意に応じてしまった、という立論である⁽²⁶⁾。また、先に述べたクラウスは、日本の交渉姿勢についても二層ゲーム・モデルによって分析している。彼によれば、日本産業界は各企業の対米依存度の相違から、対立含みであり、また産業界と通産省も、アメリカ側に抵抗する前者と、早期の解決を目指す後者とで対立した。クラウスによれば、この国内分裂のために、日本政府は対米交渉を有利に運べなかった。そのようななか、通産省は、政府間合意によって産業界の指導を強化できることもあり、対米合意を主導したと、クラウスは主張する⁽²⁷⁾。

以上に用いられた相互依存論、二層ゲーム・モデル、インター・ブランチ・モデル、官僚政治モデルなどの理論的枠組みは、ともに国内外の多様なアクターの存在を想定し、その相互作用を重視している。その意味において、それぞれ多面的な政治過程モデルになっている。したがって、それらは多様なアクターによる歪な（すなわち経済合理性を欠く）利害調整過程を浮き彫りにした。

(2)国際構造の分析

ミクロ的な政治過程アプローチは、経済摩擦が発生、展開するメカニズムを、多様なアクターによる相互作用として、具体的に描きだした。これに対してマクロ的、構造的なアプローチは、政治過程の環境上の要因を、より抽象的に解明している。

日米半導体摩擦は、以前の多くの摩擦と比較して、激しい対立に発展し、長期化した。その際、アメリカ政府の強硬姿勢は顕著であった。それはこの事例に顕著だとしても、同じ一九八〇年代半ば以降の問題、例えばFSX紛争や構造問題協議にも共通している⁽²⁸⁾。そうだとすれば、必然的に構造的な要因が推定されよう。この点で注目されたのは、国際構造上の要因であり、第一に、アメリカの覇権国としての相対的衰退、第二に、冷戦終結への動きであった。従来の研究は、この国際システム上の要因によって、アメリカ合衆国

が国際貿易秩序を支え、国際ルールを遵守するインセンティブを弱めたと推論した⁽²⁹⁾。

このうち覇権国の相対的衰退は、覇権安定理論に基づく概念である⁽³⁰⁾。この理論によれば、主権国家を基本的単位とし、これを越える権威の稀薄な国際社会では、協調的な秩序を形成、維持するために、卓越した総合的パワーの覇権国が不可欠になる。国際秩序の創設・維持は、大変なコストとリスクを要するため、これを提供する余裕と意思は、覇権国しか持てないと想定するからである。戦後の自由貿易秩序も、アメリカの覇権のもとに成立したのであり、このパワーが相対的に衰退すれば秩序の動揺は避けがたい。むしろ残るパワーを駆使し、自国の利益保全に走るかもしれない⁽³¹⁾。スティーブン・D・クラスナー (Stephen D. Krasner)、ロバート・ギルピン (Robert Gilpin) などの覇権安定理論の代表的論者は、覇権国の相対的衰退と経済摩擦の発生、それによる管理貿易的措置の拡大との間に相関関係をみいだしている⁽³²⁾。

他方の冷戦については、冷戦の緊張の度合いと、同盟国に対するアメリカの通商政策との間に、相関関係が認められた⁽³³⁾。冷戦の緊張が高まれば、同盟諸国間は結束を強める必要を感じ、対外経済政策を寛大に運用しがちになる。とくにアメリカは、「冷戦コンセンサス」⁽³⁴⁾を背景に、一定の経済的な犠牲さえ許容した。逆に冷戦の対立が弛緩すれば、その許容範囲は狭まり、自国の経済的利害に敏感になる。そもそもアメリカの自由貿易政策は、共産圏に対する安全保障上の「封じ込め政策」と連動し、自由貿易を西側経済の優位性、正当性を示し、各国の経済発展を刺激して、共産主義の浸透を防ぐ手段となっていた。したがって、一九八〇年代半ばにソビエト連邦でミカエル・S・ゴルバチョフ (Mikhail S. Gorbachev) 政権が一連の改革を始め、冷戦終結への趨勢が強まってゆくと、アメリカの貿易政策も影響を受けた。

半導体摩擦の分析においては、佐藤と宮里が、このマクロ的アプローチを先にみたミクロ的な政治過程アプローチに接合した⁽³⁵⁾。国際システム・レベルと国内システム・レベルの「分析レベル」 (level of analysis) に即して、前者にマクロ的・国際構造的アプローチを、後者にミクロ的・国内政策過程アプローチを採用したのである。この理論構成は、マイケル・マスタンデュノ (Michael Mastanduno) がより明確な方法で用いている⁽³⁶⁾。

彼らによれば、一九八〇年代半ばのアメリカは、巨額の国際貿易赤字と対日貿易赤字、財政赤字、世界最大の債務国化にみられるように、覇権の衰退を示しており、これに冷戦の緩和、対ソ関係の改善などが重なった。この歴史的にも特異な環境が、アメリカの国内政治過程にも影響した。国際的環境と国内政治過程の間には、いわば距離があり、様々な要素が介在する。彼らはこの点に関して、国際的変化が国内関係者の認識に作用し、それが変化したために、国内アクターの立場やアクター関係が変化すると想定している。この認識の変化として、彼らは、アメリカにおけるテクノ・ナショナリズム、日本異質論、ジャパン・バッシング (日本叩き) などに着目した。これはマスタンデュノによれば、

ネオ・リアリズムでいう、「相対利得」の関心にほかならなかった。ネオ・リアリズムの立場からすると、各国は単に自己利益の拡大を追求するのではなく、関係国（多くの場合は敵対国、ここでは日本）との比較において、相対的な利益の大小に関心を持つ⁽³⁷⁾。これを反映して、議会・行政府関係は議会寄りに、政府内の官庁関係は商務省、USTRの優位にシフトしたと、マスタンドューノや佐藤、宮里は観察した。

このように従来の研究は、国際構造上の要因として、覇権国の相対的衰退と冷戦の終結に着目し、これらが先にみた国内政治上のアクター関係を大きく規定したと、指摘した。このような論理構成は簡潔で分かりやすく、説得的であり、学界のみならずジャーナリズムにも流布した。

(3)意義と限界

従来の研究は、第二次の日米半導体摩擦のみを対象としてではあるものの、主要なアクターを特定し、各々の利害関係と影響力、アクター間の関係を明確化した。また、そのアクター関係の変動を、政治ゲームの展開過程として、ダイナミックに捉えた。その結果、従来の研究は半導体摩擦が激化、長期化した要因として、多様なアクターの利害が相互に乖離し、その調整に手間取った点を浮き彫りにした。とくに、アメリカの議会、政府内の商務省とUSTRが優位に立ち、それらがSIAの経済的利害に呼応し、強硬な方針をとった点、このためアメリカ国内の他の産業や官庁、それに日本側のアクターと厳しく対立した点を、強調した。にもかかわらず、半導体摩擦が決着したのは、通産省による譲歩と、日本産業に対する指導力のためだと、考えられている。

日米半導体摩擦の基本的構図は、これでおおよそ明らかになっている。しかし、なお未解決の部分が残る。とくに次の二点は、重要だと思われる。

第一に、注目を集めた「数値目標」や公正価格が、なぜ、どのように実現したのか、定かでない。

主要アクターがSIAと商務省、USTR、それに通産省であった点は明らかになったものの、このうち誰が「数値目標」など、新奇な措置を構想し、それがどのような経緯を経て、摩擦解決策に実現したのか。従来の研究は、アクターの利害を重視しているものの、「数値目標」はSIAにとって、あるいは商務省やUSTRにとって、合理的な解決策として案出されたとは考えにくい。例えば「数値目標」は、従来の摩擦解決策からすると、余りに新奇で、自由貿易主義との関係上批判を喚起しやすかった。しかも、シェアは市場開放の指標として、最善とはいいがたい。それは景気や需要の変動に左右されるし、シェア以外にも販売量・額や企業間の取引件数など、他の指標もありえた。そのようななかで、なぜ「数値目標」などが選択されたのか、他の選択肢は考慮されなかったのか、従来の研究は解明していない。

第二に、国内構造問題を自由貿易レジームのもとで解決する営為が、明確でない。

従来の研究は、半導体摩擦も従来の日米摩擦と同様の政治ゲームとして、しかしアクターの組合せや影響力関係が、国際環境のもとで変化したものとして、理解している⁽³⁸⁾。もちろん従来の研究も、S I Aや商務省が日本の産業政策や行政指導を批判し、日本の通産省がこれに反論した事実に、言及している。また、アメリカ産業や議会が、後の日本異質論に通じる議論を展開したと、指摘している。しかし従来の研究は、これらを日本に対するフラストレーションの現われ、もしくは本来の経済的関心を隠す虚飾のように扱いがちであり、それ自体の政策理念上の意義、自由貿易レジームや国内制度につながる作用を捉えきっていない。

第一の問題点は、第一義的には資料面の限界による。日米半導体摩擦は、サイドレターと称される秘密合意で決着したものの、この合意はなお公開されていないし、両国政府はその存在を否定している。こうした合意に至る交渉過程であるから、その事実関係の報道は十分ではない。このため、これまでの分析が追求したのは、「数値目標」や公正価格自体の成立要因ではなく、「異状な」措置の成立要因であった⁽³⁹⁾。

もちろん「数値目標」については、アメリカ政府の担当者、クライド・V・プレストウィッツ (Clyde V. Prstowitz, Jr.) 商務省顧問が、著書『立場逆転』において、サイドレターにおける「数値目標」の存在を暴露していた。しかも彼は、日本市場で外国製半導体が二〇%に達するよう、日本政府が約束したと指摘していた⁽⁴⁰⁾。雑誌『文芸春秋』も、サイドレターだとする文書の一部を掲載していた (実際には、「サイドレター」の草稿の一部)⁽⁴¹⁾。これに対して日本政府側の担当者、黒田眞通産省審議官は、交渉中に「いろいろな紙のやりとり」はあったとしながらも、公式の合意は政府間協定のみだとし、「数値目標」の約束は自分の権限を越えているため、ありえないと主張した⁽⁴²⁾。しかしその後、黒田もサイドレターの存在を是認し、外務省の駐米大使を務めていた松永信雄も、『朝日新聞』においてサイドレターの存在を肯定する一方、自身はそれに反対だったと主張した⁽⁴³⁾。この間、通産省の若杉和夫審議官、USTRのグレン・S・フクシマ (Glen S. Fukushima) USTR日本部長も、サイドレターの存在を示唆していた⁽⁴⁴⁾。とはいえ、サイドレターの実際の内容と、その形成要因は定かでなかった。

本稿では、サイドレターの内容を明らかにするとともに、その形成要因についても、関係機関の報告書やインタビューを用いてアプローチしたい。なお、入手したサイドレターとインタビューによれば、サイドレターは二通あり、その一方が「数値目標」と、なお知られていなかった第三国市場の扱いを記し、他方が、これも未知のダンピング防止策について、非公式の合意事項を記している⁽⁴⁵⁾。本稿では、前者は解明するものの、後者のサイドレターは入手できず、漠然とした内容しか分からない。

上の第二の問題は、分析枠組みに由来している。過去の研究は、基本的に多元主義的な政策過程論に依拠しており、関係アクターの利害関係に着目していた。この「利益依拠的

(interest based)」分析は⁽⁴⁶⁾、経済摩擦における各種の議論、そこにみられた理念や規範も、アクターの経済的・政治的利害に還元しがちであった。また従来の研究は、各国の国内制度の動揺をミクロ的な政治過程に分解したり、自由貿易レジームの動きを環境要因として扱い、それら自体の意義を正面から捉えていなかった。

国内経済構造が争点化すると、自由貿易レジームとこれに対応した各国の国内制度は、その前提を問い質され、動揺せざるをえなかった。そのようななかで、各国の関係者は、当然視していた自由貿易主義の理念を再吟味し、対抗的な理念を提起せざるをえず、こうなると、馴れ親しんだ他の組織との関係も、見直さざるをえなかった。このような政治力学を捉えるには、まず、国内構造問題の意義を確認し、また、それが揺さ振った自由貿易レジームの態様を明確化しておく必要がある。

4. 国内経済構造

近代経済学の概説書に、国内経済構造の定義は見当たらない。一般的に言えば、国内経済構造とは、特定国の経済活動を長期間規定している、制度や慣行を指そう。具体的には、伝統的な商慣行、官民の関係、消費者の嗜好など、実に多様な要素が、その例にあげられる。問題は、これが非公式の、したがって目に見えない貿易障壁として機能しているとされる点である。「とされる」というのは、海外のビジネスマンはそう実感しているものの、実際の貿易歪曲効果は、経済学的にも特定し難いからである。

一般的に用いられるのは、次のような、間接的な分析法である。すなわち、まず標準的な貿易状況を説明する推計式を、資源賦存状況、他国との距離など多様な変数を用いて仮説的に設定する。これを用いて、国際的な貿易状況の標準を求め、そのうえで対象国（例えば日本）の貿易状況も算出する。そこに浮かび上がる日本の特殊性を、仮説に含まれない要素、つまりは国内経済構造の市場歪曲効果と推定する⁽⁴⁷⁾。

この手法は、依拠する仮説や使用する統計によって、結論がかなり異なるため、その分析結果も論争的であり、確定的な解答は存在しない。とくに個々の分野の、個々の産業政策、系列取引などの具体的作用となると、その特定は困難を極める⁽⁴⁸⁾。したがって国内構造問題は、まず問題の所在からして論争的であり、その実態は曖昧で掴みにくい。

しかも国内構造問題は、実に多様な現われ方をしている。例えば、一九八九年に始まった日米構造問題協議は、六分野、約二四〇項目の対象を取り上げ、それは日本の貯蓄・投資パターン、土地利用の法制、流通機構、排他的取引慣行、系列、価格設定メカニズム等々、多岐にわたった⁽⁴⁹⁾。また国内経済構造は、各国の歴史的背景や社会的条件に根ざし、長期にわたって経済活動を支えている。このため一般的に、関係者の利害や権限、信条などに深く関わっている。例えば日本の産業政策は、通産省の権限や政策上のコンセプト、産業界の伝統的慣行、官民の伝統的關係などと密接不可分である。

このような曖昧性、多様性、国内的な敏感性からして、国内経済問題を政府間交渉で処理するには、大変な困難が伴う。

一部の研究者は、国内経済構造の存在が日本に顕著だと指摘するものの⁽⁵⁰⁾、日本に特有ではない。他の国家にも類似の、しかし独自の歴史的、社会的背景をもつ経済構造が存在する。それが一九八〇年代半ばに、経済摩擦の争点に浮上したのである。それには、一定の歴史的必然性があった。

第一に、貿易自由化が進展した結果、一層の貿易拡大の阻害要因として、各国国内の措置、政策などが意識されるようになった⁽⁵¹⁾。これは、しばしば指摘される点である。これを受けて、GATTやOECDもこの問題を検討、議論し始めていた。

第二に、国際取引の内容が、従来のモノからサービスへと、比重を移していた。サービス貿易とは、電気通信、データ処理、経営コンサルタント、ホテルなどによる国際取引であり、モノ貿易とは性格を異にしていた。モノ貿易は、その物体自体の国際移動によって実現するのに対して、サービス貿易は、情報や知識の改善、快適さの享受など、「状態の変化」によって成立する。この「状態の変化」は、貿易国間で事業資格の許可、情報の自由、外貨の持ち出しなど、国内的な制度や政策が同等にならなければ実現しなかった⁽⁵²⁾。

第三には、国内福祉上の貿易効果が、従来以上に各国で意識されるようになった。各国政府は、ほぼ例外なく国内産業の強化、もしくは斜陽産業の救済のために、補助金や優先的な融資、生産カルテルなどを実施している。また、社会福祉的な目的から、労働補助や地域開発助成を実施している。これらは、意図せずしても、貿易上の効果をもたらす⁽⁵³⁾。各国は、貿易競争が激しさをますなかで、こうした副次的な貿易効果に神経を尖らせるようになったのである。

国内構造問題の重大さは、これが自由貿易レジームのもとで、事実上容認されていた点にある。すなわち、国内経済構造が問題化すると、ひるがえって関係者が自由貿易レジームの絶対性を疑い、相対性を意識し、その限界を問うようなりかねない。それでは自由貿易レジームは、それまでどのような様相をなし、国内構造問題をどのように扱っていたのだろうか。この点は、章を改めて検討したい。

第二章 「埋め込まれた自由主義」の国際レジーム

1. 「埋め込まれた自由主義」

戦後の国際貿易体制は、自由貿易主義に基づく国際レジーム (international regimes)、すなわち自由貿易レジームとして捉えられる。国際レジームの概念は第三章で詳しく論じるものの、本章で自由貿易レジームの特徴を検討する都合上、まずは最低限の概念規定をしておく必要がある。

国際レジームとは、単純化していえば、国際関係の各分野で主要関係国が承認しあった、協調的行動の方式を指す⁽¹⁾。その主たる機能は、関係国による国益追求と国際協調との間の最適解を示し、各国の行動を枠づけて、秩序を実現する点にある。こうした国際レジームは、国際機構のように、明確な組織体や規約を伴う場合もあるものの、暗黙の行動準則、慣行にとどまる場合もある。また、多くの場合、国際レジームは単一の機構や慣行ではなく、複数の要素からなっている。そうであるからこそ、国際機構や国際協調とは異なる、新たな概念を設定する意義があったのである。

貿易分野には自由貿易レジームがある。これは、明文化されたGATT (関税と貿易に関する一般協定) 規約、一九九五年に機構化されたWTO (世界貿易機関) を中核として、幾つかの条約や慣行から構成されている。後者の例としては、GATTで成立した貿易協定 (ダンピング・コード、政府調達コードなど)、一次産品協定、サミットやOECD、三極 (日米EU) 通商会議、UNCTADなどの機能の一部、また地域的なNAFTA (北米自由貿易協定) やAPEC (アジア太平洋経済協力)、EU (欧州統合) など、さらに各国間に成立した暗黙の自由貿易重視の慣行 (GATT規約、WTOの管轄範囲外でも、自由貿易主義を尊重する慣行) があげられる⁽²⁾。これらの要素は複雑に連関しあっているし、その連関は個々の貿易分野毎に異なる。それら全てを分析上同等に扱うのは、困難であるし、必ずしも建設的でないため、一般的にはGATTとWTO、あるいはそれと他の一部の要素を自由貿易レジームとして扱う。本稿も、この慣例に倣う。

この自由貿易レジームの様相を、ジョン・G・ラギー (John Gerald Ruggie) は「埋め込まれた自由主義」と表現した⁽³⁾。彼は、戦後の国際貿易レジームを分析する際、その背景にある社会的目的 (social purpose) を、レジームの具体的内容を規定する要素として重視した。それ以前の見解は、覇権国 (アメリカ合衆国) の卓越したパワーと利害関係を重視し、自由貿易レジームにおける自由主義の効用を軽視しがちだった⁽⁴⁾。ラギーの視点は、それに挑戦するものだった。第二次大戦後に国際貿易レジームを構想した際、各国が論争の末に社会的目的としたのは、国際的には多角的で開放的な貿易、同時に国内的には、各国の実情に則した経済的安定、とりわけ完全雇用であった。ラギーはこの点に着

目し、前者の国際的な自由貿易主義が、後者の国内政治・経済関係に「埋め込まれた」と、観察したのである。

各国が自律的行動を望む場合、一般的には、国際レジームは成立しにくくなる。しかしマーク・W・ザッカー (Mark W. Zacher) も指摘したように、むしろ逆に、各国の自律性を許容するような、柔軟な国際レジームが成立しうる⁽⁵⁾。ラギーの議論からすれば、自由貿易レジームもその例にあたる。各国政府は、対外的に自由貿易を追求したものの、国内的には、しばしば政党や産業団体、労働組合などから、経済的擁護を求められた。後者のための政府介入策は、時に自由貿易主義と矛盾したものの、政治的に回避しがたかったし、社会的安定や福祉などの観点からすれば一定の妥当性をもっていた。このため自由貿易レジームは、自由貿易主義に基づきながらも、各国の経済的自律性を許容する格好で、成立したのである。

こうした自由貿易レジームの成立の事情は、GATT誕生に至る歴史的経緯にもよみとれる⁽⁶⁾。

第二次大戦後の一九四五年、アメリカ合衆国の国務省は、「世界貿易および雇用の拡大に関する提案」を提示した。翌年には、国際連合の経済社会理事会が、貿易に関して国際会議を開催する点、ITO (International Trade Organization、国際貿易機関) を設立する点、関税引下交渉を開始する点を、決議した。これに先立つブレトン・ウッズ会議では、各国が自由貿易と完全雇用、成長に関する経済計画を両立させるよう、提案を検討していた。これらの動きが合流して、ITOと国際貿易憲章の草案が作成され、一九四七年と四八年、キューバのハバナで国際貿易・雇用会議が開催された。ここでハバナ憲章が採択され、ITOの設立などを目指すことが決まった。

このハバナ憲章は、かなり急進的な自由貿易主義を掲げていた。そのため各国国内では、国内経済政策の自律性を侵されかねないと、懸念が浮上した。しかも冷戦が顕在化していたため、国際貿易の行方は楽観を許さなくなっていた。このため、関係国はハバナ憲章を国内で批准できず、結局、憲章は成立に必要な批准国を集められず、流産してしまった。アメリカ合衆国でさえ、行政府が自由貿易レジームの創設をリードしていたにもかかわらず、連邦議会の上院がハバナ憲章の批准を拒否した。

しかし、すでに二三カ国が関税引下交渉に参加し、暫定的な関税協定に合意していた。そこで関係国は、この関税協定にITOの主要な部分を加え、暫定的にGATT (貿易と関税に関する一般協定) を設立した。しかもGATTは、輸入急増時の緊急的な輸入規制など (後に詳しく述べる)、各国に一定の経済的自律性を許容すべく、ITOからすると妥協的な内容を加えていた。各国は、今度はこれを批准し、アメリカ政府もこれを行政協定として承認した。こうして、自由貿易レジームの中核を構成するGATTが、「埋め込まれた自由主義」として誕生したのである。さらに、関連する各種の協定や合意、暗黙の協調的行動も成立してゆき、ここに戦後の自由貿易レジームは成立した。

2. 理念としての自由貿易、体制としての自由貿易

「埋め込まれた自由主義」は、戦後の歴史的事情にとどまらず、自由貿易主義を国際的に制度化する際の、原理的な困難に根ざしていた。その意味において、「埋め込まれた自由主義」の概念は、自由貿易レジームの本質を突いている。自由貿易主義は、理念として正当性と魅力をもっていたとしても、それを国際関係において実施し、しかも安定的に維持するとなると、自己矛盾を内包しており、それに対処しなければならなかったのである。

自由貿易主義は、一七七六年、アダム・スミス (Adam Smith) によって最初に提起された。スミスは、国家と国民を豊かにする手段は労働であり、分業がその労働を高めると考えた。その分業の効果を最大化する方法として、スミスは、分業の国際的展開を案出した。各国が資源の面で他国より優位な分野（絶対優位）に生産を特化し、その生産物を相互に自由に取引すれば、全体として最大の富が得られる、という立論である。スミスは、この方法が利益を追求する人間の性向に合致しているとし、その妥当性を強調した。この議論は、四〇年後にデビッド・リカード (David Ricardo) が補強したことで、その後の理論化と実践につながる。リカードの議論の要点は、相対的な生産コストが貿易を左右すると論じ、絶対優位ではなく、比較優位の概念を提起した点にあった。各国が比較優位に基づいて生産し、自由に貿易すれば、各国による個別的な利益追求行動が、全体的な利益に帰結する、とリカードは主張した。

この知見は、後世の幾多の論争を通じて鍛えられ、多様な概念 —— 生産要素、生産要素の国家間の移動、比較優位の変動、等々 —— を視野に入れ、洗練の度を加えた。現在の新古典派経済学は、ヘクシャー＝オリーン＝サミュエルソン・モデルを標準的な理論としている。

こうした自由貿易主義の理論は、市場に対する絶対的な信頼に基づいている。市場は、資源の配分を適切化し、生産を効率化して、所得と富の配分を効果的に実現するうえで、類例のない存在だと考えている。それは、市場が自然法則のように、自己調整メカニズムを備えていると、想定しているためでもある。市場は、経済の論理に則して自己完結的に作動するとされ、したがって人為的な利害の再配分など、政治の出る幕はない。政治や行政に期待されるのは、市場を阻害しない点に限られる。

しかし、始祖のアダム・スミスでさえ、市場の内在的限界を認め、その是正策として政治の関与に期待していた事実は、思い返されてもよい⁽⁷⁾。例えばスミスは、経済競争が富の偏在を生み、ひいては貧者が富者の富を侵す可能性さえ想定した。そのため彼は、富者に対する政治的擁護の必要性を唱えた。またスミスは、労働の効率化を説きながらも、労働が人間を無能にしてゆき、ひいては政策判断力や国家安全保障上の精神的裏づけを弱めると考え、その悪影響を憂慮した。スミスの憂慮は、現代の目からみるとナンセンスで

あるものの、市場の内在的限界自体には留意を要しよう。市場の概念は、しばしば指摘されるように、完全競争、環境の普遍性、財の定量性など、ともすれば非現実的な前提に基づいている。またそれは、比較優位の可変性、学習曲線、企業内貿易など、重要な要素を等閑視している。厳密に言えば、自由貿易は特殊な状況においてしか、少なくとも完全には実現しないのかもしれない。自由貿易が完全に機能するのは、競争力の強すぎる国が存在せず、多様な企業の多様な生産物が交差的に交換され、関係国の全企業が利益を得られるような状況にほぼ限られる。

したがって自由貿易主義は、理念として完結性をもっている、実践上は政治や行政、社会的慣習に支えられてきた。この点において、カール・ポランニー (Karl Polanyi) の歴史的洞察は示唆に富んでいる。ちなみに、ラギーの「埋め込まれた」という概念は、ポランニーに依拠していた⁽⁸⁾。

「自由市場が成り行きまかせで生じてくるはずはなかった」と、ポランニーは指摘した⁽⁹⁾。彼は、十九世紀の自由貿易を考察し、それが多くの立法、集権的な官僚機構に依存して初めて実現したと、その逆説を喝破した。逆に言えば、市場は内在的な不安定性をもっており、市場が政治のタガを外れると、その不安定性が露呈してしまう。ポランニーによれば、十九世紀以降に市場が拡大し、それが社会に浸透してゆくと、社会における伝統的な互恵的で継続的な関係が、市場化に対応して流動化、不安定化した。それが過度に進むと、今度は市場から社会を擁護する動きが、反動的に生じざるをえなかった。大恐慌はその現われであり、これによって自由市場は危機に瀕した。こうなると、今度は、社会を市場に完全に委ねないシステムが誕生してゆき、それがファシズムや社会主義、ニュー・ディールだったと、ポランニーは論じた⁽¹⁰⁾。この観点からすれば、自由貿易主義は、純粹形態の理念のままに自動的に成立し、持続するのではなく、それを体制として確立すべく、政治や社会に「埋め込まれ」る必要があったと考えられる。

この自由貿易体制を、国際関係において確立するならば、「埋め込まれ」る必要は一層高くなる。それは、国際関係が「アナーキー」だからである。国際関係は、主権国家を主たる構成単位とし、それを越える権威は基本的にもっていない⁽¹¹⁾。自由貿易レジームが、「アナーキー」な国際関係で成立するには、各々の主権国家が自由貿易主義に相互に同意し、これを協調的に運用し、その違反を相互に監視し、各国の遵守を確保するしかない⁽¹²⁾。

十九世紀の自由貿易レジームは、この課題に対して、多様な二国間の自由貿易協定のネットワークで対応した⁽¹³⁾。しかしそれは意外に脆く、各国で保護貿易主義の台頭すると、脆くも潰えた。それが第二次世界大戦の一因ともなったため、戦後に自由貿易レジームを構想した際、各国は自由貿易主義を国際的に組織化し、耐性を強めようとした。しかし国際的な制度化には、逆説的ながら、各国国内の支持が不可欠だった。そのためには、自由貿易主義が国内の懸念を喚起するほど厳格では、不都合であり、とくに戦争に疲弊した状

況においては、国内の完全雇用、経済安定化、農業市場の保護などを許容せざるをえなかった。この「妥協」によって、自由貿易主義は国内政治上、すなわち国際関係上の現実妥当性を持ち、国際レジームとして成立したのである。こうしたハイブリッドは、国際貿易分野だけではなく、国際連合を始め、戦後の国際レジームに多くみられた⁽¹⁴⁾。

3. 自由貿易レジームの複合的ルール体系

戦後の自由貿易レジームは、「埋め込まれた自由主義」としての性格を反映して、あえて単純化すれば、三つの異なるルールから構成されている。

第一は、自由貿易主義の「原則のルール」である。これは、GATT規約の軸であり、したがって自由貿易レジームの中核をなしてきた。

GATTの創設者は、自由貿易主義を普遍的原則に掲げ、国際貿易のできるだけ広範な領域を「法の支配」のもとに置こうとした。そのためGATT規約は、自由貿易主義を支える主導原理として、無差別主義と多国間主義を設定し、そのもとに各種の関連規定や手続きを整備した⁽¹⁵⁾。その無差別主義とは、GATT加盟国に最恵国待遇を義務づける考え方をいう（GATT規約第一条）。ある国が他の国の産品に与える待遇は、同国がそれ以外の第三国に提供する待遇と、同等でなければならない。多国間主義は、貿易の均衡を二国間ではなく、多国間で求める考え方である。その後、貿易障壁を削減する際、GATT締約国による多国間交渉（通称、ラウンド）を通じて行なう手法をも指すようになった。

また、この「原則のルール」は一定の公正貿易のルールも伴った。ダンピング（不当販売）の禁止（GATT規約第六条）は、その典型である。ダンピングとは、国内の標準的なコストを下回る価格での貿易であるものの、経済学的には、生産コストの低下が当然に予測されれば、常に不当とはいえない。このためダンピング禁止の根拠については、論争がある。ダンピングは、かつて市場掠奪の手段に用いられ、なおその可能性が残っているため、あるいは、過度に安価な製品の大量輸入が、各国国内で政治的反発を惹起しかねないために、自由貿易の安定性を確保すべく禁止されている⁽¹⁶⁾。

第二は「例外のルール」であり、第一の「原則のルール」からの、一定の逸脱を許容する。GATT規約は、一方で自由貿易主義の適用が構造的に困難な領域を、他方で、適用後に困難が生じる場合を想定し、適用の例外を設けている。

前者の適用範囲の制限は、農産物や特惠関税の扱いに顕著である。農産物は、少なからぬ国が輸入による国内経済の打撃を懸念したため、「原則のルール」の対象から外れた。また、イギリス連邦諸国内の特惠関税、アメリカ・フィリピン間の特惠取り決めなども、その撤廃が旧帝国に与えるリスクを根拠に、対象外となった。これらは、自由貿易主義の普遍化にあたって、あらかじめ危険因子を除去する意味をもった。後者は、「原則のルール」の適用後に、輸入の急増など、国内経済・政治上許容できない不都合が生じた場合、

その適用を部分的、限定的に制限する。その眼目は、緊急避難的な領域を確保する点にある。典型例は、GATT規約第十九条（通称、セーフガード条項）であろう⁽¹⁷⁾。第十九条によれば、GATTの義務を果たしているために輸入が急増し、これが輸入国内の生産者に重大な損害を及ぼす恐れがあれば、当該国は関税譲許の撤回、輸入数量規制などを実施できる。ただしそれは、第一点にあげた主導的原理（無差別主義、多国間主義）の拘束を受ける。すなわち、輸入抑制措置は特定国のみを対象とせず、すべての貿易相手国に同等に実施するなど、一定の要件を満たす必要がある。同様の条項には、国際収支の擁護のための輸入制限（GATT規約第十二条）、安全保障などの理由による輸入制限（GATT規約第二〇・二一条）などがあり、例外をルール化している。

こうした例外がなければ、少なからぬ国が自由貿易の過大な負担を懸念し、GATT加盟を躊躇したであろうことは、想像に難くない⁽¹⁸⁾。いうまでもなく「例外のルール」は、第一の「原則のルール」からすれば異質である。しかし、それゆえに「安全弁」として機能し、「原則のルール」の実効性を拡大したといえる。ジョン・H・ジャクソン（John H. Jackson）が指摘したように、例外の存在がGATTの長期的存続を可能にしたのである⁽¹⁹⁾。

第三は、いわば「例外の事実上のルール」である。これは、第二の要素に似た機能を果たすものの、GATT規約などに明文化されてはいない。

各国は、国内で自由貿易主義と整合性の定かでない政府介入——各種の産業支援策や社会福祉的措置——を実施している。各国はこれを、暗黙の共通認識として、ある程度許容しあってきたのである。このルールは、第二の「例外のルール」とは対照的に、GATT規約などに関連規定がないために、各国の慣行として成立している。慣行であるから、流動的であり、相対的に弱い拘束力しかもたないとはいえ、確かに作用している。

もちろんGATT規約は、国内的の政府介入措置について、関連規定を備えていないわけではない。しかし、GATTの「原則のルール」も「例外のルール」も、国境上の関税や輸入数量制限を第一義的な対象としている。国内措置に関する「原則のルール」は、ほぼGATT規約第三条（内国民待遇）に限られる。これは、輸入品に適用する内国税や国内規則に関して、国内産品と同等の待遇を義務づけ、内外無差別を求めている。すでにみたGATT第一条が対外的な無差別主義であるのに対して、第三条は、対内的な無差別主義にあたる⁽²⁰⁾。しかしこれは、原則的な内容にとどまり、その具体的な定義、対象、その削減手段など、詳細な規定を欠いている。GATT創設の当時、当面の問題は国境上の貿易規制措置であったし、国内的措置については、各国間の調整が政治的に困難であり、具体規定の案出、設定も技術的に厄介だった。同様の「原則のルール」としては、いわゆる祖父条項があげられよう⁽²¹⁾。

自由貿易レジームは、以上三種の異質なルールからなる、アマルガム的構成になっている。この三ルールが相互に関連し、機能を分担したために、自由貿易レジームは柔軟性と

安定性を獲得したと考えられる。「原則のルール」からすれば、「例外のルール」と「例外の事実上のルール」は、自由貿易主義のいわば純粋性を侵している。とはいえ、そうであるからこそ、自由貿易主義は、国際関係上の実効性を備えたのである。

4. 脱「埋め込み」への趨勢：三パターンの経済摩擦

ルールは、その定義上、一定の固定性をもつ。自由貿易レジームを構成する「原則のルール」と「例外のルール」も例外でなく、普遍性を備えていても、成立時の歴史的条件に拘束され、また国際合意のもとに明文化しているため、柔軟に運用しにくい。これに対して現実の国際貿易は、産業の発展や技術革新、為替、需給バランスなどの刺激を受けて、ダイナミックに変動する。ルールは、この変動に直面して、時に内在的な限界を露呈せざるをえない。経済摩擦は、ここに発生すると考えられる。

このルールの限界、すなわち経済摩擦は、自由貿易レジームにおいては、その「埋め込まれた自由主義」の性格からして、三つのパターンで発生した。また、その各パターンにおいて、上に述べた三つのルールが独自の相互関係をもち、機能を分担した。本稿が事例とする日米・韓米半導体摩擦は、このうち第二・第三のパターンとして発生したと考えられる。それらは、第一パターンに較べると明らかに段階を異にしており、より厄介なルールのジレンマを伴っていた。しかしその困難は、必ずしも十分に理解されていないと思われる。

(1)自由主義に対する「埋め込み」の強化

第一の経済摩擦のパターンは、「原則のルール」のもとで貿易自由化が進み、これを反映して輸入が急増、それに直面した各国の関係者が国内保護、そのための「埋め込み」強化を要請する、というものである。

典型的には、輸入急増が国内産業に打撃を与え、国内で倒産や失業が相次ぐようになると、これに直面した企業や労働者が輸入抑制を求める。この状況は、自由貿易レジーム下で生じやすく、GATT設立直後に欧米諸国で発生し始めた。このパターンの経済摩擦は、とくに一九六〇年代から八〇年代始めにかけて、日本やアジアNIEsと欧米諸国との間で、繊維、履物、鉄鋼、家電製品、自動車などの分野で相次いだ⁽²²⁾。

この輸入急増問題は、上にみた「原則のルール」と「例外のルール」の有効性を、問いかける意味をもった。この問題を「原則のルール」に則して解決するなら、輸入急増に直面した産業は、輸出の拡大、企業の多国籍化、それらのための経営合理化など、自由貿易を活用して対処すればよい。これは、大手や多国籍化した企業には可能で、有効であっても、危機に瀕する中小企業、労働組合には至難で、しかも速効性を欠いていた。そうであ

れば「例外のルール」、とくにGATT規約第十九条が利用でき、一時的、例外的な輸入規制が実施できた。しかし第十九条を発動するには、(1)輸入急増による被害を立証し、(2)導入する輸入規制措置は無差別主義、多国間主義を満たさねばならず、(3)規制を受ける輸出国側は、対抗措置や代償を認められていた⁽²³⁾。これらの要件を満たすのは、容易でない。実際、GATT設立の当初から、適用条件が厳格な点、やや精度を欠いている点、適用した場合の報復合戦の可能性など、発動上の難点が指摘されていた。しかも、そもそも第十九条は、ジェラード・カーゾン (Gerard Curzon) とヴィクトリア・カーゾン (Victoria Curzon) によれば、漸進的な貿易の変化を前提にしており、日本やアジアNIEsのように、輸出を劇的に拡大し、しかも次々に分野を移しながらそれを反復する事態は、想定していなかった⁽²⁴⁾。またGATT第二二・二三条 (紛争処理手続き) も、紛争処理委員会による裁定を当事国が拒否できるなど、実効性を欠き、活用されなかった。「例外のルール」は、その利用こそが例外的であった⁽²⁵⁾。

したがって、多くの経済摩擦は別途の手段で、多くの場合はVER (voluntary export restraints、自主輸出規制) で妥結した。これは、実態的には貿易の人為的な抑制であり、しかもGATT規約第十九条や第十一条に反しがちで、差別的、持続的な数量規制措置を伴う。しかしVERは、形式的には、輸出国側が「自主的」に自由貿易の権利を放棄した体裁をとり、「原則ルール」と「例外のルール」をいわば迂回し、その明白な侵害を回避していた⁽²⁶⁾。「灰色措置 (gray measure)」と呼ばれる所以である。

経済摩擦がVERで決着するには、輸出国の産業が、これを受け入れる必要があった。当該産業としては、自由貿易上の当然の利益を断念せざるをえず、「自主的」にこれを受け入れるのは難しい。しかし、それを可能にするうえで、すでに述べた「例外の事実上のルール」が重要な意味をもった。日本やアジアNIEs諸国では、各種の産業政策の策定、実施を通じて官民間、産業内に、相対的に緊密なネットワークが成長している。関係者の間に一定の人的・組織的關係、情報や知見の交流、さらには情緒的な相互信頼が (もちろん各国、時期による異同はあるものの) 成立している。政府はこのネットワークを利用して、VERに対する同意を産業界に説得、誘導でき、また、VERを効果的に実施できたのである⁽²⁷⁾。

しかもVERは、経済摩擦を通じて各国間で採用され、一部には多国間のVER —— 繊維分野のSTA (短期繊維取り決め) とLTA (長期繊維取り決め)、MFA (多国間繊維取り決め)、鉄鋼分野のOECD鉄鋼委員会とそのガイドライン —— も成立した。また、多国間協定を欠いていても、主要な工業製品分野で、主要な製造・貿易国が二国間のVER取り決めを締結してゆき、二国間のVERがネットワーク化していった。ジョン・E・スペロの指摘したように、「VER (原文ではVRA) は、貿易規制の受け入れられた方式 (an accepted mode) になってしまっている」といって、過言ではなかった⁽²⁸⁾。VERは、「例外の事実上のレジーム」と化したのである。

半導体摩擦は、このような経済摩擦の時期に始まりながら、次に述べる第二パターンの様相を呈し、良くも悪くも時代を先取りしていた。このため半導体摩擦は、一九八〇年代半ばまでの期間、なかなか表面化せず、いわば星雲状態にあった。

(2)自由主義による「埋め込み」の浸食

第二の経済摩擦のパターンでは、「原則のルール」のもとでさらに貿易自由化が進展し、それが各国の「埋め込まれた」領域を浸食するようになる。

一九八〇年代半ば以降、経済摩擦の焦点は、輸出急増から市場開放へと移り、国内構造問題が浮上した。経済摩擦は、日米間ではハイテク産業をめぐる産業政策、公共事業における指名入札制度、産業界の系列取引などを争点に、続発した。これは日米間に顕著であったものの、この頃には、米欧間でも航空機（エアバス）や農産物の補助金、欧米・アジア間でも知的財産権の法制、政府調達のある方など、やはり国内構造問題が争点化した⁽²⁹⁾。

国内構造問題は、これまで「埋め込まれた自由主義」のもとで事実上許容され、「例外の事実上のルール」によって各国に容認されていた。それが貿易障壁として意識され、解除の対象になったのである。それはなぜか。

第一は、VERによる輸入抑制策が、貿易不均衡をさほど改善しなかったためである。このため各国、とりわけアメリカ政府は、市場参入による貿易の拡大均衡を指向するようになった⁽³⁰⁾。第二に、この変化は、国際貿易の歴史的変化と対応していた。自由貿易レジームの成果として、国境上の関税や輸入数量制限が大きく低下し、各国間の経済関係は深まった。その結果、国内の政策や措置による貿易阻害効果が、浮き彫りになったのである。また、貿易拡大を背景に産業構造が転換し、サービスやハイテク分野の貿易の比重が拡大した。すでにみたように、サービス貿易はモノの取引と異なり、国内の商業条件の共通化を必要とした。ハイテク産業における技術やアイデアの取引も、著作権法や特許法など、国内法制の国際的調和を必要とした。

浮上した国内構造問題は、従来と異なる仕方自由貿易レジームのルールの有効性を問いかけ、従来以上に深甚な影響を及ぼした。というのも、国内構造問題は貿易問題として想定されておらず、自由貿易レジームも十分なルールを欠いていたのである。GATT規約は、すでに述べたように、第三条（内国民待遇）をほとんど唯一の「原則のルール」としていたし、これも具体的規定を欠いていた。「例外のルール」も、「原則のルール」を前提に成立するものであるから、祖父条項など少数に限られていた。このルールの欠如を補うべく、GATTの東京ラウンド（一九七三～七九年）が非関税障壁を交渉対象とし、各国に共通する国内構造問題を協議して、政府調達、補助金、スタンダード（認証基準）などに関してコード（補助協定）を導入した。このコードは、「原則のルール」を多少な

りとも拡張した点で画期的であったものの、限られた国しかこれを批准せず、法的地位にも不透明さを残していた。ウルグアイ・ラウンド（一九八六～九三年）は、このコードの拡充、強化を目指したものの、その間に生じた経済摩擦では、その成果を利用すべくもなかった。国内構造問題は、このような時期に、自由貿易レジームの「原則のルール」と「例外のルール」の空白を突いたのである。

この空白において、国内構造問題の処理は難しかった。最大の手ごかりは自由貿易の「原則のルール」であったものの、経済摩擦の個別問題に適用するには、抽象的にすぎた。しかも国内構造問題は、前章でみたように、曖昧で多様であり、しかも国内関係者の利害や価値観、情緒と結びついていていた。例えば、日米建設摩擦で争点化した指名入札制度は、建設の信頼性や安全性を重視する建設省の入札概念、その権限、建設業界における協調的な競争慣行、自民党建設族議員の支持基盤などと結びついており、この入札制度の改廃は、これらを揺さ振らざるをえなかった⁽³¹⁾。そうであるならば、政治的な調整や説得は重要な意味をもつものの、以前の経済摩擦のように、「例外の事実上のルール」に頼るわけにはいかなかった。国内経済構造はこの「例外の事実上のルール」に守られていたのであり、このルールの妥当性こそが、問題になっていたのである。

したがって、従来型の二国間交渉と国内調整では、問題を効果的に処理できなかった。この状況を、あるUSTRの担当者は「パラダイム・ロスト」と形容している⁽³²⁾。一九八〇年代半ば、日米が新たな交渉方式を試みたのは、「パラダイム・ロスト」に対処するためにほかならなかった。こうして、両国は先端技術作業部会、産業政策対話、MOSS（市場志向分野別個別協議）、構造問題協議などを案出し、実施した⁽³³⁾。これらは、交渉ではなく協議や対話であり、国内構造問題を分野横断的に取り上げ、両国の関係官庁が広く参加して問題を技術的、専門的に検討し、両国政府向けに勧告を作成した。すなわち両国政府は、「静かな外交」を通じて、自主的に問題に対処しようとしたのである。しかし、その実効性には限界があったし、両国で関心が強まり、国内構造問題の政治的重要性が高まると、結局は従来型の二国間交渉に回帰せざるをえなかった。その二国間交渉は、すでにみたように、アメリカ側の「アグレッシブ・ユニラテラリズム」と日本側の抵抗の間で、厳しい展開をみせた。半導体摩擦における政府間協議も、同様に先端技術作業部会やMOSSに始まりながら、二国間交渉へ舞台を移した。

このように、問題状況と政治過程が従来と異なれば、摩擦解決策も、従来と異なる措置に帰着した。解決策には、VIE（voluntary import expansion、自主輸入拡大）が多用されたのである⁽³⁴⁾。VERは、少なくとも日米間では、一九八六年十二月に決着した工作機械摩擦以降、新たに採用されていない。

VIEとは、輸入国（ここでは日本）の政府もしくは産業界が、「自主的」に市場参入を拡大する措置である。その具体策は多様であり、輸入や政府調達の手続きの簡素化、規格・認証基準の緩和、国内法制の改変（建設の入札制度や知的財産権の法的保護など）、

政府による輸入拡大奨励策（輸入品フェアや商談会の開催、輸入ミッションの派遣など）、さらには「数値目標」などに及ぶ。これらの効果は、相対的に穏健で規制緩和に資する場合から、過度の政府介入を伴い、規制緩和に逆行する場合まで、多様である。この効果は、当初の国内構造問題のあり方にも依存している。例えば、日本市場に構造的障壁が存在していたのであれば、VIEは日本の生産者を犠牲にしながらも、対日輸出国と日本の消費者の厚生を拡大する。しかし、構造的問題が存在しない、もしくは軽微であれば、VIEは日本の本来の厚生を減少させて、対日輸出国の厚生を人為的に拡大する⁽³⁵⁾。後者の場合、ジャグディッシュ・バグワティ（Jagdish Bhagwati）が指摘するように、「VERは輸入保護主義を反映しており、VIEは、輸出保護主義を構成する」⁽³⁶⁾ことになる。仮にVIEが特定国を優遇し、第三国に利益を均霑しないなら、GATT規約第一条（最恵国待遇）に抵触する。また、VIEが輸入割り当てる措置を伴うならば、第十一条（数量制限の一般的禁止）にも反する。しかし、そうでない場合、VIEもVERと同じく「自主的」措置であるため、法的問題は明白ではない⁽³⁷⁾。なお日米半導体摩擦は、「数値目標」という最も強硬なVIEで決着した。

(3)自由主義による「脱・埋め込み」

第三は、貿易自由化が一層進むのに応じて、各国の「埋め込まれた」領域がさらに狭まり、その解除に向かう段階にあたる。この段階を、ラギーは「脱・埋め込み（dis-embeddedness）」と表現している⁽³⁸⁾。これは、ポランニー的にいえば、社会が市場に反動的な抵抗を起こしかねない局面であり、ラギーもこれを前例のない状況だとし、懸念を示している。最近、グローバリゼーションに対して反グローバリゼーション運動が台頭しているものの⁽³⁹⁾、それは「脱・埋め込み」に対する社会的抵抗として解釈できる。

第二のパターンの経済摩擦を通じて、VIEによる貿易自由化が（その是非はともあれ）進んだ。この趨勢は一九九〇年代に入っても持続し、各国は市場開放や規制緩和をめぐる協議し、さらに微妙な国内構造問題に取り組んだ。このため、国内の環境保護措置や労働基準、人権侵害などまでが、経済摩擦の争点に浮上した⁽⁴⁰⁾。

さらに重要なのは、一九九五年にWTOが成立した点である。WTOは、国内構造問題に関する「原則のルール」を拡大し、それに伴って「例外のルール」も若干加えた⁽⁴¹⁾。すなわち、WTOはサービス、貿易関連投資措置、知的財産権など、国内関連の強い分野を管轄領域に組み込み、また、東京ラウンドのコードを改善した。それらの「原則のルール」は、かつて自由主義が「埋め込まれ」ていた領域にもメスを入れていたのである。ただしそれに伴って、伝統的な自由貿易主義の概念からすると、無理も生まれていた。伝統的な自由貿易主義が、モノ貿易のみならず、サービス貿易や知的財産権の分野でも適合するのか、経済学的にも明確でなかった。このため、例えばサービス分野の「原則のルール

」は、その基本原則に最恵国待遇だけでなく、市場参入の概念を新設しなければならなかった⁽⁴²⁾。

「例外のルール」は、WTOにおける「原則のルール」の拡大に対応して、セーフガード・コード、サービスや貿易関連投資措置のセーフガード条項などを加えたものの、全体的に縮小した。とくに、かつて摩擦解決策に多用されたVERは禁止、MFAも廃止が決まった。またWTOは、こうした「原則のルール」と「例外のルール」の実効性を高めるべく、紛争処理手続きを強化し、その「司法化」を進めた⁽⁴³⁾。これは、当初の観測以上に効果的であり、各国が経済摩擦において紛争処理手続きを活用するようになる。

このように、国内構造問題が持続し、より微妙な領域に及ぶなかで、一方では二国間協議が継続し、他方ではWTOが活用されるようになった。このようななかで、第二パターン期の摩擦対応方式も、妥当性を再検討された。というのも、一方では「アグレッシブ・ユニラテラリズム」や「数値目標」など、政府介入の強い方策が多く批判を受け、他方では、逆にそれらの積極的活用論も高まり、とくにクリントン政権が「結果志向アプローチ」を推進したからである。こうして経済摩擦は、個々の国内構造問題の存否や是非、二国間交渉による対応かWTOに基づく対応か、従来型の交渉方式か新たな方式かをめぐって、従来にもまして貿易のルールや理念をめぐって展開した。半導体摩擦は、二国間、従来型の対応方式の始点であり、その典型であったため、こうした論争が先鋭に現われた。しかもこの事例は、対応方式の転換を定着させることになるのである。

第三章 分析枠組み

1. 二重の主体・構造関係：コンストラクティヴィズムの視角

前章でみたように、自由貿易レジームが「埋め込まれた自由主義」として成立したのは、それが国内的な支持基盤と不可分だったからに、ほかならない。自由貿易レジームは、各国が自由主義的な貿易政策を推進するよう拘束するものの、逆に、各国の支持がなければ、このレジームの効果も安定しない。両者は、相互依存的な関係にある。すでにみたように、日米・韓米半導体摩擦の歴史的特徴は、この国内基盤と国際レジームの関係を揺さ振った点にある。この点を照射するには、まずは自由貿易レジームと国内政治の関係を明確化する必要がある。そのうえで、その国内的・国際的変動を経済摩擦の政治過程に検出するため、適切な基本概念を設定する必要がある。

まず、自由貿易レジームと国内基盤との相互関係は、コンストラクティヴィズム（constructivism、構成主義）における「主体・構造関係」の観点によって、明確化できよう⁽¹⁾。コンストラクティヴィズムは、国際関係論の新しいアプローチであり、また多様な理論的潮流からなるものの、主にネオ・リアリズムとネオ・リベラリズム（双方の共通性に着目して、両者を新功利主義、新合理主義などと称する）の理論を批判するなかで台頭した⁽²⁾。その新功利主義は、国家とそのパワー、国益を所与の前提として、それが構成する国際システムは「アナーキー」になり、そこでは各国が機能的に同質の行動をとると仮定した。したがって、国際システムは論理内在的に変動しがたいと考えられ、変動要因となるはずの各国のパワーや国益自体のダイナミズムは、国際システムの前提となった後は視野から外れ、また規範やアイデアは、そもそも考慮されなかった。その結果、冷戦終結など、国際システムの変動を説明できないという、決定的な限界に達した⁽³⁾。

コンストラクティヴィズムは第一に、この限界を指摘し、それを乗り越えるべく、「主体・構造問題」を提起した。構造（国際システム）と主体（主として国家だが、それ以外も想定）は、互いの形成と変容に影響を及ぼしあうのであり、相互関係においてしか把握しきれないと指摘したのである。その際、構造は、パワーや利益などの物質的世界（material world）のみならず、これを「共有された知識（shared knowledge）」や規範においてどのように理解するか依存していると、想定した⁽⁴⁾。構造は物質的側面と規範的側面の、二面性をもっているのである⁽⁵⁾。

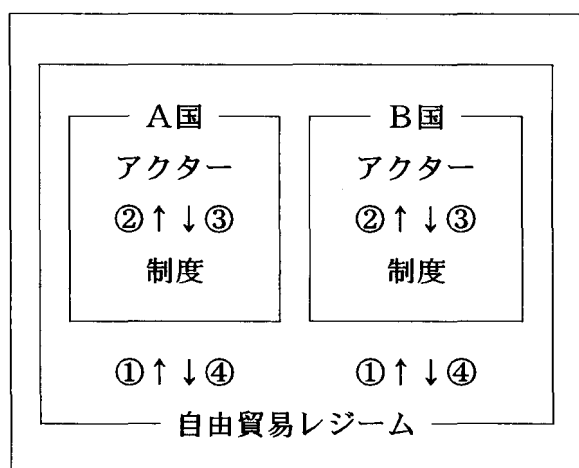
コンストラクティヴィズムは第二に、主体の利益や選好が、他の主体との相互作用を通じて、社会的に共有されることで構造化し、また変化すると仮定した。その際にコンストラクティヴィズムは、主体の認識や判断の基準として、アイデアや規範、アイデンティティなど知的要素を重視した。ここで主体の利益や規範は、「間主観的意味（inter-

subjective meaning)」をなすと想定している。すなわち、第一と第二の点は密接に結びついており、主体の利益やアイデアが成立、変化すれば、それに基づいて構造が成立、変化する。また逆に、構造が主体の利益やアイデアの成立、変化を導く場合もある。さらに、主体が利益やアイデアを維持すれば、この実践を通じて、構造は再生産され、安定する⁽⁶⁾（このコンストラクティヴィズムは問題点ももっているものの、それは後で言及する）。

コンストラクティヴィズムの「主体・構造関係」は、主に国際関係において、国家・国際システム関係として論じられている。しかし本稿では、国内にもう次元の「主体・構造関係」を設定する必要がある。ここで「主体」は官僚や政治家、利益集団など、国内の個々のアクターであり、「構造」は、彼らの相互作用を枠づけるような、国内政治ゲームのルール（後で述べるように、制度論における制度にあたる）である。この政治ゲームのルールが、国内の自由貿易派アクターを優位にし、それを安定させるなら、また、そのような政治ゲームのルールが主要各国に成立するならば、自由貿易レジームは安定しよう。

したがって、この「二重の主体・構造関係」を整理するならば、〈図1〉のようになる。

〈図1〉



すなわち、まず矢印①では、自由貿易レジームの各ルールが、各国国内に向けて自由貿易主義の経済的利益や理念上の正当性を教示し（「原則のルール」）、同時に、各国の自律的行動の余地（「例外のルール」「例外の事実上のルール」）も示す。このため各国国内では、前者の点で自由貿易派が優位を得やすくなり、また後者の点で、保護・管理貿易派が懐柔され、自由貿易を是認しやすくなる。このようななかで、各国国内には、自由貿易レジームの支持を基調とする、政治ゲームのルール（制度）が成立する。これを背景として、国内の通

商法も、自由貿易レジームに対応した法体系をもつことになろう。なお、国内の制度は、各国の伝統的な市場概念や官民関係を反映して、各国毎に多少異なりうる。〈図1〉に国家Aと国家Bを記したのは、そのためである。この相違は、自由貿易をめぐるのは、アメリカ、イギリスなどを典型に、市場を不可侵なまでに尊重し、官民関係の稀薄な国家群と、日本や韓国、フランスなどのように、市場の不完全性を前提に、政府の市場介入を想定し、官民関係の相対的に緊密な国家群に、大別されよう⁽⁷⁾。本稿の事例分析では、この好対照をなす日米、韓米の関係を扱うことになる。

矢印②においては、各国国内で制度が個々のアクターに作用しつつ、政治過程が展開する。必然的に政治過程は、自由貿易派を優位にするものの、保護・管理貿易派も一定の発言力を保っている。この政治過程は、矢印③において、制度を再生産する意味をもつ。この政治過程において、アクターは制度に基づいて行動し、そうすることによって、他のアクターに制度の作用を教示するのである。あるいは、経済摩擦のような事態が生じれば、政治過程が異なる展開を示す。典型的には、保護・管理貿易派が一層の発言力を追求し、自由貿易派に挑戦を試みる。経済摩擦が再発、再々発すれば、当該貿易分野でアクター関係の基本的構図が変化し、これを反映して制度が変化することもある。

矢印④では、各国の制度が、自由貿易レジームに対する国内の支持を確保し、自由貿易レジームに安定性を与える。あるいは、上に述べたように各国の制度が変化すれば、これを反映して、自由貿易レジームにも変化が及ぼう。

こうして、自由貿易レジームと国内の制度、および政治過程が正の循環を辿り、相互に支えあい、拡大再生産してゆけば、貿易自由化が進展する。しかし前章でみたように、「埋め込まれた自由主義」の国内・国際体制は経済摩擦に直面し、次第に「埋め込まれた」領域を浸食され、脱「埋め込み」過程が進行している。こうなると、矢印①の作用が動揺し、したがって②の拘束力も低下する。自由貿易レジームと国内制度が動揺し、それが政治過程と共振するようになる。そうすると、今度は矢印③において制度が変化し、④において自由貿易レジームの変化に至る可能性が生まれる。その結果、自由貿易レジームと国内制度、政治過程が正の循環を辿って、現実の問題に対応した、新たな安定を迎えることもあろう。しかし、三者の関係が負の循環に陥り、相互に不安定化しあう可能性もある。本稿の事例分析は、このような枠組みで捉える必要がある。

そのためには、次に自由貿易レジームと各国の制度、政治過程の各々を適確に捕捉できるよう、国際レジーム、制度、政治過程の基本概念を、再確認する必要がある。さらに、この三者の相互連関を視野に収められるよう、言い換えればコンストラクティヴィズムの視点と両立するよう、概念上の問題をクリアしておく必要がある。以下では、国際レジーム論（およびグローバル・ガバナンス論）、制度論、多元主義的政治過程論（広義の官僚政治モデル）を吟味し、事例分析のための知見を得たい。

2. 国際レジーム論（グローバル・ガバナンス論）

(1) 国際レジームとレジーム効果

国際レジーム論は、国家間の協力の背景に一定の制度的枠組みを検出し、その機能を分析する理論である。国際関係は「アナーキー」であるため、必然的に対立的、流動的な性格をもちやすい。にもかかわらず、少なからぬ分野において、協調的な秩序が実際に保た

れている。国際レジーム論は、こうした秩序を可能にする要素を、国家の機構化だけでなく、国家間の関係性のなかに求める⁽⁸⁾。

国際レジーム (international regimes) とは、最も一般的なスティーブン・D・クラスナーの定義によれば、「国際関係の特定の領域において、アクターの期待が収斂する黙示的もしくは明示的な原則、規範、規則、政策決定手続きのセット」である⁽⁹⁾。ごく単純化していえば、国際レジームとは、国際関係の分野毎に主要関係国が承認しあった、行動の方式を指す。それは、単なる一時的な協力状況ではなく、共通の目標や共同行動の方法などを備えた、中長期的な協調の枠組みでなくてはならない。いうまでもなく、各国の国益と関係国の全体的利益の間には、不可避的にジレンマが生じる。国際レジームは、国益と全体的利益をある程度満たすような、可能な最適解を指示し、国際協調を可能にすると考えられる⁽¹⁰⁾。

国際レジームが国際協調を可能にするのは、それが各国の行動を規定するためである。チャールズ・リップソン (Charles Lipson) は、この機能を「レジーム効果 (regime effects)」と呼んだ⁽¹¹⁾。国際レジーム論の主旨からして、「レジーム効果」は国際レジーム論の中心的関心事となるはずであったものの、近年まで研究は意外に手薄であった⁽¹²⁾。しかし最近、研究上の関心が効果的な国際レジームの条件に移ったのを反映して、「レジーム効果」が改めて議論されている。とくにオラン・R・ヤング (Oran R. Young) は、それを国際レジームの「有効性 (effectiveness)」と捉え直し、研究の中心に据えている⁽¹³⁾。最近の研究は、国際レジーム自体の組織的デザイン、機能、拘束力だけでなく⁽¹⁴⁾、国内政治過程に踏み込む必要を提起している。例えばヤングは、行動有効性、過程有効性などの概念を示し、国内アクターの行動、これを枠づける国内法、政治システムなどの重要性を指摘している。この点に関連して、ハラルド・ミューラー (Harald Muller) は、国際的な軍備管理レジーム (対弾道弾ミサイル禁止条約と核不拡散条約) の事例分析を通じて、国内のレジーム支持者が、国際レジームの正当性、その国内法上の根拠、レジームをめぐる国際的評判などに基づいて、国内で影響力を獲得した様相を示している⁽¹⁵⁾。また、一部のコンストラクティヴィズムの議論は、国際レジームのアイディアの正当性、利益の見通しなどが、国内制度にどのように内部化 (internalize) するかに、着目している⁽¹⁶⁾。これは、「レジーム効果」を把握するうえで、重要な意味をもつと考えられる。

すなわち、すでに述べた<図1>の矢印①は、「レジーム効果」として捉えられるものの、その具体的作用については、自由貿易レジーム自体、とくにこれが「埋め込まれた自由主義」をなしている意義とともに、各国国内の制度において捉える必要がある⁽¹⁷⁾。それは、事例の半導体摩擦において国内構造問題が浮上し、「レジーム効果」を侵害したのだとすれば、それを評価するうえで重要である。

(2)国際レジームの多様性・複合性

当初の国際レジーム論は、このような「レジーム効果」を多様な国際レジームに認めていた。すなわち、国際レジームの形態は多様であり、一方には関係国に明確な合意が成立し、これを明文化、組織化している場合がある。国際機構や条約はその典型であり、先のクラスナーの定義でいえば、「明示的」な国際レジームにあたる。他方には、関係国の合意が曖昧な次元にとどまり、緩やかな拘束力しかもたない場合がある。暗黙の行動準則や慣行などが典型例であり、これは「黙示的」な国際レジームにあたる。この双方の間に、多様な形態の国際レジームがありうる。国際レジーム概念の新しさは、国際機構や協定のような実態を伴わず、このために看過されてきた協力の枠組みをクローズアップした点にある。

国際貿易の分野では、二つのタイプの国際レジームが指摘されている。第一は、いうまでもなく自由貿易レジーム、主としてGATT/WTOである⁽¹⁸⁾。GATTは、第二章でみたようにITOを代替すべく、暫定的な協定として成立したため、協定やこれに対する各国の同意を伴っていても、事務局や総会など、国際機構としての要件を欠いている⁽¹⁹⁾（WTOの目的の一つは、これを国際機構化する点にあった）。しかもGATTは、東京ラウンドにおいてGATT規約との法的関係の曖昧なコードを備えるなど、多様な規範、役割をもっている。したがって、GATTは国際機構とは呼べないものの、国際レジームには十分該当する。

第二のタイプは、VERやVIEの枠組みであり、具体的には繊維分野のMFA、鉄鋼分野のOECD鉄鋼委員会、また自動車貿易をめぐる各国の慣行などが、それにあたる⁽²⁰⁾。各部門のVERやVIEは、自由貿易レジームから一定の距離を置いており、また自由貿易レジームと並置できるほど制度化せず、安定していない。その意味において、自由貿易レジームの下位に位置する、サブ・レジームにあたる⁽²¹⁾。しかし、国際レジーム概念を採用することで、多国間、二国間のVER、VIEは、個々に無関係な措置としてでなく、一定の共通性や関連性をもつ体系として捉えられる。それらは、GATTに反する側面をもつものの、前章にみたように、「例外の事実上のルール」としてGATTを補完し、現実の貿易問題を処理する側面をもっていた。

(3)グローバル・ガバナンスと民間レジーム

国際レジームの存在形態が多様であれば、それを単一の概念でくくるには無理があり、概念の切れ味や操作性が鈍りかねない。このため、国際レジーム概念の単純化、明確化も試みられている⁽²²⁾。しかし、むしろ国際レジームの多様性こそが、重要と考えられる。国際関係は流動的であり、その課題は多様である。そのようななかで各国が国際協調を保

つには、多様な国際レジームが要請されよう。多様なレジームが併存し、相互に関連しあうなかで、複雑な問題状況に対処でき、全体的な秩序も可能になりうる。この点に着目するのであれば、多様な国際レジーム間の関係を、積極的に捉える必要がある。

近年、グローバル・ガバナンス (global governance)、ガバナンス・システム (governance system) などの概念が提起されているのは、この課題に対応するためでもある⁽²³⁾。オラン・ヤングは、ガバナンス・システムの上位に制度を設定し、それを「ルールあるいは約束事のセットで、社会で何がどう行われるかを規定し、そこに参加する個人の役割を定め、それらの役割を担う者同士の相互作用をガイドする」と定義している⁽²⁴⁾。ヤングは、国際レジームが個々の分野で特定の社会集団の関心事について、集団的選択を行うための制度と位置づけている⁽²⁵⁾。

多様な国際レジームを考える場合、国際貿易分野では、とくに民間レジーム (private regimes) の存在を忘れることはできない。国際レジームは、主権国家のみが構成するわけではない。トニー・ポーター (Tony Porter) が喝破したように、国際レジーム論は、経済分野の分析を中心に据えていたにもかかわらず、なぜか民間アクターの役割を軽視してきた⁽²⁶⁾。ポーターやヴァージニア・ホーフラー (Virginia Haufler) は、非国家アクターの役割に照準を合わせ、それが国家間レジームに影響を及ぼすだけでなく、それ自体が独自の民間レジームを構成すると主張した⁽²⁷⁾。グローバル・ガバナンス概念は、この非国家アクターを視野に入れる点においても、適合的である。ガバナンス概念の特徴は、すでに述べた国際レジーム間の関係を補足し、より包括的な秩序を展望する点とともに、国家以外の多様な主体、とくに各種のNGO、それらによるトランスナショナル・リレーションズを重視する点にある⁽²⁸⁾。

実際、本稿の事例でも、半導体貿易に関する民間レジーム、WSC (世界半導体会議) が成立し、半導体分野の自由貿易ガバナンスにおいて不可欠の役割を果たす。この場合、自由貿易レジームと自由貿易ガバナンスの関係が問題になる。実際、両概念の関係は一般的に混乱している。本稿では、貿易のみの分野の諸ルールについては、それが多様な要素、あるいはサブ・レジームを伴う場合も、自由貿易レジームと呼ぶ。これに対して自由貿易ガバナンスは、貿易以外の関連領域、具体的には環境、労働、人権、技術標準などに及び、したがって貿易以外の国際レジーム、その多様な構成主体と密接な関係をもつ場合に用いる⁽²⁹⁾。

(4)国際レジーム論のコンストラクティヴィズム的「回帰」

以上のように、国際レジーム論、グローバル・ガバナンス論は、国際貿易をめぐる各国間の行動準則を捉え、また、それが各国の貿易行動を拘束し、秩序の形成に資する現象 (すなわち<図1>の矢印①) を捉えることができた。しかし、本稿にこの理論を援用する

には、二つの点を明確にしておく必要がある。第一は、コンストラクティヴィズムの観点との関係、第二は、〈図1〉の矢印④に対応する、自由貿易レジーム、ガバナンスの変化である。

第一点は、等閑視されているものの、国際レジーム論は元来コンストラクティヴィズム的であった。先にあげたクラスナーの定義は、国際レジームを「アクターの期待が収斂する」ものとしていた⁽³⁰⁾。アクターが一定の期待をし、それが収斂し、今度はアクターの行動を拘束するという理解は、コンストラクティヴィズムの「主体・構造関係」と合致する。フリードリック・V・クラトクヴィル (Friedrich V. Kratochwill) とジョン・G・ラギーも、国際レジームに関する初期の論文において、国際レジームを「間主観的」存在だと指摘していた（彼らは、後にコンストラクティヴィズムの主要な論者になる）⁽³¹⁾。また、国際レジームの規定要因として、従来からパワー、利益とともに、理念が指摘されていた⁽³²⁾。しかし、このような理解は、ネオ・リアリズムとネオ・リベラリズム（ネオ・リベラル・インスティテューショナルリズム）の論争が激化し、それが国際レジームの可能性を焦点の一つとするなかで⁽³³⁾、消散してしまった。論争は、「アナーキー」な国際関係において、「相対利得」を越えて国際レジームが成立するか否か、これをゲーム論的に説明できるか否か、という狭い議論に収縮したのである。この文脈において、パワーと利益は重視されても、理念は捨象されてしまった。したがって、コンストラクティヴィズムが「主体・（国際レジームを含む）構造関係」を問題化したのは、元来の国際レジーム論への回帰、もしくは再論でもあった。本稿で、コンストラクティヴィズム的観点から国際レジーム概念を用いるのに、論理的な齟齬は生じない。

(5) レジーム変化

第二の検討点は、国際レジームの変化であった。「レジーム変化 (regimes change)」は、国際レジーム論の重要な焦点の一つであった。国際レジーム論は、国際レジームが成立、存続し、発展し、しかし衰退し、崩壊すると想定し、その要因を論じてきた。この要因としては、すでに言及したように、一般的にパワー、利益、理念が指摘されてきた。三要因のうち、いずれを重視するかは、ここでもネオ・リアリズムとネオ・リベラリズムの論争に左右された。すなわち、ネオ・リアリズムの覇権安定論は、パワーの配置を要因とし、覇権国の相対的衰退が「レジーム変化」の主因となると論じた。したがって、一九七〇年代から八〇年代に経済摩擦が頻発し、自由貿易レジームが動揺したのは、アメリカの覇権衰退の結果だと指摘した⁽³⁴⁾。これに対してネオ・リベラリズムは、「レジーム変化」の要因として関係国の利益を重視した。すなわち、覇権衰退にもかかわらず、関係国が国際レジームに相互利益をみだしていれば、あるいは国際レジームの喪失、新レジーム形成のコストが高かつくならば、「レジーム変化」は生じないと主張した。したがってネ

オ・リベラリズムは、経済摩擦によっても自由貿易レジームの根幹は持続しており、変化は限定的だと論じた。ジョン・G・ラギーやチャールズ・リブソンは、自由貿易レジームの変化は「レジーム内変化」（リブソン）もしくは「規範統制的变化」（ラギー）だと指摘した⁽³⁵⁾。

コンストラクティヴィズムの立場からすると、「レジーム変化」の要因として、理念や規範、政策アイデアが重要な意味をもつ。自由貿易レジームは、自由貿易主義に対する各国の支持、正当性の認識、異なる理念の選好などに、左右されるとみるのである。その際、主要貿易国が、経済摩擦を通じてVERやVIEを是認してゆき、同時にGATTを支持しつづけるのであれば、自由貿易レジームが存続しつつ、これと矛盾しかねないVER・VIEサブ・レジームも併存することになる。この場合の「レジーム変化」は、自由貿易レジームの衰退、崩壊ではなく、レジームの重層化、自由貿易レジームのガバナンス化を意味する。

以上のように、国際レジーム論は本稿のコンストラクティヴィズム的観点に適合し、自由貿易レジームとVER・VIEサブ・レジームの所在と、その機能を捉えることができる。また国際レジーム論は、自由貿易レジームと各国との相互関係、すなわち、自由貿易レジームによる国内政治への作用（レジーム効果、＜図1＞の①）と、国内政治による自由貿易レジームの変化（レジーム変化、もしくは重層化、ガバナンス化、＜図1＞の④）を明確化できる。ロバート・M・A・クロフォード（Robert M. A. Crawford）によれば、国際レジーム論は、国際的な制度的枠組みのダイナミズムを詳細かつ経験的に分析する手段として、現時点では最良のものである⁽³⁶⁾。それは本稿の事例分析にも、有益な示唆を提供してくれそうである。

2. 制度論

(1)国内制度

国内の制度については、制度論が分析の手がかりを与えてくれる。

制度論は、ここ一〇数年ほど政治学、行政学、経済学、社会学など、多くの分野で流布している（ただし国際関係論は、余りこれを利用してこなかった）⁽³⁷⁾。ここで検討する政治学（行政学）の制度論は、歴史的制度論と合理的制度論に分かれる。双方の間には論争があったものの、近年は収斂傾向も生まれている⁽³⁸⁾。本稿が援用するのは、前者の歴史的制度論である。

制度論の鍵になる考え方は、「経路依存性（path dependency）」である。一旦ある政治的選択がなされたならば、その「経路」は後の政治的展開を拘束する。あらゆる政治現象は先行する現象をもち、その先行現象はすでにルールや規範として構造化している。制

度論は、後続の現象が、その構造的影響を受けていると仮定するのである⁽³⁹⁾。そうだとすれば、アクターの行動は一見自律的にみえたとしても、実際には過去の影を宿し、それに方向づけられていることになる。これを、この「経路」の構造（規範やルール）の観点からみるならば、アクターの行動は、その構造に必要な機能を担っているともいえる⁽⁴⁰⁾。制度論は、この構造とそれによる作用を検出し、その意義を問う。

この構造が、制度（institutions）である。広く用いられるピーター・ホール（Peter Hall）の定義によれば、制度とは、「政治と経済の様々な単位において、個人間の関係を構造づける公式ルール、同意手続き、標準作業慣行」⁽⁴¹⁾を指す。具体的には、政党制や選挙手続き、官民関係や産業・労働関係、政治文化など多様な要素が、制度として研究の対象となってきた。

制度の作用について、ホールの定義は「個人間の関係を構造づける」と述べていた。ホールはこの作用について、「屈折（refracts）」とも表現している⁽⁴²⁾。制度は、アクターの相互作用と政策の間に介在し、アクターの相互作用を「屈折」して、一定の傾向性を与え、それが政策に反映するのである。制度論は、以前に政治過程分析の主流をなしていた多元主義を批判した。その多元主義的政治過程論は、次の節で述べるように、政策の規定要因として多様なアクターの相互関係に着目していた。制度論は、多元主義的理論がアクター関係の構造的枠組みを過小評価しているとし、この構造的要素こそを政策の要因として重視したのである。すなわち制度論は、多元主義的な政治過程を否定してはならず、むしろ政治過程の多元的分析に制度の分析を融合するよう主張している⁽⁴³⁾。

制度による「屈折」作用は、アクターの認識や行為を方向づけるため、必然的に特定のアクターの優位や利益を固定する。その限りにおいて、制度は構造的な権力としても機能する⁽⁴⁴⁾。

(2)「埋め込まれた自由主義」の国内制度

自由貿易レジームのもとでは、各国国内にそれに対応した制度が成立すると述べた。前章にみたように、自由貿易レジームは「埋め込まれた自由主義」をなしているため、各国の制度も、自由貿易主義を独自の市場概念や官民関係、社会慣行などに「埋め込」んでいられると考えられる。従来の幾つかの研究は、このような国内制度を示唆してくれる。もっとも制度論の研究に、日米・韓米経済摩擦を直接分析した例は、殆ど見当たらない。とはいえ日米の貿易政策に関しては、制度論的な分析があり、日米が異なる「埋め込まれた自由主義」の国内制度を備えている様相を、指摘している。

まずローラ・D・タイソン（Laura D'Andrea Tyson）とジョン・ザイスマン（John Zysman）、チャーメーズ・ジョンソン（Chalmers Johnson）は、日本の貿易・開発パターンを、政府の制度と政策、市場の制度、企業戦略の三要素の結合として論じた⁽⁴⁵⁾。日本

では、中央集権的な政治制度と官民の協調的關係があり、協調と競争の併存する独自の市場制度が機能している。このコンビネーションにおいて、日本独自の開発パラダイムが成立し、制度として存続していると、タイソン等は考えた。また彼女等は、このパラダイムこそが集中豪雨的な輸出と対日輸入の低迷を生み、すなわち経済摩擦の一因となったと指摘した⁽⁴⁶⁾。

マリー・アンコードガイ (Marie Anchooguy) も、スーパー・コンピュータ分野を事例に日本の産業・貿易政策を分析した。彼女は、制度論を直接用いていないものの、やはり日本独自の制度的要素に着目している⁽⁴⁷⁾。アンコードガイは、日本では緊密な政府・産業關係が産業の比較優位を増進し、同時に、外国企業の対日参入を抑制したと主張した。興味深いのは、その延長線上で、日米スーパー・コンピュータ摩擦を分析している点である。アンコードガイは、この摩擦が日米間の制度や市場観など、制度上の相違によって生じたとみた。しかも彼女によると、日米摩擦の展開過程も制度の観点から理解できる。アメリカ政府は、日本の政府調達への対外開放のみならず、日本市場のあり方自体に変更を求め、日本政府はこれを極力避ける観点から、日本市場をアメリカ企業に部分的に分割する方法を選択したという。

アメリカの貿易政策については、多くの研究があるものの、ここでは特徴的なジャディス・ゴールドステイン (Judith Goldstein) の分析をみておきたい⁽⁴⁸⁾。ゴールドステインは、制度としてアイディアに着目し、経済思想がアメリカ通商法に制度化した様相を考察している。彼女によると、合衆国の通商法は二律背反であり、一方にレッセフェールの自由競争を、他方に国内産業の保護を制度化し、通商政策を複雑にしている。例えば、後者の国内農業の保護は、一九三〇年代の農産物価格の下落対策に起源をもち、それが通商法に制度化してしまった。このため、後にアメリカ農業が輸出競争力を獲得し、保護の経済的合理性が失われたにもかかわらず、保護主義的政策は持続したという (その後、アメリカは農業政策を転換し、自由化を推進する)。

これらの研究は、日米に異なる「埋め込まれた自由主義」の制度が、しかしともに存在することを示している。また、その制度の相違が、経済摩擦の要因となり、また摩擦の様相に影響しうることを示している。

(3) 制度の構成要素：アイディアと官民關係

本稿では、日米、それに韓国の制度が、自由貿易主義の政策アイディアと官民關係を重要な構成要素で、かつ相違点としていると考える。自由貿易レジームは「埋め込まれた自由主義」をなしているのであるから、自由貿易主義の政策アイディアの異同は重要であるし、日米間および韓米間のアイディア上の相違は、官民關係とも密接に結びついている (いうまでもなく、古典的な自由貿易主義の政策アイディアは、緊密な官民關係を許容しな

いであろうし、官民関係が緊密であれば、それは自由貿易のアイデアが、一定の政府介入を許容していることを意味する)。タイソン等やアンコードガイの研究も、市場の概念や官民関係に着目していた。また、実際の日米・韓米経済摩擦で争点化しているのも、直接的には官民関係であり、間接的には、これを支える市場概念、自由貿易のアイデアである場合が多い。

前者のアイデアを、従来の経済摩擦研究は正面から扱わなかった。しかし近年は、制度論を含めて、多くの分野の研究がこれを重視している⁽⁴⁹⁾。実際、政策アイデアは一般的にアクターの選好の基準として、無視しえない意味をもつ。現実の世界は複雑であり、また特定の政策の内容、その結果も容易には理解しにくい。アイデアは、利益の判断材料や行動の動機づけを与えてくれ、また他者に対する説得、正当化の根拠ともなる。このためアイデアは、ジャディス・ゴールドSTEINとロバート・O・コヘイン (Robert O. Keohane) によると、「地図 (road map)」として機能する⁽⁵⁰⁾。とりわけ、既存の政策が転換する場合、アイデアが転換の必要性和方向性を提起し、具体的な選択肢を提示するなど、決定的な役割を果たす場合が少なくない⁽⁵¹⁾。もちろんアイデアは、単独で作用するというより、利益やパワーなど、他の要素と結びついて作用する。しかもその作用は、アクターの心理や認識の内部で生じるため、自律的な影響を客観的に捕捉するのは、原理的に難しい⁽⁵²⁾。したがってその実証的分析は、政策アイデアを記した文献、その影響を表明したアクターの発言、インタビューなどを駆使しつつ、利益やパワーとの関係も視野に入れながら、慎重に行う必要がある。

自由貿易主義をめぐる政策アイデアには、多様なタイプが想定されるものの、本稿にとって重要なのは、次の二つのアイデアである⁽⁵³⁾。第一は、古典的な自由貿易主義であり、その歴史と理論に裏づけられた正当性をもっている。それは、GATTのもとで国際的に確立し、また各国の政策、その政策決定者の信念として定着している⁽⁵⁴⁾。これは、より普遍的で体系的な、上位の政策アイデアをなす。第二は、第一のアイデアの問題を指摘したり、これを批判する政策アイデアであり、その意味で修正的な自由貿易主義である。一般的に開発主義、公正貿易、(限定的)相互主義、結果主義などの形態をとる⁽⁵⁵⁾。これらは、その時々々の貿易状況や政治的事情を背景に、古典的な自由貿易主義の限界や盲点を突き、修正や代替の必要性を提起する。したがって、第一の政策アイデアに対して、下位のアイデアに位置する。各国は、自由貿易レジームの「埋め込まれた自由主義」を反映して、この二種の自由貿易主義アイデアを独自の仕方でも組み合わせているものと考えられる。それが制度化して、貿易政策や貿易問題に対する認識、対応を方向づけているのである。

第二にあげた政策アイデアは、貿易問題に対応して事後的に浮上し、浸透してゆく。その提起と浸透において、産業団体や弁護士、研究機関や調査機関、ロビイスト、学者などが決定的な役割を果たす場合がある。彼らは、その専門的な知見や情報を背景に、新た

な理念や着想、情報などを提示し、各方面に売り込み、拡散するのである。ジャック・L・ウォーカー（Jack L. Walker）は、彼らを「政策起業家（policy entrepreneur）」と呼んだ⁽⁵⁶⁾。

もう一つの制度の要素は、官民関係であった。自由貿易レジームにおいて、貿易活動の主体は企業、産業であり、他方で、政策の主体は政府である。前者の企業、産業は、その収益や経営状況を貿易に左右されるため、これに強い関心を寄せ、利益の増減、その見通しに一喜一憂する。したがって、貿易上の問題と対応の必要、その際の対応策を提起し、その実施を求める。その貿易上の対応は、究極的には自由貿易政策上の意義、貿易自由化か管理貿易化かに行き着く。この政策判断は、主に政府官僚、時には閣僚、首相・大統領が、政策の決定・運用者として実施する。したがって、この企業、産業と政府の関係、つまりは官民関係が、貿易政策を規定する基本的なアクター関係となる。

もちろん消費者団体、メディアなど、とりわけ議会（国会）はアクターとして無視できない。とくにアメリカでは、憲法上、貿易の権限を連邦議会がもち、政府は、この権限の委譲を受けて貿易交渉に臨むため、議会が貿易政策を左右しうる⁽⁵⁷⁾。また、とくにアメリカ議会は、独自の調査スタッフを擁し、問題の提示や政策案の提示において重要な役割を果たしうる。しかし貿易分野では、議会の役割は間接的、媒介的だといえるのではないか。その機能は、問題の把握や政策の内容を具体的に左右するというよりも、企業や産業の主張を受けて、それをややもすれば単純化しながらも、強調して政府に媒介し、政府の対応を引き出したり、より強化する点にある⁽⁵⁸⁾。問題や政策の具体的内容は、基本的には官民関係に左右されると考えられる。

制度論の研究は、制度の作用の仕方として、アクターの目標、利益の定義などを左右する点と、アクターの影響力、行動の手段、政策決定上の参加などを左右する点を、指摘していた⁽⁵⁹⁾。これに関連づけるならば、自由貿易主義をめぐる政策アイデアはほぼ前者に、官民関係はほぼ後者に対応しよう。

これまで検討した制度の概念は、各国において、自由貿易レジームの作用のもとで制度が成立し、それが国内の政治過程を構造的に枠づける様相を、適切に捉えられそうである。ここで制度は、自由貿易レジームの「レジーム効果」を、国内の多様な関係者に及ぼす機能を果たす。これは、〈図1〉の②にあたる。これに対して③では、逆に政治過程が制度に作用し、場合によっては、制度に変化が生じる。この制度の変化は、近年の制度論において、重要な研究課題の一つになっている。

(3)制度の変化

制度は、一定の固定性をもっている。制度は「経路」を構造化し、それを固定しているからこそ、後の政治過程を拘束する。とはいえ、その制度もゆくゆくは変化するはずであ

る。この「制度変化のパラドクス」⁽⁶⁰⁾は、どのように整合的に説明できるのか。

かつての有力説は「挿話的かつ劇的 (episodic and dramatic)」な変化仮説であり、スティーブン・D・クラスナーやG・ジョン・アイケンベリー (G. John Ikenberry) が主張した⁽⁶¹⁾。制度はその固定性からして、環境との間に不可避的にズレを蓄積してゆく。これがぎりぎりの臨界点に達すると、顕著な制度変動が生じる、という解釈であった。したがって、制度が持続している間は、その作用が健在であり、政治過程は一定のパターンを示す。しかし制度変化の局面に入ると、今度は政治過程が制度の変化を招き、新たな制度を形成することになる。この説は少なからぬ反論を被った。その根拠は、制度と政治過程の関係を単純化している点、両者の因果関係を (途中で転換する) 一方向のみで捉えている点、制度変化の要因を、外部環境のみに求めている点など、要するに「制度的拘束と政治戦略の相互作用」を看過していることにあった⁽⁶²⁾。

これに対してカスリーン・セレン (Kathleen Thelen) とスヴェン・スタインモ (Sven Steinmo) は、制度が作用しながら変化するなど、複合的に展開すると指摘した。セレンとスタインモは、例えば社会経済的・政治的な状況が変化し、関係アクターやその目標が変化すれば、制度の作用の仕方が変わり、「制度内変化」が生じると指摘した。また彼女等は、アクターが制度の変化を企図して行動を調整すれば、制度が変化しうると主張している⁽⁶³⁾。

この議論の延長線上で、シンシア・A・ホディ (Cynthia A. Hody) の研究は興味深い知見を示している。ホディは、制度の持続と変化が混合する状況を、「漸進的過程としての制度変化」⁽⁶⁴⁾として提示した。ホディによれば、制度は多様な秩序の原則を伴って、複合的な構造をしており、その各秩序原則が異なるペース、異なる程度で常に変化している。アクターの行動はこれに対応しており、制度の決定的な変化に先んじて、制度変化を導くような動きを示す。こうして制度の持続と変化は、常に混合していると、彼女は指摘する。ホディの言葉によれば、「歴史は継目なく (seamless)」展開するのである⁽⁶⁵⁾。

このような制度の変化とアクターの関係も、国家と国際レジームの関係と同じく、「主体・構造関係」として、コンストラクティヴィズム的な観点から説明できる。すでにクラスナーや真淵が、制度変化の説明において、アレクサンダー・E・ヴェント (Alexander E. Wendt) の議論を援用していた⁽⁶⁶⁾。すなわち、アクター (主体) は、その行動を通じて制度 (構造) を形成するものの、その後は制度 (構造) が自律性を得て、今度はアクター (主体) の行動を拘束する。その結果、アクターの行動は制度を再生産、強化する意味をもつものの、すべてのアクターが同じ程度、制度の拘束を受けるわけではない。アクターの行動は多様であり、他方では制度から逸脱したり、制度に挑戦したりもする。これを反映して、制度は部分的に変化、あるいは全面的に変化し得るのである。

3. 多元主義的政治過程論（官僚政治モデル）

(1) 政治ゲームとしての政治過程

半導体摩擦に限らず、従来の経済摩擦の研究は、主に多元主義的な政治過程論の分析枠組みに依拠していた。本稿でも、事例の政治過程の分析には、これを利用する。ただし、この政治過程が自由貿易レジームと国内制度の変化に連動した側面は、すでにみた国際レジーム論と制度論を援用しなければならない。そのためには、政治過程論の分析枠組みを改めて検討し、新たに付加する概念と整合するよう、修正を加える必要がある。

経済摩擦に関する政治学的研究は、多元主義的な政治過程論の分析枠組みによって、革新された。それは一九七〇年代末に、官僚政治モデルが本格的に応用されたためである⁽⁶⁷⁾。この分析枠組みは、外交研究において一世を風靡し、その影響が経済摩擦の分析にも及んだ⁽⁶⁸⁾。このため経済摩擦は、関係国の多様なアクターによる政治ゲームとして、ダイナミックに、しれも実証的に分析されるようになった。このモデルは、以前の素朴な経済摩擦のイメージ——国益と国益の相克、もしくは一部の関係者の企図——を、見事に転換する手がかりとなった。それ以降の研究の多くは、明示的であるかどうかは別にして、官僚政治モデル的な観点を採用している。この観点は、船橋洋一など優れたジャーナリストの著作にも認められる⁽⁶⁹⁾。

官僚政治モデルは、数年前に欧米の学術誌が批判的論考を相次いで発表し、また、このモデルを提起したグレアム・T・アリソン（Graham T. Allison）が著書の改訂版を刊行したため、再び注目をあびた⁽⁷⁰⁾。とはいえ、このモデルが提示されたのは一九六九年であり（著書としては一九七一年）、もはや過去の理論となった感が強い。それは国際関係理論において、アリソンの批判した合理的アクター・モデルが、新功利主義として再興隆したためでもあろう。しかし経済摩擦を始め、幾つかの実証研究の領域では、官僚政治モデルは研究者の間に定着し、逆説的ではあるものの、もはや顧みられないほどに常識化している。

官僚政治モデルが画期的だったのは、政策を「政治的所産（political resultant）」⁽⁷¹⁾と捉えた点にある。この観点は必然的に、政策の規定要因として、政策決定に至る政治過程をクローズアップした。官僚政治モデルはこの政治過程を、主要な政策決定者個人をアクターとし、その相互作用として解釈した。この相互作用を体系的に捉えるため、アリソンは、（大胆に単純化するならば）次のような構成の分析枠組みを提示した。

まずアクターとして、政府内の主要な首脳、閣僚、高級官僚などに着目する。各アクターは、各々異なる地位にあるため、それぞれの地位に由来する「立場」に基づいて、異なる観点から問題に対応すると仮定する。また、その「立場」を貫徹するために、地位に付随する「力」を行使すると仮定する。ここにプレイヤー間の対立が生じ、様々な駆け引き

が「政治ゲーム」として展開する。その帰結がすなわち政策になる⁽⁷²⁾。

この理論構成のもとで、外交行動の政治過程はすぐれて具体的、客観的に、またダイナミックに捉えられた。というのも、官僚政治モデルは個人を分析単位とし、その行動という目にみえる要素によって、政治過程を再構成した。また、本来なら捉えにくいアクターの立場も、地位という分かりやすい要素に還元した。そのため分析は具体的になり、また分析者の主観的解釈の余地の少ない、その限りにおいて客観的なものになったのである。個人とその行動は、(心理を別にすれば)分析上の最小単位であるから、これに照準を合わせたために、分析は詳細で実証性の高いものになった。日本において、官僚政治モデルが占領・講和期の歴史研究と融合したのは、当然であった⁽⁷³⁾。さらに、政治ゲームの概念によって、政治過程における協調と対立、駆け引きの様相は、生き生きとダイナミックに描かれた。

こうして経済摩擦は、主要なアクターが衝突しあい、妥結するまでの緊張に満ちたストーリーとして、緻密に捉えられた。そこに浮かび上がったのは、多様なアクターが個別的利害に拘るあまり、複雑な対立や混乱が生じ、問題が必要以上に激化、長期化する様相であった。例えば日米経済摩擦は、両国の国益の相克という単純な姿ではなく、複雑な「日・米米摩擦」の構図をなしていたのである⁽⁷⁴⁾。

ここで注意を要するのは、官僚政治モデルが経済摩擦の分析に用いられた際、一定の修正が加えられた点である。このモデルは元来、「官僚政治」の名が示すとおり、分析の範囲を行政府の官僚機構内に絞り込んでいた。それ以外のアクターは、アド・ホックな「一時的プレーヤー」として、もしくは政府内のアクターの認識や考慮を通してのみ、モデルの射程に入った⁽⁷⁵⁾。この視野の狭さは、官僚政治モデルの主たる欠点の一つでもあった⁽⁷⁶⁾。にもかかわらず、経済摩擦は通常、余りに多くの、しかも政府内外の関係者の間で展開する。多様な官僚のみならず、政府首脳、閣僚、政治家、産業団体、労働組合、ロビイストなどが、一国内のみならず、国境を越えて関与する。このため分析者は、アクターの「立場」と「力」といった基本概念を、国内全般ひいては二国間全般に拡張して適用した。いかえれば、主要アクターの全てを「政治ゲーム」の主体とし、ほぼ同等の比重で扱った。I・M・デスラー、佐藤英夫、草野厚などの研究は、その好例である⁽⁷⁷⁾。その際のアクター関係のうち、国境を隔てた関係については、一九八〇年代に台頭した相互依存論や、トランスナショナル・リレーションズの研究が、知見を提供した⁽⁷⁸⁾。こうして官僚政治モデルは、その運用上、国内・二国間政治の全般に対する、多元主義的政治過程モデルに発展した。

(2)制度の解体

官僚政治モデル(の発展モデル)は、経済摩擦の政治過程の解明に成果をあげたものの、

政治過程の背景にある制度など、構造的要素は看過しがちだった。その原因は、第一に、このモデルがアクターの動機を、利益の観点から捉える点にあった。第二に、アクターが自律的に行動するという仮定も、一因であった。この二点によって、自由貿易レジームとこれを反映した国内制度は、分析上、個々のアクターの利害追求行為に分解されてしまった。

第一の問題点は、すでにエドワード・ローズ (Edward Rhodes) やテオ・A・トゥーネン (Theo A. Toonen) などに指摘されている⁽⁷⁹⁾。ローズが喝破したように、官僚政治モデルは利益 (個々のアクターの組織上、組織内での立場、組織自体の立場の得失など) という、意外に伝統的な概念でアクターを分析した。それは皮肉にも、ローズが指摘したように、このモデルが挑戦したはずの合理的アクター・モデルと同じであった。ただ分析の単位が異なり、合理的アクター・モデルが国家 (もしくは政府) を分析単位としたのに対して、官僚政治モデルは、政府内部の個人に照準をあわせた。官僚政治モデルはこの個人を、やはり合理的アクターとみることで、政府内の隠れた動きを解きほぐしたのである。

利益の重視は一見、経済摩擦の分析に馴染みやすい。経済摩擦は、確かに一面では経済的・政治的利害の得失をめぐって、展開する。しかし利益重視のバイアスは、自由貿易レジームと国内の制度、これを構成する自由貿易主義の政策アイデアと官民関係の意義を見失わせる。仮にあるアクターが、自由貿易主義を主張したとしても、これを利己的な経済的利害に基づくものだと解釈しがちである。さらには、自由貿易主義の主張を、利害計算を隠す虚飾であるかのようにさえ扱ってしまう。しかし、自由貿易レジームと国内の制度において、自由貿易主義は利害計算に還元できない政策アイデアとして、それ自体の正当性、神聖さを伴っているはずである。

官僚政治モデルのうち、「政治ゲーム」の概念は魅力的で、本稿にも有効であるものの、アクターの「立場」と「力」は、利益とともにアイデアを重視して評価すべきであろう。それは、従来の経済摩擦研究がそうしたように、モデルの運用上の修正によって可能だと思われる。例えば、すでに言及した「政策起業家」は、政策アイデアの提起や普及自体に、その「立場」の正当性をもち、知的な説得力をその「力」とする。官僚政治モデルに基づく多元主義的政治過程論も、この「政策企業家」をアクターと捉え、他のアクター — 例えば経済的利益に拘泥するアクター — との相互作用を観察できよう。

第二の問題点は、アクターの自律性の仮定であった。官僚政治モデルは、アクターが基本的に自らの判断と、自らの能力に基づいて行動すると想定していた⁽⁸⁰⁾。逆にいえば、個々のアクターにはどうにもできない全体的状況、他の有力アクターからの拘束などは、意識的には捉えようとしなない。これに関連して、官僚政治モデルは権力のヒエラルヒー構造を無視していると、批判を受けてきた。とくに、アリソンによるキューバ危機の事例分析は、分析上、ジョン・F・ケネディ (John F. Kennedy) 大統領さえ他の閣僚と同等に扱おうとしており、多くの批判を被った⁽⁸¹⁾。アメリカ大統領は制度上、他の閣僚に対し

て絶対的に優越しており、同一平面で政治ゲームに参加しはしない。大統領に限らず多くのアクターは、それが位置する構造的文脈によって、行動や他のアクターとの関係を異にする⁽⁸²⁾。自由貿易レジームと国内制度も、こうした構造的文脈として作用したはずである。

もちろん官僚政治モデルも、構造的要素を無視してはいない。二つの関連する概念、「ゲームのルール」と「行為経路」を備えている。前者は、具体的には法令や慣習、文化などを指し、アクター間の政治ゲームに枠をはめる。後者は、アクターが問題に関与する時点、その際の利点などを規則化するという⁽⁸³⁾。しかし官僚政治モデルは、この「ゲームのルール」や「行為経路」を所与の前提とし、それら自体の政治的根拠やダイナミズムを捉えようとしなない。換言すれば、これらの構造的要素は、政治過程において外生的な、政治から切り離された存在になっている。官僚政治モデルは、政治過程における制度や国際レジームの作用を、適切に評価できそうにない。

制度論は、まさにこの点に着目し、アクターの原子論的解釈では理解できない、全体的構造の作用を捉えようとしていた。制度論者のテダ・スコッチポル (Theda Skocpol) によれば、アクターの相互関係のみに着目したのでは、アクターの利害や政治的関係をいわば表面的に捉え、それが制度的文脈によって可変的であることを見逃してしまう⁽⁸⁴⁾。しかし、逆に制度論は、政治過程を否定しなかったにもかかわらず、これを捉える枠組みを備えていなかった。それもあってか、制度論は、構造的要素を重視する余り、政治過程にみられる生々しい駆け引きや緊張を、ほかす傾向をもっていた。すなわち、多元主義的政治過程論と制度論は、相互に補完しうる。

また、すでにみたように、制度は国際レジームに結びついており、それは国際レジーム論の射程内にある。国際レジーム論も、国内政治の分析を欠いていた点で問題をもっていた。国際レジーム論は、国家を分析の基本単位とし、その国家の内部については、分析の手がかりをもっていなかったのである。この欠点を補い、国際レジームのマクロ分析に国内政治のミクロ分析を「融合」する必要性は、これまで提案されてなかったわけではないもの⁽⁸⁵⁾、その実例は乏しい。本稿では制度を接点に、国内政治過程と国際レジームとを結びつける。

4. 本稿の分析枠組み

これまでの検討を簡単にまとめ、事例分析のための視点を設定したい。

本稿の課題は、経済摩擦が一九九〇年代末に鎮静化した要因を、最も激化した経済摩擦の政治過程に探る点にある。一九八〇年代半ばから九〇年代半ばに、経済摩擦が激化したのは、国内構造問題が争点化したためであった。そのため、従来にもまして自由貿易レジームが有効性を問われ、これに対応していた各国の国内制度が動揺した。こうなると、多

くの関係アクターが、その知的前提を改めて問い質され、既存のアクター関係を再検討せざるをえなかった。経済摩擦の政治過程は、その背景にあった構造の変化と交錯し、前例のない様相を示したと考えられる。

これを、分析上の変数関係として言い換えれば、独立変数は争点の国内構造問題であり、これが規定する従属変数は、経済摩擦の政治過程である。両者の間で作用する媒介変数は、自由貿易レジームとこれに対応した国内制度になる。国内構造問題は自由貿易レジームと国内制度にどのように作用し、その影響のもとで、経済摩擦の政治過程はどのように展開したのだろうか。その展開は、どのような問題を伴っており、後の摩擦の鎮静化と経済紛争のアリーナの変化に結びついたのであるか。

これまでも、国内構造問題の重要性、それによる国内制度の変化は指摘されていたものの⁽⁸⁶⁾、これを政治過程分析で実証的に捕捉した例は見当たらない。また自由貿易レジームは、多くの場合にいわば神聖視され、自由貿易主義の政策アイデアを固定的に捉えて、その規範的観点から特定のアクターを批判しさえしていた。ここで自由貿易レジームは、変数ではなく定数として扱われ、本稿のような分析の対象ではなく、分析の前提とされていた。

以上の問題関心からすると、本稿の分析枠組は、これまで多用されてきた多元主義的な政治過程論に、国際レジーム論と制度論の要素を接合する必要がある。従来の研究においても、ヴィノド・K・アガワル (Vinod K. Aggarwal) は、繊維貿易レジームを分析する際に国際レジームと(国内制度に通じる)各国の国家・社会関係、(多元主義的な政治=交渉過程にも通じる)個人の外交技術に着目していた。しかし、この三者間の相互関係は関心の外にあり、繊維貿易レジームの変動要因として、三要素の作用の存否を検討するにとどまっていた。また、国際レジームと国内政治の関係を扱った例には、ミカエル・チュルン (Michael Zürn) とアウディ・クローツ (Audie Klotz) の研究がある。チュルンは、国際レジームの形成に適した国内政治を理論的に検討した。彼によると、国際レジームは「誠実さをもつ柔軟路線」の外交政策によって成立しやすく、この外交を可能にする国内政治の条件には、高い貿易依存、コーポラティズム的政治構造、政策を転換しやすい権力配置などが考えられる⁽⁸⁷⁾。これは、一般論としては示唆的であるものの、「埋め込まれた自由主義」に基づく国際レジーム・国内制度関係に関して、具体的な分析の手がかりを与えてはくれない。クローツは、本稿と同じくコンストラクティヴィズムの立場をとり、アパルトヘイトの事例を分析した。彼によると、反アパルトヘイトの国際レジーム形成が進むと、この動きがトランスナショナルな運動を介してアメリカ議会に作用した。それが、アメリカの政治制度における影響力バランスを変え、アメリカ政府の外交政策に影響した。それが今度は、国際的な反アパルトヘイト・レジームの強化を促した⁽⁸⁸⁾。この分析は、国際レジームの変動と国内制度の変動を関連づけ、その結節点としてトランスナショナル・リレーションズに着目している。またこの分析は、国際的規範が国内制度にどのように

「内部化」したのか、それがどのように国際的に波及したのかを実証的に捕捉しており、示唆的である。

本章の理論的検討からすると、本稿の事例分析に関しては、次のような知見が得られた。

- ① 自由貿易レジームは「埋め込まれた自由主義」をなし、国内政治と相互依存的な関係にあり、互いの安定性を支えあい、変化を及ぼしあう。これはコンストラクティヴィズムの観点から捉えられ、自由貿易レジームは、各国国内で制度を規定し、それが政治過程を枠づける。逆に政治過程は、国内の制度を構成し、それが自由貿易レジームを構成すると考えられる。
- ② 自由貿易レジーム、（経済摩擦の結果として成立する）VERサブ・レジーム、VIEサブ・レジームは、国際レジームの概念で捉えられる。また、それらの国際レジームが機能的に相互連関し、しかも貿易以外の分野をも管轄して、一定の秩序を提供する場合、自由貿易ガバナンスとして概念化できる。
- ③ 自由貿易レジームは、制度を通じて「レジーム効果」を国内に及ぼす。また制度の変化を通じて「レジーム効果」が低下し、ひいては「レジーム変化」に至る。
- ④ 各国の制度は、制度論における制度として捉えられる。この制度は、自由貿易レジームのもとでは、とくに自由貿易主義をめぐる政策アイデアと官民関係において、特徴的な作用をすると考えられる。
- ⑤ 制度は、④の作用を及ぼして政治過程を拘束する反面、この作用からの逸脱や、これに対する反発を政治過程のなかで受け、変化しうる。
- ⑥ 政治過程は、多元主義的な政治過程論によって、関係アクターの行動を分析単位とし、その相互作用を政治ゲームとして捉えられる。その際、アクターは利益やパワーとともにアイデア、他のアクターとの関係（とりわけ官民関係）に基づいて行動すると考えられる。

事例分析では、これらの知見に基づいて、次のような問いに答える必要があろう。

第一に、「埋め込まれた自由主義」の自由貿易レジームのもと、日米韓の半導体分野では、どのような国内制度が成立していたのか。

半導体摩擦が発生するまでの間、各国の異なる制度は、「埋め込まれた自由主義」の国際レジームのもとで安定的に併存し、互いの異質性はとくに意識されなかったはずである。しかし、国内構造問題が浮上すると、制度の相違が問題化し、その調整が課題になってゆく。とはいえ、既存の自由貿易レジームと国内制度のもとでは、国内構造問題の提起、その普及は困難なはずである。第二の問いは、それがなぜ可能になったのか、である。

経済摩擦の政治過程においては、制度の維持と変化の力学がせめぎあい、それを体現したアクター関係が展開しよう。その力学は、どのような要因によって展開し、最終的にど

のように決着したのか。それが、第三の問いである。

とくに、その要因は利益なのか、パワーなのか、あるいは政策アイデアなのかは、興味深い点である。また、仮に政策アイデアが重要な意味をもったのだとすれば、どのようなアイデアが、どのようにして浮上し、多くのアクター、さらに制度に影響を及ぼすに至ったのか。これは、近年のアイデアに関する研究、とくにコンストラクティヴィズムにおいて、説明が要請されている点である⁽⁸⁹⁾。

第四は、その国内制度上の決着が、国際レジーム上、どのような波及効果をもったかである。とくに、日米半導体摩擦の決着は、韓米半導体摩擦の展開にどのように作用し、韓国の制度、ひいては自由貿易レジームに影響したのだろうか。

第五は、このような日米韓の国内制度と自由貿易レジームの変化が、後の半導体貿易問題に、どのように作用したかである。各国の制度と自由貿易レジームは、一度の半導体摩擦で変化し、そのままに定着し、つづく半導体貿易問題を枠づけたのか。あるいは不安定性を残し、さらに制度・レジーム変化がつづき、それが後の半導体摩擦に影を落としたのか。いずれの展開、あるいは両者の混合した展開であれ、それはなぜなのか。

第四章 日米半導体摩擦 (1) (一九七七～八三年)

1. 半導体生産の特性と政府関与

半導体は、一見ちっぽけな電子部品である。そのわずか数ミリ四方のシリコン製の小片に、大量の情報を記憶、処理する電子回路をぎっしり搭載している。半導体は、応用性の極めて高い機能をもっているため、様々な電子機器の「頭脳」として活用されている。その用途は、子供のオモチャから、広く普及しつつあるテレコミュニケーション機器、ひいては核ミサイルの弾道を瞬時に算出するスーパー・コンピュータまで、多岐にわたる。また半導体は、他の産業の作業工程や、さらには産業のあり方にも影響し、各種の産業を「電子化」する媒体となっている。半導体の重要性は、今後に展望されるIT社会において、さらに高まるものと予想される。

これほどの重要性をもつ工業製品である。その開発と製造には、個々の企業の私的利益を越えた公的関心、これに伴う政府の関与が、ほとんど必然的に生じてきた。産業の近代化、社会福祉、国家安全保障、等々、いずれの社会的・国家的目的に照らしてみても、半導体産業の確立と発展は、無視できない意味をもつ。このため各国政府は、半導体産業のために様々な支援策、刺激策を実施してきた。ローラ・D・タイソン (Laura D'Andrea Tyson) が、「半導体産業は、どの国で発展しようとも、産業政策のあからさまな対象になってきた」と指摘したのは、あながち誇張とはいえない⁽¹⁾。

半導体の開発・生産には、特有の技術的特性が伴う。これもまた、企業が独力で半導体事業に取り組むのを難しくし、したがって政府の関与を招く要因になっている。第一に、半導体は典型的な技術集約的製品である。半導体の研究開発には、高度な才能をもってしても、長期にわたる経済的・人的コストが不可欠である。とりわけ基礎研究は、その成否はもとより、それが製品化と需要につながるかどうか不確実である。そのため企業は、半導体開発・生産に及び腰にならざるをえない。

第二に、このようにして生まれた製品も、ライフ・サイクルが意外なほど短い。半導体の主要部門のひとつ、DRAM (ダイナミック・ランダム・アクセス・メモリー。情報を任意に記憶、読み出しできるが、定期的な読み出し・書き込み操作を必要とする記憶素子) でみるならば、一キロ・ビットから四キロ・ビット、十六キロ・ビットと四倍数で進む製品 (集積率) の世代交代が、わずか三～四年毎に進んできた。企業が、この急速な技術革新に対応し、収益を確保しつづけるのは、容易ではない。

第三に、半導体生産には、固有のラーニング・カーブ (習熟曲線) が作用する。半導体の累積生産量が二倍になると、生産コストが二七～八%低下するのである。すなわち収獲逡増の傾向が顕著であり、生産開始で先行すれば、その後のコストの削減とそれに伴う収

益の確保がある程度保障される。また、この収益が、次世代製品の開発と生産で先行することを可能にする。各国政府が半導体産業の確立を望むならば、生産の早期展開のために支援策を講じて不思議はない。

第四には、さらに半導体事業はシリコン・サイクルと呼ばれる、独自の景気循環を伴う。半導体は部品であるため、電子機器の需要変動の影響を受けるうえに、その生産には設備投資に時間を要する。このため、半導体の需要と供給能力にはズレが生じやすく、拡大しやすい。その結果、好不況の波が三～四年周期に発生する⁽²⁾。

以上の技術的特性は、半導体開発・生産を高コスト、高リスクにする。また適切なタイミングで、適切な生産要素を投入する必要を強める。これに対処する措置であれば、政府の市場介入であっても、むしろ企業にとっての障害を軽減し、その活動を促進する可能性をもつ。これは、後にポール・R・クルッグマン (Paul R. Krugman) 等が着目し、戦略的貿易政策論の基本テーマになる点である⁽³⁾。もちろん、政府関与がどのような条件のもとで、どのような成果を生みだしうるのか、確定的な解答はなお得られてはいない。とはいえ、少なくとも経験的には、半導体産業の立ち上げ期において、産業政策的措置が効果をもつことは、比較的広く認められている。

したがって、半導体分野では、企業活動に加えて、政府が一定の役割を果たしてきた。その際の企業活動と政府関与のバランスや相互関係は、各国の半導体産業の発展状況や伝統的な市場観、社会的・国家的な関心などに左右されよう。その延長線上に、本稿の着目する制度——自由貿易主義の政策アイデアと官民関係——が、各国に成立していると考えられる。とりわけアメリカ合衆国と日本では、同じ自由貿易レジームのもとであっても、対照的な制度が成立した。

どのような制度が、日米に形成されたのか。両国の半導体開発・生産の歴史的展開を簡単に跡づけ、それぞれの政策アイデアと官民関係を検出したい。

2. 半導体をめぐる日米の制度

(1) アメリカ産業の発展

半導体は一九四七年、アメリカ合衆国のAT&T社のベル研究所において、真空管に代わるトランジスタとして誕生した。また一九五九年、テキサス・インスツルメンツ社のジャック・キルビー (Jack Kilby) がIC (集積回路) を発明し、半導体は次の段階へ進化した。さらに半導体は、LSI (大規模集積回路)、超LSIへと技術革新の歩を進めてゆく。これらの技術革新は、すべてアメリカ企業がリードした。一九七〇年代末までの間、アメリカ企業は国際的に圧倒的な優位を誇っていた。これを反映して、アメリカ産業の世界市場におけるシェア (占有率) は、一九六〇年代前半には八〇%以上を占め、その

後も五〇%を下回ることはなかった。

アメリカの半導体産業は、いわゆるシリコン・バレーを中心に成長した。ベル研究所でトランジスタ開発を手掛けたウィリアム・ショックレー (William Shockley) は、ノーベル物理学賞を受けた後、カルフォルニア州のパロ・アルトに半導体研究所を創設した。ここで研究開発に従事した者が、ベンチャー資本を得て独自の企業を次々と設立してゆく。また、この新興半導体企業のなかから、さらに独立する者がつづいた。こうしてシリコン・バレーが誕生し、産業の発展を牽引していった⁽⁴⁾。

新興半導体企業の多くは、そのパイオニアとなったフェチャイルド・セミコンダクター社の企業文化を、少なからず引き継いでいた。フェチャイルド・セミコンダクターは各人の専門的知見や能力を最優先し、ピラミッド型の組織構造をとらず、個人主義的な経営を徹底していた。このため個人の創意と努力、互いの競争がシリコン・バレーの文化になる。ここに、典型的なアメリカン・ドリームが繰り返し実現したのは、当然であった。

シリコン・バレーの様子について、インテル社の社長兼最高経営責任者を務めたゴードン・ムーア (Gordon Moore) は、次のように述べている。「昔からよく知っている仲間がすぐ近くで新しい会社を興すということが日常茶飯事だったが、付き合いはほとんどなかった」。「アメリカの半導体業界はなにしろ競争が激しく、『一緒に何かの仕事をする』という経験は皆無だった。関係者が集まって『競争力がなくなったのはなぜか』などというテーマで話をする機会もなかった」⁽⁵⁾。後に述べる日本の状況とは、大きく異なっていた。

異質な企業による競争

このような市場競争こそが、アメリカの半導体開発・生産を刺激した。各社が市場への参入、資金の調達、研究開発と生産、販売を激しく競いあい、そこに優れた製品が大量に生まれた。シリコン・バレーの成功が引き金となって、他の地域にも半導体企業が誕生し、また既存の電子企業が半導体事業に参入していった。こうして一九六〇年代の始めには、一〇〇社以上の半導体企業が生まれていた。その半導体企業には、異なる三つのタイプがあった。アメリカの市場競争で特徴的なのは、この異質な企業グループの存在によって、競争が有機的で、すぐれて効果的になった点である⁽⁶⁾。

三タイプの企業のうち、第一は、半導体のみを生産・外販をする専業企業（通称、マーチャント企業）である。その多くは、小規模なベンチャー企業として誕生し、それぞれが非常に自律的で、独自の開発・経営方針をもっていた。このタイプには、大手に成長したテキサス・インスツルメンツ社、モトローラ社、インテル社、フェアチャイルド・セミコンダクター社など、中小規模のシリコニクス社、モノリック・メモリー社などがある。これらの企業は、革新的な製品の研究開発と、その生産、普及を激しく競った。

第二タイプは、電子システム企業の半導体部門である。それらは、自社の電子製品の部品としてだけでなく、外販用にも半導体を生産した（通称、キャプティヴ企業、もしくはシステム企業）。その中核的企業は多くの場合コンピュータ・メーカーであり、ヒューレット・パッカード社、ヒューズ社、ハネウェル社、ウェスタン・エレクトリック社などが、その好例である。このタイプの企業は、半導体を外部からも購入し、高度なコンピュータの部品として利用したため、第一タイプのマーチャント企業の需要を確保するとともに、彼らに製品の高度化を迫った。しかもキャプティヴ企業は、自社用と外販用の半導体生産を行って、マーチャント企業の競争者でもありつづけた。

第三には、第二タイプの電子システム企業のなかに、群を抜いて巨大で、高度な技術力をもつ企業が二社あった。AT&T社とIBM社である。両者は研究開発、とくに基礎研究において圧倒的な優位にあった。双方の研究開発費は、一九七〇年代始めにおいてさえ、日本の全ての半導体企業の研究開発費を上回っていたという。重要なのは、その高い技術的成果を他社に開放した点である。というのも、一九五六年に司法省が独占禁止法上の措置としてAT&Tに特許のライセンスを求めると、同社は技術の囲い込みではなく、他社との交換による利益獲得へと方針を転じた。同様の独占禁止法上の措置を恐れるIBMも、これに倣った⁽⁷⁾。このため、高度な技術がマーチャント企業や他のキャプティヴ企業に伝播し、それらの研究開発を刺激した。この技術の伝播は、半導体事業への新規参入の壁を低くする効果ももった。

こうして、三タイプの企業が競争しつつ相互補完的な機能を果たし、全体として技術の高度化、生産の拡大が進んだ。これと並行して、アメリカ企業は、市場を国内にとどまらず世界へ求めていった。アメリカ製品の輸出は、各国の戦後復興、電子製品の需要拡大に伴って飛躍的に伸びていった。ヨーロッパ諸国や日本で半導体企業が成長し、アメリカ企業と競合し始めると、直接投資を競争手段とした。すなわちアメリカ企業は、一方で消費地に生産拠点を設け、需要に機敏に対応しようと、ヨーロッパ諸国や若干だが日本に工場を建設した。他方では、生産の低コスト化によって価格競争力を確保しようと、アジア諸国やラテン・アメリカ諸国に直接投資を進めた⁽⁸⁾。半導体は技術集約性が強いものの、それは生産の前工程（設計、マスク作成、ウェハ作成）のみであり、後工程の組み立て・検査過程はむしろ労働集約的であった。それに半導体は小型、軽量であるため、輸送コストが軽微ですんだ。このため半導体産業は、新しい産業であるにもかかわらず、多国籍化において他の産業に先行した⁽⁹⁾。

すでに明らかのように、アメリカの半導体企業は、シリコン・バレーのベンチャー企業を典型として、自由主義の政策アイデアを無条件に信奉していた。したがって、ある商務省の官僚が記しているように、半導体産業は「政府にできる最善の策は邪魔をしないことだ」とさえ考えていた。半導体産業が、繊維産業や鉄鋼産業などの保護貿易的要求に対して、「ただ軽蔑感あるのみ」だったのは当然であろう⁽¹⁰⁾。

安全保障上の政府関与

したがってアメリカ政府も、経済的関心からは半導体産業を支援しようとしなかった。確かに商務省は、若干の市場調査や技術セミナーを実施し、海外での契約を促進したこともあったものの、アド・ホックであった⁽¹¹⁾。体系的な半導体政策はなく、そもそも政府は、半導体産業に特別な関心を寄せなかった。したがって、政府の一般的な政策アイデアが、この分野に適用された。

すなわち、政府は自由主義の政策アイデアを掲げ、国内的には反トラスト法を厳格に運用して独占、寡占を防ぎ、対外的には自由貿易レジームの強化を一貫して推進した⁽¹²⁾。後者の貿易自由化は、GATTのラウンド（多国間貿易交渉）や二国間交渉において、関税・輸入数量制限の削減、非関税障壁の抑制を通じて進められた。そのため一九七〇年代末には、アメリカ政府は半導体関税を四・二%に引下げ、他の半導体貿易国からも一定の関税引下を引き出していた。またアメリカ政府は、GATTの東京ラウンド（一九七三～七九年）では政府調達や補助金のコードづくりに取り組み、半導体分野を念頭においていたわけではないものの、国内構造問題のルールづくりにも踏み込み始めた。これらは、政府が直接意図しなかったとしても、アメリカ企業の半導体輸出とオフショア生産に資したであろう。

アメリカ政府は、半導体産業に経済的関心を抱かなかったとしても、その一部のセクションが、安全保障上の関心を強くもった。この点では、産業政策的な政府介入が、むしろ他国以上にみられた。半導体は、ロケットやミサイル、その他の兵器の機能を制御する中枢部品となるため、支援が当然視されたのである。この政府支援は、一九五〇年代の始め以来みられたが、一九五七年に強化される。ソビエト連邦が、アメリカに先んじて人工衛星スプートニクの打ち上げに成功したためである。この「スプートニク・ショック」によって、NASA（航空宇宙局）が創設され、ハイテク産業支援に弾みがついた。国防総省やNASAは、半導体技術の高度化をミニットマン・ミサイル計画、アポロ宇宙計画などに組み込み、積極的に支援していった⁽¹³⁾。

もちろん、こうした政府介入は、すでに述べた自由主義の政策アイデアと矛盾している。しかし、アメリカ経済外交の専門家、スティーブン・D・コーヘン（Stephen D. Cohen）が巧みに述べたように、「政府の産業に対する巨額の資金助成も、国防関連技術という『いちじくの葉』があるだけで、国家安全保障への効率的で重要な貢献として、自由市場主義者の批判を免れた」⁽¹⁴⁾。そもそもアメリカの自由主義思想・政策自体、共産圏に対する安全保障上の関心と連動しており、その限りにおいては矛盾ではなかった。

政府の支援は、主として研究開発費と政府調達の二つの領域で実施された⁽¹⁵⁾。研究開発費は、ピーク時の一九五〇年代後半には、産業界の要する資金の四分の一前後にも達し

た。政府調達も、同時期には生産額の四〇％前後に及んだ。しかも政府は、購入価格を市場価格よりも高目に設定していた。これらの措置は、とりわけ半導体産業の揺籃期において、企業が資金と需要を確保し、半導体開発・生産に伴うコストとリスクを軽減するうえで、決定的な意味をもった。その効用については、一九七九年の商務省の調査報告書が、「今日の現代的半導体生産の基礎をもたらした先進的シリコン技術を可能にした」⁽¹⁶⁾と評価している。

しかしアメリカ政府は、産業支援をこうした領域に限り、それ以上踏み込もうとはしなかった。政府は納入品の量と質には関心をもって、それを生み出す産業界の構造自体――日本の産業政策が対象とするような、産業競争の状況や秩序、方向性などにはタッチしなかった。政府と企業の関係は、いわば取引契約上の便宜的なものであり、固定的、長期的な相互依存関係が成立するには至らなかった。

したがって、半導体産業の助走期間が終わり、企業活動が軌道に乗り始めると、政府支援は急速に萎んでいった。リンドン・B・ジョンソン (Lyndon B. Johnson) 政権、リチャード・M・ニクソン (Richard M. Nixon) 政権期になると、政府は基礎研究の支援よりも社会福祉上の利用に重点を移し、研究助成の予算を削減してゆく⁽¹⁷⁾。他方で、一九六〇年代になると、軍事的需要よりもはるかに豊富な半導体需要が民間に生まれ、市場が活性化し始めた。この市場では、すでに述べたように異質な企業同士の競争が本格化し、効を奏し始める⁽¹⁸⁾。こうなると半導体企業は、むしろ政府の支援策に伴う拘束を嫌い、自由な取引を選好するようになった⁽¹⁹⁾。もちろん企業は、政府による独占、寡占の防止、自由貿易レジームの推進には期待を寄せたものの、これらは産業界が特段の要請をしなくとも、政府自身が追求していた。

(2) アメリカの制度

これまでみた歴史的展開を通じて、アメリカの制度は形成されていった。日米半導体摩擦が発生する前の一九七〇年代半ば、制度の中核をなす政策アイデアと官民関係は、どのような状態にあったのだろうか。

政策アイデア

半導体企業とその従業員は、自由競争に没頭していたし、議会も政府も、ともに自由主義を信奉していた。他の産業で台頭していた保護貿易主義は、一九七〇年代半ばまでは、競争力に富む半導体分野には影を落とさなかった。すなわちアメリカの政策アイデアは、自由主義、自由貿易主義であり、それはほとんど新古典派経済学の公理そのものであった。市場は可能なかぎり自律的に作用すべきで、それを人為的に妨害するべきではないという

市場観が、アメリカの関係者に浸透していたのである。ダニエル・I・オキモト (Daniel I. Okimoto) は、半導体分野における日米の産業政策を比較した際、アメリカ政府について「最も強くアダム・スミスによる福音に身を捧げている」と指摘している⁽²⁰⁾。

したがって政府介入は、市場の明白な失敗や特別な事情が生じた場合にのみ、ほとんどの場合は事後的に許容された⁽²¹⁾ (その特別な事情が、軍事的安全保障であった)。こうした自由主義、自由貿易主義は、アメリカの経済的利益に合致していたものの、関係者が緻密な利害計算を経て、これを採用したわけではなかった。アメリカに一般的なイデオロギー的、伝統的信条が、踏襲されたにすぎない。むしろそれゆえに、自由主義の政策アイデアは堅固であり、一時的な利害や主張に左右されにくかった。

官民関係

もう一つの制度の構成要素、官民関係はどうだろうか。すでにみたように、半導体産業も政府も自由主義の政策アイデアを支持しており、その意味において協調的であった。しかしそれは、両者の堅固な一体感ではなく、むしろ関係の稀薄さを示していた。自由主義はアメリカで一般的な政策アイデアであり、関係者がごく自然に、個別的にこれを受け入れていたのである。それに自由主義は、そもそも競争に反しかねない政府介入、固定的、排他的な官民関係と相容れなかった。実際、政府は半導体産業に特別な関心を寄せず、一九七〇年代末においても、経済官庁の担当者が半導体とは何かさえ、知らない状態であったという⁽²²⁾。企業の側でも、政府に特別な支援を望みはしなかった。確かに、国防総省やNASAと半導体企業との間には、一定の関係が生まれたものの、先に述べたように契約上の関係にとどまり、また先細りだった。緊密な官民関係は、一九七〇年代までのアメリカには存在しなかったのである。

官民の関係は、他のアクターを介して間接的にも成立しうる。とくに産業界は、連邦議会の政治家を通じて政府に要請を行えた。しかし半導体分野においては、この関係の回路も殆どなかった。連邦議会には、半導体産業に関心を寄せる議員がいなかった。一九七〇年代には、シリコンバレーの位置するカルフォルニア州選出の議員でさえ、事情は同じであった。半導体産業は、多数の議員の関心をひく要件——地域の広がり、雇用の規模、政治活動の熱心さなどを、全て欠いていたのである。この産業は、企業の多くが狭いシリコンバレーに立地し、上位十社で生産量の約八〇%を占めるなど、集中性が高かった。雇用も一九七六年の時点で十万人ほどと(全産業で一八〇万人)、大規模とはいえなかった。政治活動の面でも、半導体開発・生産に要する膨大なコストから、資金を政治活動にまわす余裕はなかった⁽²³⁾。

それに半導体産業は、政府や議会と関係を結ぼうにも、産業界としてまとまりをなしていなかった。半導体産業は、業界団体さえもっていなかった。労働組合も、この比較的新

しく、変動と競争に富む産業には、存在しなかった。

もちろん、より広く電子機械産業に目を転ずるならば、業界団体としてEIA（電子産業協会）とWEWA（西部電子機器製造協会）があり、主要な半導体企業はこれに所属していた。しかしEIAは、三五〇社以上の多様な分野の、多様な規模の企業が所属していた。WEWA（一九七八年に全国的なAEA〔全米電子協会〕に改組）はさらに多様性に富み、多くの新興中小企業を含む一七〇〇社が加盟していた。双方とも政治活動は盛んであり、PAC（政治行動委員会）を通じて多額の政治資金を政党に供給し、多数の支援議員を抱えていた⁽²⁴⁾。とはいえ、寄り合い所帯の限界で、EIAとWEWA（AEA）は内部のコンセンサス形成、統一的な活動に苦勞し、政治活動上の積極性が成果に直結していたわけではなかった。しかも半導体企業は、これらの組織内では少数派であり、また中小規模の新興企業が多く、影響力を著しく欠いていた。それに一九七〇年代末までは、半導体企業の側でも政治的行動を望んでいなかったし、そもそも業界の統一的な問題関心が成立していなかった⁽²⁵⁾。

以上のように、アメリカの半導体分野における制度は、自由主義体制の理念型に近い形態をなしていた。ここに特徴的なのは、政策アイデアにおける原理的な自由主義、（初期の安全保障上の関係は例外であるが）官民関係における希薄さであった。

このように、アメリカの半導体分野において、自由主義は「埋め込まれ」ていない。したがって、どのアクターも自由貿易レジームに関して、「例外のルール」や「例外の事実上のルール」に期待、依存していなかった。いうまでもなく、安全保障上は政府関与があったものの、一九五〇年代後半に集中しており、以後は縮小していた（対共産圏輸出のCOCOM規制は残存したものの、本稿の分析上考慮を要するほどの影響はなかった）。

アメリカの自由主義は「埋め込まれ」ていなかったものの、関係者は事実上、他国の「埋め込まれた自由主義」を是認していた。半導体産業の対外競争力は、その余裕を許す状況にあったし、直接投資が外国の参入障壁を乗り越える手段となっていた。確かにアメリカ政府は、日本を含む他国に貿易自由化を厳しく迫ったものの、その対象はまだ高水準にあった関税規制、輸入数量制限、資本規制などにとどまり、国内構造問題に及ぶべくもなかった。このため東京ラウンドにおいて、国内構造問題が非関税障壁として争点化しても、半導体関係者は特段の反応を示さなかった。

(3) 日本産業の発展

日本の半導体産業の発展は、政府の産業政策なくしては実現しなかった。しかし、その政府介入の程度については、異なる二つの見解がある。

第一に、ローラ・D・タイソン、ジョン・ザイスマンなどは、産業政策の政府介入的性格を強調し、それが絶対的な効果をもち、半導体産業を成功に牽引したと論じた。また、

それを可能にした要素として、通産省の圧倒的な影響力と能力、自民党の長期安定政権（政治家や野党の関与を抑制）を指摘した⁽²⁶⁾。いうまでもなく、チャーマーズ・ジョンソンの研究に基づく解釈である⁽²⁷⁾。

第二に、これに対してダニエル・I・オキモトは、半導体産業政策が意外に政府介入的措置を欠いている点に、目を向けた。その政策は業界の再編や生産計画など、介入色の強い常套手段を伴わず、むしろ市場適合的だったというのである。オキモトは、産業政策の成功の要因を、この市場適合性に求めた。また、この政策を可能にした要素としては、通産省の一方的影響力ではなく、官民相互の関係自体を重視した。両者の間に張りめぐらされたネットワークが、相互の対話を保障し、コンセンサスを促し、政府による円滑な介入ポイントを提供したという⁽²⁸⁾。

本稿は、主にインタビュー調査を根拠として、両者の折衷的な立場をとる。すなわち、第一の説より産業界の自律性を強調し、しかし第二の説よりも通産省の主導性を強調するであろう。また、通産省と産業界の関係は、産業政策の前提として自然に成立したのではなく、むしろ産業政策を通じて、事後的に緊密化したと考える。

政府介入の限定性

一九五五年、神戸工業はアメリカのRCA社から技術提供を受けて、トランジスタの生産に着手した。これが、日本の半導体生産の端緒であった。この直後に、通産省は早くも電子産業の支援に乗り出す。五〇年代半ばの通産省は、重化学工業化を目標にかかげ、競争力を欠いていた機械産業、自動車産業などの発展計画を立案、推進しており、その際に電子産業にも目を向けたのである。電子産業は、当時の日本における限られた資本、豊富な労働者、欧米から導入できる技術を結びつけ、相対的に容易に推進できる産業と考えられた⁽²⁹⁾。このため一九五六年一二月、機械工業審議会が「電子工業振興策についての中間報告」を提出し、これを受けた通産省は、翌五七年六月に「電子工業振興臨時措置法」を制定、これに基づいて「電子工業振興五ヶ年計画」を策定した。こうして電子産業全般に対する産業政策が始まり、その枠内で半導体部門も一定の恩恵を受けたのである⁽³⁰⁾。

一九六〇年代半ばになると、通産省は、電子工業のなかでもコンピュータ産業に格段の優先順位を与えるようになる。コンピュータ産業は、経済全体の近代化や産業技術の向上という広範な目的に、決定的な重要性をもつと考えたのである。この産業は、その後も情報化社会の基軸産業として、一貫して重視されつづける。そのため、五七年の「電子工業振興臨時措置法」は期限を大幅に延長して一九七一年までつづき、さらに「特定電子工業および特定機械工業振興臨時措置法」（一九七一～七八年）、「特定機械情報産業振興臨時措置法」（一九七八～八五年）に引き継がれた。半導体産業は、これらのもとでも支援を享受しつづけた。

すでに明らかなように、通産省は、半導体部門に照準を絞った産業政策はもたなかった。半導体政策は、広範な電子産業政策の周縁的、付随的な要素であり、そのためか政府の措置は限定的で、やや散発的である。例えば、同時期の自動車政策のような業界再編、生産・投資計画など、体系的で介入的な措置は、半導体部門みられない。これについてオキモトは、通産省が半導体産業の特性や市場メカニズムを尊重し、介入を自制した結果だと解釈した⁽³¹⁾。しかし、半導体産業が産業政策の対象として、扱いにくい性格をもっていた事実も無視できない。通産省は、技術集約的で研究開発に大きく依存し、しかも技術の転換が急速な産業については、適切な対応策を掴みかねているように思われる。確かに、通産省はコンピュータ産業については、産業政策に一般的な業界再編などを主導し、結果的に産業の発展に一定の成果をあげた。しかし、コンピュータ・ソフトウェア産業、バイオテクノロジー産業、ケミカル産業などにおいて、産業政策は失敗しているのである⁽³²⁾。

とはいえ、通産省の電子産業政策は、半導体分野にも一定の成果をあげた。日本電子機械工業会の『電子工業三〇年史』は、「電子工業振興臨時措置法」について「成果は著しく、のちのIC（集積回路）やLSI（大規模集積回路）につながる半導体技術をはじめ」、各種の分野で「米国との技術格差を大幅に縮める」など、「のちに開化した先端的な電子技術のうち、この電振法で芽を出したものが実に多い」と述べている⁽³³⁾。こうした成果は、通産省の支援策が——通産省による自制の結果にせよ、あるいは対応の困難の結果にせよ——二つの領域に集中し、それが産業界の問題点に適合したためだと思われる。

その第一の領域は、技術開発支援である。通産省は、これを支援策の中心に据えていた。例えば、「電子工業振興臨時措置法」に基づく五ヶ年計画も、技術者の確保・養成、大学・研究機関の体制整備、民間の技術開発に対する補助金、税制上の優遇措置を重視していた⁽³⁴⁾。研究開発支援は、企業側の自主的な取り組みを前提とし、政府側はこれを促進する役割に位置する。これを効果的に実施するには、官民の対話が不可欠であり、その際に企業側は、技術的・専門的な情報と判断を背景に一定の自律性をもてた。企業側が通産省の方針に異論を呈し、反発を示すことも皆無ではなかった⁽³⁵⁾。また通産省の支援策は、企業が通産省に過度に依存するほど大規模ではなかった。半導体産業は、後で述べるように、通産省の支援策の効果が確認された後で、これを評価し、「世話になっている」という意識も強く抱くようになるのである⁽³⁶⁾。こうした研究開発支援は、日本電子機械工業会の『電子工業五〇年史』の表現によれば、後に政府の施策の「偉大な伝統」⁽³⁷⁾と振り返られることになる。

第二の支援の領域は、貿易である。通産省は、一九七〇年代半ばまでは貿易自由化に消極的で、国内市場の保護を任務と感じていた。日本がGATTに加盟したのは、奇しくも半導体生産を開始した一九五五年であった。その五年後の一九六〇年六月、貿易自由化を推進した池田勇人内閣は「貿易・為替自由化計画大綱」を決定し、自由化に弾みをつけた

(38)。しかしその際にも、半導体を含む高度な工業機械・電子機械部門は、「所要の時日をかけて自由化するもの」に分類し、事実上、自由化を先送りしていた(39)。その後も、コンピュータとその周辺機器、半導体を中心とする電子部品は、工業製品中最も慎重な扱いに終始する。半導体の自由化は、アメリカ政府の強力な要求に直面した一九七〇年代に入って、しかも段階的に実施したのである(40)。この時、外務省や大蔵省、経済団体連合会などは、日米関係の重視、自由貿易主義の効用などの観点から、自由化に比較的前向きであった。しかし、半導体産業は強く抵抗し、通産省も反対した。こうして七〇年九月、まず一〇〇素子未満の半導体を自由化し、つづいて七三年四月に二〇〇素子未満を開放、七四年十一月になって完全自由化に踏み切ったのである。

この自由化の後に、第一点の研究開発支援が転換し、半導体部門に照準をあわせた産業政策がようやく実現する。

貿易自由化後の産業支援の洗練

貿易自由化は、通産省の貿易面の産業支援を断絶させた。しかしこれを契機として、通産省は研究開発支援をより間接的で洗練したものにする。通産省は、微妙な政府関与を伴う研究開発プロジェクトを推進したのである。これが成果をあげたことで、産業界は通産省に対する信頼を強め、官民関係が従来以上に安定化する。それは、次のような展開を経て実現した。

完全自由化を控えた一九七四年十二月二〇日、日本電子機械工業会の玉置敬三会長は、河野敏夫通産大臣に面会して強い懸念と対処を要請した。その際に手渡した「ICの自由化に関する要望」と題する文書は、産業界の懸念と通産省への期待の大きさを示している(41)。すなわち要望書は、「非常に厳しい状況」での自由化によって、半導体産業が「破壊的打撃」を受ける可能性を指摘し、「自由化後の措置につき十分なるご配慮」を強く求めていた。要請した措置は、第一に、輸入監視体制の強化と、緊急事態の発生時における緊急関税、ダンピング課税などであった。その第二は、資金面での持続的な助成措置であった。第三は、「生産、需要両サイドに立った総合的な施策」の要望であった。要望書はさらにつづけて、産業の体質強化、健全な育成のためには、輸入を注視しながら適切な措置をとる必要があるとし、「これら諸施策の立案、実施に当たっては、官民一体で強力に推進することが必要」だと主張していた(42)。危機に直面した産業界は、通産省に対する依存感を強め、同時に、これまで以上の対話を求めたのである。

これを受けた通産省は、しかし自由化を補償する資金援助は、一九七三年と七四年のみにとどめた。それ以外の直接的支援も供与しなかった。とはいえ、今回もコンピュータ産業の危機という、いわば上位の問題を契機として、半導体企業に対する研究開発支援を強化した。アメリカのIBM社は、一九八〇年頃に画期的な次世代機種を完成すると観測さ

れ、コンピュータの自由化と相俟って、それが日本市場を席卷すると予測された。そこで通産省は、一九七六年、次世代コンピュータ用半導体の技術開発を刺激すべく、超LSI技術研究組合を設立したのである⁽⁴³⁾。

これは、主要企業五社の研究の集約、効率化を図ろうとするもので、四年間で総額七〇〇億円を投じる、巨大プロジェクトであった（政府は三〇〇億円を提供）。政府は、これを自由主義の政策アイディアの枠内で実施しなければならなかった。実際、アメリカ側は、このプロジェクトを政府による過度の刺激策だとして、懸念を表明した。このためプロジェクトの目標は、半導体そのものの共同開発でなく、開発の方法論、基礎的な技術や製造技術などを研究する点、それらについて、各社が個別に研究するものの、相互に情報交換する点に置かれた。また、その成果の特許は海外にも開放した⁽⁴⁴⁾。

しかし日本の産業界は、プロジェクトにやや懐疑的であった。とくに、競合する企業間の相互交流に関して、各社は疑心暗鬼であり、この点での政府介入にも懸念を感じていた。したがって、プロジェクトの開始当初、企業間の交流は難航を極め、プロジェクトのプレーキになりかけた。そこでプロジェクトの根橋正人専務理事が、各社の意志疎通を図るべく宴会に精を出したのは、有名な話である⁽⁴⁵⁾。それも契機となって、プロジェクトはどうか円滑に機能し始め、一定の成果があがった。この事実が、産業界・通産省関係において画期的な意味をもった。通産省は、これまで以上に微妙だが踏み込んだ市場関与に成功し、これが産業界に是認されたのである。産業界は、その技術・情報面の自律性を低めはしなかったものの、これまで以上に通産省の施策に信頼を寄せるようになった⁽⁴⁶⁾。ここに双方の関係は、安定的基盤を得た。それが官民間の日常的な接触を通じて、定着していったのである。

このプロジェクトと並行して、電子機器の内需が拡大したために、半導体の需要も伸びた。また半導体輸出も、アメリカ向けを中心に本格化しはじめた。とくに対米輸出は、一九七七年の五千万ドルから三年後の八〇年には三億ドルへと、六倍もの急増を記録した。こうして一九七〇年代後半になると、日本でも、市場競争が活発化する段階に入った。競争の活性化は、半導体生産への新規参入が相次いだことにも現われている。

この市場競争は、アメリカほどではないにせよ、やはり企業の異質性によって促進された。日本の半導体企業は、総合電気企業（日立製作所、三菱電機、東芝など）、家電企業（三洋電機、松下電機、シャープ、ソニーなど）、通信・コンピュータ企業（日本電気、富士通、沖電機など）、その他の電子部品企業など（日本電装、精工舎、パイオニア、ロームなど）に分かれる。各社の半導体部門は、その所属企業によって規模や位置づけ、経営方針や製品構成を異にしていた。このため、アメリカほど効果的な補完性はなかったものの、企業間の異質性が研究開発を刺激しあい、競争を喚起したという⁽⁴⁷⁾。また、日本企業の殆どは半導体の専業企業でなく、多様な電子部門を垂直統合した企業であった。そのため、他部門の収益によって経営が安定し、社内の需要や人材も相対的に豊富であった。

その結果、各社は、半導体開発・生産に特有のリスクやコストを多少なりとも軽減できた。

以上のような政府の支援、市場競争によっても、半導体産業の発展は必ずしも順調に進展したわけではなかった。その技術水準は完成品サイドの要求を満たせず、各社の収益率も芳しくなかった。産業界の関係者によると、半導体部門はなおも、その親企業のなかで「継子的存在」であったという⁽⁴⁸⁾。この状況が好転するには、一九八〇年代半ばを待たなければならなかった。

(4) 日本の制度

政策アイデア

日本の制度も、以上のような半導体産業の発展史のなかで成立した。まず政策アイデアは、日本でも自由主義、自由貿易主義を基調としたものの、アメリカと違って柔軟に運用した。GATT加盟の後も、日本の政府と産業界は自由貿易主義を絶対視しはせず、それが国内産業に及ぼす攪乱的要素に留意しつつけた。とりわけ通産省は、市場を産業発展の装置として重視しつつも、市場の作用に全てを任せようとはしなかった。その市場観は、通産次官を務めた佐橋滋の次の言葉に象徴される。もちろん佐橋は、通産省内でも市場介入志向の強い人物として知られるものの、少なくとも一九五〇～六〇年代の省内には、一般的な市場観であった。半導体分野にも、同様の政策アイデアが認められる。

なぜ自由競争が必要なのか、自由競争はよりよい経済を実現するための方法にすぎないのであって、それ自体目的ではないはずである。…(中略)…自由競争原理には仮説、前提があることを忘れてはならない。すなわち企業は利潤の極大化をめざして行動するとか、経済合理性に反する行動はしないと、新しい均衡に対し瞬時に適応できる等々の前提が満たされていなければ、自由競争による予定調和は成立しない。

完全な自由競争は世界じゅうどこにも行なわれていない。…(中略)…いずれの国においても自由主義経済には多くの修正が加えられている⁽⁴⁹⁾。

このように、通産省は市場の効用を尊重しながらも、その機能を阻害しかねない場合や、その機能を活用できない場合を予め想定し、これに事前に対処しようとした⁽⁵⁰⁾。通産省は多くの産業においては、前者の場合に備えて、過当競争や重複投資の回避を重視したものの、半導体産業では後者への配慮が顕著であり、すでにみたように研究開発・貿易上の支援を重視した。こうした市場介入は、市場に生じがちな矛盾を軽減する措置として、正当化された。企業の側も、これをむしろ歓迎し、競争のなかにも安定性を確保する施策として受け入れた⁽⁵¹⁾。こうして市場の効用は、経済的繁栄や社会的発展の要請に「埋め込

まれ」、換骨奪胎された。ここに、日本の「埋め込まれた自由主義」は成立した。もちろん一九八〇年代半ばになると、半導体部門でも産業政策が海外から批判され、また国内でも、産業振興のコンセプトに疑念が向けられた。このため通産省も、この頃には市場介入にやや慎重になる⁽⁵²⁾。

官民関係

もう一つの制度の要素、官民関係はどうか。政府では通産省、とくに機械情報産業局（旧重工業局・重機械局）の電子機器課（旧電子工業課）が半導体産業を所管した。この機関は、電子産業の発展に強い関心を寄せ、半導体産業とも密接な接触を保っていた。同省内では通商政策局、機械情報産業局の電子政策課も政策面で関与したものの、その組織上の立場からして、他の産業部門やその政策とのバランスを念頭に置いていた⁽⁵³⁾。他の官庁では、外務省の経済局、北米局、条約局も半導体の対米貿易・国際貿易問題に関与したが、その関与はアド・ホックであったし、産業界と直接の接点をもたなかった。大蔵省の関与も、予算、資本自由化などの際に限られた。

したがって、官民関係としては、通産省の機械情報産業局電子機器課と各社・産業界との関係が、最も緊密であった。しかしその実態は、一般的な認識とはやや異なっていたようである。通産省は、半導体産業に対しては必ずしも強力な指導力をもっていなかったのである。通産省の指導力は、一般的にその許認可権限、補助金、天下りなどに支えられている。しかし半導体分野では、通産省の許認可事項は必ずしも多くなく、研究開発の補助金は持続したものの大規模でなかった。補助金は、産業界の要した研究開発費の十%前後にすぎず、アメリカの安全保障上の補助率（最高時には四〇%以上）に較べても低率だった（もっとも補助金は、企業行動のインセンティブを高める点において、不可欠の役割を果たした）⁽⁵⁴⁾。天下りも、各社の半導体部門では顕著でなく、業界団体の日本電子機械工業会でも、高井敏夫専務理事くらいであった。その高井も、通産省重工業局の電気通信機課長や福岡通産局長を歴任していたにも関わらず、元の職場に決して従順ではなかった。典型的には、一九七〇年代後半の日米カラーTV摩擦において、高井は通産省の方針に強く抵抗したため、通産省と日本電子機械工業会の関係が冷却してしまった⁽⁵⁵⁾。

官民間のつながりは、一方では、半導体産業の発展という目標の整合性によって、他方では、通産省の担当課長と日本電子機械工業会・各社担当者との、日常的で個人的、心情的なつながりに支えられていた。両者の関係は、補助金や天下りによるいわばハードな関係よりも、暗黙の役割分担や情緒的な絆による、ソフトな関係だったのである⁽⁵⁶⁾。

この点も示唆しているように、通産省は強力な影響力を、全ての領域を維持していたわけではなかった。半導体分野の官民関係は、いわば領域毎に異なる、斑模様をなしていたのである。すでに言及したように、技術的・専門的問題では、産業界が一定の自律性をも

ち、通産省に抵抗するケースもあった。しかし政策上・法制上の問題では、産業界は自主的な主張を余りせず、通産省の方針を比較的容易に受け入れた。これは、ある産業界の関係者によれば、半導体産業が部品産業であるため、「身の回りには関心をもつが、天下国家に関わる関心はなかった」ためだともいう⁽⁵⁷⁾。また危機に際しても、産業界にとって通産省は、唯一頼りになる、あるいは頼りにせざるをえない存在であった。それは産業界にとって、政治家が頼りにならないためでもあった。

政治家は、半導体分野では官民双方と余りつながりをもたず、両者の連結器として機能していなかった。もちろん、政治家には自民党の商工族がおり、とくに情報産業に関しては情報産業振興議員連盟と知識産業振興議員連盟があって、二〇〇人以上の政治家を擁していた。しかし商工族は、小規模な小売店を関心の対象と支持基盤とし、半導体産業は視野の外にあった⁽⁵⁸⁾。二つの議員連盟も、関連立法の通過や予算の獲得はともかく、技術色の濃厚な問題や新奇な問題には余り関心を示さなかった⁽⁵⁹⁾。半導体産業の側でも、特定の政治家と緊密な関係を結ぼうとしなかった。そもそも日本電子機械工業会は、組織的に政治資金を提供したことがなく、選挙支援も実施していなかった⁽⁶⁰⁾。

官民関係は、この政治家との関係のほかに、産業内部の関係にも左右されうる。半導体企業は、互いに協調と競争の二面性をもっており、後者の競争の点においても、官民関係は一枚岩的にはなりにくかった。協調的側面としては、すでに言及したように、半導体企業は、ともに電子企業内で発展の遅れた「継子」同士として、暗黙のつながりをもっていった⁽⁶¹⁾。また、他の産業分野と同じく、「系列企業との関係に閉じこもって、文書化できない人間関係でシステムを最適化する、という方式」⁽⁶²⁾は、半導体産業にもみられた。しかし他方では、企業間の競争も激しく、とくに一九七〇年代半ば以降は激化していた。

業界団体の日本電子機械工業会（E I A J）は、このような競争と協調を背景に、意見調整や共通の問題への対応の場となった。日本電子機械工業会は一九四八年にその前身、無線通信機械工業会として設立され、その後、民生用電子機械、産業用電子機械、電子部品、電子デバイスなど各分野の企業が加盟していった。その会員は、現在約五七〇社になる。半導体企業の大手十社は、ここで電子デバイス部を構成し、そのもとに通商政策委員会などを置いて調査と検討、意見調整を図った⁽⁶³⁾。大手十社以外にも、中小の半導体企業が六〇数社あったものの、これらは独立色が強く、あまり組織化されなかった。

以上のように、日本の制度は、「埋め込まれた自由主義」をなしていた。その政策アイディアは、自由主義、自由貿易主義を基本としながらも、産業の発展や秩序との両立を条件としていた。また官民関係は、協調的でありながらも、各々の自律性を内包していた。

こうした日本の制度は、自由貿易レジームの「埋め込まれた自由主義」と、アメリカ産業界・政府の無関心によって許容されていた。日本の官民関係や市場概念は、少なくとも国外からみれば不透明な要素も伴っていたものの、一九七〇年代半ばまでは、それが本格的に問われることはなかった。貿易自由化の対象も、伝統的な関税・数量規制にとどまって

いた。

3. 少数派・S I Aの対日「構造」批判

(1) 将来の問題への懸念

すでにみたように、一九七〇年代半ばの日米両国は、同じ自由貿易レジームを支持しながらも、国内には異なる制度をもっていた。とはいえ、この国際レジームが「埋め込まれた自由主義」をなしていたし、アメリカの半導体産業が圧倒的優位にあったため、日米間の制度の相違がとくに意識されることはなかった。しかし、七〇年代も後半になると、日本産業が顕著な成長をとげ、アメリカ産業を激しく追い上げ始める。それに伴って、状況は徐々にではあるものの、変化し始める。

日本産業の台頭は、とくにMOSメモリー・チップのDRAM部門において著しかった。一九七〇年代の後半五年間に、日本の輸出は前年比で一三九・四%から二〇七・四%に及ぶ拡大率を記録した（輸出額）。その結果、日本の半導体貿易は、一九七九年に初めて輸出超過に転じる。日本製品はアメリカ市場にも浸透してゆき、同じ一九七九年には、一六キロDRAM市場でシェア四〇%を記録した。翌一九八〇年には、対米貿易も出超に転じた（輸入額が七四五億円、輸出額が七〇三億円）。これは、ちょうどアメリカ市場が供給不足に陥っていたのに加えて、日本製品の高品質が評価され始めたためだった。日本産業の躍進はさらにつづき、次世代の六四キロDRAMでは、日本企業が生産に先行し、一九八二年にはアメリカ市場のシェア七〇%を押さえるまでに、成長した。もちろん、他の半導体部門（MOSロジック、バイポーラ、ディスクリートなど）では、なおもアメリカの優位が安定的につづいていた。半導体の全部門でみると、アメリカ市場における日本製品のシェアは、依然として数%にすぎなかった。

それでも、日本産業の台頭はアメリカの産業関係者を驚かせ、競争者として意識させるのに十分であった。なかには、日本を脅威と受け取る企業も現われた。マーチャント企業（前節を参照）のモトローラ、インテル、ナショナル・セミコンダクターなどである。これらの企業は、半導体生産・販売の専門企業であったため、日本製品と正面から競合せざるをえず、輸入拡大に神経を尖らせたのである。とはいえ、これらの企業も、通常の日米経済摩擦に散見されるレイオフ（一時解雇）、解雇、工場閉鎖など、直接的被害に直面しそうにはなかった。彼らが懸念したのは、現在もしくは近々の直接的打撃ではなく、将来に予想される危機であった⁽⁶⁴⁾。モトローラ、インテルなどは、対日輸入拡大の背後に官民関係や政策上のコンセプトの相違など、日米間の競争条件の違いをみてとり、その重大な帰結を将来に予想したのである。すなわち、これらの企業は、日米間の国内構造問題を認識し、その問題性を提起し始める。

このような見方は、アメリカの半導体部門の制度においては異質であり、他の関係者の関心も惹けなかった。すでにみたように、アメリカでは、関係者が各々に自由主義の政策アイデアを信奉し、関係者の相互関係も稀薄であった。仮に日本の制度を問い質し、アメリカ政府に対応を求めるのであれば、反射的にアメリカの自由主義の政策アイデアの純粋性を侵し、官民の伝統的関係（無関係）を揺さ振りかねなかった。マーチャント企業の主張は、このような意味をもつため、アメリカ政府や議会はおろか、半導体産業の内部でも、理解を得られるはずがなかった。

それに半導体産業界では、巨大システム企業とキャプティヴ企業が優位にあった。生産額のうえでも、上位二社は巨大システム企業のIBMとキャプティヴ企業のテキサス・インスツルメンツ社だった（一九七七年）。これらの企業群は、多くの電子部門を擁する大手企業であり、他部門の競争力もあって収益は安定しており、日本の台頭を脅威とは感じなかった。また、これらの企業はコンピュータなどの完成品メーカーでもあり、むしろ日本製半導体の高品質を評価し、自社製品の部品として輸入していた。したがって、彼らは、対日競争において自由貿易レジームの「原則のルール」に従うことに、なんら不満も疑問も抱かなかった。マーケティングの改善、一層の多国籍化などによる対日競争が、彼らの対応策であった。半導体の製造装置や素材の企業も、同様の立場であった。

巨大システム企業とキャプティヴ企業は、数の上でも政治的影響力の点でも、マーチャント企業に対して圧倒的優位にあった。業界団体のEIAとWEWAは、キャプティヴ企業と巨大システム企業を多数派としていたし、それ以上に多業種からなる大組織であった。この業界団体が、ごく少数のマーチャント企業の異端説を取り上げ、これをワシントンで代弁する可能性は殆どなかった。

このような状況において、六社のマーチャント企業が、各社の自律的姿勢を転じて結集し、独自の組織を旗揚げした。一九七七年四月のことである。この月、日本の福田赳夫首相が訪米し、サンフランシスコに立ち寄る予定であり、その際に首相に直に要求を訴えようというのが、設立の契機であった。このためインテルのロバート・N・ノイス（Robert N. Noyce）社長、ナショナル・セミコンダクターのチャーリー・スポーク（Charly Sporck）社長、フェアチャイルドのウィルフレッド・コリガン（Wilfred Corigan）社長、アドバンスド・マイクロ・デバイス（AMD）のW・ジェリー・サンダース（W. Jerry Sanders）社長というマーチャント企業の首脳が、シリコンバレーの中華レストラン「ミン」に初めて集まり、対応を協議した。そこで彼らは、対日行動で協力するため、彼ら自身が理事となって自前の組織を結成することを決めたのである。この四社にモトローラとモステックが加わり、SIA（Semiconductor Industry Association、半導体産業協会）は誕生した⁽⁶⁵⁾。

SIAは、その設立目的に、(1)貿易・公共政策に関してアメリカ産業の利益を代表し、対外的に折衝すること、(2)業界のエネルギーを結集し、安全性、教育といった全体的問題

の解決、共通の機会の発見にあたることを掲げていた⁽⁶⁶⁾。前者の点で、最大の課題が日米貿易問題であったことは、いうまでもない。独自の組織を得ると、マーチャント企業は、かつて自身が想像しなかったほどアグレッシブな政治的活動を開始した。

(2) S I Aの政治行動

まず、設立直後の四月四日、S I Aの理事数名が当初の予定通り、サンフランシスコを訪れた福田赳首相に面会を求めた。彼らは、日本製半導体の過剰な安値輸出、日本政府による補助金や輸入障壁をはじめ、多岐にわたる貿易問題を指摘して対応を求めた⁽⁶⁷⁾。福田首相はとりあえず調査すると約し、七月末になって書面でこれに返答した。その書面は、問題の所在を全面的に否定していた。またS I Aは、アメリカ政府関係者に対しては、六月二九日にロバート・ストラウス (Robert Strauss) S T R代表、翌七八年二月にシュアート・アイゼンシュタット (Stuart Eizenstat) 大統領補佐官などを訪問し、理事達が問題の提起と対応の要請を重ねた。彼らは、日本の対米輸出の量的拡大、ダンピング、日本国内の産業保護策や産業政策などを指摘しつつ、輸入問題の深刻さとアメリカ産業の脆弱さを訴えた。また彼らは、対応策として、日本に対するV E R (自主輸出規制)、非関税障壁に関する政府間交渉、アメリカ国内における税制上の優遇策などを強く求めた。その際に彼らは、先行する日米鉄鋼摩擦やカラーT V摩擦になぞらえ、半導体分野でも同様の事態が発生する可能性を強調して、それに備えて事前に対応するよう求めた⁽⁶⁸⁾。他方でS I Aは、スピーチや会議などの機会を捉えては、その主張を開陳し、またメディアにも報道を働きかけていった。

このように、S I Aの活動は派手であった。またS I Aは、後に大きな影響力を手にするためか、当初から有力な組織であったようにイメージされがちである。しかし、設立当初のS I Aは弱小であり、活動の顕著さは、むしろ影響力の欠如の現われであった。実際、活動の成果は殆どなく、産業界や政府の反応は極めて冷淡であった。

それは第一に、S I Aの力不足のためであり、第二には、アメリカの制度が堅固な壁として立ち塞いだためであった。S I Aはわずか六社の加盟企業からなり、わずか二人の専従スタッフ (公共政策部門) と、少額の予算しかもてなかった。その活動は、各社の自発的な取り組みに依存していた⁽⁶⁹⁾。このような体勢において、S I Aは制度に挑戦しなければならなかった。すなわちS I Aは、これまで関係のなかったアクターに働きかけ、しかも自由主義の政策アイデアから逸脱する主張について、支持を獲得しなければならなかった。しかしS I Aは、例えば連邦議会や行政府に働きかけようにも、誰にどう接触すれば良いのか、その際に誰の手を借りればよいのか、分からないほどであった。そのためS I Aは、反旗を翻したはずのE I Aに紹介を仰いだという⁽⁷⁰⁾。S I Aの主張も、受け入れられにくい内容であった。S I Aの主張は雑多であったし、保護主義的な措置や産業

政策の要求を伴っていた。

すなわちS I Aは、まず日本政府に対する措置として、VER、関税引き下げ、非関税障壁の削減、市場参入、対米投資の規制、国内産業に対する補助金、税制上の優遇措置の緩和・廃止、バイ・ジャパニーズ（日本製品の優先的購入慣行）の排除、等々を求めた。アメリカ政府の貿易措置としては、GATTにおける半導体関税の削減、一九七九年通商法におけるセーフガード条項の修正などを要望した。またS I Aは、アメリカの国内的措置についても、研究開発上の税額控除、課税猶予、設備に関する償却割増し、所得税・法人税の軽減、反トラスト法の緩和、政府による共同研究開発の推進、労働・教育政策上の配慮などを要望した⁽⁷¹⁾。

あまりに多種多様な要望であった。各々の措置の相互関係も定かでなかったし、しかも、機会に応じて主張内容の組合せや強調点が変わった。それに、伝統的な自由主義の政策アイデアに反する措置、官民関係の変更に波及しうる措置も、多数含まれていた。S I Aの主張は、体系性も正当性も欠いていたのである。こうした総花的な要請は、S I Aの活動の未熟さ、稚拙さを示すものではあったものの、S I Aの観点からすれば一定の関連性をもっていた。一連の要求事項は、対日競争における国内経済構造上の不平等を緩和する観点から、競争条件の平準化を志向する点で収斂していたのである。この立場からナショナル・セミコンダクター社のネスハイム（Nesheim）は、日米の競争について「自由企業と政府主導型商業主義」の戦いと形容し、競争条件上の不利を訴えた。また、インテル社のノイス社長は、日本の「不公正」な競争について、「免除の時代」を終わらせなければならない、と語った⁽⁷²⁾。

彼らの真意は、アメリカの制度のもとでは十分に伝わらなかった。仮に伝わったとしても、違和感を抱かれざるをえなかった。政府の関係者は、アメリカの制度のもとで半導体産業と安定したチャネルをもっておらず、S I Aの主張を保護主義的な支援要請と受け取りがちであった。商務省のロバート・E・ハーツスタイン（Robert E. Herzstein）国際貿易担当次官補は、「彼らが我々になそうとする何かがあるにちがいない。それは彼らの仕事であり、我々の仕事ではない」と感じたという⁽⁷³⁾。また多様な主張が、多様なルートで伝えられたため、ワシントンでは、そもそもS I Aにコンセンサスがあるのかを疑う声もあがった。商務省対外通商サービス部長のアーランド・ヘギンボサム（Erland Heginbotham）は、後に次のように語っている。「私は半導体産業について非常に魅了されていると同時にイライラさせられる。というのも、四ヶ月から六ヶ月毎に産業界の人と接触するが、会うたびに新しい技術の展開によってか、次の方向がどこか、次の問題が何なのかについて、産業界の認識が異なっているのである。（…中略…）その結果、六ヶ月前の問題は今でも本当に問題なのか、知りたいと思ってしまう」⁽⁷⁴⁾。

S I Aも、このような状況に対処する必要を感じ、一九七九年六月には、要望を多少なりとも整理し、四項目の「行動計画」にまとめた。それは、(1)投資・資本形成の優遇（具

体的には、投資控除の引き上げ、収益のうち再投資分の課税猶予、ハイテクの機械設備に対する償却割り増し)、(2)相互主義的な市場参入(具体的には、二国間交渉によって、アメリカと実質的に同等の市場参入を獲得。外国政府による市場介入の調査)、(3)不公正な輸入の阻止(一九七九年通商法で市場シェアの急激な変化を、救済の基準とする。効果的な通商法の運用、政策立案のための中心的機関を整備)、(4)研究開発支援(企業の大学に対する研究開発寄付金の税制控除、企業が企画し、政府が支援する共同研究開発の推進)、であった⁽⁷⁵⁾。

とはいえ、まだ要望は多様であった。それらを通じて、S I Aが国内構造問題を提起していることは、理解されなかった。仮に理解されたとしても、そもそもこうした要望が正当性をもつのか、そうだとすると妥当な対応方法が自由貿易レジーム上、アメリカの制度上ありうるのか、定かではなかった。S I Aの主張は、将来の危機を警告する異端的言説であり、あえて例えればカサンドラの予言のようでもあった。

(3) S I Aの戦略再建と成果

S I Aが政府から対応を引き出すには、制度の拘束に対処する必要があった。それには、政策アイデアの点で理論武装を図り、官民関係の点で支持層を拡大してゆき、官民間に接点を確保する必要があった。いうまでもなく、この両面は密接に関連している。理論武装は、支持拡大を念頭に置いて、説得力と正当性を拡大するものでなければならず、また、支持アクターの増大は必然的に主張の穏健化、一般化を招くからである。S I Aは、情報の収集、調査を進め、他のアクターに対する働きかけにも力を注ぎ始めた。

その過程において、一九八〇年にアラン・W・ウォルフ(Alan W. Wolf)が顧問弁護士に、八二年にジョージ・スカリス(George Scalise)が公共政策委員会の委員長に就任したことは、重要な意味をもった。ウォルフは、ヴァーナー・リープファート・バーンハード・アンド・マクファーソン法律事務所の辣腕弁護士であるうえに、USTR次席代表を務めた経験をもっていた。法律や貿易の実務だけでなく、ワシントンの行政・政治事情に精通しており、S I Aの経験不足を補うのに打ってつけの人物であった。またスカリスは、アドバンスド・マイクロ・デバイス社の主任経営役員であり、三〇年にわたって半導体産業の経験を積んでいた。彼は、その経験を背景に、業界内のコンセンサス形成を推進していった⁽⁷⁶⁾。

こうしてS I Aは、一九七九年から八〇年にかけて、主張の面で日米間の競争条件の構造的相違に照準を絞るようになった。またS I Aは、他のアクターとの結びつきを強めようと試行錯誤した。前者の成果が鮮明になるには、なお時間を要したものの、後者のアクター関係の成果は、S I Aの加盟企業数に現われ始めた。当初、わずか六社であったのが、一九八〇年には三三社にまで拡大したのである。S I Aは、連邦議会との関係も徐々に獲

得してゆき、それを通じて、政府との間にもようやく接点をみいだすことになる。

かつての日米経済摩擦において、議会での公聴会証言は、広範な関心を喚起するための、常套手段となってきた。S I Aも当然これを望んだものの、政治家との接点が稀薄であったため、容易には実現しなかった。シリコンバレーの出身の有力議員にはノーマン・Y・ミネタ (Norman Y. Mineta) 下院議員 (元サンノゼ市長) がいたものの、彼の関心は地元の開発にあり、建設産業はともかくハイテク産業との関係は稀薄であった。しかし一九七八年八月、S I AがI T C (国際貿易委員会) に半導体産業をめぐる国際競争の状況を調査するよう求めた際、議会との接点が生まれた。この調査開始は議会の要請を必要とし、それを上院財政委員会の国際貿易小委員会と銀行・住宅および都市問題委員会の国際金融小委員会とに依頼できたのである。両委員会は一〇月二五日、I T Cに対して関税法三三二条に基づく調査を要請した。

それを受けたI T Cは、約二週間後の十一月六日、調査報告『集積回路の国際貿易に影響を及ぼす競争要因』を議会に提出した⁽⁷⁷⁾。しかしその内容は、S I Aの期待を満たすものでは到底なかった。確かに報告書は、日本企業の顕著な成長と、国際市場におけるアメリカ企業のシェア低下を示し、それがアメリカ企業の研究開発支出の低下、コスト削減の機会喪失につながる恐れを、指摘していた。しかしその要因について、報告書は、アメリカ企業の投資不足、技術移転による海外との技術格差の減少などをあげるにとどまった。しかも報告書は、アメリカの技術的優位は今後も継続する、と結論づけていた。アメリカ産業の長期的発展の条件には、積極的な研究開発と投資、アメリカ経済全体の力強さ、それに東京ラウンド合意の定着と自由貿易の進展をあげていた。もちろん、S I Aの主張が黙殺されたわけではなく、報告書は、アメリカの半導体産業が研究開発、投資などについて政府支援を要請している点、日本とヨーロッパ諸国の政府が、研究開発を積極的に支援している点に言及してはいた。しかしI T Cは、S I Aの強調する国内構造問題や、その将来における悪影響を正面から扱っていなかった。

S I Aの不満は、議会で貿易関係の主要小委員会、下院歳入委員会貿易小委員会に受けとめられた。この小委員会が一九七九年十一月三〇日、S I A待望の公聴会を開催したのである。その主旨は、報告書が何ら具体的勧告を提示していないため、現場の声を聞く必要があるという点にあり、したがって公聴会は、特別にシリコンバレーのあるサンノゼ市で開催された⁽⁷⁸⁾。

証言者には、S I Aのジョージ・スカリス (アドバンスド・マイクロ・デバイセズ社社長)、アンドリュー・プロカッシーニ (Andrew Procassini) (フェアチャイルド・セミコンダクタ社副社長) などに加えて、S I Aの所属メンバーではないエレクトロニック・アレイ社のウッド (Wood) 社長、カリフォルニア州選出のノーマン・Y・ミネタ (Norman Y. Mineta) 下院議員などが名を連ねた。S I Aの証言者は、日本における「ターゲット産業システム」の諸問題を繰り返し指摘した。すなわち、日本では、政府が重点産業に照

準を絞って強力に支援しており、その結果として日本市場が閉鎖的になり、破壊的なまでのダンピング輸出が生じている、というのがその骨子であった。また彼らは、その対応策として、対日輸入規制と対日市場参入、対日競争のための税制・財政上の優遇措置などの必要性を、次々に論じた。これに対してエレクトロニック・アレイ社のウッド社長は、日本企業の生産性や製品の品質はアメリカ企業以上であると指摘し、異論を呈した。彼は日本からの輸入拡大についても、アメリカ企業による供給不足の結果にすぎないと一蹴した。

こうした異論もあったものの、S I Aは公聴会を通じて、下院歳入委員会貿易小委員会の関心を喚起するのに成功した。この後、この小委員会はしばしば公聴会を開き、S I Aに証言の機会を提供していく。S I Aは、ようやく対議会関係に風穴をあけ、対政府関係に一步踏み出したといえる。

これらの公聴会において、インテル社のロバート・ノイス会長、アドバンスド・マイクロ・デバイセズ社のジェリー・サンダース社長、AMDのジョージ・スカリス社長など、起業家として全米に名の通った大物が、つぎつぎに証言席に立った。彼らは、異口同音に一方に自由貿易レジームの「原則のルール」とアメリカの政策アイデアをあげ、これらと日本の制度を対置し、日本の異質性を浮き彫りにしようとした。また彼らは、具体的に、日本政府は特定の産業を選択し、これに様々な援助を与えているし、日本企業は銀行との結びつきを利用して、容易に資金を調達している。また、日本市場には日本製品優先の慣行があり、日本企業は二重価格を用いて、海外で市場を獲得している、などと主張した。こうして、例えばインテルのノイスは、「合衆国は自由貿易を信奉し、市場を開放し、技術を外国の競争者に公開してきた。しかし不幸にも、この自由貿易思想は海外で受け入れられなくなってきた」と述べた。S I Aで公共政策委員会委員長をつとめるスカリスは、「我々の自由市場アプローチ」と「日本の政府・産業の計画の挑戦」を対置し、日本市場の構造的問題を指摘するとともに、アメリカの制度と自由貿易レジームの「原則のルール」のもとではそれに対処できない、と主張した⁽⁷⁹⁾。

これに呼応して、下院歳入委員会・貿易小委員会のチャールズ・A・ヴァニク (Charles A. Vanik) 委員長は、日本政府の補助金に相殺関税措置で対応する必要性を表明するなど、側面援助を試みた。またヴァニクは、一九八〇年一〇月に調査報告書『先端技術と日本の産業政策 —— 合衆国の政策決定者のための戦略 —— 』を提出した。これは、半導体やコンピュータに関して日本政府の積極的支援を指摘し、アメリカ側の対応が分裂的であると問題提起していた。報告書は、その対応策として、アメリカ政府に産業政策委員会を設立して効果的な政策を展開し、また、対日市場参入のために二国間・多国間交渉を開始するよう、提案していた⁽⁸⁰⁾。

議会の公聴会は、もちろんS I Aの意に反する見解も、示す機会になった。例えば一九八〇年四月二八日、下院歳入委員会貿易小委員会による公聴会では、ヒューレット・パッカー社のジェネラル・マネージャー、リチャード・W・アンダーソン (Richard W.

Anderson) が、象徴的にも「日本の“成功の方程式”＝品質 イコール 競争力」と題して証言を行った。彼は、日本製品は安価で高品質、高い歩留まり水準であるとし、その根拠として日本企業の組織の特性、オートメーション化の効果などを指摘した⁽⁸¹⁾。

いずれにせよ、S I Aは公聴会を通じて注目を集めるとともに、当初は異端的にみられた主張についても、次第に理解を得ていった。しかもS I Aは、公聴会を通じて、垂涎的であった政府との接点をもてた。一九七九年十月、上下両院経済合同委員会が開いた公聴会は、その官民関係における「分水嶺」になったという。この公聴会では、S I AのL・V・セヴィン(L. V. Sevin) (モステク社会長) が、同じく証言に臨んだりチャード・クーパー(Ricard Cooper) 国務次官補、ロバート・ホームッツ(Robert Hormats) USTR次席代表、エイブラハム・カツ(Abraham Katz) 商務次官補など同席した。これを契機として、S I Aは政府高官と対話の場をもつことになるのである⁽⁸²⁾。

(4)初の官民セミナー

S I Aは、これまでも政府首脳に面会したり、商務省を訪問してポジション・ペーパーを手渡すなど、政府関係者と接触を重ねていた。しかしS I Aは、安定した意思疎通の回路をもてず、苦慮していた⁽⁸³⁾。しかしこの公聴会の後、S I Aは省庁横断的な次官補級のアド・ホック・グループと、本格的な対話の場をもてた。S I Aのセヴィンは、このグループの会合に呼ばれ、「記憶すべきプレゼンテーション」を行ったという⁽⁸⁴⁾。彼は、日本の「ターゲティング戦略」や日米間の資本コストの相違などを明快に論じ、出席した官僚達の関心を喚起したのである。このため一九八〇年四月二九日には、フォローアップ会合が開かれた。今度はスカリス公共政策委員会委員長が、S I Aの関心事項に優先順位を付した「フレームワーク・ペーパー」を提示し、対応策について論じた。これらの会合を通じて、S I Aはワシントン事情を学び、圧力活動のノウハウを身につけたという。政府側は、今まで等閑視していた半導体問題に関して、多少なりとも理解を進めた⁽⁸⁵⁾。この会合の結果、官民合同でセミナーを開催する企画が浮上した。

こうして一九八〇年六月、「ハイテク産業における外国の挑戦に対する合衆国の対応」と題して、官民合同セミナーがモンテレーで開催された。これは、S I A関係者と政府の商務省・USTR(合衆国通商代表部)関係者が一堂に会し、議論を交わす初めての機会となった。アメリカの制度のもとでは、画期的だった。

S I Aの代表は、セミナー冒頭の挨拶において「今や政府との関係における突破口に感じている」と述べた⁽⁸⁶⁾。これに呼応するように、商務省のロバート・E・ハーツスタイン国際貿易担当次官補は、セミナーについて「ビジネスに対する政府の態度の点で顕著な発展」があったと語った⁽⁸⁷⁾。ちなみに、セミナーにおいてS I A側で報告したライオネル・オルマー(Lionel Olmer) (モトローラ社国際事業部長)、ウィリアム・F・

ファイナン (William F. Finan) (エコノミスト) は、後に商務省入りを果たし、日米半導体協議に関わることになる。

セミナーは、政府の措置を若干ではあるものの、変更する契機になった。商務省は、セミナーに手土産を用意しており、半導体の貿易統計 (関税分類) をより詳細な品目構成に変更し、半導体貿易の実態をより細かくチェックできるようにした⁽⁸⁸⁾。これと前後して、ジミー・カーター政権は一九七九年通商法において、S I Aの要望通り、輸入シェアの急増を「実質的被害の恐れ」の要件に加え、産業救済の基準にした。また一九七八年六月の日米貿易円滑化委員会では、国務省が日本側に半導体の関税引き下げ、輸出向けと国内向けの価格差の是正、超LSI技術研究組合に対する技術開放など、国内構造問題に関する要求を提示した。さらに商務省の産業・貿易局は、半導体産業をめぐる状況を調査し、一九七九年九月に『合衆国半導体産業に関する報告』を発表した。これは、半導体産業の特質と歴史的推移、輸入動向や外国政府の支援策などを概観したもので、S I Aにしてみれば常識的情報の整理にすぎなかった。とはいえ、政府機関がこうした報告書を初めて作成した意味は、小さくなかった。しかも報告書は、アメリカ産業の将来について、短期的には楽観的見通しを示したものの、長期的には「重大な岐路に立っている」と指摘していた⁽⁸⁹⁾。

もちろん、数度の会合やセミナーで、政府の対応が一変するはずはなかった。例えば、セミナーにおけるスティーヴ・ファルケン (Steve Falken) USTR経済分析部長の報告は、制度から逸脱する困難を明確に示していた。ファルケンは、一方では、海外で政府介入が拡大している事実を指摘した。しかし他方で、アメリカ政府の伝統的役割は市場メカニズムの促進、具体的には自由貿易レジームと反トラスト法の推進であり、その知的基盤は産業政策的な市場介入を難しくしている、と述べたのである。また彼は、アメリカにも公害問題や資源問題で事実上の産業政策がみられるとし、それに伴う管理を産業が本当に望んでいるのか。しかも、鉄道や郵便の分野におけるように、政府関与が成功を収めるとはいえないと語り、重い問いをなげかけた⁽⁹⁰⁾。

カーター政権の対応も、断片的な変化を示し始めてはいても、その基本方針は不変であった。セミナーと前後して、S I Aは一九七九年十一月、政府の明確な対応を引き出すべく、通商法三〇一条に基づいて対日提訴を実施していた。政府の対応は、二ヵ月も経て示され、それもS I Aの期待はずれにおわる。

政府の立場は、翌一九八〇年の一月十五日、上院の銀行・住宅および都市問題委員会の国際金融小委員会の公聴会において、USTRの証言を通じて明らかにされた。証言をしたのはロバート・ホームッツUSTR次席代表であり、彼は、先に述べたS I Aとの会合にも出席していた。しかしホームッツは、S I Aの提訴を受理しない意向を示した。日本製半導体の輸入は、アメリカ産業に重大な被害を与えていないし、アメリカ産業はなお健全で、ここ数年間も成長している、というのが根拠であった。ホームッツ次席代表も、日

本が潜在的問題である点は肯定し、日米間には産業政策や財政システムなどに構造的相違がある点も認めた。しかし、この問題についても、東京ラウンドで拡充した自由貿易レジームでかなり対応できる、というのがUSTRの立場であった⁽⁹¹⁾。

公聴会では、商務省のフレデリック・T・ニッカーボッカー（Frederick T. Knickerbocker）次席代表も証言し、商務省の立場を示した。彼も、日本における国内構造問題に一定の理解を示した。しかし、SIAの望むような具体策は示せず、対応の見通しを提示するにとどまった。ニッカーボッカー次席代表は、SIAの重視する資本形成を支援すべく、税制上の優遇措置を検討する意向を示し、政府による研究開発支援についても、これまで以上の対応をとりうると示唆した⁽⁹²⁾。

やはり、制度の拘束は強かった。それに、GATTの東京ラウンドが自由貿易レジームにモメンタムを与えていた。東京ラウンドは、半導体関税についてもアメリカの六％を四・二％に、日本の十二％を同じく四・二％に削減していた（ECは十七％を温存）。また、政府調達や補助金などに関してコードが成立し、限定的ながらも国内構造問題に対処する手がかりを与えていた。

(5)日本電子機械工業会による対応の限界

SIAの行動は、アメリカ国内ではなかなか関心を惹かなかったものの、日本では半導体産業の懸念を刺激した。とくにSIAが、日本の対米輸出にとどまらず国内構造問題を取りあげ、批判を日本の官民関係や産業界の慣行に向けた点は、不安を与えた。アメリカのジャーナリズムも半導体問題を扱うようになり、SIAの主張を裏書きするような形で、日本の産業政策や商慣行を批判的に報じた⁽⁹³⁾。なかでも、一九七八年二月二七日の有力誌『フォーチュン』の記事は、日本の各社を驚かせ、対応の必要性を痛感させたという。この記事は「シリコンバレーにおける日本のスパイ」と題し、日本企業の野心的行動の特異性を、産業スパイをめぐって描きだしていた⁽⁹⁴⁾。

しかし、日本の産業界が対応するのは、意外に難しかった。第一には、やはり日本でも制度上の難点があり、第二には、対応方法上の限界があった。

第一の制度面では、産業界の通産省依存と各社の自律性が、それぞれ足枷になった。通産省では、機械情報産業局の電子機器課が半導体各社、日本電子機械工業会の双方と日常的接触を保っており、早くからSIAの動向についても情報交換を行っていた。すでにみたように、経済摩擦のような政策上の問題では、半導体産業は通産省の対応に期待、依存し、逆にいえば当事者意識を欠く傾向をもっていた。通産省も、一九七〇年代後半の段階には、産業界に「秩序ある輸出」を指導するにとどまった。

産業界では、右に述べた当事者意識の欠如とともに、各社の自律性が対応を拘束した。各社の対米貿易・投資状況は異なり、利害関係の相違から、各社の懸念には温度差があっ

た。しかも各社は、対米輸出において激しく競争し始めており、これを協調的に抑制するのは難しかった。

そのため半導体産業界では、日本電子機械工業会の事務局が率先して、各社に問題を提起し、協力を促していった。日本電子機械工業会の事務局は、数年前に日米カラーTV摩擦を経験しており、強い危機感を抱いていた。また事務局は、この経験を通じて、各種の情報を収集し、アメリカの政治経済事情や法律の理解を蓄積していた。事務局のリードのもと、各社は徐々に対応に乗り出す⁽⁹⁵⁾。

そのようななかで日本電子機械工業会は、政治家による支援も検討した。しかし日本電子機械工業会は、他の主要産業団体とは異なり、組織的な政治活動を実施してこなかった。各社はともかく、工業会ベースでは政治献金も行っていなかった。日本電子機械工業会は、今回初めて政治家に接触し、協力を要請することになったのである。白羽の矢を立てたのは、自民党の有力議員で、外交通と目されていた愛知和夫衆議院議員であった。愛知議員は、日本電子機械工業会がアメリカの議員と接触する際に便宜を図ったり、アメリカ側と若干の議員交流を展開したものの、工業会の期待するような成果を提供できなかった。この教訓からか、日本電子機械工業会は以後、政治家の助力を求めようとはしなかった⁽⁹⁶⁾。

こうなると、独自の対応を模索するしかなかった。しかし、第二の対応方法の限界として指摘したように、日本電子機械工業会は良策をみいだせなかった。S I Aに対抗しようにも、問題はS I Aの認識や論理であった。これを修正するような効果的手段、これに影響を与えるようなアメリカでのカウンターパートは、見当らなかった⁽⁹⁷⁾。日本電子機械工業会は、反論をより積極的、体系的に展開する以外に、対応手段をもてなかった。

日本電子機械工業会は、日本企業の関係者やアメリカにおける顧問弁護士、H・ウィリアム・タナカ(H. William Tanaka)の助力を得て、アメリカでの講演や討論会の機会を捉えては、S I Aに反論し、日本側の事情を説明した⁽⁹⁸⁾。また日本電子機械工業会は、より体系的で効果的な反論の場として、S I Aにセミナーの共同開催を呼びかけた。これは、一九七八年十一月の「日米半導体セミナー」(シリコンバレーのあるパル・アルトとニューヨークで開催)に結実した。翌年九月も、日本電子機械工業会は第二回目のセミナー開催を打診した。しかし、S I Aが応じようとしなかったため、日本側は以後、独自にセミナーを催していった⁽⁹⁹⁾。一九八〇年三月二五日には、ワシントンで「品質管理：日本の高生産性の鍵」、八一年四月には「経営・生産性・再工業化」、八二年六月には「ハイテク産業の経営：東西の相互依存」と題して、セミナーを重ねた。とはいえ、これらのセミナーに、特段の効果は認めがたかった。日本電子機械工業会の事務局は、一連の活動を通じて海外でのPRの必要性を痛感したため、PR室(広報室)を設立した。PR室長には、早くから半導体貿易問題に関わってきた原田保が就任し、精力的に活動した。

日本電子機械工業会は、こうした活動を通じて、S I Aの主張に反論、反証を試みた。その論点は、S I Aの主張が多様であるだけに多岐にわたるものの、主要な点は次のとお

りである⁽¹⁰⁰⁾。

第一に、日本の対米半導体輸出は、アメリカ産業に脅威も被害も与えていない。アメリカ産業は、なおも世界の半導体市場で六〇%以上のシェアを占めており、アメリカ国内市場でも圧倒的である。日本産業が対米輸出を拡大しているとはいえ、まだアメリカの半導体市場の数%にすぎない。しかもアメリカで拡大している輸入は、大半がアメリカの多国籍企業の企業内取引である。

第二に、日本の政府介入は決して顕著でも、不公正でもない。政府の補助金は、かつてアメリカの実施した安全保障上の措置の方が大規模であった。現在の補助金も、ヨーロッパ諸国の方が日本よりも多額である。それに、基礎研究に対する政府支援は、自由貿易レジーム（GATT規約）も許容している。

第三には、日本市場は閉鎖的ではない、と主張した。関税はアメリカについて低率である。また高率のEC市場でも、アメリカ製品はシェア八〇%前後を占有しており、関税は市場参入の困難を必ずしも意味しない。日本の行政指導や流通制度は輸入の抑制を目的としておらず、それらによる対日市場参入の困難について、アメリカ側は具体的証拠を示していない。対日参入が進展しない理由は、日米間の需要の相違（日本は民生用半導体が中心、アメリカは産業用半導体が中心）にある。

日本電子機械工業会は、以上のように論じ、S I Aの提起する国内構造問題の虚構性を浮き彫りにしようとした。しかし、その努力は虚しいものに終止する。当然ではあるものの、日本側の主張によってS I Aが自説を修正したり、反S I A勢力がアメリカで力を得たりはしなかった。日本電子機械工業会の関係者によると、日本側の試みは「砂漠に水を撒くようなもの」だったという⁽¹⁰¹⁾。

4. 国内構造問題をめぐる政府間協議

(1) 対抗的な政策アイデアの提起

一九八一年一月、アメリカにロナルド・W・レーガン（Ronald W. Reagan）政権が誕生した。前カーター政権でポリティカル・アポインティ（政治的任命）を受けていた主要な官僚は職を解かれ、S I Aと対話を始めた次官補級グループも、メンバーが入れ替わった。また、共和党政権は伝統的に自由貿易志向が強く、レーガン大統領自身の保守主義、市場志向は、選挙中から知れ渡っていた。制度の拘束は、再び強まる気配であった。このためS I Aの関係者は、大統領がたとえ元カルフォルニア州知事だとしても、政府の対応は好転するどころか、後退しかねないと観測していた⁽¹⁰²⁾。

そのレーガン政権は、国際経済政策をなかなか示そうとしなかった。対照的に国内経済政策では、レーガン政権は新たな政策アイデア（サプライサイド・エコノミクス）の刺

激を受け、早々に新機軸を打ち出していた。それは、レーガノミクスに帰結する⁽¹⁰³⁾。

レーガン大統領自身は、彼の自伝『あるアメリカ人の人生』によると「一九八一年にホワイトハウスに乗り込んだとき、私は国際貿易をより自由で公正なものにする希望を抱いていた」という⁽¹⁰⁴⁾。しかし、これにはやや疑問がある。「公正貿易」は問題含みの曖昧な概念であり、レーガノミクスとも必ずしも整合しないし、実際に政権内で大きな論争点となる。大統領が、当初からこれを意識的に志向していたとは考えにくい。いずれにせよ、レーガン政権の方針は、この自由貿易と公正貿易の間を振幅するようになり、それが半導体問題にも影を落とすことになる。

包括的な国際経済政策は、政権が半年を経過した七月八日になって、「合衆国の貿易政策に関する声明」として表明された。これは、政府による貿易障壁の削減を中心に据え、インフレなき経済成長、通商法と国際条約の効果的運用、市場を重視した産業調整、国際貿易ルールの改善などを掲げ、自由貿易レジームの「原則のルール」に即した内容になっていた。しかし、その当初の草案は、USTRと商務省のスタッフが作成し、「自由かつ公正な貿易」を目標に据えていたという。この「公正」の語に対して、財務省や大統領経済諮問委員会、行政管理予算局などが強硬に異論を唱え、修正がなされたのである⁽¹⁰⁵⁾。この最初の対立は、拡大する貿易赤字や少なからぬ国内産業の競争力低下を背景に、政府内の貿易政策論議が流動化しつつあったことを示していた。

ただし半導体分野は、まだ政府内で貿易論議の対象にはなる段階ではなかった。ようやく一部の官僚が、SIAの議論に耳を傾け始めたばかりであった。レーガン政権では、先端技術事業や対日経済関係、日本滞在の経験をもつ官僚達が、有力ポストを得ていたのである。商務省のクライド・V・プレストウィッツ顧問、ライオネル・オルマー国際貿易担当次官、エコノミストのウィリアム・F・ファイナン、オルマーの後任のブルース・スマート (Bruce Smart)、USTRのジェームズ・マーフィ (James Murphy) 次席代表、ジョセフ・マッセー (Joseph Massey) 日本・中国担当代表補、後に加わるグレン・S・フクシマ日本部長などである。このうち、例えばプレストウィッツ商務省顧問は、慶応大学への留学と日本関係のコンサルタントを経験していたし、オルマー商務省次官は、海軍の情報将校を経てモトローラ社に就職、国際事業部長として対日市場参入に取り組んだ経験をもっていた。彼らは日本の制度、例えば官民の癒着や独自の商慣行を見聞きしていたし、また実際に、苦い経験もしていた (オルマーとファイナンは、すでに言及したように、一九八〇年の官民合同セミナーでSIA側のスピーカーを務めていた)。したがって彼らは、他の政府関係者とは違って、半導体産業の苦況を深刻に受けとめ、SIAの議論を理解する素地をもっていた。彼らが、SIAの主張を政府内に媒介するリンク・ポイントとなり、制度の壁に小さな風穴を開ける役割を果たすのである。

この風穴が開くには、こうした政府側のプル要因に加えて、SIA側のプッシュ要因も必要だった。SIAは、制度の政策アイディアに本格的に挑戦すべく、その主張に修正を

加えた。

その第一は、主張の量的拡大である。一九八一年秋、対日輸入製品の価格が急速に下落したため、マーチャント企業はこれまでになく直接的な打撃を被った。それもあってS I Aは、政府に対する接触回数を増やし、働きかけを強めたのである。この頃のS I Aは、カルフォルニアからワシントンへの飛行機の、最多の利用者だったという⁽¹⁰⁶⁾。

第二は、主張の内容の修正である。S I Aは、なおも雑多な感のあった主張を整理し、日本の国内構造問題に照準を絞った。具体的には、日本政府の産業支援政策を「ターゲティング政策」と名づけ、その観点から問題群を体系的に位置づけ、批判し始めた。すなわち、日本政府は半導体産業を成長部門に指定し、これに集中的に支援策を展開した。それを通じて、日本に独自のダイナミズムをもつ市場が成立し、ここに排他的な商慣行やダンピング輸出が生まれた。それは構造化してしまい、日本政府の支援策が縮小した後にも残存し、市場機能が作用しないままになっている、と論じたのである。このロジックによって、S I Aの議論は整理され、かなり分かりやすくなった。このためS I A関係者は、統一的な主張を展開できるようにもなった。

このロジックは、一九八一年五月の報告書『マイクロ・エレクトロニクスの国際的挑戦——アメリカの産業、大学および政府による対応——』あたりから、鮮明になってきた⁽¹⁰⁷⁾。この報告書は、海外の政府が半導体産業の支援を国家的な優先政策とし、自由市場が本来提供する以上の利益を獲得しようとしている、と訴えていた。とくに日本政府は、一九六〇年代初期に半導体産業を「ターゲット産業」に位置づけ、優先的な施策を展開していると指摘していた。報告書は、その典型例として超LSIの研究開発プロジェクトをあげ、通産省が一九七〇年代の貿易自由化の「対抗措置」としてこれを計画、行政指導による金融・財政支援を展開し、系列銀行も企業に低利融資を実施したと述べていた。このためアメリカ産業は、重大な挑戦を受けており、外国市場への参入、資本形成、研究開発、大学教育などの点で対処が必要である、というのが報告書の主旨であった。

報告書は、とくに日本市場について、それがアメリカにつく市場規模をもつため、後の研究開発資金を確保するという経済的利益の点でも、相互主義的な市場参入が必要だとしていた。また報告書は、関税の撤廃、平等な補助金、財政支援における内国民待遇の必要性も、提起していた。さらに報告書は、これらの措置の達成に向けて、「日本政府は過去の差別的慣行を相殺するための矯正的ステップ (affirmative steps) をとりうる」とし、「矯正的行動計画 (affirmative action program)」を日本政府に要求していた⁽¹⁰⁸⁾。国内構造の平準化と、その解決策としてのアフーマティヴ・アクションの政策アイディアは、自由貿易主義の対抗的アイディアとして、後に重要な意味をもつ。その文書上の原点は、ここにみられるのである。

また、S I Aが二年後にまとめた報告書、『世界半導体競争における政府ターゲティングの効果——日本の産業戦略の事例史とアメリカにとってのコスト——』は、日本の

「ターゲティング政策」に照準を絞って、先のロジックとこれに関連する政策アイデアをさらに煮詰めている⁽¹⁰⁹⁾。

この報告書によると、日本政府は一九七〇年代半ばに、先端技術産業で世界的リーダーシップを確立すべく、長期的目標を設定した。半導体産業は、そのためのターゲットに定められた。そこで通産省は、許認可権限や行政指導などを通じて影響力を駆使し、独占禁止法の適用除外などによる産業の再組織化、超LSIプロジェクトなどの研究開発支援、財政支援、優遇税制の適用などに専心したという。「日本政府の保護・支援策なくしては、日本企業がアメリカに挑戦するほど成功することはなかった」⁽¹¹⁰⁾と、報告書は指摘した。また報告書は、過去に政府が積極的に支援策をとったために、それに基づく慣行が産業界に構造化し、ここに日本の国内構造問題が生じていると結論した。この国内構造問題の存在は、日本市場の自由化の後にも、アメリカ産業が自由化以前以上のシェアを獲得できない事実を表れているとした⁽¹¹¹⁾。

この国内構造問題は、自由貿易レジームでどのように扱うべきか、GATT規約上は明白でなかった。しかし報告書は、日本政府による過去の輸入規制の影響が現存している点で、GATT規約第二三条（紛争処理手続き）で対処できるとした。また補助金については、東京ラウンドで成立した補助金コード違反として対処できる、と論じた⁽¹¹²⁾。

アメリカの対応策について、この報告書は次のように提言していた。(1)ターゲティングが許されないと表明する。(2)ターゲティングの貿易歪曲効果を特定し、調査して、対抗する。(3)日本企業が日本政府から享受している機会を、アメリカ企業も受けられるよう主張する。(4)日本で自由な市場競争を確立するため、GATTの義務を履行させる。(5)これらの対日政策は、他国のターゲティングに対処するモデルとして形成する、などである⁽¹¹³⁾。このうち(1)や(3)、(4)は、国内構造問題に対して、自由貿易レジームとアメリカの制度の枠内でとりうる、ぎりぎりの線を模索していた。しかし、(2)の「対抗する」に至ると、その線をややもすると逸脱していた。

(3)シェア概念の浮上

以上のように、SIAの議論はターゲティングを基本的な政策アイデアとして、日本の国内構造問題を体系的に捉えようとしていた。とはいえ、問題は構造である。抽象的で、検証しがたく、何よりも分かりにくいという難点があった。それを明確化する一素材として、SIAはアメリカ製品のシェア（市場占有率）を提起したのである。

SIAによれば、アメリカ製品のシェアはヨーロッパで五〇%前後、アジアで八〇%前後であった。しかし日本では一〇%前後にとどまり、十二%を越えたことがない。しかも日本では、貿易自由化や大きな為替変動など、各種の市場の変動があったにもかかわらず、アメリカ製品のシェアはほぼ固定して推移していた。これは異常な現象というほかなく、

日本市場の構造的問題の表れにほかならない⁽¹¹⁴⁾。さらにS I Aの関係者は、この議論の延長線上で、時に日本市場で本来得られるべきシェアとして、四〇%、三五%などの具体的数値を示すに及んだ⁽¹¹⁵⁾。

これがシェア二〇%の「数値目標」の原点であった。もっともこの時点では、S I Aのだれも、その実現を日本側に直接求める意思はなかった。シェアの議論は、国内構造問題を説明する一素材として提起した、ごく周近的なものだったのである。とりわけ、得られるべきシェア（四〇%、三五%等）となると、具体的な根拠を欠く、アド・ホックな数値にすぎなかった。

それにしても、なぜシェア上の数値だったのだろうか。ビジネスの世界では通常、事業の成否や販売努力の成果などを、シェアの動向を手がかりに判断する。S I Aの加盟企業にとっても、シェアの動きに着目したのは、はごく常識的な発想であったという⁽¹¹⁶⁾。ただS I Aは、シェアを国家間の貿易状況の説明に援用したのである。ここまでであれば、まだ問題は少なかったものの、さらにシェアを基準に貿易のあるべき状態を設定すると、大きな飛躍があった。国際貿易の議論としては、異質でもあった。この違和感 は当然、S I A関係者にも感じられた。顧問弁護士のアラン・ウォルフでさえ、当初は、シェアの概念に強い違和感を覚えたという⁽¹¹⁷⁾。

論理的に無理があったとしても、日本市場におけるシェアの動向は、あまりに印象的であり、国内構造問題の根拠として十分に示唆的であった。実際、たまたまS I Aがこの議論を議会・政府関係者に用いた際、望外の説得力が実感された。S I Aのある代表がジョージ・シュルツ（George Shultz）国務長官に面会した際、シェアの動向を示す図表を用いて説明すると、彼でさえ頷いたという⁽¹¹⁸⁾。シュルツ長官は元来エコノミストであり、行政管理予算局長官や財務長官を歴任した人物で、自由貿易主義派と目されていたのである。

このように、S I Aは制度化した自由貿易主義の政策アイデアに対して、ターゲットイングに基づく構造問題、それを表すシェア、対応策としてのアフターマティヴ・アクションといった、一連のアイデアを掲げ、問題提起を図った。これらは、自由貿易主義に對置できるほどの理論的根拠も、正当性ももてなかったものの、問題の所在を指摘し、関心を喚起するうえで、一定の説得力をもった。

そのうえでS I Aは、政府の具体的対応を引き出すべく、今度はダンピング提訴の検討に入った。しかしこの試みは、S I Aの強化ゆえの脆弱さを露呈する結果になる。

S I Aは組織を拡大し、かつての反対派を取り込み、つまりは制度を部分的に内部化していた。そのためS I Aは、もはや同質的なマーチャント企業の同志的集りではなく、キャプティヴ企業や巨大システムを含む多様な企業の組織体になっていた。かつてS I Aから距離を置き、これを批判さえしていたテキサス・インスツルメンツ社、IBM社でさえ、S I Aに加入していた。したがって、上にみた主張内容の変化は、単に論理の洗練化の結

果ではなく、新メンバーの増加に対応して、従来の保護主義的措置や疑似産業政策の要求を緩和し、より一般通用性のある論理の必要に迫られた結果でもあった。このようなS I Aであるから、ダンピング提訴という強硬策をめぐることは、強硬派の当初メンバーと自由貿易派の新メンバーが鋭く対立してしまった⁽¹¹⁹⁾。その結局、S I Aはダンピング提訴を見送らざるをえなくなる。

しかしS I A内では、程なく通商法三〇一条による対日提訴が議論にのぼった。このように提訴の動きが頻繁になると、レーガン政権も政府としての立場を検討せざるをえなくなる。しかし、政府内の意見は分裂した。この分裂は、S I Aの対抗的アイデアが、政府内でも部分的に受容され、同時に少なからぬ反発を招いた事実を示していた。後者の反発は強く、なおも多数派であった。したがって、S I Aがどうにか三〇一条提訴のドラフトをまとめても、ウィリアム・ブロック (William Brock) USTR代表は受理しなかった⁽¹²⁰⁾。それは、自由主義に対するコミットメントの強さとともに、半導体問題に対する関心の稀薄さにも影響されていた。この点に関連して、プレストウィッツ商務省顧問は著書において、悲惨ともいえる例を伝えている。政府のある会合において、商務省のスタッフが熱意を込めて半導体産業の危機について報告している最中、なんとレーガン大統領は居眠りしていたという⁽¹²¹⁾。

とはいえ、アメリカの制度と自由貿易レジームの枠内であれば、レーガン政権も対応できた。実際にレーガン政権は、東京ラウンドで約した関税削減を両国が前倒しで実施するよう、日本政府に求めた⁽¹²²⁾。

他方で、商務省とUSTRの一部は、S I Aの主張に理解を示し、踏み込んだ対応の必要性を感じていた。その一人のリチャード・ハイムリック (Richard Heimlich) USTR次席代表は、「レーガン政権を半導体問題に関与させる」べく、むしろ日本政府に対して、政府間対話をアメリカ政府に提案してはどうかと仄めかした⁽¹²³⁾。当時の日米間には、半導体以外の先端技術分野でも紛争の種が芽生えており、無意味な提案ではなかった。ハイムリックの企図どおり、日本政府は政府間の専門的対話を開始するよう提案する。

一九八二年四月、両国政府は日米先端技術作業部会 (the Japan-U. S. High Technology Working Group) を設置した。ここで両国政府は、交渉ではなく対話によって、法的拘束力をもつ協定ではなく自発的遵守を旨とする勧告を、目指した。これは、半導体問題に関する初の政府間対話となる。それはまた、S I Aの対抗的アイデアが、政府レベルの議論に登場する初の機会ともなる。

5. 先端技術作業部会

(1)国内構造問題対策のジレンマ

日米先端技術作業部会は、半導体に加えてコンピュータ、テレコミュニケーションの分野について、市場参入、共同研究開発、技術移転などの問題を取りあげた。日本政府からは、通産省審議官の石井賢吾を議長に通産省と外務省の官僚が参加し、アメリカ政府からは、プレストウィッツ商務省顧問とジェームズ・マーフィUSTR次席代表を共同議長として、商務省とUSTR、財務省、国務省の官僚が席を列ねた。

アメリカ側のプレストウィッツ商務省顧問やマーフィUSTR次席代表は、日米間の半導体貿易について「問題は構造的なもの」⁽¹²⁴⁾だとみていた。日本企業間の系列、業者間の流通関係、政府による自国製品優先方針などが、対日参入障壁や対米ダンピング輸出の温床になっている、と考えていたのである。このため彼らは、ダンピングについては半導体出荷・価格の監視体制の構築を、市場参入については「過去の差別が生み出した結果を埋め合わせる前向きの行動計画」⁽¹²⁵⁾を、日本側に求めた。後者の要求は明らかに、SIAの提起したアフーマティヴ・アクションの政策アイデアを反映していた。

もちろんレーガン政権の大勢は、彼らの方針に反対であったものの、それ以上に無関心であった。アメリカ政府にとって先端技術作業部会は、「関心のあるごく少数の官僚が、策を弄してはほとんど無関心な政府をなんとか引きこんだというのが実相である。しかし政府の枢要な人物のほとんどはかかわってくれなかった」⁽¹²⁶⁾という。それでも、商務省やUSTRの少なからぬ関係者は、日本のターゲティング政策に問題を認め、対応の必要を感じていた。しかしその彼らも、ターゲティング政策の具体的効用や自由貿易レジームにおける是非、さらに妥当な対応策について、明確な解答はもっていなかった。その戸惑いや無力感は、議会公聴会における彼らの証言にも伺える。

例えばマイケル・B・スミス (Michael B. Smith) USTR次席代表は、一九八三年三月一〇日の下院歳入委員会・貿易小委員会の公聴会において、次のように語った。日本によるターゲティングの成果は様々であり、テレコミュニケーションや鉄鋼分野では成功したものの、アルミニウムや石油化学では失敗している。産業政策は、日本の「主権」に属するものの、それが市場歪曲的な効果を及ぼせば、アメリカ政府としても行動をとる。その行動に関してスミス次席代表は、アメリカの対日政策は保護貿易の回避と市場参入、アメリカ製品の競争力を反映した貿易成果の獲得、公正な競争などを基本としている、と主張した⁽¹²⁷⁾。このうち、貿易成果の獲得や公正な競争の指摘は、古典的な自由貿易主義が若干修正され、公正貿易の概念が浸透してきていたことを物語っていた。

またウィリアム・ブロックUSTR代表は、一九八三年七月二五日に上下両院合同経済委員会の経済目標・政府間政策小委員会の公聴会で、次のように述べた。この公聴会は、海外のターゲティングをテーマに開催され、国内構造問題に対する関心の高まりを反映してもいた。ブロックUSTR代表によると、ターゲティングは論争的であり、海外のそれがアメリカ産業に及ぼすインパクトについても、合意は得られていない。産業政策やターゲティングがGATT規約や国内通商法に反しているのであれば、対応は相対的に明白で

あるものの、「灰色領域」がある。しばしばターゲティングの効果と比較優位とは、区別できない⁽¹²⁸⁾。

彼らは、「埋め込まれた自由主義」の自由貿易レジームにおいて、国内構造問題を扱うジレンマに直面していたのである。このためUSTRは、次期のGATTラウンド（後にウルグアイ・ラウンドに結実する）では、サービス、投資などとともに先端技術を取りあげ、国内構造問題にも対応しようと構想していた⁽¹²⁹⁾。このような状況において、アメリカ政府がすぐに自由貿易レジームと、アメリカの制度の拘束を越えて、日本側に具体的対応策を迫るのは、政治的にも経済理念的にも至難であった。

実際、先端技術作業部会でプレストウィッツやマーフィ等が、踏み込んだ対応を図ろうとすると、まずはアメリカ国内で抵抗が生じた。制度の拘束が、財務省、司法省、国務省などの反対論となって表れたのである。SIAの行動と政府内の一部の支持者によって、制度に小さな風穴が開いていたものの、こうした変化の兆しゆえに、強い反作用が生じたといえる。このため対日協議の担当者は、関係官庁が是認する範囲内では、日本側に国内構造問題への対応を求められなかった。実現を望んでいたダンピング防止措置も、価格データの収集は反トラスト法に抵触しかねないとして、アメリカ政府内で否定された。対日参入措置も、自由貿易主義の枠内の措置から逸脱しないよう、釘をさされた⁽¹³⁰⁾

とはいえ、日米政府間の議論では、制度の枠組みから外れる発言が顔を出した。アメリカ側担当者は、日本経済の経験と知見をもつ者を含んでいたため、日本側の担当者からしてみれば、彼らの議論が「悪しき影響」をもったという⁽¹³¹⁾。実際、一部のアメリカ側担当者は、日本におけるターゲティングや系列取引を、問い質しただけでは終わらなかった。彼らは、日本市場のあるべき状態に関して、外国製半導体のシェア四〇%、三五%といった具体的数値さえ口にしたのである⁽¹³²⁾。数値の発言は周知的であり、日本側も正面から取り合おうとしなかったため、それが議論の帰趨に作用することはなかった。とはいえ、SIAの提起した概念が、政府レベルに現われた意味は、小さくなかった。

このようなアメリカ側の主張は、日本側の懸念を惹起した。例えば、先端技術作業部会につづいて産業政策対話が開催された際、通産省では「日米産業政策ダイアログが通産省の産業政策基盤をゆるがしかねないというのが省内の認識」であったという⁽¹³³⁾。したがって通産省では、産業政策対話において「日本の産業政策に不当なことはないことを論理的に説明すること、相手チームに米国内で点数を稼がせて勢いづかせないこと、米国の産業政策ダイアログという切り口での攻めを撃退することを目標としていた」⁽¹³⁴⁾。先端技術作業部会でも、日本側はこのような懸念や方針の片鱗をみせた。その際の具体的主張は定かでないものの、日本側が採用したロジックは、産業政策に関する通産大臣談話（一九八三年六月）と同様だと思われる⁽¹³⁵⁾。これは、先端技術作業部会や産業政策対話などを念頭に、通産省がまとめた基本的見解であった。そのポイントは、日本の産業政策が自由貿易レジームの「埋め込まれた自由主義」に合致しているという点にある。

すなわち大臣談話は、産業政策は各国にあり、日本の政策もその一形態にすぎないと主張した。民間企業が市場に則して活動するのは当然であるものの、他方では、雇用の確保や社会的需要に対応しなければならない。それを効率的に調整し、全体としての産業調整を進める必要がある。そのため通産省は、「産業構造を展望し、必要な場合に限り、企業の自助努力の支援や、企業活動の調整」を行っている」と説明した。その方法も、大臣談話によると「GATTに則して間接的、誘導的な政策体系を基礎としソフトなもの」であった。というのも、市場関与の主眼は「市場の管理ではなく、むしろ独占の防止などによる競争の確保にある」からだとした。大臣談話は、このように日本の政策の妥当性を主張したうえで、アメリカにおける「自国の政策との差異を根拠にした保護主義的措置」を批判した⁽¹³⁶⁾。

このように日米政府間の議論は、日本市場の構造問題の存否に始まり、対応策に至るまで、基本的に擦れ違った。日本側の出席者によると、協議が「ぎすぎすした雰囲気」になることも、しばしばだったという⁽¹³⁹⁾。それでも双方は、アメリカの制度の許容範囲内で、同時に日本の「埋め込まれた自由主義」的な制度を否定しない範囲内で、国内構造問題に対処する方策を模索した。

一九八二年十一月、両国政府は、勧告の作成に漕ぎ着けた。それは、半導体、スーパーコンピュータ、光ファイバーなどについて、政府の行動による市場の歪曲を極小化する責任を認識する点、十分な貿易と投資の機会を日米相互に保証する点、市場参入の機会を「実質的に同等であるよう保証」する点、企業に便益を与えるような施策は、外資系国内企業にも開放する点などの原則を、規定していた。また具体的措置としては、両国は共同データ収集タスクフォースを設置するものとし、まず半導体分野のデータ収集を実施するものとし、政府調達において外国企業の差別を除去すること、販売促進策や政府助成の研究開発において、外資系国内企業も対象とすることなどを、定めていた⁽¹³⁸⁾。

(2)もうひとつの「サイドレター」

しかし、SIAはもとより商務省・USTR関係者も、この合意に不満を覚えていた。具体的な措置が不十分だと感じられたのである。このためアメリカ側は、程なく部会の再開を求め、日本政府もこれに応じた。一九八三年四月、両国政府は先端技術作業部会のもとに半導体小委員会を設け、今度は半導体についてのみ、より具体的な勧告を目指して議論を再開した。以後、双方は七月、九月、十月に各一回の議論を重ね、新たな勧告に合意する。

政府間の議論と並行して、日米の産業も間接的に議論を展開した。SIAと日本電子機械工業会は、それぞれ記者会見などで意見を表明するとともに、議会の公聴会で頻繁に証言したのである。SIAは、繰り返し日本政府のターゲティングと、それによって生じた

日本市場の構造的問題を指摘した。それは、一連の対抗的政策アイディアの浸透を図る意味をもった⁽¹³⁹⁾。対する日本電子機械工業会は、事実の説明によって、それらのアイディアを否定するのに躍起であった。一九八三年一〇月の下院歳入委員会・貿易小委員会において、日本電子機械工業会のウィリアム・タナカ弁護士は、詳細な反証を示しつつ、次のように主張した。「日本の構造的性格を強調する批判は、日本産業の組織的ダイナミズムによって効率と高品質が生まれていることを無視している」。「日本の閉鎖性に関する考えは、現実というよりも認識であり、しかも誤認だ」⁽¹⁴⁰⁾。

政府間の半導体小委員会では、アメリカ側代表が、新たな耳慣れない合意目標を用意していた。「長期的関係 (long-term relationships)」の構築である⁽¹⁴¹⁾。それは、日本側に国内構造問題に対応させるとともに、アメリカ政府内で是認されるように、苦心して案出したアイディアであった。「長期的関係」とは、あえて抽象的な表現をとっていたものの、日本企業間（供給企業と顧客企業の間）の特殊な取引関係、つまりは国内構造問題をイメージした概念だった。アメリカ側関係者のみるところ、日本の企業間には安定した取引関係があり、供給企業は事前に顧客企業の開発計画を知り、これに対応して製品を開発、納品していた。このネットワークに第三者が参入するのは至難であり、したがって対日輸出が低迷していると考えられた。そこで彼らは、通産省に行政指導を実施させ、この企業関係のネットワークにアメリカ企業を組み込ませようと試みたのである。この行政指導の利用は、過去の市場介入による問題を、新たな市場介入によって是正させようとする措置であり、やはりアファーマティヴ・アクション的な発想に基づいていた。

協議のなかでアメリカ側は、「長期的関係」の具体策として、在日アメリカ企業からの日本企業の購入について、特別な優遇措置を実施さえ要求し、日本政府側の担当者を驚かせたという⁽¹⁴²⁾。

こうなると日本側も、可能な譲歩を真剣に検討せざるをえなくなった。しかし、アメリカ側の主張が、日本の国内構造問題を突いていただけに、日本側はジレンマに直面した。協議の決着には譲歩が必要と感じられたものの、アメリカ側の要求を容れて「長期的関係」の形成に乗り出せば、構造問題の所在を是認することになる。それは、日本市場が自由だとする主張と、矛盾してしまう。しかも、日本の制度において、通産省は確かに産業界に対する影響力をもっていたものの、企業側の自律性も小さくなかった。このため「長期的関係」の実現は、政府としても保証の限りではなかった。そこで通産省は、市場参入の拡大を国内企業に誘導するような、微妙な措置について、政府間合意のための妥当な概念を検討した。

そこで通産省機械情報産業局と通商政策局が考えだしたのが、輸入拡大の「勸奨 (encourage)」であった。この言葉は、日本語と英語の語感の相違も含めて、慎重に検討して選択されたという⁽¹⁴³⁾。この概念は、アメリカ側にとっても受け入れられない選択肢ではなかった。アメリカ側代表団も、自国の制度に拘束されていたからである。

こうして一九八三年一〇月、両国は新たな勧告に合意する。それは、半導体関税の相互撤廃、データ収集の継続、投資障壁の削減、相手国による自国への投資の勧奨などを、両国政府に向けて勧告していた。懸案の「長期的関係」については、自由貿易原則による貿易拡大（自由貿易レジームの「原則のルール」）を前提に掲げたうえで（Iの3）、日本政府が国内の顧客企業（ユーザー）とアメリカの供給企業（サプライヤー）との「長期的関係」を発展する機会を拡大するよう、国内産業を「勧奨」するものとした（Iの3の(1)）⁽¹⁴⁴⁾。

問題は、その「勧奨」の具体策であった。政府間の半導体小委員会において、アメリカ側が固執し、日本側が明確なコミットメントを回避しようとしたことは、いうまでもない。それに、「勧奨」の具体策を明確化すればするほど、事実上の政府介入の公約になり、自由貿易レジーム上、したがってアメリカの制度上の問題を生んでしまう。結局、この具体策は、以下のように曖昧に定められた。

すなわち、第一に、具体策は公表された勧告ではなく、いわゆるサイドレターに記した。小玉幸治通産審議官（石井賢吾の後任）からプレストウィッツ商務省顧問とマーフィUS TR次席代表に対する「議長覚え書き」が、それである。このサイドレターは、一九八六年のサイドレターのように注目を浴びなかったものの、やはり非公式であり、その拘束力や正当性に問題を含んでいた⁽¹⁴⁵⁾。

第二に、「議長覚え書き」は、その「勧奨」の主体（いうまでもなく日本政府、具体的には通産省）を明記しなかった。日本の顧客企業が、アメリカ企業からの購入機会を拡大するよう、「勧奨される」措置を列挙しているのみなのである。ここにも、合意の拘束力を回避しようとする努力が伺われる。しかし、その具体策は極めて具体的であり、おそらくは日本企業を驚かすのに十分な内容であった。それは以下の四点である（抄訳）⁽¹⁴⁶⁾。

- (1) 認証試験の期限終了後も、アメリカ系半導体製造者が認証試験を受ける機会が与えられるよう、特別な配慮がなされよう。
- (2) アメリカ系半導体製造者に、より多くのビジネス機会を与えるため、供給源が拡大されよう。
- (3) アメリカ系半導体製造者は、（日本の）半導体ユーザー部門との直接契約をする機会を許容されよう。
- (4) （日本）企業の調達システムは、調達責任者の合衆国への派遣もしくは滞在などの措置によって、強化されよう。

もちろん、政府の「勧奨」策は、アメリカ政府側にも規定されていた。しかしそれは、日本側のそれとは違って、公式の勧告文に掲載され、内容的にも間接的であった。すなわち、アメリカ政府は自国の半導体産業に対して、日本での販売・マーケティング努力の強

化、販売機会拡大のための展示会、セミナーの開催を「勸奨」するとしただけであった。

こうして日米の政府は、自由貿易レジームと両国の制度の許容範囲を睨みつつ、国内構造問題に対応しようとした。しかし、全ての関係者の満足しうる良策はなかった。また両国政府は、双方の制度上、自由貿易レジーム上の限界を越えざるをえず、しかもそのために、サイドレターで曖昧な合意をしてしまった。ここに両国は、事実上、制度の変化へと一歩踏み出してしまった。もっともこの時点では、政府間合意は「勸告」にすぎず、国際的な波及効果も伴わなかったため、自由貿易レジームの変化にかかわることはなかった。とはいえ、S I Aや商務省、U S T Rの関係者は、この日米合意をひとつの教訓、あるいは前提として、さらに延長線上の措置を期待するようになる。

この日米合意と前後して、レーガン政権は、国内でも制度上これまで許されなかった措置に踏み出した。政府は、S I Aの要請に対応して、研究開発予算の増額、研究開発に関する税額控除、資本利子税の引き下げ、国防総省によるスーパー・コンピュータの研究プロジェクトなどを認めたのである。

第五章 日米半導体摩擦 (2) (一九八四～八七年)

1. S I A、日本政府を三〇一条提訴

(1)摩擦の再燃

日米先端技術作業部会の勧告の後、しばらくの間は、日米半導体貿易は円滑に推移した。両国の半導体産業は世界的な景気を享受し、両国間の貿易不均衡も改善傾向をみせた。日本の対米輸出は引き続き拡大したものの、アメリカの対日市場参入も、シェアでみて二～三%拡大したのである。S I Aや商務省、U S T Rは、先の勧告の成果が現われ、「長期的関係」に向けて日本側が善処したものと受け取った。しかし皮肉にも、クライド・プレストウィッツ商務省顧問によると「『長期的関係』は一年もつづかなかった」⁽¹⁾。

一九八五年に入ると、日本の半導体輸出価格が急落する一方、アメリカの対日輸出は再び減退したのである。これは、第一義的には世界的な半導体不況の影響であった。一九八四年末、市況が悪化し始めたにもかかわらず、両国の半導体企業は好況時の投資パターンをつづけた。ここに生産過剰、ひいては値崩れが発生したのである。とくに日本製の二五六キロE P R O Mの価格は、値崩れが激しく、九ヶ月間で九〇%も下落したという。この不況は、シリコン・サイクルの典型的な現われであり、おそらくは不可避であった。日米の各社はもとより、通産省と商務省でさえ、半導体の需要と生産はまだ順調に推移するものと観測していた⁽²⁾。

問題は、その経済的影響と政治的反応であった。供給過剰と値崩れは日米両国の企業を襲ったものの、アメリカのマーチャント企業は自社内に半導体需要をもたないため、より深刻な打撃を被った。マーチャント企業は、つぎつぎと減産やレイオフ、解雇、さらには生産撤退を余儀なくされた。業界をリードしてきたインテル社でさえ、大量の解雇とD R A M事業からの撤退を強いられた。これをゴードン・ムーア社長は、「人生最悪の出来事」だったと回顧している⁽³⁾。こうした「人生最悪の出来事」は、インテルに限らず、少なからぬアメリカ企業で繰り返された。日本企業が得意としたD R A M市場では、テキサス・インスツルメンツ社とマイクロン・テクノロジー社くらいしか、生産を存続できなくなった（自社用生産ではI B M社とA T & T社も生産を存続）。この結果、日本産業は予期せずして、世界のD R A M市場の実に約九〇%を占有することになる。

こうして現象的には、日本の対米輸出がアメリカ産業に打撃を与えるという、経済摩擦に一般的な構図が浮かび上がる。今や半導体貿易の難点は、将来の問題ではなく、現在の問題であった。S I Aは対日批判を再開した。

日本側は、先端技術作業部会と同半導体小委員会の勧告を誠実に実行しておらず、従来

の国内構造問題の悪影響が再び現われている。対米輸出が拡大し、対日参入が再低下しているのは、その現われにほかならない——これが、S I Aの対日批判の基本的トーンであった。日本産業からすると、貿易状況の変化は不可抗力であったものの、このような反論がアメリカで受け入れられる状況ではなかった。それは、S I Aが今や、かつてのような異端的な少数集団でなかったためでもあった。というのも、アメリカでは半導体にとどまらず、広範な部門で貿易状況が急速に悪化したため、各産業や議会、それに政府の関係者が対外貿易に関する立場を変更しつつあり、それがS I Aと軌を一にしていたのである。

一九八五年は、半導体分野だけでなく、アメリカの対外貿易において、歴史的転換の年であった。この年、アメリカの貿易赤字は一三三六億ドルに、なかでも対日赤字は四九七億ドルに達した。先端技術部門でも、初の貿易赤字を記録した。こうなると、先端技術産業やサービス産業など、かつての自由貿易派でさえ立場を変え、日本に対して厳しい主張を展開するようになる。これに呼応して、連邦議会も対日批判の場になった。アメリカの対外経済政策の専門家、I・M・デスラーが直截的に表現したとおり、議会にとっての一九八五年から八八年は、「貿易の年」となる⁽⁴⁾。

こうした全般的状況が、半導体分野にも作用した。産業界では、S I Aの主張を支持、承認する企業が増えた。議会は、以前の冷淡な態度を変え、S I Aにとって最大の支持者に転じた。制度の拘束は、大きく緩和し始めたのである。

こうしてS I Aは、一九八五年には五七社を擁するまでに組織を拡大し、ほとんどの主要半導体企業を傘下に収めるに至る。わずか六社で設立して以来、七年間後の成果であった。S I A以外の産業団体も、対日批判を示した。S I Aが反旗を翻したAEAでさえ、五月十六日の理事会において、次のような方針を採用し、かつての原理的な自由貿易主義の政策アイデアを修正した。AEA理事会は、GATTで是認されている救済措置（すなわち、自由貿易レジームの「例外のルール」の利用）や、各国の不正貿易慣行の除去をアメリカ政府に要請することを、決めたのである。またAEAは、日米貿易について、市場参入の相互性、アメリカ国内での資本コストの削減、税制改正などを、今後の目標に設定した⁽⁵⁾。

このような、半導体産業のS I A接近、S I A内化は、逆説的ではあるが、むしろS I Aの立場の穏健化を招いた。S I Aにとって、この環境の変化は、組織外で制度に基づく抵抗の低下を意味した。しかしそれゆえ、S I Aの組織内で抵抗が強まった。多くの企業がS I Aに加入し、S I Aの勢力は拡大したものの、新規加入者はこれまで自由貿易派として、制度を支えていた企業であった。このためS I Aは、これまで以上に慎重な内部調整を迫られた⁽⁶⁾。しかしそうであるからこそ、内部調整に成功すれば、その方針は政策アイデアとして、対外的により受け入れやすいものになるはずだった。政策アイデアは、単なる批判や問題提起の段階を過ぎ、対応策に結びつくような、より具体的でバランスのとれた内容を要請されていた。

S I Aの新方針は、まずは『グローバルな生産性：一九八五年の公共政策イシュー』に表れた。これは、S I Aが一九八五年の活動目標を定めたもので、具体的には税制措置による研究開発の促進、国家安全保障上の不必要な輸出規制・負担の縮小、輸出のための包括的ライセンス、半導体チップ保護法の制定、などを掲げていた。注目される貿易問題については、自由貿易レジームを強力に支持するとしながらも、「日米間の自由貿易へのステップは、日本政府が全ての半導体についてバランスのとれた販売機会を提供するよう、矯正的行動 (affirmatively act) をとった場合にのみ生まれる」、と主張していた。またS I Aは、G A T Tで先端技術貿易に関する国際交渉を開始するよう、要請した⁽⁷⁾。

ここでS I Aは、従来の主張を自由貿易レジームと国内制度の自由主義に接合し、穏健化していた。その接点が、「矯正的行動」の政策アイデアであり、その意味において、このアイデアは以前よりも重要性を増していた。以後、S I Aは、この矯正的行動について内部調整を進めてゆく。というのも、S I Aは再び通商法三〇一条提訴を実施し、この政策アイデアに基づいた対応を政府に迫るのである。

通商法三〇一条は、外国の政策や慣行が通商協定と矛盾していたり、不公正もしくは不合理的で、アメリカの貿易に負担をかけていたりする場合などに、合衆国大統領が、権限内で「適切かつ実行可能なあらゆる措置」をとるよう規定していた⁽⁸⁾。その措置としては、究極的には経済制裁が想定されていた。これを念頭に日米交渉を要請するのであれば、S I Aは、これまで以上に組織の内外で説得力をもち、批判に耐えうる主張を構築する必要があった。

(2)三〇一条提訴

一九八五年一月、S I Aの公共政策委員会は、スカリス委員長を中心に提訴の準備作業に着手した。委員会は、S I Aが資金的に貧弱であるため、訴訟費用を慎重に評価したうえで、組織内のコンセンサスづくりに力を注いだ⁽⁹⁾。今やS I Aは、元来分裂的な半導体企業を含む相当規模の組織であり、意思統一は容易でなかった。意見の対立軸は、やはりマーチャント企業と、キャプティヴ企業および巨大システム企業との間にあった。しかしこの対立は、S I Aの従来の主張を鍛え直し、現実的にするうえで、重要な意味をもった。

マーチャント企業のインテル、モトローラ、アメリカン・マイクロ・デバイセズ、ロックウェル・インターナショナルなどは、従来どおり政治的に行動的で、強硬な主張を辞さなかった。彼らは、E P R O Mなど特定の製品の対米輸入禁止、高関税の賦課さえ主張した。しかし、キャプティヴ企業と巨大システム企業のテキサス・インスツルメンツ、D E C、ヒューレット・パッカード、アップル・コンピュータ、I B Mなどは、提訴を実施すること自体にも慎重だった。このグループには、テキサス・インスツルメンツのように、

昨年までS I A加盟に躊躇していた企業もいた。これらの企業にとって、輸入禁止や関税賦課など論外であった⁽¹⁰⁾。前者の企業群が提訴を遂行するには、後者の企業群の同意が不可欠となる。また、後者の企業も、日本産業の動向に不安を感じていないわけではなく、何らかの対応は必要だと考えていた。双方は、合意を目指しながらも、激論を交わした。その議論は、現実の半導体不況の深刻化の影響を受け、必然的に前者の側に傾斜していった。その前者の企業も、反対派に柔軟に対応した。その結果、後者の企業も、提訴について「我々は邪魔をしないだろう (We woun't stand in the way)」、と述べるに至った⁽¹¹⁾。

こうしてS I Aは、対日輸入規制は要求しないものの、対日市場参入が妥当な水準まで拡大するよう、政府に求めることになった。またダンピングについては、ダンピング課税を要求しないものの、輸出価格の監視手続きを整備し、その防止を求めることとした⁽¹²⁾。ここに、S I Aの政策アイディアは、一応の完成をみる。S I Aは、これまで提起した概念やロジックをより体系的に組み合わせ、またアメリカの制度と自由貿易レジームの「原則のルール」に即して穏健化した。それを踏まえて、具体的な「矯正的行動」を提起したのである。

ついに六月十四日、S I Aは通商法三〇一条に基づいて、日本政府を提訴した。S I AがUSTRに提出した訴状は、先に固まった政策アイディアを公表する意味をもった⁽¹³⁾。

S I Aの提訴事由は、次のとおりだった。すなわち、日本の半導体市場は一九七五年に自由化されたものの、外国製半導体のシェアは、市場を閉鎖していた時期と変わらない。日本政府が過去に保護主義的な政策をとり、それに由来する構造的な参入障壁が、なおも存続しているためである。この閉鎖的な市場構造は、日本政府が自由化対抗措置 (liberalization countermeasures) として、産業政策によるターゲティングなどを通じて、形成した。その手段として、日本政府は非関税障壁、半導体事業への参入規制、集中的な補助金、研究開発支援の提供などを駆使した。日本企業は、こうした措置のもとで、国際競争力を獲得するまで保護され、大手のエレクトロニクス企業のみが半導体事業に参入し、設備投資に勤しんだ。また日本企業は、製品の特化や研究開発、販売などで協調した。ここに日本市場は、自由化に対する反撃構造 (counterattack structure) を備えるに至った。

この構造によって、アメリカ企業は日本市場に参入できないでいる。その結果、アメリカ企業は、研究開発と投資に要する収益をあげられないでいる。他方で日本企業は、この構造を背景にダンピング輸出を展開し、アメリカ産業に被害を与え、その世界市場における地位を侵食した。この結果、アメリカ企業は、半導体生産のための学習効果を享受できず、十分なコスト削減ができない。

日本政府は、このような市場構造を生み出し、それを許容しつづけている点において、不公正かつ不合理であり、アメリカの利益を害している。これらは、合衆国通商法の三〇一条と先端技術作業部会の勧告、さらにGATT規約の第十一条と第二三条に違反して

いる。

S I Aは、以上を論拠として、次の措置を実施するよう要請した。これが、日本政府に対する「矯正的行動」にあたる。

- (1) アメリカ製品の競争力にふさわしいよう、日本市場での製品販売を短期的かつ劇的に改善する。そのための暫定的目標として、一九八六年までに、日本市場でのアメリカ製品のシェアと、アメリカ市場での日本製品のシェアを同等にする（一九八四年の統計では、日本市場でのアメリカ製品のシェアは十一%、アメリカ市場での日本製品のシェアは十七%）。

この目標を達成するため、大統領は対日交渉を行い、日本の半導体ユーザーが目標を定めて、アメリカ製品の調達を高めるよう、日本政府が「勸奨」というコミットメントを取りつけるべきである。

- (2) 合衆国市場における日本のダンピングの可能性を防止する。

この目標を達成するため、大統領は対日交渉を行い、日本政府の協力を得てコスト・価格モデルを作成し、ダンピングを監視する体制を整備する。また、現行の半導体データ収集システム（先端技術作業部会で設置）を改善、拡大する。日本の半導体市場が市場の力に自由に従うよう、長期的な改革をする。日本の公正取引委員会が、日本の半導体メーカーによる独占禁止法違反の有無について調査をする。

ここでS I Aは、従来の政策アイデアを明確な概念で表現し（反撃構造、自由化対抗措置など）、通用しやすいよう留意していた。また、これを古典的な自由主義の政策アイデアに結合していた。したがって対応策は、日本で市場を作動させるための市場介入措置、すなわち矯正的行動とし、それを具体的に示した。

この具体策において、S I Aはシェア概念の扱いを変えていた。これまでシェアは、S I Aが日本の国内構造問題を示すための、一論拠にすぎなかった。それが、相互主義的な市場参入要求の基準に、いわば格上げされていた。S I Aは、日本市場の構造的問題をシェアの観点で説明してきたのだから、その解決策をシェアで表現するのは、必然的な展開ともいえる。もちろん、S I Aはこの段階において、「数値目標」を意図していなかった。S I Aは、日本企業の輸入目標の具体的内容については、日本側に委ねているからである。シェアは、この各社の目標追求行為の集積として、結果的に日米間で均衡するよう求めていた。目標とシェアは直結しておらず、また特定の数値の達成を要求していない。

三〇一条提訴の後、S I Aの所属企業が二件のダンピング提訴をおこした。まず六月二一日、マイクロン・テクノロジーが六四キロDRAMの対日輸入について、公正な価格以下であり、アメリカ企業は実質的被害を受けているか、その恐れがあると訴えた。その際、マイクロン・テクノロジーは、同様の問題が次世代の二五六キロDRAMでも起こってお

り、今や日本産業がアメリカ産業にとって替わりかねない状況にあるとし、強い危機感を示した⁽¹⁴⁾。また、EPROMについてもダンピング提訴がなされた。インテルのゴードン・ムーア社長がナショナル・セミコンダクターのチャールズ・スポーク（Charles Sporck）社長、アドバンスド・マイクロ・デバイスのジェリー・サンダース社長に声をかけ、共同行動をとったのである⁽¹⁵⁾。この三社も、「DRAMにおいて荒廃効果を与える戦略を追求した後、日本の生産者はEPROMをターゲットにしている」と、訴状のなかで主張した。関心の焦点は国内構造問題であるから、必然的に将来的な懸念を惹起してしまったのである⁽¹⁶⁾。

(3)アメリカ国内の支持拡大

提訴の後、S I Aは政府が提訴を受理するよう、各方面の支持拡大に乗り出す。多くの関係者が、S I Aのかつての苦勞からすると意外なほど、S I Aに好意的であった。制度は明らかに変化しつつあり、S I Aに対する拘束は弛緩してきていた。

S I Aはまず半導体産業内で、AEAの規模と業界内の正当性を考慮し、その支援を強く求めた。とはいえAEAは、日本製半導体のユーザーを主要メンバーとしていた。彼らはかつて、日本市場におけるアメリカ製品の低シェアは、必ずしも差別を意味せず、アメリカ製品の競争力は、半導体の全般で高いわけではないと論じていた。しかし今や、AEAにおいてさえ、日本市場には「公正な参入がないという、絶対的な合意があった」⁽¹⁷⁾。

他の関連企業も、S I Aの要請を受けて、提訴を支援する行動をとった。インターナショナル・レクティファイアーのように、USTRに書簡を送り、提訴を受理するよう求めた企業も少なくない。この企業は、書簡のなかで、提訴が目標とする対日アクセスとダンピング防止について、「合衆国経済の全ての高度先端技術部門の長期的育成のために、絶対的に必要である」とまで主張した⁽¹⁸⁾。もちろん、提訴反対を鮮明にした産業団体や企業も、存在しなかったわけではない。半導体の製造装置・材料メーカーからなるSEMI（半導体製造装置・材料協会）は、伝統的な自由貿易のアイディアを掲げ、提訴は市場介入とし、反対姿勢を明確にした。

連邦議会は、最大のS I A支援集団に転じた。S I Aは、議会の支持を強化するため、支援議員グループを設けた。このようなグループ（通称、コーカス）を、繊維産業や鉄鋼産業は遥かに大規模な形で抱えており、その政治的影響力の基盤としていた。これを模して、S I Aは十名毎の上院議員と下院議員、民主党議員と共和党議員、計二〇名に協力を求めたのである。この議員達は、USTRのクレイトン・ヤイター（Clayton Yeutter）代表に書簡を送り、うち五名の議員は直接面会して要求を伝えるなど、提訴の受理に力を注いだ。さらにS I Aは、他の多くの議員にも政府に書簡を書くよう要請し、これに応じた議員は、実に一八〇名にもものぼった⁽¹⁹⁾。

アーネスト・ホリングス (Ernest Hollings) 上院議員のような大物議員も、USTR に書簡を送った。彼は、地元半導体企業の惨状を指摘し、USTRがSIAの提訴を支援するよう「最大限の要求」を記した⁽²⁰⁾。ドン・エドワード (Don Edwards)、ノーマン・Y・ミネタ、バーバラ・ボクスター (Barbara Boxter)、グレン・アンダーソン (Glen Anderson) などの下院議員二九名は、連名でスミスUSTR次席代表に書簡を届け、提訴に基づく対日交渉を開始し、市場参入を優先するよう要請した。「産業の努力のみでは、この重要な市場での行き詰まりは解決できない」と、彼らは訴えていた⁽²¹⁾。同じく下院では、共和党調査委員会の「高度技術のイニシアティブに関するタスクフォース」のドン・リッター (Don Ritter) 議員、ニュート・ギングリック (Newt Gingrich) 議員なども、ヤイターUSTR代表に書簡を書き送った。この書簡は、日本市場を「合衆国企業が競争力で正当化される市場シェアを獲得できない唯一の市場」と表現し、提訴への支持と市場参入の実現を求めている⁽²²⁾。

こうした議員の主張は、えてして概括的で、国内構造問題に関する詳細な議論を欠いていた。また、自らの関心や地元の経済的利益に問題を引き寄せ、雇傭問題や日本産業の追い上げの脅威を強調するのが、特徴的であった。議員は、SIAの新しい主張を、古い保護主義の鋳型にはめこんだ感があった。とはいえ、この単純化が、広範な関心の喚起には役立った面もあった。

しかし議会の公聴会は、SIAが政策アイデアを開陳し、それを議員やそれ以外に浸透させる場として、重要な意味をもちつづけた。議会における支持拡大によって、SIAはこれまで以上に、公聴会で証言の機会を得た。例えば八月六日、上下両院合同経済委員会の貿易・生産性・経済成長小委員会が開催した公聴会において、SIAのジョージ・スカリス公共政策委員会委員長は、提訴に至った経緯を詳細に説明した。彼はその際、日本市場における外国製品シェアのグラフをスライドで大写しし、それが十%前後で固定している点を強調し、国内構造問題の所在を視覚的に訴えた。またスカリスは、この構造問題のもとで、アメリカ産業は本来獲得できたはずのシェア約五〇%を喪失したと、具体的数値をあげて主張した。この「市場構造」に対処することこそ、「極めて、極めて重要なイシュー」である、と彼は力説した⁽²³⁾。

この公聴会では、もう一つ注目を集めた証言がなされた。ピート・ウィルソン (Pete Wilson) 上院議員が、日立製作所アメリカ法人の内部文書を暴露したのである。これは、「打ち負かされるな、価格リーダーシップ、我々がナンバー・ワンだ (Unbeatable, Price Leadership, We're Number 1)」と記された文書であり、半導体の営業活動に関して、EPROM価格を十%づつ引き下げ、また流通業者に二五%の利益保証をするよう、指示していた⁽²⁴⁾。日本企業の市場軽視、日本市場の構造問題を示唆して余りある文書であり、印象は強烈であった。これは、以後、SIAや他の議員がしばしば“活用”することになる。

このように、S I Aはもはや異端的な少数派ではなかった。その政策アイディアは、相対的に現実的な色彩を強めていたし、産業界や議会の支持も拡大していた。問題は、それが政府に受け入れられるか。すなわち、さらに制度が変化し、官民関係の変化に及ぶかどうかであった。

(4)レーガン政権の分裂

レーガン政権は、先端技術作業部会でS I Aの要請に対応していたものの、限られたスタッフによる取り組みでしかなかった。それ以上に踏み込んだ対応となると、政権内で制度の復元力が現われるのは、当然だった。政府はアメリカの貿易政策、ひいては国際的な自由貿易レジームに責任を負う立場にあり、その制度的拘束は、産業界や議会よりも強力だった。このためレーガン政権は、三〇一条提訴をめぐる分裂する。

まず商務省とUSTRでは、程度の差はあれ、少なからぬスタッフがS I Aに理解を示し、提訴に同情的だった。また、この両機関と労働省は、提訴に先だつ五月、『合衆国半導体産業の競争力におけるターゲティングの効果の分析』という調査報告書（一九八四年通商法関税法六二五条に基づく調査報告）を得ていた。作成者は商務省のエコノミストで、かつてS I Aの調査を担当した経験をもつウィリアム・F・ファイナンと、クリス・B・アムンゼン（Chris B. Amundsen）だった。報告書は、日本の半導体産業におけるターゲティングが、過去十五年間を通じて拡大しており、とくに一九七〇年代に日本政府は、「半導体に最も集中的かつ広範な努力」を傾注した、と指摘していた。報告書は、その影響を計測した点で、強い印象を与えた。それによると、日本の直接投資規制によって、日本市場におけるアメリカ製品シェアは半減した。また、日本政府のターゲティングによって、アメリカ製品は日本市場のシェア十八～四九%を失い、アメリカ市場でも九～二四%のシェアを喪失したという。結果的にアメリカ産業は、一九七七から八四年までの累積で三〇〇～七〇〇万ドルを損失し、失業も六～十四%上昇したと、報告書は算出した⁽²⁵⁾。これは無視できない数字だった。

しかし財務省、国務省、国家安全保障会議などは、提訴の受理に否定的だった。これらの機関からすると、日本はすでに輸入制限措置を撤廃し、市場を開放していたし、S I Aの強調する自由化対抗措置も、日本政府による勧告程度にすぎなかった。財務省や国家安全保障会議は、むしろ批判をアメリカ産業側に向け、その経営上の失敗や対日参入の努力不足などを指摘した。また国務省や国家安全保障会議は、三〇一条提訴によって日本を不公正貿易国と規定すれば、日米の外交関係にひびが入りはしないか、懸念した⁽²⁶⁾。これらの政府機関も、S I Aから働きかけを受けてはいた。それでも、スカリスによると「自由な市場なくして自由な貿易は得られない、ということに納得させる試みは失敗した」という⁽²⁷⁾。これらの機関においては、制度がなお健在であり、S I Aの政策アイディアが

受容される余地は乏しかったのである。

こうした官庁間対立は、アメリカ政府には珍しくない。過去の経済摩擦はもとより、当時の他分野の日米摩擦にも、同様の対立は散見された。半導体摩擦における官庁間対立は、こうした動きと無関係ではなかったものの、別の個性ももっていた。政府内の対立が、各組織の立場に基づく一時的な軋轢にとどまらず、アメリカの制度のあり方をどう考えるかに関わっていたからである。日米の政策アイデアや官民関係の相違を問題視するのか。アメリカの制度に、摩擦対応上の限界があると考えするのか。その制度を変更するのか。こうした対立が、初めて主要な貿易分野で、しかも具体的な課題（提訴）への対応をめぐるて生じたのである。

レーガン政権は、二つの立場の妥協を図る格好で、提訴を受理すると同時に、対日協議を開始することにした。すなわち、七月十一日、クレイトン・ヤイターUSTR代表は、提訴を受理すると発表した⁽²⁸⁾。しかしレーガン政権は、この提訴の調査結果（おそらくはクロ判定）を待ち、それをかざして日本側に譲歩を求めるのではなく、調査と並行して政治的解決を目指したのである。しかし、そのための対日交渉の方針は、官庁間対立のために、定まらないままであった⁽²⁹⁾。

(5)日本国内の反応

「SIAの提訴理由は事実誤認であり、今回米政府が調査開始を決定したことは極めて遺憾である」。提訴受理の報に接して、村田敬次郎通産相はこのように表明した。また、日本電子機械工業会の盛田昭夫会長は、「将来の両国半導体産業の発展に何ら益するところがない。誠に遺憾だ」と、厳しいコメントを発表した⁽³⁰⁾。

提訴は日本の国内構造的問題を問題にし、したがって日本の国内制度を問い質す恐れがあり、日本の関係者は大きな不安を感じた。だからといって、関係者の対応が即座に変わるわけではなく、これまで馴れ親しんだ仕方に対処しようとした。それがまさに、制度の制度たる所以であった。すなわち半導体産業は、各社が独自の見解をもちながらも、日本電子機械工業会のもとで協調行動を維持した。また、半導体産業は通産省のリードを歓迎したのである。通産省の関与を市場介入とし、抵抗した企業は見当らず、このため通産省は、自律的に対応する余地を得た。

半導体産業と通産省の対応を、具体的にみてみたい。

まず半導体産業では、大手十社（日立、東芝、三菱、日本電気、富士通、沖、松下、ソニー、シャープ、三洋）が、ほぼ共通して三〇一条提訴に衝撃を受け、これにダンピング提訴がつづく、アメリカ産業による「マルチプル・リーガル・ハラズメント」（多様な法的嫌がらせ）を感じ取った⁽³¹⁾。各社は、日米関係が悪化し、対米半導体輸出が減少する事態にも不安を募らせた。同時に少なからぬ企業は、提訴が国内構造問題を指摘して

いたため、アメリカ政府の調査のメスが各社の取引状態や会計にまで及ぶのではないかと
いう、「底知れぬ不安」さえ感じたという。それは産業関係者が、S I Aの指摘するほど
ではないにしても、やはり構造問題の存在を認識していたためであった⁽³²⁾。

このような共通の懸念はあったものの、半導体各社は制度のもとで、一定の自律性をも
っていた。しかも、相対的に穏健なソニーや松下から、相対的に強硬な日本電気まで、各
社の態度には相違があった。もっとも、この相違は対立に発展するほどのものではなく、
「温度差」程度であったという。この「温度差」は、次のような要因によって生じていた
⁽³³⁾。

第一は、カラーTV摩擦の経験である。家電企業（松下、ソニー、シャープ、三洋）は
一九七〇年代後半に激しい対米摩擦を経験していたため、慎重姿勢をとりがちだった。第
二は、対米投資の進捗状況である。一九七八年、日本電気と日立製作所が本格的な対米工
場進出に踏み切り、これに富士通（一九七九年）、東芝、三菱（ともに一九八〇年）がつ
づいていた。在米工場の存在とその生産規模によっては、対米輸出の減少をある程度相殺
でき、貿易問題で譲歩する必要は相対的に小さくなった。第三は、ダンピング行為の認識
である。シリコン・サイクルに常に直面している半導体企業であるから、一部の企業はダ
ンピング的行為に必ずしも敏感でなかった。ダンピング調査の行方によっては、高額のダ
ンピング課税を覚悟せざるをえない企業が存在し、彼らはその回避を最優先した。

しかし各社は、これまでの摩擦対応の経緯もあり、日本電子機械工業会のもとで対策を
調整した。日本電子機械工業会は、大手十社をメンバーとする電子デバイス幹部会を置いて
おり、ここで各種の問題について検討や意見調整を実施していた。実質的な作業は、こ
の電子デバイス幹部会の通商小委員会において、各社の課長クラスが担当していた。ここ
で調整しきれない問題は、上位の幹部会で調整するのが常であった。今回の問題について
も、この手続によって調整がなされた⁽³⁴⁾。

その際、これまでと同じく、日本電子機械工業会の事務局が重要な役割を果たした。一
部の企業は、アメリカの法律やワシントン事情に通じていなかった。仮に本社に十分なノ
ウハウがあっても、それが半導体部門で生かされない企業もあったという。これに対して
事務局は、豊富な情報と専門知識を蓄積し、何よりも強い危機感をもっていた。このため、
電子デバイス部業務部長の久保隆などが各社の意見集約に介入し、積極的な役割を果たし
た⁽³⁵⁾。

調整された意見は、八月二四日にUSTRで表明した⁽³⁶⁾。それは、日本市場の自由度
を強調し、S I Aの指摘する国内構造問題を否定していた。また、S I Aのアイデアと
ロジックが、自由貿易レジームから逸脱しているとし、厳しく批判していた。S I Aが、
自由貿易主義の政策アイデアを相対化したのに対して、日本電子機械工業会は、伝統的
な自由貿易主義アイデアを掲げて対峙したのである。

日本電子機械工業会の主張は、次のようなものだった⁽³⁷⁾。

まず、日米間の貿易不均衡について、日本市場における半導体シェアは、需要の構成、価格、品質、サービスなどの販売条件を考慮できないため、市場開放度を測る尺度として適切でないとした。例えば、需要の構成において、日本では消費財用半導体が需要の中心であるのに対して、アメリカではコンピュータ・軍事用の需要が大きく、したがってアメリカ製品に対する需要が日本では限られている。また、仮にシェアを基準としても、通産省の統計によると、日本市場におけるアメリカ製品シェアは十九・一％（アメリカ以外のアメリカ工場からの対日輸出分を含む。S I Aは十一％だとしていた）、アメリカ市場での日本製品シェアは九・八％（在日アメリカ企業からの対米輸出分を除く。S I Aは十七％としていた）にすぎない。

日本の国内構造問題については、その存在もS I Aの主張も否定した。一九七四・五年の貿易・資本自由化によって、日本市場は開放されている。合衆国の経済学の学説によれば、市場の状態は構造ではなく、行為で評価されるべきであるし、日本市場に構造的障壁の証拠はない。日本政府の市場関与は過去のものであるし、それも合衆国の安全保障上の支援策に較べると、むしろ遜色がある。日本政府の直接的な産業支援は、一九七三・七四年の補助金に限られる。S I Aは、十年以上も以前の政府の政策が現在の構造的閉鎖性を生んでいると論じるものの、このような立論の妥当性には問題がある。

日本電子機械工業会は、日本企業の行動についても構造問題を否定した。大手企業による製品特化や市場分割はなく、カルテルもしくは反競争的行為もない。むしろ日本市場は、「競争の激しい、合衆国と並んで世界で最も開放的な市場のひとつである」。実際、アメリカからの輸入は、一九八〇年から五年間で一三五％上昇しているし、テキサス・インスツルメンツ、モトローラ、フェアチャイルドなどが現地工場か、その設立計画をもっている。また、日本企業が系列銀行から豊富な資金を得て過剰な投資を図り、ダンピングを実施しているという批判も当たらない。日本企業は、アメリカ企業と同様に資金調達上のリスクに直面しており、投資の決定は、各社が需要の実勢に則して判断している。ただし日本企業は、アメリカ企業以上に長期的な視野で投資を決定し、次世代の商品開発に積極的だといえる。したがって、対米輸出の急増は、需要に対するアメリカ企業の供給不足の結果にすぎない。

また日本電子機械工業会は、対応策について、S I Aの対日参入策を「新奇な (novel) な主張」であり、合理的でないとした。市場経済のもとでは、日本政府が各企業に輸入目標を設定できないし、実行もできない。そのような政府関与は、自由貿易を妨げるし、アメリカの法律と貿易政策からも逸脱している。こうした要求は、「三〇一条では前例がないだけでなく、高度に反競争的で認められないし、実際に実施できない」と、日本電子機械工業会は主張した。提訴は、小規模なマーチャント企業の利益のみを代弁しており、却下すべきであると、日本電子機械工業会は結論づけた。

このような法的議論のみでなく、政治的行動が経済摩擦での常套手段である。日本電子

機械工業会もそれを試みたものの、S I Aに対抗するにはかなり貧弱であった。すでにみたように、政治家は必ずしも頼りにならないと、日本電子機械工業会では考えていた。他の手段として、日本電子機械工業会はアメリカにおけるロビイストと契約し、議会・行政対策を試みた。また日本電子機械工業会は、七〇年代末以来、アメリカでの法律顧問としてウィリアム・タナカ弁護士と契約していた。タナカは、議会公聴会やUSTRで代理として意見を陳述しただけでなく、情報収集や議会や行政府への働きかけを試み、単なる法律顧問以上の役割を果たした⁽³⁸⁾。

日本電子機械工業会は、トランスナショナル（脱国家的・超国境的）な産業連合の形成も図った。半導体摩擦が深刻化した一九八三年以来、日本電子機械工業会はA E Aと交流を進めていた。三〇一条提訴の後の七月二四・二五日にも、A E Aのラルフ・トムソン（Ralf Thomson）常務理事などが訪日し、日本電子機械工業会と意見交換している。しかしA E Aは、かつてのA E Aではなく、トランスナショナルな連合形成の芽はなかった。意見交換の際、A E A側は、対日貿易赤字に懸念を表明し、貿易における互惠性の重要性を指摘したのである⁽³⁹⁾。トランスナショナルな連合形成の試みは、各社も模索した。各社は提携先、取引先の穏健派、自由主義派と目される企業に、期待をかけたのである。しかしこの試みも、S I Aが勢力を拡大し、支持を広めるのに応じて、意味を失ってしまった。

以上のように、日本の半導体産業界は、十分な手段も影響力ももてなかった。日本政府に対応を委ねるしかなかったが、それは消極的選択というより、必然的な結果であった。半導体産業は、日本の制度のもとで通産省の施策を是認しがちであったし、とりわけ今回のように産業界の手に余る問題に関しては、通産省のリードを歓迎したからである。もちろん、各社に独自の判断や考えはあったものの、通産省の関与を市場介入として懸念する声は、この頃の半導体産業には殆どみられなかった。

(6)日本政府の「協議」方針

日本政府では、通産省の機械情報産業局・電子機器課と通商政策局・米州大洋州課、外務省の経済局（北米局）・北米第二課と条約局・条約課が、半導体問題を担当した。もちろん、その関与の度合いには濃淡があった。

通産省の機械情報産業局・電子機器課は、産業界と密接な関係をもち、専門的情報・知識を蓄積しており、それらを背景に政策決定と対米協議で主導的役割を果たした。機械情報産業局で問題を主管したのは、棚橋祐治局長であった。棚橋は、その地位にもまして、独自のリーダーシップと人望によって、重要な局面で影響力を発揮することになる。なお彼は、後に棚橋派とも称される省内グループを率いるものの、この頃は実力派で、将来の事務次官候補といった存在であった。通産省において、半導体問題の優先順位は高かったため、対米協議には若杉和夫審議官、後任の黒田眞審議官も参加し、事務次官の小長啓一

も問題に深く関わった。しかし通産大臣の関与は、村田敬次郎にしても後任の渡辺美智雄にしても、他の経済問題と同様に閣僚会談時に限られ、官僚の判断を踏襲しがちだった。

半導体産業側との調整は、いわゆる原局の原課、機械情報産業局・電子機器課が担当した。課長クラスが、日本電子機械工業会と情報交換や連絡を行い、また、各社の半導体担当のトップ（多くの場合は副社長）と、個別的に連絡をとった。重要な局面においては、棚橋局次長も日本電子機械工業会に赴いたり、自ら各社と連絡をとったという。産業界は、このような機会に特段の要望は示さず、通産省の提示する方針に「唯々諾々」（半導体産業関係者）であったという。日本電子機械工業会がUSTRに提出した意見書さえ、通産省と緊密に連絡をとりながら、作成していた。ただしダンピング問題については、日本電子機械工業会も懸念を示し、ダンピング課税や厳格な価格監視措置を回避するよう、通産省側に求めた。ダンピングと判断されられない輸出行為は実在したし、厳格な価格監視は企業活動を大きく束縛すると考えられたのである⁽⁴⁰⁾。このような官民関係を背景に、通産省はかなり自律的に行動できた。それは同時に、通産省が産業界の抵抗によるチェック、政策アイデアの提供など、いわば広義の支援を得られないことも意味した。

外務省は、半導体問題に必ずしも多くのエネルギーをさけなかった。当時、日米間ではSDI（戦略防衛構想）への参加が重要な問題となっており、また経済摩擦についても自動車、電気通信、医療、航空、漁業等々、余りに多くの課題があり、外務省には過重負担だった。そのため外務省では、通産省のリードを「むしろ歓迎しさえした」（外務省関係者）という。半導体問題は周辺的な扱いにならざるをえず、一貫して対米協議に参加したのは、田中均北米第二課長のみであった。國廣道彦経済局長、小和田恒条約局長、加藤良三条約課長などが半導体問題に本格的に関与するのは、後の時点である⁽⁴¹⁾。

以上のような日本政府は、USTRが通商法三〇一条に基づく政府間交渉を要請したのを受けて、対米交渉の基本方針をたてた。

その際、まず問題になったのは、交渉に応じるべきかどうか、であった。というのも、第一に、通商法三〇一条が対日制裁を掲げて問題を指摘、解決を強要する法制であり、不利な交渉を強いられるとみたからである。若杉和夫審議官は三〇一条について、「要するに検事も裁判官も米国政府ということだ、黒か白かを決めるのも、その量刑も一方的に米国政府が決めるというのでは、どう見ても公正さが確保される制度とはいえないではないか」と、指摘している⁽⁴²⁾。

第二の難点は、少なくとも日本政府からすると、三〇一条提訴において「だれが被告なのか」定かでない、という点にあった。SIAの主張はともかくとして、日本政府は輸入規制、基準認証など、貿易規制措置を実施していないのであるから、当事者たりえないとした。過去の措置を根拠に現在の国内構造問題を指摘する論理も、政府は否定した。ただし、ダンピングは企業の行動であるから、その点で産業界は被告となりうるかもしれないと、政府は考えた⁽⁴³⁾。

政府は結局、三〇一条に基づく「交渉」ではなく、一般的な「協議」に応じることにした。一般論として対日輸入の促進、ダンピング防止の検討は好ましいし、アメリカにおける保護貿易主義の台頭を抑制する意味でも、協議は有意義だというのが、その根拠であった⁽⁴⁴⁾。いかにも官僚的な対応ともいいうるが、三〇一条提訴をどう扱うか、国内構造問題に政府がどう対処すべきかという、厄介な問題に対応しあぐねた現われでもあった。

こうして始まる協議において、通産省と外務省は、二つの方針をとった。

第一は、日米半導体産業の「共存共栄」の枠組みをつくる点である。半導体産業は、両国の経済のみならず世界経済にとって極めて重要であり、したがって日本産業が独占するのは妥当でなく、「共存共栄」しかないと考えたのである⁽⁴⁵⁾。しかし、その具体的方法論は明白ではなかった。その際、国内構造問題に踏み込むかどうか、事前には検討していなかった。明白だったのは、半導体問題が従来 of 経済摩擦とは異なる性格をもっている点であった。

したがって、かつて多用したVER（自主輸出規制）は、半導体問題に馴染まないと理解されていた。もちろん、六月十四日に中曽根康弘首相は、対外経済対策推進本部の拡大正副本部長会議において、半導体貿易において自発的にVERを実施する必要性を指摘していたし、各社もVERに応じていた⁽⁴⁶⁾。しかしこれは、摩擦をこれ以上激化させないための、当面の対策にすぎなかった。

第二の方針は、対日市場参入問題とダンピング問題をパッケージ・ディール（一括取引）として扱う点にあった。通産省も、日本企業にダンピング的な行為があったとみており、ダンピング課税や厳格な価格監視によって対米輸出が激減する事態を、強く懸念していた。そのため政府は、市場参入問題における対応を取引材料とし、「問題の拡大均衡を図ってバランスをとるべき」と判断していた⁽⁴⁷⁾。しかし、構造問題に関わる市場参入は、元来容易に解決しがたかった。それを取引材料として、一定の譲歩を前提とするのは、危険だった。

6. 日米協議

政府間協議は、八月十四日に始まった。この時、両国はハワイのカウアイ島において、MOS Sのエレクトロニクス分野の次官級協議に臨んでいた。この協議は半導体についても、半導体チップ保護法制などを議論の対象としていた。三〇一条提訴の問題は、MOS S協議の合間に、関係者がヨットのクルージングを楽しんでいる際、まず若杉和夫通産審議官がマイケル・スミスUSTR次席代表にもちかけ、穏健に対処しあうことを確認しあったという⁽⁴⁸⁾。両者は、半導体問題をMOS Sから切り離す形で、個別的に協議する方針を確認しあった。その際に日本側は、三〇一条の問題性を指摘し、交渉には馴染まないとして、一般的協議であれば応じると主張した。

約一ヵ月後の九月十八日、半導体協議がワシントンDCにおいて、次官級で開催された。ここで若杉通産審議官とスミスUS TR次席代表は、課長クラスの専門家で作業部会を設置し、実情の調査に着手することに合意した。それは、S I Aと日本電子機械工業会の主張が、とくに日本の国内構造問題をめぐって余りにかけ離れていたためでもあった。この後の協議は、基本的にダンピング問題は、ダンピング法を所管する商務省と通産省の間で、市場参入問題は、三〇一条を所管するUS TRと通産省および外務省の間で、別途開かれた。しかし、より強硬な商務省が、日本の構造問題を強調して市場参入問題にも言及し、また通商法三〇一条がダンピングと市場参入の双方を扱っていたため、次第に両協議の内容が混じり合うようになり、一本化された⁽⁴⁹⁾。

当初の政府間協議は、日本の国内構造問題の存否、是非をめぐって展開した。両国政府は、各々の国内産業の立場を反映して（もっとも日本電子機械工業会の立場は、通産省の考えを反映していたが）、対照的な立場に立った。双方の立場について、後に協議に参加した黒田眞審議官は、次のように簡潔にまとめている⁽⁵⁰⁾。

・アメリカ合衆国

公正で対等な競争であれば望むところだが、日本の産業のやり方は不公正だ。そもそも、その成長の過程で政府の支援を受け、また保護されてきたし、大変な設備増加を先行させて、過大な供給を行い、コストも償えないようなダンピング販売を行って、米国から市場のシェアを奪い取っている。

・日本

政府が過去に産業育成のために幾多の支援策を講じたことは事実だが、当時の状況下で全く正当化されていた範囲のものである。現状において、非難されるような支援措置は何らも存在していない。設備投資の規模は私企業が自分の責任とリスクで判断するものであって、政府は介入すべきものではないはずだ。半導体のように新しい需要が急速に拡大する商品にあっては、大きな設備投資が先行することがあってもおかしくない。供給過剰になると値崩れしやすい商品特性はあるが、他方、増産に伴って飛躍的なコスト・ダウンが可能だとすれば、値決めに当たって、将来を見通した価格を設定すること、すなわち、当初はコスト割れにみえても、一定の生産量を越えれば採算がとれるようなレベルに価格を決めることは決して不合理でもす不公正なことでもない。安目の価格設定によって、高目の場合より遥かに高い需要の伸びを期待することもできる。

議論は、かなり細かい点にまで及んだ。例えば、日本側はアメリカ企業の対日参入努力の不足を指摘し、日本では価格、品質、納期の三条件が重要であり、技術開発のテンポの早い半導体ではとくに納期が決定的であるにも関わらず、アメリカ企業はこの努力を欠いていると論じた⁽⁵¹⁾。しかしアメリカ側は、努力をしようにも、日本の流通経路や系列取引の前には無力だと、反論した。

以上のように、日米政府間の議論は、神学論争の様相を呈した。国内市場の構造問題に関して、明確な判断基準はなかったためであった。日本における政府の関与、産業界の慣行は、「埋め込まれた自由主義」の許容範囲内にあるのかどうか。どのような、どの程度の構造問題なら、許容されるのか。また、もはや政治問題化してしまったダンピング防止と対日参入促進のために、妥当な対応手段はあるのか。明確な基準は、自由貿易レジームの「原則のルール」——GATT規約第三条にも各種のコードにも、摩擦対応の前例にもなかった。過去の政府関与の影響や、それと民間の閉鎖的慣行との因果関係となると、経済学的にも論証は至難であった。

すでに明らかなように、アメリカ政府側はSIAの議論をほぼ踏襲し、それを正面から日本側に提起していた。構造問題をめぐる政策アイデアは、今や政府レベルの議論の中心を占めるに至った。日本側の担当者からみると、「おれたちのものはヨーロッパでは売れているのに日本で売れないということは、日本の、何かみえない、系列関係その他が邪魔しているに違いない」という論理は、「アメリカのスタンダードな言い方」になっていた⁽⁵²⁾。アメリカの制度上の拘束にも関わらず、このような協議が実現した要因は、二点考えられる。

第一は、産業諮問チームの存在である。対日半導体協議は、商務省やUSTRにとって、容易ではなかった。半導体という典型的な先端技術産業の、それも国内構造という漠然とした存在が、議論の対象であった。それに日本の官僚は、伝統的に多様なデータを駆使して、主張を展開する。協議は、技術的、専門的な色彩の濃いものにならざるをえなかった。しかしアメリカ政府は、これに耐えうる知的蓄積や人材を欠いており、協議の進展とともに、情報や知見の不足を産業界から補充する必要に迫られる。これに対してSIAは、政府間協議を技術面で補助するために、産業界の専門家からなる諮問チームを設けたのである⁽⁵³⁾。それが、SIAの概念や論理を、政府に浸透させる機能を果たした。

この産業諮問チームは、単なる技術的諮問集団から次第に政策諮問集団の性格を強めてゆく。商務省やUSTRは、産業諮問チームに事前に対日提案を打診し、そのフィードバックを協議に反映させるようになったのである。こうして、モトローラのロバート・W・ガルピン(Robert W. Galvin)会長が「諮問過程」と呼んだ、官民間の緊密な対話が成立していった⁽⁵⁴⁾。アメリカの制度は、疎遠な官民関係を特徴としていたものの、両者の間に一定の相互依存関係が成長したのである。こうして官民関係は変化し、産業界の政策決定への参加が確保されていった。

産業界の諮問的集団としては、GATTの東京ラウンドやウルグアイ・ラウンドにおける産業政策諮問委員会が比較的知られているし、他にも大統領や各省長官のもとに、各種の諮問的委員会もあった⁽⁵⁵⁾。しかし二国間の貿易協議の過程において、それも個別的な争点に産業界が深く関与した例は、余りなかった。ちなみに、ガルビン会長は、一九七〇年以來、大統領貿易投資委員会の委員を務め、七七年からは東京ラウンドの産業政策諮問委員会にも所属していた。彼はその経験を通じて、いかに「世界貿易がレッセフェールではない」かを実感し、とくに日本が「最大の貿易問題」であるとみるようになっていた。同時に、これに対するアメリカ政府の姿勢に、不満を募らせていた。その彼が歓迎するほどに、制度が変化したのである⁽⁵⁶⁾。

第二の要因は、対日協議団の構成にあった。すでに述べたように、レーガン政権内は分裂的であり、対日協議を能率的、効果的に運営するのは難しかった。そのためマイケル・スミスUS TR次席代表は、慎重に協議担当者を絞りこんでいた。スミス自身とオルマー商務次官の後任のブルース・スマート次官、ダグラス・マクミン (Douglas McMinn) 国務省経済担当次官補が、そうである。争点に応じて他のメンバーも関与したものの、この三名が中核メンバーとして、持続的に協議に参加した。日本側の担当者は、この三人に「三銃士」という渾名を与えていたという。このうちマクミンは、日本の外務省のカウンターパートとして国務省から選ばれていたものの、元US TR職員であった。もちろん自由貿易派の国務省からの参加であり、商務省やUS TRには不安も残っていたという⁽⁵⁷⁾。

不安定要因は、商務省とUS TRの間にもあった。両者は、類似した立場をとっていたものの、対立的な側面を秘めていたのである。商務省は、日本市場の構造問題により批判的で、ダンピング問題のみならず市場参入問題に積極的に関与しようとし、US TRとの間に緊張も生じた。また商務省とUS TRは、当時、国際貿易産業省 (DIT I、Department of International Trade and Industry) の創設構想をめぐって対立していた。これは、商務省を日本の通産省のような機関に拡充し、国内産業と国際貿易の双方を管轄して、両者を有機的に結びつけた政策を展開しようという構想であった。マルコム・ボルドリッジ (Malcom Baldrige) 商務長官が、エドワード・ミース (Edward Meese, III) 大統領補佐官の後ろ盾を得て、これを推進していた。この構想は、US TRにとって存在意義の否定につながるものであり、US TRが強硬に反対するのは当然であった⁽⁵⁸⁾。この商務省とUS TRの協調と緊張は、後の日米協議に影を落とすことになる。

2. 打開策とその副作用 (1) : 商務省のダンピング自主調査

政府間協議は、国内構造問題をめぐって膠着状態に陥った。このため両国政府は、十一月二十日からの協議において、この問題を一旦棚上げし、議論を進める点で合意した。この協議には、若杉審議官、杉本弘機械情報産業局長、スミスUS TR次席代表、プレスト

ウィッツ商務省顧問などが参加していた。彼らは、クリスマス前に「現実的解決」を到達するよう、国内構造問題を当面の貿易不均衡の是正、今後のダンピング防止の観点から捉え直したうえで、技術的に議論を詰めることにしたのである。その際の論点としては、対日市場参入とダンピング防止とともに、しかし長期的関係があげられた⁽⁵⁹⁾。いうまでもなく長期的関係とは、先端技術作業部会においてアメリカ側が提起した概念であり、日本の国内構造問題を念頭に置きながら、これを日米企業間の取引拡大の観点から捉え直したものだ。アメリカ側が、構造問題への対処を放棄したわけではなかったのである。

ダンピング問題は、国内構造問題に基づく過去のダンピングの事実ではなく、今後のダンピングの防止策を論点としたことで、議論が前進し始めた。その際に最大の問題となったのは、ダンピングの定義であった。日米のダンピング法もGATTのダンピング・コードも、国内価格との関係において、それを下回る価格の輸出をダンピングと想定していた。しかし半導体生産においては、日本側が強調したように、固有のラーニング・カーブ（学習曲線）が作用し、累積生産量が二倍になると生産コストが二七～八%低下する。このため、この価格変動を均して、販売価格を先行的に安価に設定する慣行が、日本企業のみならずアメリカ企業にも浸透していた。仮に需要が急速に拡大しているならば、増産に伴う飛躍的な生産コスト削減が見込め、かなりの廉価を設定できた。したがって、両国政府はダンピングの定義に関して、単なる国内価格ではなく、生産コストを詳細に検討する必要に迫られたのである⁽⁶⁰⁾。これは、自由貿易レジームの「原則のルール」の現段階（GATT規約第六条およびダンピング・コード）を越えて、後のウルグアイ・ラウンドでの議論を先取りする意味をもった。とはいえ、この議論は極めて技術的な性格をもっていたため、新たな協議方針に合致して、進展したのである。

しかし、新たな協議方針は、市場参入問題には適合しなかった。というのも、今後の貿易不均衡の是正を論じれば、議論は自ずから現状をどう評価するか、それに基づいて是正策をどう規定するかに向かった。そうするとアメリカ側は、貿易量に加えて、やはり日本市場における外国製品シェアを議論の基準に用いた。こうして日米間の議論は、シェアに基づく妥当な水準、その上昇方法へと議論が及んでしまった。これに日本側は反発せざるをえなかったし、アメリカ政府内でさえ、是認されそうになかった。にもかかわらず、関係者が是認するような、シェアに代わる概念はみいだせなかった⁽⁶¹⁾。また、長期的関係に関する議論も、やはりシェアの改善策の議論に流れがちであった。これらの点で、協議は混迷せざるをえなかった。

こうなると、両国で局面打開の試みが浮上する。

第一はアメリカ側の措置であり、商務省がダンピングの自主調査を実施した。第二は日本側の試みで、民間の日米半導体業界会合を開催したのである。これらは、ともに異例の、したがって強引さを伴う措置であり、それもあって意図通りの成果に結びつかなかった。むしろ予想外の副作用を引き起こしてしまう。

(1) 商務省による構想とリード

まず、一九八五年十二月六日、アメリカの商務省が一九三〇年関税法七三二条に基づいて、日本側のダンピングについて自主調査を開始すると発表した⁽⁶²⁾。これは、民間によるダンピング提訴を受けることなく、商務省が職権で調査のイニシアティブをとるものであった。その対象は、日本製半導体の二五六キロDRAMとそれ以上（一メガおよび四メガDRAM）とした。商務省自らのイニシアティブであるから、当然、ダンピングの可能性が濃厚だと判断されていた。商務省は、日本企業によるダンピング行為の証拠を、アメリカ企業から入手していたという⁽⁶³⁾。

この決定を推進したクライド・V・プレストウィッツによると、商務省の意図は、日本側が政府間協議において「市場構造の問題に踏み込んで対応」するように、仕向けることにあった。それは、「問題のあらゆる角度に関わる広範な交渉へ高め、両国産業間の競争に関する新しい基本ルールを設けるような包括的な取り決めに獲得する」ためだったという。ダンピングの自主調査は、そのための「ショック療法」の手段であった⁽⁶⁴⁾。プレストウィッツ等は、政府間協議の難航とともに、このまま構造的問題が手つかずに終わる事態に懸念を募らせていたのである。

政府が自ら外国の一産業を訴えるわけであるから、前例のない強硬策である。内部分裂したレーガン政権において、これが容易に採用されるはずはなかった。しかしこの時、商務省は有利な立場にあった。レーガン政権は、政策調整機関としてストライク・フォースを新設し、マルコム・ボルドリッジ商務長官をその座長に任命していたのである。ストライク・フォースとは、直訳すれば攻撃部隊という物騒な名称になるが、特設の作業グループを意味するタスク・フォース（これも元来は軍事用語で機動部隊を意味する）のヴァリエーションであり、当面の貿易問題に効果的に対応する目的で、設立されていた。これは、レーガン大統領の「新貿易政策」演説の目玉の一つでもあった。

その「新貿易政策」は、九月二三日に発表され、レーガン政権の貿易政策を転換する演説となった。当時、貿易赤字が急速に拡大し、少なからぬ産業が対外競争で苦況に立つなかで、産業界や議会で保護貿易主義、管理貿易主義が大きく台頭しつつあった。これにレーガン政権の失策が拍車をかけた。大統領がUSTR代表のウィリアム・ブロックを労働長官に転出させ、その後任にクレイトン・ヤイターを選んで議会上院で承認を得るまでに、三ヶ月も要してしまったのである。政権は、貿易問題で議会对策にあたるはずのUSTR代表を欠くなかで、議会の暴走を許してしまう⁽⁶⁵⁾。例えば六月中旬、ダン・ロステンコウスキ下院議員（Dan Rostenkowski）、ジョン・C・ダンフォース（John C. Danforth）上院議員、ロイド・ベンツェン（Lloyd M. Bentsen）上院議員等は、不公正な貿易行動を是正するためとして、日本や韓国、台湾に対米輸出の二五%相当の課税を求める、強硬な法

案を提出した。

このようななかで、「新貿易政策」は貿易自由化をよりアグレッシブに追求することで、保護・管理貿易主義を懐柔し、牽制しようとしていた。大統領の演説は、ホワイトハウスのスピーチ・ライターによる穏健な草案に、ドナルド・リーガン (Donald Regan) 大統領補佐官やマイケル・スミス USTR 次席代表が手を入れ、アグレッシブな内容を加えて作成された⁽⁶⁶⁾。その際に、草案にあった自由貿易の古典的アイディアは、政権レベルで修正されたという。その結果、演説は「自由貿易 (free trade) は、その定義において、公正貿易 (fair trade) である」と述べていた。またレーガン大統領は演説において、「合衆国は開かれた貿易レジームの促進に決定的役割をもっているが、他の貿易相手国も貿易障壁の除去、不公正慣行の除去などに義務を負っている。不公正貿易に対しては戦う」とも語った⁽⁶⁷⁾。

「新貿易政策」は、具体策として通商法三〇一条を政府が発動し、日米間の MOSS 協議に期限を設定し、国内産業に対する輸出信用を供与する基金 (三億ドル) を設立し、産業競争力の強化のために反トラスト法を見直す、などと主張していた。ストライク・フォースもその一環であり、リーガン大統領補佐官の提案によって実現していた。とはいえ、それは多分に装飾的な措置であり、その目的については省庁間協議を円滑にし、効果的に対応する以上の役割を想定していなかった。しかし商務省は、これを対日半導体協議に活用したのである⁽⁶⁸⁾。

座長は商務長官であり、また商務省の提案は、同省の権限下にあるダンピング法の運用であった。強硬策であるにもかかわらず、総体的に採用されやすい状況にあった。ボルドリッジ商務長官は、後にストライク・フォースによって「迅速かつアグレッシブ」な対応が可能になった、と語っている⁽⁶⁹⁾。

十月二四日、ボルドリッジ長官はダンピング自主調査を最終的に決定するため、ストライク・フォースの閣僚級会合を召集した。やはり、商務省の方針に多くの異論が提示された。国防総省は、対日競争上の問題の責任はむしろアメリカ企業にあるのではないかと疑念を示した。また同省は、「もし、それを実行すれば、産業政策に近づきませんか」と、制度の政策アイディアや官民関係に関わる懸念を表明した。財務省も、同様の論調だった。いかなる産業についても、「政府が判断をすれば産業政策と同じになる」と、財務省は主張した⁽⁷⁰⁾。財務商や国防総省、それに国務省などは、アメリカの制度を反映し、古典的な自由貿易主義からの逸脱に神経を尖らせたのである。USTR も反対論に加わった。商務省側は USTR の抵抗を、対日協議をめぐる権限争いと受け取ったものの、USTR は、後で述べるように、この頃の日本側提案に協議妥結の可能性を認めていたのである。いずれにせよ、ダンピング自主調査の提案は、否定的反応に出会ったものの、商務省自らの権限の発動であり、どうにか閣僚級会合で承認を得た。ただし、USTR の主張を受けて、日米間の協議の推移を見守るべく、猶予期間が認められた。

(2)日本政府の抵抗

日本政府は、ストライク・フォース内の動きを知らなかったものの、協議を前進させる必要を感じ、かなり譲歩した提案を示していた。その内容は、(1)対日市場参入に関して、日本政府が国内の主要ユーザー十一社に購入の二五%増を勧奨する。(2)ダンピング防止に関しては、日本政府が国内企業に対してDRAMとEPROMの輸出の最低価格を示す（フロアー・プライス制）、というものであった⁽⁷¹⁾。(1)は、二五%増という数値を明示した点で、先端技術作業部会で勧告したVIE（自主輸入拡大）から踏み出していた。なお、この二五%は各社毎の輸入努力の指標であり、日本産業全体の「数値目標」ではなかった。(2)は、典型的な価格面でのVER（自主輸出規制）であった。すでに述べたように、日本産業と通産省がより懸念していたのはダンピング問題であり、今回の提案も(2)の方に比重を置いていた。これは、若杉審議官によると、「徐々に効果が出てくるマーケット・シェアの拡大よりも、直ちに効果の生じる価格立て直しの方が、米側企業の立場からすれば、焦眉の急ではないかと当方は考えた。そこで、手っ取り早い方法としてフロアー・プライス制の導入を提案したのである」という⁽⁷²⁾。

右でふれたように、この提案にUSTRが乗ろうとしたのは、AEAが積極的に評価したためでもあった。すでに述べたように、AEAはSIA寄りに立場をシフトしていたとはいえ、なお古典的な自由貿易主義を放棄してはならず、それにアメリカ最大の電子産業団体だった。そのAEAが、スミスUSTR次席代表に書簡を送り、日本提案を「紛争の解決に向かうための積極的努力」だと、指摘していたのである。AEAは、問題点も指摘しており、USTRがこれに対応する必要はあった。すなわち、AEAによれば、ダンピング防止の試みは賛成であり、フロアー・プライス制は興味深いものの、日本市場のダンピングの原因（日本の過剰生産能力、とくに研究開発カルテル）に対処していなかった。またフロアー・プライス制は、日本製半導体を利用するアメリカのキャプティヴ・システム企業にとって、部品の価格高騰による対外競争力の低下を招く恐れがあった。このためAEAは、この制度を対米輸出のみでなく、日本の第三国向け輸出にも実施する必要があると指摘した。他方の市場参入策については、市場参入策について、二五%増の数値が一九八五年という輸入量の低い年を基準にしているとし、より適切な水準を検討できるよう、アメリカ政府にデータを提供すると申し出た。またAEAは、通産省の勧奨に関して、できるだけ詳細な輸入計画と、「アメリカ製品を実際に受け入れる範囲を評価できるようなメカニズム」まで求めた⁽⁷³⁾。

こうした問題点は、確かに容易に対処できはしなかったものの、商務省は、それを決定的な難点とした。すなわち、フロアー・プライス制は日本国内の価格、生産コストと結びついていない点で反競争的であるし、日本市場の構造問題に対処していない。市場参入の

二五%増も、日本市場全体の成長率自体が二〇～二五%と観測されるため、何ら魅力的ではない。商務省は、こうした見解を駐日アメリカ大使館で公表し、提案に反対する方針を示した⁽⁷⁴⁾。

こうなると、商務省によるダンピングの自主調査は、不可避的であった。この時、ワシントンで協議に参加していた若杉審議官は、この動きを察知して危機感を抱き、深夜にも関わらずヤイターUSTR代表の自宅に、電話で連絡をとるに及んだ。翌朝面会に応じたヤイターは、「残念だが、商務省のダンピング調査を止められなくなった。われわれの交渉はしばらく見合わせた方がいいようだ」、と沈痛な面持ちで語ったという⁽⁷⁵⁾。

ダンピング調査開始は、商務省の企図に逆行する反応を引き起こした。

第一に、日本政府は譲歩し、市場の構造的問題に対応するのではなく、協議の中断を選んだ。杉山弘機械情報産業局長は、「USTRとの間で進めている日米半導体協議の努力に水を差すもので遺憾である」と、厳しい意見を表明した⁽⁷⁶⁾。また日本政府は、アメリカ側から協議再開の申し入れがあるまで、これに応じない方針を決めた。

第二に、USTRがよりアグレッシブな姿勢にシフトした。これまでUSTRは、商務省よりも若干穏健であり、日本市場の構造的問題に踏み込む点についても、やや躊躇を示していた。しかし、商務省との対立を経て、USTRは市場参入問題でより強硬な立場をとり、議論をリードしようとする。なお、ダンピング自主調査を追求したプレストウィッツ商務省顧問は、この後、対日協議の担当から外れる。

(3)USTRの強硬化とシェア拡大要求

USTRの姿勢は、翌一九八六年の一月、再開された政府間協議で示された。一ヵ月以上の協議中断を経て、アメリカ政府が再開を申し入れ、これに日本側も応じたのである。一月十六日には、ヤイターUSTR代表と渡辺美智雄通産相が会談し、解決に向けて協議を進めることで合意した。

その一週間後の二三・二四日、両国政府は専門家会合を開き、二月二〇・二一日にもこれを重ねた。これらの機会にUSTRは、SIAの要求を引用する形で、日本市場における外国製半導体のシェアが三〇%になるよう、具体的数値を初めて明確に指摘した。ここでSIAの議論は、これまで以上の一貫性をもって、政府間協議で主張されるようになったのである。同時にUSTRは、半導体企業以外の自動車、事務機器などの企業も購入目標をたてるよう要請した。ダンピング防止について、アメリカ側は、先の日本提案に関して商務省が指摘した難点に対応するよう求めた。アメリカ側は、半導体の販売価格が対米輸出のみでなく、国内販売と第三国向け輸出でも原価を下回らないよう、要請したのである。その際、生産原価は各社毎の設備償却、入荷費用、歩留まりなどに基づいてきめ細かく調査するものとし、原価割れが発生した時には、日本政府が各社に警告するようなメカ

ニズムを求めた⁽⁷⁷⁾。

三月三日の協議は、次官級で実施され、若杉審議官、国廣外務省北米局長、スミスUSTR次席代表、スマート商務次官補などが参加した。ここでもスミスUSTR次席代表等は、同じく市場参入に関してシェア三〇%に言及したものの、日本側は、市場経済のもとでは一定の成果を予測するのは無理だと答えた。また日本側は、ダンピング防止策に関して、生産原価を企業毎に算出するのは、企業秘密に属する情報を要するために無理であり、その提出を要請すれば独占禁止法に抵触しうると、難色を示した⁽⁷⁸⁾。

政府間協議が難航するなかで、アメリカでは、ダンピング提訴の仮決定が相次いで下された。EPROMについては、ダンピングの存在が認定され、ダンピング課税のマージンは、日本電気、日立、東芝、富士通について、十七%から二一・七%という判断が示された。商務省の自主調査においても、ダンピング行為が認定され、日本電気、日立、東芝、富士通、三菱について、十八・七%から十九・八%のダンピング・マージンが提示された(247)。通常、最終決定においては、ダンピング・マージンは減額される。とはいえ、今後の協議次第では、日本企業が重大な打撃を被りかねない情勢となった。

ダンピングの仮決定について、商務省のブルース・スマート次官補は、日本政府が「広範な協議」でアメリカ側の要望に応じれば、何らかの対応を講ずる用意を示唆した⁽⁷⁹⁾。何らかの対応とは、関税法に基づくダンピング提訴の中断協定(サスペンション協定)の締結を意味していた。これが成立すれば、ダンピング課税は、一定の代償措置によって免れられうる。すでにアメリカ側では、日本側がダンピング問題を優先し、パッケージ・ディールを望んでいる事情を掌握していた。そこでアメリカ側は、ダンピング問題を梃子に、市場参入における一層の譲歩を促したのである。同様の示唆は、政府間協議のなかでもなされた。これは、商務省とUSTRが合意した協議戦術のようであり、以後、USTRを中心に市場参入策で日本に譲歩を求めてゆく⁽⁸⁰⁾。

サスペンション協定は、まさに日本側の待ち望んでいた措置であった。通産省の高官も、これを「一種の司法取引の申し出」だと解した。もっとも、それに「引っ掛かってしまった」と、この高官は臍を噛むことになる⁽⁸¹⁾。日本政府は、サスペンション協定をにらんで市場参入策で譲歩を模索した。しかし市場参入について、両国間の立場が大きく隔たっており、構造的問題の所在という議論の前提から、シェアの上昇という解決策に至るまで、譲歩は容易でなかった。これを埋め合わせようとする試みが、もう一つの打開策、日米半導体業界会合であった。

3. 打開策とその副作用(2)：通産省による日米半導体業界会合

(1)通産省の構想とその失敗

日米半導体業界会合は、一九八六年三月十四・十五日、ロサンジェルスのホテルで開催された。参加者は、日本側の日本電気、日立製作所、東芝、富士通、三菱電気の五社の代表（および提案者としてソニーの盛田会長）、アメリカ側のモトローラ、テキサス・インスツルメンツ、インテル、AMD、ナショナル・セミコンダクター、モノリシック・メモリーズの六社の代表であった。

この会合の目的は、対立の主体である日米の企業同士が一堂に会し、直接対話を通じて解決策の糸口をみいだすことにあった。その限りにおいて、半導体産業という高度に技術的で、独自の経済的特性をもつ産業にとって、合理性があった。参加各社も、摩擦解決に資する機会と受け取り、期待を寄せていた。

しかしこれは、完全な民間主導で決定、実施されたのではなかった。通産省機械情報産業局が深く、しかし微妙に関与していたのである。サスペンション協定を獲得するには、市場参入で大胆に譲歩する必要があったものの、通産省が日本市場の構造的問題を是認し、政府の責任において市場参入を図るわけにはゆかなかった。それでは、日本における制度の異質性を認めることになり、他の産業分野の制度にも、重大な波及効果が及びかねなかつた。

そこで機械情報産業局の担当者は、官民の二重の合意を構想した。まず、具体的な市場参入策は民間レベルの合意に委ねる。政府レベルでは、貿易自由化に関する原則的合意を、紳士協定的な形態で結ぶ、という構想であった⁽⁸²⁾。そのためには、合意の形成過程も問題になる。民間合意は、少なくとも表面上は、民間の自主的取り組みによって実現しなければならなかつた。

このような構想を着想し、また推進できた背景には、日本の制度があった。制度のもとで通産省は、一定の市場関与を是認する政策アイデアを案出し、半導体産業を誘導する官民関係をもっていたのである。通産省機械情報産業局は、この構想を関係者に知られずに実現すべく、次のように微妙な関与を図った。

日米半導体業界会合は、友人同士のソニー会長の盛田昭夫とモトローラ会長のマイケル・ガルピンが発案し、これに日米の主要企業が同調して、実現したとされている。しかし実際には、機械情報産業局のある担当者が案出し、これを盛田に示したため、盛田がガルピンに働きかけ、各々に日本電子機械工業会とS I Aに打診したのである。しかし、日本電子機械工業会とS I Aは訴訟で係争中であつたし、産業団体間の合意はアメリカの反トラスト法、日本の独占禁止法に抵触する恐れがあつた。そこで、会合は各社単位の自主的参加とし、参加企業が事前に両国政府の支持を得るとともに、司法省の元官僚を弁護士として招き、記録を残すことで対処した⁽⁸³⁾。

会合の開催が決まると、機械情報産業局は、日本側の参加企業五社に輸入見通しの作成を促し、その内容についても細かく指導を加えた。また、各社代表が会合のために訪米する前には、同局の担当者が彼らを前にスピーチを行った。彼は、「アメリカ製品を積極的

に購入し、太平洋に捨ててくるぐらいの覚悟」で購入姿勢を示すよう要請し、参加企業に強い印象を与えたという⁽⁸⁴⁾。その後、日本の半導体産業では、輸入拡大努力に関して「太平洋に捨ててくるぐらい」というフレーズがしばしば用いられることになるが、その端緒は、ここにあった。

日本の参加企業は、会合に期待を寄せていた。モトローラのガルピン会長は、バランス感覚をもつ穏健派だと、日本企業はみていた。また日本企業は、アメリカの参加企業にキャプティヴ企業が含まれていたため、彼らの柔軟な対応も予想していた⁽⁸⁵⁾。

こうして日本企業側は、日米半導体業界会合において様々な図表や統計を示して、今後の需要動向や商品開発計画を説明した。また各社は、輸入見通しの形で対日参入の拡大方針を提示した。ここでも、機械情報産業局は会合の成功を後押しすべく、微妙な関与を図った。アメリカ政府は、政府関係者の派遣をとりやめたものの、通産省は棚橋祐治機械情報産業局次長など数名を、オブザーバーとして送っていた。その棚橋局次長が会合の席上発言し、一九九〇年の輸入は五社のシェアにおいて一九・五%、ひいては二〇%にも達するだろうという、「期待」を表明したのである。ここで通産省は、五社についてであるものの、アメリカ側のシェアの政策アイデアを踏襲するに至った。もちろん棚橋は、これを個人的発言と断り、「あくまで五社の努力目標だ」と付言するなど、慎重に言葉を選びつつも、アメリカ側の納得を引き出そうとした⁽⁸⁶⁾。

にもかかわらず、会合は決裂してしまう。機械情報産業局の構想は水泡と化してしまった。最大の理由は、日本側の輸入見通しが、アメリカ側企業の希望と大きく隔たっていた点にあった。5社のシェア二〇%は、日本市場全体のシェアに換算すると約十三%であった。しかしアメリカ企業側は、一九八六年中に日本市場におけるアメリカ製品のシェアを十五%とし、つづく三年間に五%ずつ増加して、一九八九年には三〇%に到達するよう望んでいたのである⁽⁸⁷⁾。日本側の期待に反して、アメリカ側では、穏健派企業が調整や説得を図らなかった。アメリカ側の議長を務めたガルピンも、合意達成をリードしようとはしなかった。アメリカ側は、異口同音に一層の譲歩を繰り返すばかりであった⁽⁸⁸⁾。

(2) S I Aの期待の喚起

この打開策の失敗も、意図せざる結果を招く。この会合を契機として、S I Aが「数値目標」的なシェア拡大策を期待するようになるのである。この会合において、両国の企業は、輸入拡大策をシェアの観点から語った。しかも、通産省の官僚がそれを裏うちするかの発言をしたことに、アメリカ企業は強い印象を受けた。アメリカの参加企業は、同様のシェア拡大策を政府間協定として獲得できるという心証を得たのである。ガルピンが会合の報告書を作成し、S I Aと商務省、USTRに提出したため、彼らの一部もS I Aの心証に興味をもった⁽⁸⁹⁾。

もちろんこの時、アメリカ企業は、厳格な「数値目標」を想定していなかった。会合においてアメリカ企業は、一九八九年に日本市場のシェア三〇%という数値を示したものを、それを「里程碑 (milestones)」と表現していたという⁽⁹⁰⁾。彼らは、シェアの扱いを三〇一条提訴からそれほど変えてはおらず、日本の各社が個別的に指標を設定し、全体として三〇%程度に近づくような趨勢を想定していたのである。ただしS I Aや商務省、USTRの関係者は、通産省の関与を期待し、特定のシェアの実現を日本政府が保証するかの印象を抱いたため、次第に「里程碑」と「数値目標」を混同するようになる。彼らは、双方の違いを厳密に議論することもなく、漠然と数値目標的な措置に期待を寄せるようになる。

しかもこの期待感は、その後の政府間協議で強められた。というのも、日本側が政府間協議においても、民間会合と同様の提案を示し、対応する姿勢をみただからである。

まずは、日米半導体業界会合の失敗から十日後の三月二六日、ワシントンDCで次官級の政府間協議が開催された。これには若杉通産審議官、スミスUSTR次席代表、スマート商務次官補などが参加し、市場参入問題に重点的に取り組んだ。ここで日本側は、十二月に提案した各社の輸入の二五%増を示し、その際に先の業界会合と同じく、一九九〇年までに主要企業のシェアで十九・五%を提案した⁽⁹¹⁾。これに対してアメリカ側は、やはり業界会合におけるS I A企業の意向を代弁し、一九八九年までに日本市場全体のシェアで三〇%を主張した。このように、日米半導体業界会合はシェアに基づく議論を、両国間の対話に定着させる意味をもったのである。また、この会合はS I Aの期待感を刺激し、政府レベルの議論を数値目標的措置へと傾斜させてしまった。

他方で、ダンピング問題については、政府間協議に議論が進展した。輸出価格や生産コストの監視体制について、双方が歩み寄りをみせ、日本側が具体的な提案を示す用意を表明したのである⁽⁹²⁾。

そのようななか、四月中旬の日米首脳会談が迫ってきた。しかし、それ以前の決着は、もはや不可能であった。このため議会では、首脳会談で貿易問題を優先し、とくに半導体問題を取り上げるよう求める声が浮上した。三月二七日には、ロバート・J・ドール (Robert J. Dole) をはじめ五三名の上院議員が、レーガン大統領に書簡を送り、貿易問題での対応を強く求めた⁽⁹³⁾。

4. 合意のための妥協構想

(1) 中曾根・レーガン首脳会談

四月十四日から十五日、中曾根康弘首相が訪米し、ロナルド・レーガン大統領と首脳会談を行った。レーガン大統領は、中曾根首相をキャンプデービッドの山荘に招き、友好的

なムードを演出した。しかし、日米間の経済摩擦は深刻さを増しており、首脳会談の大半が経済問題に費やされるという、異例の展開となった。大統領は、信頼を寄せる中曾根を追い詰めようとはせず、「新貿易政策」にみられた強硬姿勢を示すこともなかった。しかし彼は、連邦議会における管理貿易主義の台頭を訴え、日本側の積極的対応を要請した。これに対して中曾根首相は、前川レポートとMOSS（市場志向型分野別）協議を例示し、自らイニシアティブをとって対応する方針を強調し、今後の対応に期待をもたせた。中曾根は、後に「これは（MOSS、筆者注）俺が責任を持つ、俺が自分で監督するということをレーガン大統領に言って、それで各省事務次官を官邸に呼んでは、やったわけです」と語っている⁽⁹⁴⁾。実際、中曾根の日記には、MOSS協議で最も難航した電気通信協議について、しばしば事務次官を呼び、対応した経緯が記されている⁽⁹⁵⁾。

こうして両国首脳は、管理貿易主義に協調して対処する意向を打ち出した。半導体協議の難航は、首脳会談に影を落とさなかったようにみえた。しかしそれは、通産省の働きかけの結果であった。首脳会談を前にすると、一般的に両国の官僚は、当面の難問にどうか解決への道筋をつけ、それが円満であるべき首脳会談を阻害しないように図る。しかし半導体協議では、早急な解決が展望できる状況にはなかった。そこで通産省では、渡辺美智雄通産相が非公式にマイク・マンズフィールド（Mike Mansfield）駐日大使を訪ね、首脳会談で半導体を持ち出さないよう強く要請した。しかも通産省は、ロビイストを通じて、アメリカの本国政府に対しても働きかけたのである⁽⁹⁶⁾。通産省の関係者は、その成果に安堵した。

にもかかわらず、首脳会談後の両国政府は、半導体協議に集中的に取り組む。五月三日、渡辺通産相は東京サミットに出席したジョージ・シュルツ国務長官と会談し、次官級協議で合意の草案を作成し、閣僚級会談によって大筋合意を目指すよう提案したのである。これまでの難航からして、余りに急速な進展であった。これは、通産省内部でも感じられていた。実務レベルの担当者は、首脳会談後に雰囲気の変化を感じとり、これまでのような対応では許されなくなると認識したという。少なからぬ関係者が、首脳会談で何か対応がなされたのではないかと、噂するようになった⁽⁹⁷⁾。

それは事実であった。非公式の場において、レーガン大統領は半導体やタバコを具体的にあげ、中曾根首相に対応を求めたのである。帰国後、中曾根首相は通産省の小長啓一事務次官と若杉和夫審議官を官邸に呼んだ。ここで首相は、半導体協議の決着に向けて動くよう直接指示したのである。中曾根は具体的な方針は示さなかったものの、大胆な譲歩の必要性も示唆した⁽⁹⁸⁾。彼の自伝『大地有情』は、半導体問題について「アメリカが一番頭が痛かった」と記しているし、また、この一年ほど前の日記には、次のように書いている。「日米経済摩擦、米側よる日米危機説しきりに来る。…（中略）…日本今日優位にあり、戒心すべきこと。大巾に譲っても不合理ではない」⁽⁹⁹⁾。制度に関わる対応は、通産省のイニシアティブでは難しく、首相が大胆な譲歩を是認し、直接関与することで、初め

て本格化したのである。

(2)存在しない構造の利用

中曾根の方針は、通産省の局長クラスまでは伝えられ、以後の通産省は最終的な対応を模索するとともに、アメリカ側にも最終の方針を打診した。

通産省は、日本の経済構造のあり方を問われたため、ジレンマに直面していた。国内構造問題を是認すれば、日本の制度そのものの妥当性を否定する事態につながるし、実際に日本の制度は、自由主義的な側面をもっていた。例えば、産業界はとくに技術的側面で通産省の指導を否定し、企業間には厳しい競争もあった。とはいえ、この日本市場の自由度を強調すれば、政府として産業を指導できず、問題の解決、政府間協議の妥結は難しくなってしまう。それに通産省も産業界も、実際には市場参入の困難やダンピング的行為など、問題含みの慣行は存在したとみていた。また、その是正には、やはり政府の指導が不可欠であると、通産省も産業界も想定していた。問題は、国内構造問題を否定しつつ、摩擦解決のための市場関与を、どのように採用するかであった。しかしそれには、「埋め込まれた自由主義」の妥当な範囲を測定しなければならず、自由貿易レジームの国際規範とも関連して容易ではなかった。

このジレンマにおいて、通産省の機械情報産業局は次のような立場を採用した。すなわち、日本市場は今や自由であり、構造的な問題は存在しない。しかし、今後のダンピング防止は検討に値するし、日本は東京ラウンドのダンピング・コードを批准するなど、ダンピングに反する姿勢をとっている。また、対日参入が低迷しているのは、海外の企業努力の不足のためであるものの、海外の企業が日本の商慣行を習熟するには、時間を要するであろう。したがって、仮にアメリカ企業が一層の努力を傾けるのであれば、日本政府も従来から市場参入の拡大に取り組んでいる経緯もあり、とくに支援策を講じる⁽¹⁰⁰⁾。

これは、日本の国内構造問題、すなわち制度の問題を否定しながらも、制度を利用する企図であった。この判断は、通産省機械情報産業局の主導で行われ、この時には通産省の他のセクションも外務省も、半導体産業も関与していない。これもまた、日本の制度の反映であり、通産省原局の政策アイデアとその対産業関係が制度の軸をなしていたのであるから、それ以外のアクターが深く関与するのは容易ではなかったであろう。

通説では、通産省はアメリカ側の強硬な要求を前に、自主的な判断も乏しいままに譲歩させられ、それが数値目標の実現した原因だと考えられている⁽¹⁰¹⁾。しかし通産省では、首相の指示を背景に、機械情報産業局が右に述べたような独特の方針を固めていた。また機械情報産業局は、市場参入について可能なレベルを、それもアメリカ側が求めるであろうシェアの観点から、事前に調査していた。それは、アメリカ製品の価格、品質、日本側の需要などを検討し、日本産業が購入しうるシェアを計測したものだ。その結果は、

シェア十六～十七%であった⁽¹⁰²⁾。ただし、シェアの行方は日本市場の規模や需要のあり方に、少なからず左右される。例えば、不況によって市場が収縮すれば、相対的に少ない販売によってもシェアは上昇するものの、市場が拡張すれば、相当の販売量が必要になる。また、半導体は部品であるため、完成品の需要動向に依存せざるをえない。このため機械情報産業局は、将来的な市場参入状況をシェアの数値で予定するのは困難だとし、これを対米協議で強く主張し、数値に慎重な扱いを求めることとした⁽¹⁰³⁾。

なお、この調査も、機械情報産業局が独自に実施し、日本電子機械工業会の組織的協力は得なかった⁽¹⁰⁴⁾。以下に述べるアメリカ側とは好対照であり、制度の維持を優先する日本側と、制度が変化しつつあったアメリカの状況を象徴していた。

(3)「合理的期待」としてのシェア二〇%

アメリカでは、USTRと商務省が関係を調整するとともに、SIAに最終方針を打診した。この三組織には、市場参入策について、日本市場でのシェア拡大を、すなわち構造的問題の改善だとする理解が浸透していた。これを日本政府の措置に求める点でも、広範な合意があった。当初は、SIA内にさえシェアの議論に違和感があったものの、もはやシェアに基づく市場参入の是非は、議論にもならなかった。問題は、具体的に何%のシェア、どのような措置を求めるかであった。

これまでSIAは、この数値について五〇%、四〇%、三五%、三〇%等々、様々な数値をあげていた。この多様性は、数値が任意であり、厳密な根拠に基づいていなかったことを示していた。それもあって商務省では、日本で獲得しうるシェアについて調査を行い、『日本における合衆国市場シェアの評価に関する報告書』を得ており、これをSIAに提示した⁽¹⁰⁵⁾。この報告書は、日本市場を他国と同様の構造だと仮定したうえで、アメリカの主要企業が日本で獲得できるシェアを製品毎に累計していた。それによると、アメリカ産業全体で達成しうるシェアは、約三〇～三五%であった。

SIAは、この数値をそのまま採用しはしなかったものの、これを手がかりに、正当性のある数値の根拠を模索した。これまでSIAは、ヨーロッパや日本以外のアジア市場との比較において、日本でもアメリカ製品のシェアが上昇すべきだと論じてきた。しかし、他の地域と日本の間には、日本側も主張するように、需要構造や強力な競争企業の存否など、無視できない相違があった。そこでSIAが着目したのは、日本の大手六社も、社内市場以外では二〇%前後のシェアしか押さえていない事実であった。これが、主要企業が伝統的に確保していない、すなわち自由であるべき市場だと推論できたのである。したがって、仮に外国産業がそれ以上のシェアを獲得できれば、日本市場が自由になったことの指標となりうると考えた。そこでSIAは、最終的にシェア二〇%～三〇%を選択し、これを合理的に実現を期待できる数値、「合理的期待 (reasonable expectation)」と形容

して提示したのである⁽¹⁰⁶⁾。

とはいえ、この判断についてS I A関係者は、実際は「リアリズム」であったとか、「プラグマティックな判断」であったと指摘している。少なくとも、経済的に確実な根拠はみいだせなかった⁽¹⁰⁷⁾。

数値を掲げた理由について、インテルのゴードン・ムーア社長は、「日本のシステムがアメリカとは異なる動きをするため」だとし、アメリカ企業にとっては「極めて常識的な共通認識だった」と指摘している。また彼は、数値の意義とその達成策について、次のように語っている。「日本のシステムを根本的に変えろ、という主張もあるが、私は反対だ。アメリカ人がそんなことを言えるほど日本のシステムを本当に理解しているのだろうか。唯一アメリカ人が言えるのは『変化が生じたことを示す結果がこの数字だ。システムがどう動くかは、あなたがた日本人がご存じだろう。何であれ必要な変更を行って、この結果を出してください』ということだった」⁽¹⁰⁸⁾。数値の達成手段について、S I Aは通産省の強力な行政指導を想定し、通産省なら実施できるはずだという認識にとどまったのである⁽¹⁰⁹⁾。

提案を受けたUSTRと商務省は、対日協議の決着を睨んで現実的な方針を検討した。両機関は、日本側が受け入れうると観測される線を考慮し、最終案を三年間でシェア二〇%とするものの、最初は二五%を要求する方針を決めた。またその達成手段について、USTRと商務省は、通産省の権限や影響力を詳細に検討したという。その結果、日本側の具体策はともかく、通産省の行政指導によって実施は可能だと結論した⁽¹¹⁰⁾。とはいえ、彼らが構造的問題として批判する行政指導を、構造的問題の是正策に用いるのである。この「皮肉」は、USTRの関係者にも認識されていた⁽¹¹¹⁾。

しかし、この「皮肉」がレーガン政府内で是認されるかどうか、問題であった。S I A、USTR、商務省という、立場の近い者による決定は、市場介入的な方向への行き過ぎを生んでいた。ダンピング問題は技術的で、商務省の管轄とされたものの、市場参入問題は、上位のEPC（経済政策閣僚会議）で検討されており、自由貿易派からの批判が当然予想された。例えば、ある省庁間会議が半導体問題を検討した際、大統領経済諮問委員会のメンバーは次のように述べ、USTRの関係者を閉口させていた。

我々は、アメリカ政府内で日本の産業政策への批判や称賛の立場をとるべきではない。もしそうしたなら、我々は政府が産業を保護、促進するために何かをしようと認めることになる。誰もが知っている。最も効率的な経済は政府が介入しないところにあるのだから、それは不可能だと⁽¹¹²⁾。

USTRと商務省は、その「皮肉」を合理化する必要があった。そこで彼らは、日本市場の国内構造問題の政策アイデアを、自由貿易主義の伝統的な政策アイデアと接合し、

正当化を図った。すなわち、自由貿易レジームのもとで日本に構造的問題が許容されてしまい、これはGATT規約などの「原則のルール」では対処しきれない。日本では市場が作用していないため、それを作動させるには、むしろ一時的、部分的な市場介入策で誘因を与え、市場の作用をシェアの拡大で確認するほかない。市場介入による市場の促進という、矛盾した措置をとるのは、そうせざるをえない段階まで、日本の国内構造問題が深刻化しているためにほかならない、と彼らは論じたのである⁽¹¹³⁾。これは、アメリカの黒人の差別是正措置に用いられた、アフーマティヴ・アクション（矯正行動）のアイデアであった⁽¹¹⁴⁾。すでにSIAは、一九八一年頃からしばしばこの概念を用い、三〇一条提訴でも同様の措置を要請していた。それをUSTRが採用し、政府内外の批判に応えようとしたのである。

もう一つのダンピング防止策については、SIAは次の点を求めた⁽¹¹⁵⁾。第一は、コスト割れ輸出の防止を一律のフロアー・プライスではなく、日本の各社毎に実施する点である。それが市場適格的であり、日本の構造的問題を是正するためにも必要だ、というのが論拠であった。同時にそれは、分裂的なアメリカ企業の利益バランスに適っていた。一律の最低価格を設ければ、日本の効率的な企業は、実際より高価格で輸出が可能になり、アメリカのユーザー（キャプティヴ企業とシステム企業）に不利益になる。逆に非効率的な日本企業は、事実上の価格引き下げが可能になり、アメリカの半導体メーカー（マーチャント企業）が競争上不利になりえた⁽¹¹⁶⁾。

第二は、輸出価格の抑制策を、日本国内の価格安定化策と連動させる点であり、第三は、第三国向け輸出についても、同様の価格抑制策をとる点である。というのも、対米輸出のみの価格上昇を図り、他方で日本市場にコスト割れの安価な製品があれば、対日参入が困難になる。また、その製品が第三国市場に流れれば、ここでもアメリカ企業が日本起業に駆逐されかねなかった。SIAは、これらについても、日本産業が構造的に国内外でダンピングを実施しやすい体質であるため、これに対処するには他に良策がないと主張した。

以上の点について、USTRと商務省は、最大限対応することにした。

(4)外務省条約局の反対論

こうして両国政府は、合意に向けて動きだす。SIAは、アメリカ政府をプッシュすべく、さらに議会に働きかけた。このため五月九日、下院で決議案が浮上し、賛成四〇八票、反対五票という大差を得て可決した。この決議は、日本が半導体市場の規制を継続するのであれば、通商法三〇一条に基づく制裁措置をも発動するよう、大統領に要請していた⁽¹¹⁷⁾。

政府間協議は、五月十五から十六日と十九日から二一日に分けて、ワシントンDCで開催された。これは次官級の協議となり、若杉通産審議官、スミスUSTR次席代表、スマ

一ト商務次官補等が、閣僚会議に向けて合意草案の作成に取り組んだ。

日本側は、ダンピング防止と市場参入を一括して解決するよう要請し、ダンピングについて価格監視システムを提案した。それは、アメリカ側の要請を取り入れたもので、報道によると、(1)日本各社が生産過剰を抑制し、国内価格を安定させる手がかりとして、通産省が需給の見通しを示すガイドポストを設ける。(2)対米輸出価格については、それが生産コスト以下にならないよう、通産省が各社毎に最低価格を設定する。(3)第三国向け輸出についても各社に最低価格を設ける、というものであった⁽¹¹⁸⁾。両国政府の草案は、これをベースに議論され、かなり煮詰まっていった。ダンピング問題をより重視する日本側が、こうした線で合意を獲得するには、市場参入問題でさらに譲歩する必要があった。

その市場参入について、アメリカ側は、政府間の公式協定に何らかの数値を盛り込むよう求めた。またそれに基づいて、日本政府が国内産業に輸入を勧奨するよう、強く求めた。日本側は、調査の結果として、シェア十六～十七%程度という予測を示すとともに、シェアは市場の成長率などの不確定要因に左右されると指摘した。そこで示した代案は、五年間で外国製半導体の販売量の三倍増程度、であった。同時に、この数値に向けて国内産業を行政指導するものの、市場経済のもとでは限界があると主張した。双方は、政府間協定に何らかの数値を記述する線で妥協を探った。具体的な数値や数値の位置づけ、その表現について、完全な合意は成立しなかったものの、ここに一応の草案が成立する。それは、数値目標的な内容に大きく接近していたという⁽¹¹⁹⁾。閣僚会談は、この草案に基づいて実施されるはずであった。

しかし、この草案は、日本政府内で強力な反発を引き起こす。外務省の条約局が反対論を唱え、しかも積極的に介入したのである。

外務省は、すでに述べたように、半導体分野の制度においては周辺的な位置にあり、独自の経済的アイディアも産業界との関係ももっていなかった。しかし外務省は、国際法としてのGATT規約を遵守する観点から、自由貿易レジームにコミットしており、自由貿易主義の政策アイディアを積極的に追求するかどうかはともかく、少なくともそれを侵害しかねない対外措置には、神経質に反応した。

これまで、外務省は半導体協議に深く関与していなかったものの、合意草案の作成段階に入ると、外務省条約局に打診があった。通常の経済交渉では、条約局は協議の最終局面に至って、協定締結の直前に法的妥当性をチェックするために、関与する。今回のように早い段階の関与は、異例であった⁽¹²⁰⁾。それほどまでに、協議内容が国際法上微妙な問題を含んでいると、通産省でさえ認識していたのである。このため、以後の協議には加藤良三条約課長が参加し、問題の重要性から小和田恆条約局長も直接たずさわった。

条約局は、この時始めて半導体協議の議論を知り、その内容に驚いた。条約局の懸念は、合意草案の具体的な規定というよりも、草案の基本的トーンがアメリカ側の政策アイディアに大きく傾斜している点にあった。とくに数値目標的措置については、数値の設定自体

が国際規範上通用するのか、自由貿易レジームに抵触するのではないか、重大な懸念を抱いた。さらに、数値を設定したとして、予期した通りに市場参入が実現するのか、仮に実現しなければどうするのか、条約局は合意の実効性にも疑問を抱いた。ダンピング防止策についても、条約局は、第三国市場に対する措置に疑問を呈した。アメリカのダンピング法は、第三国に「域外適用」できないはずである。また日本は、問題が発生しておらず、協議もしていない第三国に対して、予防的な価格抑制策をとれるのか。これは条約局にとって、法的根拠の問題であるとともに、根拠のない措置を強要されるという、主権に関わる「面子」の問題でもあったという。条約局は、強い危機感をもって、合意の内容を自由貿易レジームに適合する方向に引き戻そうと図った。条約局ほどではなかったものの、外務省経済局も、とくに市場参入策の実効性を問題にした。実は、同様の懸念は通産省の通商政策局内にもあった⁽¹²¹⁾。

しかし日本電子機械工業会は、この段階においても、協議の行方に関与していない。ある半導体産業の関係者が、匿名で雑誌『文芸春秋』に暴露した記事によると、「政府間協議がすべて秘密裏に行われ、その内容が日本の業界にほとんど伝えられなかった」といい、「当時、業界の主だった人々は通産省にかなりの不満を持っていました。政府間協議については事前に相談もなく、協議後に初めて、これこれこういう条件がアメリカ側から出された、みんな吞んでくれるなど、結果のみを一時的な形で事後報告されたのですから」という⁽¹²²⁾。筆者のインタビューによると、この記事は、やや誇張もあるものの基本的に事実であり、それゆえか“犯人探し”も試みられたという⁽¹²³⁾。

通産省では、方針を再構築する。市場参入策について、数値達成の確約を避けるべく、市場の論理をさらに強調するとともに、公式の政府間協定以外で合意を扱うことにしたのである。すなわち、非公式の「サイドレター（付属書簡）」である。第三国に対するダンピング防止も、そこで扱うことになる⁽¹²⁴⁾。

(5) 閣僚会談

五月二八日、いよいよクレイトン・ヤイターUS TR代表と渡辺美智雄通産大臣が会談し、基本合意を目指した。会談は通産省の一室で開かれ、スミスUS TR次席代表、ギル・カプラン（Gil Caplan）商務次官補、若杉通産審議官、杉山機械情報産業局長、棚橋機械情報産業局次長などのスタッフが同席した。しかし会談は難航し、予定した時間内では決着しなかったため、夕食を兼ねて築地の料亭「吉兆」の奥座敷に場を移した。議論は、延べ十三時間以上に及んだという。

なお、この閣僚会議にあわせて、アメリカのS I AとAEA、E I Aの代表が東京に集まり、会合を開いた⁽¹²⁵⁾。かつて対立していた主要産業団体が一堂に会し、半導体協議の行方を見守っていたのである。アメリカの制度の変化を如実に示す出来事であった。

閣僚会議の内容は、ほとんど報道されていないものの、幸い日米の関係者による回顧録と記録が残されている。とくにジャーナリストの古森義久は、アメリカ政府による議事録を公表しているが、その信憑性は筆者によるインタビューでも確認された⁽¹²⁶⁾。それらによると、会議は決裂すれすれの深刻な対立を含み、息詰まるような議論の応酬になった。したがって、一応の合意は成立したものの、両国間の認識の齟齬を残さざるをえなかった。

まず、市場参入問題で争点となったのは、(1)具体的な数値、(2)その表現、(3)その実現の日本政府による保証、であった。これらについては、両国の立場に違いがあったうえに、自由貿易レジームとの関係上、難しい選択を迫られた。自由貿易レジームとの関係について、若杉審議官は、「お互いに自由貿易を主唱している国の限界」があったと指摘している⁽¹²⁷⁾。

(1)の数値は、ヤイター代表が、S I Aの要求はシェア二〇～三〇%であるとし、五年間でシェア二五%を提示した。これは、当初からの予定どおり、日本側とのやりとりのなかで最低ラインの二〇%にまで引き下げた。これに対して渡辺通産相、それを補足説明した若杉審議官は、基準となる現状の判断、日本市場の成長率などの前提を問題にした。現状の日本市場におけるアメリカ製品シェアは、アメリカ側の主張する八・五%でなく十%であり、市場成長率は、アメリカ側の想定する二〇%ではなく、十%と予想されると主張したのである。また、日本市場に企業系列、製品価格などの構造的問題はなく、鍵は販売能力や製品開発のスピード、販売後のアフターケアであると、彼らは指摘した。さらに渡辺は、「将来はだれにもわからない」とし、固定的なシェア、つまりは「数値目標」の設定を拒否した。そのうえで渡辺は、「市場全体の拡大が年間十%と想定して、(米国製品の)セールスの三倍増を期待できる」という、日本の立場を表明したのである。同時に渡辺は、アメリカ側の示す日本市場の成長率、シェアの伸び率に同意できない点、どのような数値であれ、それをカルテルだと非難されうる点をあげ、仮に数値で合意できても、それを「サイドレター」で扱うよう求めた⁽¹²⁸⁾。

「サイドレター」化について、ヤイターは意外にも即座に同意した。しかし、それにシェア二〇%を盛り込む点については、執拗だった。「精密な数値の市場シェアを求めている。紛争を解決するための目標をなんとか数量化しようと試みているのだ。固定したシェアは求めないが、問題は解決したいのだ」と、ヤイターは主張した⁽¹²⁹⁾。抵抗する日本側に対して、彼は「二〇%にするのは市場介入ではない、本来二〇%であるべきなのだ。贈り物をするように論じないでほしい」と、語気を荒げもした⁽¹³⁰⁾。

数値を盛り込むかどうかは、(2)の表現とも密接に関わる。ヤイターも、数値の要求が問題含みであることは理解しており、慎重な表現の必要性を指摘した。彼は、「産業カルテルとか二国間カルテルを避けなければならない、巧みな用語法が必要」だとし、「予測というか目標あるいはゴール」など、様々な表現を用いた⁽¹³¹⁾。渡辺通産相は、アメリカ企業の販売努力を前提に求め、「目標とかゴールとして設定するのは難しいとしても、一定

の予測水準に近づくよう企業を勧奨（原文では奨励、筆者注）することはできるだろう」と語った⁽¹³²⁾。

これは、(3)の政府による保証のあり方に関わる。渡辺は、この「勧奨」について、「日本は自由市場だから政府が企業に特定量の製品の購入を命令することはできない」点を強調した⁽¹³³⁾。若杉によると、日本側は「自由経済下、政府が民間の輸入量を保証するなど不可能なことは、同じ自由経済のおたくが先刻ご存じのはずだ」とも主張した。しかしアメリカ側は、「自分のほうからシェアを保証してくれとはいわないが、そちらから自発的にいってくれないか、といっている」ような対応であったという⁽¹³⁴⁾。日本側のぎりぎりの譲歩は、次のようなものだった。「日本の業界がどの程度、米国製半導体を買おうとしているか、その概算見通しをお伝えしましょう。もちろん、社会情勢や内外の条件によって概算も変わってくる。それに米国側の二〇%欲しいという要望をテークノートしながら、民間の輸入増大をエンカレッジ（勧奨、筆者注）しましょう」（若杉審議官）。なおもヤイター代表は、引き下がらなかった。「約束できないのはわかるが、約束に近いニュアンスの意思表示をしてくれ」⁽¹³⁵⁾。

(6)危うい「大枠合意」

このように、両国間には埋めがたい溝があった。とくに日本政府による数値の保証について、双方の乖離は大きかった。すでに会議は深夜十一時半に及んでおり、物別れ寸前に至った。

そこで、渡辺とヤイターのみで決着を図ることとし、両者とこれに付き添うスミスと若杉のみが別室に席を移した。ここで渡辺は、関係者には流布した発言、すなわち「ヤイターさんがおっしゃる気持ちはよく分かる」と述べた。これは、「米国政府が、日本側から二〇%の『心証を得ている』と業界に説明できる線あたり」を、意識した発言であった。通産省は、事前に譲歩の限界線を検討しており、S I Aの指摘するように二〇%を「合理的期待」とは認められないものの、アメリカ産業の（一方的な）「期待」の存在は認識し、可能な範囲で支援する、という立場を決めていたのである⁽¹³⁶⁾。これは、ある日本政府担当者によると、「アメリカ産業の期待を暗に日米政府の合意のようみにせる」試みであった⁽¹³⁷⁾。

しかし、これは微妙にすぎ、ヤイターに理解されなかったのも無理はなかった。ヤイター-USTR代表は、渡辺が二〇%の保証を認めたものと解してしまった。先に作成した草案や、半導体業界会合などを通じて、アメリカ側は通産省の意思と行政指導能力を過剰に捉えていた。またS I Aのある主要メンバーは、アメリカ政府関係者から次のように伝え聞いたという。ヤイターは別室を出るなり、嬉々として「二〇%のコミットメントをとった」と声を発したと⁽¹³⁸⁾。加えて、ヤイターが後に政府内の友人に語ったところでは、

「渡辺の目がそう語っていた」のだという⁽¹³⁹⁾。いずれにせよ、これまでの経緯やその時の状況のなかで、渡辺とヤイターは、実質的には合意に失敗していた。

もう一つの争点、ダンピング防止策では、第三国市場の扱いが焦点になった。ヤイターはこの問題を、「市場アクセスの次に重要な、プライオリティ第二の案件」と位置づけ、第三国市場でも対米輸出と同様のダンピング防止を求めた⁽¹⁴⁰⁾。しかし日本側は、法的権限および第三国の主権との関連において、対応が難しいと指摘した。ダンピングが発生した後に、アメリカが当該国に対してダンピング法を発動すればよいと、日本側は主張した。しかし商務省のカプラン次官補は、「矯正的よりも防止的な対応」を求めた。具体的には、日本政府が国内企業から輸出価格データを収集することで、ダンピングを抑止できると提案した。また、にもかかわらずダンピングが発生した際には、アメリカが対日制裁を発動できるよう主張した。日本側は、企業データの収集や第三国向け輸出の行政指導には限界があるとした。棚橋機械情報産業局次長は、原価と価格をモニターし、これを商務省に通告する点、国内市場で需給調整を実施し、過度の輸出依存を避ける点、さらに日米政府間で定期協議を行い、ダンピングの存在が合意されれば、国内企業を指導する点を示した。もっとも、最後の行政指導の約束は問題含みであり、公式協定に明記できないと、棚橋は付言した⁽¹⁴¹⁾。実際、これも「サイドレター」に盛り込まれることになる。日本側は、これらの措置によってダンピングは発生しないと主張し、ダンピング提訴を撤回するよう求めた。

料亭の別室での協議は、すでに翌二九日の午前零時を過ぎていた。両国は、誤解含みではあったにもかかわらず、とくに市場参入に関する合意を過大評価し、翌日、「大枠合意 (framework agreement)」に達したと発表した。

しかし、両者の間には誤解や未解決の問題が残っていた。にもかかわらず、協議担当者達は、あと一週間ほども詰めの作業を行えば、最終合意に到達できると楽観していた。会談の二日後には、レーガン大統領も「大枠合意」に歓迎を表明した⁽¹⁴²⁾。しかし、東京に集合していたS I A、A E A、E I Aは慎重だった。合意は余りに曖昧であるとし、詳細が判明するまで態度を保留することを決めた⁽¹⁴³⁾。

(7)「サイドレター」

「大枠合意」の不備は、ほどなく明らかになる。このため最終協議は二ヵ月以上も要し、「へとへとになるほどの過酷な交渉の連続」(グレン・フクシマUSTR日本部長)になる。アメリカ側代表の担当者はUSTRのビルで暮らし、日本代表はワシントンDCのウォーターゲート・ホテルに長期滞在する、という有様であったという⁽¹⁴⁴⁾。日本の半導体企業の専務・常務クラスも、同地に張りつくことになった。通産省が最終的な打診を要するかもしれないとし、待機を求めたのである。もっとも通産省からの打診はなかった⁽¹⁴⁵⁾

一連の協議を経て、両国は公式の政府間協定と、非公式の「サイドレター」に合意することになる。まず、ここで「サイドレター」の内容を確認し、政府間協議と簡単に比較しておきたい⁽¹⁴⁶⁾。そのうえで、このような合意がどのような議論から生み出されたのか、最終協議を検討したい。

「サイドレター」は、実は二通ある。筆者が入手したのはその一方で、下記のように、市場参入と第三国市場でのダンピング防止策を扱っている。他方は、ダンピング問題に関して、アメリカのダンピング法の運用について、日本側の懸念を記しているという。先に外務省条約局が問題視した、第三国に対する同法の適用問題である。しかし、その内容は依然として明らかでない。

クレイトン・K・ヤイター閣下

合衆国通商代表

ワシントンDC 二〇五〇六

ヤイター大使殿

この書簡の交換によって、我々は、半導体製品の貿易に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との取極に関して、以下のことを記録する。

I 市場参入

- 1 日本国およびアメリカ合衆国の政府は、一九八五年六月以来、様々な機会に会合をもってきた。両国政府は、市場原理とそれぞれの産業の競争力の状態に基づいて、半導体における自由貿易を苦心することを希望する。日本国政府は、日本市場における外国系半導体の輸入および販売が、自由かつ公正な競争を通じて、意味ある増大をみることを歓迎する。
- 2 日本国政府は、外国系企業の日本における半導体の販売が、五年間で少なくとも日本市場の約二〇%強に拡大するという、合衆国半導体産業の期待を認識する。日本国政府は、これが実現しうると考え、かつその実現を歓迎する。このような期待の達成は、競争力上の要因、外国系企業の販売努力、日本の半導体ユーザーの購買努力、および両国政府の努力いかんによる。
- 3 日本国政府は、外国系半導体企業のために販売の支援を与える機関の創設、および日本の半導体購買者と外国系企業との間の長期的関係の促進を通じ、日本のユーザーに対して、外国系半導体を一層購買すること、および日本における外国系半導

体企業による販売の拡大のために、一層の支援を提供することを勧奨する。

- 4 アメリカ合衆国政府は、合衆国半導体産業の願望の達成に向けて、同産業側に一層の努力を求め、可能な範囲で、より一層の活動のために支援を提供する。
- 5 両国政府は、取極の意図を損なうような妨害的マーケティング活動の重要性を認識する。日本国政府は国内法と規則に従って、日本の半導体市場における需給見通しを作成する。
- 6 協定の目標は、外国系半導体企業と日本の半導体ユーザーとの間で、長期的かつ安定的な関係を発展させることにある。販売は、競争力を有する製品の広い範囲にわたって予期される。双方の努力を通じて、外国系企業と日本企業は、日本市場における自由競争のもとで長期的反映を享受する。
- 7 両国政府は、市場の成長と外国系半導体企業による販売を正確に測定するため、新たな方法を開発するよう努力する。その間は、既存の世界半導体貿易統計と、半導体調達に関する通産省の調査はもとより、日本政府の公式統計に基づく通産省の見積もりが、両国政府間の定期協議において用いられる。
- 8 日本国政府は、半導体産業協会の三〇一条事件の解決に関して、多くの不確定要素が存在する事実に鑑み、三〇一条事件が協定の存続中は中断されることを認識する。

(署名 N. Matsunaga)

松永信雄

日本国大使

このように、「サイドレター」は、松永大使からヤイターUSTR代表に宛てた、半ば私的な書簡の形式をとっている（日付はない）。書簡の前文には、「我々」の公式協定に関する認識を「記録する」としており、書簡の形式（宛名、差出し人の署名）からすれば「我々」とは、松永とヤイターになろう。しかし、本文の主語は日本国政府とアメリカ合衆国政府であるし、また松永とヤイターの名には、大使とUSTR代表という公的地位を明記しており、「我々」が事実上、両国政府であることは明らかである。ウィーン条約法条約の第三条に即していえば、「サイドレター」を個人的書簡とし、公式の政府間協定と切り離してとらえることは、難しいであろう。その意味において、「サイドレター」は公式協定および通商法三〇一条と密接な関係をもっており、すなわち法的拘束力をもつと考えざるをえない。この点について、アメリカ政府関係者は、両者が「不可分の一体」をなし、同等の法的拘束力をもつと判断している。しかし日本政府関係者は、「サイドレター」は個人的書簡に過ぎず、法的拘束力をもたないと主張している⁽¹⁴⁹⁾。

「サイドレター」の内容、表現も、複雑で微妙である。多くの興味深い点があるが、なかでも注目すべきが次の四点であろう。

第一は、政府間協定にはない、いわゆる「数値目標」の規定である。

公式の政府間協定は、「両国政府は、これらの製品の貿易の拡大をつよく支持し勸奨する」（第一項）とし、また、「日本国の半導体生産者及び使用者は、外国系半導体の供給と使用が実質的に伸長することを予想する。アメリカ合衆国は、合衆国産業の競争力がより反映されて、日本国市場における外国系半導体販売の実質的機会が改善されることを予想する」と記すのみであった。すなわち、ここには日本政府の関与はみられない。

しかし、「サイドレター」の第二項は、「五年間で少なくとも日本市場の約二〇%強」をアメリカ産業の「期待」だとし、これに対する日本政府の「認識」、達成の「歓迎」を記している。同時に、数値の達成については、日本政府の努力のみでなく、「競争力上の要因、外国系企業の販売努力、日本の半導体ユーザーの購買努力」、それにアメリカ政府の努力によると、付言している。この規定にみるかぎり、数値は、その達成を日本政府が保証した「目標」とはいいがたい。その意味において、アメリカ側の政策アイデアを採用しながらも、おそらくは、外務省条約局などがそれを換骨奪胎していた。とはいえ、二〇%の数値に基づく日本政府の行動を、少なくとも期待させかねない内容ではあった。

第二は、数値の追求手段である。公式の政府間協定は市場参入の拡大措置について、日本政府が国内生産者・使用者に対して、外国企業による市場参入機会の増大を、「積極的に活用する必要性を認識させる」と約していた。同時にアメリカ政府は、国内生産者に対して、「日本国市場におけるすべての販売機会を積極的に追求する必要性を認識させる」ものと、規定していた。

政府間協定は「認識」の指導にとどめていたものの、「サイドレター」はより踏み込んだ、介入色の強い措置を規定していた。「サイドレター」の第三項は、日本産業が外国製品を一層購入し、アメリカ側の販売努力を支援するよう、日本政府が具体的行動を「勸奨」するとしている。またアメリカ政府も、第四項において、アメリカ産業に「努力を求め」、「支援」を提供すると規定しているのである。

第三は、第三国市場でのダンピング防止策である。政府間協定は、自由貿易レジームのGATT規約の遵守を規定し、「適当な場合に」日本政府が「原価及び輸出価格を監視する」と、簡潔な規定を置くのみであった。しかし「サイドレター」は、詳細な規定を設けている。

第四は、協定の目標である。政府間協定は特段の規定を置いていなかった。しかし「サイドレター」は、第六項において、協定の目標が両国産業の「長期的かつ安定的な関係を発展させること」だとしている。「長期的関係」は、すでに述べたように、アメリカ側が日本の国内構造問題、とりわけ系列取引を想定し、同様に緊密な企業間関係を要請した政策アイデアであった。これを反映してか、国内構造問題に関しては、公式協定に幾つか

の関連規定があった。例えば、Ⅰの第四項は、両国政府が「生産能力の過度の増加を刺激する政策や計画を控えるとの強い意図を有するものである」と記している。またⅢ（一般条項）の第十二項は、日本政府による研究開発計画が「完全な内国民待遇」であるよう約している。

第五は、自由主義に関連するアイデアである。「サイドレター」は、繰り返し自由貿易、市場原理、競争などに言及している。「サイドレター」は公表される恐れがなかったのであるから、これらの概念は、表面的な正当化以上の意義をもっていたと推測される。

以上に留意しながら、最終協議を概観してみたい。

4. 難航する最終協議

(1) 「期待」への「勸奨」

六月三・四日、閣僚会議後の初めての政府間協議が開かれた。しかし協議は、アメリカ側の新たな提案によって、さっそく暗礁に乗り上げた。その提案は、ダンピング問題に関して、第三国向け輸出の監視対象に半導体の完成品とともに、半製品を加えること、輸出の基準価格（公正価格）をより多くの半導体製品に適用することを、求めていた。またアメリカ側は、ダンピング提訴のサスペンション協定については、提訴の対象を越える二八品目を対象に、日本企業が原価や価格のデータを商務省に提出すること、サスペンション協定はダンピング法の適用の撤回ではなく、中断（すなわちダンピングが再発すれば再適用）することを要請した⁽¹⁴⁸⁾。市場参入問題でも、アメリカ側は、やはり日本政府がシェア二〇%の達成を保証するよう求めた。当然、日本側は強硬に抵抗した。

このため、つづく六月十九日の協議では、若杉の後任の黒田眞審議官と若杉通産省顧問が、渡辺通産相のヤイター宛ての書簡を携えて訪米した。報道によると、書簡は第三国向けの輸出価格規制について、第三国の利益を失う恐れがあり受け入れられない、と主張していた。また、シェア拡大にはアメリカ側の努力が重要であり、日本政府による保証は不可能だと指摘していた。渡辺はこれらの点について、閣僚会談で合意されていたはずだと指摘していた⁽¹⁴⁹⁾。ヤイター等は、閣僚会談における誤解もあって、これを日本側の「後退」と受け取り、慚然とした⁽¹⁵⁰⁾。

しかし日本政府は、六月末になると譲歩に転ずる。アメリカ政府が三〇一条に基づく制裁を示唆し、また三〇一条とダンピング提訴の法的期限が迫ってきたためである。レーガン政権は、次官級省庁間会合のTPRG（貿易政策検討グループ）と閣僚級会合のEPCで、半導体協議の推移について検討した。その結果、まもなく合意が成立しなければ三〇一条による制裁を決定すると、日本側に非公式に伝える方針を決めたのである⁽¹⁵¹⁾。そうでなくとも、三〇一条とダンピングの提訴には法的期限があり、それまでに合意が成立

しなければ、アメリカ政府が一方的決定を下す可能性があった。その期限は、三〇一条が七月十一日、ダンピング提訴がE PROMで七月三〇日、二五六キロDRAMで八月一日であった。この期限こそが、日本の最終的な譲歩を引き出す上で最大の効果をもったと、複数のアメリカの政府・業界関係者は述懐している⁽¹⁵²⁾。

こうして七月三日、まずダンピング提訴のE PROMと二五六キロ以上のDRAMについて、日本企業八社と商務省がサスペンション協定に仮調印した。これによって、八社は製造コストと輸出価格について、四半期毎に詳細なデータを商務省に提出する義務を負い、その代わりにダンピング法の適用を五年間中断されることになった。サスペンション協定は、日本企業と商務省の間で締結されたものの、その内容は通産省・商務省間で決定された。S I Aは商務省と緊密な連絡をとっていたものの、日本企業は、実質的にはほとんど関与できず、事実上「白紙委任」だったという⁽¹⁵³⁾。日本の制度のもとで、企業自ら通産省のリードを期待した側面があったとはいえ、企業側は価格規制と手間を要するデータ提出の重荷を負い、後に不満を募らせることになる。

アメリカ側は、仮調印されたサスペンション協定について、もう一方の三〇一条提訴が処理されることを発効の条件とした。しかし三〇一条提訴については、ついに期限までに合意できなかつた。そこで、USTRが期限を小刻みに延長するなかで、両国は可能な譲歩を模索した。その際に最も難航したのは、市場参入策であった。若杉通産審議官によると、外国製半導体のシェア拡大に関する日本政府の保証について、双方の立場の「すり合わせ、接点をどこに置くかということ」に、「一番苦慮した」のである⁽¹⁵⁴⁾。

というのも、アメリカ側はシェア二〇%の明記と、その日本政府による保証を求め、これらを「サイドレター」で扱うとしても、政府間協定と一体的なものとして、法的拘束力を確保しようとした。彼らにしてみれば、問題は日本市場の国内構造問題であり、その矯正が目的なのであるから、政府による指導の成果の保証は不可欠であった。しかし日本側は、シェア上昇にアメリカ企業の努力とアメリカ政府の関与を求め、また日本政府の行政指導の限界を指摘した。日本に国内構造問題はなく、市場が作動しているという立場からして、必然的な主張であった。もっとも、行政指導の限界を強調しすぎれば、他の解決策はなく、協議の妥結そのものが難しくなるという、ジレンマがあった⁽¹⁵⁵⁾。日本側は、政府の役割を間接的で、日米の相互主義的なものとし、民間の主導性を強調しようとした。

したがって日本政府は、シェア二〇%をS I Aのいう「合理的期待」として、その達成を保証するのではなく、単に一方的に「合衆国半導体産業が期待している」という事実を、「認識」し、その実現を「歓迎」する線にとどめようとした。とくに外務省条約局は、これに固執した⁽¹⁵⁶⁾。しかしアメリカ側の抵抗があり、二〇%は「合衆国半導体産業の期待」と、「合理的」かどうかは別にして、少なくともアメリカ側からすれば、当然に実現すべき数値というニュアンスをもつ表現になった。しかし日本政府の関与は、日本側の主張をいれて、その期待を「認識」し、「実現しうると考え、かつその実現を歓迎する」と

いう、間接的で曖昧なものとなった。また、この数値の「達成」も、日本側の主張を反映して、両国の民間企業と両政府の努力に依存するものとした。自由貿易レジームの「原則のルール」と、両国の制度のもとでは、これ以上は踏み込めないとする日本側の説明に、アメリカ側が応じたのである⁽¹⁵⁷⁾。若杉審議官は、合意の「実現の主役は日米の業界、とくにアメリカの業界です」と語っている⁽¹⁵⁸⁾。

しかしアメリカ側は、日本政府の関与を、より具体的に記述するよう求めた。結局、日本政府は、外国企業のために販売促進機関を創設する点、共同製品開発などの長期的関係を促進する点を、公式協定に盛り込むことに同意した。また「サイドレター」では、より直接的に輸入拡大を指導する表現——外国製品を購入し、外国企業による販売拡大に支援を提供するよう、国内産業を「勸奨」する——を呑んだのである。「勸奨」は、先端技術作業部会において、国内構造問題にあたらぬ行政指導として、通産省が提起し、アメリカ側も同意した概念であった。したがって、日本政府として同意できない措置ではなかった。

(2)「長期的関係」

ダンピング防止策の議論は、どうだろうか。

ダンピングの基準になる公正価格については、すでに技術的な議論が詰められていた。その対象の製品につき、これを広げようとするアメリカ側と、狭めようとする日本側の間で、議論が進んでいた。この延長線上で、最終協議の議論も、かなり技術的な性格の強いものとなった。結局、公正価格は、各社の製品毎について製造原価に十%の一般管理費を加え、その全体に十五%の利益率を加えた数値とし、これを商務省が算出することになった。また日本政府は、対米輸出について、そのコストと価格を監視することになった。さらに日本政府は、この監視の抜け道を塞ぐべく、日本企業のアメリカ関連会社がアメリカの第三者に販売するケースについても、データを提出するよう「勸奨」することになった。日本政府は、問題が発生した場合に、定期協議とは別に緊急協議を発議できるようにし、それに基づいて日本政府が対応する点にも同意した。

その抜け道の最大のもは、第三国向け輸出であった。アメリカ側は、ダンピングが発生しないよう、日本政府の保証的措置を要求した⁽¹⁵⁹⁾。しかし日本側、とくに外務省は、それがダンピング法の域外適用にあたるという法的権限の問題や、第三国向け輸出の監視の技術的困難を指摘し、否定した。最終的に双方は、法的権限に関する日本政府の懸念をもう一つの「サイドレター」に記すとともに、すでにみた「サイドレター」において、日本政府が国内生産、対米輸出と同等の監視を、実施する点で合意した。

半導体摩擦は、そもそもS I Aが日本の国内構造問題を提起したことを、始点としていた。したがって最終協議においても、アメリカ側が「長期的関係」の扱いを重視し、通産

省によるターゲティングの行方を問題にしたのは、当然であった。日本側は、原則論で対応した。すなわち、日本に国内構造問題は存在せず、通産省の産業政策にも自由貿易レジームの「埋め込まれた自由主義」から逸脱する問題はないものの、産業支援策の国際的な平準化や内外無差別は当然だ、という立場をとったのである。このため、先にみたように、政府間協定は研究開発における内国民待遇や生産能力の過剰な刺激の回避を、これまでの方針の再確認として記述した。「長期的関係」は、先端技術作業部会で双方が合意した経緯があったものの、アメリカ側は、これを協定の目標に据えようとした。しかし日本側は、この一般的でない概念が誤解を招きかねないし、協定に馴染まないと主張したという⁽¹⁶⁰⁾。最終的にこれは、「長期的かつ安定的な関係」として、「サイドレター」に、それも第一項ではなく第六項に置かれた。

国内構造問題の政策アイデアは、自由貿易や市場、競争などの伝統的な政策アイデアと対置されてきた。「サイドレター」が、意外なほど自由貿易や競争など、伝統的アイデアに言及しているのは、それと密接に関係している。アメリカ側は、これらの概念について、日本側が市場の構造的問題を改善し、アメリカ産業が日本において本来の市場を獲得しうる、という合意を込めていた。日本側にとっては、まさに逆であった。日本側はそれらの概念に、日本市場の開放性を強調し、したがって市場参入にはアメリカ側の努力が不可欠であるし、シェア二〇%の達成やダンピング防止を保証できない、という認識を込めたのである⁽¹⁶¹⁾。市場や競争の語は、一見装飾的にみえるものの、両国の原則的な主張を反映し、シリアスな意味をもっていたのである。

5. 合意成立前の抵抗

最終的な合意期限は七月三一日午前零時だったものの、なおも市場参入の規定を中心に、意見の相違が残っていた。このため両国の代表は、時計の針を止める形で、ぎりぎりの協議を重ねた。その数時間後に、ようやく合意は成立したのである。双方の交渉代表が渡辺通産相とヤイターUSTR代表の承認をおおぎ、協議は決着した。三〇一条提訴から数えて一年二ヶ月以上、SIAの設立からは九年余りが経過していた。

しかしこの時、双方は合意の核心に関して、異なる理解をもっていた。日本側は、とくに市場参入に関する数値、ダンピング防止に関する第三国輸出について、慎重な表現で規定し、しかも非公式の「サイドレター」のみに記したため、政府による保証的な措置は回避できたと判断した。そうであるからこそ、達成が困難とみていたシェア二〇%（すでにみたように、通産省の予測ではシェア十六～十七%なら可能）と、第三国向け輸出価格の監視に応じたのである⁽¹⁶²⁾。しかしアメリカ側は、市場参入でも第三国向けダンピング防止でも、日本政府の関与を獲得したと判断していた。「確かに表現は微妙であるが、日本政府の意図は明確」だと、あるUSTRの担当者は述懐している⁽¹⁶³⁾。すなわち、二

〇%は限りなく「数値目標」に近い措置であり、ダンピング防止についても、日本国内、対米輸出、第三国輸出の各領域について、同等の日本政府のコミットメントを得たと認識していた。グレン・フクシマUSTR日本課長によれば、そうでなければアメリカ政府は、三〇一条提訴とダンピング提訴の中断を受け入れたりはしなかった⁽¹⁶⁴⁾。

とはいえ、この時の両国政府は、この認識の齟齬に気付いていなかったか、気付いていても重大とは考えなかった。それよりも、合意前の両国政府で問題になったのは、合意の管理貿易的傾向と核心部分の「サイドレター」化であった。

日本では、最終協議での譲歩をめぐって、外務省の条約局が強く抵抗した。条約局のみるところ、合意の実効性と自由貿易レジームとの関係について、ありうる問題に十分に対応できていなかったのである。そこで黒田通産審議官は、外務省の國廣道彦経済局長に面会し、理解を求めるとともに小和田恆条約局長を説得するよう要請した。國廣経済局長は小和田条約局長の正論を支持していたものの、この時点に至っては、もはや合意を作成し直すか、このまま応じるか、いずれしかないと判断していた。國廣は小和田に対して、大局的観点からすると、ここまで築かれた合意で協議を妥結させ、悪化した日米関係の鎮静化を図るべきだと訴えた。小和田は、不承不承これに応じた⁽¹⁶⁵⁾。また外務省では、駐米大使の松永信雄が「サイドレター」に違和感を覚えていた。彼は、これを公表すべきではないかと考えたものの、結局は本省の意見に従った⁽¹⁶⁶⁾。日本電子機械工業会と半導体各社は、ごく一部の例外を除いて「サイドレター」の存在すら知らされなかった。

他方のアメリカ政府では、協議妥結の翌週にEPCを開催し、ヤイターUSTR代表が合意内容を報告した。この時、協議担当者以外は初めて、政府間協議の詳細な様子と「サイドレター」の存在を知った。ベリル・スプリンケル (Beryl Sprinkel) 大統領経済諮問委員長などは、非常に驚き、厳しく攻撃した⁽¹⁶⁷⁾。ウィリアム・A・ニスカネン (William A. Niskanen) 大統領経済諮問委員会委員長は会議に参加していなかったものの、自伝的著書のなかで、半導体合意を鉄鋼と繊維の輸入規制に並ぶレーガン「大きな汚点」と指摘している⁽¹⁶⁸⁾。しかし、EPCの議長を務めたジェームズ・ベーカー (James Baker) 財務長官は、合意の政治的重要性からか批判を取り上げようとせず、結局、EPCは合意を承認した⁽¹⁶⁹⁾。

合意を受けて、関係者は談話やコメントを発表した。それらは各々、単なる歓迎の意思表示ではなかった。

まず日本政府は、七月三日に通産大臣談話を発表した。それは、「両国半導体産業の健全な発展を図る上では勿論のこと、現下の日米経済関係にも好影響を与えるものとして、極めて重要な意義がある」と主張していた。同時に談話は、アメリカ側から「日本の半導体市場が不当に閉鎖的である等の主張もなされたが」、日本側は「より大局的な見地、即ち、世界の半導体産業の共存共栄を図るべきであるとの認識に基づいて終始建設的な対応を図ってきたところである」と説明していた。これは、両国の立場の基本的相違を象徴的

に示すもので、日本側として国内構造問題の所在を改めて否定し、産業間の緊張緩和措置として対応した方針を示すものだった⁽¹⁷⁰⁾。

日本電子機械工業会の佐波正一会長は、「我が国業界にとって負担となる内容をもつものであるが、我々としては誠意を以て実施に当たる所存である」と、不満を滲ませた。さらに合意の実施について、「我が国も最善の努力をする所存であるが、一方で米国半導体業界の一層の努力も期待するものである」と付言するのを忘れなかった⁽¹⁷¹⁾。

SIAは、「日本の半導体政策の根本的転換」が「唯一受け入れられる解決策」だとしたものの、協定は、「その目標達成のための努力を反映している」と評価した⁽¹⁷²⁾。

アメリカでは、レーガン大統領が声明を発表した。「我々の自由市場の原理を維持しながら、しかし同時に公正を主張してゆくということにより、我々は、アメリカの半導体産業が日本における販売を実質的に増大されるべきであるという雰囲気をつくりだしてきた」と指摘した。またレーガンは、「より自由で、より平等な世界貿易に向かつての重要な一歩である」とも主張した。その一方で大統領は、異例にも合意の実施を重視し、それを厳格に監視する方針をあわせて明示した。彼は、「合意の目標とコミットメントの達成が極めて重要なもの」だとし、通商法三〇一条の中断についても、「合意の目標とコミットメントの達成」を指標に掲げた。さらに大統領は、日本側の実施状況を報告するよう、USTRに求める方針を示したのである⁽¹⁷³⁾。

この実施状況こそが、協議の妥結後も軋轢の再発を招くことになる。

6. 対日制裁の発動

合意実施の困難は、すぐに両国政府に実感された。まず、半導体価格の人為的誘導は、当初の観測以上に困難だった。一九八六年八月、商務省が最初の公正価格を発表すると、これを契機に半導体価格が三〇〇%も上昇した。アメリカのキャプティヴ企業とシステム企業は悲鳴をあげ、不満を表明した。しかし当初、レーガン政権は冷厳であり、ヤイターUSTR代表は、「盗品を買っている商人が、窃盗行為から逃れることができないことを訴えるようなもの」と一蹴している⁽¹⁷⁴⁾。とはいえ、やはり商務省は公正価格を調整せざるをえなかった。日本では、通産省が第三国におけるダンピングの抑制に苦慮し、ついには国内で厳しい生産調整を実施するに及んだ。しかしこのため、アメリカで価格の上昇と品薄に拍車がかかった。アメリカのキャプティヴ企業とシステム企業は不利益を被ったものの、マーチャント企業にとっては、望外の好機となった。テキサス・インスツルメンツ、マイクロン・テクノロジーなど、今や少数になったDRAM生産は、反射的な利益を享受する。この利益は、もちろん日本企業にも流れた⁽¹⁷⁵⁾。こうして人為的な価格誘導措置は、関係企業の利害バランスを予想外に変えてしまった。

にもかかわらず、対日市場参入は顕著な拡大をみせなかったし、第三国市場でダンピン

グが発生してしまった。第三国市場では、日本の半導体企業以外の業者が日本国内の安価な製品を持ち出し、グレー・マーケットが生まれてしまったのである。この防止は、おそらくは不可能であったものの、合意実施の全体的な遅滞は、ある程度まで通産省主導の政策決定の副作用であった。

日本の制度において、通産省は国内産業から自律的に摩擦に対処した。したがって、通産省は「サイドレター」を国内産業に知らせず（知らせないために「サイドレター」化したのであるが）、すなわち根拠も目標も提示しないままに、輸入拡大と第三国向けの価格抑制を繰り返し「勸奨」した。日本の半導体産業は十分な対応をとるべくもなく、そうなる通産省は、当初予期していなかったほど強く、市場介入に踏み込まざるをえなくなる。とくにダンピング抑制のため、通産省はCOCOM（対共産圏輸出統制機構）の手続きさせ動員して輸出価格の監視を徹底し、それでも不十分だとすると生産量の削減を指導した。

それでも効果が現われなかったため、アメリカ政府は一九八六年九月以降、日本政府に合意の履行を繰り返し求めた。さらに八七年一月には、政府間協定に基づく緊急協議を要請するに至る。アメリカ側の批判に対して、日本側は事態の好転には当然時間を要すると説明し、その一方で市場介入をさらに強めた。こうなると、日本電子機械工業会の電子デバイス部も、ようやく輸入拡大にどのように対応すべきか、本格的な検討に入った。

しかしレーガン政権では、すでに強硬策の採用に向けて事態が進行していた。三月上旬、次官級のTPRG（通商政策検討会議）がデータを検討すると、第三国市場でダンピングが広範に認められ、また対日市場参入では、改善の兆しがみられなかった。このためTPRGは、通商法三〇一条に基づく対日報復措置として、アメリカ産業が受けた被害を代償する関税引き上げを、EPCに勧告する。これと並行して、連邦議会では上下両院がともに対日報復措置を要求し、決議案を可決した。三月二七日、EPCはTPRGの勧告を検討し、これを承認した。ついに四月十七日、対日制裁がついに実施される。アメリカ政府は、日本政府の合意不履行による被害を三億ドルと算出し、日本のパソコン、小型カラーTV、電気工具の対米輸出に一〇〇%の関税を付加したのである。アメリカ政府が対日報復措置を敢行したのは、戦後初めてであった⁽¹⁷⁶⁾。

日本政府にしてみれば、政府間合意は二〇%の達成もダンピングの抑止も保証していなかったし、五年間を通じて徐々に効果が現われればよいと考えていた。また日本政府からすれば、「サイドレター」の記述は、こうした日本側の認識を反映しており、十分申し開きのできる内容になっていた。しかし、それは「サイドレター」であり、これを公表して反論の根拠にはできない。日本政府の担当者は臍をかむのみであった。

結局、対日市場参入が着実に増加し始めるのは、日本の半導体産業が、日本電子機械工業会とは別にUCOM（外国系半導体ユーザ協議会）を設立して以降であった。UCOMは、両国企業間の共同製品開発や販売提携など各種の協力体制、つまりは事実上の「長期的関係」を推進していったのである⁽¹⁷⁷⁾。しかし、第三国市場でのダンピングは容易に

は解消せず、日本政府はなおも対応に苦慮しつづける。制裁措置の解除は、五年後の新たな半導体協定の締結時を待たねばならなかった。

以上のように、S I Aはアメリカの貿易環境の変化を背景に、三〇一条提訴を実施し、政府に対応を迫った。同時にS I Aは、議会の公聴会や産業諮問グループを通じて、アメリカの対日協議スタッフに対して、国内構造問題に関する政策アイディアの浸透を図った。これによって、アメリカの制度は変化していった。日本政府は、アメリカ側の政策アイディアに抵抗を示したものの、二つの打開策の副作用もあって、アメリカ側のアイディアを部分的に踏襲するようになる。また日本政府は、既存の制度の枠内で、むしろそれを活用することで、制度を問い質されない解決策を目指した。このようななかで、両国政府は人為的な標準価格の設定と「数値目標」へと傾斜した。これに外務省条約局がブレーキをかけ、アメリカ側にも慎重姿勢があったものの、合意を「サイドレター」化し、その内容を精妙にすることで、協議は妥結した。

ここに、数値目標的なV I Eと、ダンピングを防止する価格V E Rが成立した。これは、自由貿易レジームが国内構造問題に十分に対応できないなかで、レジームを部分的に逸脱するものの、しかし、レジーム適合性をどうにか主張できる線を模索し、バイパスを設置する意味をもった。とはいえ、この新奇な合意は、両国間で認識の齟齬を孕み、十分な実効性を欠いていたため、その無理が履行問題の形で露呈したのである。そうはいつでも、他の方策は日米摩擦の過程で浮上しなかったし、自由貿易レジームと日米の制度に関わる難問であるだけに、良策は容易には案出できそうにはなかった。しかも、問題含みであっても、二つの貿易大国、半導体大国による「解決」策であり、他国に影響を及ぼす可能性は少なくなかった。実際、日米摩擦は韓米間の摩擦を刺激するのである。

第六章 韓米半導体摩擦 (1) (一九八三～一九八七年)

半導体摩擦は、日米二国間の現象には終わらなかった。それは第一に、産業競争力の国際的変動がつづいたためである。アメリカと日本につづいて、大韓民国（以下、韓国）が半導体生産・輸出国として台頭し⁽¹⁾、つづいて中華民国（台湾）も浮上した。またEC（後のEU）も、一定の存在感を示しつづけた。

第二に、日米間の合意は、両国の半導体生産と市場の規模からして、他国に波及効果を及ぼさないはずがなかった。例えば、日米合意は半導体価格を引き上げ、世界最大のアメリカ市場で日本製品の相対的減少を生み出した。このため、第三国が輸出拡大の好機を得ることができた。韓国の台頭は、この好機の恩恵を被っていた。

第三に、半導体生産・貿易をめぐる制度の相違は、自由貿易レジームの「埋め込まれた自由主義」のもとでは、なにも日米間のみの問題ではなかった。日米摩擦は、それが国家間で政治問題化する可能性と、これに対応することの困難を示し、また一応の「解決」策も教えていた。以上の点において、日米半導体摩擦の後に他の国家間の半導体摩擦がつづく可能性は、小さくなかった。このことは同時に、日米摩擦が影を落とす可能性も示していた。

まず日米半導体摩擦につづいたのは、韓米間の半導体摩擦であった。しかも韓米半導体摩擦は、日米摩擦の影響のもとで興味深い様相を示す。この摩擦は、韓米間の直接的対立に発展する以前、日米摩擦の過程において芽生えたのである。また、その解決にあたっては、日米摩擦の「解決」策が踏襲されるのである。

その政治過程は、具体的にどのように展開したのだろうか。その際、アメリカの制度——これは日米摩擦を通じて変化しつつあった——と韓国の制度は、その展開をどのように左右したのだろうか。以下では、まず韓国の半導体産業の発展史を検討し、そこに成立した制度を検出する。その際、従来の多くの研究とは異なる側面を、強調することになろう。そのうえで、韓米半導体摩擦の事例を解明してみたい。

1. 韓国の制度

(1) 韓国産業の発展

韓国の半導体産業は、日本以上に政府の産業政策の恩恵を受けて発展した、と考えられている⁽²⁾。そうであるからこそ、日本以上に目を見張る発展をとげた、ともみられている。実際、韓国の半導体企業は、日本がアメリカを追い上げたMOSメモリー分野において、一九八〇年代半ばから九〇年代に顕著な成果をあげた。韓国企業は、三星電子が一九

八三年に六五キロDRAMの開発に成功した後、翌年に二五六キロDRAMを開発し、以後も一九九二年に六四メガDRAM、九四年に二五六メガDRAMと技術革新を着実に進め、日米の企業につぐ地位を確かなものにしたのである。一九九三年には、三星電子が世界第一位のMOSメモリー販売を記録し、注目をあびた。

産業政策の恩恵は、次の三点において強調されている。第一は、韓国の権威主義体制である⁽³⁾。韓国では、一九六〇年代から七〇年代に及ぶ長期にわたって、朴正熙大統領を頂点とする権威主義体制が存続した。この体制のもとで、政府は国内の資本や物資を主要産業に投入し、富の配分の要求や、野党や労働者の異論を排して、産業の発展に集中できた⁽⁴⁾。

第二は、日本以上に強力な産業政策である。韓国政府は、政策目標において産業の発展に高い優先順位を与え、また政策手段においても、より強力な政府機関と市場関与策のメニューをもっていたとされる。産業の発展は経済的な近代化、日本による植民地経済からの脱却のみならず、朝鮮民主主義人民共和国の軍事的脅威に対応するうえでも、韓国にとって不可欠の目標であった。また権威主義体制のもとで、大統領は大統領秘書室、政府は経済企画院、商工部などの産業政策の推進機関をもっていたし、政府は市場関与の手段として、豊富な許認可権限や優遇措置、とりわけ政策金融を駆使できた⁽⁵⁾。

第三には、財閥が半導体産業を主導した。財閥は政府との密接な関係をもち、政府の産業政策に呼応して、その支援を背景に半導体事業に参入した⁽⁶⁾。また財閥は、総合的電子企業をなしており、他部門での収益と人材、技術によって、先端技術生産に伴うリスクやコストを軽減できた。

この三点において、韓国産業の発展は日本に似て、欧米とは異なる制度のもとで、すなわち「埋め込まれた自由主義」体制において、実現したと考えられてきた。このような韓国の国内制度は、ブルース・カミングス (Bruce Cumings) によって「官僚主導権威主義工業化体制 (bureaucratic-authoritarian industrializing regimes, BAIRs)」と概念化され、チャーメーズ・ジョンソンに「柔らかい権威主義 (soft-authoritarianism)」と呼ばれた⁽⁷⁾。さらに「資本主義発展国家 (capitalist developmental state)」とも称される⁽⁸⁾。これらの概念は、共通して政府 (国家) の影響力の強さと、これに基づく市場介入の強さと広さを強調している。また、それを日本をはじめとする東アジア諸国に、ほぼ共通する制度と想定している。

しかし、こうした理解はややマクロ的にすぎ、韓国と日本などとの相違を捨象しかねない。また韓国の制度における、産業分野間の相違を軽視する恐れがある。本稿は、経済摩擦のミクロ的な政治過程を分析対象としており、より実態的で詳細な理解が必要になる。幸い近年になってようやく、韓国の産業政策に関するミクロ的な分析や、東アジア各国間、産業分野間の比較分析も現われている。その際、本稿で採用している制度論が、分析上の重要な手がかりを与えている点は興味深い⁽⁹⁾。こうした研究は、先の述べた三点 (権威

主義体制、産業政策、財界主導)が、産業の発展に直結しているわけではない点を示唆している。とくにホン・スン・グル (Sung Gul, Hong) の分析は、韓国半導体産業の発展過程を詳細に洗い直し、従来と対照的な産業発展像を提示している。韓国半導体産業の発展において、国家(政府)は必ずしも支配的な役割を果たさず、むしろ民間企業(財閥)が主導的な役割を演じたと論じたのである。またホンは、政府機関と財閥企業の関係が、緊密ではあったものの、同時に持続的な駆け引きや相互の妥協を伴っていたと指摘した⁽¹⁰⁾。以下では、この研究の見解を基本的に踏襲しながら、韓国における制度を検討してみたい。

強力な産業政策の失敗

韓国の半導体産業の立ち上げは、決して早くはなかった。最初のトランジスタ生産は一九六六年であり、しかも韓米合弁工場による、輸入部品による組み立てにすぎなかった。しかしこの段階において、韓国政府の産業政策は始まった。まずは、広くエレクトロニクス産業を育成すべく、商工部が積極的支援に乗り出し、これを経済企画院による第二次経済発展五カ年計画(一九六七～七一年)に組み込んだのである⁽¹¹⁾。この計画は、朴大統領自身の強い関心を背景に、強力に推進された。

とはいえ、当時の韓国は基本的な資源と技術と欠いていたため、商工部は、まず海外からの対韓直接投資の促進策を選んだ。一九六六年の外資導入法は、その象徴である。アメリカの半導体企業は、ちょうどこの頃に多国籍化を推進し始めていたため、これに呼応した。日本企業も、これに数年遅れて追従した。こうして在米韓国資本のコミー(高美)が、すでに述べたトランジスタ工場を設立したのを皮切りに、フェアチャイルド、シグネティクス、モトローラなど、また東芝、三洋などが相次いで対韓投資に踏み切った。したがって、この段階の半導体企業は、すべて先進国との合弁であり、単純な組み立て生産に従事していたにすぎない。

そのようななか、商工部は、輸出志向的な国内産業の育成を推進し始める。それを印すのが一九六九年の電子工業振興法と、これに基づく電子工業振興八カ年計画であった。これらは、商工部がアメリカのコロンビア大学の韓国人教授、金玩熙に調査を依頼し、その報告書に基づいて構想したものであった。商工部は、これらのもとで税制上の優遇措置や基金を設け、開発・輸出目標を定め、亀尾電子工業団地と馬山輸出自由地域を造成するなどして、国内企業の電子産業への参入と発展を牽引しようとした⁽¹²⁾。にもかかわらず、積極的な市場関与は、半導体産業の発展に実質的な影響を及ぼさなかった⁽¹³⁾。設立された韓国企業は、亜南産業と金星社に限られ、これらも見べき成果をあげられなかったのである。

しかし韓国政府は、高度に権威主義的な維新体制を築き、さらに政府介入色の強い重化学工業化計画(一九七三年)を推進し、その枠内でエレクトロニクス産業にも支援を強め

た。この計画は、安全保障上の危機認識を反映し、朴大統領自身が深く関与して青瓦台主導で実施された⁽¹⁴⁾。この計画によって、エレクトロニクス部門ではラジオやテレビの生産、輸出が軌道に乗った。ということは、その部品となる半導体の需要も急速に拡大し、半導体産業も好機に恵まれるはずであった。しかし、韓国企業の技術水準ではその需要に応えられず、日本製半導体によって埋め合わされてしまう。このため商工部は電子部品国産化計画で対処し、設備投資や研究開発のための資金を提供し、さらには半導体企業として金星通信など九社を選定するなど、指導を強化した。

とはいえ重化学工業化計画は、失敗に帰してしまう。それは、十分な技術や情報を欠いたまま、政府が無理に産業の発展を牽引しようとしていたためであった⁽¹⁵⁾。半導体分野の成果も乏しかった。一九八一年には、韓国の半導体企業はようやく二六社に達したものの、半導体生産のうち技術的に高度な前工程をもち、一貫生産を実施していたのは、わずか三社だったのである⁽¹⁶⁾。そのうち二社は、財閥系企業の三星半導体と金星半導体であり、ともに一九七〇年代後半に相次いで市場に参入していた。もっとも、財閥企業が初めて参入したことは、韓国の半導体産業にとって「基石 (cornerstone)」となる⁽¹⁷⁾。財閥は、半導体の研究開発・生産に伴うリスクとコストを、その巨大な資本と社内需要、研究体制によってカバーできたからである。その成果は、この時点では限られていたものの、ここで積んだ経験は後に開花することになる。財閥の参入は、政府の支援措置と働きかけによって実現したのであるから、少なくともこの点においては、産業政策も一定の役割を果たしたといえる。

産業政策の緩和と財閥企業の活躍

一九七九年になると、韓国の産業政策は基調を変え始める。この年のオイルショックと朴大統領殺害後の混乱を背景に、経済政策の基調が成長から安定、自由化へと向かったのである。これに呼応して、産業政策も政府関与の度合いを緩め、ガイドライン的なものに転じてゆく⁽¹⁸⁾。この政策転換は、新たに成立した全斗煥政権のもとで進められる。

全政権は当初、エレクトロニクス産業、とくに半導体産業の振興を課題に掲げ、全大統領自らもこれに関心を示していた。このため政権は、青瓦台に担当の委員会を設置していた。しかし、政権内では経済政策をめぐる対立が生じ、この対立が、エレクトロニクス産業政策にも投影した。すなわち、商工部、通信部、科学技術処、さらに大統領と大統領秘書室などは、従来型の産業振興を主張した。政権の安定化のためには、経済発展が急務であったし、その手段としては、かつて一定の成果をみせた手法を当然とみなしたのである。しかし、経済企画院、財務部、それに財界などは、安定政策や自由化への転換を主張し、譲らなかった。その根拠は、政府の財政負担、政府による競争力強化の限界などにあった。大統領の立場は明らかであったものの、大統領が官庁間対立に積極的に介入しなかったこ

ともあり、対立は長期化した⁽¹⁹⁾。

この対立のなかで、政府の政策はアンビバレントなものになる。一方で、自由化、安定化を不可逆的な趨勢としながら、他方では、間歇的に輸出主導の経済成長を追求したのである。前者の点で、政府は一九八三年から輸入自由化計画、金融自由化を進めた。この趨勢は、頻発し始めた韓米経済摩擦によって後押しされた⁽²⁰⁾。その結果、電気・電子製品の自由化率（数量規制の撤廃）は、一九八三年に五八・七%にすぎなかったものの、これ以後に選択的、漸進的に進み、八八年には完全に自由化された。もっとも、八八年の時点でも関税率は約三〇%にとどまり、後の引下を待たなければならなかった⁽²¹⁾。また後者の点では、政府は、積極的な産業支援策をしばしば実施し、半導体産業もその対象として重視した。電子工業高度化計画（一九八二年）は、エレクトロニクス産業の成長率や輸出拡大率について具体的目標を掲げ、研究開発のための税制・金融支援、基金による費用の補助を実施した⁽²²⁾。

とはいえ、この産業支援策においても、その政策決定過程は部分的に自由化の傾向を伴っていた。電子工業高度化計画の決定は、従来どおり商工部の電気・電子産業局の主管のもとで進んだものの、三星、金星などの財閥、業界団体の韓国電子産業協会のメンバーが作業グループに加わったのである⁽²³⁾。このため、計画には民間の意向や調査結果が相当反映した。民間の関与は、一九八七年六月の民主化宣言以降、さらに拡大する。

従来の産業政策は、政府の関心を反映したマクロ計画上の要請に沿って、組み立てられてきた。それが、技術開発動向や民間の投資動向など、ミクロ的な実態や現場の状況を反映するようになったのである⁽²⁴⁾。この傾向はさらに進み、産業政策は特定の産業を選別し、その発展を強力に牽引するのではなく、市場の失敗に対処し、基本的な研究開発を支援するものに転じてゆく。いわば日本的な産業政策に近づいていったのである。これを象徴するのが、一九八六年における電子工業振興法など従来の法令の廃止と、これに替わる工業発展法の制定であった⁽²⁵⁾。

こうなると、商工部の影響力は相対的に低下せざるえない。それは、科学技術処などが産業振興の業務に関与を強めたために、加速した。例えば、商工部が一九八九年に先端技術産業開発五ヵ年計画を開始した頃、科学技術処は、これと重複する先端技術開発五ヵ年計画に着手した。両者は、有機的に調整されないままに進行した。

このように、一九八〇年代半ばから九〇年代にかけて、韓国政府の産業政策は強さと一貫性を失い、政策決定者も分散した。しかし皮肉にも、半導体産業は、この頃に顕著な発展をみせ始めた。一九八〇年代半ば、三星半導体がつぎつぎと高度なDRAMの生産と輸出を進め、これに金星電子、現代電子工業、大宇通信などの財閥企業が追従したのである。すなわち、半導体産業の本格的な発展は、企業活動と企業間の競争によってこそ可能になった。しかも韓国の財閥間の競争は、伝統的に激烈であり、過剰投資や無理な事業計画さえ厭わずに展開した。もちろん、財閥内には反競争的な系列的取引や金融ネットワークが

あり、そのような要素を包含した巨大企業間の競争ではあった。産業政策は、企業の事業参入や初期の研究開発コスト・リスクを軽減したとしても、それ以上の効果は稀薄だと考えられる。

その後の産業政策は、そのイニシアティブを政府から民間に移していった。企業活動が政府の関心や期待を喚起したり、業界団体が政府に研究開発支援を要請し、産業政策はこれを反映していったのである⁽²⁶⁾。一九九〇年代に入って、半導体が韓国最大の輸出製品になったことで、この傾向は強まる。また政府の支援措置も、より間接的な措置になり、研究開発支援のための優遇税制（所得税・法人税の減免、研究開発費の控除など）、金融支援（銀行の融資促進、信用供与）、基金（電子工業振興基金、国民投資基金など）による資金供与などを基調とした。もっとも産業界は、こうした支援策に対する依存を相対的に弱めていった。規制緩和の進展によって、政府の圧倒的な金融上の影響力が低下し、それと反比例するかのように民間金融が活発化したためである。例えば、産業界の研究開発費における公的支援は、一九八〇年代を通じて六〇%以上から約二〇%へと劇的に低下し、むしろ他の先進国以下の水準になっている⁽²⁷⁾。

商工部の影響力低下と企業の自律性拡大は、超高集積半導体開発事業（一九八九～九三年）に典型的に現われた。このプロジェクトは、日本の超LSI技術研究組合にも準えるものの、その実態は全く違っていた。まず、プロジェクトは、商工部ではなく科学技術処の主管であった。また、参加企業が政府の支援を否定するような行動をとり、政策担当者を当惑させたのである。三星電子と金星電子は、科学技術処が事業の成果を発表する数日前に、独自で六四メガDRAMの開発に成功したと公表してしまったのである⁽²⁸⁾。

(2)韓国の「制度」

政策アイデア

韓国でも、対米半導体摩擦に直面する一九八〇年代半ばには、一定の政策アイデアと官民関係が制度化していた。それは、半導体産業の発展過程を刻印していた。

まず、政策アイデアの点では、一九八〇年代半ばまでの韓国は、経済成長、半導体産業の発展を第一の目標としていた。この点では、政府も半導体産業界も同様であった。市場や自由貿易は、その手段として従属的に位置づけられがちであった。しかし、八〇年代半ば以降は様相が変わり、産業界はもとより、政府でも、自由主義の効用を強く認識し始める。韓米半導体摩擦が起こるのは、この政策アイデアの転換期であった。

かつて経済的な発展と自立は、日本による植民地工業化と、終戦によるその機能の停止、それにつづく朝鮮戦争を被った韓国にとって、悲願であった。一九六一年五月に生まれた朴政権が、これを強力に追求したのは、当然でもあった。もちろんそれは、この「開発独

裁」政権を正当化する意味も、伴っていた。朴大統領自身も、意外なほど経済問題に強い関心を寄せ、側近達と頻繁に論議を重ねていたという⁽²⁹⁾。その朴は、著書『国家と革命と私』において次のように述べている。「革命は経済的な使命感によって起こされたのである」。「一日も早く自立経済を確立し、それによって第一義的に共産北朝に打ち勝ち、最小限度であれ国際社会の一員として対応することができる力量を示し、行使しなければならない」⁽³⁰⁾。

この文脈に、自由主義や自由貿易主義そのものに対するコミットメントは、伺われない。それは、一九六七年の自由貿易レジーム加入（GATT加盟）時でさえ、同じであった。GATT加盟は、朴大統領の指示のもとに、貿易相手国の大幅拡大と輸出規制の解除の観点から、推進した。したがって、韓国政府は、関税引下を最小限にとどめるべく、交渉にあたった。その際に用いた論拠は、発展途上国としての国際収支の赤字、対北朝鮮上の軍事負担などであった⁽³¹⁾。それにGATTは、この二年後の一九六五年に規約に第IV部を加え、発展途上国に対して自由貿易レジームの「例外のルール」を拡大していた。韓国は、この「埋め込まれた自由主義」の恩恵を、十分に享受した。したがって、韓国の貿易自由化率は、GATT加盟後に意外な展開をみせる。加盟時のそれは、五八・五％であったのに、八年後の七五年には、むしろ四九・一％に後退しているのである。

そうだとすると、一旦自由貿易レジームに加盟すると、自由主義や自由貿易主義の政策アイデアは、少なくとも民間には確実に浸透していった。それは、産業界が政府の政策を批判する、論拠にもなった。例えば、財閥の団体の全国経済人連合会は、GATT加盟の二年後の『民間経済白書』において、（韓国経済は）「自由競争原理に立脚した民間経済の自推力によって主導されるべき」と主張している⁽³²⁾。自由貿易のアイデアの主張は、政府の政策が限界や難点をみせ、財政赤字や産業競争力の低迷などが現われると、間歇的に浮上した。

一九八〇年代に入ると、自由主義は政府内にも浸透してゆく。それが、従来の政策アイデアと軋轢を起し、官庁間対立に至ったことは、すでに言及した。大統領経済首席秘書官を務めた司空壹によると、こうして政策決定者は、「国際競争力強化のためには輸入自由化が不可避だという確信」を、抱くようになっていった⁽³³⁾。半導体産業はまだ発展途上であり、政府系シンクタンクの報告書なども、なお政府の関与の重要性を指摘していた⁽³⁴⁾。とはいえ、こうした自由化の政策アイデアを無視することはできなくなっていた。

官民関係

制度を構成するもう一つの要素、官民関係はどうだろうか。官民関係については、日米と違って、まず大統領にふれなければならない。韓国の大統領は、日米以上に経済発展に

強い関心を示し、行政府の全般的な経済方針のみならず、重要な個別産業の案件にも関与したからである。しかも、大統領の影響力は、構構的にも実質的にも、他のアクターとの関係において絶対的な強さを誇っている。大統領は、“内閣の上につ内閣”として、官邸に大規模な秘書室をもっており、経済首席秘書官以下の経済秘書官は、その権限と専門的な情報・知識を背景に、関係官庁間の調整と政策決定をリードするできた⁽³⁵⁾。すでに言及したように、このような大統領および大統領秘書室が、しばしば半導体産業に関心を示した。

「指導者に確固たる意思がある場合、官僚組織はその目標達成に向かって邁進するものなのである」と、司空壹は指摘する⁽³⁶⁾。官僚は、韓国においてもルーティン・ワークに主導的役割を發揮したものの、大統領の関与が強く、明確である場合には、その方針に従って行動した。またその場合、官僚は、大統領の庇護のもとで、他の勢力による干渉から隔離され、自律性を保てた⁽³⁷⁾。

官庁では、商工部が半導体産業の産業政策を管轄し、経済企画院や財務部、外交部、科学技術処なども、各々の観点から間接的に半導体問題に関与した。商工部内の半導体産業の担当部局は、官庁の組織改変に伴って変動しつつ、拡充していった。すなわち、一九七〇年代始めに電子産業課が設けられた後、七八年には電気・電子産業室に拡大、半導体はその電子部品課で扱われた。また同課は、九一年に半導体産業課に改組された⁽³⁸⁾。さらに、九四年以降の機構改革によって、電気・電子産業振興の業務の多くは科学技術処に移され、商工部も通商産業部、外交通商部へと改組される。

商工部は一九七〇年代まで、強力な許認可権限を背景に産業界を指導でき、財閥の半導体企業も基本的に受動的であった。半導体企業を含む電子産業団体さえ、商工部のイニシアティブのもとに、その指導の装置として設立された⁽³⁹⁾。一九六七年に創設された韓国電子産業共同組合と、七六年にこれを改組した韓国電子産業協会が、それである（一九九一年には、半導体企業のみ団体として韓国半導体産業協会が設立される）。とはいえ、これらは独自の調査研究を実施し、産業政策の決定に際して勧告や提言を行った。この機能を通じて、産業団体は、次第に実質的影響力を強めてゆく。商工部も、技術的・専門的な情報や知見、実態の把握の点では、これに頼らざるをえなくなる。

したがって、日本の官民関係のように、韓国でも技術的・専門的な問題では、産業側が一定の自律性をもてた。すでにみた企業の自律的行動は、これを背景に実現し、強まっていった。ただし日本では、企業は自律性をもつとともに、官僚との間に個人的で日常的な接触を保ち、情緒的な安定的関係を築いていた。韓国の官民のエリート間にも、学閥や地縁などに基づく個人的ネットワークが張り巡らされている⁽⁴⁰⁾。しかし、それが半導体政策の全体的トーンに影響した痕跡は、認められない。

産業界の自律性は、相対的に強まり、商工部の影響力は相対的に低下していった。とくに一九八〇年代半ばは、その転換期であった。韓米半導体摩擦は、政策アイデアと官民

関係においても転換期に発生するのである。

ところで、官民関係は、政治家や民間企業同士の関係などにも左右されうる。まず、政治家の関与は、韓国では稀薄であった。韓国の権威主義体制のもとでは、政治家や政党の近代化は遅れざるをえなかった。また産業界も、直接官庁に働きかけるのが一般的であり、政治家を頼ろうとはしなかった⁽⁴¹⁾。このため韓国には、日本の族議員のような存在はなく、したがって半導体産業に格別の関心を抱き、影響力を行使した政治家は認められない。また、民間企業間の関係は、基本的に財閥企業間の関係であり、分裂的、対立的であった。財閥企業は、激しい経済競争を展開し、日本企業ほど競争上の秩序や安定を志向しなかった。もっとも、個々の財閥企業グループ内には、系列的取引や独自の流通制度など、市場の構造問題も存在した。なお、財閥系でない中小企業は、半導体部品や周辺機器の生産のために期待され、政府も育成策を展開したものの、大きな存在には成長しなかった。財閥企業は、その巨大な経済力は、決して政治的影響力の大きさを意味しなかった⁽⁴²⁾。すなわち産業界は、官庁に影響力を行使するというよりも、官庁が無視できない経済的存在であり、自律的に振る舞えたのである⁽⁴³⁾。

他の民間アクターとし、労働組合や学生運動に一言ふれておく必要があるだろう。これらは、権威主義体制のもとで厳しく抑圧されていたし、半導体産業に直接関係することはほとんどなかった。しかし、一九八〇年代の半ば以降、労働争議や学生運動、反米運動がしばしば激化した。しかもそれが、韓米摩擦や政府の経済政策に関して、問題提起をしたり、過激な反対行動をとるようになった⁽⁴⁴⁾。これが、半導体分野において、政府の政策選択幅を限定する場合も生じた。

以上に明らかなように、一九八〇年代半ばまでの韓国は、政策アイディアの点では、自由貿易主義を経済発展の手段として活用しても、それ自体を尊重する度合いは相対的に低かった。その自由主義認識は、自由貿易レジームの「埋め込まれた自由主義」のもとで、事実上許容されていた。韓国は、GATT規約第IV部などの自由貿易の「例外のルール」を享受でき、産業政策に関する「例外の事実上のルール」を享受できたのである。しかし八〇年代半ばになると、自由貿易主義を実質的に重視、遵守する傾向が強った。

官民関係の点では、商工部と財閥企業との関係が、その中心をなしていた。官庁は、大統領の関心と権限を背景に、他のアクターから相対的に自律的に産業界を指導できた。これに対して財閥企業は、基本的に受動的であったものの、半導体産業の技術的・実務的側面などでは、自律性をもてた。また企業は、その経済的パフォーマンスにおいて、官僚の注意や関心を引くこともできた。なお両者の相互関係、とくに産業の自律性は、大統領や他の官庁の関与、半導体産業・貿易の状況にも左右された。

2. 韓米半導体摩擦の発生

(1)摩擦の前兆

すでにみたように、一九八〇年代始めの韓国では、一方で産業政策が緩和し始めるとともに、他方で従来型の成長支援策が存続していた。経済企画院は、経済安定化策をとりながらも、一九八〇年五月に、電子製品輸出促進政策と半導体の生産設備拡張政策を発表した。また商工部は、八一年一月、電子工業振興基本計画を提起し、八二年には電子工業高度化計画を発表した。電子工業高度化計画は、八二年に始まる第五次経済五カ年計画が、電子産業を重視していたのを受けたもので、技術開発に対する税制優遇措置、特定企業に対する金融支援措置などを講じていた。この計画に基づいて、商工部は半導体育成計画を発表した。これは、八六年までに二・六〇〇億ウォン（約五二〇億円）の支援でウェハー加工能力を四〇〇倍に、主要企業を六社程度、輸出を一五億ドルにしようという、当時の状況からすると野心的な計画であった⁽⁴⁵⁾。

これまでの産業政策と同じく、これも半導体産業の飛躍の直接的要因にはならなかったものの、財閥系企業の市場参入を促す役割は果たした。とくに三星は、一九八三年、全社的に半導体事業を積極的に推進し始めた。創業者で会長の季未吉吉が、半導体事業を「最後の仕事」とし、これに強力なリーダーシップを発揮したのは、よく知られている⁽⁴⁶⁾。

三星電子は同年、六四キロDRAMの試作に成功し、対米輸出にも着手する。翌八四年には二五六キロDRAM開発にも成果をあげ、また八六年には、1メガDRAMの開発も達成した。これにつづいて、金星半導体も半導体事業を本格化し、さらに現代電子産業、大宇と、財閥系企業の参入が相次いだ。しかし、これらの企業の生産・輸出は、発展途上国による先端技術への挑戦として注目されたとはいえ、先進諸国に脅威を与えるほどの規模には達しなかった。それに一九八四年末には、世界的な半導体不況が発生し、韓国企業の展望にも影がさした。韓国の半導体産業が本格的な発展をみせるのは、一九九〇年代に入ってからである。

しかし、この八〇年代半ばにおいて、韓国の半導体産業はアメリカ産業の関心の射程に入った。これは、アメリカにおける制度変化の副産物であった。日米半導体摩擦を契機に、S I Aが生まれ、日本と同様に国内構造問題という観点から、韓国の半導体産業に懸念を向けたのである。この早すぎる関心、日米摩擦に先導された関心は、注目に値する。

一九八三年二月、S I Aは『世界の半導体競争に及ぼす政府のターゲティング政策の影響』と題する報告書を発表した。これは、前章でみたように、市場の国内構造問題として政府のターゲティングに着目し、とくに日本の産業政策の問題点を指摘していた。この報告書は、同時に「日本に類似した政策を採用している国」として、フランス、ドイツ、台湾とともに、韓国をあげた⁽⁴⁷⁾。韓国政府による積極的な産業政策が、（すでにみたように実際の効果は限定的だったにもかかわらず）S I Aの関心を刺激したのである。そのうえで報告書は、対日政策を「日本以外の国におけるターゲティング政策に対処する、モデ

ルとして形成するよう」要請した⁽⁴⁸⁾。

この頃、アメリカの商務省国際貿易局も、半導体産業をめぐる問題状況の調査に乗り出し、S I A関係者から事情聴取に乗り出していた。この時、アドバンスド・マイクロ・デバイス社長のW・J・サンダースも、同様の指摘をしている。すなわち、彼は日本におけるターゲティングの問題性を批判的に指摘して、アメリカ政府が海外のターゲティングを許さないとアナウンスすべきだと主張し、また、対日政策を「他国のターゲティング産業慣行を扱うモデルとして」実施するよう求めたのである⁽⁴⁹⁾。

しかし当時、S I Aの関心は、あくまで日本にあり、韓国について政府の対応を求めはしなかった。にもかかわらず、韓国側では対米摩擦の発生を懸念する声も生まれた。それは、これまでも日米摩擦から程なく、韓米摩擦が発生してきたという、歴史の教訓に基づいていた⁽⁵⁰⁾。一九八三年十一月、ロナルド・レーガン大統領が訪韓した際、大統領が三品目に及ぶ市場開放要求を示して以来、韓米経済摩擦が続発するようになったため、韓国の懸念は強まっていた⁽⁵¹⁾。

一九八五年に、S I Aやそのメンバー企業が通商法三〇一条、ダンピング法などで対日提訴を実施するなかで、テキサス・インスツルメンツが、日本企業八社を特許侵害で提訴した。その際に、韓国の金星エレクトロンも提訴の対象となった。これは、日米半導体摩擦とは直接の関係をもたなかったし、日本の産業界は、テキサス・インスツルメンツが企業間の特許交渉を有利に運ぶためにとった方策だと、観測していた。しかし韓国の関係者は、これを韓米半導体摩擦の前触れとみなし、過大に受け取った⁽⁵²⁾。

また一九八六年一月、アメリカ政府は、対日協議の方針を検討するなかで、ダンピング防止の多国間協定を検討した。それは、日米間でダンピングに対処する二国間協定を締結し、さらに韓国など、後発半導体輸出国にも協定への参加を求め、ひいては多国間協定に発展させようという構想であった⁽⁵³⁾。この多国間協定の構想は、日本がダンピング防止策を講じても、第三国市場で日本製品のダンピングが生じる可能性、また、日本製品が第三国を経由してアメリカ市場に入り、ここでダンピング問題が生じる可能性に対処する観点から、生まれていた。半導体は小型で軽量であり、運搬の利便性が高いために、元来、多国間で複雑に取引されていた。その意味において、二国間のみの問題対処には、原理的に限界があった⁽⁵⁴⁾。またアメリカのダンピング法は、第三国に対応する規定をもたず、この点でも多国間協定は有効だと考えられた。

この構想は、日本の新聞で報道されたのを受けて、『韓国経済新聞』が報道し、韓国にも知らされた⁽⁵⁵⁾。韓国産業界の関係者は、これによって輸出に歯止めがかかるものと考え、深刻に受け取ったという⁽⁵⁶⁾。しかし、多国間協定の構想は、結局、アメリカ政府でも採用されず、日米協議で議論されることもなく消散した。韓国側の憂慮は、杞憂にすぎなかった。

(2)日米半導体協定の影

日米半導体摩擦は、一九八六年七月に一応の妥結を迎えた。この間、韓米間で半導体問題が政治化することは、なかった。しかし日米半導体協定が、他の半導体生産国に何らかの経済的影響を及ぼす事態は、当然に予想できた。例えば、アメリカ連邦議会の会計検査院は、ロイド・M・ベンツェン上院議員の要請に基づいて、この影響について調査し、報告書『国際貿易：日米半導体協定に関する観測』にまとめた。この報告書も、日米半導体協定が他の半導体貿易国、とりわけ半導体産業を確立中の韓国に衝撃を与える可能性を、指摘していた⁽⁵⁷⁾。

韓国においても、日米半導体協定は大きな関心を集めた。その影響については、二つの対照的な見方があった。すなわち、一方の見方は、アメリカの批判の目が今度は韓国に移り、韓米間でも半導体問題が浮上する可能性を指摘していた。他方、日米協定による経済的効用も指摘された。韓国のある英字経済誌は、これを「黄金の好機 (golden opportunity)」と表現していた。協定によって日本の対米輸出が減少し、輸出価格が下げどまれば、韓国の対米輸出が拡大するという指摘である⁽⁵⁸⁾。

実際には、後者の観測どおりになった。IBMなど大手の半導体ユーザーは、日本製品の品不足に陥り、韓国製品に切り換えていった。またアメリカ市場では、一メガDRAMの需給関係がタイトになったため、その一世代前の二五六キロDRAMでも需要が持続し、価格が下げどまった。さらに、協定のもとで日本国内の半導体価格を安定化させるべく、通産省が生産調整を行政指導したため、日本市場でも供給の間隙が生じた。しかも日本企業は、対米輸出をやや抑制しただけでなく、次世代の一メガDRAMの設備投資も自制した。こうして、日米の市場において、韓国企業は参入の好機を得たのである。韓国企業は、「日米半導体協定の隠れた受益者」であった⁽⁵⁹⁾。

こうなると、必然的に財閥企業が激しく競争し、投資を拡大し、生産・輸出を急速に加速した。日米半導体摩擦が韓国に波及するという懸念は、消散してしまった。韓国製半導体の対米輸出は、一九八六年から八八年にかけて前年比三〇%以上という、劇的な成長をつづける。

韓国の生産・貿易の急増は、半導体部門以外でも生じていた。一九八六年は、韓国にとって「貿易黒字元年」になり、従来 of 国際収支赤字と累積債務に苦しんでいた状況からすると、大きな転換の年となった。この経済的躍進は、アメリカでも広範な関心を喚起した。この成功の鍵とみられたのは、輸出志向型の経済政策と産業政策であった。したがって、韓国は「第二の日本 (second Japan, the another Japan)」と称されるようになる。ヤン・スー・ギル (Soo-Gil, Young) によると、「第二の日本」論は議会や産業の関心を集め、また政府の政策決定者にさえ浸透していったという⁽⁶⁰⁾。すでにSIAは、韓国の半導体産業の台頭を、「日本レンズ」を通して捉えていた。「第二の日本」論は、SIA

に見方の妥当性を確認させる格好になった。

日米摩擦の妥結直後の一九八六年八月十一日、議会下院エネルギー・商業委員会の合衆国・太平洋貿易特別小委員会が、韓国の貿易政策や韓米経済関係について、公聴会を開催した⁽⁶¹⁾。公聴会では、S I Aのアンドリュー・A・プロカッシーニ事務局長が証言した。彼は、韓国を「第二の日本」と捉え、その国内市場構造の問題に対して警戒感を示した。

プロカッシーニは、韓国半導体産業の発展の特徴として、緊密な官民の協力関係を指摘したのである。韓国政府は、成長産業として半導体を選択し、重点的に借款や研究開発助成金を提供した、と彼は主張した。かつての対日批判の論法である。

プロカッシーニによると、次の四点において韓国は日本と類似性をもち、したがって日本同様の構造問題がみられた⁽⁶²⁾。

- (1) 政府が産業に対して、積極的に財政支援を行った。
- (2) 政府が、研究開発において主導的な役割を果たした。
- (3) 輸入規制によって、国内産業を保護した。
- (4) 自ら半導体ユーザーとなる総合電子メーカーが、半導体生産を担当した。

これを指摘したプロカッシーニは、韓国が「日本モデル」を採用し、日本の貿易行動を「標準的貿易行動」として踏襲する危険性を、指摘した。また彼は、その結果として、締結したばかりの日米半導体協定が無意味になる事態について、懸念を表明した。さらにプロカッシーニは、韓国が市場を開放し、アメリカの半導体産業に市場を提供することが重要だと、主張した⁽⁶³⁾。とはいえ、S I Aにとって韓国問題は、まだ今後の問題であった。焦眉の急は、なおも対日貿易問題であり、すでにみたように、日米合意の履行にあった。

3. 対日報復後のVER・VIE

(1) 韓国の一貫した先取り策

日米間では、協定の履行問題が収拾できず、事態は深刻さを増していた。つい在一九八七年四月十七日、アメリカ政府は対日制裁措置を実施するに至る。これは前例のない強硬策であり、日本のみならず、他の貿易相手国にも衝撃を与える可能性があった。この波及効果をめぐって、アメリカ政府内には異なる考え方があった。

すなわち、まず、報復措置がアメリカの貿易政策に対する不安を、日本以外の国で喚起しはしないか、懸念する考えがあった。クレイトン・ヤイターUSTR代表は、報復措置の発動自体にも慎重であったが、この波及効果についても、日本以外に与える動揺を憂慮した⁽⁶⁴⁾。

これと全く逆の考え方もあった。むしろ、この波及効果を日本以外の国に対するシグナルとして、是認する立場である。マルコム・ボルドリッジ商務長官は、報復措置の決定後のTVインタビューにおいて、この措置が、韓国や香港に対する警告の意味をもっている、と述べている⁽⁶⁵⁾。というのも、日本製品のダンピングは第三国で発生していたし、S I Aは、他国が「日本モデル」を踏襲することで、日米協定を形骸化する事態を警戒していた。

韓国において、報復措置に関する衝撃は、ボルドリッジの意図どおり、あるいはそれ以上であった。対日報復の決定は、韓国の主要新聞も大きく報じた。代表的な経済紙『韓国経済新聞』は、社説でこれを扱い、アメリカの貿易政策が極めて強硬なものに変質してしまつたと、悲観的に論じた。同時にこの社説は、同様の制裁措置が韓国に適用される可能性も指摘した⁽⁶⁶⁾。この不安は、韓国の産業界にも広がった。例えば、各国の経済界に大きな発言力をもつ鄭周永全国経済人連合会名誉会長（現代会長）は、次のように述べている。（協定履行をめぐる）「日本と米国の半導体摩擦がそう時間をかけずに解決すると思うし、そう期待している」。「早く收拾してもらわないと韓国にも影響が出る。米国は韓国を第二の日本と言っているからだ」⁽⁶⁷⁾。対日強硬措置は、「第二の日本」論に媒介されて、韓国関係者の不安を刺激したのである。

かといって、韓国の半導体産業が共同歩調をとり、対米摩擦を回避するのは、容易ではなかった。すでにみたように、韓国の制度からして、財閥企業は激しい競争に没頭しており、それが横並びで輸出を抑制するのは、考えにくかった。また財閥系半導体企業は、半導体事業に努力を傾注しており、また政府から一定の自律性ももっていた。政府の商工部は、一般的に産業界に対する指導力をもっていたものの、経済企画院など他の官庁との間に意見の相違もあった。

にもかかわらず、韓国政府と産業界は矢継ぎ早に、しかも一貫した対米譲歩策を打ち出してゆく。

三月二七日、アメリカではE P Cが対日報復を承認し、その実施方針が固まつた。その三日後の三〇日、韓国の商工部は、今後の半導体貿易に関して方針を明らかにした。それは、日米半導体協定を利用して対米輸出を加速しないと、さらに、対米輸出数量の自制を表明するものであった。しかも、この表明のなかで商工部の担当者は、アメリカの輸入市場で韓国製品シェアが五%を越えれば、アメリカによる輸入規制の対象となるかもしれない、という見通しまで付け加えた⁽⁶⁸⁾。事実上のVERであり、シェア五%の数値は、その制限の水準を意味した。従前の輸出拡大路線からの転換であった。

VERを実施するには、競合しつつ対米輸出を進めている財閥企業の、同意と協調が不可欠であった。このため翌三一日、政府は、民間電子通商協力委員会の半導体分科委員会を急遽開催した。この委員会は、輸出促進のために産業界の協力を得るべく、政府が設立していた。今回は、逆の目的のために召集されたのである。半導体分科委員会は、政府が

対米VERの方針の追認を産業界に求め、その実効性を確保する機会となった⁽⁶⁹⁾。

対米VERは、四月十七日に政府が発表した国際収支黒字管理策でも、踏襲された。この日は、アメリカ政府が対日報復措置を実施に移す日でもあった。国際収支黒字管理策は、韓国の対米黒字が急速に拡大し、アメリカ国内の保護貿易主義を喚起しているため、経済企画院が中心となり、対米黒字の削減を主眼に策定していた。具体的には、内需拡大による輸入の促進、アメリカ産業の関心品目に関する市場開放と輸出の抑制、産業構造の高度化などを推進し、「均衡のとれた成長」を目指していた。このなかで韓国政府は、対米輸出の急増品目について「秩序ある輸出」を実施する方針を示し、その対象品目の一つに半導体を加えたのである⁽⁷⁰⁾。

これに先立つ四月九日、商工部は追加的に、対米VIEも実施した。これまで韓国政府は、半導体輸入については輸入許可制を敷き、事実上の輸入抑制策を実施していた。商工部は、この措置を七月一日から撤廃し、輸入を自由化する方針を表明したのである。

これらのVERとVIEは、アメリカ政府が対日報復措置を決定し、実施するまでのわずか十八日間に、相次いで発表されている。この集中的で一貫した対応は、極めて印象的である。

四月十九日には、恒例の韓米貿易長官会議が、ソウルで開催された。これは、韓米政府が半導体問題を議論する初めての、しかも閣僚級の会合となった。会議では、羅雄培商工部長官とボルドリッジ商務省長官が、韓米間の広範な貿易上の懸案について協議した。そのなかで半導体問題は、少なくとも韓国側からすれば、最重要のイシューの一つにほかならなかった。

この問題について、羅長官は「秩序ある輸出」を実施する方針を伝えた⁽⁷¹⁾。その際に韓国側は、具体的な輸出数量や規制手段などは設定せず、これを共同声明や協定など、両国の合意や文書にしようとはしなかった。その意味で、まさに自主的なVERの姿勢の表明にとどまったものの、これまでの一方的表明を、政府首脳による事実上の公約に格上げした意味は、小さくなかった。

これを受けて、ボルドリッジ長官は「秩序ある輸出」の実施を条件として、アメリカ政府は対韓輸入規制措置を導入しないと述べた⁽⁷²⁾。会議のなかで韓国側は、対日報復措置などのアメリカ政府の対日姿勢に言及し、韓米摩擦の可能性に懸念を表明したものである。というのも、ボルドリッジ商務長官は会議の後、次のように述べたからである。「米国が日本に対して講じた措置が、韓国に対しても繰り返されるという意見があったが、韓国と日本の間には多くの差異がある」⁽⁷³⁾。

「韓国と日本との間の差異」は、産業協力にも反映した。韓米貿易長官会議では、先端技術産業における協力が議題になり、羅長官とボルドリッジ長官は、第三国向けの合弁投資を中心に産業協力を進める点で合意した。韓国紙の報道によれば、アメリカの商務省は会議に先立って、半導体を含む先端技術分野の対日競争に関して、他の国との産業協力を検

討していた。その際、韓国が協力国の第一にあがったのである。韓国産業は、急速に発展しているとはいえ、アメリカ産業に脅威を与える段階にはなかった。むしろ対日競争において、アメリカ産業の高度な技術力と、韓国産業の一定の技術力と低賃金を結び合わせれば、双方にプラスになると判断されたのである⁽⁷⁴⁾。すでにみたように、アメリカでは、日米摩擦を通じて制度に変化が生じ、産業政策的な措置さえみられるようになっていた。この合意は、商務省が対韓産業協力を後押し、これに韓国の商工部が呼応したという、興味深い措置であった。

このように韓国政府は、対米輸出数量のVERと、輸入許可制の撤廃によるVIEを実施した。それも、韓米摩擦が発生し、アメリカ側から要求される前に、である。それらは、韓国政府の一方的措置もしくは閣僚間の口頭による合意であり、日米間のように明文化された、厳格な協定を伴わなかった。したがって、VERとVIEの具体的内容は、韓国側が一方的に設定できる。しかも、政治的拘束力はあっても、法的拘束力はない。また、それらは、日米間の措置と違って、価格面のVERを含まず、VIEも「数値目標」的な人為的輸入拡大策を伴っていない。韓国の国内構造問題に対処する措置ではなく、伝統的な対米輸入急増に対する対応策になっている。韓国の措置は、日米摩擦に呼応して実施され、日米摩擦と類似した形態をとっているものの、日米間の措置のような新しさはもたなかった。すでにみたように、SIAは韓国の半導体産業についても、日本と同様の構造的な問題を指摘していた。しかし、SIAがこれをアメリカ政府に、アメリカ政府がこれを韓国側に要求する段階には達していなかったのである

(2)日米摩擦の波及と反米運動

そうだとすると、韓国のVERとVIEは、韓国の制度からすると、意外な決定であった。確かに、商工部は頻発する対米摩擦に直面し、輸出の抑制や市場開放に対応するようになっていた⁽⁷⁵⁾。羅雄培商工長官も、こうした方針転換の推進者であり、韓国は「輸出国」から「貿易国」に転換する必要があると主張していた⁽⁷⁶⁾。とはいえ半導体産業は、ようやく国内産業として確立しつつある段階であり、商工部は産業政策上、その効果は別として、これに高い優先順位を与えていた。また、今回の政策決定には、先に言及したような制度上の要素、財閥企業の自律性、商工部の影響力の低下、政府内の官僚政治などが認められない。なぜ、制度の拘束を越えて、これほど迅速で、一貫性のある政策決定が可能になったのだろうか。

第一の要因は、やはり日米半導体摩擦の影響であろう。

韓国政府・産業界の関係者は、先行する、しかも激しい日米摩擦によって、韓米摩擦の可能性と対応の必要性、その緊急性を強く認識した。先にふれた鄭周永全国経済人連合会名誉会長の発言は、それを鮮明に示している。また日米摩擦は、自由貿易レジーム下で可

能な対応策のモデルも、彼らの目前に掲げた。韓国の関係者にとって、この対応策モデルの利用は合理的で、しかも（先例を踏襲できる点において）相対的に容易な選択肢であった。その意味において、韓国のVERとVIEは、日本のそれらが伝播したものであった。

第二には、同時に展開していた、韓国国内の重大な事態をあげなければならない。

この頃の韓国では、一九八八年の歴史的な政権交替に向けて、野党、学生・労働者層による憲法改正運動が激化していた。全斗煥政権は、これに強硬策で対応し、一九八七年三月には、流血の事態や戒厳令が予想されるほど、緊張が高まっていた。このようななか、全大統領は特別談話を発表し、憲法論議の開始を認めるなど、事態の収拾に乗り出す。それは、韓国政府がVERやVIEを打ち出していた最中の、四月十三日であった。

韓国の学生・労働運動は、そのスローガンに反政府とともに、反米を掲げていた。数年前までの韓国には、アメリカ軍が駐留する国としては例外的に、反米運動がほとんどみられなかった。しかし、光州事件において、韓国軍が民主化運動を武力で鎮圧した際、在韓アメリカ軍がこれを静観したのを契機に、反米意識が芽生えた。これは、韓米経済摩擦に刺激され、この頃には反米意識が急速に広がっていた⁽⁷⁷⁾。一九八二年三月には、アメリカ大使館の文化交流施設、アメリカン・センターの放火事件さえ発生した⁽⁷⁸⁾。にもかかわらず、全政権は政権誕生の当初、その国内的・国際的正当性を、対米関係を梃子に確保しようとした。一九八一年一月、全・レーガン首脳会談が、この政権に国際的承認と国内的正当化の機会を与えたことは、大きな意味をもった⁽⁷⁹⁾。

対米依存と国内に浮上した反米運動との間で、韓国政府はジレンマに陥った。このジレンマにおいて、韓国政府は、国内の反発を招くほど譲歩しすぎない線で、摩擦を早急に解決するしかなかったのである。このジレンマは、この後も韓国政府の、対米摩擦対応を拘束しつづける。後に商工部の貿易担当次官を務めた金吉吉寿は、政策決定の際に考慮した「第一の最大の理由」として、国内の反米主義を刺激する事態をあげている⁽⁸⁰⁾。このような状況においては、半導体摩擦を一気に解決しなければ、政権の安定性や全大統領の立場にも影響が及びかねなかった。

以上の二点において、韓国政府は内部対立の余地もなく、産業界も他の選択肢に拘泥すべくもなく、「合理的」に対応したのである。これに対してアメリカ政府も、韓国の対応をそのまま受け入れるという、穏健な対応に終始した。これは、日米摩擦の先例と韓国国内の混乱によって、説明できよう。先例の存在によって、韓国の同様の措置は、妥当だと判断しやすかったであろう。またレーガン政権は、韓国国内の緊急事態を高度の安全保障上、外交上の観点から捉え、ガストン・シグール (Gaston Sigur) 国務次官補などを韓国に派遣するなど、事態の鎮静化に積極的に関与していた⁽⁸¹⁾。先に言及した、全大統領の特別談話は、レーガン政権が譲歩や自制、さらには民主化の容認、大統領の平和的退陣をも働きかけるなかで、実施されたのである。したがってアメリカ政府も、半導体問題などで韓国政府に強硬な要求をするような状況にはなかった。

実施されたVERとVIEは、日本の措置ほど厳格でなかったとはいえ、やはり韓国の半導体産業にとって重荷になった。対米半導体輸出は、一時的にせよ停滞せざるをえなかった。日本市場は、日米半導体合意のもとで開放されれば、代替的な市場になりえたものの、当面は顕著な伸びがみられなかった。対日輸出のほとんどは、委託生産による輸出にとどまったのである。一九九三年の時点においても、三星電子の金光浩社長は、次のように語っている。「日本市場は難攻不落だ。どんな戦略をもってしても“片思い”のままだ」。さらに金社長は、驚くべき言葉を付け加えている。「米国が“二〇%”という目標を掲げた気持ちがよくわかる」⁽⁸²⁾。

4. VER・VIEの重層化

こうして韓米半導体摩擦は、日米半導体摩擦の影響のもとで推移した。すなわち韓米摩擦は、日米摩擦の過程において、アメリカの制度の変化を背景に浮上した。また、韓米間で直接の政治問題に発展する前に、日米摩擦の刺激を受けて、先取的なVER、VIEに行き着いた。日米摩擦と韓米摩擦には、その政治問題化の度合い、国内構造問題の議論の強さ、VERとVIEの拘束力などにおいて、決定的な相違がある。しかし、日米摩擦の影響下で、それをモデルとして展開した点は重要である。日米半導体摩擦は韓米半導体摩擦に波及したのである。

半導体摩擦は、さらに日欧間でも発生する。ECのEECA（欧州電子部品産業協会）が日本からのダンピング輸入と、対日輸出の低迷を訴えたのである。このため日本政府とEC委員会は協議に入り、やはり日米合意に即した価格VERとVIEの導入を決めた⁽⁸³⁾。この結果、当時の主要な半導体生産・輸出国が、ほとんどVERとVIEを採用するに至ったのである。

こうしてVERとVIEは、半導体摩擦の「解決策」として一般化してゆき、そのネットワークが拡大していった。この措置は、自由貿易レジームで対応しきれない問題に対応するための、「例外の事実上のルール」に成長したのである。その限りにおいて、VERとVIEは、国際レジームに準ずる存在、いわばサブ・レジームに発展したといえる。

第二章で指摘したように、VERとVIEは、自由貿易レジームにおいて微妙な存在である。それらは、厳密にはGATTレジームの「原則のルール」からも、「例外のルール」からも逸脱している。しかし、それらが「自主的」な措置である点、その目的に自由貿易レジームの維持を掲げている点において、自由貿易レジームと一応の整合性を承認されている。その意味において、日米間、韓米間、日欧間のVERとVIEのネットワークは、「例外の事実上のルール」を構成しているのである。またそれらは、日本や韓国における行政指導、産業界における意見調整など、自由貿易レジームのもとの「例外の事実上のルール」によって、導入と実施が可能になっていた。「埋め込まれた自由主義」の「埋め込

まれた」要素を利用しつつ、「埋め込まれた自由主義」を拡張する格好になったのである。

また、逆説的ではあるものの、自由貿易レジームとVER・VIEサブ・レジームは対照的な性格をもっているために、相互補完的に機能を分担した。自由貿易レジームは包括的で、より高い正当性をもっている。VER・VIEサブ・レジームは、例外的で管理貿易的要素を伴い、したがって正当性に欠ける。この相違ゆえに、両者はいわば“表のレジーム”と“裏のレジーム”として、表裏一体で国内構造問題に対処する形になったのである。すなわち、VER・VIEサブ・レジームが半導体摩擦における国内構造問題の衝撃を吸収し、摩擦の収束を図ったため、自由貿易レジームは、その有効性、正当性の動揺を緩和された。逆に自由貿易レジームは、VER・VIEサブ・レジームに対して、自由貿易レジームとの一定の整合性を根拠に、一応の正当性を与え、存在を許容した。両者の重層的関係のもとに、半導体摩擦への対応と貿易秩序の維持が図られ、ここに複合的なレジーム体系、すなわちガバナンスが成立した⁽⁸⁴⁾。

とはいえ、この半導体貿易のガバナンスは意識的、体系的に形成されたのではなく、状況対応的に形成され、少なからぬ問題や不安定要因を内包していた。そのため、必ずしも十分な安定性、固定性をもてなかった。したがって、この後も半導体摩擦が、やはり日米間、韓米間で繰り返し発生する。

第七章 日米半導体摩擦 (3) (一九八七～九一年)

1. 未完の制度変化

一九八六年の日米半導体合意は、一九九一年七月末に期限切れを迎える予定だった。このため日米両国は、あれほど苦慮した半導体問題に、再び取り組まなければならなかった。その際、両国の関係者は、先の摩擦を経験しているために、従来とは異なる前提で問題に対応する必要があった。日米国内の制度が一定の変化を遂げ（日本は変化なき変化というべきか）、国際的な自由貿易レジームも、VER・VIEサブ・レジームを伴っていたからである。

第一章で指摘したように、政策アイデアと官民関係は、制度化すれば、一定の慣性をもつ。すなわち、国内構造問題の政策アイデアは、少なからぬ関係者の間に定着した。そのため規範として機能し、関係者の考え方を規定しうる。またアメリカで緊密化し、日本で若干変化しながらも存続した官民関係は、その状態を保ちうる。それが少なからぬアクターの行動を枠づけ、政策決定に関与するメンバーや影響力に作用する。さらに、サブ・レジーム化したVER・VIEも一定の正当性、持続性を持ち、国内制度と相互に支えあうなかで、関係者の考え方や行動に作用する。そうだとすれば、再発した日米半導体摩擦は、同様の政策アイデアとアクター関係のもとで、相対的に穏やか、かつ早急に、同様の解決策に至る可能性が高くなる。

実際に、今回の日米半導体摩擦は比較的早急に、同様の解決策に到達した。先の日米摩擦は、SIAの三〇一条提訴から日米合意まで一年三ヵ月、SIA結成時から数えると、九年間を要した。それに対して今回の摩擦は、両国が議論を開始して、わずか五ヵ月で決着したのである。しかもこの解決は、協定の期限切れまで二ヵ月を残していた。通産大臣の中尾栄一が、この早期解決について「日米の通商交渉史でも異例」だと形容したのは、無理もない⁽¹⁾。その解決策も、先の日米半導体協定の修正となった。先に最大の争点になった「数値目標」は、非公式の「サイドレター」の規定を公式協定に移し、表現に部分的修正を加えて決着した。

しかし今回の半導体摩擦が、緊張や軋轢を伴わなかったわけではなかった。解決策が先の合意の修正だったとしても、その修正は、関係者の対立と厳しい交渉の所産であった。それは、これまでの政策アイデアや官民関係の制度化、VERとVIEのサブ・レジーム化が、不安定性や矛盾を残していたためであった。

すなわち、政策アイデアとしての国内構造問題やシェアに基づく数値目標は、やはり自由貿易主義の政策アイデアとの関係において、十分な正当性をもてなかった。官民関係においても、日米双方で安定性、他の関係アクターの是認を得たわけではなかった。ア

アメリカでは、官民関係が緊密化したものの、S I Aは政府の施策に十分に満足し、信頼を寄せたわけではなかったし、A E Aや議会のS I A支持も、堅固ではなかった。日本では、逆説的ながら、「数値目標」的な市場開放策の履行を通じて、むしろ官民関係における官僚の優位性がむしろ強まり、日本電子機械工業会が不満を募らせていった。摩擦解決策が、当初の予想以上の経済的矛盾を示すにつれ、新たな政策アイデア自体の問題点、官民関係の問題を問う声は、厳しくならざるをえなかった。

このように、日米の制度は、先の半導体摩擦を通じて変化していたものの、一方で新たな制度化を示しながらも、他方では、なお不安定性を伴っていた。V I E・V E Rサブ・レジームも、同様の制度化と不安定性をみせていた。今回の日米半導体摩擦は、このアンビバレントな制度化の状態を反映することになる。

(1) V I E・V E Rサブレジームの限られた正当性

まず、V E R・V I Eサブレジームについて、より詳しくみてみたい。

日米半導体摩擦は、韓米間、日欧間の半導体摩擦に波及し、V E R・V I Eサブ・レジームが成立し、自由貿易レジームと重層的なガバナンスを構成するに至っていた。それは、V E RとV I Eが貿易規範上、経済的効果上の問題をもつとしても、摩擦解決策として一部の関係者に妥当性を認められたためであった。少なくとも、他のより妥当な解決策は、提示されなかった。その限りにおいて、V E R・V I Eサブ・レジームは一定の安定性をもった。

そうだとすると、少なからぬ批判がV E R・V I Eサブ・レジームに向けられた。その最大の論拠は、このサブ・レジームが上位の自由貿易レジームの「原則のルール」に抵触する点にあった。批判のほとんどは、古典的な自由貿易主義の政策アイデアに依拠していた。国内構造問題などの新たな政策アイデアは、一定の問題を指摘し、一定の解決を導くという、限定的な正当性しかもてなかったのである。また、価格V E Rが半導体価格を引き上げ、V I Eが予想外の政府介入を惹起したため、新たな政策アイデアの根本的限界が露呈してしまった。これを捉えて、国際経済学者のジャグディッシュ・バグワティは、V E RもV I Eもともに管理貿易的措置にほかならず、自由貿易レジームの「原則のルール」に反すると批判した。彼は、「V E Rは輸入保護主義を反映し、V I Eは輸出保護主義を構成する」と主張し、V E Rでは、輸入国が自国産業のために自国市場を確保し、V I Eでは、輸出国が自国産業のために海外の市場を確保する、と批判した⁽²⁾。同様の観点は、少なからぬ学者やジャーナリズム、政治家に援用された。

V E R・V I E批判を具体的行動に移したのは、E C委員会であった。一九八七年二月、E C委員会は、日米半導体協定をG A T Tに提訴したのである。これは、V I E・V E Rサブ・レジームの不当性を、上位の自由貿易レジームの「原則のルール」に則して問う意

味をもった。

EC委員会は日米半導体合意に関して、とくに(1)日本政府が第三国市場に対して適用した監視措置が、GATT規約第六条（ダンピング）と第十一条（数量制限の禁止）に違反している。(2)対日参入の促進が、事実上アメリカ合衆国を優遇し、差別的に実施する条件を伴っており、GATT規約第一条（最恵国待遇）に違反している。(3)全体的な透明性の欠如が、GATT規約第一〇条（輸入の要件、制限または禁止の公表）に違反している、と主張した⁽³⁾。

GATTは、これを受けてパネルを設置し、紛争当事国（ECおよび日本）と第三国（オーストラリア、カナダ、香港、シンガポール、ブラジル）から意見を聴取した。一九八八年二月には、GATT理事会がパネルの報告書を採択している。それは、ECの主張に対して、次のように答えていた。(1)日本政府による国内企業への要請は、輸出価格情報を提出させる法的措置、政府による価格監視と一体的で、需給見通し措置に裏づけられており、一貫したシステムを構成している。したがって、日本政府による価格監視は輸出制限にあたり、GATT規約第十一条一項に反する。(2)日本政府による輸出監視の結果、輸出ライセンス発給が遅れたのも、GATT規約第十一条一項の輸出制限にあたる。しかし、(3)対日参入促進策は、アメリカ製品を有利に差別するものとは立証できない。また透明性について、パネルは判断を下さなかった⁽⁴⁾。

このようにECは、「サイドレター」自体は問題にせず、対日参入策における全般的な差別性、ダンピング防止策における貿易制限を問うていた。後者の参入策とダンピング防止策の問題点は、パネルも認め、日本政府は修正措置で対処した。したがって日米合意は、部分的にはGATTの自由貿易主義違反を認定されたものの、全体としては許容されてしまった。

また自由貿易主義は、政策アイデアとしての高い正当性を誇れたものの、半導体摩擦自体、そこで争点化した国内構造問題自体について、具体的解決策を提供できるわけではなかった。もちろん、GATTではウルグアイ・ラウンドが進展しており、各国政府が自由貿易レジームの改善に取り組んでいた。とはいえ、ウルグアイ・ラウンドは即座に、効果的な解決策を提示できず、むしろラウンド自体が難航し、自由貿易レジームの展望に影響を落としてしまう。日米間の経済摩擦が激しさを増し、ラウンドが難航するなかで、アジア太平洋諸国は別途の枠組みとして、APEC（アジア太平洋経済協力会議）を設立するに至る⁽⁵⁾。こうしたVIE・VERサブ・レジームの安定性と不安定性は、日米の関係者にも一定の影響を及ぼす。

(2)アメリカの制度：産業界の分裂

日米合意の履行問題

国内の制度は、どのような状態にあったのだろうか。

まずアメリカ合衆国では、すでにみたように、対日摩擦を通じて官民関係と政策アイデアが大きく変化していた。官民関係においては、S I Aが、A E AやE I Aと協調的關係を結び、また連邦議会、政府の商務省、U S T Rとも、かつてなく緊密な関係を築いていた。これが優位な政治連合を形成し、日米半導体合意を支え、その履行を日本側に迫っていた。また、これらのアクターは、政策アイデアとして日本の国内構造問題を重視し、その解決策として数値目標的な措置を支持していた。この政策アイデアは、自由貿易主義を無視してはいなかったものの、それを競争上のより厳格な平等、国内産業の発展などと結び合わせ、事実上、自由貿易主義を修正していた。ここに、アメリカ版の「埋め込まれた自由主義」が、少なくとも半導体分野では成立していた。

しかし、半導体合意の履行過程を通じて、この制度の安定性が試される格好になった。一九八七年から九〇年の間に、アメリカで対日制裁の強化、スーパー三〇一条（一九八八年包括通商拡大・競争力法）の対日適用などが、相次いで問題化し、その際にS I Aを中心とする産業界の連合が時に動揺し、その政策アイデアが正当性を問われたのである。

まずは日米合意の履行をめぐる、履行の強化と慎重な運用という、異なる要求が半導体産業界から浮上した。

S I Aは、日米合意の厳格な履行を繰り返し求めた。対日制裁の発動後もダンピングが発生しつづけ、対日市場参入は低迷しているとみていたためである。このため一九八七年九月、S I A理事会は、ダンピングが完全に停止するまで、制裁を持続するよう、緊急決議を行った⁽⁶⁾。同年末、ダンピングの収束を確認すると、S I Aは該当分の制裁措置を解除するよう政府に勧告したものの、市場参入の分は、むしろ制裁の強化を主張した。S I Aによると、この点の合意不履行によって、アメリカ産業が新たに三億五七〇〇万ドルの被害を被ったためであった⁽⁷⁾。

S I Aの制裁強化論には、A E Aも大筋で賛同した。議会も、強力な支援者でありつづけた。政府でも商務省とU S T Rは、日米合意の履行に強い関心をもちつづけた。日本側は、「両国政府間の約束に対する悪質極まりない違反」を犯しているというのが、その根拠であった⁽⁸⁾。このためレーガン政権は、S I Aの勧告を受けて制裁を部分的に解除したものの（一九八七年六月に五一〇〇万ドル分、十一月に八四〇〇万ドル分を解除）、市場参入分の制裁は継続した。とはいえ、レーガン政権も、これをついだジョージ・H・W・ブッシュ政権も、制裁の強化には応じようとはせず、調査を実施するにとどめた。

他方で、合意の運用について、慎重さを求める声も生まれた。日米合意に基づいて、商務省はダンピング防止策として公正市場価格を高め設定した。また日本では、すでに言及したように、通産省がなかなか収束しないダンピングに対処すべく、国内産業に生産調整を指導した。このためアメリカ市場では、半導体価格が高騰していった。しかも、アメ

リカ企業が製品の供給を拡大できなかつたため、価格高騰に拍車がかかるとともに、品不足が生じてしまった。半導体価格は、第二章のはじめに指摘したように、独自の複雑な特性をもっており、政府による操作は、元来至難であった。人為的なダンピング解決策の限界だというほかない。

半導体の価格高騰と品薄は、S I Aのマーチャント企業にとっては、むしろプラスに作用した。彼らは、それによって収益を拡大できたのである。しかし、コンピュータ・メーカーなどのキャプティヴ企業、システム企業は、完成品価格を引き上げれば競争上不利になるため、不利益を相殺できず、打撃を被らざるをえなかつた。このためアメリカの半導体産業では、伝統的な対立、すなわちマーチャント企業と、キャプティヴ企業およびシステム企業との利害対立が再現してしまった。この対立は、前者が主導権をもつS I Aと、後者が大勢を占めるA E Aの間に、再び緊張を生み出すことになる。

しかし、ここで新たな制度の慣性が働いた。S I AとA E Aは、長時間をかけて協調関係を築いてきたし、政策アイデアにおける共感や機構的、人的なコミュニケーションも育てていた。対立の再現も恐れた。

このためS I AもA E Aは、一九八八年一月以降、頻繁に会合を開き、意見調整を図った。それが奏功して、三月には、両者が「九ヵ条の立場表明」を公表することができた。これは、マーチャント企業とキャプティヴ・システム企業との関係を「食物連鎖（food chain）」と位置づけ、相互依存的関係に基づく協力方針を確認していた。そのうえでS I AとA E Aは、具体策として商務省の公正市場価格に対する修正などを求めた⁽⁹⁾。両機構はなおも協議をつづけ、半年後の九月には「包括的声明」を発表した。これは、「九ヵ条の立場表明」から一步踏み出し、現行の価格VERを撤廃して、代替的なダンピング防止策を導入するよう主張するに至っていた⁽¹⁰⁾。

しかし、こうした制度の慣性にも限界があった。というのも、一九八九年九月、キャプティヴ・システム企業の十一社が、S I AとA E Aから自律的に政治活動を展開すべく、新たな組織としてCSPP（Computer System Policy Project、コンピュータ・システム政策プロジェクト）を設立したのである⁽¹¹⁾。設立メンバーには、IBM、アップル・コンピュータ、コンパック・コンピュータ、コントロール・データ、クレイ・リサーチ、DEC（デジタル・イクイップメント）、ヒューレット・パカード、NCR、サン・マイクロシステムズ、タンデム・コンピュータ、ユニシスが名を列ねていた。これらは、これまでA E Aと同時にS I Aに加盟し、S I A内でマーチャント企業の暴走を牽制しつつも、S I Aの方針を承認してきた。しかしCSPPは、価格VERに対する反対を鮮明にし、日米合意の存続にも異論を提起して、その撤廃に向けて圧力行動を開始した。

またSEMI（半導体製造装置協会）も、その影響力は限られていたとはいえ、一九八〇年代始め以来一貫して、対日摩擦と日米合意に反対しつづけた。その主張は、対日経済関係に起因する経済的利害だけでなく、古典的な自由貿易主義の政策アイデアに対する

信奉に裏付けられていた。

スーパー三〇一条の適用問題

一九八九年に入ると、スーパー三〇一条の適用問題が注目を集め、再びアメリカの制度の耐性が試された。

一九八八年包括通商法・競争力法は、一九八九年と九〇年の時限立法として、スーパー三〇一条を伴っていた。この条項は、USTRが毎年まとめる国別貿易評価報告書に基づいて、市場開放の優先国、優先的分野を選定し、十八ヵ月以内に相手国と交渉するよう規定していた。また、この交渉が失敗したり、その交渉結果を履行しない場合に、スーパー三〇一条は、報復措置の権限をUSTRに与えていた。この規定は、巨額の対米貿易黒字をもつ日本の市場開放を念頭に、議会の強硬派議員が立法化を推進し、成立していた⁽¹²⁾。対日適用に関心が集まるのは、当然の推移であった。

一九八九年度の国別貿易評価報告書は、日本の貿易障壁として、コメ市場やスーパーコンピュータの政府調達の開鎖性、大規模小売店舗法による出店規制などを指摘していた。そこには、半導体協定の不履行も含まれていた⁽¹³⁾。

SIAも一九八九年三月、USTRに要望書を提出し、日本を市場開放の優先国に認定するよう求めた。SIAはその根拠として、(1)半導体協定の不履行が、認定の法的基準に合致している点、(2)それによって、アメリカ産業が数億ドルの損失を被っている点、(3)半導体産業は、アメリカの経済的繁栄の基礎であり、その競争力が深刻な悪影響を受けている点、(4)これに対処しなければ、アメリカの貿易政策の信頼が傷つく点、などをあげている⁽¹⁴⁾。

連邦議会でも多くの議員が、日本を優先国に認定し、また半導体問題を取り上げるよう、声をあげた。とくにリーグル議員は、「日本にスーパー三〇一条を適用しないのであれば、新たな通商法をゴミ箱に捨てるようなものだ」とまで述べた⁽¹⁵⁾。このため、日本とその半導体分野は、認定を免れられないものと観測されていた。もっとも、AEAとCSPPは対日適用に賛成しなかった。

にもかかわらず、ジョージ・H・W・ブッシュ (George H. W. Bush) 政権は日本を優先国に認定せず、半導体分野を優先的交渉分野に指定しなかった。ブッシュ政権は、優先的交渉分野として、日本のスーパーコンピュータと人工衛星、木材を、インドとブラジルの幾つかの分野とともに指定したのである。同時にアメリカ政府は、日米構造問題協議を開始する方針を示した。これは、政府内の官庁間対立を経て、極めて慎重に検討された、微妙な決定であった。日本の認定に関して、商務省とUSTRは賛成したものの、国務省や大統領経済諮問委員会はその強硬策に反対し、財務省は中間的な立場に立った。結果的にブッシュ政権は、日本を優先国に認定しないものの、相対的に容易に処理できる分野を優

先的交渉分野に指定した。産業界や議会の期待が大きく、しかし解決困難な国内構造問題については、法的期限に基づく交渉ではなく、より穏健な日米構造協議の場に対応するものとした⁽¹⁶⁾。

こうして、アメリカの制度は変化してきていたものの、産業界に内部分裂が生じ、対日制裁の強化など一層の強硬策が実現するには至らなかった。国内構造問題の政策アイデアは、半導体以外の分野でも相次いで提起されたものの、ここでも政府内の抵抗もあり、交渉やスーパー三〇一条の指定などの強硬手段をとることはなかった。

そのためかこの後、アメリカ政府は半導体問題に関して、より協調的な姿勢にシフトする。対日市場参入を拡大すべく、日米間の産業協力を力を注ぐようになるのである⁽¹⁷⁾。S I Aも、この流れに沿った対応をみせ、日本電子機械工業会との協力を本格的に取り組み始めた。したがって翌一九九〇年には、スーパー三〇一条の適用問題は、八九年ほど大きな争点にならなかった。

このように、アメリカにおける制度変化は不安定要因を残していた。関係者は、一連の問題に対応する過程でそれを認識してゆき、政治的に可能な選択の幅を理解していったと考えられる。新たな日米半導体摩擦は、これを反映して展開することになる。

(3)日本の制度：官民関係の亀裂

日本の制度も、やはり安定性と不安定性を伴っていた。日本では、アメリカ側の意図に反して、半導体摩擦によっても制度が基本的に存続していただけでなく、日米合意の履行を通じて、むしろ官僚の優位性が強まった。S I Aやアメリカ政府が、合意履行を激しく迫るなかで、通産省は当初の見通し以上に、強力な行政指導を実施したためである。同省は、価格VERのためにC O C O M規制の手続きまで動員し、生産調整をも実施した。また通産省機械情報産業局は、V I Eのために各社の担当者はもとよりトップにまで、厳しい輸入拡大要請を繰り返した⁽¹⁸⁾。

半導体産業は、これを応諾した。日米間の緊張緩和は、産業界にとっても至上命題であったし、また産業界は元来、日本の制度のもとでは通産省に受動的であった。それでも半導体産業は、露骨になる市場介入に違和感をもち、不満を募らせていった。この市場介入は、従来の政府による産業支援、その背景にある開発主義的な政策アイデアにも悖ると感じられた。業界内には、通産省の指導を「業界いじめ」とする声さえ浮上したという⁽¹⁹⁾。にもかかわらず、通産省サイドでは、むしろ産業界の反応の鈍さ、当事者意識の稀薄さを感じ取り、苛立ちを強めていた⁽²⁰⁾。こうして、かつて堅固にみえた官民関係にも、亀裂が潜在していたのである。

日本電子機械工業会は一九八八年の春、半導体ユーザ協議会を新設した後、輸入拡大のために日米間の産業協力を推進していった⁽²¹⁾。先に述べたように、S I Aが協調路線に

転じてからは、半導体ユーザ協議会とS I Aの間で協力策を協議、推進するようになる。一九八八年六月には、両組織が共同プログラムに合意している。これは、日本の需要に適合する半導体を製造するため、デザイン・インの推進、民生機器用・自動車用半導体の検討の場の設置などを定めていた。また、プログラムの目標には、日米協定と同じく、日米産業間の「長期的関係の確立」を謳っていた⁽²²⁾。こうして産業協力が進展をみせると、それと反比例をなすように、通産省の行政指導は相対的に減少する。しかし、こうなると産業界は、通産省に対する信頼を回復するよりは、むしろ産業協力など、自律的措置による対応を選好するようになる。

この官民関係の緊張は、もう一つの要因によって刺激されつづけた。サイドレターによる数値目標的措置である。

日米合意の当時から、半導体産業にはサイドレターの存在をめぐる噂が絶えなかった⁽²³⁾。先の日米半導体協議の過程で、朝日新聞やNHKは、数値目標やそのサイドレターによる処理を示唆する報道を、断片的に示していた⁽²⁴⁾。しかし、その最終的決着は定かではなかった。もちろん、産業界関係者は通産省の担当者に真偽を問う機会をもっていたものの、通産省は公式にも非公式にも、その存在を否定しつづけた⁽²⁵⁾。ところが、一九八八年から八九年にかけて、その存在を強く示唆するような出来事が相次いだ。日本電子機械工業会や半導体各社は、通産省が産業界に知らせずに無理な合意を秘密裏に締結し、その実施を産業界側に押しつけている、という印象を抱かずにはいらなかった。

サイドレターによる数値目標は、まず一九八八年四月、元商務省顧問のクライド・V・プレストウィッツによって明かされた。彼は、その著書『立場逆転』において、サイドレターの存在に言及し、それによって日本政府がシェア二〇%の達成にコミットしていると、指摘したのである⁽²⁶⁾。その衝撃も覚めない一ヵ月後、今度は日本の総合雑誌『文芸春秋』が、半導体企業幹部による匿名記事を掲載し、そのなかでサイドレターだとする文書の一部(第二項と第三項)を暴露した⁽²⁷⁾。これは、実はサイドレターそのものではなく、通産省による草案の一つであったものの、少なくとも暴露された項目は、最終文書でも踏襲された。さらに翌一九八九年一月、ブッシュ政権のUSTR代表に指名されたカーラ・A・ヒルズ(Carla A. Hills)が、数値目標に言及している。彼女は、議会で指名の承認を得るために公聴会に臨み、ロイド・ベンツェン上院議員の質問に答えて、数値目標の存在に言及したのである。この時ヒルズは、日本政府による履行状況に失望を表明し、シェア二〇%を追求する意思も明らかにした⁽²⁸⁾。

これらを契機として、マスメディアや評論家も、通産省の摩擦対応とその後の市場介入に対して、批判を浴びせかけた。しかし日本政府では、合意締結時の通産省担当者がサイドレターは存在しないし、仮にそのような文書が存在するとしても、日米政府間で合意した拘束力あるサイドレターや、それによる数値目標は存在しないと主張した⁽²⁹⁾。なお、通産省はアメリカ政府に対しても、サイドレターの存在を否定するよう要請したものの、

アメリカ政府はこれに応じず、静観姿勢を維持したという⁽³⁰⁾。

したがって日本電子機械工業会も、公式にはサイドレターの存在を認めない立場をとった。例えば、一九八八年八月、日本電子機械工業会がS I Aと産業協力策を協議した際、S I Aは、対日参入の成功の尺度はシェアの拡大にあると主張した。しかし日本電子機械工業会は、これを真っ向から否定し、議論は一時的にせよ暗礁に乗り上げた⁽³¹⁾。

以上のような行政指導の強化、数値目標論争、日米間の緊張に直面して、半導体産業は、問題をできるだけ経済ベースで処理したいという願望を強めた。それは、少なくとも従来からの自律性を取り戻したいという願望でもあった。一九八七年、日本電子機械工業会は報告書『日米半導体問題についての見解と明日への提言』を提示し、その願望を垣間見せた。報告書は、「半導体メーカーは今日、世界市場で事業を展開しており、国境を超越している」点を強調し、また「日米対話の議題は、政治から離れて経済問題に立ち戻らなければならない」と、指摘したのである⁽³²⁾。また報告書は、アメリカによる制裁や対日批判についても、「協定の当事者の一方が他方を非難したり、まして報復措置を講ずるような事をすれば、相互信頼関係を損ない、協定の精神を危うくしよう」と主張し、それに制裁は自由貿易レジーム（GATT規約）上も疑義が多いとして、撤回を求めている⁽³³⁾。

こうして日本では、通産省が制度を安定的に存続させつつ、市場参入とダンピング抑制を図ろうとしたものの、むしろその試みの無理から、制度に変化の兆しがみられた。官民関係に亀裂が生じ、産業界が自由主義的な志向を強めたのである。それでも、従来からの制度の慣性も作用しており、日本電子機械工業会が通産省に反する行動をとったり、従来以上の自律性を表すのは難しかった。この制度上の状況が、新たな半導体摩擦における日本の政治過程に影を落とすことになる。

2. 米政権交替によるスタンスの変化

日米半導体摩擦は、日米の新しい政権のもとで発生、展開する。アメリカ合衆国では、一九八九年一月にジョージ・H・W・ブッシュ政権が生まれ、この政権が問題に取り組むことになる。日本とは異なり、アメリカの政権交替は、政策の変化につながりやすい。もちろん、ブッシュ大統領はレーガン前政権の継承を公約に掲げて、当選を果たしていたものの、大統領と彼の任命する政権スタッフの交替によって、政策は多少なりとも変化しえた。アメリカでは、制度が作用するとしても、政権変化による流動性も無視できない⁽³⁴⁾。

そのブッシュ政権の陣容は、レーガン政権に較べると古典的な自由貿易主義寄りに、若干の揺れ戻しをみせていた。

まず大統領は、デヴィッド・C・マルフォード（David C. Mulford）財務次官によれば、経済問題に関して「非常な博識であり、すでに専門家として自らを導いていた」⁽³⁵⁾という。そのブッシュ大統領が、レーガン政権期の公正貿易の概念を踏襲するとともに、伝統

的な自由貿易主義に対して、意外なほどイデオロギー的なコミットも示した⁽³⁶⁾。この概念上のアマルガムは、レーガン政権以来である。とはいえ、一九八九年一月、ブッシュ大統領がカーラ・A・ヒルズUS TR代表による就任の宣誓にあたって、とくにイギリスの歴史家マコリーの言葉を引用し、自由貿易の重要性を説いたのは目を引く。「自由貿易は政府が国民に提供できる、最大の恩恵である」⁽³⁷⁾。

大統領経済諮問委員会長官のマイケル・ボスキン (Michael Boskin) や行政管理予算局長官のリチャード・ダーマン (Richard Darman) は、かつての政権の同地位の者と同じく、自由貿易派であり、市場介入に抵抗する姿勢をとった。より重要なのは、大統領首席補佐官のジョン・スヌヌ (John Sununu) が保守的な自由貿易主義者として、政権内で影響力を発揮した点である。彼は、議会在半導体技術開発のためにSEMATECHに資金提供を決めたことにも、極めて否定的な見解をもっていた。商務長官のロバート・A・モスバカー (Robert A. Mosbacher) も、産業政策的措置の採用は否定する立場をとった。その彼も、先端技術産業の研究開発と輸出拡大のため、反トラスト法や税制の緩和、輸出支援資金の提供など、産業の環境整備には応じた。しかしモスバカー商務長官が一九八九年四月、HDTV (高品位テレビ) 産業を支援すべく、より踏み込んだ対応をみせると、政権内には異論が噴出した。スヌヌ大統領首席補佐官とボスキン経済諮問委員会長官、ダーマン行政予算管理局長官が、スヌヌのオフィスに集まり、そこに呼んだモスバカーに対して激しく抗議したのである⁽³⁸⁾。ブッシュ政権初期の自由主義的傾向を示す、格好の出来事であろう。

そのようななかで、カーラ・A・ヒルズUS TR代表の言動は、目を引いた。彼女は、海外の市場開放を推進する方針を示し、そのためには「かなてこ」を使う、つまりは通商法三〇一条などの強硬策を活用する意向を明示したからである。しかし、そのヒルズUS TR代表も、最優先課題に掲げたのは、ウルグアイ・ラウンドの成功であり、つまりは自由貿易レジームの拡充であった⁽³⁹⁾。

ブッシュ政権の自由貿易主義シフトは、SIAの関係者にも感じられた。SIAは、変化した制度のもとで、政権交替にもかかわらず商務省、US TRとも関係を維持し、日本側による合意履行を求めつづけた。しかし、スーパー三〇一条の指定見送り、制裁強化に対する消極的対応は、政権の自由貿易主義的傾向を印象づけた。それだけでなく、半導体産業に対する支援策においても、政府は消極的姿勢を垣間見せ、SIAを途惑わせた。

その様相を如実に示すエピソードがある。政府と産業界代表とのある会合において、ボスキン経済諮問委員会長官が次のように発言し、SIAの関係者を驚かせたのである。「チップはチップだ。それが半導体チップであるか、ポテト・チップであるかは問題ではない。アメリカ経済にとっては同じことだ」。これを聞いたインテルのアンディ・グローブ (Andy Grove) 社長は、その怒りを示すべく、ボスキンにヴァイオリンを送りつけた。なぜヴァイオリンなのか。同封された手紙には、次のように書かれていたという。「ローマ

が焼けていた時、ネロが遊びふけて (fiddle) いたのと同じように、アメリカの半導体産業が焼けている時、あなたはヴァイオリンを弾く (fiddle) ことができるのです」⁽⁴⁰⁾。

ブッシュ政権とちょうど対照をなすかのように、連邦議会や産業界は、貿易問題に関して強硬論に傾きつつあった。それらは、貿易赤字や産業競争力に神経質になり、それに呼応して、リビジョニズム (修正主義) もしくは日本異質論と称される議論を受け入れつつあったのである。一九八〇年代末までのワシントンDCにおいて、ジェームズ・ファローズ (James Fallows)、カレル・フォン・ウォルフレン (Karel Von Wolfren)、クライド・V・プレストウィッツなどの名は、余り知られていなかった。しかしマイケル・H・アマコスト (Michael H. Armacost) は、ブッシュ政権の駐日大使の指名を受け、議会で承認を受けた際、「リビジョニストがワシントンにおいて日米関係を論じる際の用語を変えてしまっていた」ことを知り、驚いたという⁽⁴¹⁾。リビジョニズムは、ブッシュ政権の政策決定に直接影響を与えてはいない。しかし、自由貿易主義シフトをみせるブッシュ政権も、リビジョニズムの議論を用いる議会、産業界に対処する必要があり、その意味では、間接的影響を免れるのは難しかった。このリビジョニズムの議論は、これまでのS I Aの主張と重なりあう点が多かった。両者とも、日本の経済システム自体の問題性をクローズアップし、国内の構造問題を指摘していた。しかも、両者とも数値目標的なアプローチを是認していた⁽⁴²⁾。

そのようななかで、一九九〇年五月九日、ブッシュ政権が日米半導体合意に対する見解を初めて示した。この日、下院エネルギー・商業委員会の商業・消費者保護・競争力小委員会が公聴会を開き、USTRのドナルド・M・フィリップス (Donald M. Phillips) 代表補と商務省のマイケル・P・スカーズィンスキ (Michael P. Skarzynski) 次官が証言したのである。

まず、フィリップUSTR代表補は、日本の取引慣行などの構造的問題が、なおも対日市場参入を阻害していると、懸念を表明した。その市場参入の拡大策として、フィリップ代表補は、半導体合意の履行を日本側に促す方針とともに、日米間の企業提携など、産業協力を推進する方針を示した。しかも彼は、「最良のアプローチは協調的なそれであると考えている」と述べ、後者を優先する意向を明らかにした。合意履行の要求は、むしろ産業協力を日本側に迫る梃子として不可欠であり、したがって対日制裁措置は安易に解除すべきではないと、彼は主張した⁽⁴³⁾。

商務省のスカーズィンスキ次官も、USTRよりやや強硬ではあったものの、やはり日米の産業協力による対日参入促進を強調した。彼は、産業協力が「日米協定の履行は遅滞しているものの、幾らかのモメンタムを与えているところである」⁽⁴⁴⁾、という観察を示した。また、やはり産業協力の促進装置として、制裁措置が必要だと指摘した。同時に商務省は、アメリカ半導体産業の競争力強化のため、反トラスト法の緩和、キャピタル・ゲイン税の削減、研究開発における国防費の利用など、支援策を講じてゆく意向を表明した

(45)。

示された方針は、スーパー三〇一条の認定回避後の産業協力重視、ブッシュ政権の自由貿易主義シフトを、具体的に表現していた。しかし、一五ヵ月後の日米協定の期限満了後については、USTRも商務省も、立場を明示しなかった。まだ時間の余裕があっただけでなく、肝心の半導体産業に分裂が散見されたため、政府も状況を見定めにくかったのである。

3. アメリカ産業の再統一

すでに述べたように、SIAとAEAは、明白な衝突は避けながらも、対立含みの関係にあったし、新設されたCSPPは、SIAに反する主張を展開していた。しかし、これまでに築かれた官民関係の制度からすると、産業界で合意が成立すれば、それが政府に受け入れられる可能性は小さくなかった。もちろんその際、ブッシュ政権の自由貿易シフトがどのように作用するかは、定かではなかった。

実際、一九九〇年半ばになると、SIAとCSPPは意見調整を開始した。それは、ワーキング・グループを設け、日米合意後に関する共同提案を作成するという、本格的なものであった。検討作業は数か月にわたり、難航もしたものの、一〇月四日には、目的とした共同提案に合意できた⁽⁴⁶⁾。これによって、SIAとCSPP、つまりはマーチャント企業とキャプティヴ・システム企業は対立を解消し、半導体産業は再統一したのである。

共同提案は、現行の日米半導体合意を評価し、その五年間の延長を求めていた。日米合意は、ダンピングの停止と対日市場参入の改善、そのための両国間の産業協力を成果をあげたとし、その効用の持続を求めたのである。その延長にあたって、共同提案は合意の修正を要請していた。第一は、価格VERの緩和である。これは、CSPPの最大の関心事であった。共同提案は、CSPPの批判する公正市場価格を廃止し、サスペンション協定によって中断中のダンピング提訴も、撤回するよう求めた。そのうえで共同提案は、代替策として具体的にファスト・トラックの導入を提案していた。これは、日本企業に価格データの蓄積を義務づけ、ダンピングの発生時にはそれを利用することで、アメリカ政府のダンピング調査・課税をより迅速に実施する、という措置であった。その眼目は、半導体価格を人為的に操作するのではなく、早期課税の脅威を掲げることでダンピング行為を自制させる点にあった。したがってこの措置は、従来の措置よりも間接的な価格操作であり、管理貿易色を弱めていた。

第二は、VIEの猶予であった。やはり、日本市場におけるシェア二〇%を期待値を掲げたものの、その期限を一年間後の一九九二年末に猶予したのである。九三年以後についても「数量的目標」の設定を求めたものの、具体的数値は提示しなかった。すなわち、数値の引き上げは避けた。また、一九九二年末にシェア二〇%が達成されない場合について、

共同提案は「適切な措置」をとるよう求めたものの、制裁措置を明示しなかった点では穏健さを示していた⁽⁴⁷⁾。

このように共同提案は、マーチャント企業の強硬論をキャプティブ・システム企業が緩和したことを示していた。先の日米半導体摩擦の際と、同様の構図である。このことは、S I Aが共同提案の後に発表した報告書において、立場の転換を示したことに伺えた⁽⁴⁸⁾。

この報告書は今後の対応について、三つの選択肢を提示していた。すなわち、(1)何もしない、(2)制裁措置の強化、(3)協定の延長である。報告書は(1)について、アメリカの貿易政策の信頼性を損なうとし、これを否定した。(2)については、半導体協定におけるアメリカの権利を日本側に伝え、貿易政策の信頼性を保つ点で、評価した。S I Aが先に制裁強化を主張したのは、そのためにほかならなかった。しかし今回、S I Aは、(2)が日米関係を傷つけ、産業協力による市場参入を阻害する、という立場をとった。報告書はむしろ、日本側が対日参入を促進するため、「重大かつ増大する努力」を傾注しているとし、これに評価を与えていた。この日本側の努力を刺激する手段として、報告書は、(3)を支持したのである。ただし報告書は、CSPP共同提案と異なり、延長する協定が制裁規定を必要を指摘している。とはいえ、S I Aの内部では、日米間の産業協力が進展しているなかで、制裁の再発動は難しいとする考えが広がっていた⁽⁴⁹⁾。

こうして半導体産業は再統一した。この再統一にあたって、どのアクターも変化した政策アイデアや官民関係自体を問い直しはしなかった点、争点は、その範囲内で日米合意の運用法や矛盾への対処にあったのである。半導体産業内の対立、再統一の過程は、制度の部分的な不安定性が表面化し、それに手当てすることで、制度を安定化する意味をもったといえる。

半導体産業が再統一されると、S I AとCSPPは、その意義を強調し、日米合意の延長の必要性を訴えていった。一九九一年三月の下院外交委員会国際経済政策・貿易小委員会の公聴会には、テキサス・インスツルメンツのジェームズ・ピーターマン（James Peterman）が、今回の産業連合を「合衆国の技術的リーダーシップを維持するために必要な、産業協力の一つのモデル」とまで表現した⁽⁵⁰⁾。S I AとCSPPは、他の主要な電子産業団体にも連携を呼びかけていった。AEA、E I A（電子産業協会）、CBEMA（コンピュータ・ビジネス機器製造業者協会）、ADAPSO（コンピュータ・ソフトウェア・サービス産業協会）、CCIA（コンピュータ・通信産業協会）、ERA（電子企業代表協会）などが、その対象となった。S I AとCSPPの努力が功を奏してか、これらの機関は、次々にS I A・CSPP共同提案の支持を表明していった⁽⁵¹⁾。

共同提案は、ブッシュ政権に伝えられた⁽⁵²⁾。S I AはCSPPとともに、商務省とUSTRに提案に応じるよう、要請を重ねた。しかしブッシュ政権は慎重だった。一二月二〇日、リン・ウィリアムズ（Linn Williams）USTR次席代表は、『ウォール・ストリート・ジャーナル』紙に「合衆国と日本は、新協定を含めてオープン・マインドを維持す

べきである」と語り、協定延長を示唆しながらも、態度の表明を避けている⁽⁵³⁾。後に述べるように、日米の政府が交渉を開始するまで、約一ヵ月後に迫っていた。

この少し後、USTRと商務省は、SIA・CSPP共同提案に基づいて対日交渉を進める方針を決めた。共同提案は、産業界の統一的な提案であっただけでなく、従来の日米合意に較べて管理貿易色を緩和しており、ブッシュ政権に受け入れやすくもあった。それに制度も、無視できない作用をした。すでに主要な関係者が一定の政策アイデアを受容し、これに基づいて一定のアクター関係が成立していた。従来からの問題について、再度新たな政策アイデアを考案し、新たな連合を形成するコスト、リスクは余りに高かった。政府内では、共同提案の代案はほとんど検討されず、議論の焦点は、先の日米合意をどのように修正するかにあった⁽⁵⁴⁾。

ブッシュ政権にとっても、日本の国内構造問題にどう対応するかは、難問でありつづけた。レーガン政権と同じく、自由貿易レジームも他の前例も決定的な解決策にならないなかで、有効な対応策は見当らなかった。実際、ヒルズUSTR代表は、議会でそのような対応策を質問された際、検討中だという以上の返答をできなかった⁽⁵⁵⁾。

だからといって、ブッシュ政権のUSTR、商務省が、直ちに半導体分野のVER・VIEサブ・レジームに従い、とくに数値目標的措置のアイデアをストレートに受け入れたわけではなかった。対日協議をリードしたUSTR次席代表のリン・ウィリアムズでさえ、個人的には数値目標の考え方に抵抗感を抱いた。その彼も、一端成立した一九八六年合意は完全に実行されなければならないとは、考えていた⁽⁵⁶⁾。

こうしてUSTRと商務省は、共同提案を出発点とした。その際、彼等はシェア二〇%の数値を「ベンチマーク (benchmark)」と位置づけた。ベンチマークとは、数値の達成を「保証」する必要はないものの、日本側の努力を判断する指標を意味した⁽⁵⁷⁾。いうまでもなく、これまでの数値目標論争、とりわけその拘束力をめぐる議論をふまえ、「目標ではない数値」を明確化しようとする試みであった。

自ら疑念を感じたほどであるから、ウィリアムズ次席代表はもとより、USTRのスタッフは、今回の対日協議についても政府内の抵抗を予想せざるをえなかった。スヌヌ大統領首席補佐官やボスキン経済諮問委員会委員長などは、ベンチマークであっても数値目標的な措置を是認するはずがないと思われた。そのためUSTRは、半導体問題が閣僚級のEPCで本格的に議論されないよう、下位レベルで密かにコンセンサスを形成して対日協議を進めた⁽⁵⁸⁾。

4. 日本の官民再調整

ブッシュ政権の誕生に一年あまり遅れて、一九九〇年二月、日本に海部俊樹内閣が成立した。海部内閣は、成立の直後にブッシュ政権から日米構造問題協議の提案を受けたのを

皮切りに、対米摩擦への対応に苦慮することになる。構造問題協議では、少なくともその最終局面においては、海部首相自身が合意形成をリードし、官邸で石原信雄内閣官房副長官が関係官庁の全体的調整を指揮した⁽⁵⁹⁾。しかし、このようなトップの関与は、当時の日米経済摩擦ではむしろ例外であった。この時は、ブッシュ大統領が首脳会談や“ブッシュホン”と称された電話連絡によって、海部首相に直にリーダーシップを求めたし、トップでの調整なしには合意が成立しないほど、多数の官庁や自民党議員が協議に関与した。

日本では、首相や閣僚の交替が、経済摩擦に明白な影響を与えることは少なく、官僚主導を基本とする。ただし、半導体問題については、一時的にせよ通産大臣の存在が大きく影を落とした。というのも、第一次海部内閣の武藤嘉文通産相が、日米半導体合意に極めて批判的だったのである。武藤嘉文は、自民党政務調査会の商工部会長を務めたほどの商工族の重鎮であり、通産大臣の就任は当然視された。同時に彼は、政界で「一言居士」と称されるなど、自説を強く主張する人物でもあった。その自説として、武藤通産相は、通産官僚に対して「われわれは自由主義経済論者だ。君たちも自由貿易を口にするではないか。なぜ、こんな協定を結ぶ必要があるんだ」と、半導体合意に批判的であった⁽⁶⁰⁾。武藤通産相は、来日したモスバカー商務長官に対して、半導体協定を破棄する意向を伝えるほどだった。自らが「ケムたい大臣」とみられたことは、武藤自身も自覚していた⁽⁶¹⁾。

その武藤も、一九九〇年十二月の内閣改造によって閣外に去った。後任になった中尾栄一は、すでに半導体合意の延長問題が「最大の課題」になっていることを知る⁽⁶²⁾。通産省が対応を本格化するのには、それ以降である。今度の通産相は、武藤とは対照的に、農林族に属し、自民党の中小企業調査会副会長、対外経済協力特別委員会委員長などを務めたとはいえ、通商問題の経験は豊富ではなかった。しかし、これも武藤とは対照的に、すぐに通産省と良好な関係を結んだ。後に中尾は、その著書において「自分が通産省の出身であるような気がしてなりません」と記しているほどである⁽⁶³⁾。

こうなると通産官僚は、馴れ親しんだ方法で、つまりは制度化した政策アイデアと官民関係に基づいて、対応に乗り出すことになった。その際、通産省にとって問題だったのは、制度の安定性に依拠しながらも、その不安定性にどう対処するかだった。すでにみたように、官民関係は基本的に存続していたとはいえ、半導体合意の履行とサイドレターの存否をめぐる、亀裂が生じていた。また政策アイデアにおいても、これまでの政府支援による産業発展、行政指導などのコンセプトに、傷がついていた。通産省では、やはり原局の機械情報産業局が政策決定を主導したものの、先の半導体協議の苦い教訓からか、省内の通商政策局、外務省の経済局・北米局とも慎重に調整しながら対応した。今回は、政府内に顕著な意見対立は認められない。

こうして通産省は、来るべき対米協議では、まず半導体合意の延長は必要なく、産業協力の促進によって対応すべきだと、主張することにした。もはやダンピングが発生する恐れはなく、対日市場参入は産業協力によって進展傾向が定着している、というのがその根

拠であった。この主張は、日米合意の厳格さを緩和するうえで有利に働くと考えられたし、国内外の批判、半導体産業の不満を懐柔するうえでも、プラスに作用すると考えられた。もっとも通産省では、この主張がアメリカ側にそのまま受け入れられるとは、考えていなかった。通産省は、S I Aがまだ未達成とみる日米合意を手放すはずはなく、大統領選挙を控えているブッシュ政権も、これに応じる可能性が高いと観測していた⁽⁶⁴⁾。

したがって通産省は、政府間協定の延長を是認する方針であった。それは他面で、通産省の自信の現われ、正当性の主張でもあった。というのも、通産省の大勢は、先の日米半導体合意は、なお妥当性をもっていると判断していたのである。彼等は、ダンピング防止と対日参入拡大を図るために、日米半導体産業の努力を政府として促す、という政策アイデアに誤りはないとみていた。また、政府間協定だけでなくサイドレターも、その内容を慎重に規定しており、多くの批判は当たらないと感じていた⁽⁶⁵⁾。それは、先の日米合意をリードした棚橋裕治機械情報産業局次長（当時）が、事務次官のポストにおり、また先の摩擦には余り関与しなかったものの、当時の通商政策局次長、渡辺修も通商政策局長の席にあったためでもあった。

このため通産省は、新たな日米合意では、先のサイドレターの内容を公式の政府協定に、誤解のないよう明記する心算であった。もちろん、先の日米合意に全く問題がなかったとは、通産省の担当者も考えていなかった。その第一は、合意の重要な部分をサイドレター化した点である。そのため通産省は、批判に耐えうる合意内容をもちながらも、国内外の批判やアメリカ側の曲解（と通産省のみる議論）に反論できなかつたと感じていた。一九八六年当時の黒田真通産審議官も、後に「反省された点」と述懐している⁽⁶⁶⁾。

第二に、シェア二〇%の位置づけが曖昧だった点も、反省点だった。先の合意でも、日本政府側は、シェア二〇%の達成を、政府として保証したとは考えていなかった。しかし、S I Aとアメリカ政府はそのように理解したため、通産省の担当者達の表現を用いれば、この数値が「ひとり歩き」してしまった⁽⁶⁷⁾。このような事態を避けるため、通産省は、達成の保証を明確に否定する文言を、新協定に付加する方針であった。

第三の反省点は、半導体産業界との関係悪化であった。通産省としても、先の日米合意の履行過程で官民間に亀裂が生じたことを、重く受け取っていた。関係の悪化は、今後の行政指導の有効性に関わるし、他の産業に対する悪影響も懸念された。右に述べたサイドレターの内容の明記、二〇%の保証の否定、それにダンピング防止策の緩和は、官民関係の正常化に資すると考えられた。さらに通産省では、先の日米合意以上に産業界の役割を前面に出し（先の合意でも、通産省は、問題解決の主体は政府でなく、産業界だという立場をとっていた）、対日参入状況の評価についても、産業界の判断を加えようと考えていた。

中尾通産相も、このような通産省の立場に同感であった。彼の著書によると、中尾は、日米の産業協力が進展して市場参入を促進している事実に着目し、それを促進するには、

「協定というものがどうしても必要というわけではない。むしろ、協定なしでこのような協力が進むというのが理想的な姿である」と考えたという。しかし中尾は、S I Aの影響力や大統領選挙などに鑑み、「協定という形をとるか否かはともかく、米国の要請に前向きに対応すること、その際に、かつてのように約束したか否かというような議論が出ることはないように、その点をはっきりさせること」を指示したという⁽⁶⁸⁾。

他方の半導体産業の立場は、政府間協議を前にした一九九〇年十二月十四日に、明らかになった。日本電子機械工業会が、S I Aとの半導体産業会合において、日米合意の期限満了後に関する考えを表明したのである。すなわち日本電子機械工業会は、日米半導体合意のもとで進展した産業協力を評価するとともに、この産業協力によって、もはや政府間協定が形骸化していると指摘した。また、協定と制裁措置の政治的圧力は、むしろ産業協力を阻害していると主張した。この観点から日本電子機械工業会は、政府間協定はもとより、制裁措置とダンピング提訴のサスペンション協定を撤廃するよう求めた。それらを産業協力の枠組みで代替すべきだ、というのが日本電子機械工業会の主張であった。このため同工業会は、政府間協定がなくとも、協定の諸目的にコミットしつづける方針を示し、そのためにデザイン・イン、セミナー、商談会、業界協議などを活用する案を明らかにした。この時、日本電子機械工業会はS I A・C S P P共同提案のダンピング防止策にも言及し、それが日米の企業を差別的に扱っている点、政府間協定に馴染まない点などを指摘し、反対を表明した⁽⁶⁹⁾。

この見解は、産業界の自律性を表現しているかにみえる。また通産省は、今回は産業界とより緊密に連絡をとって、協議を進める意向であった。かといって、官民が同等の立場に立つわけではなかったし、産業界の声を通産省がどの程度反映するか、定かではなかった。なおも「業界は勝手に、米国の業界に対抗して新たな案をつくるわけにはいかない」状況であった⁽⁷⁰⁾。産業界の一見自律的な主張も、通産省が対米協議に役立つと判断したからこそ、双方の間で綿密に調整したうえで表明されたのである⁽⁷¹⁾。日本電子機械工業会も、先の日米合意に対する不満は強かったものの、内心、合意の延長は止むをえないとみていた。S I Aやアメリカ政府は、対日参入が不十分だと強硬に主張していたし、S I Aが一旦獲得した合意を放棄、断念する材料は見当らなかった。

以上のように、日米の主要関係者の立場は、相違もあったものの、ある程度まで収斂してきていた。日米の産業団体と主導的官庁が、産業協力の進展を重視し、その促進によって市場参入問題に対応しようとしていた。また、そのために政府間協定の延長は必要、もしくは止むをえないとみていた。しかし双方とも、より穏健な内容にする必要があると考えていた。したがって、新たな政策アイデアを問い質すアクター、それに代わる政策アイデアを提起し、新たなアクター連合を目指すアクターは、反発の強い日本にさえ現われなかった。両国で制度の不安定性が顕在化したものの、関係者間の意見調整、日米合意の修正案の構想、つまりは政策アイデアと官民関係の修正によって緩和し、制度は安定

性を強めたのである。

こうなると、一九九一年一月にはじまる政府間協議は、かつてほど対立的、長期的にはなりそうになかった。それでも、保証なきシェア二〇%をどのように位置づけるのか、政府の役割をどのように定義するのかは、自明ではなかった。この争点をめぐって、両国政府は今回も、神学論争を免れられなかった。

5. 協定修正の政府間協議

(1)保証なき指標の模索

一九九一年一月二五日、日米両国の政府はワシントンで会合をもち、山積する通商問題にどう対応すべきか、協議した。ここでアメリカ側は、半導体合意の延長問題について、政府間協議の開始を正式に要請し、同時にさっそく基本的な立場を提示した。すなわち、リン・ウィリアムズUSTR次席代表などは、現行協定の終了後も「新たなフレームワーク」が必要である点、それは政府の関与を伴うものとする点を主張したのである。さらに彼等は、その「新たなフレームワーク」について、SIA・CSPP共同提案を具体的にあげ、その「ラインに沿った」ものが好ましいと述べた⁽⁷²⁾。

日本側の牧野努通産省機械情報産業局次長などは、当初の方針どおり、もはや政府間協定の必要性は認められないと応答した。仮に「新たなフレームワーク」が必要だとしても、政府関与を伴う必要はなく、産業協力を謳う内容にとどめるべきだ、と彼等はつづけた。また日本側は、とくに数値目標的措置に言及し、新たな制裁の発動につながるような措置は絶対に認められないと、釘をさした。同時に、現行の制裁関税についても撤廃すべきであるとし、それを合意の前提条件に据えた⁽⁷³⁾。このように日本側は強い態度を示したものの、協議続行の要請には応じた。

それから一ヵ月を置いて、二月二四日に第一回協議が開催された。アメリカ側からはフィリップスUSTR代表補、リチャーズ(Richards)USTR情報産業課長、ダン(Dunn)商務次官補代理などが参加し、日本側からは、機械情報産業局次長の牧野努、機械情報産業局米州大洋州課長の河野博文などが出席した。双方は、現行協定の成果について詳細に検討し、両国の産業協力によって市場参加が進展した点、ダンピングが停止した点などで、協定の成果を確認した。しかしアメリカ側は、一層の努力の必要性を強調した。ここで日本側は、早くも現行協定の期限満了後も何らかの「フレームワーク」を設ける点、そこに一定の政府関与を認める点に同意している⁽⁷⁴⁾。すでに双方は、産業協力こそが重要で、政府の役割はそれを促進することにあるとする点で、事実上の認識の一致をみていた。

この認識に基づいて、双方は、一九八六年の政府間協定を踏襲し、両国政府が、自国産業に協力関係の必要性を認識させ、両国企業間の「長期的関係」の促進に向けて支援を提

供する線で、協定を更新しようとした。この点については、さほど議論が難航することなく、両国の意見は収斂していった。その際の「長期的関係」は、元来はアメリカ側が日本の国内構造問題に対処するという含意を込めて提起していたものの、今回のアメリカ側は、それを強調することはなく、概念自体の議論はとくになかったという⁽⁷⁵⁾。「長期的関係」の概念は、八六年合意の実施過程を通じて、市場参入のための単なる産業協力と同義になっていたのである。この概念の変化、定着も、両国の合意形成を容易にした。

しかし、「フレームワーク」における政府関与の規定について、議論が数値目標的な措置に及ぶと、両国政府の議論は難航せざるをえなかった。

こうなると、S I Aが今回も協議に影響を及ぼすべく、議会に公聴会の開催を求めた。このため、つづく第二回政府間協議に合わせて、二つの公聴会が実現した。三月二〇日に下院外交委員会の国際経済政策・貿易小委員会、その二日後には上院財政委員会の国際貿易小委員会が、公聴会を開催したのである。これらにおいて、ジェームズ・ピーターマン（テキサス・インスツルメンツ副社長）とマイケル・C・メイバック（Michael C. Maiback）（インテル取締役）等が、S I Aの立場を改めて披瀝した。彼等は異口同音に、シェア二〇%の達成を保証する必要を否定し、しかし、この数値を指標として明確化しよう主張した⁽⁷⁶⁾。これは、ブッシュ政権の掲げる「ベンチマーク」と呼応する要求であり、アメリカ側の統一的な立場を示す格好になった。しかし、保証のない指標とは。保証でないのであれば、達成されない場合にどうするのか。何もしないのであれば、政府間合意は紳士協定的な意味にとどまる。両国政府は協議において、この“保証なき指標”の具体化に取り組むことになる。数値目標の政策アイディアの難点は、容易には解消しなかったのである。

右の公聴会では、半導体問題や対日貿易問題に熱心な上院議員も、発言、証言を開陳した。彼等は、今回も当事者のS I Aほど詳細な議論は示さなかったものの、S I Aを後押しする主張を展開した。例えば、マックス・ボークス（Max Baucus）上院議員は、「最も重要」な点として、新協定がシェア二〇%の目標値を伴い、対日参入を確保するよう要求した⁽⁷⁷⁾。対日強硬派として名を馳せたジョン・C・ダンフォース上院議員は、新協定が日本側の履行状況を計測できるよう、厳しく求めた⁽⁷⁸⁾。

このような国内状況を背景に、アメリカ政府は、第二回協議で数値目標的措置に関する要求を提示した。それは、シェア二〇%を明記する、しかし、その達成を保証する必要はない、といったシンプルなものだった。アメリカ側は、当初の方針どおり、この数値を「ベンチマーク」とし、日本側の市場開放に対する努力を判断する際の、指標に位置づける意向を示したのである⁽⁷⁹⁾。しかし日本側は、数値がかつてのように「ひとり歩き」する可能性を指摘し、それが新たな制裁を招く事態に懸念を表明した。双方の議論はなかなか噛み合わなかった。この議論の齟齬は、“保証なき指標”の難しさを物語っていた。しかし、他方のダンピング問題では前進がみられた。アメリカ側が、すでにS I A・CSPP

共同提案で知られていたファスト・トラックを正式に提案し、日本側が、これに一定の理解を示したのである。

この協議から余り間隔をおかずに、両国政府は第三回協議を開いた。二日後の四月四日、日本政府は海部俊樹首相の訪米を予定しており、その露払いの意味があったのは明らかであった。というのも、この頃の日米関係は、湾岸戦争への対応をめぐって緊張しており、日本政府は関係の安定化を最優先していたのである。これに先立つ二月二七日、ブッシュ大統領は、湾岸戦争における勝利宣言を行った。対照的に日本政府は、この戦争に関して多額の緊急支援金を提供したにもかかわらず、この貢献策は「遅すぎ、少なすぎる」日本の対応の典型のように受け取られた⁽⁸⁰⁾。アメリカ連邦議会では、日本を批判する議論が浮上し、政府内にも失望感が広がっていた。今回の日米首脳会談は、この批判や不満を鎮静化するものでなければならず、したがって、経済問題における軋轢は最大限回避しなければならなかった。

議会では、半導体問題についても、少なからぬ対日不満があった。この問題に関心を示していたマックス・ボークス上院議員等は、大統領に書簡を書き送り、貿易問題を最優先するよう要請するとともに、貿易の個別問題を取り上げるのであれば、第一に半導体を対象とするよう求めていた⁽⁸¹⁾。半導体協議に対する不満は、ブッシュ政権のスタッフにもあった。対日協議の担当者は、日本側の譲歩がまだまだ不十分だと感じていた⁽⁸²⁾。

したがって、四月二日の第三回政府間協議は、初めて次官級で開催され、通産省の鈴木直道審議官とUSTRのウィリアム次席代表が出席した。ここで双方は、ダンピング防止策について、ファスト・トラックの導入で大筋の合意をみた。日本の輸出企業が、対米半導体輸出に関する資料を収集、保管し、アメリカでダンピング調査が実施される場合、十四日以内に商務省に資料を提出するよう、日本政府が「勸奨」することになったのである。この資料収集は、企業別、品目別に、原価と国内価格、輸出価格について、極めて詳細なものとなった。まだ、資料収集・保管とその提出について、具体的な手続き、対象とする品目など、詰めるべき争点は残っていたものの、それは技術的性格が強いため、後の協議に委ねることになった。第三国市場でのダンピング防止、ダンピングのサスペンション協定の改廃なども、残っていた。

より困難な市場参入問題でも、方向性がみえてきた。双方は、次の二点において合意を模索し始めたのである。第一は、シェア二〇%を指標とし、それを政府間協定に規定する点である。第二は、その数値の達成を保証せず、したがって制裁発動の根拠としないよう、協定に明記する点であった⁽⁸³⁾。通産省の当初の見通しどおりの展開であり、同時に、アメリカ側の「ベンチマーク」の構想とも合致していた。

こうした“保証なき指標”に関連して、通産省は、指標の多元化を提案した。その最大の目的は、シェア二〇%がアメリカ側の判断のもとで「ひとり歩き」し、制裁に至るような事象を、牽制することにあった。また、指標の多元化は、日米産業間の協力が進展

し、それが対日参入の原動力となっているなかで、これについても指標を設けることには合理性があると、通産省では考えていた⁽⁸⁴⁾。指標の多元化は、アメリカ側にとっても、検討に値する提案であった。すでにUSTRも、日本側がシェア二〇%以外の指標を提起するのであれば、それを検討する意向を示していた⁽⁸⁵⁾。管理貿易的性格の緩和、政府内外の批判への対応は、アメリカ側にとっても必要だったのである。

しかし、指標の多元化は、シェア二〇%の相対化を招きうる。というよりも、それが日本側の主眼であった。SIAも警戒感を抱き、それをUSTRに伝えた⁽⁸⁶⁾。アメリカ側は、過度の相対化に警戒し、シェア二〇%を最大の指標に位置づけて尊重する必要を訴えた。

このように、半導体協議は一定の前進をみだし、他の経済問題についても、両国政府は一応の成果を獲得できた。それもあってか、日米首脳会議は、実質的成果には乏しかったとはいえ、湾岸戦争以来の政治的緊張を緩和するものとなった。海部首相をはじめ日本の政府首脳は、ブッシュ大統領から日米の協調的関係を確認でき、また「グローバル・パートナーシップ」を称揚できて、安堵した⁽⁸⁷⁾。とはいえ日本側は、首脳会談では周辺の争点であったはずの経済問題について、会談後の大統領声明に驚かせられることになる。もちろん海部・ブッシュ会談は、経済問題についても議論していたものの、日本側としては、それほど比重を置いたつもりはなかった。しかしブッシュ大統領の声明は、日米間の経済協議に「前進」を求め、しかも具体的に自動車・自動車部品、建設とともに、半導体を明示したのである⁽⁸⁸⁾。半導体協議の前進は、ブッシュ政権を満足させるものではなかったのである。

(2)国内の調整

日本国内では、通産省機械情報産業局電子機器課が日本電子機械工業会と各社に接触し、対米協議の方針について意見交換をつづけていた。すでに二月始めには、通産省側が日本電子機械工業会に対して、日米協定の延長が予想される点、それにシェア二〇%を明記するのはやむをえない点について、観測を伝えていた⁽⁸⁹⁾。これは、両国政府間で第一回協議を開催する以前の時点である。日本政府はまだ、協定延長の拒否を表明している段階であり、前回の半導体摩擦の際とは対照的に、極めて早い打診であった。通産省は明らかに、産業界に生じた不満、官民関係の緊張を負の教訓とし、関係の修復を意図していた。しかも通産省機械情報産業局は、日本電子機械工業会に対してシェア二〇%以外の指標を提案するよう、求めていた。これを受けて日本電子機械工業会は、通産省がやむをえないとするシェア二〇%の設定を承認する一方で、他の指標として、日米間のデザイン・イン、ジョイント・ベンチャーの件数、貿易使節団の派遣件数、販売窓口の設置率、商談会への平均出席率など、十項目を提示した⁽⁹⁰⁾。これらの指標は、一見すると些末なものを含ん

でいる感がある。しかしこれらは、アメリカ側の責任を折り込み、日本電子機械工業会も判断を加えられる点で、日本電子機械工業会にとって重要な意味をもっていた。半導体産業は、なおも通産省から過度に自律的な行動はとりがたいと感じていたものの、かつてのように通産省の独走を許してはならないとも、考えるようになっていた。先の第三回政府間協議で日本側が、指標の多元化をアメリカ側に要請したのは、この日本電子機械工業会の提案を背景にしていた。

日本で官民関係の修復が、どうにか進みつつあったのに対して、アメリカでは、緊密化した官民関係が安定的に推移していた。S I AとCSPPの共同提案以来、半導体企業はほぼ一体的な行動をとり、USTRと商務省に対して要請を伝え、技術的問題について情報を提供した。USTRや商務省は、この官民関係によって、対日協議に必要な情報、知見の提供を受けられたものの、同時に、対日協議で安易な妥協はしがたくもなった。

またこの頃には、S I Aの所属企業が、新たな対日圧力に発展しかねない行動をとった。産業競争力強化に取り組むSEMATECHが、日本の半導体装置企業による売り渋りや高値取引を指摘し、ベンツェン下院議員がこれを取り上げたのである。このためベンツェン議員は、議会の会計検査院に実態調査を求めたものの⁽⁹¹⁾、すぐに意外な鎮静化をみせた。間もなくアメリカのSEMI（半導体製造装置・材料協会）が、ベンツェン議員に対する反論書を公表し、それを事実無根として否定したのである⁽⁹²⁾。SEMIは、これまでの半導体摩擦においても、一貫して自由貿易主義の不可侵性を表明し、S I Aの主張などに反対してきた。その政治的影響力は限られていたものの、新たな問題の広がり食い止める役割は果たしたのである。

(3)最終合意に向けて

日米首脳会談の後、両国政府は五月中の決着を目指して、半導体協議を加速した。これは、ブッシュ大統領の指摘があったという以上に、協議がかなりの進展をみ、議論が煮詰まってきたためであった⁽⁹³⁾。

まず両国は、四月二三日から二六日まで、事務レベル協議と次官級協議を相次いで開いた。この時、日本側は、ついに市場参入問題に関する提案を示した。それは、通産省の基本構想どおり、先のサイドレターの内容を踏襲し、シェア二〇%の追求を受け入れる一方で、この数値の達成を保証しない旨を明記し、それ以外の指標を盛り込んでいた⁽⁹⁴⁾。シェア二〇%の規定は、一九八六年のサイドレターのままではなく、その際の日本案（外務省案）の実現を改めて目指していた。すなわち日本提案は、シェア二〇%を「合衆国半導体産業界の期待」ではなく、「合衆国半導体産業が期待していること」を、日本政府が認識、実現すると考え、それを歓迎するとしていた。シェア二〇%は、実現すべき「合理的期待」（S I A）ではなく、単にアメリカ産業が一方的に期待している、任意の数値と

いう扱いにしたのである⁽⁹⁵⁾。

また日本提案は、数値達成の保証を否定するために、右の規定が、シェアを保証するものではなく、さらに「最高値または最低値を構成するものでない」としていた。後者の点は、前者の保証の否定と同じ主旨であり、これをより具体的に表現したものであった。すなわち、市場の作用を前提とするから、二〇%を越えないわけでも（最低値）、また二〇%に達すればそれで良いというわけでもない（最高値）、という意味だった⁽⁹⁶⁾。

この日本提案について、牧野努機械情報産業局次長、吹澤正憲機械情報産業局電子機器課長などは、日本提案の妥当性を主張した。しかしアメリカ側は、シェア二〇%に対する日本政府の明確なコミットメントを求めた。すでにアメリカ側は、シェア二〇%の保証は必要ないとしていたものの、やはりこの数値は、当然のように実現するものでなければならなかったのである。この協議の最中、J・マイケル・ファーレン（J. Michael Farren）商務次官は下院エネルギー・商業委員会の商業・消費者保護・競争力小委員会で証言し、「我々は、日本におけるシェア二〇%の達成を目標にしている」と語っている。この問題は、シェア二〇%の達成時期、達成後の指標、またシェアの計算方法、シェア以外の指標との関係などに関連し、議論は難航せざるをえなかった。右の公聴会において、ファーレン商務次官は、「率直に言って、我々が望んでいた進展はみられない」と指摘した⁽⁹⁷⁾。

これに対してダンピング問題は技術的性格が強く、議論は比較的円滑に進展した。ファスト・トラックとそのためデータ収集の手続き、対象品目などについて、詰めの作業が進んだのである。

五月六日からの第五回協議では、ダンピングに関して、アメリカ側がこれまでの断片的な主張をまとめ、改めて提案を行った。それは、一九八六年の協議でも争点となり、また協定の実施過程でも問題化した、第三国市場でのダンピング対応策であった。アメリカ提案は、日本の第三国向け輸出にダンピングが発生した場合に、アメリカ政府が第三国政府にこれを通知、調査を要請し、日本政府はこの調査に協力する義務を負う、という内容であった⁽⁹⁸⁾。この片務的内容に、日本側は反発した。調整は極めて難航したものの、結局両国は、第三国によるダンピング調査に対する協力を、双務的に規定する線で調整を図った。すなわち両国は、第三国市場でのダンピングについて、自由貿易レジーム（GATT規約およびダンピング・コード）に基づく権利をもつとし、それに基づいて第三国がダンピング手続きをとれば、日米が第三国に「迅速に資料を提出することの重要性を認識する」ことで、決着するのである⁽⁹⁹⁾。また、第三国市場でのダンピングに関して、アメリカ企業がこれによる被害を受けたとし、提訴した場合には、提訴による解決ではなく、政府間で緊急協議による対応を優先するものとなった。

(4) サイドレターの公式化

こうして残る最大の争点は、今回も市場参入策、とくに数値の位置づけになった。予定する五月中の決着は、微妙であった。五月一七日から十九日の第六回協議で、両国はぎりぎりの調整を図り、さらに六月始めにかけて、溝を埋める試みをつづけた。

こうして、まずシェア二〇%の規定については、アメリカの意向を反映して、一九九二年末までに二〇%を越えることとした。しかし同時に、日本提案のとおり、これはアメリカ産業の期待ではなく、アメリカ産業が期待していることとし、日本政府がこれを認識し、実現しようと考え、この実現を歓迎することになった。一九八六年の外務省条約局の案は、五年を経て実現したのである。また、シェア二〇%について、これを保証しない点、「最高値または最低値を構成するものでない」とする点でも合意した。

二〇%達成後の数値に関しては、具体的に設定せず、市場参入の改善が五年間の全協定期間にわたって、「漸進的かつ着実なもの (gradual and steady)」にすべき、という表現を設けるにとどめた。これは一九八六年協定にもある表現であり、日本側も受け入れられた。アメリカ側は、これを二〇%達成後も、市場参入が同様のペースで進展すべきものと解した⁽¹⁰⁰⁾。

他の指標については、シェアに「特別な注意」を払うものとしたうえで、デザイン・インをはじめとする「他の重要な量的及び質的要素」を、市場参入を評価する際に「特に考慮」するものとした。日本側は、この「質的要素」として、計量しがたい日米産業の努力、需給に関連する不確定要因を考慮する必要を訴えていた。これについては、さらに別の規定で、産業や政府の努力、競争力要因なども評価に入れることにした⁽¹⁰¹⁾。

もう一つ、日本側の提案で実現したのは、産業界の専門家を含んだ作業部会である。日本政府は、市場参入状況の評価について、産業界の意向や知見が重要だと主張し、この評価にあたる作業部会は、両国の政府と産業界の双方の専門家で構成することになった。

しかし、シェアの計算方法については、合意できなかった。日本側は、企業の多国籍化に対応すべきあり、キャプティヴ（自社内消費。アメリカ企業の日本子会社が、アメリカ本社から半導体を輸入する場合など）や外国ブランド製品（いわゆるOEM製品。日本製半導体半製品が、アメリカ企業に輸出され、そのアメリカ・ブランドの半導体となって、日本に輸入される場合など）を、外国製半導体としてシェアの計算に含めるよう、主張した。しかしアメリカ側は、そうすればすでに二〇%に達してしまうとし、半導体の最終組み立て地（企業の国籍）を基準にする立場に固執した。結局、両国政府は、二つの計算式を併用することで妥協する。

他の争点でも、意見対立がどうにか調整されていった。協定の期限は、日本側が三年間、アメリカ側が五年間を主張していた。これは、期限を五年間とし、三年後に存廃を見なおすことで、決着した。より重要だったのは、協定の法的位置づけであった。一九八六年協定は、アメリカの通商法三〇一条に基づく協定であり、そのために履行違反に対して制裁措置が発動された。したがって、アメリカ側は前協定と同様の法的位置を求め、日本側は

三〇一条と切り離すよう繰り返し主張した。これについて両国は、通商法三〇一条に基づく協定とはしない一方、ダンピング調査については、アメリカ側が完全な権利を維持するものとした。また、日本側は現行の制裁措置について、撤回を強く求め、これを合意の条件とした。しかしアメリカ側は、これらに対日圧力の梃子に用いており、容易に譲歩しようとはしなかった。ダンピングのサスペンション協定についても、日本側は全協定の撤廃、ダンピング調査の終了を求めたものの、アメリカ側はE PROMについてはのみ、サスペンション協定の改正延長を求めた。

こうして両国政府は、徐々ではあるものの溝を埋めていった。とはいえ、目処とした五月中に、合意は成立しなかった。日本電子機械工業会とS I Aは、政府間合意が成立すれば産業レベルの会合を開催し、共同声明を発表する段取りにしていた。これは、両国の政府と産業界で合意されていたもので、今回の政府間協定が産業協力の推進を主眼にしていたため、その具体策を産業レベルで検討、発表し、政府間合意を補完する予定であった。政府間協議の遅れは、両国の産業界に不安を与えずにはいなかった⁽¹⁰²⁾。

それでも、五月下旬までには、両国政府は合意の草案を作成できた。今回の草案は、サイドレターの文書を伴っていなかった。かつての失敗を繰り返そうとは、関係者の誰も考えなかったのである⁽¹⁰³⁾。

草案に対する政府内の了承は、日本では一般的に容易であるものの、アメリカではそうではなかった。リン・ウィリアムズUSTR次席代表が、カーラ・ヒルズの承認を得て、合意草案をEPC（経済政策委員会）に提出した際、彼は反対論の噴出を懸念していた。ウィリアムズは、とりわけダーマン行政管理予算局長やスヌヌ大統領首席補佐官が反対しないか、さらに彼らがブッシュ大統領を説得してはいないか、憂慮したのである⁽¹¹⁴⁾。草案は、一九八六年の日米合意に較べれば、シェア二〇%の位置づけにせよ、ダンピング防止のファスト・トラックにせよ、相対的に管理貿易色を弱めていた。とはいえ、USTRは対日協議を限られたスタッフで推進し、その内容について自由貿易派との対決を避けてきたためであった⁽¹⁰⁵⁾。しかし、ウィリアムズ等の心配は杞憂に終わった。大統領経済諮問委員会のジョン・テイラー（John Taylor）でさえ、後に新聞に対して、新協定は「ブッシュ政権のより自由な貿易への欲求を反映しており、一九八六年協定よりも良い仕事だ」と語った⁽¹⁰⁶⁾。EPCと大統領は、前協定の「改善」のみで満足したのである。EPCは草案を受け入れ、ブッシュ大統領も承認を与えた。

こうして六月四日、鈴木通産審議官とウィリアムズUSTR次席代表が参加して、最終的な協議を開いた。ここで双方は詰めの作業を行い、アメリカ側は制裁措置を解除はしなかったものの、その中断に応じた。六月十一日、駐米日本大使の村田良平とヒルズUSTR代表は、正式に協定に調印し、八月一日には協定が発効した。

これを受けて日本電子機械工業会とS I Aは、今後の産業協力について一連の具体策に合意し、共同声明を発表した⁽¹⁰⁷⁾。すでにみたように日本政府、とくに通産省は、今回

の日米合意の力点を産業協力を置こうとしており⁽¹⁰⁸⁾、それを具体的に示す格好になった。

6. 新協定下の「数値目標」達成

(1)新協定の反応

新協定は、以下の四点を最大の特徴としていた。

第一に、新協定は、対日市場参入の指標としてシェア二〇%を明記したものの、日本政府はこれを保証しないと明記していた。この点について、鈴木通産省審議官は、「管理貿易にくみしないことがはっきり出せ」と語り、前協定の修正に成功したと主張した⁽¹⁰⁹⁾。しかしアメリカ側は、担当者によっては今回も異なる認識をもっていた。例えばジョゼフ・A・マッセイUSTR日本・中国担当代表補は、「我々は、新協定の条項が十分な市場参入に対して、八六年協定よりも強力かつ明白なコミットをしていると信じる」と述べた⁽¹¹⁰⁾。これは、おそらくは数値が正式協定に明記された点を、根拠としていた。SIAのウィルフレド・コリガン(Wilfred Corigan)会長も、シェア二〇%が明記されたことを、「歴史期里程碑」だと形容し、成果を称揚した⁽¹¹¹⁾。

このシェアの明記は、少なからぬ批判を惹起した。とくにジャーナリズムの批判は厳しく、例えば『朝日新聞』の社説は「あらかじめシェアを定めることは自由貿易の原則に真っ向から対立する」とし、また「管理貿易を広めたという意味で、日米の通商当局者は世界の貿易史上に汚点を残したのではないか」と論じた⁽¹¹²⁾。いうまでもなく、自由貿易レジームの「原則のルール」の規範的観点からの批判である。

第二に、新協定は市場参入に関する指標を多元化し、また、その評価にあたって官民からなる作業部会を設けていた。協定による市場参入の進展は、シェアに特別な注意を払うものの、デザイン・インその他の重要な量的・質的要素を、とくに考慮に入れるものとしたのである。作業部会は、民間の見解と専門知識を検討するため、半導体業界と半導体使用者の業界と政府の専門家で構成し、市場参入に関する諸要素と、協定に関する問題を分析、評価することになった。

第三の特徴は、日米間の産業協力の促進を前面に出し、政府が、これを支援する役割を演じることをより明確にした点にある。新協定は市場参入に関して、十項目を備えている。その半分の項目が、「長期的関係」および同様の「協力関係」の語を伴い、また一項目が、その具体策を規定した。ここで「長期的関係」は、産業協力と同義語に転じており、すなわち市場の国内構造問題に対する批判的含意は、形骸化している。

第四の特徴は、ダンピング防止策をより間接的な措置に変え、ファスト・トラックとデータ・コレクションを導入した点である。ダンピング防止規定の緩和は、CSPPがとく

に要求した点であった。CSPPに属するヒューレット・パッカートのジョン・ヤング（John Young）会長は、新協定がダンピング防止策を緩和した点において、政府関与を削減しているとして評価した⁽¹¹³⁾。

こうして、今回の日米半導体摩擦は、両国間の緊張や軋轢を免れはしなかったものの、相対的に短期的に、円滑に推移した。それは、半導体分野の国際レジームと国内制度が一定の安定性を示し、両国の官民の中心的関係者が協調的関係を維持し、既存の政策アイデアを踏襲して対応したためであった。もちろん、先の摩擦解決は矛盾や問題を孕んでおり、それによって国際レジームと国内制度も動揺したものの、修復され、崩壊は免れた。すなわち、VER・VIEサブ・レジームは上位の自由貿易レジームとの関係において、正当性を疑われ、批判を被ったものの、かといって自由貿易レジームに復すれば問題が解決するわけでは、もはやなかった。日米の国内制度の動揺は、アメリカでは産業団体同士の調整、日本では、通産省主導の調整によって修復した。それに伴って、一九八六年協定の維持でも撤廃でもなく、修正が実現したのである。しかしその具体策、とくに市場参入のためのシェア設定は、元来解きがたい矛盾を抱えていたため、やはり政府間協議が難航せざるをえなかった。

日米摩擦の妥結によって、VIEとVERは緩和されながらも持続した。また、一九九一年三月、ECが日本企業とダンピング防止のためのVERに合意した。これによって半導体価格は、生産コストに十二・五%を上乗せした水準で維持することになった。さらに一九九三年から九四年には、韓米間でも半導体摩擦が再発する（次章を参照）。こうしてVIE・VERサブ・レジームは（各々の措置の形態はやや異なっているものの）、変動に満ちた半導体分野にあって、主要国間で十年間にわたって持続するのである。国内構造問題に対して、より妥当な解決策、それを支える政策アイデア、官民関係は実現しなかった。むしろ、一九九〇年代の始めに同様のVIEが他の分野に実現し、サブ・レジームが拡大していった。日米間では、自動車・自動車部品、ガラスなどの「グローバル・パートナーシップ」、日米包括経済協議、韓米間では自動車協議などにおいて、何らかの指標を掲げたVIEが採用されるのである⁽¹¹⁴⁾。

(2) シェア二〇%の達成

先の日米半導体合意ほどではなかったものの、今回の協定も、予防していたはずの軋轢を生む。シェア二〇%の達成をめぐる論争である。

新協定のもとで、市場参入は進んでいったものの、その歩みは緩慢であった。一九九二年度に入っても、日本市場における外国製半導体のシェアは、アメリカ側の計算式（F1）で第一・四半期に十四・六%、第二・四半期に十六・〇%、第三・四半期に十五・九%、日本側の計算式（F2）でも、それぞれ十六・六%、十七・九%、十七・七%であった。

期限とする第四・四半期に二〇％に到達するかどうか、極めて微妙であった。

これに対してS I Aは、結局は、二〇％は「目標」であり、「達成」すべきだと主張し始め、批判を展開した。数値の「ひとり歩き」は、回避できなかったのである。S I Aは、一九九二年三月には大統領に報告書『一九九一年米日半導体協定』を提出し、「貿易協定は失敗の瀬戸際にある」と訴えるに及んだ⁽¹¹⁵⁾。アメリカ産業の積極的な対日販売努力にもかかわらず、シェアは低迷しており、ダンピング再発の可能性も大きいというのが、その根拠であった。したがってS I Aは、シェアがこのまま拡大しなかった場合に、どのような対抗策をとるべきか検討するよう、ブッシュ政権に要請したのである。ブッシュ政権は、これを受けて省庁間レビューを実施し、対日参入の不足を指摘した⁽¹¹⁶⁾。

これに対して日本電子機械工業会は、『半導体に関する第三のE I A Jステートメント』を発表した。このステートメントは、シェアの伸び悩みを認めながらも、日米間の企業提携や協同事業の進展、アメリカ企業の対日売り上げの拡大を指摘し、今後のシェア拡大の可能性を展望した。同時に日本電子機械工業会は、新協定は「市場シェアを保証するものではなく、市場参入拡大への努力を約束するものである」と、反論を加えた⁽¹¹⁷⁾。

第四・四半期の統計は、一九九三年三月半ばにならなければ、明らかにならない。したがって、一九九三年一月にアメリカにビル（ウィリアム）・J・クリントン政権が誕生すると、S I Aはさっそく新たに任命された閣僚に、対応を求めた。三月二日と三日、S I Aの幹部はミッキー（マイケル）・カンターUS TR代表と、ロン（ロナルド）・ブラウン商務長官を訪問し、第四・四半期にシェア二〇％が実現しない場合には、強い態度をとるよう求めた。しかもS I Aは、制裁措置はその選択肢のひとつだ、と指摘した⁽¹¹⁸⁾。

問題の統計は、三月十七日から十九日にかけて、ハワイのコナで通産省の三宅信弘機械情報産業局電子機器課長、US TRのウェンディー・シルバーマン（Wendy Silverman）半導体担当課長をはじめとする、半導体統計推計委員によって計算された。その時の緊張に満ちた模様は、外国系半導体ユーザ協議会会長（ソニー副社長）の鹿井信雄が、次のように記している⁽¹¹⁹⁾。

連続3日間の複雑な確認と加減の作業を終え、最終的な数値が集計され、関係者全員のテーブルの前にそれぞれの数字が提示される。その割り算の末、シェアが算定された。

全員がその数字を覗き見た。その瞬間、静寂が部屋を支配し、全員が沈黙し、目と目を見合わせ、その意外な結果に目を見張った。そしてややあって互いに「コングラチュレーションズ」と握手し合ったという。

この時、F 1に基づくシェアは二〇・二％、F 2によるシェアも二二・五％を示していた。この第四・四半期、日本では景気が後退したため、国内の半導体市場が収縮しており、にもかかわらず輸入拡大努力は持続していた。シェアの急増はその反映だと、関係者はみ

た。いずれにせよ、最悪の事態は避けられた。

とはいえ、二〇%の達成後も、指標の「ひとり歩き」は避けられなかった。S I AやU S T Rは、二〇%を一九九三年度の平均値において越えるよう要請し、さらには、新協定の「漸進的かつ着実 (gradual and steady)」な市場参入という規定を持ち出し、これまでの改善が各年度中を通して、ひいては協定期間全般を通じて持続するよう、求めたのである⁽¹²⁰⁾。

他方のダンピングは、アメリカ市場でも第三国市場でも発生しなかった。しかし、それがファスト・トラックの成果なのかどうか、必ずしも定かではない。というのも、価格規制が緩和されたはずの新協定のもとでも、日本企業は一九八六年合意とほぼ同様の価格自制措置を持続し、投資も自粛気味だったのである⁽¹²¹⁾。こうして新協定は、市場参入とダンピング防止に一定の成果をあげたかもしれないものの、解決策の妥当性のためとはいいがたかった。

にもかかわらず、問題が先鋭化しなかったのは、産業協力が大きく進展したためであった。新協定は、これを両国政府で推進する側面をもっていたとはいえ、おそらくは当初の観測以上の成功であった。産業協力が定着し、政府の指導を必要とせずに、自律的に進展し始めたのは、半導体産業の構造的変化のためであった。半導体技術の高度化に伴って、研究開発の迅速化が必要になり、研究開発費が高騰するなどしたため、一社、もしくは一国の産業では、十分に対応しきれなくなったのである。日米間の協力は、個々の企業ベースでも大きく進み、大手メーカー間でも、三菱電機とA T & Tエレクトロニクス（一九九一年一〇月）、日立製作所とテキサス・インスツルメンツ（一九九一年十一月）、日本電気とA T & Tエレクトロニクス（一九九二年一月）などの提携が相次いだ。これに中堅メーカーによる提携も、つづいた。これらは、従来の企業提携よりも踏み込んだ共同作業を対象としており、半導体の共同開発・設計はもとより、そのための共通の設計・自動化環境を整備するなど、協力を強化、拡大していた⁽¹²²⁾。

問題の先鋭化を防いだ、もうひとつの要因は、アメリカ産業の復活である。アメリカでは、SEMATECHによる共同開発やDARPAによる産業助成もつづいたものの、むしろ各社の独自の取り組みによって、産業が顕著な復活を示したのである。多くの企業は、日本と競合するDRAM生産から撤退し、より高度なマイクロ・プロセッサ、フラッシュ・メモリーなどの分野に生産を特化し、その先端的製品によって再び優位を得たのである。とくに、パソコンの心臓部をなすマイクロ・プロセッサ（MPU）において、インテルが優れた製品の開発に成功し、しかもそれがパソコンの世界標準となったため、独占的なまでの市場を獲得した。また、DRAM生産に踏み止まったモトローラ、テキサス・インスツルメンツ、マイクロン・テクノロジーのうち、前二者は、一メガDRAM以降の生産で好調な業績をあげ始めた。こうして一九九三年、アメリカ産業は、世界の半導体市場におけるシェアで、再び日本を追い越すに至る。もっとも、この背景でも日米半導体協

定が作用していた。新協定によって、マイクロ・プロセッサの対日販売が促進され、D RAM販売が下げ止まり、また日本企業が対米摩擦を懸念して、マイクロ・プロセッサ事業への参入を躊躇したからである⁽¹²³⁾。

新協定の実施過程を通じて、日米の国内制度と国際レジームは、当面は現状を維持したものの、産業協力の進展、アメリカ産業の復活などの経済状況の変化を背景に、変化の兆しを示すようになる。これについては、後の章で言及することになる。

第八章 韓米半導体摩擦 (2) (一九九一～九三年)

1. 視野から外れた韓国

韓国は、第六章に述べたように一九八七年四月に対米VERを実施したものの、一～二年で実質的にこれを放棄する。一九八九年には、韓国の主要半導体企業が一メガDRAMの量産体制を整え、対米輸出を拡大したのである。この頃のアメリカ市場では、日米半導体協定の影響もあって、DRAMの供給が収縮し、しかも製品価格はこれまでの経験則に反して、急落しなかった。この好条件を得て、韓国メーカーはアメリカ市場で日本企業を激しく追い上げ、ついには製品価格の主導権を握るに至る⁽¹⁾。対する日本企業は減収を余儀なくされた。同年中に韓国企業は、一メガDRAM市場の5%を占有するまでになる。SIAのある報告書は、一九八六年の日米合意後に生じた主要な変化として、韓国企業の顕著な台頭をあげている⁽²⁾。

韓国製半導体の対米輸出が拡大し始めると、韓国の国内制度はかつてのように、これを後押しするよう機能した。第六章で論じたように、先のVER・VIEの決定は、制度に反する作用のもとで成立していた。この措置が持続性をもたず、程なく従来の輸出拡大の趨勢に服したのは、その意味では必然的であった。

すなわち、第一に官民関係において、韓国の財閥系半導体企業は、一面で政府から一定の自律性をもち、他面で企業間で相互に激しく競合しながら、輸出を伸ばしていった。

例えば、韓国政府では、趙淳副首相兼経済企画院長官が、従来の成長路線や財閥偏重の経済政策を修正しようと試みていたものの、半導体企業の研究開発・輸出拡大は、それとは無関係に展開していった。また各社の競争は、需要の陰りによってもブレーキが効かないほどであった。一九九〇年に入ると、世界的に半導体需要が落ち込み始め、にもかかわらず対米輸出を拡大しつづければ、アメリカ国内で対韓批判の台頭も予想される状況になった。このため最大手の三星電子は、対米輸出を自制するとともに、初めて本格的な減産に踏み切った。これに対して金星エレクトロンや現代電子は、三星電子につづくのではなく、むしろ好機とみて、設備投資と生産を拡大したのである⁽³⁾。

第二に、政策アイデアにおいて、韓国政府が従来の産業支援、輸出促進を離れるのは容易でなかった。半導体産業が対米輸出を拡大し始めると、韓国政府は、従来の経済成長路線を転換しようとしていたにもかかわらず、輸出伸張に期待を寄せるようになる。

すでにみたように、商工部は、半導体業務に対する権限を相対的に低下し、科学技術処の挑戦を受けていた。このため商工部と科学技術処は、競合するように半導体産業に対して研究開発支援を実施した。また韓国政府は、一九九〇年に入ると、経常収支の悪化を背景に輸出拡大を望むようになり、この点でも半導体の対米輸出を支援し始めた。この頃の

韓国経済は、民主化に伴う労働争議の多発、賃金の上昇、ドルに対するウォン・レートの切り上げなどによって、低迷していた。このため一九九〇年一月、政府は経済難局克服委員会を設置し、端緒についたばかりの経済改革を事実上放棄して、従来型の成長重視、輸出促進の路線に回帰した。そのようななかで財閥企業は、新たに低利融資を獲得し、設備投資貸付や海外起債も認められた⁽⁴⁾。また政府は、二月二日、半導体を含む先端技術分野について一九九六年までに三八兆ウォンを投入し、研究開発投資を促進する方針を発表した。

こうした刺激策のためか、半導体の対米輸出は、一九九一年には前年比二七%増の五六億ドルを記録した。これは、他の品目の輸出が伸び悩むなかで際立った増加であり、その結果、半導体は韓国最大の輸出品目になった。

こうなると、アメリカには対韓半導体輸入に関して、批判が現われた。もっとも、韓国企業と競合するアメリカ企業は、多くはなかった。日米半導体摩擦を通じて、アメリカ企業は相次いでDRAM生産から撤退したため、主要企業としてはモトローラ、テキサス・インスツルメンツ、マイクロン・テクノロジーの三社のみが残留していたのである。このうち前二者は、比較的順調な業績をあげていたものの、中堅メーカーのマイクロン・テクノロジーは、一九八五年から三年連続の赤字を記録するなど、苦しい状況に陥っていた。そこに、韓国企業が日本以上に安価な製品を供給したため、マイクロン・テクノロジーは深刻な打撃を被った。一九九〇年一月、マイクロン・テクノロジーのジョー・パーキンソン (Joe Parkinson) 会長は、業界関係者の会合において、韓国企業が生産コスト以下で対米輸出を行っているとして厳しく批判するに至った⁽⁵⁾。これ以後、マイクロン・テクノロジーは対韓批判の急先鋒に立った。同社はブッシュ政権に対しても、韓国産業の過剰な設備増設の動きを指摘して、予想される輸入増加に対処するよう、要請を重ねた。同時にマイクロン・テクノロジーは、ダンピング提訴を視野に入れて、検討作業に着手した⁽⁶⁾。

このように対韓批判は浮上したものの、この時は、DRAM以外の半導体企業や連邦議会に広がりを見せなかった。過去一〇数年の半導体摩擦を通じて、S I Aは影響力を拡大し、官民関係も緊密化し、国内構造問題などのS I Aの政策アイデアも、議会や政府に浸透していた。この制度配置のもとで、対韓摩擦は相対的に発生しやすい状況にあり、マイクロン・テクノロジーもそう判断していたかもしれない。しかし実態はそのように展開せず、マイクロン・テクノロジーの行動は対韓摩擦の呼び水にはならなかった。

その理由は第一に、S I Aが、組織として韓国の問題をとりあげなかった点にある。対韓半導体輸入の被害は、S I A加盟企業の多くにとって必ずしも明白でなく、マイクロン・テクノロジーに追従する企業は現われなかったのである。一九九〇年五月九日、下院エネルギー・商業委員会の商業・消費者保護・競争力小委員会が公聴会を開いた際、インテルのマイケル・C・メイバック取締役がS I Aを代表して証言を行った。彼はこの時、「日本モデル」を採用して半導体生産を伸ばしている国があると指摘し、懸念を表明した。

しかし、メイバックがその具体例としてあげたのは、韓国ではなくECであった⁽⁷⁾。

韓国があげられなかったのは、第二の理由、すなわち韓国がもはや、「第二の日本」として注視されていないためだった。「第二の日本」イメージによって、日米経済摩擦が韓米間に波及する事態は、第六章にみた半導体分野以外でも相次いだ。このため韓国政府は、機会を捉えては日韓の相違を訴え、イメージの転換を図った。韓国政府が主張したのは、韓国経済は日本ほど大規模でなく、それほどの脅威を与えていない点、韓国がなおも対外債務を負っている点、韓国は朝鮮民主主義人民共和国の脅威に直面し、過大なほどの軍事的負担を背負っている点、などであった⁽⁸⁾。しかし、それ以上にイメージ転換に役立ったのは、意外にも日本異質論の論客、ジェームズ・ファローズの記事であったという。国務省国際貿易局長のデヴィッド・F・マッコンヴィル (David f. Maconville) によれば、ファローズが『アトランティック』誌に書いた記事が連邦議会で広く読まれ、少なからぬ効果をもったという⁽⁹⁾。ファローズの記事は、日本と韓国には類似性もあるものの、韓国は国際経済で重要な役割を果たそうとしており、将来は西ドイツ (当時) のような役割を担うであろう、と論じていた。もちろん、ファローズの論考が説得力をもったのは、実際に韓国政府がウルグアイ・ラウンドやAPECでかつて以上に積極的な外交を試み、対米経済摩擦においても、アメリカ側の関心に留意して対米譲歩を重ねたためであった⁽¹⁰⁾。

また「第二の日本」イメージは、韓国自体の変化によって、意図せずして覆された。韓国では、政府と財閥、とくに現代グループとの対立が表面化し、また議会は「与野大」と呼ばれる野党優位の状況に陥った。これは官民の一体性、官民に対する政治の統一的支援、それに基づく産業政策、等々のイメージに反していた。この現実を目のあたりにして、例えばリン・ウィリアムズUSSTR次席代表さえも、韓国と日本との相違を意識せざるをえなかった。彼はこの頃、「韓国には日本のような特徴はあり、それは政府と産業のパートナーシップなどにみられる。しかし韓国でそれが作動しているのか定かでない」と述べている。ウィリアムズ次席代表はこれを根拠として、日米構造協議のような国内市場構造に照準をあわせた協議を、韓米間で実施する必要性は当面ないと指摘した⁽¹¹⁾。

このような状況であるから、日米間で半導体摩擦が再発しても、それが直ちに韓米間に波及することはなかった。もっとも一九九〇年十二月、SIA・CSPPの共同提案がダンピング防止策としてファスト・トラックを提起すると、日本電子機械工業会は、日本のみでなく韓国なども含めて議論する必要性を、指摘していた⁽¹²⁾。しかし、この議論は実現しなかったし、他の局面でも、日米摩擦が韓米間に影を落とすことはなかった。この点で、一九九一年五月のモスバカー商務長官の訪日、訪韓は象徴的であった。日本において、ロバート・モスバカー商務長官は、市場開放の努力不足を厳しく批判した。しかし、ついで韓国を訪れ、李鳳瑞商工長官と会談した際、モスバカー長官は韓米経済関係の改善傾向を強調したのである。この閣僚会談において、モスバカー長官は半導体にも言及した。しかしそれは、高品位テレビ、コンピュータ、航空機などとともに、韓米技術協力の対象

としてであった⁽¹³⁾。

2. 韓米間の「伝統的」摩擦

(1) 日米摩擦の波及の可能性

前章にみたように、日米間の半導体摩擦は一九九一年六月、どうにか決着し、新たな政府間協定が成立した。今回の摩擦決着も、一九八六年八月の場合ほどではないにしても、やはり韓国の新聞や雑誌が大きく報道し、韓国内の関心の高さを示した。

その際、韓国内には三タイプの反応がみられた。第一には、韓米半導体摩擦も今や間近に迫っている、とする懸念がみられた。一九八六年の日米半導体摩擦の決着に際しても、同様の見解があった。しかし今回は、韓国の対米半導体輸出がはるかに拡大しており、より切迫感があった。科学技術処の半導体産業担当者は、ある経済誌に「韓国は半導体協定を結ぼうとする、アメリカのリストのトップにある」と述べている⁽¹⁴⁾。もちろん、これは彼だけの見方ではなかった。

第二に、新協定の好影響に対する期待もあった。八六年の日米半導体協定は、アメリカ市場に間隙を生み出し、半導体価格の上昇や下げ止まりを促したため、韓国の対米輸出を促進する機能を果たしていた。今回の協定も、類似の可能性をもっていた。

第三には、八六年にはなかった日米結託説がみられた。新協定は、日米産業のカルテルの政治的装置であり、両国の産業協力を強化すると同時に、韓国など新興半導体生産国の台頭を封じ込めようとするものだ、という解釈であった⁽¹⁵⁾。第七章にみたように、新協定は旧協定と異なり、日米の産業協力の進展を評価し、その一層の促進を目的に掲げていた。また協定締結に合わせて、S I Aと日本電子機械工業会が会合を開き、今後の協力策に合意していた。対米・対日競争に神経を尖らせる韓国産業関係者は、これに対してカルテル的機能の疑惑を抱いたのである。

この後、韓国の半導体産業は、右の第二点の影響もあって、さらに顕著な成長をみせた。一九九二年、三星電子はついに日本企業をDRAM部門で追い抜き、世界第一位の売り上げを記録した。さらに翌年、三星電子はメモリー・チップ全体においても世界一の座に輝く。もちろん、半導体生産全体の規模でみると、韓国は日本の一〇分の一ほどにすぎず、半導体製品の全分野では、なお日本企業の方が優位であった。そうだとすると、韓国企業の躍進は驚異的といってよかった⁽¹⁶⁾。

こうなると、右の第一の見方が現実味を帯びてくる。対米輸出はなおも好調であり、一九九二年の三月になると、アメリカ産業に対韓批判が散見されるようになる。今度は、マイクロン・テクノロジーのみの行動にとどまらず、S I Aも韓国がダンピング輸出を行っている」と主張した。それでもS I Aは、日米摩擦の際にはなかった慎重さを示した。S I

Aは、しかし韓国企業によるダンピングの実証は困難で、確実な証拠を入手しているわけではないとし、一般的な懸念の表明にとどめたのである。したがって、やはり今回もマイクロン・テクノロジーの行動が突出することになる。

マイクロン・テクノロジーは、日本とECとともに韓国を名指しし、それらの企業がダンピング輸出を実施しており、アメリカ企業は被害を被っていると、批判を展開した。また同社のパーキンソン社長は、自ら連邦議会の議員に書簡を書き送り、ダンピングの実施国に対して十四%の制裁関税を課するよう、働きかけもした⁽¹⁷⁾。こうした行動は、S I Aの加盟各社を当惑させざるをえなかったという。パーキンソンはS I Aの中核的メンバーであるにもかかわらず、S I Aの基本的な態度を逸脱して、極めてアグレッシブな行動に踏み出したためである⁽¹⁸⁾。他の企業も、対米輸入の拡大に漠然とした懸念を抱いていたものの、輸入拡大の規模とテンポはかつての日本ほどではなかったし、アメリカ企業の優位な部門に及びそうにはなかった。このためS I Aも議会も、事態を静観するにとどまったのである。

(2)国内構造問題の不在

アメリカの制度的状況からすると、日米摩擦について韓米摩擦が発生する可能性は小さくはなかった。にもかかわらず、マイクロン・テクノロジーは韓米摩擦を導けなかった。その原因は、右に言及した経済的要因に加えて、マイクロン・テクノロジーの対応にもあったと思われる。第一に、マイクロン・テクノロジーの戦術は、「時代遅れ」であった。同社はダンピング問題のみに照準を絞り、伝統的な（すなわち一九八〇年代半ば以前の）貿易摩擦の主張に終始した。

かつてS I Aは、日本のダンピングを通産省の産業支援策やこれによる過剰投資、過剰競争などの国内構造問題、これに対処すべき自由貿易レジームの限界に結びつけていた。この論理を説得するため、斬新な政策アイデアも提示した。S I Aはこの論理によって、多くの関係者の関心を引き、懸念を喚起して、賛同を得るのに成功した。しかし、今回のマイクロン・テクノロジーの主張は、このかつての論理と接点をもつこともなく、かといって別の論理を提供することもなかった。例えばマイクロン・テクノロジーは、韓国市場の開放に関して、S I Aも関心を寄せていた韓国の半導体関税（日米が〇%であるのに対して、一〇%）を問題視したものの⁽¹⁹⁾、これとダンピングを結びつけ、韓国市場自体の問題を指摘したりはしなかった。S I A内外の広範な支援を獲得するのは、困難であった。

第二に、仮にマイクロン・テクノロジーが国内構造問題を強調しようとしても、かつてほど説得力をもつ状況になかった。

すでにみたように、「第二の日本」論は従来ほど通用せず、この時点で日本と同様の国内構造問題を指摘しても、十分な支持を得られなかったであろう。もちろん韓米間では、

翌一九九二年一月にはP E I (Presidents' Economic Initiative : 大統領経済協議) を開始するなど、国内構造問題を政府間で協議する気運も生まれていた。これは、アメリカ商務省のペーター・キャッシュマン (Peter Cashman) 次官補 (東アジア・太平洋担当) によると「広範でシステム・レベルのアプローチ」であり、日米構造協議を想わせる協議であったものの、はるかに穏健で協調的に推移し、構造問題に踏み込む度合いも相対的に限られていた⁽²⁰⁾。また、ダンピングをめぐる国内構造問題は、S I Aも新たに上げにくい状況にあった。対日半導体摩擦において、S I Aはダンピング防止策をめぐってシステム企業、その組織であるC S P Pとの対立を経験し、ファスト・トラックでの対応で協力関係を再構築したばかりだった。

したがって、マイクロン・テクノロジーは制度の作用をあてにできず、独力で対応するほかなかった。同社は、伝統的な摩擦対応策を採用する。提訴などの法的手段は、関係者の関心を惹起し、問題の政治化を図るとともに、貿易制限の果実も獲得しうる点で、なおも格好の方策であった。マイクロン・テクノロジーは、すでにみたように韓国の広範な不公正貿易慣行を指摘しなかったのであるから、頼ったのは通商法三〇一条ではなく、直接的に対米ダンピング輸出を問題にする反ダンピング法であった。ダンピング提訴にあたってマイクロン・テクノロジーは、対象から日本とE Cを外し、韓国企業のみを絞った。韓国からの安値輸出は顕著であったし、アメリカの一メガDRAMと四メガDRAMの市場では、今や韓国企業が日本企業以上の優位に立とうとしていた。

こうして半導体摩擦は、日米間で発生し、韓米間に間接的影響を及ぼす段階を越えて、韓米間で直接発生する段階に入った。しかし、この韓米半導体摩擦は日米摩擦とは異なり、アメリカでは国内構造問題を問われず、広範な関心を喚起しなかった。しかし韓国側では、アメリカ側とは不釣り合いなほど重大な懸念を惹起し、積極的対応がなされる。

3. ダンピング提訴

一九九二年四月二二日、ついにマイクロン・テクノロジーは商務省に対して、ダンピング提訴を起こした。韓国の三星電子、金星エレクトロン、現代電子の大手三社がコスト以下の安値輸出を展開し、アメリカ産業に被害を与えた、というのがその根拠である。一九八〇年代半ば、三星電子が六四キロDRAMの開発を手掛けた際、マイクロン・テクノロジーは他のアメリカ企業が渋った技術提供に応じていた。わずか数年間で、状況は大きく変わったのである。マイクロン・テクノロジーは、被害を代償するダンピング課税として三星電子に十三～一二九%、金星エレクトロンに一三二～二七三%、現代電子に九四～二八三%を試算した⁽²¹⁾。これほど高率の課税が実現すれば、韓国産業が深刻な打撃を被るのは間違いなかった。

しかし提訴によっても、やはりアメリカ国内では、目立った反応は生じなかった。同じ

くDRAM生産をつづけるモトローラとテキサス・インスツルメンツも、マイクロン・テクノロジーに支持を表明しはせず、中立の立場を維持した。両社は比較的好調な業績であったし、それにモトローラは、金星エレクトロンとOEM輸入契約を結んでいた。また、AEAやCSPPはおろか、SIAも、提訴に関して特別な行動をとらなかった⁽²²⁾。

とはいえ、提訴を受けた韓国企業は、提訴の実施に驚き、猛反発した。三星電子は、「提訴には根拠がなく全く信じられない」と、不満をあらわにした。金星エレクトロンは、対米輸出価格は日本企業と同水準であり、輸出が拡大したのはアメリカ市場で日本製品のシェアが低下した結果にすぎない、と反駁した⁽²³⁾。また韓国では、マイクロン・テクノロジーの背後に日本の影を見て取り、これに対しても批判の目を向けていた。すでに述べたように、一部の韓国関係者は、先に締結された日米半導体協定を日米間の産業カルテルの現われとみていた。その延長線上で今回の提訴を捉え、日本企業をマイクロン・テクノロジーの「みえない支援者」だとする見方が、半導体産業はおろか、商工部内にさえ生まれたのである⁽²⁴⁾。彼らがその一根拠としたのは、マイクロン・テクノロジーと日本電気の業務提携であった。これに対しては日本産業が反論するまでもなく、マイクロン・テクノロジー自身が否定し、日本電気との提携の数年前から、韓国産業の輸出行動を注視していたと主張した⁽²⁵⁾。

日本の企業は、マイクロン・テクノロジーを直接支援しなかったとしても、これに暗黙の期待は寄せたかもしれない。アメリカの業界紙によると、日立製作所や東芝は、韓国企業がアメリカ市場を獲得すべくコスト以下で輸出しているとし、そのダンピング行為を批判していたという。富士通や日本電気、沖電気などは、マイクロン・テクノロジーの提訴を是認したともいう。また、商務省がダンピング調査に関して情報提供を要請した際、日本企業はこれに協力した⁽²⁶⁾。

このような日米結託の懸念もあってか、韓国産業は、ダンピング提訴に関して興味深い主張を展開した。ダンピングを課税すれば、むしろアメリカ産業に不利益になり、日本企業を利するばかりだ、という立論である。ダンピング課税によって韓国製品価格が高騰し、対米輸出が減少すれば、アメリカのキャプティヴ企業、システム企業は相対的に高価な日本製品を購入し、ひいては対日依存を深めざるをえないとしたのである⁽²⁷⁾。いうまでもなく韓国企業は、アメリカ産業にとってそうした事態は受け入れがたいはずだと読んでいた。

他方で、三星電子や金星エレクトロン、現代電子は、アメリカ企業との業務提携に積極的な姿勢をみせ、SEMATECHに対しても協力を提案した⁽²⁸⁾。韓国の財閥系電子産業は、かつて韓米カラーTV摩擦に直面した際にも、アメリカ企業に協力者を求め、トランスナショナルな連携行動によって摩擦を抑制しようと試みた⁽²⁹⁾。韓国産業は、従来からアメリカに対する影響力や交渉力を欠いていると自己認識しており、それを補完すべく、こうした方策をとったのである。

4. 韓国半導体産業協会での調整

韓国企業がこうした主張と行動をとった際、激しく競合する三社だったにもかかわらず、意外なほど歩調を合わせた。これは、共通の脅威に直面したというだけでなく、調整の場が成立したためであった。韓国の制度は、財閥系企業の競合、政府からの一定の自律性をひとつの特徴としていたものの、それによって企業間、官民間の調整が進んだのである。

一九九一年十一月、韓国半導体産業協会が創設されたのである。商工部が設立のイニシアティブをとり、これに主要半導体企業が呼応した点においては、一見かつての産業団体のように「国家コーポラティズム」的統制の装置にみえるものの⁽³⁰⁾、民主化の進んだこの時点においては、産業界の自発的協力なくしては実現しなかった。

韓国半導体産業協会の目的は、第一に、予想される対米摩擦に円滑に対応する点にあった。商工部は、分裂的な財閥系の大手企業の立場を調整し、政府間交渉を支援してくれるような組織を欲したのである。それは財閥系企業にとっても、対米摩擦対策上、有益だと考えられた。商工部と半導体企業は、アメリカのS I Aを意識し、そのカウンターパートを設けたのである⁽³¹⁾。協会の英語名称も、S I Aに韓国の「K」付した「K S I A (Korean Semiconductor Industry Association)」であった。商工部では、韓国半導体産業協会の設立と前後して、電子情報局に半導体産業課を新設した。この両者の間に、より安定的な官民の接点が生まれる。

協会の第二の目的は、半導体産業の一層の強靱な発展のために、半導体チップ・メーカーのみでなく、製造装置メーカーや素材メーカーなどを含めた、協力の場を設ける点にあった⁽³²⁾。韓国の半導体産業は、確かに急速な成長を遂げたものの、国内に有力な製造装置・素材産業を欠いており、輸入に頼っていた。これが、産業の脆弱性と一層の発展の足枷として、懸念されていたのである。韓国半導体産業協会は、多様な半導体関連産業の接点となるとともに、政府による産業政策上の介入ポイントともなりえた。

韓国半導体産業協会は、ダンピング提訴によって、さっそく機能を試された。各社はここで情報を交換し、対応策を検討し、意見調整を試みたのである⁽³³⁾。初めての本格的な意見調整であり、各社が情報と意見を十分に開陳し、積極的に意見調整に取り組んだかどうか、定かではないものの、以後の対応は調整作業の効果を伺わせる。

この調整作業のなかで、各社は早々と摩擦決着策についても検討した。ダンピング提訴の数週間後には、日米間で採用されたダンピング手続きの中断協定（サスペンション協定）と価格VER（ファスト・トラック）を応用できないか、検討していたという⁽³⁴⁾。先行する日米半導体摩擦は、ダンピング問題についても解決策のモデルを示していたのである。韓国半導体産業協会会長の金光浩（三星電子社長）は、後に次のように述べている。韓国は「日本が経てきた道を改めて経験しようとしているだけの話で、特別な対策がある

とは思えない。日本と米国が結んでいるいろいろな協定があるが、韓国もそれにならって
いけばいい」⁽³⁵⁾。

また韓国半導体産業協会は、政府レベルとは別に、アメリカのS I Aと直接対話を行
う方針も固めた。ここでも、日本電子機械工業会とS I Aの業界間会合が、モデルになっ
ていた。しかし、この業界間対話は実現しなかった。マイクロン・テクノロジーのキップ
・ベラード (Kip Belardo) 副社長はこれに好感を示し、マイクロン・テクノロジーはこ
の対話でダンピング問題にとどまらず、より広範な諸問題を議論するつもりであった⁽³⁶⁾。
しかしS I Aは、提訴はもとより、この直接対話にも消極的だった。

このように、韓国の国内制度は韓国半導体産業協会の新設によって変化し、また、韓国
をとりまく国際貿易レジームは、日米摩擦によってV I E・V E Rサブ・レジームが存続
していた。韓国政府、産業界の関係者は、このような国内、国際両レベルの制度の影響
を受けた。これは、すでにみたように、日米摩擦による制度変化が作用しなかったアメリ
カ側と、好対照をなしていた。この韓米の制度上の作用の相違が、両国の対応に意外なま
での乖離を引き起こしてゆく。

6. 韓国の一方的対応

(1) 韓国の過剰な譲歩

一九九二年十月二日、アメリカの商務省が、ダンピング提訴に関して仮決定を下した。
商工部は、韓国の三企業が不当な廉売を行っていたとし、後のダンピング課税の目安とな
るマージン率を示したのである。そのマージン率は、大方の予想以上に高率であり、現代
電子の六%は別にしても、金星エレクトロンが五二%、三星電子は八七%にのぼった。

これほどの課税が実現すれば、金星エレクトロンと三星電子の対米輸出は、まずは不可
能になる。この仮決定を受けて、マイクロン・テクノロジーのステイーヴ・アプトン社
長は、「韓国企業はDRAM生産から撤退せざるをえないほどに、罰せられることになる
う」と、なんとも厳しいコメントを明らかにした⁽³⁷⁾。他方の韓国各社は、衝撃を隠せな
かった。金星エレクトロンは「過度に韓国企業を牽制する措置」だと指摘し、不快感を
示した⁽³⁸⁾。また三星電子は、「最終判定においては誤りが是正され、課税されないだろう
」と述べ、今後に期待をつないだ⁽³⁹⁾。

ダンピングのマージン率は、通常は最終判定で低下する。とはいえ、もはや課税自体は
免れられそうになく、韓国産業も現実的対応を模索せざるをえなかった。三星電子のス
ポークスマンは、「我々はより公正で成熟したマナーで、ゲームを行わなければならないだ
ろう」とも述べている⁽⁴⁰⁾。「成熟したマナー」とは、対米価格V E Rを含んでいた。韓
国半導体産業協会は、仮決定の後、「米国からの反ダンピング攻勢を予防するため、半導

体協定を韓米間で締結すべき時期がきた」と語り、ついに協定締結の方針を公表した⁽⁴¹⁾。

ここまできると韓国政府も、慌ただしい動きをみせ始めた。これまで韓国政府では、商工部の電子情報局半導体産業課が中心となって、対応を検討していた。その際に韓国半導体産業協会は、設立のイニシアティブをとった商工部が半導体産業と接点をもつ場となり、したがって、経済企画院や科学技術処など競合する官庁のなかで、商工部が主導性を確保する装置となった。

その商工部では、ダンピング仮決定の翌日、韓鳳商工長官が三星電子と金星エレクトロン、現代電子の社長を招き、今後の対応について直接協議した⁽⁴²⁾。かつての摩擦対応では、韓国政府が業界団体から事情を聴取した後は、政府が単独で決定を下し、対外交渉を独断的に進め、最終決定のみを産業界に知らせる、というパターンを辿りがちであった⁽⁴³⁾。その意味で、極めて異例のトップ会談であり、一九八七年の韓米半導体問題でもみられなかった。実は同様のトップ会談は、約一ヵ月前の九月二六日にも開かれていた。それは、E E C A（欧州電子部品産業協会）のダンピング提訴を受けて、E C委員会が韓国企業に対してダンピング課税を決定したため、対応を検討したのである⁽⁴⁴⁾。今回のトップ会談は、この前例を踏襲していた。

韓国政府が、効果的に問題に対応しようとするれば、産業界との協調が不可欠であり、産業界と協調するには、財閥系企業三社間の協調が不可欠であった。すでに韓国半導体産業協会において、この調整がある程度進んでおり、トップ会談はそれを確実なものにする意味をもった。財閥企業における社長の権限、権威の大きさからして、迅速な合意形成とその履行において、この閣僚・社長会談は有効であった。

この会談をふまえて、商工部は第一に、各社に対して対米輸出価格を自主的に抑制するよう、要請した。これは、韓米摩擦を刺激しないための、当面の措置であった。

第二に商工部は、ダンピング提訴の中断を獲得すべく、日米間のようなサスペンション協定を、アメリカの商務省と締結する方針を明らかにした。このサスペンション協定について、商務省は、生産・輸出データの蓄積・提出が企業に過剰な負担とならないよう、その内容に留意する意向を固めていた。おそらくは、これも日米間のサスペンション協定からの教訓であった。政府は、こうしたサスペンション協定の締結をアメリカの商工部に打診するため、次官補クラス以上の高官をワシントンに派遣することにした⁽⁴⁵⁾。

第三に、商工部は、政府レベルでも韓米協定を締結する姿勢を示した。サスペンション協定は、被告となった韓国企業と商務省が締結する協定であり、韓国政府は、少なくとも法的にはこれに直接関係しない。これを補完する政府間協定もまた、日米間にモデルがあった。商工部半導体産業課は、これを日米半導体協定のような包括的取極ではなく、「輸出価格の自主規制など価格面に絞ったもの」にする方針とした⁽⁴⁶⁾。価格VERの具体策としては、日米間の新協定と同様のファスト・とラックを想定していた。これについては、すでに述べたように、韓国半導体産業協会も検討を重ねていた。もうひとつの日米協

定の要素、VIEはアメリカ側から要請されておらず、韓国政府は実施の必要がなかったし、その困難は日米摩擦に明白であった。

このような韓国政府、産業の対応は、アメリカ側の期待をはるかに越えていた。SIAも議会も、ブッシュ政権も、サスペンション協定はもとより政府間協定を望んではおらず、韓国側の必要以上の譲歩でもあった。いわゆる藪蛇になる可能性さえあった。

韓国の政府と産業がこれほどの譲歩を、一致して迅速に提起したのは、制度の影響を抜きにしては説明できない。韓国産業・政府の関係者は、国際レジームの変化（日米半導体摩擦、日欧半導体摩擦によるVIE・VERサブ・レジームの形成、韓欧半導体摩擦の発生）によって、対応の必要性とその具体策を知った。また、韓国国内の制度変化（韓国半導体産業協会による官民調整、商工部の主導性）を背景に、円滑に迅速な決定を下せたのである。

(2)ピナイン・ニグレクト（優雅なる黙殺）

ダンピングの仮決定と、韓国側の譲歩方針にもかかわらず、アメリカ側に特段の反応はみられなかった。SIAも議会も、これまでの静観姿勢を変えようとしなかった。ダンピング課税によって不利益を被るはずのキャプティヴ企業も、同様であった。彼らはCSPPにおいて、かつてファスト・トラックを提起していたものの、韓国政府のファスト・トラック構想に反応しなかった。とくにAT&T、ユニシス、デジタル・イクイップメント、インターナショナル・ビジネス・マシンなどのコンピュータ・メーカー、半導体製造装置メーカーは、韓国の三社と年間一〇億ドルにのぼる取引を行っていた⁽⁴⁷⁾。しかし、例外的にアップル・コンピュータが、一九九二年一〇月に、同社の対韓輸入製品がダンピング課税の対象とならないよう、商務省に配慮を訴えたくらいであった⁽⁴⁸⁾。

仮にいずれかの組織が対応を訴えても、ブッシュ政権がこれに応じるのは難しかったであろう。ブッシュ政権は、大統領選挙で劣勢が伝えられるなかで、対外経済問題ではウルグアイ・ラウンドとNAFTA（北米自由貿易協定）の成立という歴史的事業に勢力を傾注していた。さらに十一月三日、ブッシュ大統領は大統領選挙での敗北を宣言するに至る。このようななかで、アメリカの主要関係者は半導体問題に対して、ピナイン・ニグレクト（優雅なる黙殺）を決め込んだ。大統領選挙に勝利したビル（ウィリアム・ジェファーソン）クリントンが、新政権を発足させるまで約二ヵ月間、アメリカでは特別な動きは生じなかった。

にもかかわらず、韓国政府は自発的決着に向けて動きだした。韓国政府は、不透明な新政権の対応に期待をつなぐよりも、ブッシュ政権下で解決への道筋をつけようとしたのである⁽⁴⁹⁾。

そのため、第一に商工部は、十一月三〇日、各社の自主的措置に任せていた価格VER

を、より厳格な監視体制（輸出推薦制）のもとに置いた⁽⁵⁰⁾。その実施機関は、やはり韓国半導体産業協会となった。輸出企業は、輸出価格・数量を韓国半導体産業協会に申請し、その推薦を受けるよう義務づけられたのである。この措置は対米輸出のみでなく、香港、台湾、シンガポール、タイ、マレーシア、インドネシア、フィリピンのアジア七カ国向けの輸出にも、適用された。これらの七カ国は、アメリカへの迂回輸出の拠点となる恐れが強かった。これらの国への輸出価格は、アメリカの多国籍企業の取引を通じて、アメリカの国内市場に間接的影響を及ぼす可能性もあった。日米半導体摩擦においても、アメリカ側は第三国向け輸出に神経を尖らせ、実際に第三国市場で対日制裁につながる問題が発生していた。

第二に、商工部は、柳得煥第一次官を代表に半導体協商団（交渉団）を組織し、ワシントンに派遣した。その目的は、先に表明していたサスペンション協定と政府間協定の提案を、商務省やUSTRに打診することにあった。ブッシュ政権は任期を残りわずかとしていたため、韓国の協商団は、次期大統領のクリントンにも面会を求めていた⁽⁵¹⁾。韓国政府の提案は、ダンピング提訴を中断するサスペンション協定と引き替えに、政府間協定においてファスト・トラックを採用するというものであった。それに加えて、韓国政府は、現行一〇%の半導体関税を削減するとともに、半導体チップのデザインに関する知的財産権の法的保護にも、対応する予定であった⁽⁵²⁾。ダンピング課税の回避をいかに重視していたか、伺われる。

半導体産業も、これと歩調をあわせた動きをみせた。政府の協商団と時を同じくして、韓国半導体産業協会が、金光浩会長を代表とする訪米団を送ったのである。この訪米団は、アメリカのコンピュータ企業など韓国製半導体のユーザーを中心に、政府間協定に関する理解や協力を呼びかける目的をもっていった⁽⁵³⁾。

しかしブッシュ政権は、韓国側の提案に応じる姿勢をみせずじまいだった。

6. 解決なき決着

一九九一年一月二〇日、ビル・クリントン大統領が政権の座についた。クリントン政権は、次章で詳しく述べるように、対外経済問題を重視し、それを効果的に策定、実施する機関としてNEC（National Economic Council、国家経済会議）をホワイトハウスに設置する。しかし、その主眼は対日関係にあり、また当面はブッシュ政権が積み残したウルグアイ・ラウンドとNAFTAに忙殺された。全般的な対外経済政策、そのなかでの対韓政策の輪郭がはっきりする前に、半導体のダンピング調査は、最終判定を迎えることになる。

最終判定を前にすると、韓国側も期待を寄せたキャプティヴ企業が、ようやく政府に働きかけをみせた。二月二二日、アップル・コンピュータのスカイリー会長が、直にクリン

トン大統領に面会を求め、ダンピング調査に慎重に対応するよう訴えたのである。またスカイリー会長は、韓国政府の提案を考慮してはどうかと、検討を促したという⁽⁵⁴⁾。三月に入ると、アップル・コンピュータ、デスクトップ・セールスなどのキャプティヴ企業数社が、商務長官に任命されたロナルド・ブラウン(Ronald Brown)に対して、韓国政府の提案を考慮するよう要請した。しかしブラウン商務長官は、韓国政府の提案がマイクロン・テクノロジーの提訴目的に合致していないと指摘し、要請に応じる姿勢をみせなかった。むしろブラウン長官は、商務省のスタッフに対して、このコンピュータ企業の要請に対応しないよう指示したという⁽⁵⁵⁾。商務省の公聴会においても、韓国半導体産業協会に加えて、アップル・コンピュータ、コンパック・コンピュータ、デジタル・イクイップメントが参加し、他にヒューレット・パカード、モトローラ、テキサス・イクイップメントなどがコメントを寄せた⁽⁵⁶⁾。

三月十六日、商務省はついにダンピング調査の最終判定を下した。やはり、三星電子と金星エレクトロン、現代電子が公正価格以下で輸出した、とする判定であった。ただしダンピング・マージンは、全体として仮決定から大幅に引き下げていた。すなわち、現代電子は七・一九%と仮決定の六%からやや上昇したものの、金星エレクトロンは四・九七%（仮決定時は五二%）、三星電子（三星半導体）はわずか〇・七四%（仮決定時は八七%）、その他が三・一九%だったのである⁽⁵⁷⁾（これは五月に修正され、現代電子が十一・一六%、三星電子（三星半導体）が〇・八二%、他が三・八五%と発表された）。キャプティヴ・システム企業の不利益を考慮した結果だというのが、一般的な受けとめ方であった。

マイクロン・テクノロジーが、強い不満を表明したのは当然である。他方の韓国企業は、仮決定の際に覚悟したほどの打撃がなくなったとはいえ、輸出量自体が大きく、今後も拡大しうる点において、低率であって負担は無視できなかった。

ダンピングの法手続きは、商務省がダンピングの存否を判定したうえで、ITC（国際貿易委員会）がアメリカ産業の被害を認定すれば、決着する。そのITCは、韓国企業による公正価格以下の対米輸出が、アメリカ産業に「実質的被害」を与える一因となり、また、実質的被害の恐れを与えたと判定した⁽⁵⁸⁾。これによって、ダンピング課税の附加が決定した。

ここまで事態が進んでも、アメリカ政府は何ら特別な対応をみせなかった。クリントン政権は、韓米協議による政治的対応をとろうとせず、法的対応に委ねたのである。これに関して、SIAをはじめとする産業団体も、議会も異論を呈さなかった。したがって、USTRは特別な対応要請を受けず、問題状況さえ十分に把握していないままだったという⁽⁵⁹⁾。

しかし韓国では、法的措置と政治的解決の双方を睨みながら、さらに可能な対応を模索した。政治的解決には、マイクロン・テクノロジーの同意を必要とするものの、それが容

易でないことは容易に予想された。それでも、とくに現代電子はこれを志向したという。法的措置としては、三社とも、商務省に対するダンピング課税の見直し要請、国際貿易裁判所への再提訴などを検討した。またマイクロン・テクノロジーも、法的手段によるダンピング課税の獲得を狙った。

結局、マイクロン・テクノロジーと三星電子、金星エレクトロン、現代電子は、政治的解決ではなく、法的対応を選択した。これらの企業は、まず国際貿易裁判所に商務省の判定結果の修正を求めて、提訴したのである。これを受けた国際貿易裁判所は、調査を開始し、一九九五年七月、商務省に対してダンピング課税を再算出するよう命じた。具体的には、研究開発コストに関する製品の特定、償却の考慮、外国通貨に変換した際の損失の再調査を求めた。商務省は八月、これを考慮した結果を提出し、一〇月、国際貿易裁判所はこれを支持した⁽⁶⁰⁾。この後、ダンピング課税が実施されている。

また、マイクロン・テクノロジーと韓国の三社は、ダンピング決定から一年後の一九九四年五月、商務省に行政見直しを要請した。その後のダンピングの有無と、これに適合するダンピング課税を新たに算出するよう、求めたのである。九月に商務省の発表した予備結果は、LGセミコン（以前の三星電子と金星エレクトロン）が〇%、現代電子は〇・〇六%であった。しかし、この最終結果についても、マイクロン・テクノロジーとLGセミコンが国際貿易裁判所に提訴し、決定の修正が行われた。この後も、こうした行政見直しとその結果をめぐる提訴が、繰り返されていった。

このように韓米半導体摩擦は、韓国側の政府間協定案が宙に浮いたままに、ダンピング課税によって一応決着した。問題の政治化は、韓国側で急速に進んだものの、アメリカ側では法律問題に封じ込められ、韓米間で非対称的な過程を辿ったままだった。しかも、法律レベルでも問題は最終的に決着しておらず、両国の関係企業が、様々な見直し措置を繰り返し要請しつづけた。韓米摩擦は、両国間の明白な政治問題に発展しないまま、法的次元で潜行してしまっただけである。

このため韓国政府は、先取りの、暫定的に実施した価格VERを、一方的措置のままに継続した。それと並行して、すでに言及したように韓国・EC間でもダンピングをめぐる半導体摩擦が発生し、韓国政府はこれについても、同様の一方的な価格VERを実施した。こうしてVIE・VERサブ・レジームは、日米間、日欧間のみならず、韓米間、韓欧間でも存続したのである。

このVIE・VERサブ・レジームのもとで、韓国では、対米輸出価格が一九九三年初めまでに約二〇%も上昇し、また輸出数量は減少した⁽⁶¹⁾。その結果、アメリカに生じた市場の間隙は、今度は再び日本製品によって埋められていった。アメリカではパソコン需要が高まり、アメリカのコンピュータ企業は日本企業に大量の発注を行い、これに対応して日本企業は半導体の増産に踏み切った⁽⁶²⁾。

しかし韓国の半導体企業は、研究開発の加速で対応し、その成果もあって、十六メガD

RAMにおいては、日米両国産業とほぼ同時に生産に着手できた。他方で韓国企業は、経済摩擦を前提に経営戦略を練るようになり、日米の企業と同じく対外提携に力を注ぐようになった。韓国商工部のシンクタンク、産業研究院の報告書『半導体産業の急激な変化と我々の対応』も、その必要性をとくに強調している⁽⁶³⁾。そのため日韓間でも、金星エレクトロンと日立製作所が一メガおよび四メガのDRAMについて、技術提携とOEM生産の協力で合意するなど、提携が成立していった⁽⁶⁴⁾。

以上のように、韓米半導体摩擦は部分的に日米摩擦の影響を被ったことで、奇妙な展開をみせた。一面では、韓米摩擦は日米摩擦につづいて浮上したにもかかわらず、アメリカ国内の制度の影響を余り受けなかった。アメリカでは、官民関係が緊密化していたものの、それが政治問題化を促しはしなかったし、国内構造問題、それに対する数値目標的措置などの政策アイデアが定着していたたものの、それらは韓国の問題には適応されなかった。しかし他面では、韓国の関係者が日本の制度的状況をモデルとし、過剰なほどの対米譲歩策を一貫して追求した。韓国半導体産業協会のもとで、官民と各企業がかつてなく協調し、日本の採用した解決策を踏襲したのである。したがって韓米半導体摩擦は、摩擦と形容しがたいほどに、韓国政府・産業とアメリカのマイクロン・テクノロジー社との、変則的な対立の形をとった。そうだとすると、韓国政府が価格VERを採用したために、この摩擦がVIE・VERサブ・レジームの存続を支える機能を果たした。

第九章 日米半導体摩擦 (4) (一九九五～九七年)

1. 制度化とその流動性

一九九五年の八月から九月にかけて、日米両国の産業界と政府が、半導体協定の再延長問題に取り組み始めた。それにつづく日米摩擦は、これまでの半導体摩擦はもとより、他分野の日米経済摩擦にも例をみない、斬新な展開をみせる。まず、日米協議が政府間で始まる前に、産業界で始まり、両国の産業界が政府に先んじて提案を示したのである。摩擦の解決策も、また斬新であった。両国は、政府間・二国間の半導体協定を撤廃し、民間・多国間および政府間・多国間の、新たな枠組みを設立したのである。世界半導体会議 (World Semiconductor Council、WSC) と主要政府間会合 (Global Government Forum、GGF) が、それである。政府間・多国間の枠組みは、繊維 (多国間繊維協定) と鉄鋼 (OECD鉄鋼委員会) に前例があるものの⁽¹⁾、民間・多国間の枠組みは初めてであった。

民間協議が民間・多国間の枠組みに帰着したといっても、今回の半導体摩擦が産業レベルで、経済の論理に即して、円滑に推移したわけではない。今回の摩擦は、先の日米半導体摩擦とは対照的に難航し、新たな解決策は、合意期限を二日間も超過して、ようやく成立したのである。

先の日米半導体摩擦は、それに先行する摩擦と日米合意の実施過程を経て、日米の制度と国際レジームが変化し、そのままに定着しつつあるなかで発生した。日米両国、とりわけより合衆国では、政策アイディア (国内構造問題、これに対する数値目標的な措置) と官民関係 (SIAと商務省、USTRの関係の緊密化、CSPP、AEA、議会などの支援) が、定着しつつあった。シェア二〇%の実現は、この定着を後押しする意味をもった。国際レジームでも、VIE・VERサブ・レジームが、時間的には一〇年間にわたって存続し、空間的には日米間のみならず日欧間、韓米間、韓欧間に拡大していた。半導体分野の国内制度と国際レジームが、摩擦の続発によって新たな「埋め込まれた自由主義」に再編されていたのである。そうであるならば、今回の日米半導体摩擦は、一層の制度の安定性を反映してもおかしくなかった。すなわち、今回の日米摩擦はこれまで以上に円滑に推移し、同様の解決策、つまりは日米政府間協定の再延長に到達しても、不思議ではなかった。

にもかかわらず、今回の日米摩擦が斬新な様相を示したのは、制度の安定化に逆行する動きが生じたからにはほかならない。国内制度と国際レジームが、部分的な不安定性を残していたうえに、制度化を否定する動きが、日本国内と国際レジームに現われたのである。国際レジームでは、ウルグアイ・ラウンドが終結し、WTO (World Trade Organization、世界貿易機関) が成立した。日本国内では、通産省と日本電子機械工業会が、アメリカに

よる国内構造問題とこれに対する数値目標的措置に挑戦すべく、WTO成立に呼応して古典的な自由貿易主義と、これに基づく新たな半導体貿易構想を提起したのである。

以下では、まず、国際レジームと国内制度の状況を概観したうえで、それがどのように政治過程に投影し、日米半導体摩擦がどのように推移したのかみてゆきたい。

(1)自由貿易レジームの「原則のルール」強化

半導体分野では、自由貿易レジームとVIE・VERサブ・レジームが併存し、複合的なガバナンスが展開していた。このガバナンスが成立してから約一〇年が経過していたものの、上位の自由貿易レジームとVIE、VERとの矛盾は、根強い批判を被っていた。この批判は、ウルグアイ・ラウンドが終結し、九五年一月にWTOが成立すると正当性の基盤を得て、勢いを増した。

WTOはGATTを拡充し、管轄領域にサービス貿易、貿易関連投資措置、知的財産権、農業を加え、これに伴って国内構造に関わる規定を新設、整備した。WTOはダンピング、補助金・相殺関税などについても、国内関連規定を補充した。またWTOは、紛争処理手続きを強化し、当事国のみでの反対があっても、WTOのパネル裁定が実施されるようにし、裁定に至る手続きについても迅速化を図っていた。紛争処理手続きの利用義務を規定する形で、各国独自の一方的措置にも制限を加えていた。すなわちWTOは、第一章で指摘したように「原則のルール」を強化、拡大し、「例外のルール」と「事実上の例外のルール」を縮小する意味をもった。GATTの「埋め込まれた自由主義」は、脱「埋め込み（disembeddedness）」の傾向を示していた⁽²⁾。

しかし、WTOの脱「埋め込み」にも限界があった。WTOは、アメリカ産業・政府が日本の国内構造問題として重視する、産業政策や系列取引、流通制度などについて、具体的規定を備えてはいななかった。アメリカ政府は当初、ウルグアイ・ラウンドでハイテク分野の産業支援策に踏み込んで対処しようとしていたものの、実現しなかった。日本政府も半導体摩擦を教訓とし、ダンピングの諸規定をハイテク製品に顕著な費用逓減傾向に適合するよう、修正しようとしたものの、所期の目的を達成できなかった。それでも新たなダンピング協定は、新製品の販売開始時におけるコスト調整について規定を置き、一定の前進は示していた。また、司法化した紛争処理手続きも、WTOの規定の対象についてのみであり、それ以外には効果を発揮できなかった⁽³⁾。

こうした限界はあったものの、半導体ガバナンスに内在する「埋め込まれた自由主義」は、WTOの脱「埋め込み」傾向の影響を免れられなかった。その影響は、二つの方向で現われる可能性があった。第一は、WTO成立直後の気運であり、自由貿易主義に逆行する措置を採用しがたいムードである。第二は、WTOの紛争処理手続きである。WTOは、すでに述べたように、この手続きの有効性を高めるとともに、アメリカ通商法の三〇一条、

スーパー三〇一条などの一方的措置に制限を設けていた。すなわち、半導体分野のVIE・VERサブ・レジームが、WTOの具体的規定に直ちに抵触し、違反の烙印を押されるわけではなかった。WTOはVERの段階的撤廃を決めていたものの、ダンピング防止策としてのファスト・トラックとデータ・コレクションが、これに相当するとはいいがたかった。また、VIEとしての数値目標的措置も、WTOの特定の規定に反するわけではなかった。

したがって、自由貿易レジームの「原則のルール」強化の影響は、多分に関係者がWTOをどのように認識し、利用するかによって左右された。実際、日本とアメリカの産業・政府関係者は、対照的なWTO認識をもっていた。

まず日本では、上に述べたWTOの影響（WTO成立の気運と紛争処理手続き）を重視し、期待を高めていた。日本電子機械工業会、通産省、外務省は共通して、半導体問題においてWTO成立を好機とし、これまでの方針を転換して自由貿易主義の重要性を強調し、VIEとVERの管理貿易側面を強調するようになる。また関係者は、これまでの日米協議で、通商法三〇一条やスーパー三〇一条に翻弄され、実際に三〇一条に基づく制裁を受けた経験から、紛争処理手続きの強化と一方的措置の制限を歓迎していた。というよりも、通産省はウルグアイ・ラウンドにおいて、とくに一方的措置の禁止を意識的に追求していた⁽⁴⁾。しかし、実際にWTOの紛争処理手続きを利用するとすると、その日本でも慎重論が浮上した。慎重論は、相手国の面子に対する配慮、相手国を過度に刺激する可能性、ルールの活用が「大人げない」とするイメージなどを根拠としていた⁽⁵⁾。

アメリカでは、右のような日本の対応こそを警戒していた。SIAは、WTO支持の姿勢を明確にし、紛争処理手続きの強化も支持したとはいえ、他国の理解がアメリカと異なることに懸念を抱いた。一九九五年五月一〇日、上院財政委員会の公聴会において、ジョージ・A・スカリスは、他国が紛争処理手続きの強化を支持したのは、それを「外国市場を開放し、不公正な貿易品からの救済を提供しようとしてデザインされた合衆国貿易法を攻撃しうる、メカニズムとしてみている」ためだと指摘し、紛争処理手続きが「誤用」されないよう主張した⁽⁶⁾。またSIAは、WTOの紛争処理手続きでは「半導体部門の現実的解決にはならない」と考えていた。WTOの紛争処理手続きが、一年以上を要して広範な問題を検討するのに対して、二国間協定は、より詳細な問題を互いに議論し、「プラグマティックな解決」を可能にする。しかも、問題が紛争に発展する前に対応できる、というのが根拠であった⁽⁷⁾。また紛争処理手続きは、WTOの管轄範囲内の問題を扱うものの、日本の国内構造問題はその範囲外にあるため対応できないと、SIAは考えていた。

したがってSIAは、合衆国のWTO実施法が通商法三〇一条を保持するよう要請し、これを一九九四年度の「優先的公共政策」に掲げた⁽⁸⁾。通商法三〇一条は、SIAによれば、「外国市場を開放し、貿易合意を実施させる効果的な道具」⁽⁹⁾であった。以上のような主張は、SIAに特殊ではなく、他分野の産業にも少なからずみられた。したがっ

て合衆国政府は、ウルグアイ・ラウンド合意について国内産業の合意を取り付けるためにも、こうした懸念を無視するわけにはゆかなかった。

このためクリントン政権のUSTR代表、ミッキー・カンターは、ウルグアイ・ラウンドの合意直後に開かれた下院歳入委員会貿易小委員会の公聴会で、次のように述べている。「WTOが発効しても、米国は三〇一条を維持できるし、マイナーな変化ですむ。今でもガットでカバーされている範囲なら、まずGATTへいくことになっているが、これはWTOでも同じだ。今後はより対象範囲や対象国が拡大するので、これまでより多くのケースでWTOにいくことになる…(中略)…反競争的慣行によって我々の製品が締め出されていけば、我々は三〇一条を活用できる」⁽¹⁰⁾。クリントン政権では、WTOのもとで、他国がより微妙な非関税障壁を利用する可能性を懸念し、WTOの管轄範囲外の問題については、二国間交渉による市場開放を継続すべきだと考えていた⁽¹¹⁾。

また、自由貿易レジーム・レヴェルでは、半導体の貿易以外の分野に新たな動きが生じ、これも日米摩擦に無視しえない意味をもつことになる。その分野では、政府の関与しない、民間サブ・レジームが成立したのである。

半導体の生産過程では、PFCガスなど地球温暖化効果をもつ物質、人体に悪影響を及ぼす物質も利用する⁽¹²⁾。この問題は、貿易摩擦を越えた各国共通の懸案であり、これに対処すべく日本の日本電子機械工業会、アメリカのSIA、EUのEECA、韓国のKSIAが一九九四年、国際半導体環境・安全会議を開催した。これが契機となって、以後も参加国、オブザーバー参加国を拡大しながら会を重ね、環境・安全問題の検討、対応に関して各産業団体の協調を発展させる枠組みに発展した。半導体分野の環境サブ・レジームが成立したのである⁽¹³⁾。WTOも、その成立後に地球環境問題を管轄範囲に収める方向に向かうが、それを先取りする動きであった。

もう一つの国際的懸案として、過剰生産能力の問題が浮上した。半導体生産がEU諸国や韓国、台湾で本格化し、日米の比重が相対的に低下するなかで、半導体生産の構造的な需給のアンバランス(シリコン・サイクル)の悪影響が広範、かつ重大になりそうだった。同時に、その予測と操作も難しくなってしまった。これに対処するには、まず半導体生産能力の統計を整備する必要があった。このため一九九五年二月、日本、アメリカ、EU、韓国、台湾の産業団体が、世界半導体生産能力統計(SICAS)を設立したのである。これらの民間レジームは、課題の共通性、緊急性などをに関して、産業レヴェルによるの自律的な問題解決と、国際協調の可能性を示していた。

(2)アメリカの「制度」：半導体方式の一般化の試み

国内の制度に目を移してみたい。まずは、アメリカ合衆国の制度の状況である。

これまでの半導体摩擦を通じて、国内構造問題とこれに対する数値目標的な措置などの

政策アイデアが、関係者に広く受け入れられた。それを導入、実施した官民関係も、緊密化した。この半導体分野の「埋め込まれた自由主義」は、常に作動するわけではなく、先の韓米半導体摩擦では作用が限られていた。しかし、すでにみたように一九九三年三月半ば、日本市場における外国製半導体がシェア二〇%を越えた。これは、政策アイデアと官民協調の成果と正当性を、劇的に示す格好になった。

対日参入の成功は、もう一つの成功によって、半導体産業にとってさらに重要な意味を帯びる。というのも、この年、アメリカ産業は、半導体の世界市場のシェアで再び第一位を獲得したのである。アメリカ産業のシェアは四三%であり、日本の四二%をわずかながら追い越した。これ以外にも、アメリカ産業は誇らかな数値を列挙できた。一九九三年の販売高は三三〇億ドルを記録し、賃金は一九八〇年の二倍に達した（他の工業部門の上昇率は四%）⁽¹⁴⁾。この「復活」の要因について、S I Aは、アメリカ企業自身の競争力とSEMATECHとともに、日米半導体協定をあげた⁽¹⁵⁾。

日米半導体協定の貢献について、伊丹敬之等の研究は、それがMPU（マイクロプロセッサ）の対日販売を可能にした点、日本企業が対米摩擦を懸念し、MPU事業に積極的に参入するのを躊躇させた点、アメリカ企業のDARMの販売を下げ止めた点を、指摘している⁽¹⁶⁾。このようにアメリカ産業の復活は、主にMPUの成功によって可能になった。MPUは、パソコンの心臓部をなす半導体であり、この製品に関して、インテル社が一九八九年以後、急速な販売を実現したのである。パソコンが急速に普及したのに加えて、インテル製MPUが事実上の世界標準になり、しかもインテルは、その技術を知的財産権法で保護していたため、他社の追従を許さなかった。これを典型として、高度の半導体分野ではソフトウェア技術が決定的な意味をもち、ここでアメリカ企業は圧倒的な優位を示した。しかもDRAM部門でも、アメリカ企業は協定のもとで対日輸出を維持したため、研究開発上の資金を確保することができた。

S I Aは、以上のような政策アイデアの正当性、その経済的成果を背景に、日米半導体協定の効用を持続させようとした。そのためS I Aは、まずシェア二〇%を越える新たな指標を示す必要を感じた。そうしなければ、日本側による参入拡大のインセンティブは低下するものと、S I Aは懸念した⁽¹⁷⁾。S I Aは、半導体協定の「漸進的かつ着実（gradual and steady）」という概念を掲げ、これを「一九九四年度中に平均二〇%の外国製品シェアを求めるもの」と解釈した。S I Aは、その遵守を保証することが「合衆国貿易政策の第一の優先事項でありつづけるべきである」、と主張した⁽¹⁸⁾。

S I Aの主張は、USTRに受け入れられた。二〇%達成の一週間後、カウンターUSTR代表は訪米した森義朗通産大臣と会談し、シェアがさらに「漸進的かつ着実に」伸張する重要性を指摘した。またカウンターは、それが一九九六年の協定満了時まで持続するよう、求めた⁽¹⁹⁾。

一九九四年七月二六日には、両国政府が半導体協定の定める中間見直しを行い、協定を

期限の一九九六年まで継続することで合意した。この時もカンターUSTR代表は、協定の「建設的な貢献」を歓迎すると同時に、協定の目標が対日参入の「漸進的かつ着実な改善」にあると指摘している⁽²⁰⁾。

もちろん半導体協定は、アメリカ産業に利益を提供しただけではなかった。ダンピング防止策は、ファスト・トラックとデータ・コレクションに緩和していたものの、やはり価格上昇効果をもった。このため、キャプティヴ企業は不利益を被らざるをえなかった。それは、シェア二〇%が注目を集めるなかで表面化しなかったものの、やはりSIAとCSPPの意見調整が必要になった。

シェア拡大は、その政策アイデア自体とともに、官民協調の成果だと受けとめられた。SIAは、商務省とUSTRに協定の実施を強く要請し、商務省とUSTRはこれに対応したのである。連邦議会も、これを支援しつつけた。SIA自身、政府による支援の重要性を感じ、ある報告書において、対日参入拡大の原因に半導体協定とSEMATECHに対する政府の支援をあげている⁽²¹⁾。SIAに対峙したCSPPも、政府内の他の官庁も、この官民協力に正面から抵抗しはしなかった。

このように制度の正当性は、シェア二〇%の実現によって劇的に印象づけられた。しかも、二〇%達成のタイミングによって、おそらくは本来以上の評価を得ることになった。それは、クリントン政権が成立して程なくであり、新政権が貿易政策を模索していた最中だったのである。このため半導体部門の制度は、アメリカの貿易政策の転換時にモデルとして認識され、決定的な意味をもった。それが日米包括経済協議で実際に適用され、この協議の終了直後に、日米半導体協定の再延長問題が本格化する。半導体摩擦の教訓は、アメリカの貿易政策に一般化し、包括協議でテストされたうえで、再び半導体摩擦に回帰するのである。

結果志向アプローチ

アメリカにおける政権交替は、政策転換の契機となる。しかも今回は、共和党政権から民主党政権、ワシントンのインサイダーからアウトサイダーへの移行を伴っていた。ビル（ウィリアム・ジェファーソン）・クリントン大統領自身も、大統領選挙で変化の必要性和可能性を訴え、それが受け入れられて当選を果たしていた。

クリントンのいう変化は、なによりもまず国内経済の再建に向けられていた。このためには、国内産業の競争力強化、財政赤字の削減などとともに、貿易政策が重要な要素と考えられていた。クリントン大統領候補（当時、アーカンソー州知事）とアル・ゴア（Al Gore）副大統領候補（当時、連邦議会上院議員）が、大統領選挙用に出版した公約集『プッティング・ピープル・ファスト』は、労働者と企業のために不公正な貿易慣行を停止し、市場を開放するとして、そのためにスーパー三〇一条を支持するとともに、経済安全保障

会議 (Economic Security Council) を設立すると主張していた⁽²²⁾。とはいえ、大統領選挙では貿易政策は重要な争点とならず、したがってクリントン候補も、対日貿易政策や国際経済政策を重要な論点とはしなかった⁽²³⁾。仮に、それが争点となっても、クリントン陣営が右の公約以上の具体的政策を十分に提示できたかどうか、疑わしい。というのも、彼らの選挙チームは、とくに初期は共同作業に不慣れであり、方針の明確化にかなりの時間を要していたからである⁽²⁴⁾。実際、クリントン政権の発足後も、重視していたはずの経済政策はなかなか明示されなかった。最初の政策検討会議は、政権発足の一週間後に開催され、財政赤字や医療保険をはじめ多様な課題が議論されたものの、クリントン自身が方針を明確化できていなかったこともあり、多様な議論の提起に終始した⁽²⁵⁾。

もっとも、クリントン大統領も大まかな方針はもち、提示していた。例えば、クリントンはこの頃、アメリカ大学における演説で次のように訴えていた。「開放的で競争的な通商が一国家としての我々を豊かにする」。「我々は競争する、退却しないだろう」。「自由貿易——しかし匹敵する参入を伴って。アメリカの労働者は自由貿易から利益を得るし、それを支持するだろう。しかし、それが公正貿易である場合にのみ」⁽²⁶⁾。これらの言説は、この後も、政権のスタッフによって繰り返し引用される。クリントンは、これまでの政権と同様に、自由貿易主義の古典的アイディアに公正貿易のアイディアを付加していたのである。ただし、これを大まかな方針にとどまらせず、より具体的な政策に造形した点において、クリントン政権は異なっていた。

この政策の揺籃期に、シェア二〇%が実現した。また、ほぼ同時に、数値目標的な措置の政策アイディアが、三つのルートで政権に入力された。第一はACTPN (貿易政策・交渉諮問委員会) による大統領への報告、第二はローラ・D・タイソンの政権参加、第三は日本異質論の間接的作用である。

四月には日米首脳会談が予定されていたため、クリントン政権は、これを目標に貿易政策の本格的検討を開始した。このため政権内では、後に述べるNEC (National Economic Council、国家経済会議) の次官級会合で、過去の対日政策を洗い直し、新たな方針を模索した。再検討の結果、新政権のスタッフは、過去の対日政策の殆どが、その目的においても、アメリカ経済に対する効用においても曖昧だと厳しく評価したものの、日米半導体協定と自動車・自動車部品に関するグローバル・アクションのみは、高く評価した。両者は、数値目標的な対日参入基準を設定しており、成果を確保するようデザインされていたためであった⁽²⁷⁾。

三月九日の上院財政委員会商業小委員会の公聴会において、カンターUS TR代表は、政府内で半導体協定と自動車合意を議論していることを明らかにし、同時に有効な対応策として、「暫定的な数量的指標」と「戦略的産業アプローチ」という政策アイディアを示した⁽²⁸⁾。このうち半導体協定の有効性は、この証言の一〇日後にシェア二〇%が達成したことで、NECにおける議論に決定的な影響を及ぼした。カンターの述べた「暫定的な

数量的指標」は、半導体協定における数値目標的措置を、産業界の論理で正当化した概念であり、また「戦略的産業アプローチ」は、それを経済学の理論（戦略的貿易政策論）で論証した方法論であった⁽²⁹⁾。

このうち「暫定的な数量的指標」は、右に述べた第一の政策アイデア源、ACTPNに由来していた。二月半ば、ACTPNは報告書『日米貿易関係に関する主要な調査結果と政策提言』をまとめ、そこにこの概念を掲げていた。ACTPNは大統領の常設諮問機関であり、アメリカン・エクスプレス会長のジェームズ・D・ロビンソン（James D. Robinson）を座長に、IBM、AT&T、モトローラ、コーニング、ベツレヘム・スチール等のトップが委員となり、USTRが運営していた。この諮問委員会が、日本の国内構造問題に対処して市場参入を拡大するには、新たなアプローチが必要であると提言し、その具体策として、「暫定的な数量的指標」の設定を示したのである。これは、半導体協定の教訓を、より妥当な線に修正したものだ。このためACTPNは、その数量的指標と管理貿易との差異を明確化しようと試み、「世界的な輸入水準を反映」させ、「純粋に商業的な要因」で決定、両国が合意するよう求めた。それは、政府合意の結果を強いる管理貿易ではなく、市場開放の結果を評価する基準であり、企業における「全体的品質管理（total quality management）の伝統における『ベンチマーク』の考え」にすぎないと、ACTPNは説明していた。またACTPNは、日本でカルテルを生み出す意図はなく、自動的に制裁を発動する引き金ともしない。しかし、仮に日本市場の開放に失敗すれば、アメリカ政府が追加的措置をとることが適切だとも主張した⁽³⁰⁾。

クリントン大統領は、この報告書に強い興味を示した。彼は、要所にアンダーラインを引いたうえで、報告書をカンターUSTRに届けたという⁽³¹⁾。このため報告書は、NECでも主要な検討対象になった。なお、ACTPNはブッシュ政権下の一九八九年にも、類似の報告書を提出していた⁽³²⁾。しかしそれは、当時のカーラ・ヒルズUSTR代表に採用されなかった。政権交替による変化は、明らかであった。

カンターの示したもう一つのアイデア、「戦略的産業アプローチ」は、右に述べた第二の政策アイデア源、ローラ・D・タイソンの著書『誰が誰を叩いているのか』が提示していた。タイソンによれば、先端技術産業は国民経済に重大な波及効果をもち、国家安全保障への影響も大きい。しかも、国際的な貿易ルールが確立していないなかで、各国が政府介入的な支援策を講じており、その効果も顕著である。したがってアメリカ政府は、二国間で市場開放の結果を重視した協定を締結したり、自国産業に補助金を提供するなどする必要がある。タイソンは、このような方針を「慎重な行動主義」と称した⁽³³⁾。この著書はクリントン大統領に評価され、このためタイソンは大統領経済諮問委員長に任命を得ていた。大統領経済諮問委員長は、伝統的にシカゴ学派の自由貿易主義者が務めることが多く、この異例の人事は、政策転換を企図する大統領の意向を強く反映していた。

こうして、日米半導体摩擦で採用された政策アイデアが、一方では産業界全般の意向

の裏づけを得、他方では学術的な裏づけ得て、政府内に導入された。また、右に第三のアイデア源として言及したように、すでにワシントンでは日本異質論が浸透していた。以前の政権とは違って、新政権にとって「暫定的な数量的指標」や「戦略的産業アプローチ」は、もはや異質な概念ではなかった。カッター大統領次席補佐官、サマーズ財務次官、タイソン大統領経済諮問委員長は、『ウォールストリート・ジャーナル』のインタビューにおいて、日本異質論に対する共感を示していたし、カンターUSTR代表はプレストウィッツと頻繁に連絡をとっていることを明らかにしていた⁽³⁴⁾。また、ロバート・ルービン(Robert Rubin) 大統領補佐官(元ゴールドマン・サックス社長)、ロジャー・アルトマン(Roger Altman) 財務副長官(元投資銀行家)、ジェフリー・E・ガーテン(Jeffery E. Garten) 商務次官(元実業家)など、経済政策に関する主要メンバーが実務経験や対日経験をもち、しかも日本経済に対して少なからず厳しい見方をもっていた。

NECによる政策決定

とはいえ、「暫定的な数量的指標」や「戦略的産業アプローチ」には反論や異論もあった。半導体分野の数値目標的措置も、なお批判を被っていた。こうした政策アイデアを、しかも全般的な貿易政策に採用し、これを持続的に遂行するのは容易ではない。この政策決定を成功裏に実施するには、政府内の意見調整が重要な意味をもつ。それを可能にする機関として、クリントン政権はNECを新設し、しかもホワイトハウスの直属機関とした。

クリントンは、大統領選挙中にロサンジェルスでの演説で「外交政策における経済問題を格上げする」とし、それを実現する組織としてNSC(national security council、国家安全保障会議)のような機関を、経済分野に設立すると公約していた⁽³⁵⁾。この公約は、大統領就任の直後に実行に移され、NECに結実したのである。NECは、大統領(議長)、国務省、財務省、商務省、労働省、経済諮問委員会、行政管理予算局、USTRなどの長官、大統領補佐官(経済担当、内政担当、国家安全保障担当など)を構成メンバーとし、国際経済問題を外交・安全保障上の観点に従属させることなく、一貫性をもって決定、実施すべく設立された。国家安全保障会議がメンバーから外れたのは象徴的であったし、メンバーとなった国務省と財務省も従来と異なり、商務省やUSTRに協調的姿勢をとった⁽³⁶⁾。

しかもクリントン大統領は、通例に反して、安全保障担当の前に経済担当スタッフの人選を行った。NECの議長にはロバート・ルービン大統領補佐官が就任し、次官級NECはW・ボーマン・カッター大統領次席補佐官の担当となった。ルービンもカッターも、民間での仕事で日本産業と接触をもち、苦い経験をもっていた。他の経済関係スタッフとしては、USTR代表にミッキー・カンター、商務長官にロバート・ブラウンが就任した。カンターは、ロサンジェルスの著名な弁護士であり、ヒラリー・クリントン(Hillary

Clinton) の長年の友人であった。彼の経済経験は乏しかったものの、当初は政権内での担当が確定しないままにウルグアイ・ラウンド交渉などに参加し、最終的に自ら望んでこのポストを手にした⁽³⁷⁾。ブラウンは、民主党の全国委員長としてクリントンを大統領候補とするのに尽力していたが、商務長官として、産業界の競争力強化と輸出促進に意欲的に臨むことになる。

こうしたメンバーが、NECのもとで緊密で良好な関係を築き、対日政策の策定を目指して、徹底した議論を展開した。NECは、時間をかけて徹底的に議論をしてコンセンサスを確保し、一枚岩で対外交渉にあたる方針を掲げた。さらには、対外的に見解を開陳する人物、その内容についても予め合意しておこうという、念の入れようだった⁽³⁸⁾。クリントン大統領も自ら議論に参加したという。

メンバーは対日政策の策定において、すでにみたように日米間の半導体協定と自動車合意を教訓とし、「暫定的な数量的資料」と「戦略的産業アプローチ」の概念に刺激を受け、またシェア二〇%実現の事実鼓舞された。それらが、「結果志向アプローチ (result-oriented approach)」に結実した⁽³⁹⁾。これは、日本の国内構造問題に対処すべく、分野毎に適切な数量的指標を設定し、対日参入上の成果を確保しようというものであった。具体的には、四月に開催予定の日米首脳会談で日米包括経済協定を開始を決め、そこで国内構造問題を取り上げ、自動車・自動車部品、政府調達などの個別協定で数値目標的措置を採用することとした。

この半導体方式の一般化は、連邦議会、産業団体はもとより、ジャーナリズムの攻撃を殆ど受けることなく、穏やかになされた。政権交替による政策転換が常であり、また議会が「ハネムーン」と称される、一時的な友好的対応をとっていただけではなかった。日米経済摩擦が深刻さを増し、対日批判やアメリカ産業の再建論が広く論じられるなかで、抵抗感は生じなかったのである。とくに産業界にとって、クリントン政権の方針は歓迎すべきものだった。クリントン大統領は、DARPA (国防先端研究計画局) をモデルにした民生技術の研究開発支援機関を公約していたし、二月二二日には、包括的高度技術計画を発表し、研究開発や高速通信網の整備に関して、政府がより踏み込んだ役割を演ずると主張していた。クリントン政権は、このように産業重視の姿勢をとり、これを受けて関係官庁は産業諮問機関を前例がないほど活用し始めた。USTRは民間部門諮問委員会、その下の産業政策諮問委員会などを活用し、産業界と情報・意見交換を重ねた。商務省は、ブッシュ政権時に設立されたTPCC (貿易促進調整委員会) において、輸出推進に関連して意見調整を進めた⁽⁴⁰⁾。

日米包括経済協定によるテスト

四月十六日、宮沢喜一首相とクリントン大統領が首脳会談を行い、包括経済協定の開始

で合意するとともに、市場参入の進捗状況を計測するために「客観的基準 (objective criteria)」を導入する点にも同意した⁽⁴¹⁾。アメリカ側は、数値目標的な措置を要求し、日本側がこれに強硬に抵抗したため、数値達成を政府として保証しない措置として、「客観的基準」の採用で合意が成立したのである。

首脳会談の後、両首脳がホワイトハウスのイーストルームで記者会見を開いた。その際、クリントン大統領は「私が首相に求めたのは、我々が結果の獲得を展望して、特定の分野の特定の構造に焦点をあてられるような、両国の関係における方向の変化だ」と述べ、「客観的基準」の主旨を説明した。さらに大統領は、「特定化された合意のある半導体分野において、かなりの成果を獲得できた」と述べ、半導体協定をモデルとしたことも明らかにした⁽⁴²⁾。

しかし、クリントン政権が意気込んで開始した包括経済協議も、開始早々、日米間の意見対立に進展を阻まれる。その後も、協議は決裂と再開を繰り返し、難航を極めた。その過程において、序章に詳しく述べたように、一九九四年二月の細川・クリントン首脳会談が決裂してしまったのである。

協議難航の最大の原因は、「客観的基準」をめぐる概念論争にあった。「客観的基準」と数値目標 (もしくは数値目標的な措置) との相違は必ずしも明確でなく、「客観的基準」が数値目標に接近すると、日本政府が神経質なまでに拒否反応を示したのである。とはいえ、特定の数値を「客観的基準」とし、市場参入状況を計測する指標に位置づけたとしても、数値達成を保証するよう求めたり、それを求めないにしても、未達成の場合に事態の改善を強要すれば、それは数値目標と変わりなくなる。かといって、市場参入の改善に向けての拘束力を全く欠けば、「客観的基準」を設定する意義が稀薄にならざるをえない。クリントン政権は、この予期せぬジレンマに直面して対応に苦慮した。このためNECは、一九九三年末から九四年春にかけて対日提案の修正を重ね、特定の数値ではなく「他の先進国程度」、あるいは「現在の傾向の継続 (トレンド・ライン・アプローチ)」などを指標として提起した⁽⁴³⁾。

結局、両国が最も重視した自動車・自動車部品協議は、「客観的基準」をめぐる「不合意の合意」(坂本吉弘通産審議官)で決着した。すなわち、日本企業が各社単位で自主的な輸入計画を発表したため、アメリカ政府はこれに基づいて「客観的基準」を一方向的に算出し、市場参入の進捗状況をチェックする。しかし日本政府は、この「客観的基準」の算出にも、その履行にも関与しない、としたのである⁽⁴⁴⁾。

このように、「結果志向アプローチ」は日米包括経済協議で曖昧さを露呈してしまった。NECは、議論を重ね、合意に基づいて協議を推進したはずであった。しかし実際には、NECの構成メンバーのうち、少なからぬ者が「客観的基準」と数値目標の区別を明確にしておらず、なかには日米半導体協定が数値を「目標」と明記していると、誤解している者さえいたという⁽⁴⁵⁾。しかも、政権内部のコンセンサスが事実上揺らいだにもかかわら

ず、NECが合意を重視したために表面化しにくかった⁽⁴⁶⁾。というよりも、そもそも双方の相違は明確化しにくかった。協議が進展して、より詳細な議論を行い、それを明文化する必要が生じると、「客観的基準」の具体的運用や最低の条件などが問題にならざるをえなかった。しかしNECは、これらについて事前に、厳しく吟味していなかったのである⁽⁴⁷⁾。その際、アメリカ政府の対応は、日本政府の抵抗が強かったために、一層難しくなった。

包括経済協議の政府調達合意を受けて、カンターUS TRが記者会見を開いた際、記者達は「数量的基準」と数値目標の相違を問い質した。これに対してカンター代表は、次のように答えている。数値目標は、数量割り当てを設け、結果的に管理貿易になるものであり、半導体協定はこれに該当する。包括経済協議でアメリカが求めている「数量的基準」は、合意の進展を計測し、その成否を判断し、結果志向を確実にするものである⁽⁴⁸⁾。これは、これまでのアメリカ政府の主張と矛盾する。第二次半導体協定においてブッシュ政権は、数値目標ではなく「数量的基準」に近い「ベンチマーク」を追求したはずであった。またカンターも、判断基準としての「数量的基準」の実現を求める場合、限りなく数値目標に近づく可能性について、答えはしなかった。

駐日大使館で経済政策顧問を務めたエドワード・J・リンカーン (Edward J. Lincoln) によると、「クリントン政権は、厳格な自由貿易と管理貿易の中間の道を見いだそうと格闘した」。しかし「結果志向アプローチ」は「曖昧な用語の合体」にしかならず、広範な批判を惹起してしまった。またリンカーンは、元来、明白に自由貿易でないものは管理貿易となり、中間の立場の定義は不可能だったかもしれないと指摘している⁽⁴⁹⁾。こうして、鳴り物入りで導入された「結果志向アプローチ」は、ブッシュ政権のアプローチの「穏健な変化 (modest change)」に終わる⁽⁵⁰⁾。

「結果志向アプローチ」は、包括経済協議のテストに十分に耐えられなかった。その政策アイデアと、これを推進した官民関係は動揺せざるをえず、後に述べるように、これを反映してNECも影響力を低下する。第三次日米半導体摩擦は、丁度そのような状況において、発生するのである。

(3)日本の「制度」変化：アメリカの政策アイデアの批判

他方の日本側の制度は、どのような状況だったのだろうか。これまでの半導体摩擦を通じて、日本の関係者はアメリカ側の政策アイデアを積極的に支持しはしなかったものの、市場開放の必要性は承認していた。このため日本側は、第二次半導体協定において、数値達成を保証しない条件のもとで、数値目標的な措置に同意していた。この協定の締結、履行において、通産省は産業界に対する配慮をみせ、官民関係が第一次協定の時のように動揺しないよう試みた。

にもかかわらず、第二次協定の履行をめぐっても、やはり数値の拘束力をめぐって日米間に軋轢が生じた（第七章参照）。また結局は、シェア二〇%の達成に向けて、困難な輸入促進に取り組まざるをえなかった。通産省は産業への介入を自制したものの、むしろそのために産業界が責任をもって実施せざるをえず、負担感は増した。日本電子機械工業会は財政的負担を重ねながらも、輸入使節団の派遣や輸入セミナー、商談会を繰り返し⁽⁵¹⁾、各社は経営上の犠牲を容認しながら、価格安定化を図り、価格データを収集しつづけた。他方で、日本電子機械工業会と半導体各社は、アメリカ企業との業務提携に積極的に取り組み、徐々にその便益を認識するようになった。これは当初、対日参入の拡大策として、政治的判断で不請不請推進し始めたものの、半導体の研究開発のコストとリスクの高まりを背景に、経済的に不可欠になり、自生的に発展し始めたのである。

このようななかでシェア二〇%が実現したことため、関係者は安堵した。同時に、それに要した無理からして、官民の双方が数値目標的措置の政策アイデアの問題性を等閑視できなくなった。とくに産業界は、通産省が介入を緩和したにもかかわらず、負担が増したことで不満を新たにした。一〇年間の日米合意にもかかわらず、日本の制度は動揺含みで推移したのである。

だからといって、早急に政策アイデアの変更、官民関係の修復が図られたわけではなく、なおも制度の慣性が作用した。一九九二年一月、ブッシュ大統領が自動車・自動車部品やガラス、紙などの数値目標的な市場開放策を求めた際、通産省は、政府ではなく民間企業が、自主的に輸入計画を策定して対処するよう、暗に要請した。通産省は、数値目標的措置の問題性を認識したものの、その回避は困難、もしくは有効な代替策はないと考え、可能な修正策を模索したのである⁽⁵²⁾。

政府の方針転換

その通産省も、制度の慣性を越えて、一旦承認した政策アイデアを変更し、新たなアイデアを採用することになる。それには、次の三つの要素が重要な意味をもった。

第一に、通産省における主要担当者の陣容が変わった。第一次半導体合意に重要な役割を果たした棚橋祐治事務次官が退任し、日米の二国間関係よりも多国間関係の経験が豊富な人材、半導体摩擦に負の教訓を感じた者が、主要ポストに就いたのである。坂本吉弘審議官、細川恒通商政策局長、豊田正和米州課長が、その典型例である。坂本審議官は、第一次協定の際に機械情報産業局総務課長を務め、第二次協定下のシェア二〇%達成時には機械情報産業局長として関与しており、今後「半導体の二の舞はさげたい」という想いを強く抱いていた。細川通商政策局長も、第一次協定時に通商政策局米州課長の席にあった。その細川は、OECD勤務、国際経済課長、国際経済部長を歴任し、多国間交渉の豊富な経験をもち、その功罪を知悉していた。また豊田課長は、OECD出向を経験していたも

の、過去の同課長に一般的なJETROニューヨーク事務所の勤務経験はなかった⁽⁵³⁾。

第二に、WTOが成立して自由貿易レジームが強化された。第一点で述べた官僚達は、多国間主義を重視しており、彼らにとって自由貿易レジームの強化は、二国間の管理貿易的措置に対処するうえで、有効な対抗的政策アイデアと手段を提供した。

第三に、日米包括経済協議が、政策アイデアの転換のテストとなった。先に述べたように、アメリカにとってこの協議は、数値目標的措置をバージョン・アップするテスト・ケースとなり、それに成功しなかった。日本にとっては、同じ協議が数値目標的措置の一層の緩和、もしくは回避のテスト・ケースとなった。このテスト・ケースにおいて、第一に述べた新たな人材が、第二点の自由貿易レジームの強化を活用し、通産省の政策転換を図ったのである。外務省の大勢も、これに沿った動きを示した。その結果が、つづく第三次半導体摩擦に反映する。

クリントン政権が日米包括経済協議を要請し、数値目標的な措置を求めてきた際、通産省はこれに拒否反応を示し、外務省も抵抗感を示した。とはいえ両者とも、この時点においては、対日参入に関する指標の導入まで否定しようとはしなかった。このため両国は、「客観的基準」の導入で同意した。これは、外務省の小和田恒次官が発案し、宮沢喜一首相が採用、なおも通産省や外務省に残る異論を抑える格好で実現した⁽⁵⁴⁾。

しかし包括経済協議は、すでに述べたように開始早々、指標の位置づけをめぐる難航した。通産省と外務省の大勢は、アメリカ側が指標を数値目標に接近させる様相を認めると、厳しく批判した。岡本壮三郎通産審議官は、アメリカ側の担当者が、様々な意匠を凝らした疑似数値目標を提示するのに対して、「アヒルのように鳴くものはアヒルだ」と一蹴した⁽⁵⁵⁾。その岡本を継いだ坂本審議官は、数値目標的措置を拒否する姿勢を明確化し、事前に棚橋元審議官を訪ねて了解を求めた⁽⁵⁶⁾。外務省でも、松浦晃一郎審議官などの幹部や中堅のスタッフが、半導体合意の再現を回避しようと試みた。そのため、日米関係の全体的安定を重視し、一定の対米譲歩を是認する栗山尚一などと対立しさえした⁽⁵⁷⁾。彼らが数値目標的措置を批判する際、最大の根拠としたのは、強化された自由貿易レジーム、とくにWTOであった。しかし数値目標は、WTOの具体的規定に、明白に抵触するわけではなかった。一定の数値が、仮に外国一般の製品輸入について設定されていても、日米二国間の協定であるかぎり、アメリカを優遇する恐れがあり、その点では最恵国待遇（GATT規約第一条）に違反する可能性があった。また、数値の設定による貿易管理は、数量制限の禁止（GATT規約第十一条）に反する可能性もあった。しかし、これらはGATTでも同様であったし、反論の根拠として弱かった。結果的に、通産省や外務省が立脚したのは、数値目標が自由貿易主義の精神に反し、管理貿易を志向しかねないという点であり、WTOの具体的な規定や、その解釈論を強調することは余りなかったという。というよりも、それは事実上困難だった⁽⁵⁸⁾。とはいえ、自由貿易主義の古典的な原則論は、日本政府の担当者が事前に想定した以上の効果をもった。自由貿易レジームが強化され、

貿易自由化のモメンタムが高まっている環境は、予想外に好ましく作用した。

WTOの具体的規定が、役に立たなかったわけではない。WTOは、第二章で言及したように紛争処理手続きを拡充しており、日本政府はこれを活用した。日米包括経済協議の自動車・自動車部品協議において、アメリカ政府が通商法三〇一条を発動し、日本側に譲歩を迫ると、日本政府はこれを一方的措置の制限に対する違反だとし、WTOに提訴した。これについては、政府内でも慎重論があった。とくに、ルールを振りかざすことに一種日本的な違和感があり、法的に白黒をつけるのではなく、現実的な政治的決着を求めるべきだという声が強かった⁽⁵⁹⁾。また、WTOが成立したばかりの時点で、これを支えるべき日米が真っ向から対立すれば、自由貿易レジーム自体を動揺させかねないという批判もあった。

また日本の自動車産業は、政府が数値目標の原則的問題を重視するあまり、問題が長期化、日米関係が緊張し、産業活動に支障が生まれたため、不安と不満を感じずにはいらなかった⁽⁶⁰⁾。これは、先に述べたように細川審議官が棚橋元審議官に了解を求めた際、棚橋が指摘した懸念でもあった。棚橋は、「民間は“スジ論”では食って行けない」と述べたという⁽⁶¹⁾。

新方針の評価

しかし結果的に、日本側は日米包括経済協議において数値目標的措置を回避できた。とくに難航した自動車・自動車部品協議は、すでに言及した通り、アメリカ政府が一方的な「客観的基準」を設定したものの、日本政府はこれに関与しないと、政府間協定に明記した。通産省の急進派でさえ、クリントン政権が譲歩し、数値目標の排除を受け入れるとは楽観していなかったという⁽⁶²⁾。にもかかわらず、アメリカ政府が譲歩したことで、数値目標的措置に対して自由貿易主義の古典的な政策アイデアを対置する方針が、効用を認められ、政府内で正当性を獲得した。それを象徴するかのようには、『通商白書』（平成一〇年版）は、次のように述べている⁽⁶³⁾。

世界通商システムにおいてWTOという機関が成立したことが、最近の日本の二国間交渉方針のあり方に大きな影響を及ぼしている。…中略…今後の二国間での紛争解決には国際的に合意されたルールと手続きに基づいて進めていくことが最も有効な手段となる。これは日本が紛争解決手続きとして初めてWTOの手続きを活用した九五年の日米自動車交渉において明確に示されたと言える（通商白書、平成一〇年版：330）。

日本政府の担当者は、この政策アイデアの変化を半導体分野にも適用するだけでなく、さらに前進させようと企図する。

もう一つの制度の構成要素、官民関係では、すでにみたように、第二次協定における改善にもかかわらず、産業界の不満は収まらなかった。日本電子機械工業会と半導体各社は、政府間協定の拘束や価格上昇効果に不満を募らせた。他方で彼らは、アメリカ企業との提携に便益をみいだすようになり、経済ベースで問題に対応できないものか、期待を膨らませるようになる。政治の関与は、日本政府が標榜し始めた規制緩和の流れにも反していると感じられた。半導体ユーザ協議会会長の吉田英彦が繰り返し述べた言葉、「シーザーのものはシーザーに」「ビジネスマンのものはビジネスマンに」は、半導体産業の大勢の声を代弁していた⁽⁶⁴⁾。またこれは、通産省や外務省の新方針と共鳴するものだった。通産省でも機械情報産業局は、半導体産業との関係改善の必要を強く感じていた。

このように日本の制度では、政策アイデア面で古典的な自由貿易主義が浮上し、それが当初の観測以上の正当性を得た。官民関係の面でも、これに呼応した修復の動きが生じた。これが半導体摩擦において、日本側の対応を枠づけるのである。

2. アメリカの協定再修正方針

(1) S I A内、C S P Pの分裂と調整

一九九五年八月から九月、日米の産業界と政府が半導体問題への対応を、本格的に検討し始めた。すでに第二次日米半導体協定の期限満了まで、一年間をきっていた。本来であれば、産業界関係者は、もう少し早く検討作業に着手するはずで、とくにS I Aは、六～七月には提案を作成する予定だった。それが遅延したのは、日米包括経済協議の自動車・自動車部品協議が難航し、長期化したためであった。S I Aは、この協議の決着を考慮に入れる必要を感じて検討作業を中断し、九月半ばになって再開したのである。クリントン政権は、S I Aの提案を待っていた。日本政府でも、通産省と外務省の担当者の多くがこの自動車協議に忙殺され、この協議の妥結後に短い夏休みをとった後、半導体問題に取り組み始めた⁽⁶⁵⁾。

この対応の検討は、やはり両国の制度の影響のもとで展開した。まずアメリカ合衆国では、政策アイデアの点で、国内構造問題とこれに対する数値目標的措置が、主要関係者に浸透していたものの、包括経済協議でその一般化に事実上失敗し、日本側の強い抵抗も明らかになっていた。WTOが成立し、自由貿易レジームが強化された点、日米の半導体企業が提携を進めた点も、これまでの政策アイデアをそのまま踏襲することを難しくしていた。この政策アイデア上の様相は、官民関係とも連動していた。官民関係の点では、S I Aと商務省、USTRが緊密な関係を維持しており、この関係はNECのもとでより安定化していた。連邦議会もS I Aと緊密な関係を支援していた。しかし包括経済協議の挫折と日本側の抵抗、日米間の企業提携などを背景に、S I Aの内部、S I AとC S P P

の間に、見解の相違が生じた。

まずS I Aは、政府とのパートナーシップがシェア二〇%の達成と、産業の復活に不可欠だったとし、それを今後も維持、拡大すべきだと判断していた。S I Aは、一九九四年に「国家半導体技術地図 (national semiconductor technology roadmap)」を作成し、産業界と政府、学界が協力して技術開発を推進するよう提言していたし、こうした協力を、対外通商問題でも発展させようとしていた⁽⁶⁶⁾。ここにみられるように、S I Aの大勢は、先の日米半導体協定を積極的に評価し、その継続を主張していた。とはいえ、新たな協定の形態、とくに数値目標的措置については、三つの異なる立場が生まれていた⁽⁶⁷⁾。

第一の立場は、シェア二〇%が達成されたため、その引き上げを主張した。対日参入は拡大したものの、なおも不十分であり、国内構造問題が残存しているというのが、その根拠であった。したがって、この参入拡大の趨勢を継続、向上させ、さらに妥当な対日参入水準に近づけるには、より高いシェアの設定が必要だと論じた。彼らは、アメリカ製品が日本以外の世界市場でシェア五〇%を獲得しているのに、日本の二〇%では低水準に過ぎると指摘した⁽⁶⁸⁾。しかしこの立場は、一部の強硬派に限られていた。なかでもマイクロン・テクノロジーは、依然としてDRAM事業に大きく依存しているため、韓国企業ばかりでなく、日本企業との競争に神経を尖らせていた。マイクロン・テクノロジーは、数値の引き上げを主張するとともに、ダンピング防止策についても、その緩和に抵抗した。

S I A内の第二の立場は、シェア二〇%の維持を主張した。この立場も、やはり日本の構造問題が残存しており、放置すればシェアが再び低下すると懸念した。とはいえ、より高い数値の設定は、包括経済協議の模様や日本側の反対論からして、政治的に困難だと観測していた。このため二〇%の維持、それ以下への低下を防止することに、主眼を置いたのである。S I A内の多くの企業は、この立場をとった。

第三には、数値目標的措置の撤廃論もあった。シェア二〇%は達成したし、日米企業間の提携が進展しているため、批判の強い数値目標的措置を解除しても、対日参入は維持、拡大しうる。若干の穏健派は、そう考えた。

このように、すべての立場が日本の国内構造問題については、それが残存しているとみていた。またWTOの成立にもかかわらず、なお自由貿易レジームでは十分に対応できないと考えていた。立場の相違は、主に包括経済協議や日本の抵抗、日米間の企業提携など、新たな状況に対する評価から生じていた。

S I A以外の産業団体では、CSPPが日米半導体協定に不満を覚えていた。そのダンピング防止策は、なおも半導体価格の引き上げ効果をもっていただけからである。数値目標的な対日参入策についても、シェア二〇%は妥当性を欠く「任意の目標 (arbitrary target)」にほかならず、撤廃すべきだという声があった。それでもCSPPは、S I Aとの対立は避けようとした。今回も制度の慣性が作用したのである。それはS I Aにしても、同じであった。両組織は、先の日米摩擦で刺々しい関係に陥り、政府が対応しにくい状況を

つくったことを苦い経験としていた。政府の対応を円滑に引き出すには、協調する必要があるとし、両国間に成長したコミュニケーションの回路によれば可能だった。このためかCSPPでは、SIAとの協調のためには、何らかのダンピング抑制策を受け入れるべきだという意見もあった⁽⁶⁹⁾。

九月二〇日頃、SIAとCSPPは共同作業グループを設け、協定延長に関して議論を始めた。両組織は、双方の弁護士の参加を得て、数値目標的措置とダンピング防止策について、双方の合意を可能にする条件などを検討した⁽⁷⁰⁾。

これと並行して、SIAは九月半ばの公共政策委員会で、半導体協定について議論した。これをふまえて、十月三日と十一月一日のSIA理事会は、政府間協定の延長を求める点、そのためアメリカ政府の努力を支援する点などを決定した。このとき理事会は、二〇%以上の新たな数値目標を主張しないこととし、右に述べた第二の立場を採用することを決めた。その根拠は、日本側との「管理貿易論争から免れられる」ためだとされ⁽⁷¹⁾、包括経済協議や日本側の反発の影響が伺われる。この時点では、SIAとCSPPはまだ意見調整をつづけており、とくにSIAの求めるダンピング防止策について、CSPPが反対しつづけていた。しかし市場参入策については、SIAが特定の数値ではなく、「漸進的かつ着実 (gradual and steady)」な進展を基準とする案を提示し、CSPPもこれを支持した⁽⁷²⁾。この政策アイディアは、過去の日米半導体協定に含まれており、対日参入の改善が一時的現象にならないよう歯止めをかけていた。すでにみたように、SIAはシェア二〇%の達成後も、シェア拡大が持続するよう、この概念を採用し、実際に二〇%を達成した後は、すでにみたように、この概念を掲げて対日参入を要求していた。したがって、この概念は新たな指標の設定を意味せず、CSPPも同意しやすかったと思われる。

にもかかわらず、SIAとCSPPの共同作業グループは、詳細な合意の形成に手間取った。十二月になっても、共同提案を作成できるかどうか微妙であり、作業は中断する羽目になる⁽⁷³⁾。

(2)NECの動揺

これはクリントン政権にとって、予想外の展開であった。すでに九月以降、USTRはSIAやCSPPと接触して意見を聴取しており、産業界の詳細な提案を待って、政府としての方針を打ち出す心算だったのである。クリントン政権にとっての予想外の展開は、これだけでなく、すでにみた包括経済協議の挫折も意想外の、手痛い打撃であった。「結果志向アプローチ」が限界を示したため、数値目標的な政策アイディアを官民協調的に推進するのが難しくなっただけでなく、NECの機能が相対的に低下したのである。半導体摩擦をモデルとした「結果志向アプローチ」を、新たな半導体協議に適用するのは難しくなった。

NECは、コンセンサスを重視していたにもかかわらず、内部に亀裂をかかえてしまった。先にみたように、包括経済協議を通じて、数値目標と「客観的指標」との相違をどう考えるか、そもそも「結果志向アプローチ」の具体的運用をどうすべきかについて、NEC内の意見の相違が表面化してしまった。また、NECをリードする陣容が変動し、これもNECの機能に影を落とした。NEC次官級会議の議長、ポーマン・カッター大統領次席補佐官は、包括経済協議の自動車協議で独自の構想に基づく妥結に失敗した後、急速に影響力を失っていき、この協議の決着を待たずに、一九九六年三月に辞任した⁽⁷⁴⁾。この空白を埋めたのはカンターUSTR代表であり、これに伴ってUSTRの影響力が拡大した。カンターはルービン大統領補佐官とともに、次官級NECの議長を務めたのに加えて、一九九六年の大統領選挙に向けて、クリントン再選の対策委員長に就任した。そのカンターは、勢い余って、クリントン大統領の演説原稿を独自の判断で差し替えるという事態を招き、政権内の不信を買う⁽⁷⁵⁾。その後カンターUSTR代表は、ブラウン商務長官の死去に伴って、一九九六年四月に商務長官に転出した後、相対的に影響力を低めてゆき、一九九七年一月に辞任した。次官級NEC議長のルービン大統領補佐官も、財務長官に転出した後、マクロ経済問題に関心を集中するとともに、その立場を穏健化していった。

新たなNEC議長には、ローラ・タイソン大統領経済諮問委員長が任命された。彼女は、カンターUSTR代表の暴走に不満を募らせながらも、かつてのカッターのようなリーダーシップを発揮できず、しかも次第にマクロ経済問題に関心を傾斜していった。他方でUSTRでは、カンターの商務省転出によって代表を失い、シャーリーン・バーシェフスキー(Charlene Barshefsky)次席代表が代表代理を務めることになる。彼女は弁護士で、ヒラリー大統領夫人の人脈で政権入りを果たしていたものの、カンターのように大統領と個人的関係を築けず、また、カンターほどの押しの強さを発揮できなかったという⁽⁷⁶⁾。商務省でも、包括経済協議を通じてガーテン次官が影響力を失ってゆき、一九九五年九月に辞任した後、ブラウン商務長官を喪った。カンターの長官就任も、影響力の復元力にはならなかった。

このように、NECはまとまりと機能を相対的に低下し、それもあってUSTRが一時浮上したものの、再び影響力を低下し、商務省も十分な役割を果たせなかった。クリントン政権は、政策決定過程が不安定化するなかで、半導体問題に取り組まざるをえなかった。

(3)産業界の修正アイデア採用

そのようななかで、最初に半導体問題に言及したのは、一時的に影響力を強めたカンターUSTR代表であった。彼は、九月十八日という早い段階においてテレビのインタビューに答え、政府間協定を存続する意思を示唆した。カンター代表は、「事実は(協定が)作動してきたし、しかもより作動してきたということだ」と述べた。十二月始めになると、

カンターUSTR代表はワシントンでの講演、APECの会合などで、政府間協定を更新する必要性を強調した。日本の半導体市場には国内構造問題が残っており、将来の参入低下を避けるためにも協定は不可欠だというのが、その論拠であった。カンター代表はまた、半導体協定の延長はクリントン政権の対日政策において、主要課題のひとつだとも指摘した⁽⁷⁷⁾。

このカンター発言と前後して、クリントン政権は、半導体問題に関する基本方針を決めた。次官級NECが、SIAとCSPPの意見を検討し、その結論を閣僚級のNECで議論し、合意した。協定案の具体的内容は、まだ詳細に決めていなかったものの、日本市場にはなお構造問題が残っているという認識を前提にし、新協定もこれまでと同様の政府間協定とする点、数値目標的措置は要求しないものの、対日市場参入の進展を評価する点、柔軟に対応する点などが、固まった⁽⁷⁸⁾。その際、数値目標的措置の代替策としては、SIAが提起し、CSPPも同意した「漸進的かつ着実 (gradual and steady) な進展」が最有力視された⁽⁷⁹⁾。なお、これはワシントンのシンクタンク、経済戦略研究所の報告書『二一世紀における米日半導体貿易の見通し』の提案とも合致していた。この研究所は、第一次・第二次日米合意に深く関与したクライド・V・プレストウィッツが設立し、この報告書も彼が執筆していた⁽⁸⁰⁾。

今回も、政府の方針の基本的アイディアは、民間から提起されたのである。より具体的な方針も、政府が半導体産業との間に共同作業グループを設け、ここで練った。共同作業グループは、官民の緊密な関係を保障する装置となり、民間の意向や情報、専門知識を政府に伝達する回路として機能した。ここで双方は、アメリカ製半導体のシェアが、日本（約二〇％）とそれ以外（約五〇％）とでかけ離れていることを、とくに問題視したという⁽⁸¹⁾。

こうしてアメリカ側の主要アクターは、既存の政府間協定を踏襲しつつも修正し、その管理貿易色をさらに緩和する方向で、具体策を模索していった。

3. 日本の協定撤廃・再構築方針

(1)自動車協議からの「前進」

日本では日本電子機械工業会が、修正したはずの数値目標的措置に失望感をもっていた。このため通産省のリードに対しても、再び不信感を強めていた。シェア二〇％は達成できたものの、もはや同様の無理な輸入促進努力と、アメリカ側との神学論争を繰り返す心算は、半導体産業にはなかった。この意向は、日米間の企業協力が進展し、WTOが成立したことで、一層強まっていた。包括経済協議で数値目標的措置をともかく排除できたことも、自信を与えていた。

日本政府も、包括経済協議での成果を発展させる方向にあった。通産省では、自動車・自動車部品協議で奮闘した坂本吉弘審議官、細川恒通商政策局長、豊田正和米州課長という布陣が残っていた。外務省も、これに近い立場を保っていた。しかも内閣は、一九九五年六月、橋本龍太郎を首班とする新政権に変わっていた。橋本首相は、自動車・自動車部品協議の際にで通産相をつとめ、自ら数値目標的措置の回避に関与し、そのためにカウンターUSTRとの厳しい閣僚級協議を十二分にこなしていた。それも、首相就任の一因であった⁽⁸²⁾。

橋本龍太郎は、通産相として半導体問題に関わり、政府間協定の延長に反対する見解を開陳していた。彼は首相になった後も、半導体問題に限らず対米経済協議に関与した。彼は、協議の基本ラインと詳細は官僚に委ねつつも、それを要所で積極的に支援し、時には交渉戦略について意見を加えたという⁽⁸³⁾。長期にわたって官房副長官を務めた石原信雄によると、橋本首相は、佐藤栄作と竹下登の薫陶を受け、「官僚世界のルール、ものの考え方を理解している」人物であった⁽⁸⁴⁾。橋本を継いだ塚本俊平通産相も、官僚の筋書きに乗りつつも、閣僚会談などでは自分自身の言葉で相手を説得し、交渉力を発揮した⁽⁸⁵⁾。

通産省では、一九九四年八月に、まず豊田米州課長等が、基本方針の策定に取り組み始めた。彼らは、関連資料・文献に目を通すなかで、過去の日米半導体協定がシリコン・サイクルを変化させるほどに経済的な悪影響を及ぼした事態を、深刻に受け取った⁽⁸⁶⁾。彼らはこれに対処するには、成果をあげた包括経済協議を越えて前進する必要があると考えた。それに通産省の担当者達にとって、包括経済協議はなお最善ではなかった。

それは第一に、通産省と自動車産業の間に、無視しえない緊張が生じたためであった。通産省が数値目標的措置の排除を掲げ、厳しい対米協議姿勢をとったために、摩擦が激化、長期化し、アメリカ政府が対日制裁リストを公表するに及んだ。日本の自動車企業は、むしろ事態の推移に不安を募らせ、実際に対米輸出に陰りが現われたために実害も被った。先に言及したように、細川通商政策局が通産省の政策転換に関して、棚橋通産省顧問（元事務次官）に了解を求めた際、棚橋は「民間は“スジ論”では食っては行けない」と指摘していた。まさに、棚橋の指摘した事態が生じたのである。官民関係の動揺、協力の形骸化は、半導体問題では積年の懸案となっており、新たな半導体協議は、関係を本格的に回復するものでなければならなかった⁽⁸⁷⁾。

第二に、自動車・自動車部品協議では、自由貿易レジームの安定性を侵しかねない状況が生じた。WTOの成立直後に、これを安定的に支えるべき日米が対立したため、国際レジームの行方に影を投げかけ、実際にオーストラリアやアジア諸国が懸念を表明していた⁽⁸⁸⁾。しかも一九九四年五月のOECD閣僚理事会では、日米両国が、自動車問題のWTO提訴に関して、他の先進国の支持調達合戦を演じたため、関係国を辟易とさせていた⁽⁸⁹⁾。

(2)新たな貿易秩序の構造

この二点は、日本政府が数値目標的措置の要求を撥ねのけるための、不可避的な代償だったかもしれない。しかし豊田米州課長等は、自動車協議からの「前進」⁽⁹⁰⁾を目指して、国内産業の支持を調達しつつ、静かな外交を通じて、半導体協定の改善を試みた。

問題は、その具体策である。国内の支持を確保しながら、アメリカ側、さらには他の関係国を説得する構想とは。その最大の手がかりを与えたのは、やはりWTOによる自由貿易レジームの「原則のルール」の強化であった。WTOは数値目標的措置やダンピング防止策に関して、具体的な対応策を教えはしなかったものの、自由貿易主義や多国間主義、政府介入の排除などを主張する際の正当性のシンボルとして、やはり重要な意味をもった。自由貿易主義や多国間主義、民間の自律性などは、日米半導体協定における管理貿易的で政府介入色の強い、二国間の政府間協定と対置でき、これを乗り越える際に、今回も効果を発揮しそうだった。こうした古典的な原則論を掲げるうえで、WTOは対外的のみならず、国内的、政府内的にも正当性や国際的趨勢のシンボルとして機能した⁽⁹¹⁾。また、日米の半導体企業の提携拡大、企業提携の韓国、台湾、EUなどへの広がりも、そうした方向性を支持する材料となった。通産省は、通商政策局を中心に、こうした抽象的原則を具体的な半導体貿易の構想に翻訳すべく、検討を重ねた。しかも通産省は、こうした構想が本当に正当性と説得力をもつには、その立案と提案、対米協議の過程も、構想の内容に即して政府主導でなく、民間主導で進められるべき、もしくは民間主導を政府が演出すべきだと考えた⁽⁹²⁾。

実際に日本電子機械工業会も、従来から新たな半導体貿易の枠組みを検討し、独自に提起していた。この機関は、日米半導体摩擦が激化した教訓から、早くも一九八七年には民間レベルで日米欧の三極半導体ラウンドテーブルを開催し、日米欧の産業が健全な産業の発展のために何をすべきか、議論するよう提案していた。このラウンドテーブルは、同年十一月にパリで実現し、八八年（東京）と八九年（パリ）にも開催された。一九九〇年七月には、日本電子機械工業会がこれを発展させた世界半導体会議を提案したものの、日米欧の三極ワーキンググループ会談でその具体案を検討する段階になると、議論は噛み合わなかった。SIAは、むしろ三極半導体協定の可能性を論じ、これに対してEECAは、独立・自主性の確保を主張したのである。これらの作業を担当した日本側スタッフによると、「この時点ではいまだ、マルチの国際協力の機が熟していなかった」⁽⁹³⁾。

しかし一九九〇年代半ばに入ると、環境が変化する。すでに言及したように、環境・安全など、各国に共通する 이슈が緊急性を強めたのである。このため一九九四年、日本、アメリカ、EU、韓国の産業団体が国際半導体環境・安全会議を開催した。これは、多くのオブザーバー参加国を加えて、継続的に開催されるようになる。また翌一九九五年二月には、過剰生産力の問題に対応すべく、日米欧韓に台湾の産業団体が加わり、世界半導体

生産能力統計を設けた。こうした動きを受けて、日本電子機械工業会は一九九五年九月、S I Aに対して将来の半導体問題を多国間で議論する場を検討してはどうかと、提案した。またこれと同じ月、日本電子機械工業会の大賀典雄会長は、定例記者会見の際に、個人的見解と断りながらも、日米半導体協定は所期の目的を十分に達成しており、終了すべきだと発言し、一石を投じた。「この記者会見時の内外からの反響は予想以上のものであり、驚いた」と、後に大賀は記している⁽⁹⁴⁾。同年十二月、日本電子機械工業会はE UのE E C Aと韓国のK S I Aに対しても、多国間の半導体会議の構想を提示し、意見交換を行なった⁽⁹⁵⁾。

通産省の検討していた貿易秩序の構想は、こうした日本電子機械工業会の構想と呼応するものだった。通産省は、この日本電子機械工業会の構想を対米協議で活用すべく、同省がかつてのように前面に出るのを自制し、産業界を前面に押し出しつつ対応しようとした。もちろん、そのシナリオは通産省が書き、それに即して日本電子機械工業会を、これまで以上に微妙に、間接的に指導した。したがって通産省は、しばしば半導体協定の延長の必要性を否定したものの、それ以上の詳細な立場は示そうとしなかった。最初に方針を明示したのは、日本電子機械工業会であった。一九九四年十二月一日にカンターU S T R代表が、ワシントンで協定延長論を展開したのに対して、翌日、大賀典雄会長が声明を発表したのである。今回は、会長の個人的見解ではなく、日本電子機械工業会としての正式の表明であった。

声明は、次のように主張していた。シェア二〇%は実現しており、すでに日本市場は開放されている。また産業構造が変化し、日米の産業協力が拡大し、企業の国籍の意義も縮小している。したがって、日米協定がなくとも、協定の目的は進展する。「いかなる新たな政府間合意も、現行協定の満了後は半導体部門には必要ない」⁽⁹⁶⁾。

4. 協議は民間、三極から

(1)日米首脳会談

一九九六年一月末、アメリカ政府は日本政府に対して、日本の半導体市場における構造問題を除去するためとし、政府間協議を要請した。同時にアメリカ政府は、求めるのは「最後の取り決め」である点、市場参入に関して新たな数値を要求しない点を伝え、柔軟姿勢を示した⁽⁹⁷⁾。二月八日には、既存の協定に基づく定期点検協議が開かれ、その際にもアメリカ政府側は、協定の延長を要請した。これに対して日本政府側は、協定はすでに役割を終えたと述べ、延長の必要性を否定した⁽⁹⁸⁾。

これと前後して、池田行彦外務大臣が訪米し、アル・ゴア副大統領、ウォーレン・クリストファー (Warren Christfer) 国務長官などと会談した。訪米の主たる目的は、四月に

予定されているクリントン大統領訪日を前に、主要な争点を検討することにあつた。この首脳会談では、冷戦後の東アジア情勢をにらんで日米安全保障条約の役割を再確認し、また、そのためにも沖縄のアメリカ軍基地の整理・縮小問題に取り組む予定であつた⁽⁹⁹⁾。首脳会談が日米関係にとって極めて重要な意味をもつのは明らかであり、したがって経済的な個別的問題には慎重に対応する必要があつた。池田外務大臣とクリストファー国務長官は、この点で同意し、四月のクリントン訪日までに、経済問題に協調的に対処することにした。主要な経済問題としては、貨物航空、保険、フィルム、それに半導体の四分野があつた。このうち半導体協定の延長問題について、池田外相は、橋本首相自身が「極めて固い」態度で協定延長に反対していると伝えた⁽¹⁰⁰⁾。

二月二三日から二五日まで、今度は橋本龍太郎首相が訪米し、四月の首脳会談を地ならしすべく、事前の首脳会談に臨んだ。四月に調印すべき共同文書について意見交換する点、首脳同士の個人的関係を強める点が、主たる目的とされた。沖縄基地の整理・縮小問題について、アメリカ側の意向を探る点も、重要な目的だった。しかし、首相が訪米するとなると、経済問題を放置したままに済みそうになかつた。連邦議会はもとより、クリントン政権内部でも、半導体問題で日本側の対応を求める声があがっていた。

連邦議会では、トマス・ブラドレイ (Thomas Bradley) 下院議員がカンターUSTR代表に書簡を送り、半導体問題について先人の成果を越えて前進するよう要請した。ブラドレイはSIAの主張を受けて、アメリカ製半導体は世界市場で約五〇%のシェアを得ているとし、日本市場でのシェアも、これに接近するよう参入障壁を除去すべきだと訴えていた。またボブ・ドール上院議員は、共和党の大統領候補としてニューハンプシャーで演説し、クリントン政権の貿易政策を痛烈に批判した。クリントン政権の貿易政策は合衆国の雇用を守るには不十分であり、貿易相手国に義務を履行させず、アメリカの信頼性の低下を招いている。「大統領は日本との貿易戦争を恐れ、白旗をあげている」とまで、ドール候補は主張した⁽¹⁰¹⁾。

クリントン政権内部では、影響力を強めていたカンターUSTR代表が、強い関心を示しつづけていた。彼は二月九日の記者会見において、首脳会談で貿易問題を取り上げるよう期待感を示し、しかも具体的に半導体、フィルム、保険を指摘した⁽¹⁰²⁾。この五日後には、商務省次官 (国際貿易担当) の指名承認 (辞任したガーテン商務次官の後任) のために、スチュアート・アイゼンシュタット (Stuart Eizenstat) が上院財政委員会の公聴会に臨んだ。ここでアイゼンシュタットは、半導体協定を延長する必要性にふれ、「我々が信じるところでは、これが市場参入の改善のための立証された枠組みであり、日本との緊張を緩和するし、我々がこの分野で恒常的に緊張しないよう、これを継続することに、日本も利益をみいだすだろう」と述べた⁽¹⁰³⁾。半導体協定の延長問題は、大統領選挙を戦っているクリントン大統領にとっても、無視できなかった。大統領は、シリコンバレーのあるカルフォルニア州サンノゼ市のハマー (Hammer) 市長に自ら書簡を送り、日本政

府に対して協定延長を強力に求める考えを示した⁽¹⁰⁴⁾。

こうした動きは日本政府もフォローしており、とくに大統領選挙で半導体問題が争点化しないか、慎重に見極めていた⁽¹⁰⁵⁾。しかし大統領選挙は、対日貿易問題を争点とせず、半導体問題の行方を左右する様子を示さなかった。とはいえ日本政府は、橋本首相の訪米と同時に、半導体問題に対応する必要を感じた。その際に通産省は、自由貿易主義もしくは市場重視、多国間主義の方針を名実ともに提示すべく、前例のない交渉戦術を採用する。第一に、日米協定は政府間ではなく、産業間で開始することにした。第二に、EUに働きかけ、政府レベルでは日米欧の三極間で、半導体問題を協議することにしたのである⁽¹⁰⁶⁾。

(2) 業界会合と三極会合

二月二三日に橋本首相が訪米すると、まさにその日に、日本電子機械工業会とSIAがハワイで第一回業界会談を開催した。会談は、今後の産業間協力を協議する目的で開催され、日本電子機械工業会から大賀会長（ソニー代表取締役会長）、豊永恵哉（松下電機副社長）、牧本次生デバイス幹部会委員長（日立製作所常務取締役）が参加し、SIAからはW・パット・ウェーバー（W. Pat Weber）会長（テキサス・インスツルメンツ副会長）、ウィルフレッド・コリガン（LSIロジック会長）、トーマス・ジョージ（Thomas George）（モトローラ半導体担当社長）が出席した。会談は、極めて有効的な雰囲気で行われ、大賀によると「政治的色彩は、まだ、希薄であった」という。ここで双方は、現行の半導体協定が役割を終えたことを確認し、新たな枠組みを検討することで合意した⁽¹⁰⁷⁾。

業界会合が実現したのに加えて、クリントン政権が、大統領選挙で新たな公約より過去の成果を強調していたこともあり⁽¹⁰⁸⁾、橋本・クリントン首脳会談は、予定どおり安全保障問題に時間を費やした。それでも、経済問題も議論の対象となり、クリントン大統領は半導体、フィルム、保険、貨物航空を優先的な四分野とし、成果に期待を表明した。これに対して橋本首相は、誠実に問題解決にあたる意向を示した。

首脳会談後の記者会見において、クリントン大統領は今後の取り組み以上に、過去の対日貿易交渉の成果を強調した。大統領は、日米の貿易関係は「正しい軌道にある」とし、両国は過去三年間に二一の貿易協定を締結し、その分野の対日輸出が約八五%も上昇したと指摘した⁽¹⁰⁹⁾。これが選挙向け、とくにドール候補に向けた発言であることは、いうまでもない。クリントンは当面の経済問題についても、次のように述べた。「もちろん保険、半導体、フィルムのような領域では、なおなすべきことがある。そのうち容易なものはないだろう。しかし、我々が忍耐強く、かつプラグマティックな手法で問題を解決する過程を確立してきたことが、我々の皆に明らかになっている」⁽¹¹⁰⁾。

同じ二月には、日米欧三極の政府間半導体会合を、開催することが決まった。これはEUが提案し、日米の政府が同意したものであった。とはいえ実際には、かなり以前から通産省と外務省がEUに三極会合の開催を打診し、これにEUがイニシアティブをとるよう働きかけていた。これに呼応して、一九九五年九月、レオン・ブリタン（Leon Britan）EU副委員長（対外委員長）が橋本通産相（当時）に対して、三極間の半導体会合を支持する意向を示していた⁽¹¹¹⁾。日本政府は、アメリカの圧力に対応するうえでも、多国間の枠組みを実現するうえでも、EUの関与を重視していた。これに対してEU委員会は、EECAによる問題提起を受けて、日米半導体協定がEUを差別、排除しているとし、不満を強めていた。日本市場の外国製品シェアは二〇%に達したとはいえ、その大半はアメリカ製品であり、EU製品はシェアわずか一%前後で推移していたのである。このためEU委員会は、一九九四年二月には、日米半導体協定に基づく業界運営委員会にEUも参加できるように、正式に要請していた。

三極半導体会合は、一九九五年三月三日にブリュッセルで開催された。日本から一柳良雄通産省機械情報産業局次長、アメリカからドナルド・フィリップスUSSTR次席代表、それにEUからはペーター・カール（Peter Carl）対外総局長代行が出席した。議論の焦点は当然、日米協定の期限満了後の対応であった。一柳局次長は、すでにシェア二〇%が実現しており、産業間の協力も今や自律的に拡大しているとし、協定の延長に反対した。フィリップス次席代表は、半導体協定の成果を強調し、産業間協力もその実績にほかならないとして、協定延長を求めた。問題はカールEU対外総局長代行は、日米半導体協定が二国間の事実上の数値目標を伴い、その数値目標が、企業の国籍によって判断されている（資本国籍主義）とし、WTOに反する疑いを突き付けた。ここでEUは、初めて公式に、協定延長に反対する意向を示したのである。同時にカールは、EUの対日参入が過度に低調だと批判し、その矛先を日米協定とともに、日本の国内構造問題にも向けた。その際に彼は、アメリカと同じ政策アイデアに依拠して、シェアの国際比較の議論を持ち出した。EU製品はアジア市場の八・六%、アメリカ市場の五・七%を占有しているのに対して、日本ではわずか一%であると指摘したのである⁽¹¹²⁾。

三極会合は継続することとなり、次回は五月に日本で開催する予定になった。しかし、それは実現しなかった。日欧連携の可能性が浮上したことで、アメリカ政府が応じなかったのである。しかし日欧は、以後も二国間協定の撤廃、多国間の枠組みの導入に関して、一定の協調関係をとる。

(3)民間協議の難航

四月中旬のクリントン訪日が近づくと、両国で政策アイデアの相違を際立たせる動きがつづいた。

日本では、産業界と通産省の首脳が、民間主導、多国間主義を本気で追求する意向を示唆した。まず三月二五日、日本電子機械工業会の大賀典雄会長が、半導体協定の終了後に「日米両業界が公式の定期会合を開いていくことを確約しても構わない」、と発言した。さらに民間協定の可能性についても、大賀は、具体的に述べる段階にはないとのみ発言し、これを否定しはしなかった⁽¹¹³⁾。この発言は、日本電子機械工業会として、政府間協定を民間の枠組みに変更しようとする意図しているものと、受けとめられた。これと時を接して、通産省の坂本吉弘審議官が外国人記者クラブで講演を行い、大きな波紋を広げる発言をした。坂本審議官は、日米経済摩擦への対応に関して、WTOが重要な役割を果たすべきだとし、その限りにおいて「二国間主義の時代は終わった」と主張したのである。これは、通産省が強化された自由貿易レジームを掲げて、日米協定を否定したかに受けとめられ、大きな反響を呼んだ。もっとも坂本は、省内でも文筆家として知られており、この講演原稿も通例のように課長、課長補佐クラスの用意したものに、自ら表現を慎重に選んで筆を加えていた⁽¹¹⁴⁾。そうだとすると「二国間主義の時代は終わった」というフレーズは、非常に挑戦的に受けとられ、前後の文脈を外されてひとり歩きしてしまった。逆にいえば、それほどに、日米包括経済協定などにおける日本政府の新方針は、革新的にみられ、とくにアメリカで警戒されていたのである。坂本講演を受けて、USTRのアイラ・シャピロ (Ira Shapiro) 顧問 (大使) は、WTOは全ての貿易障壁を扱えない。とりわけ日本の幾つかの問題は、カバーされていないと反論した⁽¹¹⁵⁾。

他方のアメリカでは、SIAがこの頃、その方針を公にした。三月二八日の下院歳入委員会貿易小委員会において、トーマス・W・アームストロング (Thomas W. Armstrong) SIA会長が証言したのである。ここでSIAは、従来の国内構造問題の政策アイデアを踏襲し、それが日本に残存しているとした。しかしSIAは、従来どおりの数値目標的措置は要求せず、代わって政府によるシェアの監視を求めた⁽¹¹⁶⁾。

またこの日は、大統領候補のドール上院議員が、二五名の上院議員とともにクリントンに書簡を送り、四月の日米首脳会談で半導体協定の延長について、日本政府の同意を求めよう主張した。書簡は、延長協定について、日米双方の受け入れうる方式によって、政府がシェアを算出、公表、監視するように求めていた。加えてドール等は大統領選挙をにらんで、半導体協定はレーガン・ブッシュ共和党政権が導入、延長したもので、「効果的な市場開放のためのモデル」だと称揚していた⁽¹¹⁷⁾。

こうして、日米の対照的な政策アイデアの対峙する構図が、鮮明になってきた。日本側は、自由貿易主義、多国間主義の原理的な政策アイデアを強調し、皮肉にも、かつてのアメリカのイデオロギーを再現するかの様相をみせた。対するアメリカ側は、従来の国内構造問題、シェア調査を保持し、二国間協定の延長を掲げたものの、それらを穏健に運用する姿勢を示した。しかし、双方の政策アイデアは、まだ抽象的な原則論にとどまっており、より具体的な対応策を闘わせる段階にはなかった。したがって、四月の日米首脳

会談で、半導体問題の扱いについて明確な線を出すのは難しかった。

結局、日米首脳会談は、所期の目標どおり日米安全保障条約の「再定義」に終始し、経済問題は周延的な扱いにとどまった。半導体問題については、クリントン大統領が、現行協定の終了後も何らかの枠組みを設けるよう主張したのに対して、橋本首相は、協定廃止の基本姿勢を示すのみだった⁽¹¹⁸⁾。

両国政府、とりわけ日本政府は、半導体問題を「やり過ぎそう」としたのである。実際、池田行彦外務大臣は、広島市内での講演で率直にも次のように語っていた。「協定が切れるのは七月末だ。先送りという道がある。民間で話し合いをしておいて、首脳会談ではやり過ぎそうという感じている」⁽¹¹⁹⁾。この発言のとおり、日本電子機械工業会が第二回の業界会談を提案し、四月九日にS I Aのバット・ウェーバー会長等が訪日し、大賀会長等と会談の議題を調整した。この時、ウェーバー会長は大きな達磨を大賀会長に届け、問題解決の際に二人で目を入れようと約したという⁽¹²⁰⁾。ウェーバー訪日を受けて、塚原俊平通産相は、「業界同士で話し合う意思確認ができたのは大変な進捗」だと語った。また塚原は、現行協定終了後の政府の関与について、「まさに民間同士で結論を出してくれると思う」とし、民間主導を旨とし、政府の役割を残余的なものとする意向を強調した⁽¹²¹⁾。橋本首相もクリントン大統領に書簡を送り、業界会談について、日本政府が両国産業の追求している合意を支持する意向を伝えた⁽¹²²⁾。すでにみたように、日本政府は通産省を中心に、政府間では動かずに民間主導を演出すべく、顕著な統一的行動をとったのである。

その業界会談は、日米首脳会談の直後の四月二六日に開催された。今回も日本電子機械工業会から大賀、豊永、牧本、S I Aからウェーバー、コリガン、ジョージが参加し、現行協定の満了後に関して、(1)両国産業間の協力関係の維持、(2)新しい協力関係、(3)政府の役割の三点を議論した。会談が実質的な議論に入ったため、第一回目と打って変わって双方が対立し、厳しい雰囲気になった。(1)と(2)に関しては、双方が過去の協力関係を維持する方針を確認し、新たな計画を策定する必要があるとする点で、意見の一致をみた。問題は(3)の政府の役割であり、議論は紛糾してしまった。S I A側は、数値目標の必要性を否定しながらも、日本市場でシェアの調査と監視をし、これに日本政府が関与するよう求めた。その根拠は将来の紛争の予防、すなわちシェアが再低下する事態への備えにあった。こうした点で政府の関与がなければ、仮にアメリカ製品が日本市場で排除されたとしても、これを確認も対応もできないと、S I A側は主張した。またS I Aは、シェアを正確に算出するには、企業秘密の価格データを収集する必要があると、政府によらない民間調査は独占禁止法に抵触する恐れがあると指摘した。しかし日本電子機械工業会側は、協定はすでに役割を完了したとして撤廃を主張し、シェアの調査は協定の延長を意味してしまうとした。これにS I Aは、日本側の立場に変化がないと批判し、協定期限を待つための時間稼ぎであり、台本どおりの「歌舞伎」にすぎないと不満を盛らした⁽¹²³⁾。議論はすれ違い、

会談が決裂しかねない様相に至ったものの、双方は協議の継続を決め、決裂だけはどうか回避した。しかし、双方の共同声明は、「新たな半導体協定の必要性をめぐって見解の相違が残っている」と、表明しなければならなかった⁽¹²⁴⁾。

業界会談の結果は、両国政府に報告された。日本では四月三〇日、大賀会長と通産省の渡辺機械情報産業局長が橋本首相にブリーフィングを行った。橋本は大賀に対し、「何らかの合意」の達成に向けて、対話を継続するよう要請した⁽¹²⁵⁾。アメリカ政府は、強い不満を抱かざるをえなかったものの、業界会談は継続する方針を示した。

(4)日欧政府の連携

政府レベルでは、四極通商閣僚会議が四月二〇・二一日に神戸で開かれ、ここで塚原通産相とバーシェフスキーUSTR代表代理が、初めて半導体問題について会談をもった。しかし、四極通商会議であるからEUも出席しており、日米に欧を加えた駆け引きになるのは当然の展開であった。四極通商閣僚会議自体は、WTOの成立後、初めてのWTO閣僚会議が十二月に開かれるため、自由貿易と地球環境、労働基準、競争政策などの関係が主な争点となった。その議論に匹敵するほど、半導体問題の議論も関心を集めた。

塚原通産相は四月十九日、まずEUのブリタン副委員長とポートピア・ホテルで会談した。両者は半導体に関して、日米協定の延長とITA（Information technology Agreement、情報技術協定）の問題を議論した。ITAとは、半導体を含む情報通信関連機器の関税を二〇〇〇年までに自由化し、この分野の貿易を刺激するとともに、各国の情報社会化に弾みをつけようとする国際協定であった。これは、米・EU間で始まったものの、日本も加わり、この四極通商会談で三極が支持し、ついでAPEC、ひいてはWTOで成立させようとしていた。しかし、半導体関税は日米が無関税なのに対し、EUは一〇％であり、EUに不利と感じられた。とはいえEUが参加しないならば、国際協定に発展させるための弾みが失われる。また半導体協定も、日米間で延長されたならば、EUは対日参入上不利を被ると考えられていた。このためEUは、半導体協定に参加を求め、そのためにITA参加を取引材料に用いることができた。EUのITA不参加は、日本はもとより、競争力ある情報産業をもつアメリカにとって、より大きな打撃となると考えられた。日本政府は、EUがこうしたリンケージ戦略をとれば、アメリカ側に半導体協定の撤廃を迫る上で、有利な状況が生まれると暗に期待していた。実際、そのために通産省や外務省が、水面下でEUに働きかけていた。

実際にEUは、双方の問題を情報技術製品の貿易自由化で共通する、「姉妹イシュー」と表現するようになる⁽¹²⁶⁾。塚原通産相との会談において、ブリタンEU副委員長は、半導体協定に参加できなければ、ITAの関税削減には応じられないと、初めて双方の問題をリンケージした。日本政府にとって、まさに待望の発言であった。しかし塚原通産相

は、これを安直に歓迎して足元をみせようとはせず、半導体協定は撤廃されるのが当然なのであり、EUはまずITAにおける半導体関税削減を優先し、三極の半導体業界会談を検討すべきだと、正論を述べた。とはいえ塚原は、「ITAと半導体問題のからみはニワトリと卵の議論ではある」と一言添え、ITAでの関税削減は半導体問題へのEU参画の条件ではないと示唆した。これにブリタンは、「ニワトリと卵はいっしょに対応可能だと思う」と応じ、塚原に呼応する意向を示した⁽¹²⁷⁾。日本とEUは、政治的駆け引きを伴いながらも、連携することになる。

翌二〇日午前、塚原通産相はおそらくは自信をもって、パーシェフスキーUSTR代表代理との会談に応じた。ここでパーシェフスキーは、アメリカ政府の立場を直接伝えるべく、二国間協定の存続を求め、シェア監視などの点で政府の関与が不可欠だと強調した。これに対して塚原は、日米協定を撤廃すべきだと主張しただけでなく、EUが協定延長に反対していると指摘した⁽¹²⁸⁾。

日欧の連携は、二一日の四極の閣僚による記者会見において、明白になった。EUのブリタン副委員長が、半導体問題について口火をきり、日米半導体協定を継続するのであれば欧州もそれに加わりたいし、業界会談にも参加したい、さもなければITAは受け入れられないと明言したのである。パーシェフスキーUSTR代表代理はこれに反論し、両者は全く別問題であり、関係はないはずだと主張した。同時にパーシェフスキーは、日米半導体協定について、「合衆国と日本が経済分野で行っている様々な協力的努力のうち、本当に最も成功したもののひとつ」だと述べ、延長の必要性に言及した。するとブリタンは再び発言を求め、次のように述べてパーシェフスキーを唞らせた。「米国のいうほど日米協定が有益なのであれば、EUもその交渉に参加したい」⁽¹²⁹⁾。

5. 民間提案

(1) SIAの抵抗

ここまでは日本側、とくに通産省の描いたシナリオどおりに、事態が進む兆しがみられた。日米協議は産業間のみで行われ、政府間協議は、EUの関与なくしては難しくなった。日本側では、日本電子機械工業会と政府が共通する立場をとり、自由貿易レジームの「原則のルール」に則した自由貿易主義、多国間主義を掲げ、二国間、政府間の現行タイプの協定の撤廃を一貫して主張した。日本側の政策アイデアと官民協調の再構築は、効を奏するかみえた。これに対してSIA、USTRと商務省は、日本側が無為に業界会談をつづけて政府間協議を避け、協定の失効を待っているものと、疑念を抱いた。また、日本側の自由貿易主義と多国間主義は、対米批判のロジックにすぎず、本気でその政策アイデアを信奉し、コミットしているのではないと、懐疑の目でながめていた⁽¹³⁰⁾。

このためS I Aは、どうにか形勢を逆転し、日米協議を政府間で開催して、政府の関与する二国間協定を導こうと試みた。すなわち五月八日、S I Aは、日本電子機械工業会との定期協議を一方的に延期するよう通告した。パット・ウェーバー会長は、それによって協定更新を検討するためにより多くの時間をもてると、明らかに無理な弁明をしたものの、彼等の真意は、日本ペースの展開にブレーキをかける点にあった。このときウェーバー会長は、半導体問題は今や「強固にかつ絶対的に (solidly and absolutely) 」政府間のイシューになっていると述べ、政府間協議に対する期待を示した。またウェーバーは、協定の期限満了後の政府の役割について、日本電子機械工業会がボトム・ラインの条件を示すよう求めた⁽¹³¹⁾。

これを受けた日本側には、これまでの一貫した対応に陰りが垣間みえた。日本電子機械工業会は、S I Aの一方的通告に当惑し、失望と驚きを表明するほかなかった。そのためか、五月三〇日の記者会見で大賀会長は、政府の関与について微妙な発言をし、注目を集めた。大賀は、「S I Aは『政府の薄い関与』が欲しいと求めており、ある程度の薄さを残すのもやむをえない」と発言したのである⁽¹³²⁾。この発言は、四日後に梶山静六官房長官に引き継がれた。梶山は、定例記者会見の質問に答えて、(大賀のいう)「薄い、というのは『数値目標ではない』関与を考えていこう、というのが通産省や政府、業界の考え方だ」と述べたのである。また梶山は、具体的に「公の意味の統計は、やはり政府が正しいし信用がある」と付言した⁽¹³³⁾。

これをアメリカ側は、対日参入を政府の統計に基づいて監視しようというものであり、日本側が譲歩姿勢を示したと受け取った。あるS I A関係者は、「やったという感じだった」と述懐している⁽¹³⁴⁾。アメリカ側関係者は、S I Aによる一方的通告の成果だとして期待感を膨らませた。さっそくウォルター・モンデール駐日大使は、日本記者クラブにおける講演で大賀発言を取り上げ、「非常に積極的な話だ」とし、「日米の民間業界がほど理解に達し、何らかの政府の関与が適切といっていると思う。合意のアウトラインが見えてきた」とまで語った⁽¹³⁵⁾。

大賀と梶山の発言は、通産省の担当者にとって、寝耳に水であった。通産省は、S I Aの一方的通告のような事態をある程度予想しており、にも関わらず既定路線を貫く心算であった⁽¹³⁶⁾。実際、大賀発言の直後、塚原通産相が自ら大賀に面会し、真意を質している。大賀は、従来の方針を変えてはおらず、政府の関与を前提とした発言ではないと釈明したという⁽¹³⁷⁾。大賀とそれに呼応したかにみえる梶山の真意は、いわゆるフライングなのか、この時点に特別な妥協論が浮上したのか、定かではない。関係者に対するインタビューでも、「単なるエピソード」という解答以上は、得られなかった⁽¹³⁸⁾。いずれにせよ、アメリカ側は糠喜びに終わってしまう。六月三日、モンデール駐日大使は日本政府の真意を掴もうとしてか橋本首相を訪問し、半導体と保険の経済問題を中心に意見交換したが、ここでアメリカ側の期待は潰えてしまう。橋本首相は、従来どおり二国間協定に疑

問を指摘し、EUの懸念に言及したのである⁽¹³⁹⁾。

通産省は、アメリカ側の攻勢に業界会談のみでいつまでもつのか、過剰な期待は抱いておらず、次の段階を想定していた。そこで通産省は、一方で、アメリカ政府に対して政府レベルでも意見交換であれば応じると伝え、他方では、日本電子機械工業会に対して対米提案を急がせた。

まず通産省では、坂本審議官がシャピロUSTR顧問宛てに、非公式の書簡を送った。そこで坂本は、日本の半導体産業が政府関与の必要はないと明言し、業界会談で将来について協議しているのであるから、その進展を見極める必要があると主張した。したがって、日本政府は公式協議を拒否するものの、アメリカ政府と意見交換をする意思はあると記していた。かといって、日本政府が立場を変えたわけではないと、坂本は強調していた。すなわち、数値目標的措置や資本国籍主義は強化された自由貿易レジームに反しており、「協定が国際社会で批判されていることは、よく知られた事実である」と指摘し、また、グローバルな立場で半導体問題を処理すべきだとして、EUの懸念にも言及していたのである⁽¹⁴⁰⁾。

坂本書簡を契機として、五月二二日、パリでOECD（経済協力開発機構）閣僚理事会が開かれた際、坂本審議官とシャピロ顧問が非公式会談をもった。この時、アメリカ政府側は局面の打開を企図し、日本側の立場を考慮した提案を用意していた。それは、日米間の半導体合意を、政府の役割に関する政府間協定と産業協力に関する産業間合意に分ける、「二重軌道アプローチ」であった。しかし前者の政府間協定は、市場参入の改善に関する条項、シェアの共同発表に関する条項、ダンピングに対するファスト・トラックの条項を含むものとし、その限りでは従来の立場を変えていなかった。坂本審議官は日本側の立場は不変だと述べ、「二重軌道アプローチ」を拒否した。また坂本は、業界会談の推移を見守る必要を強調し、この点では双方が一致した。その業界会談は、6月中に第三回目を開催する見通しになった⁽¹⁴¹⁾。

(2)日本電子機械工業会の提案：WSC

坂本審議官が、改めて政府間協定と、そのための政府間協議を否定した後、日本電子機械工業会が、より具体的な半導体貿易の国際的枠組みについて、提案をSIAに示した。日米協議が民間で始まったうえに、提案も民間が先行したのであり、日米経済摩擦には前例のない、画期的な出来事であった。とはいえ日本の制度からして、やはり日本電子機械工業会が通産省に無断で、独自の提案を構想、提示できるはずはなかった⁽¹⁴²⁾。というよりも、今回は官民関係の制度の再構築が進み、協定撤廃という共通の目標のもとに、従来にもまして微妙な連携が可能になっていた。日本電子機械工業会の提案は、民間主導、政府関与の排除を強調した点において、反通産省的ともいえた。しかし、後に明らかにな

るように、それも通産省の是認のもとに、通産省の交渉戦略を補充する意味をもっていた。

その日本電子機械工業会の提案は、「半導体に関する将来の産業協力」と題していた。これは、日本電子機械工業会がこれまで断片的に示してきた政策アイデア——数値目標的措置や政府介入の拒否、WTOや市場競争の重視、産業協力の進展、産業のグローバル化など——を体系的に組み立て、民間のみの大胆な半導体貿易のサブ・レジームの青写真を提示していた。アメリカ側の主張の単なる否定を越えて、具体的な代替的ビジョンを示した点でも、今回の提案は画期的だった。もちろん日本電子機械工業会も、この構想がそのまま実現すると楽観してはおらず、半ば将来的な希望として、あるいはSIAに対する対抗的政策アイデアの体系として提示していた。そうはいつても、すでに述べたように、日本電子機械工業会にとって二年来の構想でもあり、思い入れは強かった⁽¹⁴³⁾。

「半導体に関する将来の産業協力」は、次のような内容からなっていた⁽¹⁴⁴⁾。第一に、提案は「背景」として、半導体生産・貿易の環境変化を強調した。半導体産業の劇的変化（国境を越えた研究開発、生産、マーケティングなど産業のグローバル化）、半導体事業の拡大（アジア市場の拡大など、需要面でのグローバル化）、半導体の製造規模・範囲の劇的増大（韓国、台湾の製造参入など供給面のグローバル化）などである。

第二に、この「背景」に即して、提案は産業協力を促進するガイドラインとして、「三原則」を提起した。(1)市場メカニズムの尊重と信頼（管理貿易の否定）、(2)WTOルールとの整合性（資本国籍の排除）、(3)相互性原則に基づくグローバルなアプローチ、である。

第三に、これに基づく産業間の「協力活動」として、提案は、半導体ユーザーとサプライヤーの協力（セミナー、展示会、商談会などの継続）、半導体市場・貿易の包括的研究などを列挙した。後者の包括的研究こそが、数値目標的措置もしくは政府によるシェア調査・監視に対する代案であった。この包括的研究は、半導体産業の健全な発展を促進するために、市場の現状と貿易フローを理解することを目的にしており、すなわち日本だけでなく、各国の市場開放、過剰生産やシリコン・サイクルに対応しようというものだった。提案はこの包括的研究を、政府ではなく産業の専門家が、企業秘密の統計ではなく公表された資料に基づいて実施するものとした。

さらに第四に、提案は「共同活動」として、半導体製造技術の標準化（新世代技術の標準化に対応し、非効率的な投資を削減）、環境・安全・エネルギー・資源問題への対応（環境に適合した製造工程の発展、産業の持続的発展の確保）、知的財産権（知的財産権に関する情報交換）をあげた。これらについても、日本電子機械工業会は政府の関与は不要であり、産業間で取り組むとした。

そのうえで日本電子機械工業会は、第五に「協力行動のための国際的枠組み」の構想を示した。それは、世界半導体会議（World Semiconductor Council、WSC）を称する多国間、民間の半導体貿易レジームであり、関係国産業のシニア・エグゼクティブ・レベルが毎年半導体問題について協議し、それに基づいて各国産業が政府に政策勧告を作成す

るものであった。その参加条件は、関税の全廃、もしくは二〇〇〇年一月一日までに関税を全廃するというコミットメントとした。これは事実上、I T Aの参加条件、すなわちS I AがEUのE E C A（欧州電子部品協会）に求めた条件と同じであり、日欧連携を意識していた。日本電子機械工業会は、S I Aの同意を得られるような形でEUを取り込み、W S Cを日米を越えた枠組みとし、その限りにおいて多国間で創設しようと企図したのである。また、すでにみた第三点の「協力活動」や第四点の「共同活動」も、各国の産業団体にとって無視できない、すなわち非加盟の不利益が予想される内容であり多国間化を促すものだった⁽¹⁴⁵⁾。

日本電子機械工業会は、この提案を示すと、説得工作を開始した。これもまた、提案の政策アイデアに即して民間主導（自由貿易主義）、多国間主義を印象づけるものとなった。すでに日本電子機械工業会は、五月にE E C Aと会合をもった際、W S Cの参加条件を踏まえて関税削減に支持を求め、E E C Aも応じる姿勢を示していた。六月五日には、N E C、東芝、日立など主要半導体企業の首脳がロンドンに飛び、フィリップス、ジーマンスなどの代表と会談した。

これと歩調を合わせるかのように、日本政府は第二回目の三極会合を提案し、橋本首相が自ら、モンデール駐日大使に返答を求めた。しかしクリントン政権は、先の三極会合で日欧連携がみられ、それが強化される事態を懸念し抵抗した。アメリカ側は、すでに日本政府ともEU委員会とも個々に議論していると、主張するにとどまった。

(2) S I Aの提案：移行協定

S I Aは、日本電子機械工業会の提案にどう反応しただろうか。六月七日、S I Aのスポークスマンは、提案を拒否する方針を示した。スポークスマンは、提案が否定した政府の関与こそが、「最も重要な争点」なのだと指摘した。またW S Cについても、当面の問題を解決せず、「現在取り組むべき構想ではない」と一蹴した⁽¹⁴⁶⁾。またS I Aは、独自の提案を示す意向を明らかにするとともに、政府間協議が実現するまで、業界会談に応じないとした。S I Aは、政府との緊密な関係を維持していたものの、困難に直面するとやはり連邦議会をあてにし、要請を受けたジム・ロングレイ（Jim Longley）、フィル・イングリッシュ（Phil English）、ロバート・マツイ（Robert Matsui）等、一〇六名もの下院議員が連名で大統領に書簡を送った。彼らはS I Aの主張に即して、新たな半導体協定が政府によるシェア算出・公表、定期協議を伴うべきだと主張した⁽¹⁴⁷⁾。

業界会談が難しいとなると、日本政府は、ついに政府間協定に踏み切った。塚原通産相はモンデール駐日大使と会談し、なおも意見交換のためと断りながら、事務レベル協議と次官レベル協議の開催を提案したのである。しかし同時に、塚原通産相は、日本電子機械工業会の提案に関して、アメリカ側の返答を促した⁽¹⁴⁸⁾。日本政府は、やはりEU

との次官級協議も計画した。

政府間協議を前にして、S I Aは六月十四日、「半導体に関する政府間の移行協定の構成要素」を提案した⁽¹⁴⁹⁾。これは、国内構造問題や数値目標的措置など、従来の独自の政策アイデアに基づいていたものの、それらはむしろ内に秘め、「協定の構成要素」に求める最低限の条件を提示していた。日本電子機械工業会の提案が、新たなサブ・レジームの具体案を示したのに対して、S I Aの提案は、現行協定のうち、残すべき要素を具体的に示したのである。

その要素は、これまでの協力活動の「持続、強化」、産業間合意の「保証 (endorce)」、市場参入の進展の評価（日本側のいう資本国籍主義によるシェア計測）であり、これらに関する日本政府の関与であった。S I Aは、もはや具体的数値を目標に設定するのではなく、現状の趨勢を確保することに力点を置いていた。S I A提案は、こうした要素を、日本側の提起したWSCや産業協力と折り合わせていた。日本側が、政府関与を排除するために、産業協力や民間レジームを提起したのに対して、S I Aは、それらの実現には、むしろ一定の政府関与が必要だという立場をとっていた。

具体的には、第一に、提案は「移行協定」の導入を求め、そのもとで両国政府が現行協定に基づく活動を持続、強化すべく、産業間合意を歓迎、保証するものとした。S I Aによれば、両国政府は市場参入の改善、産業協力の促進などのために、好ましい政策環境の必要性を認識しており、新たな国際協力体制への移行を促すには、「移行協定」が必要だとした。

第二に、提案は、「移行協定」による両国政府の「活動」として、(1)貿易の促進、生産セミナー活動の促進と支持の継続、(2)外国製品シェアの計測に必要なデータを含む、有効なデータの収集、(3)環境、技術標準、第三国の市場自由化、知的財産権、市場開発などに関する、政策と協力活動の特定、促進における協力をあげた。

第三は、ダンピング防止措置であり、第二次協定と同様であった。政府が企業に対して、製品コスト・価格データを収集し、ダンピング調査においては、それを二週間以内に商務省に提出するよう勧奨するよう求めた。

第四は、日米協定に対する第三国の参加条件である。S I Aは、日本電子機械工業会の主張する関税削減に加えて、その他の市場参入障壁の除去も条件にした。

第五は、政府間協議であった。協議は毎年一回開くものとし、産業間合意に基づく活動、市場参入の進展、産業協力の促進の評価を任務とし、その評価にあたっては、市場シェア、デザイン・イン、長期的関係のほか、関連する量的・質的要素を考慮するものとした。また政府間協議は、産業の活動報告を受けたり、第三国の参加を検討し、産業に対して、産業合意に基づく活動に第三国の参加を促す役割も、与えられていた。

6. 政府間協議へ

(1)日本政府の提案：GGF

両国産業の提案が出揃ったところで、ついに政府間協議が実現した。まず六月十七・十八日、東京の通産省で事務レベル協議が開かれ、一柳良雄機械情報産業局次長等とフィリップスUSTR次席代表等が参加した。これを受けて二〇・二一日には、USTRのあるワシントンのウィンダーヒル・ビルで、坂本審議官とシャピロ大使が、非公式の次官級協議に臨んだのである。すでに現行協定の期限まで、約四〇日を残すのみになっていた。

これらの協議において、両国政府は、民間の提案を踏まえて、政府としての提案を明らかにした。双方の提案は、各々の民間提案と調和するものであり、両国で各々の政策アイデアが浸透し、官民関係が安定性を得たことを示唆していた。

まず日本政府の提案は、これまで強調してきた自由貿易主義や多国間主義の政策アイデアに基づいて、具体的な半導体貿易サブ・レジーム、主要国政府会合（the Global Governmental Forum：GGF。主要国政府会合は日本政府による訳語）を打ち出していた。それは、日本電子機械工業会の提起した民間のサブ・レジーム、WSCを前提にしつつ、政府レベルの独自のサブ・レジームであった。というよりも、WSCの方が、後に政府間サブ・レジームを提案することを前提に、日本電子機械工業会と通産省の調整を経て作成されていた⁽¹⁵⁰⁾。これは政府の関与を伴う点で、初めてアメリカ側に譲歩していたものの、もちろん以前から提案を予定していた。アメリカ側が政府の関与を合意の条件としていたし、日本政府も、自らの役割を全面的に放棄することはありえなかった。先に大賀発言や梶山発言で浮上した「薄い関与」とは、このことだったのかもしれない。

日本政府の提案は、まず、半導体産業をめぐる構造的変化を強調していた。半導体事業のグローバル化、多様化、産業規模の拡大、情報社会における重要性の向上などである。それらを踏まえて、半導体産業に影響する政策 이슈、潜在的な政府間協力の問題を協議するのが、GGFの目的であった。すなわちGGFは、関税、投資規制などの制度的な市場障壁の撤廃、国内の規制や税制の国際的調和、基礎研究へのアプローチなど、政策 이슈の国際的調和などを討議するものとした。日本政府は、この「法的・制度的」な問題こそが、政府にしか取り組めない領域であり、その限りにおいて政府の関与を是認したのである。

しかし日本政府は、政府間協力に不可欠な原則として、(1)市場原理の尊重（「政府でなく、市場が市場シェアを決定すべき」）、(2)GATT・WTOのルールとの整合性、(3)グローバルな相互的な協力を掲げた。この原則は、日本電子機械工業会提案の原則とも共通していた。またGGFは、日米EUを原加盟国として設立し、年に一度開催するものとした⁽¹⁵¹⁾。

日本政府は、既存の二国間協定とその問題ある条項を撤廃すべく、協定修正・延長を拒

否するだけでなく、代替的な枠組みを提示したのである。したがって（資本国籍主義に基づく）シェア調査、政府による保証などは、GGFの活動から排除していた。塚原通産相の言葉を借りるなら、それは日本側の「絶対防衛線」であった⁽¹⁵²⁾。このGGF提案は、実現可能性を高めるため、アメリカ側の要求を政府の関与、市場の調査、研究開発の協議などで部分的に取り入れ、またEUの意向も、原加盟国としての参加、市場の調査などで考慮していた。日本政府は、アメリカ側に提案の翌週には、EU委員会にも正式に提案し、支持を求めた。

(2)アメリカ政府提案：進展の維持、継続

アメリカ政府も、政府間協議において提案（「半導体に関する移行的政府間協定の骨子」）を示した。それは、一方で従来政策アイディアの国内構造問題、これに対する数値目標的措置に基づいていたものの、他方で、WTOの成立や日米間の産業協力、それに日本側の対抗的政策アイディアを考慮に入れていた。すなわち、アメリカ政府の提案は市場参入における「進展の維持、継続」を求め、その方策として、政府によるシェア調査、産業協力のモニタリング、これらを評価する政府間協議の要素を重視していた。ただし、これらは後の産業協力の枠組みに至るまでの、移行的措置と位置づけていた。

具体的にみるならば、提案は、その総論において、両国政府が次の点に合意するよう主張していた。日米の政府が、「日本市場参入の改善と産業間の協調的関係の深まりが、近年大きな進展をみせていることを理解し、双方の経済と産業によって、これまでの進展を維持、継続することが重要であることを理解する」。また両国政府が、「両国産業間の合意を歓迎し、保証する」、などである。

また提案は、政府間協議を年一回、「市場参入の改善と産業間協力の進展を評価」するために開催し、日本市場における外国系半導体シェアや、関連する定性的・定量的要因を検討するよう求めていた。また、そのために両国政府は、市場シェアを計測するのに必要なデータを、継続的に収集するものとした。ただし、この政府間協議には第三国も加わるとし、その条件として半導体関税の撤廃をあげた。他方のダンピング防止策については、現行協定のファスト・トラックの存続を提案していた⁽¹⁵³⁾。

なお、事務レベル協議の初日の六月十七日、USTRは日米半導体協定に基づくシェア（二九・六％、F2による）を発表した。これにあわせてパーシェフスキーは、アメリカ政府の提案をふまえて、「我々がこの進展を維持し、継続することが本質的である」とコメントした⁽¹⁵⁴⁾。

政府間協議は、これら日米の提案について議論した。アメリカ政府側は、日本の政府提案が一定の政府関与を認めた点で、「絶対的な立場からの離脱」（シャピロUSTR顧問）を示したことに歓迎を表明した⁽¹⁵⁵⁾。しかし、なおも政府の役割が不十分であり、市

場参加が持続的に改善しうるかどうか、とくに系列などの国内構造問題が解決してゆくか不明だと、アメリカ側は懸念を示した。この点について、シャピロ顧問は、政府の関与する協定がなければ、アメリカ国内で反ダンピング提訴が続発しかねないし、政府としてもそれを支持することになると、脅しめいた発言も辞さなかった。彼は、政府間協定は「平和を生み出す」のだとし、「日本政府が協定をもたなくなることの不利益を考慮するよう、希望している」と述べた⁽¹⁵⁶⁾。

実際、これと呼応するかのように、事務レベル協議の翌日には、ラリー・E・クレグ (Larry E. Craig) 上院議員がマイクロン・テクノロジーの要請を受けて、DRAM価格の低落(年頭から七〇%の下落)を指摘し、ダンピングが発生してアメリカ企業に打撃を与えている、と主張した。マイクロン・テクノロジーのスポークスマンも、韓国企業のダンピングに関するレビュー以外にも、他の行動をとりうると語った⁽¹⁵⁷⁾。

日本政府側は、アメリカ提案の掲げる「進展の維持、継続」の概念をとくに問題にした。それでは、現状のシェアが「下限の市場シェア (market share floor)」として、「隠された数値目標 (disguised numerical target)」となってしまう、と批判したのである。日本側からすると、数値目標的な機能が残存しており、担当者は「この提案は全く成功の見込みがない」とまで述べたという⁽¹⁵⁸⁾。日本側が、このようにアメリカ提案を数値目標的だ断じ、しかも政府間協議の内外で批判を展開したために、アメリカ側の関係者は、日本側の反発が過剰で芝居がかっており、故意に誤りを伝えていると、不満を募らせた⁽¹⁵⁹⁾。ダンピング防止策についても、日本側はファスト・トラックの存続を拒否した。すでにWTOが成立しており、ダンピング防止はそれに基づくべきだ、というのが論拠であった。日本側の立場は頑なであったが、橋本首相も坂本審議官に対して、アメリカ政府の提案は受け入れられないと指示していたという⁽¹⁶⁰⁾。

このように、初めての政府間協議は、双方の提案が鋭く衝突して終わった。

(3)日米欧の駆け引き

日米の政府間協議が不調に終わると、日本政府はEUとの連携を強めようと試みた。三極会合は、アメリカ政府が拒否したため実現しなかったものの、三極間で微妙な駆け引きが展開した。

坂本審議官は、EU委員会のホルスト・クレンツラー対外問題局長に日本政府提案を示し、支持を求めた。これに対してクレンツラーは、GGFが政府間の持続的対話を確保するとし、一定の評価を与えた。しかしEUのEECA(欧州電子部品協会)は、WSCやGGFへの参加を歓迎する一方で、なによりも日本市場への参加を望んでおり、この点では、アメリカ側の立場と共通していた。このためEU委員会は、アメリカ政府とも接触を保った。EECAもSIAと協議し、半導体協定に参加できるのであれば、ITAの関税

削減に同意すると表明した。E E C Aはまた、日本市場に関して米欧がどのような立場をとるのか、明確にするようS I Aに要請した。

日米間では、六月二四日、S I Aが日本電子機械工業会との業界会談に応じたものの、ウェーバー会長と大賀会長との電話会談であった。議論は、産業協力に対する政府の保証、政府によるシェア調査など、政府関与をめぐって平行線を辿ったものの、双方の意見の相違を明確に整理するうえでは、無意味ではなかった。

六月二七日からリヨン・サミットが開催されたため、今度は首脳レベルで、日欧間と日米間の対話が実現した。まず日欧間では、橋本首相とサンテールEU委員長が会談した際、双方が半導体問題に言及した。両者は、EUがGGFに参加する点、管理貿易主義に反対する点で合意して、アメリカ側を牽制した。リヨン・サミットの前には、塚原通産相がイギリスのヘーゼルタイン副首相を訪ね、半導体問題に対する日本政府の立場を説明していた。これに対してヘーゼルタインは、今後の半導体貿易の枠組みについて、EUを含めて多国間で協議するよう期待を表明していた。

日米間の首脳会談では、クリントン大統領が、四月の首脳会談以降、貿易問題に関する進展がみられないとして、懸念を表明した。また大統領は、半導体協議へのEUの関与について、EUは半導体に高関税をかけているため、日米の半導体協議に加えるべきではないと主張した。これに対して橋本首相は、まず日米間で半導体問題を協議することに同意したものの、しかる後にEUを加えて協議すると意向を示した。また橋本は、EUの関税撤廃を協議参加の条件とすべきではないとする立場を、変えなかった。両首脳は、七月三十一日の協定期限までに問題を解決する点でも、合意した⁽¹⁶¹⁾。

サミットの後は、首脳会談を踏まえて日欧間、日米間の政府事務レベル協議が、相次いで開催された。

まず七月八日、東京で一柳機械情報産業局次長等とEUのペーター・カール対外経済局分野別通商問題担当等が協議した。両者は、GGFについて踏み込んだ議論をし、大枠の合意に達して、それを文書にまとめた。ここで日本政府とEU委員会は、GGFを創設することで合意し、政府間協力の原則として、市場を重視する点、産業合意を基本とする点、WTO（すなわち自由貿易レジームの「原則のルール」）と整合的である点、一方的でない国際協力とする点に同意した。したがって双方は、GGFを「政府ではなく、市場がマーケット・シェアを決定すべきであり、政府は市場に介入（intervene）もしくは関与（involve）すべきではない」とし、あらゆる差別を排するものと明言した。またGGFは、数値目標を議論しないものとした。日本側とEU側は、民間のWSCについても、設立を支持する点で合意した⁽¹⁶²⁾。

この翌日の七月九日と一〇日、一柳機械情報産業局次長等は、今度はアメリカのフィリップスUS TR次席代表等と事務レベル協議に臨んだ。ここで一柳は、日本・EU大枠合意について説明し、また先の政府提案についてアメリカ側と議論した。協議は、進展を

みないまま終わったものの、双方は、日米二国間の協議を継続することにした。

その翌日、モンデール駐日大使は記者会見を開き、「世界の主要生産国である日米両国がまず合意を目指すべきだ」と、アメリカ政府の立場を強調した。またモンデール大使は、梶山静六官房長官と会談し、半導体と保険の問題について七月末までに両国政府が解決する必要を指摘した。梶山は、関係省庁にアメリカ側の意向を伝えると約した⁽¹⁶³⁾。

(4)日米政府の提案修正

事務レベル協議を受けて、日米の政府は、クライストチャーチのAPEC閣僚会議の機会を利用して、半導体協議をつづけた。七月十三・十四日には、坂本通産審議官とシャピロUSTR大使が、市内のホテルで次官級協議を行い、翌十五日には、塚原通産相とバーシェフスキーUSTR代表代理が会談した。現行協定の終了まで、あと二週間余りに迫っており、そろそろ議論を煮詰める必要があった。

しかし次官級協議は、相変わらずすれ違いに終始し、事実上物別れに終わった。そこで翌日の閣僚会談では、バーシェフスキーがアメリカ政府の新たな提案を示した。それは一方で、日本政府の主張するように、GGFを日米EUで発足するものとした。しかし他方で、当面は日本市場を対象をして参入策をとり、政府が外国系半導体シェアを調査するとしていた。これも、日本政府には認めがたかった。塚原通産相は、その理由を次のように語っている。「米国の提案は、日米のこれまでの提案をひとつにまとめたもので、日本としてどうしても譲れないものがある。米通商法三〇一条の対象になる恐れがあり、WTOのルールとも整合していない。管理貿易の心配もある」⁽¹⁶⁴⁾。

そこで日本政府側は、閣僚会談を中絶し、翌十六日に再び次官級協議を開いて、アメリカの新提案に関して詳細な評価を示した。そのうえで、その日の午後、日本政府提案の修正案を明らかにした。

その要点は、民間サブ・レジーム、WSCと政府間サブ・レジーム、GGFとの間に、「ジョイント・セッション（合同会議）」を設ける点にあった。アメリカ政府はGGFに一定の譲歩を示してきたものの、それが対日市場参入や産業協力の進展など、SIAの関心に十分に対応しない点を問題にしていた。そこで日本政府側は、SIAの関心事もWSCで議論できるとし、その議論をGGFに輸入する回路を設定したのである。すなわち「ジョイント・セッション」は、民間のWSCで話し合う産業協力、市場分析、知的財産権、環境問題などの政策課題について、政府レベルの検討が必要な場合に、その窓口として機能するものとした。日本政府は、「ジョイント・セッション」をWSCに参加する産業の代表と、GGFに参加する政府の代表とで構成し、毎年一度開催するよう提案した⁽¹⁶⁵⁾。

日本側は、政府の関与を厳格に限定しようとしてきたのだから、かなりの譲歩であった。

扱い方によっては、日本の国内構造的問題をGGFで検討する結果にもなりかねなかった。十六日夜、塚本通産相とパーシェフスキーUSSTR代表代理が閣僚会談を開くと、この日本政府の修正提案が議論になった。塚原通産相によると、「議論は建設的であったが、双方は政府の演じる役割に関して、かけ離れたままであった」⁽¹⁶⁶⁾。とはいえ、パーシェフスキーUSSTR代表代理は、日本政府の修正提案を持ち帰り、検討する意向を示した。さらにパーシェフスキーは、来週中にも対案を示す意向を示した。

もっともSIAにとっては、「進展の維持、継続」、それを確保するための現行のシェア調査は不可欠だった。SIA内は、すでにみたように以前より分裂的であったものの、この点については広範な合意があった。SIAにしてみれば、それがなくなれば、「我々は、本当の数値がいくらなのかをめぐって、また議論しなければならない」（トマス・W・アームストロング会長）ためであった。テキサス・インスツルメンツのノーマン・ニューライター（Norman Newreiter）副社長も、SIAが求めているのは数値目標でも、政府による数値の保証でもなく、「スコア・キーピング」だと主張した⁽¹⁶⁷⁾。とはいえ、それが通産省が喝破したように、「下限の数値目標」となる可能性について、SIAは日本側の懸念を解く材料を提供しなかった。というよりも、先の日米包括経済協議が示唆していたように、数値目標化しない「客観的基準」は、おそらくは原理的に困難だったのである。

7. 最終協議

(1)再び業界会談から

もはや半導体協定の期限満了まで、二週間しかなかった。事態は緊迫の度を強めていたものの、過去の半導体摩擦ほど広い関心をひいたわけではなかった。日米両国で、相手国に対する批判の大合唱はみられなかった。通産省のある協議担当者などは、自らを「観客のいない消化試合で投げるピッチャー」になぞらえたほどだった⁽¹⁶⁸⁾。その意味では、日米の政府・産業関係者は「雑音」に悩まされずに、立場の違いを埋め合わせられたかもしれない。しかし、立場の隔たりは政策アイデアの原理的な次元にあり、容易には埋められなかった。しかも、両国の官民関係が緊密であったため、譲歩の動きも容易には現われなかった。

その困難な最終調整は、やはり業界会談で始まった。七月一〇日、ウェーバーSIA会長が訪日し、日本電子機械工業会の電子デバイス幹部会の主要スタッフと会合をもち、これまでの議論による合意点を確認したうえで、残る懸案について意見を交わした。合意点には、日本の外国系半導体ユーザ協議会が、対日参入の促進活動を三年間継続する点、日本企業がダンピングを防止するため、製造コストなどのデータを保存する点、などがあつ

た。しかし、政府によるシェア調査、WSCの設立などについて、双方の立場の隔たりは大きかった。

この議論をふまえて、七月二〇日、カナダのバンクーバーで第四回の業界会談が開かれた。大賀会長が体調を崩していたため、電子デバイス幹部会の牧本次生委員長が議長代行を務め、日本側からは外国系半導体ユーザ協議会の新村拓司会長、次期電子デバイス幹部会委員長の大山昌伸（東芝代表取締役副社長）などが参加した。S I Aからは、ウェーバー会長とコリガンL S I ロジック社長、ジョージ・モトローラ半導体部門責任者などに加えて、最強硬派のスティーブン・R・アップルトン（Steven R. Appleton）（マイクロン・テクノロジー会長）も出席した。

会談は、(1)サプライヤ間の協力、(2)サプライヤとユーザ間の協力、(3)シェア・モニタリング、(4)ダンピング防止策を論点とした。(1)サプライヤ間の協力については、双方が協力の推進で合意したものの、他の論点では接点が乏しかった。とくに(3)シェア・モニタリングについて、日本側が「日本市場はオープンであり、シェア・モニタリングは不要」としたのに対して、S I Aは「継続的なモニタリングは不可欠」と主張し、「討議は行き詰まったまま終了した」という。(1)と(2)の今後の業界協力についても、その枠組みをめぐる、日本電子機械工業会が二国間から多国間のWSCへ移行するよう求め、S I Aは、政府間のみならず民間でも日米協定を先行させ、WSCへの移行はその後の話だと主張した⁽¹⁶⁹⁾。

議論の行き詰まりに直面して、ウェーバーS I A会長は早期の合意を求め、合意がなければ、マイクロン・テクノロジーが日本企業をダンピング提訴するかもしれないと、脅しも辞さなかった。これに対して日本電子機械工業会の顧問弁護士、スタントン・D・アンダーソン（Stanton D. Anderson）は、提訴があれば「産業協力は微塵もなくなる」と警告した⁽¹⁷⁰⁾。

残る時間を考えれば、合意成立は期待薄であった。このようななかで、橋本首相はクリントン大統領に親書を送り、半導体と保険、航空貨物の三分野について、日本側が「最大限の努力」を払う意思を示すとともに、アメリカ側にも政治的決断を要請した。また橋本は、半導体問題について、「私を含む日本の大多数の見解」は、「協定満了後に政府に関する役割がない」よう求めているとし、したがって「ジョイント・セッション」提案は、「政府関与に関する合衆国の要求に対して、可能な最大限の修正を意味する」と指摘した⁽¹⁷¹⁾。

これが「最大限の修正」であり、一層の譲歩が困難なのであれば、アメリカ政府も一定の譲歩に踏み切るしかなかった。クリントン大統領は橋本首相に返書を送り、互いにリーダーシップを発揮する時期を迎えていると述べ、両者の積極的関与によって協議を妥結に導くよう求めた⁽¹⁷²⁾。

アメリカ政府の譲歩は、まずパーシェフスキーUSTR代表代理から塚原通産相への書

簡に示された。そこでパーシェフスキーは、「非常に限定された」政府の役割のみを維持し、したがって「責任の大半」は民間に委譲する方針を伝えた。また彼女は、市場参入に関する調査対象を日本のみに限定せず、G G Fの設立にも同意すると記していた⁽¹⁷³⁾。この譲歩も、日本政府からすれば、まだ不十分だった。

(2)アメリカ産業による拘束

しかし、アメリカ政府の譲歩にも限界があった。アメリカの制度において、半導体産業は政府の行動をチェックしやすく、要望を伝えやすかった。その半導体産業が、内部に亀裂を抱えているため、政府は多様な企業の声を勘案しなければならなかった。その際、対日協議をリードしたパーシェフスキーUSTR代表代理は、国内調整の点でカウンター前代表にかなり劣るとというのが、関係者の一般的評価であった。それは、協議相手の日本政府関係者にも感じられた⁽¹⁷⁴⁾。実際、アメリカ政府は国内産業の説得に、手間取る。とくにS I Aは、かつて弱小な圧力集団であったものの、その後の日米摩擦を通じて諮問集団と化し、専門的な情報や知見によって政府の対応を方向づけていた。それが今度は、緊密な官民関係を背景に、事実上の拒否権集団化していた。

国内産業では、そのS I Aが、日本市場でのシェア再低下を懸念していた。S I Aは、シェア再低下が現実のものになった際に、対応手段がなくなっている事態を、なによりも恐れた。しかし、それを防止する政府関与の具体策となると、S I A内部にも様々な立場があった。穏健派のテキサス・インスツルメンツなどは、強い政府関与では日米間の産業協力の現状に馴染まず、また、日本側の反発を招くと考えていた。しかし最強硬派のマイクロン・テクノロジーなどは、従来どおりの政府関与を求めた。マイクロン・テクノロジーは、対日協議姿勢においても強硬であり、協議が難航するのであれば、ダンピング提訴で対日圧力を強化すべきだと主張した⁽¹⁷⁵⁾。

官民関係が緊密化していたため、S I Aは連邦議会に頼る度合いを相対的に低めていた。議会の関与が以前の摩擦に較べて減少したのは、そのためであった。それでもS I Aは、政府の対応に不満や不安を感じると、とくにS I Aの強硬派企業が議会を頼りにした。この頃には、ジャイ・ロックフェラー (Jay Rockefeller) 上院議員が決議案を提出し、バーバラ・ボクスター議員やラリー・クレッグ議員を共同提案者として、上院での決議に成功している。この決議は、新たな半導体協定が政府によるシェア調査、ダンピングのファスト・トラックを伴うよう求め、それが対日協議で満たされないならば、大統領が一方的に現行協定の活動を継続するよう、求めていた⁽¹⁷⁶⁾。

国内産業でもCSPPは、S I Aと異なる立場をとり、S I Aとの意見調整も暗礁に乗り上げたままだった。CSPPは依然として、S I Aの求めるダンピング防止策 (ファスト・トラック) に抵抗を示していた。そのためCSPPの代表は、七月に入るとパーシェ

フスキー代表代理に面会し、ダンピング防止策を解除するよう要請した。しかしCSPPは、この見解を公表したり、また積極的な圧力行動を展開して、実現を目指そうとはしなかった。それは、CSPPとSIAが一定の商取引を保っていたためだけでなく、過去の対立による制度の動揺を、負の教訓を重視していたためでもあった。それに両組織は、ITAの推進では協調していた⁽¹⁷⁷⁾。

アメリカ政府の譲歩には、政府内部にも抵抗があった。七月二五日、USTR代表から商務長官に転じたカンターは、自ら担当した自動車・自動車部品合意（一九九六年末までに二〇〇の輸入者ディーラー網を整備）に関して、アメリカ産業の一方的な「期待」ではなく日本の「義務」だとし、日本側の努力不足を批判した⁽¹⁷⁸⁾。クリントン政権では、NEC内部でさえ、「結果志向アプローチ」やその具体策の数値目標的措置をめぐって、従来の確信が揺らいでいたものの、なおも強硬派が存在したのである。しかしカンター発言は、日本側を刺激した。この問題は、かつて通産大臣として交渉した橋本首相も、見逃さなかった。橋本は記者団に対して、次のように語った。「これは本当に問題だ。もし、本当にカンター長官がそういう言葉を使ったとすれば、これは半導体交渉や保険交渉に全部影響を与える」⁽¹⁷⁹⁾。

(3)日本の官主導官民協調

日本政府は、アメリカ政府ほど国内対策に苦慮しなかった。日本の官民関係も緊密化していたものの、アメリカとはその性格が異なっていた。

通産省は官民関係の再構築を図り、半導体産業の不満も沈静していた。かつて通産省は、数値目標的措置の導入、履行をやや強引に推進し、半導体産業の不満を惹起していた。このため通産省は、産業界との関係改善を図るべく、今回の摩擦では日本電子機械工業会と日本提案について対話を重ね、対米協議をも委ねていた。また、二国間協定から多国間協定へ、政府間協定から民間協定へという政策アイデアも、官民関係の改善に資した。坂本吉弘通産審議官は、過去に「通産省の原局と業界の相克と協調の一〇年」があったものの、今や両者の間で「共通の認識に立って不断の意思疎通が行われている」と記した。そのため、「交渉を通じて官・民の間に何らの齟齬もなく終始出処進退を一体化しえた」という⁽¹⁸⁰⁾。日本電子機械工業会電子デバイス幹部会の大山昌伸委員長も、「日本側が最後まで主張を貫けたのは、二国間協定を終わらせる、あるいは多極レベルの新しい枠組みづくりの必要性について政府と民間が認識を一にして当たったことが大きい」、と述べている⁽¹⁸¹⁾。

もちろん、役割の向上は、産業界に負担も与えざるをえなかった。日本電子機械工業会にとって、対米提案の作成、SIAとの直接協議は、前例のない難事であり、苦慮した。とくに協議が長引き、妥協の見込みがみいだせないなかで、一部には協議決裂、協定失効

も止むを得ないとか、あるいは通産省の演出に付き合いきれない、といった意見も出たという⁽¹⁸²⁾。そうだとすると、また官民関係が改善しつつあったとしても、日本電子機械工業会や半導体各社が政府の方針に抵抗するのは難しかった。通産省は、対米協議を主導し、状況を全体的に見渡して、その協議戦略のなかに産業の自発性を折り込んでいたのである。その意味において、従来の通産省主導の制度配置は、大枠で持続していたし、むしろそうするために、通産省は産業界と協調した側面があった。

(4)官民並行・合同協議

両国の政府・産業関係者は、カナダのバンクーバーで現行協定の期限をにらみながら、大詰の協議に臨むことにした。その際、民間会談と政府間協議が並行しただけでなく、前例のない官民合同の会合が実現した。また日米間の政府間協議だけでなく、日EU間、米EU間の協議も開かれ、実質的には三極協議も実現した。これらが、協議の内容に応じて、機能を分担したり、相互に関連して、日米間の合意、新たな半導体サブ・レジームが成立してゆくのである。

まずは七月二八日、現行協定の満了までわずか四日になって、政府間の次官級協議が、坂本通産審議官とシャピロUS TR顧問の二人で開かれた。坂本審議官は、先にアメリカ政府が示した新提案について、政府によるシェアの評価、二国間協議の枠組みなどが残存しており、受け入れられないと指摘した。他方で坂本は、日本案はアメリカ側の関心事をできるだけ反映させており、これを議論の叩き台にするよう求めた。しかしシャピロ顧問は、二国間の政府間協議の枠組みを残す点について、シェアが後退する場合の「保険」として不可欠だと主張し、譲らなかった⁽¹⁸³⁾。

翌二九日の朝、坂本とシャピロに、日本電子機械工業会の牧本電子デバイス幹部会委員長とS I Aのウェーバー会長が加わり、朝食会として官民合同の会合が開かれた。ここでは、最大の懸案である政府と民間の役割、シェア調査の是非などが議論になった。シャピロとウェーバーは異口同音に、シェア調査と政府の措置との間に距離を置き、前者は後者に直結しないとして、従来よりも柔軟な姿勢を示した。しかし日本側からすると、仮にシェアが低下した場合、その調査に基づいて政府にシェア拡大を強く求め、結果的に、それが数値目標的に作用する可能性が残った⁽¹⁸⁴⁾。

この日の午後、政府間の次官級協議と民間協議（第五回の業界会談）が、並行して開かれた。後者の業界会談では、牧本電子デバイス幹部会委員長が、「もう二国間で枠組みを作る時代ではない」と繰り返し、WSCに対する理解を求めた。しかしウェーバー会長は、二国間協定が先決だという立場を貫いた。議論は二国間か多国間かという原則論、ある報道によれば「定義の段階」とどまり、予定された各論に触れずじまいになった⁽¹⁸⁵⁾。

他方の政府間協議では、両国政府がそれぞれ新たな提案を出した。アメリカ提案は、シ

シェア調査におけるデータ収集を、政府ではなく民間に委ねていた。しかし、その結果の検討は、二国間の政府間協議で実施するという内容であった。協議の最終局面を迎えて、ようやくUSTRが、SIAに対応するばかりでなく、その穏健派を中心に説得でき始めたことを示していた。その調査データについて、アメリカ提案は資本国籍主義を採用し、日本企業の海外工場からの対日輸入も日本製とし、日本企業と外国企業の合弁工場による製品は、出資比率に応じてシェアを算出するとしていた⁽¹⁸⁶⁾。データを検討する政府間協議については、日本政府提案のジョイント・セッションをGGFのなかに設け、政府がシェア調査に基づいて、現行協定における「進展の維持、継続」に努力するよう、提案していた。

しかし、日本側の坂本審議官等は、シェアの検討に政府が関与するならば、数値目標的性格は持続するとして、抵抗した。坂本は協議の後、「市場シェアを政府が管理すべきか否かで、お互いの立場は離れている」と述べた⁽¹⁸⁷⁾。シェア調査の方式についても、アメリカ側の求める資本国籍主義は、両国産業間の共同事業や提携の実情に合わないとし、日本側は反対だった。それならと、シャピロUSTR顧問は、日本政府が新たな提案を作成するよう要請し、日本側はこれに応じることにした。

日本政府の新提案は、その日の夜に示された。それは、アメリカ側が不可欠する二国間の形式に対応して、まず二国間協定を優先的に締結し、その後に第三国が参加するものとした。またシェア調査について、日本提案は、アメリカ側の独自の一方的調査を容認するものの、日本政府としてはそれに関知しない、という立場をとった。明らかに、先の自動車・自動車部品協議における「合意なき合意」を発展させたものだった。シャピロUSTR顧問は「日本の提案に見るべき点がある」と語り、関心を示した⁽¹⁸⁸⁾。

このように最大の争点は、シェア調査・検討に関する政府の関与の度合い、二国間・政府間協定と多国間・民間協定の度合いの、原理的なものだったが、双方が少しずつ歩み寄りをみせていた。両国政府は、翌三〇日に予定していた業界会談を延期し、再び官民合同協議を開催した。坂本、シャピロ、牧本、ウェーバーが調整を図ったものの、その原理的な隔たりは埋められなかった。そこで両国は、閣僚会談による局面打開を試みることにした。

閣僚会談は三〇日、塚本通産相とバーシェフスキーUSTR代表の間で行われ、午後五時から二時間に及んだ。これに先立って、塚本通産相がバンクーバーに出発する前、官邸で橋本首相と会談して、「譲れない一線」を確認していた。数値目標的措置など、通商法三〇一条による制裁発動の根拠になりうる措置を回避する点、一方的でなく双方方向の合意とする点、などがそれであった⁽¹⁸⁹⁾。塚本通産相は、官僚の敷いたレールから逸脱しはしなかったものの、バーシェフスキーに対して自分の言葉で考えを明確に伝え、厳しい駆け引きも厭わなかったという⁽¹⁹⁰⁾。塚本は、前日の日本政府提案について、相当無理な譲歩をしているとして理解を求めた。しかしバーシェフスキーUSTR代表は、「日本

は米側の懸念にこたえていない」とし、なおも政府がシェアを監視する必要性を繰り返し主張した。塚原は会談後、「議論は振り出しに戻った」と語らざるをえなかった⁽¹⁹¹⁾。

官民合同協議でも、閣僚会談でも、局面が打開できなかつたため、この日の夜七時になって、延期されていた業界会談が開かれた。しかし、このような状況において、民間の議論が進展するはずもなかつた。日本電子機械工業会とS I Aは、原理的な問題を一旦脇に置いて、技術的な問題を検討し、とくに日本電子機械工業会の提案したWSCによる市場調査について議論を交わした。

以上のような、日米間の民間・政府間・官民合同の会合を縦軸とし、これにEUの関与が横の軸として加わり、協議は複雑化した。日本政府による示唆もあって、EU委員会はペーター・カール対外経済局分野別通商問題担当をバンクーバーに送った。しかしEUは、先のリヨン・サミットで橋本首相がサンテールEU委員長にGGFへの支持を求めたにもかかわらず、その直後に日本政府が対米協議を優先したことに、反発していた。カールは、坂本審議官とシャピロ顧問と相次いで会談し、半導体貿易の新たな枠組みに当初から参加できるよう、強く求めた。カールは、さもなければアメリカ政府の求める関税撤廃に応じないし、ITA交渉も打ち切る、とまで通告した。七月三〇日には、レオン・ブリタンEU委員会対外委員長がパーシェフスキーに書簡を送り、同様の立場を公式に伝えた。またカールは記者会見において、「日米が排他的な二国間合意をすれば、内容次第ではWTO提訴もありうる」と、牽制した⁽¹⁹²⁾。

以上のように、協定切れまで一日と数時間を残す段階で、合意の兆しはみえなかつた。

(5)アメリカの新・新提案

このように、期限をあと二日残すのみとなつても、日米、それにEUの間の溝は広がった。しかし、この日の夜一〇時すぎになって、突然パーシェフスキーUSTR代表が塚原通産相に会談を申し入れ、局面が大きく転換した。

パーシェフスキーと塚原は、通訳のみを交えて一時間四十分ほど会談した。ここで両者は、政府によるシェア調査を廃止し、WSCを創設するなど、日本案を軸に合意を目指すことで一致した。アメリカ側の大幅の譲歩であった。またパーシェフスキーは、事態の打開に向けてS I Aに協力を説得すると表明し、翌朝までに徹夜で新たな提案を作成すると、約した⁽¹⁹³⁾。

アメリカ側は慌ただしい動きをみせた。閣僚会談後の深夜、パーシェフスキーの宿泊先にウェーバーS I A会長、アラン・ウルフS I A顧問弁護士、それに日本電子機械工業会のスタントン・D・アンダーソン顧問弁護士が入り代わり招かれ、会談をもった。とくに日本産業の関係者が、協議期間中に単独でアメリカの閣僚と会談するのは、極めて異例であった。S I Aを説得するために、日本電子機械工業会側に対応を要請、もしくは確認の

に必要だったと思われる。しかしこの時、アメリカの制度において、拒否権集団化したS I Aを政府が説得するのは、容易ではなかった⁽¹⁹⁴⁾。

翌三日の朝八時を待って、業界会談が再開された。日本電子機械工業会から牧本、豊永、新村、大山、S I A側からウェーバー、コリガン、ジョージ、アップルトンが参加した。S I Aはバーシェフスキーの説得を受け入れたのか。日本側は固唾を飲んで、S I Aの主張を聞いた。しかしS I Aの態度に、特段の変化は認められなかった。ウェーバー等は、従来どおり民間でシェアを調査し、それを二国間の政府間協議で点検するよう、異口同音に繰り返した。S I Aは、むしろ今一度対日要求を試み、日本側の反応を測ったのである。牧本等は失望しつつも、WSCにおいて公表された貿易データを調査すれば、対日参入状況は十分に把握できるはずだと指摘した。また、それを加工すればシェアも測定でき、日本提案は、実質的にアメリカ側に大きく譲歩していると、説明した。日本電子機械工業会は、中立的な民間調査機関による調査も容認すると、一層の譲歩も示唆した。しかしS I A側は、過去のデータとの継続性、精度などを根拠に、従来どおりの調査を求めた。またS I A側は、多国間のWSCとGGFに理解を示したものの、二国間の協力が大前提だという立場を崩さなかった。

こうして業界会談は、十一時すぎ、さしたる成果のないままに一旦閉会した。牧本等はバンクーパー・ホテルの塚原通産相を、ウェーバー等はハイアット・リージェンシー・ホテルのバーシェフスキーUSTR代表代理を訪ね、結果を報告した。業界会談はこの日の午後と夜も繰り返されたものの、塚原通産相が「米側は後退している」⁽¹⁹⁵⁾と苛立ちを示す様相のまま、推移した。

日本電子機械工業会では、問題が政府の関与であるかぎり、「民間だけで解決できるはずがない」し、「最終的に決着を図るには政府間交渉しかない」と感じたというものの、協議を踊らせるしかなかった。彼らは、「のどまで出かかっていた政府関与の言葉」を何度も飲み込みながら、協議をつづけた⁽¹⁹⁵⁾。

結局、アメリカ側の態度変化は、同じ三一日午後にかかれた政府間協議で、明らかになった。両国の閣僚と次官が会談を開き、そこでアメリカ政府側が、さらに新しい提案を示したのである。これは、従来の立場を大きく変えるものであり、USTRがS I Aを説得した成果を反映していた。

その新・新提案は、第一に、ついに「進展の維持、継続」の表現を削除していた。代わって登場したのは、「市場動向に近づける」「市場に即して」など、数値目標的色彩のない、あるいはそれを薄めた表現であった。

第二に、新・新提案はWSCとGGFを設立するものとし、政府間のGGFについては、当初からEUの参加も認めていた。ただし民間のWSCの参加は、関税撤廃を条件とし、事実上当面はEUを排除した。またジョイント・ミーティングは、日本政府の提案したWSCとGGFの間ではなくWSCに吸収し、民間から政府への要請をより容易にしていた。

第三に、シェア調査は政府ではなく、民間がWSCで実施するものとした。新・新提案は、この民間調査をとくに重視しており、そのデータ収集方法について、十ページの提案文書のうち実に七ページを割き、詳細に規定していた。そうすることで、実質的に従来に近い調査内容を確保しようとしていた。また、その調査結果について、日米の政府間協議で検討するよう求め、この点では二国間の枠組みを残していた。

第四には、日米合意の形態について、新・新提案は日本側の懸念を考慮し、当初の覚え書きの案を放棄して、国際公約の書式をとらない共同文書にする案を示し、通商法三〇一条の対象とならないようにしていた。

日本政府の関係者は、この新・新提案を「WTO違反とみられる部分が削除され、日本政府の主張もかなり採り入れた内容」と評価した。しかし日本政府は、「あいまいな言葉の裏に潜む“悪魔”」（坂本審議官）を神経質なまでに警戒し、英語に堪能な若手の官僚がすぐに細かくチェックし、どう対応すべきか検討し始めた⁽¹⁹⁷⁾。協議が、二国間主義と多国間主義、数値目標的措置とその排除といった、原則的な政策アイデアをめぐる概念論争になっていたため、言葉のニュアンスは重要な意味をもっていた。

やはり新・新提案は、日本側にとっては問題を含んでいた。最大の問題は、右の第三点の民間による市場調査であった。日本電子機械工業会は政府間のシェア調査を否定し、WSCで市場の総合的調査を実施するよう提案していた。これにSIAは、一定の関心を示していたものの、今回の新・新提案は、これを逆手にとり、調査主体を民間に移しつつも、調査の内実を維持していた。日本電子機械工業会の関係者は、通産省が政府関与の廃止に拘ったため、アメリカ側が実質的メリットを得ようとし、結果的に民間の負担が重くなっていると不満をもった⁽¹⁹⁸⁾。民間の負担は、対日参入の支援活動の継続、WSCの運営、それらの費用などについても感じられた。前者の支援活動だけで、日本電子機械工業会の年間予算の割以上を費やしていたという。アメリカ半導体企業の主要七社は、一九九〇年以降連続して業績を拡大しているものの、日本企業の業績は悪化していた。日本の半導体業界幹部には、「メモリー不況にあえぐ日本が、米メーカーを助ける理由はない」という不満が、生まれていた⁽¹⁹⁹⁾。また、第二点のジョイント・ミーティングがWSCに吸収され、産業界がGGFへの窓口を確保する点も、SIAが恒常的に政府の関与を求められ、懸念の種になった。通産省は、官民関係の再強化という所期の目的からしても、こうした点に対処する必要があった。

8. 協定撤廃、WSC・GGF成立へ

(1) 期限超過後の駆け引き

右のような日本政府の検討を経て、両国政府は夜に事務レベル協議を再開し、合意を

目指した。もはや、現行協定の期限（三一日九時、バンクーバー時間）まで、数時間しかなかった。

日本側は、幾つかの点で懸念を示し、アメリカ側に新・新提案の修正を求めた。民間の負担が重すぎる点、シェア調査が実質的に継続する点、日本市場のみに調査対象を絞っている点、調査結果を日米二国間の政府間協議で検討する点、政府に保証的な措置を求めている点、などであった⁽²⁰⁰⁾。しかしアメリカ政府が、一層の譲歩をS I Aに説得するのは至難であり、修正に難色を示した。協議は期限の九時を越え、現行協定は失効した。しかし両国は、協議を継続する価値があると判断し、時計をとめる格好で議論をつづけた。

日付は八月一日にかわり、午前二時、S I Aと日本電子機械工業会が業界会談を再開した。政府間の議論は、民間による市場調査、その政府による検討を最大の問題としており、官民それぞれによる議論と、その相互調整が不可欠になったのである。両国の業界代表は、ここ三日間というもの、三～四時間しか睡眠をとれず、昼夜をとわずに会談を実施していた。それもあって業界会談は、ぴりぴりした空気が始まったという。双方はシェア調査をめぐる、データ収集の目的やその扱いについて、主張をぶつけあった⁽²⁰¹⁾。

政府間協議も業界会談も、難航を極めた。両国は、最終決着を企図して、官民合同協議を開くことにした。午前五時、ハイアット・リージェンシー・ホテルのバーシェフスキーUSTR代表の部屋に塚原通産相、通産省とUSTRの主要スタッフ、ウェーバーS I A会長、牧本電子デバイス幹部会委員長が集合した。今回の協議は、両国の業界代表と次官以下の官僚に、閣僚も加わり、異例の協議となった。参加者は、ここで「民間合意における問題点と政府の共同声明における意見の相違とを仕分けしながら決着へ向けての作業を進めていった」（牧本）⁽²⁰²⁾。とはいえ、それは円滑に進んだわけではなかった。アメリカ側は、シェア調査を民間の合意事項に入れ、政府がデータ収集を国内企業に勧奨するよう求めた。対日参入拡大も民間で実施するよう、要求した。また、ダンピング防止を民間で実施し、これを政府が担保するよう求めた。これは日本側からすると、塚原通産相が協議の後に語ったように、「日本がここだけは譲れないというところを、みんな民間にかぶせている」ようにみえた⁽²⁰³⁾。そこで日本側は、民間調査について、資本国籍主義など従来型のデータ収集方法は受け入れられないとし、ダンピング防止については、民間のみで実施するよう主張した。双方の隔たりは大きく、激しいやりとりが交わされた。塚原通産相は、WTOによって強化された自由貿易レジームにアメリカ側の主張が反すると繰り返した。しかしバーシェフスキー代表代理は、アメリカ政府の新・新提案を基本にするよう主張した。「一言一句変えられない」⁽²⁰⁴⁾。

協議は暗礁に乗り上げた。すでに午前六時前になっており、バーシェフスキーUSTR代表代理は、ホワイトハウスのクリントン大統領に電話で連絡をとるため、協議の席を中座した。しかし、バーシェフスキーは三〇分を経過しても戻らず、協議は中断となった。塚原通産相は苛立ちをあらわにし、次のように語った。「まったく話にならない。まとめ

ようという気がないんだ。次の協議でまとまらなければ決裂だ」⁽²⁰⁵⁾。

この時の電話で、クリントン大統領はパーシェフスキーに、協議の早期妥結に最大限の努力をするよう指示したとされる。したがって、新・新提案からの譲歩も、大統領は許容したものと思われる⁽²⁰⁶⁾。塚原等も、橋本首相に電話で指示を仰いだ。そのうえで塚原とパーシェフスキーは、それぞれ日本電子機械工業会とS I Aから政府への一任をとりつけるべく、奔走した。この決定的な場面でも、両国の制度の相違が現われ、日本電子機械工業会による一任は容易に得られたものの、S I Aはパーシェフスキーの説得に応じず、一任を拒否してしまった。ウェーバーS I A会長等は理解を示したものの、マイクロン・テクノロジーのアプルトン会長が、シェア調査における政府関与の減少に強く反発したのである。アプルトン会長をはじめマイクロン・テクノロジーの関係者は、そのままバンクーバーを去ってしまった⁽²⁰⁷⁾。

協議中断から二時間経った午前八時、閣僚会談が開かれた。すでに五回目を数える閣僚会談であった。今度は、閣僚会談の議論を両国の官僚が半導体産業に報告しつつ、断続的に議論をつづけた。休憩後の第六回目の閣僚会談において、アメリカ側は譲歩し、ついに民間によるシェア調査を取り下げた。坂本審議官はアメリカの対応について、「ほとんど毒が抜けた」とコメントした⁽²⁰⁸⁾。しかし日本側からみると、まだ通商法三〇一条の対象になりそうな政府の公約、日本市場を特定した措置など、問題点が残っており、それらの削減を追求した。

午後四時、七回目の閣僚会談が始まった。議論は「全体的に進んでいる」（塚原通産相）ものの、やはりシェア調査や政府の関与をめぐる合意には至らなかった（読売：8月2日）。S I Aが譲歩を拒み、抵抗しているのは明らかであり、塚原通産相は「アメリカ側の後にいるものが大変だ」と指摘した。さらに塚原は、「後にいるもの」に直面するパーシェフスキーについて、「彼女は気の毒」とまで語った。もっとも塚原は、梶山静六官房長官に「交渉相手が“気の毒”とは何事か」と、厳しく注意されたという⁽²⁰⁹⁾。

その後も閣僚会談はつづき、夜に入って第八回閣僚会談、さらに午前二時から第九回の会談が開かれた。この会談を前に、橋本首相自らバンクーバーに連絡をとり、五時半までには協議をまとめるよう指示をした。しかし橋本首相は、むしろ平静を装い、翌日早朝にはゴルフがあるとして、早めに就寝したという。橋本は、数日前には自民党愛知県連の講演において、「経済問題一つ一つが国と国の関係の根幹を揺るがしかねないという心配はしないで済むまでになった」と主張していた⁽²¹⁰⁾。

しかし他方のバンクーバーでは、すでに閣僚会談だけで延べ二〇時間以上にもなり、これを補佐する通産省やUSTRのスタッフも、ホテルの会議室近くのソファでぐったりしている有様だった。塚原通産相とパーシェフスキーUSTR代表代理は、この会談に最終決着をかけた。この時塚原は、決裂も覚悟していたという⁽²¹¹⁾。会議は、橋本首相の指示した午前五時半を経過してもつづいた。しかしようやく、パーシェフスキーは民間のシ

シェア調査も断念し、これを政府間の共同声明に盛り込む要求を取り下げた。調査はWSCのもとで、日本市場のみでなく、各国の市場の総合的調整のみとなった。日本側も譲歩に応じ、アメリカ側が一方向的に日本市場のシェアを調査するとしても、これを黙認するものとした。また、このシェア調査の検討を目的とはせずに、日米二国間の政府間協議を残すことに同意した。すでに午前六時を過ぎていた。

塚原通産相は、ホテル・バンクーバー二階の会議室を出ると、外で待つ関係者に向けて興奮気味に声をあげた。「合意だ、合意っ。新しい時代の合意だ」⁽²¹²⁾。

(2)合意の内容と反応

合意の内容は、以下のとおり日本政府、日本電子機械工業会の提案を強く反映したものとなった。合意は、(通商法三〇一条による制裁の根拠とならない)政府間の共同声明と、業界間の合意からなっていた⁽²¹³⁾。

まず政府間の共同声明は、第一に、半導体に関する共同原則として、(1)市場原理の重要性、(2)WTO(自由貿易レジーム)との整合性、(3)双方向性の国際的協力を掲げた。

第二に共同声明は、協力活動のあり方について、半導体産業の構造変化への対応、業界間協力などをあげ、その主たる責任は民間にあるとした。また両国政府は、WSC(世界半導体会議)設立に関して、日本電子機械工業会とSIAの合意に歓迎の意を表明した。同時に政府として、業界間協力を支援するとともに、そのための政府間協議を年一回開催する方針を示した。政府間協議の検討対象には、(1)WSCによるデータ分析や報告、提言、(2)業界間協力の状況、市場動向など、(3)半導体産業に関連する政策などを列挙していた。この政府間協議は、その半導体産業がWSCに参加していれば、その国の政府が参加できることとした。

第三に、両国はGGF(主要国政府会合)の設立を呼びかけた。その目的は、半導体産業をめぐる世界的課題に対応する点にあり、半導体生産国の政府は、無条件に会合に招かれることになった。その議題としては、貿易・投資自由化、規制・税制、環境・安全・標準、知的財産権、研究開発、情報化社会の促進があげられた。

第四はダンピング防止であり、両国政府は、WTO(自由貿易レジーム)に則してダンピングを防止することの重要性を確認しあった。これに伴って、政府間の既存の措置は撤廃された。

他方の業界間合意は、第一に、日米の半導体業界でWSCを創設すると謳った。その目的は、相互理解の向上、市場参入に関する事項への対応、産業協力の促進、国際協力の拡大にあった。WSCの活動は、市場原理の尊重を基礎とし、したがって半導体関税の撤廃、もしくはその早期撤廃にコミットし、あるいは関税の徴収を中断した国の産業は、これに参加できるものとした。

第二に協力活動として、日本電子機械工業会とS I Aは、従来の日本市場におけるユーザ・サプライヤー協力を三年間は継続するものとした。同時に、同種の協力を、世界のあらゆる主要市場で実施することにした。また、サプライヤー間の協力として、環境・安全、知的財産権、貿易・投資の自由化などを掲げた。

第三は、議論の焦点になった市場調査である。WSCは、半導体市場の動向を評価、把握、理解するため、市場と貿易フローを分析することにした。これは、日本市場のみを対象とするのではなく、世界の主要市場を対象とする。また、その際に使用するデータは、輸出入統計、WSTS（世界半導体市場統計）やデータクエストなどの調査データ、政府データに加えて、その他に入手可能なデータとした。この最後の「その他の入手可能なデータ」の点で、アメリカ政府・産業は独自に、従来の方式において、日本市場におけるシェアを調査する余地を得た。こうした調査をふまえて、WSCは、四半期毎に各政府に報告書を提供するものとし、その報告書は次のデータを含むものとした。(1)WSC参加国の市場規模、成長、それにWSC参加国とその他の主要半導体市場における、外国製半導体のシェア、(2)デザイン・イン、合併企業など、協力関係に関する定性的データ、である。

この報告書は、WSC全体として共同で政府に提案するものの、各国の産業団体が単独で提出することも可能になった。したがってS I Aは、独自に日本市場のシェアを調査し、これを日米の政府に提示することはできる。しかし、日本電子機械工業会と日本政府の理解では、シェア拡大を目指すような議論は、WSCもGGFも、これを目的に掲げておらず、逆に市場の重視はWTOレジームとの整合性を原則に設定しているため、排除されるはずであった。

第四に、ダンピング防止については、国内法に従った防止措置の重要性を確認した。なおこの合意は、発効から三年後に、レビューを実施するものとした。

こうした合意の成立を受けて、日本政府では塚原通産相が、8月2日にプレスリリースを発表した。ここで塚原は、数値目標的措置を撤廃した成果を強調した。「結果として、数値目標に照らして市場シェアを点検しながら貿易を管理するシステムを終わらせることが可能になった」と、彼は表明した⁽²¹⁴⁾。また塚原は、記者会見において「ほぼ日本提案通りの内容だ」、「市場シェアや数値目標など問題点が全て外れ、自分でも驚くほどの成果」だと、嬉々として語った⁽²¹⁵⁾。

アメリカ政府では、同日、クリントン大統領が短い声明を発表した。それは、合意の成立を歓迎し、合意がアメリカ政府の目標に合致していると主張していた。「この合意は、我々の企業のために市場参入を保証するべく、我々が目標とする半導体市場の透明性と監視を達成するものだ」⁽²¹⁶⁾。大統領は、この合意の翌週、大統領選挙対策の意味も込めてシリコンバレーを訪問する予定だった。『ニューヨーク・タイムズ』の論評によれば、大統領は、半導体産業のために対日圧力を維持したと売り込むことはでき、大統領選挙上の失点はどうか避けられた⁽²¹⁷⁾。

USTRもプレスリリースを発表した。それは、合意が四五〇億ドルの日本市場に、参入を拡大するだろうと主張し、また合意は、「市場開放の維持を保証するのを助けるため」、日本市場の監視と二国間協議を継続すると、指摘していた。さらにプレスリリースは、合意はデータ収集と分析の責任を産業界に移したと説明したものの、しかし市場シェアを含む評価においては、政府が重要な役割を果たすと主張していた。パーシェフスキー代表代行は、合意が、前協定のもとで達成された進展のうえに構築されると述べ、日本で差別や系列取引が復活すれば、通商法三〇一条に基づく行動は正当化される、とも語った⁽²¹⁸⁾。明らかにUSTRは、合意内容を従来のアメリカ政府とSIAの立場に引き寄せて解釈、説明していた。

半導体産業では、八月五日、日本電子機械工業会とSIAが、東京で共同記者会見を開いた。ここで大賀会長とウェーバー会長は、四月にウェーバーが届けていたダルマを持ちだし、これに二人で目を入れ、協調関係を強調した。ウェーバー会長は、産業間合意は「ビッグサクセス。(日米は)ウィン・ウィン関係で双方が得をするという関係になった」⁽²¹⁹⁾と主張した。また、日本電子機械工業会とSIAの双方が、そろって新しい協力の時代の到来を指摘し、今後の協力拡大の展望を楽観的に語った。

しかし、両団体の理解には、両国政府ほどではないにしても、ニュアンスの違いがあった。大賀会長は、「数値目標等、管理貿易的要素のない新たな合意により、新しい時代にふさわしい協力関係が構築されることになったことは、大変喜ばしい」と語った⁽²²⁰⁾。これに対してウェーバー会長は、業界合意はSIAの求めていた両国政府の継続的関与(engagement)、市場参入の持続的協力、反ダンピング条項の要求に合致している、と述べたのである⁽²²¹⁾。

このように、日米の関係者がともに成果を強調したものの、『シカゴ・トリビューン』紙の指摘は的を得ていると思われる。「半導体の日米協議終了後、両サイドが勝利を宣言しているが、もし、この協議がオリンピックであったなら、日本は金メダルをとり、合衆国は銀メダルに甘んじざるをえなかったであろう」⁽²²²⁾。

今回の半導体合意には敗者もいた。八月二日、EU委員会のブリタン委員長が声明を発表した。そのなかでブリタンは、「合意内容を注意深く点検し、対応する」とした上で、WTO提訴もありうると厳しく主張した⁽²²³⁾。

合意の四ヵ月後の十二月六日、初めてのGGFが通産省で開かれた。日米両国とEU、それに韓国がこれに参加し、ダンピング防止策や台湾の加盟などの課題について、四極が協議した。翌一九九七年の四月十一日には、WSCの会合がもたれた。日本電子機械工業会とSIA、EUのEECA、韓国KSIAの代表が、会場となったハワイのイヒラニ・ホテルに集まった。WSC開催に至る過程において、EUとともに韓国の参加が大きな問題となり、この韓国の参加については、章を改めて述べることにしたい。

こうして、一〇年間つづいた半導体貿易ガバナンスは大きく変容した。自由貿易レジ-

ムが、すでにWTO成立とともに強化されていたのに加えて、これを反映してVIE・VERサブ・レジームが消滅し、サブ・レジームとしてGGFとWSCが成立したのである。これによって、メンバーシップの点では、日米に加えてEU、韓国、それに台湾が同等の立場で半導体ガバナンスに参画し、さらに加盟国は拡大しそうである。ガバナンスの管轄領域も、半導体の貿易と産業協力を越えて、知的財産権、技術標準、環境など広範な領域を射程に収めた。こうしてガバナンスは範囲を広げるとともに、その強度も強めた。ガバナンスはWTOに加えて、GGFとWSCも明確な規定と事務セクションを備え、毎年開催されることになったのである。したがって、実際の機能においても、ダンピング防止ルールの設定、各国の市場開放をはじめ、各分野で一定の成果を収めている。

第十章 韓米半導体摩擦 (3) (一九九六～九七年)

1. 制度の存続と新たな要素

日米半導体摩擦が、WSCとGGFの創設で決着するのと前後して、やはり韓米の半導体問題も浮上した。それは、本格的な貿易摩擦には発展しなかったとはいえ、韓米間の貿易関係、国際的な半導体貿易ガバナンスにおいて、無視できない意味をもった。この韓米半導体問題の政治過程は、韓米両国に成立していた制度の影響を受けると同時に、日米摩擦を通じて現われてきた、新たな制度的要素を反映していた。そうであるからこそ、韓米半導体問題は、重要な国際的意義を伴ったのである。

韓米両国をめぐる制度は、どのような状況にあったのだろうか。第一に国内制度においては、これまでの韓米摩擦と日米摩擦を通じて、韓米の官民関係が緊密化し、一定の安定性を保っていた。まず韓国では、従来から官民間に協調性がありながらも、半導体産業が一定の自律性をもち、また財閥系の半導体各社が激しく競合していた。それが先の対米摩擦を通じて、韓国半導体産業協会が創設され、そこで官民関係の回路が強化、安定化していた。他方のアメリカでは、繰り返し述べているように、相次ぐ摩擦を通じて、SIAとUSTR、商務省との関係が強固になっていた。もちろん、SIA内部やSIA・CSPP間には意見の相違、対立も存在したものの、これが官民関係の全体的枠組みを揺るがすことはなかった。

第二に政策アイディアの点では、韓国政府と半導体産業は、日米摩擦の影響を強く受け、対米摩擦の回避のために輸出の自制や早期の市場開放を受容していた。VERやVIEは、半導体産業に多少の負担があっても、当然の選択とみなすようになった。これに対してアメリカのSIAや政府は、韓国の対米輸出や市場開放を問題視していても、まだ韓国の国内構造問題を除去すべく、数値目標的な措置を適用しようとは考えていなかった。その韓国の半導体産業も、一九九〇年代に入ると極めて顕著な発展を示した。企業の生産規模ランキングでみると、一九九二年、三星電子がDRAM部門で日本企業を追い越し、世界第一位の座に輝き、翌年には、メモリー・チップ全体で同じ記録を達成した。同年、現代電子と金星エレクトロンも、世界ランキングの第九位と第一〇位に顔を並べた。

第三に、第九章にみた日米半導体摩擦を通じて、韓米両国の政策アイディアには変化が生じる可能性が生まれていた。アメリカでは、クリントン政権が海外の国内構造問題に関心を強め、これに対する対抗方針を「結果志向アプローチ」に定式化していた。他方では、これに対して日本が本格的な抵抗を示し、その際にWTOによって強化された自由貿易レジームを活用した。その成果は、日本の関係者自身の観測以上に大きく、韓米両国に間接的影響を及ぼすに十分なほどだった。

第四には、国際的な半導体ガバナンスにおいては、そのWTOが成立し、またその影響を受けつつWSCとGGFが誕生した。日米の政府・産業関係者からすると、このガバナンスの変化は、韓国とも無関係ではなかった。日本の関係者は、韓国産業の顕著な台頭を一根拠として多国間の枠組みの必要性を提起し、抵抗したアメリカ産業も、これを受け入れた。その意味において、韓国のWSC・GGF加入が問題になる可能性があった。韓国の加入は、日米の関係者にとってアンビバレントは意味をもっていた。すなわち、一方では、韓国がEUとともに関与することで問題状況や意思決定が複雑化し、日米の意向が半導体ガバナンスに反映しにくくなる恐れがあった。しかし他方では、韓国、台湾などの新興勢力を、先進国主導の協調体制に取り込み、その枠内で逸脱的な動きを牽制しようという意識もあった。アメリカ企業のみならず日本企業にとっても、韓国企業は、注意を要する競争相手になっていた。その生産規模は、半導体全体でみれば日本の十分の一程度であったものの、対日輸出に占めるシェアは、日米半導体協定の始まった一九八六年に〇・一％であったものが、一九九四年には三・四％に拡大し、輸入市場中では一九九五年に二八％を占めるに至っていた（アメリカは五〇％）⁽¹⁾。それもあってか、複数の新聞がWSCとGGFについて、日米の産業が新興勢力を「目の届くところに置き」、「韓国勢などがメモリー相場を崩すのを監視する狙い」をよみとっていた⁽²⁾。

2. 対日モデルの対韓適用

すでに述べたように、クリントン政権は、日米半導体協定をモデルとして「結果志向アプローチ」を確立し、これを日米包括経済協定で適用した。この協定で最大の問題となったのは、自動車・自動車部品協定であった。クリントン政権が、この協定を拘泥したといってもよいほど重視した根拠について、『ニューヨーク・タイムズ』紙は二つの理由をあげている。ひとつは大統領選挙で、AAMA（アメリカ自動車工業会）やUAW（全米自動車労働組合）が民主党系の票田として大規模であったため、もうひとつは、アジア諸国に対して強いメッセージを伝えるたてであった。幾つかのアジア諸国が産業発展の「日本モデル」を採用し、国内産業を保護しつつ、対米輸出を急速に拡大していたためである⁽³⁾。実際、日米間の自動車・自動車部品協定を引き継ぐようにして、韓米間でも自動車・自動車部品協定が始まり、これが両国間最大の懸案に発展した。AAMAのアンドリュー・H・カード（Andrew H. Card）専務理事は、日米間の自動車合意は「日本以外の貿易相手国に対するメッセージ」をもっていたとし、「日本との合意の直後、アメリカが韓国を新自動車貿易協定の交渉の席につかせることができたのも、アメリカ側が対日交渉で示した一貫性のある姿勢、強固な決意と無関係ではありません」と述べている⁽⁴⁾。

韓米自動車協定でも、アメリカ政府は韓国内の制度や慣行、つまりは国内構造問題に踏み込んだ要求をつきつけた。具体的には、関税引下や輸入手続きの簡素化に加えて、国内

税（所有、輸送、教育等の名目による複雑な課税システム）の削減、性能検査制度の簡素化、ショールームや月賦販売会社に対する投資の許可、またテレビ・コマーシャルへの参入、さらには、外国車を贅沢品とみる消費者の認識などである。これらに対処すべく、クリントン政権は「結果志向アプローチ」を採用し、一部の争点については数値目標的な措置を目指した。AAMAは、韓国の自動車市場において外国製品がシェア五％（当時は〇・二％）、すなわち年間五万台に達すれば満足しうるとした。アメリカ政府は、これを韓国政府側に示唆していた⁽⁵⁾。

すでにクリントン政権は、一九九三年六月の韓米経済次官協議においてDEC（Dialog for Economic Cooperation、経済協力対話）の開始を求めていた。これは、韓米両国の官僚が分野横断的に国内構造問題に対処する点において、日米包括経済協議に似ていたものの、その目的は両国政府に向けた勧告の作成にとどまり、金泳三政権の市場開放や規制緩和を監視、促進することにあつた⁽⁶⁾。自動車協議は、その次の段階に踏み込んでおり、アメリカ政府が韓国政府に数値目標的措置を要請したのは、おそらく初めてであった。

韓米自動車・自動車部品協議は、一九九五年九月にどうにか決着した。ミッキー・カンターUSTR代表が、スーパー三〇一条による対韓制裁措置の発動を警告した後、その期限の三日前になって、韓国政府が数値目標的措置などに譲歩したのである。合意は、対韓市場参入の「実質的増加」のみならず、「消費者の認識の改善」をも掲げていた。前者の市場参入については、外国車の数量と価格を設け、後者の消費者の認識についても、韓国政府による特別措置の実施を評価の基準として、それを韓米政府で監視することになった⁽⁷⁾。韓国は、大型車の課税削減などの国内税制の修正、テレビ広告の部分開放などに加えて、三八点にのぼる基準・認証手続きの簡素化措置、それに六点の数値目標的措置を受け入れた⁽⁸⁾。AAMAのスポークスマンが、次のように述べたのも当然であった。「韓国人は日本人よりも開放的になっている」⁽⁹⁾。

自動車協議は、韓米関係において例外的現象ではなく、アメリカ産業の国内構造問題に対する関心、懸念を象徴していた。自動車協議の妥結した一九九五年九月、「結果志向アプローチ」に帰結する政策アイデアを提起した、ACTPN（貿易政策・交渉諮問委員会）が『アジアに関する勧告』を発表した。それは、韓国を「世界で最も強硬な市場のひとつ」にあげ、「韓国の貿易障壁は、日本の約十五年前のそれにますます似ている」と指摘していた。また、そのような産業分野として、具体的に問題の自動車や造船とともに、半導体をあげていた。ACTPNの報告書によれば、韓国政府がこれらの産業を「標的にし（targeted）」て育成したため、アメリカの輸出企業は、国際的規範に反し、知ることができず、公表もされない規制に恒常的に妨害されたという。これは、かつてSIAが対日批判に用いた政策アイデアと、ほとんど同じであった⁽¹⁰⁾。USTRもこれに呼応して、一九九六年度の『国家貿易障壁報告』において、次のように指摘していた。「アメリカ企業は引き続き、韓国は依然として世界で最も貿易と投資の困難な市場だと報告してい

る」⁽¹¹⁾。

3. 半導体摩擦の再発

(1)国内構造問題への関心と「伝統的」摩擦

韓米間の半導体摩擦も、いよいよ国内構造問題をめぐって発生しかねない段階に至った。S I Aも一九九〇年代に入ると、記録的な成長をみせた韓国産業に、国内構造問題をみいだし、警戒感を示すようになる。

S I Aは、一九九二年の浩瀚な報告書『優越の創造 —— 一九九〇年代における半導体と政府産業政策 —— 』において、韓国の問題性をとりあげた。その分析によると、韓国産業の顕著な発展は、第一義的に政府主導的な現象であり、日本と同様に韓国政府が国際競争力ある半導体産業を確立すべく、一九七〇年代半ば以来、産業に多様なリソースを注ぐとともに、重商主義的な貿易・投資政策を実施しようと、長期的な産業政策を展開した。一九九〇年にも、青瓦台主導でハイテク産業の支援計画を推進し、税制上のインセンティブや研究開発費を提供している。その対象は、やはり日本と同様に、多様な部門をもち、開発と資本、生産を系列化した産業グループ、すなわち財閥であった。財閥企業は、アメリカ企業から技術の提供を受けながら、市場の獲得を目指してダンピング輸出を実施しており、「小さな日本 (little Japans)」になりうる。したがって、かつて「日本は特殊」と考えられたものの、韓国の台頭によって、日本は開発型資本主義の一類型にすぎないことが明らかになった。韓国政府は日本と同様の政策を提供しているものの、韓国の方が長期的な産業政策と集中的な政府の管理を備え、産業も政府の規制策により従順である。また、韓国は大規模な国内市場を欠いているため、より輸出に依存している（生産量の六五％を輸出、日本は二〇％）⁽¹²⁾。韓国が日本と全く同じ政策アイデアで捉えられ、問題性を検出されているのは明らかであった。

ただし報告書は、問題の指摘にとどまり、その具体的な解決プログラムを提示してはいない。その後もS I Aは、韓国の国内構造問題に本格的に取り組もうとはしなかった。それは、報告書が指摘したように、「韓国市場は、日本市場よりも外国からの輸入と投資に対して、非公式の構造的障壁が少ない」⁽¹³⁾ためかもしれない。また報告書によれば、韓国政府は経済摩擦に直面するなかで、輸出ターゲティングを放棄し、ウルグアイ・ラウンドが進展するなかで、直接的な産業支援を断念しようとしており、そのためかもしれない⁽¹⁴⁾。

S I Aが目標としたのは、前章で言及したI T A（情報技術協定）を追求する観点からか、関税引き下げにあった。S I Aは、一九九四年度の「公共政策優先項目」においても、EUとともに韓国がG A T Tの義務以上に関税を削減するよう、促す方針を掲げた⁽¹⁵⁾。

韓米感の半導体問題としては、依然として第八章に述べたダンピング問題が、一九九二年以来つづいていた。これは、マイクロン・テクノロジーのみが繰り返し問題化し、S I Aが全体として対応することはなかった。マイクロン・テクノロジーは、S I Aが韓国の国内構造問題により強い関心を傾けるようになった今も、この政策アイデアを掲げて支持を拡大しようとはせず、先の韓米摩擦と同じく「古典的な経済摩擦」を戦おうとした。同社は、韓国による対米輸出の抑制に関心を限定しており、これまでの摩擦で満足していたのである。

日米半導体協議が妥結した翌月（一九九六年九月）も、マイクロン・テクノロジーは先のダンピング提訴に関連して、現代電子とLGシリコンの製品価格をレビューするよう、商務省に要請した。同社のジョン・アプルトン会長は、韓国企業が生産コスト割れで輸出を行っており、商務省の調査とダンピング課税の付加によって、ダンピングが大目にみられないというメッセージを伝えなければならない、と主張した⁽¹⁶⁾。

一九九七年五月、このダンピング・レビューに関して、商務省が公聴会を開いた。その際、現代電子とLGセミコンは、ダンピング課税が市場の実態とは無関係に持続しているとして、撤廃を要求した。同様の主張は、アメリカ側でもCSPPが開陳した。CSPPは、ウィリアム・デイリー（William Daily）商務長官宛てに書簡を送り、商務省は通常、三年間ダンピングが再発しなければ課税を撤廃しているにもかかわらず、この事例では従来の基準から逸脱していると、訴えた⁽¹⁷⁾。現代電子とLGセミコンは七月始め、ダンピング課税問題を解決すべく、ひとつの提案を示した。それは、ダンピング問題の対象品目について、半導体価格のデータ収集・監視体制を整備するという構想だった。すでに日本と韓国の半導体企業は、S I AとEECAに対して一部の製品について、この措置を実施しており、それを拡大するものであった。具体的には、韓国企業が価格・コストデータを蓄積しておき、仮にダンピング調査が実施されたならば、そのデータを迅速に提供するとした。しかし、マイクロン・テクノロジーも商務省も、この提案に積極的に応じようとしなかった。

むしろマイクロン・テクノロジーは、翌一九九七年二月二五日、新たなダンピング提訴に踏み切る。今度はSRAM（リフレッシュ動作を必要とせずに、情報を書き込み、読み出せる記憶素子）について、韓国と台湾からの輸入（企業は特定せず）がアメリカ産業に被害を与えているか、あるいはその恐れがあるとして、商務省に訴えたのである。台湾にとっては初めての提訴であり、台湾企業は動揺を隠せなかった。しかし韓国企業は、すでにマイクロン・テクノロジーの行動に辟易としていたためか、提訴に関して皮肉なコメントを投げかけた。LGセミコン・アメリカのスポークスマンは、「彼らは私が知っているのとは、まったく異なった市場にいる」と述べ、批判を滲ませた。現代半導体アメリカの副社長は、提訴について「率直に言って、これをみるのは少しばかりユーモラスだ」と語った。「というのも、品不足の時にマイクロンは市場（SRAM市場、筆者注）からでて

ゆき、DRAMの事業の方に全てを賭けていたのだ」。マイクロン・テクノロジーは、問題のSRAM市場において、世界市場のシェア一％（一九九六年）程度しか生産していなかった⁽¹⁸⁾。

一九九七年四月、ITC（国際貿易委員会）はダンピングに関して予備調査を発表した。それによると、韓国と台湾が公正価格以下で販売し、そのためアメリカ産業が実質的被害を被ったことを示す、合理的な根拠が認められた⁽¹⁹⁾。しかし、一九九八年四月の最終判定は、台湾に関してはその判定を維持したものの、韓国については、公正価格以下の販売はあったものの、アメリカ産業に実質的被害もしくはその恐れを与えていないと結論づけた⁽²⁰⁾。

(2)韓国の対米WTO提訴

韓国産業はダンピング課税を免れたものの、際限のない半導体問題に、韓国政府も対応に乗り出した。その際に韓国政府は、日米摩擦において浮上した、新たな方式の採用を試みる。前章にみたように、日本政府は、WTOが成立して自由貿易レジームが強化されたなかで、WTOの紛争処理手続きに基づいてアメリカ政府を提訴し、摩擦対応を大きく転換していた。これに、韓国政府は強い関心をもった。日本政府は、どのような状況判断において、どのような立場と論拠のもとに、WTO重視、多国間主義志向の方針をとり、提訴を実施するに至ったのか。韓国の外務部と通商産業部は、駐日、駐米の大使館などを通じて情報を収集し、担当課長が日本の外務省、通産省にも照会するなどし、対応を検討した日本政府側は、紛争処理手続きを除くと具体的規定ではなく、自由貿易主義、多国間主義の一般的原則が、意外なほど有効な意味をもったと説明したものの、韓国側の担当者はこの予想外に単純な返答を、にわかには信じられなかったようである。しかし、韓国政府も日米協議の実情を理解してゆき、日本と同様に自由貿易レジームを活用する方針を固めた⁽²¹⁾。日本政府の政策アイデアが、韓国政府に伝播したのである。

もちろん、韓国政府がWTOレジームを活用するならば、ひるがえって韓国の輸出振興措置や輸入障壁も問い質される。しかし、すでに韓国政府では、WTOの成立とともに、従来の産業政策が困難になり、新たな国際環境に順応しなければならないことを十分に理解していた。例えば、通商産業部の張石煥第一次官補なども、WTOの創設とともに新たな競争環境が生まれるため、この歴史的変化に適応して貿易・産業政策を運用する必要性を論じていた⁽²²⁾。

韓国政府の方針転換は、半導体産業にも伝えられた。官民関係は、これまでの対米摩擦を通じて緊密な関係が制度化しており、今回も韓国半導体産業協会における事務レベルの回路を活用して、調整が図られた。双方の間にさしたる意見の相違がなかったためか、報道にみるかぎり、今回は長官・社長会談など、特段のハイレベル会合は開催されてな

い。こうして韓国政府は、産業界の反対論と軌を一にして、アメリカ側にダンピング課税を中止するよう求め始めた。しかもその際、韓国政府は、さもなければWTOに提訴すると厳しく警告した。通商産業部は機会を捉えては、こうした主張をアメリカ側に伝え、とくに五月のOECDの会合では、次官が同様の表明を行った。六月二五日には、チャン・ヨイ・リム通商産業部長官がデイリー商務長官に書簡を送った。そこでチャン長官は、商務省によるレビューの期間中も、韓国企業はダンピングを実施していない。にもかかわらず、アメリカ商務省が長期にわたってダンピング課税を継続しているのは、WTOのダンピング協定に反すると訴えた。さらに通商産業長官は、仮に商務省がダンピング課税を解除しないのであれば、WTOに提訴すると主張していた⁽²³⁾。

しかしアメリカ商務省は、七月十六日、ダンピング課税を撤廃しない方針を決定した。その根拠は、確かに過去三年間、韓国企業はダンピングを実施しなかったものの、それは将来ダンピングを起こさない保証にはならない、という点にあった。もっとも、提示されたダンピング・マージンは、LGセミコンが0.01%、現代電子は0%と、わずかではあった⁽²⁴⁾。また商務省は、韓国企業の提起したVER（価格データ収集・監視体制）についても、発生しうるダンピングの発見を助けるものではないとし、拒否した。アメリカ政府はかつて、日本には同様のVERを求めており、矛盾していたものの、肝腎のマイクロン・テクノロジーがVER提案に対する反対を商務省に伝えていた。これについてマイクロン・テクノロジーは、韓国企業の提案は基礎を欠いており、今回のダンピング・マージンの決定に何ら関係をもたないと、やや抽象的な説明をした⁽²⁵⁾。

そこで韓国政府は、八月十四日、警告どおりにWTO提訴を実施した⁽²⁶⁾。チャン長官は、提訴にあたってブラウン商務長官に書簡を送り、次のように主張した。韓国企業が、ダンピングを起こさない証拠を提示したにもかかわらず、商務省はあまりに厳しく、かつ任意にダンピング法を解釈した。WTOのダンピング協定は、必要な範囲でダンピング課税を実施すべきだと規定しているのに対し、商務省の決定はこれに反する。また商務省は、ダンピング決定の正当な期間を考慮せず、調査の期間を拡張し、対象とすべき製品の範囲も拡大した。これらは、WTOダンピング協定の第十一条と第六条に違反している。韓国政府は、あらゆるチャネルを通じて課税の撤廃を求めたものの、それが受け入れられず残念だ⁽²⁷⁾。この後、韓国政府は、自動車問題に対するスーパー三〇一条の適用についても、アメリカ政府を相手取ってWTO提訴を実施する⁽²⁸⁾。

自由貿易レジームの強化は、日米摩擦を通じて政策アイディアに作用し、その実施によって効果を確認できたため、韓米摩擦にも作用したのである。この過程においては、半導体貿易におけるWSCとGGFが、自由貿易レジームの強化を体現して成立し、韓国にWTOの意義を教示した。同時にこのサブレジームは、韓国がこれに参画して、共同で支えてゆくかどうかという問題を提示した。

4. 韓国半導体産業協会のWSC参加

(1)参加条件の適用問題

マイクロン・テクノロジーは、前章で述べたように、日米間の半導体摩擦でも最強硬派として、アグレッシブな主張を展開した。これについて、ある新聞記事は「対日圧力を通じて韓国勢を押え込みたいとの思惑がかいまみえる」と、観察していた⁽²⁹⁾。しかし、他の日米の幾つかの企業は、そのマイクロン・テクノロジーの反対したWSC・GGFサブレジームこそが、韓国や台湾に対する対応策となりうると考えていた。彼らは、この新興勢力を協調の難しい、付き合いがたい相手ともみていた。このため、これを先進国主導の協調体制に取り込み、その逸脱行動を牽制する必要を感じていたのである⁽³⁰⁾。

もちろん日本電子機械工業会は、対米摩擦において日米半導体協定を撤廃し、WSCサブレジーム構想を推進するうえで、韓国産業を協力者とみていた。WSCサブレジームを設立するのであれば、韓国半導体産業協会は、韓国産業の規模と技術力からして、当然メンバーであるべきだった。したがって一九九五年十二月、日本電子機械工業会は韓国の済州島で韓国半導体産業協会と非公式に会談し、WSC構想について意見交換を行った⁽³¹⁾。

とはいえ日本電子機械工業会と日本政府は、対米半導体協議において、韓国をEUほど頼りにしなかった。韓国の側でも、積極的に日米協議に関与しようとしなかった。韓国産業・政府は、EUほど日米協定に不満をもたなかったし（EUの対日市場参入が拡大しなかったのに対して、韓国の対日参入は拡大していた）、関与しようにも効果的な交渉手段をもちあわせなかった。

しかし、WSCとGGFが成立するとなると、それに加盟しない不利益は小さくなかった。WSCとGGFは、半導体生産・貿易の主要国産業、政府が市場参入や産業協力など、重要な課題に対処する場となり、半導体の統計や研究開発上の世界標準、知的財産権などについて、先端的な情報を獲得しうる場となりそうだった。韓国産業・政府も今後、国際的な産業協力が多分野で拡大してゆく趨勢をよみとっていたし、少なからぬ政府系・銀行系のシンクタンクが、半導体産業の国際的産業協力を推進する必要を指摘し、これを政府として促進、支援する必要も論じていた⁽³²⁾。GGFは、半導体生産国を無条件に招くため、韓国政府の参加には何ら障害はなかった。しかしWSCに加盟するには、自ら参加の意思を表明し、半導体関税を撤廃、もしくは撤廃の早急実施にコミットする必要があった。

この関税の撤廃は、韓国政府・産業にとって、必ずしも容易ではなかった。まず、政府の財政経済院は、半導体関税撤廃が他の関税にも影響を与えうるため、慎重な態度をとるものと観測された⁽³³⁾。それに韓国の半導体産業は、メモリ部門でこそ世界水準の技術力をもっていたものの、より高度な部門ではアメリカ企業に少なからぬ遅れをとっていた。とはいえ半導体関税の撤廃は、SIAも数年来要求していたし、またITAが成立する見

通しになったため、もはや時間の問題でもあった⁽³⁴⁾。それに対して、WSCの当初メンバーに名を列ねることは、より重要な意味をもつと考えられた。韓国半導体産業協会と通商産業部は、財政経済院とも協議しつつ、関税を撤廃する方針を決めた。このときも、安定性を増した制度のもとで、特段の対立に苦慮することなく、決定を下すことができた。

しかしSIAは、WSCへの加盟承認にあたって、条件を厳しく審査しようとした。加盟の承認は、WSC準備委員会において日本電子機械工業会とSIAのスタッフが検討していた。EUのEECAと韓国の半導体産業協会の加盟承認に関して、SIAは、加盟条件の「全ての半導体関税を早急に撤廃することのコミットメント」の「早急に（expeditious）」について、一年未満の関税撤廃スケジュールを要求した。SIAは、韓国の関税削減を優先的な課題としていただけに、これに厳格に対処し、国際協調体制への韓国企業の取り込みよりも重視したのである。これに対して日本電子機械工業会側は、ITAの条件と同じく、二〇〇〇年までの関税撤廃でよいとした。日本電子機械工業会にとって、EUと韓国半導体産業協会の加盟はWSCを多国間で開始するか、あるいは二国間で“W”（world）を外してSC（半導体会議）として開始するかに関わり、すなわち先の日米摩擦の延長線上にあった。一九九六年十一月の第二回WSC準備委員会は、この問題に結論をだせず、ペンディングとなってしまった⁽³⁵⁾。

日本電子機械工業会はEECAと韓国半導体産業協会に対して、SIAを懐柔できるように、より積極的な関税撤廃スケジュールを作成するよう働きかけた。通産省と外務省も、これを支援したという⁽³⁶⁾。それもあってか、まずEECAが、一九九七年七月に現行関税の五〇％を削減、九八年一月にさらに二五％、九九年一月に残りの二五％を削減するという、関税撤廃スケジュールを提示した。SIAはこれに同意し、四月一日になってEECAの参加がどうか決定した。WSC開催の、わずか一〇日前であった。

SIAは、韓国半導体産業協会に対してもEECAと同様の関税撤廃を求めた⁽³⁷⁾。USTRも、同じ要求を韓国政府に迫った。韓国半導体産業協会はこれに応じる方針を示したものの、SIAは、さらに韓国政府が関税撤廃について、正式のステートメントを発表するよう求めた。このため四月三日、韓国通商産業部のノ・ヨン・ウク次官が、USTR側との会合で表明した。翌四日には、ワシントンの韓国大使館が同様の声明を、公表した。声明において、韓国大使館はITAに署名する方針を示し、それに関連して現行八％の半導体関税を、一九九七年七月一日に四％に削減し、一九九八年一月一日に二％、さらに一九九九年一月一日に完全に撤廃するとした。また韓国大使館は、この撤廃によって、韓国産業がWSCに参加できるようにすべきだと主張した⁽³⁸⁾。韓国大使館の担当者は、今回の関税撤廃について、「半導体の主導的生産者として、韓国はこれらの特別な製品における、自由で開放的な貿易の必要性を認識している」とコメントし、WSCという新しいサブレジームを支えてゆく資格と意欲を滲ませた⁽³⁹⁾。この翌五日には、ノ通商産業部次官がドナルト・フィリップスUSTR次官補に書簡を送り、韓国政府が、EUと同様のスケ

ジュールで関税撤廃を進めるとし、それをWTOにも通告する意向を示した。さらにノ次官は、七日にも書簡を届け、SIAの懸念に対応すべく、発光ダイオードも関税削減の対象とすると伝えた⁽⁴⁰⁾。

ようやくSIAも、韓国半導体産業協会の加盟を了承するに至り、ノ次官が書簡を届けたその日に、WSC準備委員会は韓国の参加を決定した。WSC開催のわずか四日前であった。

(2)WSCとGGFの成立

こうして半導体貿易ガバナンスは、WTOの成立、日米間と韓米間、それに欧米間の半導体摩擦を通じて、VER・VIEサブレジームをWSC・GGFサブレジームに代替し、再編された。環境問題については国際半導体環境・安全会議、統計（過剰生産）問題については世界半導体生産能力統計も、さらに分野限定的なサブレジームとして機能している。WSC・GGFサブレジームは、VER・VIEサブレジームに較べれば、二国間の枠組みから多国間の枠組みになり、数値目標的措置など管理貿易的な要素を排除し、逆に知的財産権や世界標準、地球環境など、管轄領域を拡大しており、確実に進化していた。それによって、各国産業、政府はより安定した枠組みを獲得した。かといって、従来からの国内構造問題やそれをめぐる相互の不満、不信感が解消したわけではなく、また、新たな課題に取り組む必要から、必然的に新たな対立をも経験せざるをえなかった。記念すべき第一回目のWSCとGGFも、そのような要素を体現するものとなった。

まずWSCは、日本電子機械工業会とSIAに加えて、EECAと韓国半導体産業協会が参加し、多国間の民間サブレジームとして誕生した。この一九九七年は奇しくも、半導体（トランジスタ）が発明されてから、ちょうど五〇年にあたっていた。四月十一日、日米欧韓の産業団体代表は、ハワイのイヒラニ・ホテルに参集し、設立会合を開催した。各産業代表による開会の挨拶は、この歴史的瞬間を歓迎する協調ムードとともに、設立に至る過程の対立的要素も刻印していた。

日本電子機械工業会の大賀典雄会長は、「半導体産業においては、不幸にして、競争が国レベルでの対立というひずみをもたらした時代もありました。しかし、その時代は、終焉したと言っても過言ではないでしょう。競争と協調によって形づくられる新しい時代が始まったと認識しております」と、発言した⁽⁴¹⁾。SIAのウィリアム・P・ウェーバー前会長も、協力関係の拡大に歓迎の意を表したものの、同時に、「各業界が力を合わせて対応しなければならない問題並びに新しい課題」の存在を指摘した。彼は、その具体例として市場参入、業界間協力の促進、業界の成長の円滑化などをあげ、とくに市場参入に関しては、外国の市場シェアを資本国籍主義に基づいて検討しなければならないと、これまでの立場にあえて言及した。もっともウェーバーは、これについて「日本電子機械工業会

が反対しているが」と付言した⁽⁴²⁾。

どうにか参加が決まった韓国半導体産業協会では、ムン・チョン・ハワン会長が挨拶し、世界的フォーラムの設立に歓迎の意を示して、今後は産業間の「国際協力と戦略的同盟が必要になるでしょう」と展望した⁽⁴³⁾。これに対してEECAのエンリコ・ヴィラ（Enrico Villa）会長は、参加に謝意を表した後で、これまでの不満の表明を避けはしなかった。「世界半導体会議の目的・目標を規定するに当たって、より大きく貢献できる機会を与えられなかったことについては遺憾とせざるをえません」。またヴィラ会長は、この加入の遅れによって、十分に上げられなくなった問題があると指摘し、具体的に主要市場でのヨーロッパ産業の低調なシェアと、ヨーロッパにおけるダンピングをあげた。前者において、ヴィラ会長が日本市場を念頭においていたことは、言うまでもない。後者については、日本と韓国の企業がダンピングを実施していると批判した⁽⁴⁴⁾。

四つの産業団体は会議において、具体的に(1)ユーザ・サプライヤー間の協力、(2)サプライヤー間の協力、(3)半導体市場の総合的分析、(4)新規加盟などを取り上げ、検討した。四団体は、(1)ユーザ・サプライヤー間協力について、日本市場におけるセミナー、展示会、相談会など、既存の協力を継続するとともに、「原則的には」他の主要地域でも、「必要性と可能性に応じて」同様の協力を実施することに同意した。日本市場に照準を絞った協力は、S I Aが強く求め、他の地域への拡大は、とくに日本電子機械工業会が要請した。しかしS I Aは、自らはサプライヤー企業の団体であってユーザを代表していないとし、アメリカでの協力活動は約束できないと保留した。また(2)サプライヤー間の協力について、四団体は、標準化、環境・安全、知的財産権、貿易・投資自由化、市場開発を取り上げ、具体的な対象を議論した。

(3)市場の総合的分析は、日米半導体協議で最後まで残った争点であった。これについて四団体は、市場規模、市場の成長性、主要市場における外国製半導体シェア、産業協力などを対象に報告書を提出した。参加者はこの報告書を検討し、報告書と自由貿易・投資の促進に関する勧告を、政府間のGGFに提出することにした。その際、S I Aのみは日米協議で承認されたとおり、単独で日本市場のシェアを資本国籍主義に基づいて調査し、これもGGFに報告することにした。(4)新規加盟については、半導体関税の早期撤廃などの参加要件をみたせば、その産業団体の加盟を歓迎するものとした。

このように、意見の相違はあったものの、討議は基本的には協調的に推移した。最終的に四団体は、共同声明を発表し、「半導体産業が既にグローバルな視点に立ち、『対立』から『競争と協調』の時代に入っている」と謳いあげた⁽⁴⁵⁾。

WSCの成功によって最も安心したのは、これを水面下で推進した通産省であろう。通産省の機械情報産業局は、第一回WSCについて、かつての「政府の監視の下での日本の半導体市場の議論」から「業界主体のグローバルな産業協力の推進」へと転換し、「半導体の新世紀」が始まったと論評した⁽⁴⁶⁾。

WSCと並行して、一九九六年十二月十九日、通産省において第一回GGFが開催された。日米とEU、韓国の政府代表がこれに参加し、全般的な問題について議論を交わした⁽⁴⁷⁾。そのなかで、さっそく韓国の協調体制への取り込みも試みられた。日米の政府は、日本電子機械工業会とSIAが民間で自主的なダンピング予防措置を検討していると報告し、EUと韓国に対して、国内企業がこれに参加するよう促したのである。

このダンピング予防措置は、今回のGGFの開催中に日米の企業が合意していた。日本電子機械工業会とSIAの有志企業が、価格データを自発的に保持し、ダンピング調査の開始時には十四日以内に調査実施国に提出するという、「ファスト・トラック」システムであった。日本電子機械工業会は、これに他国の参加を歓迎し、GGFで検討するよう期待を表明していた⁽⁴⁸⁾。GGFでの議論を受けて、この一年後の一九九七年十二月十日には、日本電子機械工業会とEECAの間で日米と同様の合意が成立した。これによってEU委員会も、日本企業に対する全てのダンピング措置を終了した⁽⁴⁹⁾。同様の合意は、米EU間、それに日米EUと韓国の間でも、つぎつぎに成立していった。

この後、WSCとGGFは回を重ねてゆき、参加国と管轄領域を広げ、また各国産業間、政府間の協力を深めている。当初の日米合意は、期限を五年間に限定していたものの、これらのサブレジームは、この期限を助走期間として今や自律的に進展し始めている。半導体貿易のガバナンスは、日米摩擦の発生から二〇年を経て、全く新しい様相を示すに至ったのである。

終章 結論

半導体摩擦は、国内構造問題が本格化した、最初の経済摩擦であった。したがって、この問題をどのように位置づけ、各国国内の制度と国際的な自由貿易レジームのもとでどのように処理すべきか、構想をめぐらせる機会となった。また、その構想をめぐって、各国の関係者が、他の関係者との関係のあり方を見直し、変更する機会となった。しかし、決定的な問題解決策は、結局は、みいだせずに終わった。数値目標的なV I E、公正価格の設定などのV E Rは、斬新な試みであり、一部の支持を獲得してサブレジーム化したものの、それらのもつ副作用は解消できずじまいだった。現時点の解決策は、古典的な自由貿易主義と多国間主義に基づく枠組みに、回帰している。

本稿のはじめに、経済摩擦が終焉したようだと主張した。また、従来のような二国間の摩擦が鎮静化する一方で、多国間、複数国間の経済交渉がむしろ活発化し、しかし難航していると指摘した。これらの点について、本稿の事例分析によれば、次のように答えられよう。経済摩擦が鎮静化したのは、国内構造問題が各貿易分野で主要イシューとなり、しかし妥当な解決策が獲得できないことが、経験的に明らかになったためである。しかも、先行した半導体摩擦において、問題解決策は数値目標や公正価格など、協議手法は強硬な外圧や経済制裁、民間協議など、いわば臨界まで試みたあげくであった。それに伴って、関係者の相互関係は動揺し、高度に緊張し、また第三国まで波及効果が及んだ。

また、多国間、複数国間の経済交渉が活発化し、しかし難航しているのは、この国内構造問題に別途のアプローチを試みているものの、なお良策がみいだされていないためである。国内構造問題は、二国間の経済協議で解決できなくとも、やはり避けられない国際貿易上の主要関心事であり、各国は以前と異なるアリーナで、異なる手法で取り組んでいるのである。

このように、本稿は経済摩擦を、経済的秩序を侵害する政治的対立のみとはみななかった。二国間の対立は、すなわち自由貿易レジーム上で解決策を模索する過程だと捉えた。その立場から、経済摩擦と自由貿易レジームがいわば対話を重ねながら、あざなえる縄のように、相互に影響を及ぼしあいながら展開している様子を、描きだしてみた。そのためには、各国の動きが国際関係とどのように連関しているかを、明確化する必要があり、この点でコンストラクティヴィズムの観点は有効であった。

本章では、本稿で得られた主要な知見を再確認することで、結論としたい。

1. ルール・メイキングとしての経済摩擦

新古典派の経済学によれば、経済摩擦とは、厳守すべき自由貿易レジームに反する、非

経済的現象にほかならない。伝統的な国際政治学によれば、経済摩擦とは国益と国益の衝突であり、自由貿易レジームのルールから離れた、明らさまなパワー・ポリティクスにみえた。また（経済摩擦研究に多用されてきた）多元主義的な政治学によれば、経済摩擦は、他の多くの政治的現象と同じく、多様な利害をもつ多様な関係者による駆け引きの過程であった。このため経済摩擦は、自由貿易レジームに則した経済的な合理性を欠き、政治的に非建設的だとしても、ありがちな現象ではあった。いずれにせよ、経済摩擦と自由貿易レジームは、相反する排他的な現象だと考えられてきた。

しかし本稿の事例によれば、日米・韓米半導体摩擦は、国内構造問題に関して自由貿易レジームの内在的限界を照らしだし、これをサブレジームによって補充する過程であった。もちろん、適切で大勢の是認するサブ・レジームは、容易には成立しなかった。そうだとしても、経済摩擦は問題の所在を浮き彫りにし、その対応策について構想をめぐらせ、議論を戦わせて、何らかの解決策を案出する側面——ルール・メイキングの面をもっていた。問題は、そのルール・メイキングのもつ意味、すなわち摩擦解決策が当事国の現在と将来をどのように左右するか、さらには第三国や自由貿易レジームをどのように左右するかを、どれだけ意識し、対処できていたかであろう。

日本の摩擦対応の意図せざる国際的効果については、かつてGATT事務局長を務めていたアーサー・ダンケル（Arther Dunkel）が、慎重であるよう警鐘を鳴らしたことがあった⁽¹⁾。近年、様々な経済分野において、新たなサブレジームが成立したり、自由貿易レジームの強化、その隣接分野（地球環境、労働、人権等）への拡張が散見される。日本対応は、なおも意図せざる国際的効果を避けられず、その点において、本稿の事例は示唆に富んでいると思われる。

2. 制度の維持・変化の相克

半導体摩擦で争点化した国内構造問題は、容易には問題視されず、これに対する支持も拡大しないよう、いわば封印されていた。自由貿易レジームと日米韓の国内制度は、この問題を暗黙の前提にし、しかし不問に付していたのである。この封印が解けて争点化したのは、各国の国内制度が変化し、自由貿易レジームの内在的問題が顕在化したためであった。しかも国内制度の変化は、アメリカから日本、韓国へと伝導していった。興味深いことに、この変化の伝導は、最初のアメリカから日本へは、アメリカの一部の関係者がそれを意図し、直接的に実現したものの、日本から韓国への伝導は、日米の関係者はこれを必ずしも意図せず、間接的に実現した。

アメリカでは、SIAが新たな政策アイデアを提起し、官民関係の変更を試みると、これに対する復元力が働いたため、制度の変化に長期間を要した。この間、制度の維持と変化の力学が拮抗した。アメリカで、産业内、議会・政府間、政府内にそれぞれ激しい対

立が生じたのは、この制度上の振動の反映だった。制度論の分析枠組みは、ダイナミックなアクター関係の背後の、大きな制度の力学を浮き彫りにできた。

このような制度変化の結果、アメリカ政府は対日協議において、日本の伝統的な市場概念や官民関係の問題を指摘し、事実上、日本の制度変化を望んだ。これに対して日本政府、とくに通産省は、制度のいわば変化なき変化で対処しようとした。行政指導を微妙に駆使し、日本の自由貿易度を強調しつつ、産業の一層の市場適合化を誘導しようとしたのである。通産省は、規制緩和を規制的に推進しようとしたといえる。

変化した制度は一定の慣性をもったものの、不安定性も残っていた。アメリカでは、国内構造問題の政策アイディアと、S I A・U S T R・商務省間の関係は比較的安定的に存続したものの、半導体産業内に意見対立が生じた。日本では、制度の変化なき変化に無理があり、それを反映したサイドレター、予期せぬ過剰な政府介入によって、官民関係が動揺した。不満を強めた産業界は自律性を強め、結果的にアメリカの期待した制度変化へと向かった。

事例において、制度変化は単線的、劇的ではなく、複線的、漸進的に進行した。これは、近年の制度論が提起している見解と合致している。本稿に特徴的なのは、制度変化が意図的、戦略的に可能になった点（アメリカ）、制度変化が演出された点（日本）、制度変化の後も、その状態のままに定着するのではなく、なお流動性をもっていた点（日米）であろう。

日米の制度変化は、韓国に伝導した。韓国は、日本に類似した制度的要素をもち、アメリカの制度変化に基づく日本の制度変化を教訓とし、学習した。韓国政府・産業関係者は、韓米半導体摩擦の可能性を認識するとともに、対応に必要な制度変化についても、示唆を引き出したのである。対日制裁や反米運動の活発化など偶発的な要因も、この学習を促した。その結果、韓国の関係者は日本の対応をモデルとしつつ、韓国半導体産業協会を設立して産业内、官民間の調整を図った。

このような制度変化を通じて、日米韓の官民関係は、それぞれ主要産業団体の役割を拡大する方向にシフトした。アメリカでは、S I Aが当初の異端的存在から、本格的な圧力集団、政府の諮問集団へと推移し、さらに拒否権集団と化した。日本では、日本電子機械工業会が当初は政府に従属的で、当事者意識を欠いていたものの、次第に関与と自己主張を強め、提案を作成、民間外交を実施するに至った。韓国でも、各社が個別に対処する状況から、政府と協議して統一的で迅速な対応をとり、また産業団体で産业内調整や民間外交を実施するに至った。さらに日米韓の産業団体は、最終的に民間のサブレジームを構成するに及んだ。もちろん、この変化は国毎に異なり、それは主に政府の役割に依存しているよう。

産業界の役割拡大は、政府の役割縮小と同義ではなかった。産業界が役割を拡大し、対外交渉やサブレジームの運営を担当しても、彼らは、政府による最終的な責任を期待して

いた。とくに日本産業の役割拡大は、政府の演出の結果でもあった。また産業界は、自己責任や負担に対して、不満や不安も抱いた。さらに、サスキア・サッセン（Saskia Sassen）も論じているように、民営化や規制緩和は統治機能の減少というよりも、統治機能の民間への移行、官民の分担を意味していた⁽²⁾。官民関係の帰趨については、WSCとGGFのその後の推移をさらに検討する必要がある。

もう一つの制度の構成要素、政策アイデアについて、本稿の事例はさらに重要な知見を提供していると思われるので、項を改めて再確認しておきたい。

3. 政策アイデアの蛇行的展開

政策アイデアは、どのように浮上し、政策に結実するのか。マーサ・フィネモア（Martha Finnemore）とカスリーン・シキンク（Kathryn Sikkink）は、規範の展開パターンとして、(1)規範の誕生、(2)カスケード（急速な浸透）、(3)内部化による定着を提示した⁽³⁾。本稿の事例は、これとは異なるパターンを示している。政策アイデアとしての国内構造問題とその関連概念は、(1)成長による浸透、(2)妥協による採用、(3)修正による定着、(4)モデル化による波及、(5)代替案の挑戦による転換という、五つの段階を経て推移した。フィネモアとシキンクのパターンが直線的進展を描いていたのに対して、本稿の事例は行きつ戻りつ、蛇行的展開を示している。

第一段階は、成長による浸透であった。自由貿易主義が高い正当性を誇るアメリカで、S I Aは国内構造問題を提起した。しかし当初、それは曖昧で多様な要素からなり、ほとんど支持を得られなかった。それが、次第に受け入れられたのは、S I Aが他の多数の関係者と対話を重ね、受け入れられる条件を習熟して、政策アイデアを改善したためであった。その結果、政策アイデアはいわば成長し、雑多な要素が整理され、体系化していった。こうしてS I Aの政策アイデアは、原理的な問題提起のレベル（構造的な参入障壁、ダンピング傾向の指摘）と説明的な概念提示のレベル（ターゲティング、自由化対抗措置、市場シェアなど）、具体的な政策提言のレベル（日本政府が、日本企業に輸入拡大の計画設定を行政指導すること、など）を備えた。

しかし、この政策アイデアは、自由貿易主義のもつ全体性と完結性を欠き、正当性も限られていた。とはいえ、自由貿易主義に挑戦し、その限界を指摘し、対応の少なくとも方向性を示す点では、水準を満たしていた。挑戦的アイデアにしては、政策提言レベルで十分な具体性を欠いていたものの、説明的な概念提示レベルのシェア概念が一人歩きし、これ自体が追求すべき具体的目的に転じた。

S I Aの政策アイデアが関係者に浸透していったのは、主としてアイデア自体が関心を喚起し、一定の説得力をもったためだった。もちろん、S I Aの専門知識、情報だけでは十分でなく、元US TR次席代表がS I Aの顧問弁護士に就任し、効果的なアイディ

アとその提起方法を教示した点、経験豊かな企業人が政策スタッフのトップとして、コンセンサスの形成を重視した点が重要な意味をもった。また、政策アイデアの受容サイドにおいて、レーガン政権が、ビジネスや対日事業の経験者を有力ポストに置いた点も、重要な意味をもった。こられの点で、政策アイデアの影では政治的要素も作用していた。しかし、それ以上の政治的・経済的作用は、意外にも限られていた。S I Aは当初は弱小な団体で、政治的影響力を欠いていた。経済的利害は、S I Aも当然重視していたものの、具体的規模は必ずしも自明でなく、国内構造問題にどう対処すれば、どのような利益がありうるのか明確ではなかった。

第二は、妥協による採用の段階であった。国内構造問題やシェアの政策アイデアは、摩擦解決策に採用するには、新奇にすぎ、正当性に不足していた。そこでS I Aは妥協し、この政策アイデアを古典的な自由貿易主義と接合した。また日本政府は、日米協議において国内構造問題の政策アイデアを否定したものの、部分的には受容してしまった。通産省の担当者は、議論を進めるにはシェアの概念を用いるしかなかったのである。また彼らは、国内構造問題を拒否しながらも、市場開放やダンピング防止には対応しようとした。こうして、政策アイデア提起者（S I A）の妥協と、その最大の抵抗者（通産省）の妥協が噛み合い、アイデアは摩擦解決策に採用された。

第三は、修正による定着であった。摩擦解決策になったとはいえ、政策アイデアは即座に支持層を確保できなかった。アメリカの推進派（S I A、議会、商務省、USTR）と日本の受容者（通産省）は、その妥当性を主張し、継続を当然視したものの、反対論も根強かった。その際、政策アイデア自体への反対だけでなく、この局面では経済的利害が重要な意味をもった。政府介入による価格管理策は半導体価格を押し上げ、無理な対日輸入策は、企業に過剰な負担を感じさせたため、反発が生じたのである。このため、再発した日米半導体摩擦は、政策アイデアを修正して、定着を促す過程となった。政策アイデアを根本的に否定したり、新たな代替アイデアを検討する動きは、現われなかった。

つづく第四段階は、モデル化による波及であった。日米摩擦は最初の本格的な摩擦として、半導体貿易をめぐる問題群を示した。そのなかで解決策と化した政策アイデアは、韓国にとっても、無視できない選択肢となった。他の摩擦解決策がありえなかったわけではないものの、日本は韓国と類似した制度をもち、半導体生産・輸出で先行していた。また、その解決策はアメリカ政府・産業も同意しており、韓国が参考例とするのに、躊躇や反対はなかった。

しかし、韓米間で国内構造問題が本格的に争点になる段階には至っておらず、韓国が援用したのは（国内構造問題を背景とする）ダンピング対応策と、市場開放策のうち伝統的措置であった。数値目標的措置については、日米摩擦はその問題性を教示する機会ともなり、韓国はこれを回避しようとした。モデルは一般的に、いわば思考を停止させ、他の選

択肢に目をつぶらせる。そのためか韓国政府は、一九九〇年代始めの韓米摩擦では、状況判断を誤って日米摩擦を踏襲し、無用な譲歩を追求してしまった。

最後は、代替案による転換であった。政策アイデアの修正、定着にもかかわらず、異論、反対論は残った。国際貿易問題においては、古典的な自由貿易主義が比類のない正当性を誇っていたためか、国内構造問題の政策アイデアは相対的な価値しかもてなかった。そうであれば、具体的な問題（対日市場参入の低迷、過剰な低価格輸出など）が鎮静化し、状況が変化すると（国境を隔てた産業協力の拡大、各国に共通する技術標準や地球環境などの問題化など）、これまでのアイデアの存在意義は低下せざるをえなかった。

しかし、その撤廃となると、代替的な政策アイデアが不可欠だった。それを今度は、かつて政策アイデアを受け入れた日本サイドが、S I Aのように意識的に案出し、その実現を追求した。その際に依拠したのは、さらに新奇なアイデアではなく、古典的な自由貿易主義であった。その正当性は明白だったものの、焦点の国内構造問題などに対する有効性は、各国間の協議による対応に期待するしかなかった。しかしWTOが成立し、自由貿易レジームが強化したことで、日本のアイデアの説得力が増した。日本政府は、この政策アイデアの策定過程においても、提案・対外協議過程においても、アイデアの内容と整合させて、民間主導を演出した。それを可能にした一因は、やはり先のS I Aと同じく他者との対話にあり、通産省の通商政策局と機械情報産業局は、これまでの関係者との対話から多くを学習していた。

半導体摩擦においては、国内構造問題の政策アイデアが独自の展開を辿り、これに呼応して自由貿易主義との対立、関連する諸概念の競合が生じた。このため日米韓の国内、国家間で神学論争が展開した。摩擦解決策も、知的アクロバットの感を呈した。この展開は一見すると異状にみえるものの、政策アイデアをめぐる政治の観点からすると、それなりの一貫性と必然性をもっていった。

4. 国際ガバナンスの状況対応的進展

政策アイデアが変わると、半導体貿易に関して日米韓の関係者の間主観的意味が変化した。また官民関係が変わると、政治的な影響力関係が変化した。こうした国内制度の変化を背景に、国際ガバナンスに変化が生じた。日米半導体摩擦は韓米半導体摩擦に波及するなど、単なる二国間の問題に終始せず、国際レジームに影響を及ぼしたのである。

半導体分野の自由貿易レジームは、まず、V I E・V E Rサブレジームを伴うガバナンスに変化した。自由貿易レジームはG A T Tに基づき、包括的で高い正当性をもつものに対して、V I E・V E Rサブレジームは、これに反する要素を伴いつつも、半導体貿易の問題に対処できた。両者は相互依存的な側面をもち、機能を補完しあったのである。自由貿易レジームは、元来「埋め込まれた自由主義」をなしていたものの、V I E・V E Rサブ

レジームの成立によって、「埋め込まれた」領域を拡大することになった。

また、WTOが成立して自由貿易レジームが強化・拡大すると、これを反映してVIE・VERサブレジームがWSC・GGFサブレジームに転換し、ガバナンス構造は再編された。この過程で、自由貿易が「埋め込まれた」各国の非市場的要素は縮小し、脱「埋め込み」の傾向をみせた。新たなサブレジームは、これに対応する存在となった。

国際レジームもしくはガバナンスの変動については、主に三つの要因が指摘されてきた⁽⁴⁾。第一はパワーの配置である。覇権国（アメリカ合衆国）の圧倒的な政治的影響力が、国際レジームの成立や盛衰を、決定的に規定するとする。第二は経済的利益である。ゲーム論的にいえば、「囚人のジレンマ」を回避すべく、各国が共同行動のルールとして国際レジームを形成するという。第三は、認識や知識の作用である。科学的な発見や学術的な情報、本稿のいう政策アイデアなどが、関係者に国際レジームの必要性を認識させる。また認識や知識の変化によって、レジームは変化するという。

本稿の事例では、第三の要因が最も重要な意味をもった。ただし、SIAやこれを支持した関係者は、新たな政策アイデアを通じて自由貿易レジームの限界を指摘したものの、レジームの変化までは本気で追求しなかった。その意味において、サブレジームの変化、ガバナンスの形成は意図せざる結果であった。これに対して、日本政府・産業がGGF・WSCサブレジームを構想した際は、確かにサブレジームの組み替えを企図した。しかしこの場合も、日本における最大の関心は日米二国間の貿易の枠組みにあり、あえていえば、サブレジーム変化の意図はこれに従属していた。

知的要素が最大の要因だったとしても、他の政治的・経済的要因が作用しなかったわけではない。ピーター・ハース（Peter Haas）は、知的要素を強調してエピステミック・コミュニティ（認識共同体）の概念を提起し、政策アイデアが後の政策過程を規定し、決定的影響を及ぼすと論じた。ここでは、他の政治的・経済的要因は軽視されている。他方でオラン・ヤングなどは、知的要素の重要性を限定的に捉えた。知的要素は、政府間交渉の前の段階において、技術的・専門的問題に対処する場合に決定的な意味をもつものの、交渉段階に入ると、政治的要素（起業家的リーダーシップ）が重要性をもつとした⁽⁵⁾。

本稿の事例では、政策アイデアは最も重要な規定要因であったものの、政治的・経済的要因の裏づけが不可欠だった。しかし政治的要因は多様で、断片的に作用した。官民関係の変化、レーガン政権やブッシュ政権の陣容、通産省による民間外交の運用などが、それにあたる。経済的要因は、すでに言及したように、政策アイデアの評価・定着局面で強く作用した。また、政策アイデアとその関連概念は、交渉前の段階だけでなく交渉開始後も、関係者に対話の概念を提供し、議論に枠をはめる点で重要な影響を及ぼしつつあった。交渉が神学論争の様相を呈したのは、その反映であった。

このように半導体貿易ガバナンスの変化は、ややアド・ホックな展開をみせた。その変化は、明確な大国の影響や経済的利益、あるいは統一的な意思決定メカニズムによってで

はなく、政策アイデアをめぐる流動的な状況変化のなかで、実現した。関係者がいわば場当たりの対応を重ね、それが当初の意図を越えて国際レジームのレジーム効果を左右し、結果的に国際ガバナンスの変化を招いた。また逆に、それが関係者の意識や行動に作用し、変化したガバナンスが定着したり、さらに再変化したりした。

この変化は劇的ではなく、漸進的に生じた。国際ガバナンスは、常に安定性と同時に不安定性をもって流動しており、潜在的な微調整の過程が進んでいた。それが、経済摩擦の妥結や一方的な対応策の採用など、重要な政策決定の節目に明確な形態をとり、ガバナンス変化に結実した。これは、常識的な国際ガバナンス観、とりわけ貿易分野のそれとは異なるだろう。一般的には、現在の国際貿易レジームは、戦後に意識的に形成され、自由貿易を基調に安定しており、経済摩擦がそれを時折阻害していると考えられている。

しかし戦後の自由貿易レジームも、リチャード・N・ガードナー (Richard N. Gardner) が述べたように、「やっつけ仕事ほど長持ちする」といった側面をもっていた⁽⁶⁾。GATTは元来、ITO (国際貿易機関) が流産した後に、暫定的な協定として成立した。その意味では、本稿の示した国際ガバナンス像は斬新ではないのかもしれない。

現在、国際貿易の分野では、各産業部門の特性にあわせて様々なサブレジームが成立しており、それは伝統的な商取引だけでなく、競争政策や技術標準、労働、さらに人権、地球環境などに及んでいる。また、それらが相互に関連して、複合的なガバナンスが成立、変動している。これらは、前例や学術的蓄積のない政策課題に対処する動きである。そのためか、適切な政策アイデアやその案出メカニズムを欠いたままに、状況対応的に事態が進んでいる場合が散見される。半導体摩擦は、このような現象を先取りしていた。しかも二国間の対応や新たな政策アイデアの追求において、一種の臨界に行き着き、反転して古典的な手法に戻っている。数値目標的措置、それをモデルとした結果志向アプローチ、自由貿易レジームに基づく協議への回帰は、その現われであった。この事例は、今日の国際ガバナンスと各国間の紛争、交渉についても、なお限界と可能性を示唆してくれよう。

[注]

はじめに

- 1) 大矢根聡「国際通商摩擦」日本国際法学会編『日本と国際法の一〇〇年（第七巻・国際取引）』三省堂、二〇〇一年（刊行予定）
- 2) Satoshi Oyane, "America's Non-"Two-Level Game" at the APEC EVSL Initiative: Structural Change in Trade Politics," IDE APEC Center Working Paper Series 99/00-No. 6, March 2000.
- 3) 濱田太郎「WTO第三回閣僚会議（シアトル）の決裂と次期ラウンド交渉」『貿易と関税』二〇〇〇年月号。紛争処理手続きの運用状況については、『日本国際経済法学会年報』第八号、一九九九年。
- 4) Jagdish Bhagwati and Hugh T. Patrich, eds., Aggressive Unilateralism: American 301 Trade Policy and the World Trading System, Harvester Wheatsheaf, 1991.
- 5) C. Fred Bergstein and Marcus Noland, Reconcilable Difference?: United States-Japan Economic Conflict, Institute for International Economics, 1993; Laura D'Andrea Tyson, Who's Bashing Whom?: Trade Conflict in High-Technology Industries, Institute for International Economics, 1992, pp.66-75; Jagdish Bhagwati, Protectionism, The MIT Press, 1988, p.83.
- 6) 大矢根、前掲。John Creighton Campbell, "Japan and the United States: Games That Work," in Gerald L. Curtis, ed., Japan's Foreign Policy After the Cold War: Coping with Change, An East Gate Book, 1993.
- 7) 藪中三十二『対米経済交渉－摩擦の実像－』サイマル出版会、一九九一年、一四七頁。
- 8) T. W. Kang, Is Korea the Next Japan?: Understanding the Structure, Strategy, and Tactics of America Next Competitor, The Free Press, 1989; Thomas O. Bayard and Soo-Gil Young, eds., Economic Relations Between the United States and Korea: Conflict or Cooperation?, Institute for International Economics, 1989; Charlmers Johnson, "Political Institutions and Economic Performance: The Government-Business Relationship in Japan, Korea, and Taiwan," and Bruce Cumings, "The Origins and Development of the Northeast Asian Political Economy: Industrial Sectors, Product Cycles, Political Consequences," in Frederic C. Devo, ed., The Political Economy of the New Asian Industrialism, Cornell University Press, 1987.
- 9) 権奇成『経済摩擦－その理論と戦略－』東洋文庫、一九八五年（韓国語）。金圭泰・季榮周『米国の対外市場開放圧力手段運用現状分析－韓・日市場開放事例を中心に－』韓国産業研究院、一九九一年（韓国語）。大矢根聡「日米貿易摩擦と韓米貿易摩擦－摩擦の波及に関する政策過程分析－」『アジア研究』三八巻三号、一九九二年、三五～四三頁。
- 10) サイドレターの存否については、Clyde V. Prestowitz, Jr., Trading Places: How We Allowed Japan to Take the Lead, Basic Books, Inc., 1987, pp.65-67; 黒田眞『日米関係の考え方－貿易摩擦を生きて－』有斐閣、一九八九年、六八～七〇頁。（黒田眞インタビュー）「半導体密約文書とは何か」田原総一郎『日米知略戦争』文芸春秋社、一九九一、二一二～二一三頁。藤原幹夫「日米半導体協定－これが密約文書だ－」『文芸春秋』一九八八年五月号。若杉和夫『こんな役人がいてもいい－ある高級官僚の創造的破壊－』時評社、一九八七年、二八～二九頁。グレン・S・フクシマ（渡辺敏訳）『日米経済摩擦の政治学』朝日新聞社、一九九二年、二二五～二二六頁。「ビジネス戦記－松永信雄④」『朝日新聞』一九九四年五月二八日。

第一章

- 1) "The President's News Conference With Prime Minister Morihiro Hosokawa of Japan, February 11, 1994," Public Papers of the Presidents of the United States, William J. Clinton, 1994, Book I, United States Government Printing Office, 1995, p. 230.
- 2) Ibid., p. 231.
- 3) 畠山襄『通商交渉－国益を巡るドラマ－』日本経済新聞社、一九九六年、五九頁。もちろん、危機感をもった関係者もいた。例えば栗山尚一『日米同盟－漂流からの脱却－』日本経済新聞社、一九七九年、一九一～一七五頁。
- 4) United States International Trade Commission, The Year in Trade: Operation of the Trade Agreements Program, 45th Report 1993, June 1994, p. 92.
- 5) Inside U.S. Trade, May 7, 1993, pp. 16-17; 軽部謙介『対日戦略の黒衣たち』フリー・プレス、一九九六年、一一八～一二二頁。
- 6) Edward J. Lincoln, Trouble Times; U.S.-Japan Trade Relations In the 1990s, Brookings Institution Press, 1999, pp. 123-125; 松浦晃一郎「日米首脳会談の決裂と日米関係の前途」『世界経済評論』一九九四年五月号、一八～一九頁。
- 7) United States International Trade Commission, The Year in Trade: Operation of the Trade Agreements Program, 45th Report 1993, June 1994, pp. 90-92.
- 8) I. M. Destler, The National Economic Council: A Work in Progress, Institute for International Economics, 1996, pp. 43-47, 53-59; 軽部、四〇二～四〇三頁。
- 9) 栗山、前掲、一六三頁。
- 10) アンドリュー・H・カード Jr. 「アメリカ自動車業界からみた日米自動車交渉」通商産業省通商政策局米州課編『日米自動車交渉の軌跡』通商産業調査会、一九九七年、十六頁。
- 11) 通商産業省通商政策局編『不公正貿易報告書（産業構造審議会レポート）・一九七七年版』一九九七年、通商産業調査会、一七四頁。
- 12) 『朝日新聞』一九九八年九月十六日。
- 13) 通商産業省編『平成九年版・通商白書』大蔵省印刷局、一九九七年、一六七～一六八頁。
- 14) 韓国外交部関係者インタビュー。
- 15) Michel M. Kostechi, "Electronics Trade Policies in the 1980s," Journal of World Trade, vol. 23, no. 1, 1989, p. 19.
- 16) Laura D'Andrea Tyson, Who's Bashing Whom?: Trade Conflict in High-Technology Industries, Institute for International Economics, 1992, pp. 66-75.
- 17) 村上泰亮『反古典の政治経済学（上）－進歩史観の黄昏－』中央公論社、一九九二年、一六七頁。
- 18) Joan Edelman Spero, The Politics of International Economic Relations, Fourth Edition, Unwin Hyman, 1990, pp. 4-11.
- 19) 第三次の日米半導体摩擦に言及しているのは、Kenneth Flamm, Mismanaged Trade?: Strategic Policy and the Semiconductor Industry, Brookings Institution, 1986. ジャーナリストによる著作だが、Steve Dryden, Trade Warriors: USTR and the American Crusade for Free Trade, Oxford University Press, 1985.
- 20) I. M. Destler, Haruhiro Fukui, Hideo Sato, The Textile Wrangle: Conflict in Japanese-America Relations, 1969-1971, Cornell University Press (邦訳『日米繊維紛争』日本経済新聞社、一九八〇年) ; I. M. Destler, Hideo Sato, ed., Coping with U.S.-Japanese Trade Conflicts, Lexington Books, 1982 (丸茂明則監訳『日米経済紛争の解明』日本経済新聞、一九八三年) ; 草野厚『日米オレンジ交渉』日本経済新聞、一九八三年。David B. Yoffie, Power and Protectionism: Strategies of the Newly Industrializing Countries, Columbia University Press, 1983; 野林健『保護貿易の政治力学－アメリカ鉄鋼業の事例研究－』勁草書房、一九八七年。『日米欧の経

- 济摩擦をめぐる政治過程』NIRA研究叢書No八九〇〇四九、総合研究開発機構、一九八八年。佐藤英夫『日米経済摩擦 一九四五～一九九〇年』平凡社、一九九一年。草野厚『大店法—経済規制の構造—』日本経済新聞、一九九二年；Leonard J. Schoppa, Bargaining with Japan: American Pressure Can and Cannot Do, Columbia University Press, 1997.
- 21) Helen V. Milner, Resisting Protectionism: Global Industries and the Politics of International Trade, Princeton University Press, 1988.; SIAの活動に照準をあわせているのは、David B. Yoffie, International Trade and Competition: Cases and Notes in Strategy and Management, McGraw-Hill, 1990, Part 7.
- 22) Ellis S. Krauss, "U. S. -Japan Negotiations on Construction and Semiconductors, 1985-1988: Building Friction and Relation-Chip," in Peter B. Evans, Harold K. Jacobson, Robert D. Putnam, eds., Double-Edged Diplomacy: International Bargaining and Domestic Politics, University of California Press, 1993.
- 23) 佐藤、前掲（第五章）。宮里政玄『米国通商代表部（USTR）』ジャパントイムズ、一九八九年（第五章）。
- 24) Robert A. Pastor, Congress and the Politics of U. S. Foreign Economic Policy: 1929-1971, University of California Press, 1980; Robert Pastor, "The Cry and Sigh Syndrome: Congress and Trade Policy," in Allen Schick, ed., Making Economic Policy in Congress, American Enterprise Institute for Public Policy Research, 1983; I. M. Destler, American Trade Politics, Third Edition, Institute for International Economics and The Twentieth Century Fund, 1995（本書の第一版には邦訳がある。宮里政玄監訳『貿易摩擦とアメリカ議会』日本経済新聞、一九八七年）。
- 25) 官僚政治モデルについては、Graham T. Allison, Essence of Decision, Little, Brown and Company, 1971（宮里政玄訳『決定の本質』中央公論社、一九七七年）。宮里、前掲、一九八九年は官僚政治モデルの使用を明示していないものの、USTRと他の省庁との関係や閣僚間の関係を重視しており、結果的に官僚政治モデル的な分析枠組みになっている。また宮里は、アリソンの著書の翻訳、紹介を行い、著書『アメリカの対外政策決定過程』（三一書房、一九八一年）では、これを分析枠組みに用いていた。佐藤は、Destler, Fukui, Sato, op. cit. で官僚政治モデルを援用していた。
- 26) 佐藤、前掲、五〇頁。
- 27) Krauss, op. cit., pp. 55.
- 28) 日米構造問題協議については、Shoppa, op. cit.; NHK取材班『ドキュメント構造協議・日米の衝突』日本放送出版協会、一九九〇年。FSX問題については、手嶋龍一『ニッポンFSXを撃て』新潮社、一九九一年。
- 29) Michael Mastanduno, "Do Relative Gains Matters?," International Security, vol. 16, no. 1, 1991; 佐藤英夫「国際経済をめぐる政治についての理論と実証—米国の対外貿易政策を背景にして—」『国際政治』No七四、一九八三年。
- 30) Robert Gilpin, The Political Economy of International Relations, Princeton University Press, 1987; Robert O. Keohane, After Hegemony: Cooperation and Discord in the World Political Economy, Princeton University Press, 1984.
- 31) Robert Gilpin, The Political Economy of International Relations, Princeton University Press, 1987, pp. 90-91.
- 32) Stephen D. Krasner, "State Power and the Structure of International Trade," World Politics, no. 28, April 1976.
- 33) Krasner, Ibid.; 佐藤、前掲、一九八三年。
- 34) James Chace, The Consequences of the Peace: The New Internationalism and American Foreign Policy, Oxford University Press, 1992.
- 35) 佐藤、前掲、一九九一年。宮里、前掲、一九八九年。
- 36) Mastanduno, op. cit..
- 37) Joseph M. Grieco, Cooperation Among Nations: Europe, America, and Non-Tariff

- Barriers to Trade, Cornell University Press, 1990; Joseph M. Grieco, "Anarchy and the Limits of Cooperation," International Organization, vol. 42, no. 3, 1988.
- 38) 大矢根聡「『構造』問題をめぐる貿易摩擦の分析(1)－政策決定過程・制度・国際レジーム－」『金沢法学』第三八巻一・二合併号、一九九六年三月。
- 39) 宮里、前掲、一六九頁。佐藤、前掲、九六頁。
- 40) Clyde V. Prestowitz, Jr., Trading Places: How We Allowed Japan to Take the Lead, Basic Books, Inc., 1987, pp. 65-67.
- 41) 藤原幹夫「日米半導体協定－これが密約文書だ－」『文芸春秋』一九八八年五月号。
- 42) 黒田眞『日米関係の考え方－貿易摩擦を生きて－』有斐閣、一九八九年、六八～七〇頁。(黒田眞インタビュー)「半導体密約文書とは何か」田原総一郎『日米知略戦争』文芸春秋社、一九九一、二一三～二一四頁。
- 43) 「ビジネス戦記－松永信雄④」『朝日新聞』一九九四年五月二八日。
- 44) グレン・S・フクシマ(渡辺敏訳)『日米経済摩擦の政治学』朝日新聞社、一九九二年、二二五～二二六頁。
- 45) いわゆるサイドレターは、Letter from Nobuo Matsunaga, Ambassador of Japan to Clayton K. Yeutter, United States Trade Representative, pp. 1-3 (日付はない)。もう一方のサイドレターは、筆者も入手できなかったし、所も不明。その存在については、日米の政府関係者に対するインタビューによる(官庁の名称は、同関係者の希望により明らかにできない)。
- 46) Judith Goldstein, Ideas, Interests, and American Trade Policy, Cornell University Press, 1993, p. 6.
- 47) 例えば、Gary R. Saxonhouse, "The Micro-and Macroeconomic of Foreign Sales to Japan," in William R. Cline, ed., Trade Policy in the 1980, Institute for International Economics, 1983; C. Fred Bergstein and William R. Cline, The United States-Japan Economic Problem, Institute for International Economics, 1985; Bela Balassa, "Intra-Industry Specialization: A Cross-Country Analysis," European Economic Review, vol. 30, 1986; Robert Z. Laurence, "Imports in Japan: Closed Markets or Miracles?," Brookings Papers on Economic Activity, no. 2, 1987.
- 48) 例えば、系列の経済的効果の分析例として、Mordechai E. Kreinin, "How Closed is Japan's Market?," The World Economy, vol. 1, no. 4, 1988; Motoshige Itoh, "The Japanese Distribution System and Access to the Japanese Market," in Paul Krugman, ed., Trade with Japan: How the Door Opens Wider?, The University of Chicago Press, 1995.
- 49) 外務省『日米構造問題協議最終報告書日本側措置』一九九〇年六月。
- 50) Tyson, op. cit., p. 56.
- 51) 山本吉宣『国際的相互依存』東京大学出版会、一九八九年、七七～八二頁。
- 52) 佐々波揚子・浦田秀次郎『サービス貿易－理論・現状・課題－』東洋経済新報者、一九九〇年、四～七頁。Gary P. Sampson, "Uruguay Round Negotiations on Services: Cases and Recent Developments," in Detler Chr. Dicke and Ernst-Ulrich Petersmann, eds., Foreign Trade in the Present and A New International Economic Order, University Press of Fribourg Switzerland, 1988, pp. 276-277.
- 53) OECD, Competition and Trade Policies: Their Implications, OECD, 1984.

第二章

- 1) 大矢根聡「国際レジームと対外政策過程－GATT・MFAレジームをめぐる日本の繊維政策過程－」『国際法外交雑誌』第三〇巻第六号、一九九二年、三四頁。国際レジームの定義について、より詳細な考察は、山本吉宣「国際レジーム論－政府なき統治を求めて－」『国際法外交雑誌』第九五巻第一号、一九九六年、三～六頁。

- 2) Jock A. Finelaysen and Mark W. Zacher, "The GATT and Regulation of Trade Barriers: Regime Dynamics and Function," in Stephen D. Krasner, ed., International Regimes, Cornell University Press, 1983. 川田侃『国際政治経済学をめざして』御茶の水書房、一九八八年、Ⅲ章。山影進「相互依存深化の中の国際摩擦と国際秩序—概観と分析視角—」山影進編『相互依存時代の国際摩擦』東京大学出版会、一九八八年、三一頁（第六図）。
- 3) John Gerald Ruggie, "International Regimes: Transformations and Change: Embedded Liberalism in the Postwar Economic Order," in Krasner, op. cit..
- 4) Robert Gilpin, War and Change in World politics, Cambridge University Press, 1981; Robert Gilpin, The Political Economy of International Relations, Princeton University Press, 1987; Stephen D. Krasner, "State Power and the Structure of International Trade," World Politics, no. 28, April 1976.
- 5) Mark W. Zacher with Brent A. Sutton, Governing Global Networks: International Regimes for Transformation and Communications, Cambridge University Press, 1996, pp. 21-22.
- 6) Richard N. Gardner, Sterling-Dollar Diplomacy: The Origins and the Prospects of Our International Order, McGraw-Hill, 1969 (村野孝、加瀬正一訳『国際通貨態勢成立史』東洋経済新報社、一九七三年)。
- 7) Donald Winch, Adam Smith's Politics: An Essay in Histroiographic Revision, Cambridge University Press, 1978.
- 8) Ruggies, op. cit..
- 9) カール・ポラニー (吉沢英成、野口建彦、長尾史郎、杉村芳美訳) 『大転換—市場社会の形成と崩壊—』東洋経済新報社、一九七五年、一八九頁。10) 前掲書。
- 11) Kenneth N. Waltz, Theory of International Politics, Random House, 1978; Joseph M. Grieco, "Anarchy and the Limits of Cooperation," International Organization, vol. 42, no. 3, 1988.
- 12) Joan Edelmann Spero, The Politics of International Economic Relations, Fourth Edition, Unwin Hymann, 1990, pp. 10-11; 柳井侃・野村昭夫『国際経済論—世界システムと国民経済—』ミネルヴァ書房、一九八七年、二〇六～二〇八頁、参照。
- 13) A. G. Kenwood and A. L. Lougheed, The Growth of the International Economy, 1820-1980, George Allen & Unwin, 1983. 戦後の多国間の自由貿易レジームも、各種の二国間取り決めに支えられていた。Susan Strange, "Protectionism and World Politics," International Organization, vol. 39, no. 2, Spring 1985; James A. Dunn, Jr., "Automobiles in International Trade: Regime Change or Persistence?," International Organization, vol. 41, no. 2, Spring 1987.
- 14) John G. Ruggie, Winning the Peace: America and World Order in the New Era, Columbia University Press, 1996, p. 37.
- 15) GATT規約の法的構造については、Kenneth W. Dam, The GATT: Law and International Economic Organization, University of Chicago Press, 1970; Robert E. Hudec, Enforcing International Trade Law: The Evolution of the Modern GATT Legal System, Butterworth Legal Publishers, 1993.
- 16) 松下満雄『国際経済法』有斐閣、一九八八年、九～一〇・七八～七九頁。新堀聡『21世紀の貿易政策』同文館、一九九七年、八三～九七頁。
- 17) 柳赫秀『ガット十九条と国際通商法の機能』東京大学出版会、一九九四年。
- 18) Gerard and Victoria Curzon, "The Management of Trade Relations in the GATT," in Andrew Shonfield, ed., International Economic Relations of the Western World, 1959-1971 (vol. 1: Politics and Trade), Oxford University Press, 1976, p. 152.
- 19) Dam, op. cit., p. 106; John H. Jackson, World Trade and the Law of GATT, the Bobbs-Merrill Company, 1969, pp. 535-536.

- 20) Gilbert R. Winham, The Evolution of International Trade Agreements, University of Toronto Press, 1992, pp. 46-47.
- 21) 小寺彰『WTO体制の法構造』東京大学出版会、二〇〇〇年、十五頁。
- 22) 佐藤英夫「日米経済摩擦と政策決定」『国際法外交雑誌』第八四巻第二号、一九八五年。事例分析として、I. M. Destler, Haruhiro Fukui, Hideo Sato, The Textile Wrangle: Conflict in Japanese-America Relations, 1969-1971, Cornell University Press (邦訳『日米繊維紛争』日本経済新聞社、一九八〇年) ; I. M. Destler, Hideo Sato, ed., Coping with U.S.-Japanese Trade Conflicts, Lexington Books, 1982 (丸茂明則監訳『日米経済紛争の解明』日本経済新聞、一九八三年) ; 草野厚『日米オレンジ交渉』日本経済新聞、一九八三年。David B. Yoffie, Power and Protectionism: Strategies of the Newly Industrializing Countries, Columbia University Press, 1983; John S. Odell, "Growing Trade and Growing Conflict Between South Korea and the United States," The Korean Journal of International Studies (韓国国際研究), vol. XVI, no. 1, Winter 1985/86.
- 23) 柳、前掲、八四～一一五頁。
- 24) Curzon and Curzon, op. cit., p. 275.
- 25) GATT規約第十九条の発動状況は、通商産業省『通商白書』平成六年版、一九九四年、大蔵省印刷局、六八頁。また、日本をめぐる貿易摩擦の対応策は、通商産業省『通商白書』昭和五八年版、一九八三年、二七八頁。同、六〇年版、一九八五年、一七八頁。
- 26) VERについては、Michel Kostecki, "Export-Restraints Arrangements and Trade Liberalization," The World Economy, vol. 10, no. 4, December 1987; Brian Hindley, "Voluntary Export Restraints and the GATT's Main Escape Clause," The World Economy, vol. 3, no. 3, 1980; Malcom D. H. Smith, "Voluntary Export Quotas and U.S. Trade Policy: A New Nontariff Barrier," Law and Policy in International Business, vol. 5, no. 10, 1973.
- 27) 大矢根聡「日韓通商摩擦の政治性と対米関係—政治過程のパターンと構造的要因—」(日本政治学会二〇〇〇年度大会・報告ペーパー) 二〇〇〇年、一〇～十四頁。
- 28) Joan Edelmann Spero, The Politics of International Economic Relations, Forth Edition, Unwin Hyman, 1990, p. 87. 繊維・鉄鋼分野のVERサブレジームについては、Vinod Aggarwal, Liberal Protectionism: The International Relations of Organized Textile Trade, University of California Press, 1985; 野林健『管理貿易の政治経済学—米国の鉄鋼輸入レジーム：一九五七～一九九五—』有斐閣、一九九六年。
- 29) 事例分析として、例えばグレン・S・フクシマ(渡辺敏訳)『日米経済摩擦の政治学』朝日新聞社、一九九二年。藪中三十二『対米経済交渉—摩擦の実像—』サイマル出版会、一九九一年。Laura D'Andrea Tyson, Who's Bashing Whom?: Trade Conflict in High-Technology Industries, Institute for International Economics, 1992; 権奇成『経済摩擦—その理論と戦略—』東洋文庫、一九八九年(韓国語)。裴容浩『韓・米通商摩擦問題』(懸案分析第四七号)(韓国)国会図書館、一九九二年(韓国語)。
- 30) I. M. Destler, American Trade Politics, Third Edition, Institute for International Economics and The Twentieth Century Fund, 1995, pp. 124-127, 191-198.
- 31) フクシマ、前掲、三三九、三五六～三五七頁。Ellis S. Krauss, "U.S.-Japan Negotiations on Construction and Semiconductors, 1985-1988: Building Friction and Relation-Chip," in Peter B. Evans, Harold K. Jacobson, Robert D. Putnam, eds., Double-Edged Diplomacy: International Bargaining and Domestic Politics, University of California Press, 1993. このような点に関連して、佐々木毅『いま政治にながが可能か—政治的意味空間の再生のために—』中央公論社、一九八七年、第二章も参照。
- 32) Ameria Porges, "U.S.-Japan Trade Negotiations: Paradigm Lost," in Paul Krugman, ed., Trade with Japan: Has the Door Opened Wider?, The University of

Chicago Press, 1995.

- 33) Edward J Lincoln, Japan's Unequal Trade, the Brookings Institution, 1990, pp. 142-153; USTR, Annual Report of the President of the United States on the Trade Agreements Program 1983, Transmitted to Congress April 1984, 1984, Government Printing Office, p.71; Schoppa, op. cit.; 猿渡純一「四分野協議 (MOSS) と日米産業界の動向」『国際問題』No三〇九、一九八五年十二月。
- 34) Jagdish Bhagwati, Protectionism, The MIT Press, 1988, p. 83.
- 35) Bargstein and Noland, op. cit., pp. 132, 134.
- 36) Bhagwati, op. cit..
- 37) 石黒一憲『通商摩擦と日本の進路』木鐸社、一九九六年、66～8頁。また経済的・政治的影響に関して、以下も参照。Porges, op. cit., p. 330; "Discussion by Robert Z. Lawrence," "Discussion by Avinash K. Dixit," and "Commentary (by I. M. Destler)," in Robert Z. Lawrence and Charles L. Shultz, eds., An American Trade Strategy: Options for the 1990, The Brookings Institution, 1990.
- 38) Ruggie, op. cit., 1996, chap. 6.
- 39) 一例として、ジェリー・マンダー、エドワード・ゴールドスミス編、小南祐一郎、塚本しづ香訳『グローバル経済が世界を破壊する』朝日新聞社、二〇〇〇年。
- 40) 新堀、前掲書 ; Jeffrey J. Schott, ed., Launching New Global Trade Talks: An Action Agenda, Institute for International Economics, 1998.
- 41) 小寺、前掲、二一、一七二～一七三頁、参照。松下満雄「WTOにおけるセーフガード条項の最近の動向」『貿易と関税』二〇〇〇年二月号。
- 42) 石黒一憲「金融サービス貿易とGATT」総合研究開発機構『経済のグローバル課と法』三省堂、一九九四年、二〇三～二〇五頁。
- 43) 小寺、前掲、五一頁。

第三章

- 1) Alexander E. Wendt, "The Agent-Structure Problem in International Relations Theory," International Organization, vol. 41, no. 3, Summer 1987; Nicholas Onuf, "A Constructivist manifesto," in Kurt Burch, Robert A. Denemark, eds., Constituting International Political Economy, Lynne Rienner, 1997, pp. 7-17. また、David Dessler, "What Is at Stake in the Agent-Structure Debate?," International Organization, vol. 43, no. 3, Summer 1989. も参照。
- 2) John Gerald Ruggie, "What Makes the World Hang Together?: Neo-utilitarianism and the Social Constructivist Challenge," International Organization, vol. 52, no. 4, Autumn 1998; Alexander Wendt, "Anarchy Is What States Make of It," International Organization, vol. 46, Spring 1992 (369); Alexander A. Wendt, "Constructing International Politics," International Security, vol. 20, Summer 1995 (72); Wendt, Social Theory of International Politics, Cambridge University Press, 1999.
- 3) Ted Hopf, "The Promise of Constructivism in International Relations," International Security, vol. 23, no. 1, Summer 1998, pp. 186-192; Emanuel Adler, "Seizing the Middle Ground: Constructivism in World Politics," European Journal of International Relations, vol. 3, no. 3, September 1997, pp. 341-347.; Wendt, op. cit., pp. 335-340.
- 4) Wendt, op. cit., 1995, p. 73; パーター・カツツェンステイン等は、こうした概念を文化 (culture) と捉えている。Peter J. Katzenstein, ed., The Culture of National Security: Norms and Identity in World Politics, Columbia University Press, 1996, p. 56.
- 5) Ruggie, op. cit., 1998, p. 875.

- 6) Wendt, *op. cit.*, pp. 355-361; Dessler, *op. cit.*, pp. 452.
- 7) Stephen D. Krasner, Defending the National Interest: Raw Materials Investments and U.S. Foreign Policy, Princeton University Press, 1978; Chalmers Johnson, "Political Institutions Economic Performance: The Government-Business Relations in Japan, South Korea, and Taiwan," Frederic C. Deyo, ed., The Political Economy of the New Asian Industrialism, Cornell University Press, 1987; Peter Katzenstein, "Japan, Switzerland of the Far East," Takashi Inoguchi and Daniel I. Okimoto, eds., The Political Economy of Japan: vol. 2, The Changing International Context, Stanford University Press, 1988.
- 8) Robert M. A. Crawford, Regime Theory in the Post-Cold War World: Rethinking Neoliberal Approaches to International Relations, Dartmouth Publishing Company, 1996, p. 55; Volker Rittberger, ed., Regime Theory and International Relations, Clarendon Press, 1993, p. xii. ハガードとシモンズは、国際レジームについて「国際構造ほど広くなく、国際機構ほど狭くないもの」を概念化したと指摘している。Stephen Haggard and Beth A. Simmons, "Theories of International Regimes," International Organization, vol. 41, no. 3, 1987, p. 492.
- 9) Stephen D. Krasner, "Structural Causes and Regime Consequences: Regimes as Intervening Variables," in Krasner, ed., International Regimes, Cornell University Press, 1993, p. 2.
- 10) Haggard and Simmons, *op. cit.*.
- 11) Charles Lipson, "The Transformation of Trade: The Sources and Effect of Regime Change" in Krasner, *op. cit.*, p. 446.
- 12) Krasner, *Ibid.*, p. 6; 主要な分析例として、Lipson, *Ibid.*; Peter M. Haas, "Epistemic Communities and the Dynamics of International Environmental Cooperation," in Rittberger, *op. cit.*; Joseph S. Nye, "Nuclear Learning and U.S.-Soviet Security Regimes," International Organization, vol. 41, no. 3, Summer 1987. その利用を妨げた一因として、レジーム効果を特定する困難がある。この把握手段として、Robert O. Keohane and Joseph S. Nye "Introduction: The end of the Cold War in Europe," in Keohane, Nye and Stanley Hoffmann, eds., After the Cold War: International institutions and State Strategies in Europe, 1981-1991, Harvard University Press, 1993, pp. 33-35.
- 13) Oran Young, International Governance: Protecting the Environment in a Stateless Society, Cornell University Press, 1994; Oran R. Young, "The Effectiveness of International Institutions: Hard Cases and Critical Variables," in James N. Rosenau and Ernst-Otto Czempiel, eds., Governance Without Government: Order and Change in World Politics, Cambridge University Press, 1992.
- 14) Ronald B. Mitchell, "Regimes Design Matters: International Oil Pollution and Treaty Compliance," International Organization, vol. 48, no. 3, Summer 1994; Marc A. Levy, Oran R. Young and Michael Zürn, "The Study of international Regimes," IIASA Working Paper, November 1994, pp. 27-29.
- 15) Harald Müller, "The Internationalization of Principles, Norms, and Rules by Governments: The Case of Security Regime," in Rittberger, *op. cit.*.
- 16) Martha Finnemore and Kathryn Sikkink, "International Norm Dynamics and Political Change," International Organization, vol. 52, no. 4, Autumn 1998.
- 17) Young, *op. cit.*, 1994; Haggard and Simmons, *op. cit.*, pp. 514-515.
- 18) GATT・WTOを国際レジームと捉えた例として、Ruggie, *op. cit.*; Lipson, *op. cit.*; Finlayson and Zacher, *op. cit.*; Robert Gilpin, The Political Economy of International Relations, Princeton University Press, 1987; Robert O. Keohane, "The Theory of hegemonic Stability and Change in International Economic Regime, 1967-1977," in Ole Holsti, et al., Change in the International System, Westview

- Press, 1980; 赤根谷達雄『日本のガット加入問題－レジーム理論の分析枠組みによる事例研究－』東京大学出版会、一九九二年、など。また国際法的アプローチだが、小寺彰『WTO体制の法構造』東京大学出版会、二〇〇〇年、第三章。
- 19) Olivier Long, Law and Its Limitations in the GATT Multilateral Trade System, Martinus Nijhoff Publishers, 1985, Introduction; John H. Jackson, Restructuring the GATT System, Pinter Publishers, 1990, pp. 26-27 (松下満雄監訳『世界貿易機構－ガット体制を再構築する－』東洋経済新報者、一九九〇年、四一～四二頁)。
- 20) Vinod Aggarwal, Liberal Protectionism: The International Relations of Organized Textile Trade, University of California Press, 1985; 野林健『管理貿易の政治経済学－米国の鉄鋼輸入レジーム：一九五七～一九九五－』有斐閣、一九九六年。James A. Dunn, Jr., "Automobiles in International Trade: Regime Change or Persistence?," International Organization, vol. 41, no. 2, Spring 1987; Peter F. Cowhey and Jonathan D. Aronson, "A New Trade Order," Foreign Affairs, vol. 72, no. 1, 1993.
- 21) サブレジームの概念は、Aggarwal, Ibid.。
- 22) Levy, Young and Zurn, op. cit. pp. 6-11; Robert O. Keohane, "Neoliberal Institutionalism: A Perspective on world Politics," in Keohane, International Institutions and State Power: Essays in International Relations Theory, Westview Press, 1989, chapt 1; 山本吉宣「国際レジーム論－政府なき統治を求めて－」『国際法外交雑誌』第九五巻第一号、一九九六年、十一～三一頁。以下は、国際レジームを公式のルールと、狭く定義して運用している。Joseph M. Grieco, Cooperation among Nations: Europe, America and Non-Tariff Barriers to Trade, Cornell University Press, 1990; 山本吉宣『国際相互依存』東京大学出版会、一九八九年。
- 23) James N. Rosenau and Ernst-Otto Czempiel, eds., Governance Without Government: Order and Change in World Politics, Cambridge University Press, 1992; Young, op. cit., 1994.
- 24) Young, Ibid., p. 26.
- 25) Ibid.; Rosenau and Czempiel, op. cit., pp. 8-9.
- 26) Tony Porter, "Private International Governance and Inter-State Regimes: The Case of the Chemical and Steel Industries," Paper prepared for the International Studies Association Annual Meeting, Toronto, March 21, 1997, p. 1.
- 27) Ibid.; Virginia Haufler, "Crossing the Boundary Between Public and Private: International Regimes and Non-State Actor," in Rittberger, op. cit.
- 28) Thomas Risse-Kappen, ed., Bringing Transnational Relations Back In: Non-State Actors, Domestic Structure and International Institutions, Cambridge University Press, 1995.
- 29) Robert O'Brien, Ann Marie Goetz, Jan Aart Scholte, and Marc Williams, Contesting Global Governance: Multilateral Economic Institutions and Global Social Movements, Cambridge University Press, 2000.
- 30) Krasner, op. cit., p. 2.
- 31) Friedrich Kratochwill and John Gerald Ruggie, "International Organization: A State of the Art on an Art of the State," International Organization, vol. 40, no. 4, Autumn 1986, p. 764
- 32) Andreas Hasenclever, Peter Mayer, and Volker Rittberger, "Interests, Power, Knowledge: The Study of International Regimes," Mershon International Studies Review, vol. 40, 1996; Peter Mayer, Volker Rittberger and Michael Zurn, "Regime Theory: State of the Art and Perspectives," in Rittberger, op. cit., pp. 406-417.
- 33) David A. Baldwin, "Neoliberalism, Neorealism and World Politics," in Baldwin, ed., Neorealism and Neoliberalism: The Contemporary Debate, Columbia University Press, 1993, pp. 8-11.

- 34) Gilpin, op. cit.; Stephen D. Krasner, "State Power and the Structure of International Trade," World Politics, no. 28, April 1976.
- 35) Lipson, op. cit.; Ruggie, op. cit..
- 36) Crawford, op. cit., p. 138/
- 37) James G. March and Johan P. Olsen, Rediscovering Institutions: the Organizational Bases of Politics, The Free Press, 1989, p. 2; B. Guy Peters, Institutional Theory in Political Science: The 'New Institutionalism', Pinter, 1999; 日本における応用研究として、真淵勝『大蔵省統制の政治経済学』中央公論社、一九九四年。新川敏光『日本型福祉の政治経済学』三一書房、一九九三年。野中尚人『自民党政権下の政治エリート』東京大学出版会、一九九五年など。経済学の分野では、Douglass C. North, Institutions, Institutional Change and Economic Performance, Cambridge University Press, 1990; 社会学の分野では、盛山和夫『制度論の構図』創文社、一九九五年など。
- 38) Colin Hay and Daniel Wincott, "Structure, Agency and Historical Institutionalism," Political Studies, vol. 46, 1998.
本稿で用いる歴史的制度論については、Kathleen Thelen and Sven Steinmo, "Historical Institutionalism in Comparative politics," in Sven Steinmo, Kathleen Thelen and Frank Longstreth, Structuring Politics: Historical Institutionalism in Comparative Analysis, Cambridge University Press, 1992; Theda Skocpol, "Bringing the State Back In: Strategies of Analysis in Current Research," in Peter B. Evans, Dietrich Rueschmeyer, and Theda Skocpol, eds., Bringing the State Back In, Cambridge University Press, 1985, pp. 21, 27-28.
- 39) Stephen D. Krasner, "Sovereignty: An institutional Perspective," Comparative Political Studies, no. 21, April 1988, pp. 71-73
- 40) Ibid..
- 41) Peter Hall, Governing the Economy: The Politics of State Intervention in Britain and France, Oxford University Press, 1986, p. 19.
- 42) Ibid., p. 233.
- 43) March and Olsen, op. cit., p. 17; G. John Ikenberry, "Conclusion: An Institutional Approach to American Foreign Economic Policy," in Ikenberry, David A. Lake and Michael Mastanduno, eds., The State and American Foreign Economic Policy, Cornell University Press, 1988, pp. 222.
- 44) P. A. Hall and R. C. R. Taylor, "Political Science and the Three New Institutionalism," Political Studies, vol. 44, no. 5, 1996.
- 45) Chalmers Johnson, Laura D'Andrea Tyson and John Zysman, Politics and Productivity: How Japan's Development Strategy Works, Harper Business, 1989. また以下も参照。John Zysman, Governments, Markets, and Growth, Financial System and the Politics of Industrial Change, Cornell University Press, 1983.
- 46) Marie Anchoy, "Japanese-American Trade Conflict and Supercomputers," Political Science Quarterly, vol. 109, no. 1, Spring 1994. アンコードガイは別の著書で、日本のコンピュータ産業と産業政策について包括的に分析している。Marie Anchoy, Computers Inc.: Japan's Challenge to IBM, Harvard University Press, 1989.
- 47) アンコードガイが引用しているのは、次のような研究である。Johnson, Tyson and Zysman, op. cit.; Chalmers Johnson, MITI and the Japanese Miracle, Stanford University Press, 1982; Karel Van Wolfren, The Enigma of Japanese Power, Knopf, 1989.
- 48) Judith Goldstein, Ideas, Interests, and American Trade Policy, Cornell University Press, 1993.
- 49) Judith Goldstein and Robert Keohane, eds., Ideas and Foreign policy: Beliefs,

- Institutions, and Political Change, Cornell University Press, 1993; Kathryn Sikkink, Ideas and Institutions: Developmentalism in Brazil and Argentine, Cornell University Press, 1991; Peter Hall, ed., The Political Power of Economic Ideas: Keynesianism Across Nations, Princeton University Press, 1989.
- 50) Goldstein and Keohane, Ibid., p. 2; Goldstein, op. cit., pp. 2, 11.
- 51) John Creighton Campbell, How Policies Change: The Japanese Government and the Aging Society, Princeton University Press, 1992; Nelson W. Polsby, Political Innovation in America: The Politics of Policy Initiation, Yale University Press, 1984, pp. 159-167.
- 52) John Kurt Jacobsen, "Much Ado about Ideas: The Cognitive Factor in Economic Policy," World Politics, vol. 47, no. 2, January 1995, pp. 309-310.
- 53) Campbell, op. cit., pp. 70-71. 参照。
- 54) Jagdish Bhagwati, Protectionism, The MIT Press, 1988, p. 23; 赤根谷達雄『日本のガット加入問題－レジーム理論の分析視角による事例研究－』東京大学出版会、一九九二年、四四～五六頁。
- 55) 例えば以下を参照。 Stephen D. Krasner, Asymmetries in Japanese-American Trade: The Case for Specific Reciprocity, Institute of International Studies, 1987; 山本吉宣「相互主義－その理論と政治過程－」山影進編『相互依存時代の国際摩擦』東京大学出版会、一九九八年。村上泰亮『反古典の政治経済学（下）－二十一世紀への序説－』中央公論社、一九九二年、第八章（「システムとしての開発主義」）。
- 56) Jack L. Walker, "Setting the Agenda in the US Senate: A Theory of Problem Selection," British Journal of Political Science, no. 7, October 1977.
- 57) Daniel Verdier, Democracy and International Trade: Britain, France, and the United States, 1860-1990, Princeton University Press, 1994; I. M. Destler, American Trade Politics, Third Edition, Institutu for International Economics and The Twentieth Century Fund, 1995; Robert A. Pastor, Congress and the Politics of U. S. Foreign Economic Policy: 1929-71, University of California Press, 1980.
- 58) I. M. Destler, "Delegating Trade Policy," in Paul E. Peterson, ed., The President, the Congress, and the Making of Foreign Policy, University of Oklahoma Press, 1994.
- 59) Ikenberry, op. cit., pp. 235-236; Hall, op. cit., 1986, p. 19; Thelen and Steinmo, op. cit., p. 2; March and Olsen, op. cit., p. 15.
- 60) Cynthia A. Hody, The Politics of Trade: American Political Development and Foreign Economic Policy, University Press of New England, 1996, pp. 4-7.
- 61) Stephen D. Krasner, "Approach to the State: Alternative Conceptions and Historical Dynamics," Comparative Politics, vol. 16, no. 2, January 1984, pp. 240-244; Ikenberry, op. cit., pp. 223-224.
- 62) Thelen and Steinmo, op. cit., pp. 13-26. 真淵、前掲、九二～九九頁。
- 63) Ibid., pp. 16-18.
- 64) Hody, op. cit., p. 186.
- 65) Ibid., pp. 17-22.
- 66) Alexander E. Wendt, "The Agent-Structure Problem in International Relations Theory," International Organization, vol. 41, no. 3, Summer 1987.
- 67) I. M. Destler, Priscilla Clapp, Hideo Sato, Haruhiro Fukui, Managing An Alliance: The Politics of U. S. -Japan Relations, Brookings Institution, 1976; I. M. Destler, Haruhiro Fukui, Hideo Sato, The Textile Wrangle: Conflict in Japanese-American Relations, 1969-1971, Cornell University Press, 1979 (邦訳『日米繊維紛争』日本経済新聞社、一九八〇年); I. M. Destler, Hideo Sato, ed., Coping with U. S. -Japanese Trade Conflicts, Lexington Books, 1982 (丸茂明則監訳)

- 『日米経済紛争の解明』日本経済新聞社、一九八三年)；草野厚『日米オレンジ交渉』日本経済新聞社、一九八三年など。他の応用研究については、Dan Caldwell, "Bureaucratic Foreign Policy-Making," American Behavioral Scientist, vol. 21, no. 1, September/October 1977, pp. 98-104.
- 68) Jonathan Bendor and Thomas H. Hammond, "Rethinking Allison's Models," American Political Science Review, vol. 86, no. 2, June 1992, p. 301; David A. Welch, "The Organizational Process and Bureaucratic Politics Paradigms: Petrospect and Prospect," International Security, vol. 17, no. 2, Fall 1992, pp. 112; Caldwell, *op. cit.*, p. 104.
- 69) 船橋洋一「報告へのコメント」『東京大学アメリカ研究資料センター年報』第十一号、一九八八年。船橋の著作として、船橋洋一『日米経済摩擦—その舞台裏—』岩波書店、一九八七年
- 70) Bendor and Hammond, *op. cit.*; Welch, *op. cit.*; Bruce J. Allyn, James G. Blight, and David A. Welch, "Essence of Revision: Moscow, Havana, and the Cuban Missile Crisis," International Security, vol. 14, no. 3, Winter 1989/90; Graham Allison and Philip Zelikow, Essence of Decision: Explaining the Cuban Missile Crisis, Second Edition, Longman, 1999.
- 71) Graham T. Allison, Essence of Decision: Explaining the Cuban Missile Crisis, Little, Brown and Company, 1971, p. 162 (宮里政玄訳『決定の本質』中央公論社、一九七七年、一八八頁)。なお正確には、アリソンは対外政策ではなく「政府行動」を分析対象としている。
- 72) アリソンは、官僚政治モデルを構成する整理概念として、(1)アクターは誰か、(2)アクターの立場を決めるのは何か、(3)アクターの相対的な影響力を決めるのは何か、(4)アクターは、その立場、影響力などをいかに組み合わせ、政府の決定と行動を生み出すのか、という四点をあげている。なお、その後のハルペリンとの修正論文では、以下の三点に絞っている。(1)誰がアクターか、(2)何がアクターの立場を決めるのか、(3)どのようにアクターの立場が、政府の決定と行動になるのか。Graham T. Allison and Morton H. Halperin, "Bureaucratic Politics: A Paradigm and Some Policy Implications," in Raymond Tanter and Richard H. Ullam, eds., Theory and Policy in International Relations, Princeton University Press, 1972, pp. 46-47.
- 73) 細谷千博『サンフランシスコ講和への道』中央公論社、一九八四年。五百旗頭真『米国の日本占領政策(上)(下)』中央公論社、一九八五年。赤根谷達雄、前掲。遠藤宣男「官僚制改革に関する政策決定過程の研究(一~四)」『季刊・人事研究』十六~十九、一九八〇~一九八一年。草野厚「第四事日中貿易協定と日華紛争」日本国際政治学会編『国際政治』六六、一九八〇年、など。
- 74) 草野厚『日米摩擦の構造』PHP研究所、一九八四年。
- 75) Allison and Halperin, *op. cit.* p. 58.
- 76) この点を含む官僚政治モデルの問題点は、Caldwell, *op. cit.*, pp. 93-98. Steve Smith, "Perspectives on the Foreign Policy System: Bureaucratic Politics Approaches," in Michael Clarke and Brian White, eds., Understanding Foreign Policy: The Foreign Policy System Approach, Aldershot, Edward Elgar, 1989, pp. 112-125.
- 77) Destler, Fukui, Sato, *op. cit.*; Destler, Sato, *op. cit.*; 草野、前掲、一九八三年。デスラーは以下の著書において、官僚政治モデルを広範な政治システムのなかに位置づけ、緩やかに扱っている。I. M. Destler, Presidents, Bureaucracy and Foreign Policy: The Politics of Organizational Reform, Princeton University Press, 1972.
- 78) この点で影響力をもった研究として、Robert O. Keohane and Joseph S. Nye, Power and Interdependence: World Politics in Transition, Little, Brown Company, 1977; Robert O. Keohane and Joseph S. Nye, eds., Transnational Relations and World Politics, Harvard University Press, 1972; Edward I. Morse, Modernization and the

Transformation of International Relations, The Free Press, 1976.

- 79) Edward Rhodes, "Do Bureaucratic Politics Matter?: Disconfirming Findings from the Case of the U. S. Navy," World Politics, vol.47, no.1, October 1994, p.2, 32-39; Theo A. Toonen, "Administrative Plurality in a Unitary State: The Analysis of Public Organizational Pluralism," Policy and Politics, vol.1, no.3, 1983, pp.260-161. クラスナーが指摘しているように、アリソンは多様な変数のうち、事実上、アクターの所属組織の利益を重視していた。アリソン自身も、大統領や上級プレーヤーはより広く国内的影響を配慮しがちだと指摘しているものの、ほとんどの官僚については、所属組織の保全を重視しがちだと述べている。Stephen D. Krasner, "Are Bureaucracies Important (Or Allison's Wonderland)," Foreign Policy, no.7, Summer 1992, p.171; Welch, op. cit., p.121; Allison, op. cit., p.167 (宮里訳、一九四頁)。Morton H. Halperin, "Why Bureaucrats Play Games?" Foreign Policy, Spring 1971:
- 80) 宮里政玄『アメリカの対外政策決定過程』三一書房、一九八一年、十六頁。
- 81) Welch, op. cit., p.120; Robert J. Art, "Bureaucratic Politics and American Foreign Policy: A Critique," Policy Science, vol.4, no.4, December 1973; Krasner, Ibid.; Jerel A. Rosati, "Developing A Systematic Decision-making Framework: Bureaucratic Politics in Perspective," World politics, vol.33, no.2, 1981.
- 82) Bendor and Hammond, op. cit., p.317; Thomas Hammond, "Agenda Control, Organizational Structure, and Bureaucratic Politics," American Journal of Political Science, vol.30, no.2, May 1986.
- 83) Allison, op. cit., pp.169-171 (宮里訳、一九六～一九七頁)。Laurence Freeman, "Logic, Politics and Foreign Policy Process: A Critique of the Bureaucratic Politics Model," International Affairs, vol.52, no.3, 1976, pp.440-445; Bill Jenkins and Andrew Gray, "Bureaucratic Politics and Power: Developments in the Study of Bureaucracy," Political Studies, vol.31, 1983.
- 84) Theda Skocpol, "Bringing the State Back In: Strategies of Analysis in Current Research," in Peter B. Evans, Dietrich Rueschemeyer, and Theda Skocpol, eds., Bringing the State Back In, Cambridge University Press, 1985, pp.114-115.
- 85) Ilenberry, op. cit., p.242; Haggard and Simmons, op. cit., pp.516-517. 大矢根聡「国際レジームと対外政策過程—GATT・MFALレジームをめぐる日本の繊維政策過程—」『国際法外交雑誌』第九〇巻第六号、一九九二年。
- 86) Takehiko Yamamoto, "The US-Japan Structural Impediments Initiative: A Model for Reducing Trade Friction?," in Franz Waldenberger, ed., The Political Economy of Trade Conflicts: The Management of Trade Relations in the US-EU-Japan Trial, Springer-Verlag, 1994; 佐々木毅『いま政治になにが可能か—政治的意味空間の再生のために—』中央公論社、一九八七年、第二章。
- 87) Michael Zurn, "Bringing the Second Image (Back) In: About the Domestic Source of Regime Formation," in Rittberger, op. cit..
- 88) Audie Klotz, Norm in International Relations: The Struggle Against Apartheid, Cornell University Press, 1995.
- 89) Jeffrey T. Checkle, "The Constructivist Turn in International Relations Theory," World Politics, vol.50, no.2, January 1998, p.340.

第四章

- 1) Laura D'Andrea Tyson, Who's Bashing Whom?: Trade Conflict in High-Technology Industries, Institute for International Economics, 1992, p.85 (竹中平蔵監訳『誰が誰を叩いているのか』ダイヤモンド社、一九九三年、一二三頁)。

- 2) 『ICガイドブック(第七版)』日本電子機械工業会、一九九七年、十一頁。
- 3) Paul R. Krugman, ed., Strategic Trade policy and the New International Economics, The MIT Press, 1986.
- 4) 日本経済新聞編『シリコンバレー革命』日本経済新聞社、一九九六年、一八二～一九〇頁。
- 5) ゴードン・ムーア、玉置直司(取材、構成)『インテルとともにーゴードン・ムーア私の半導体人生ー』日本経済新聞社、一九九五年、一二七頁。
- 6) Michael Borrus, James E. Millstein, and John Zysman, "Trade and Development on the Semiconductor Industry: Japanese Challenge and American Response," in Zysman and Laura Tyson, eds., American Industry in International Competition, Cornell University Press, 1983, pp.136-138, 147-151.
- 7) Ibid., p.144.
- 8) 桑田義弘「日米多国籍半導体企業の海外活動における性格変遷(1)(2)」『経済論叢(京都大学経済学会)』第一四四卷第三・四号、一九八九年九・一〇月、五・六号、一九八九年十一月・十二月。
- 9) Kenneth Flamm, "Internationalization in the Semiconductor Industry," in J. Grunwald, K. Flamm, The Global Factory, The Brookings Institution, 1985, p.38.
- 10) Clyde V. Prestwitz, Jr., Trading Places: How We Allowed Japan to Talk the Lead, Basic Books, Inc., 1987, p.48.
- 11) Nico Hazewindus, The U.S. Microelectronics Industry: Technical Change, Industry Growth and Social Impact, Pergamon Press, 1982, pp.171-175; Semiconductor Industry Association, An American Response to the Foreign Industrial Challenge in High Technology Industries, Conference Proceedings, June 18-19, 1980, 1980 (Statement of Robert E. Herzstein).
- 12) Semiconductor Industry Association, Ibid., (Statement of Steve Falken) pp.76-77.
- 13) Borrus, Millstein, and Zysman, op. cit., pp.140. ; デヴィッド・ディクソン(里深文彦監訳)『戦後アメリカと科学政策ー科学超大国の政治構造ー』同文館出版、一九八八年、四一～四四頁。
- 14) Stephen D. Cohen, The Making of United States International Economic Policy, Principles, Problems and Proposals for Reform, Forth Edition, Praeger Publishers, 1994, p.233.
- 15) John E. Tilton, International Diffusion of Technology: The case of Semiconductor, The Brookings Institution, 1971, pp.82-92; Daniel I. Okimoto, Takuo Sugano, and Franklin B. Weinstein, eds., Competitive Edge: The Semiconductor Industry in the U.S. and Japan, Stanford University Press, 1984, pp.78-88.
- 16) U.S. Department of Commerce, Industry and Trade Administration, A Report on the U.S. Semiconductor Industry, U.S. Government Printing Office, 1979, p.1.
- 17) ディクソン、前掲、四四～四五頁。
- 18) Borrus, Millstein and Zysman, op. cit., p.144.
- 19) U.S. Department of Commerce, op. cit., p.2; Borrus, Millstein and Zysman, op. cit., pp.150-181.
- 20) Daniel I. Okimoto, Between MITI and the Market: Japanese Industrial Policy for High Technology, Stanford University Press, 1989, p.10.
- 21) Ibid., pp.10, 48-50.
- 22) S I A、商務省の関係者に対するインタビュー。
- 23) U.S. Department of Commerce, op. cit., pp.1-2.
- 24) 日本貿易振興会海外経済情報センター『米国における先端産業の実態と将来の方向』一九八三年、二〇六、二〇九～二一一、二一四～二一五、二二二～二二五頁。
- 25) S I Aの関係者に対するインタビュー。

- 26) Borrus, Millstein and Zysman, *op. cit.*.
- 27) Chalmers Johnson, MITI and the Japanese Miracle, Syanford University Press, 1982 (矢野俊比古監訳『通産省と日本の奇跡』T S Bブリタニカ、一九八二年)。
- 28) Okimoto, *op. cit.*. 以下も参照。Gregory Noble, "The Japanese Industrial Policy Debate," in Stephen Haggard and Chung-in Moon, eds., Pacific Dynamism: The International Politics of Industrial Change, Westview Press, 1989.
- 29) Toshio Takai, Japan's Electronics Industry: High Technology Ensures a Bright Future for Society, Electronic Industries Association of Japan, 1986, p.16.
- 30) *Ibid.*, pp.16-19; 『電子工業50年史-通史篇-』日本電子機械工業会、一九九八年、六二～六五頁。
- 31) Okimoto, *op. cit.*, pp.50-51.
- 32) 米国商務省編(大原進、吉田豊明訳)『株式会社・日本』サイマル出版会、一九七二年。小宮隆太郎、奥野正寛、鈴木興太郎編『日本の産業政策』東京大学出版会、一九八四年。
- 33) 『電子工業30年史』日本電子機械工業会、一九七九年、五六頁。通商産業省・通商産業政策史編纂委員会編『通商産業政策史』第六巻、通商産業調査会、一九九〇年、第五章・第五節。
- 34) 『電子工業20年史』日本電子機械工業会、一九七二年、十九～二〇頁。
- 35) 日本電子機械工業会の関係者、半導体企業の関係者に対するインタビュー。
- 36) 日本電子機械工業会の関係者に対するインタビュー。
- 37) 『電子工業50年史-通史篇-』前掲、六六頁。
- 38) 樋渡由美『戦後政治と日米関係』東京大学出版会、一九九〇年、第三章、参照。
- 39) 通商産業省『通商白書』昭和三六年版、一九六一年、大蔵省印刷局、五〇頁。
- 40) 通商産業省・通商産業政策史編纂委員会編『通商産業政策史』第八巻、通商産業調査会、一九九一年、三四四～三五六頁。
- 41) 『ICの自由化に関する要望』四九電業総第〇七七号、一九七四年十二月二〇日(玉置敬三日本電子機械工業会会長から河野敏夫通産大臣への書簡)。
- 42) 前掲、二～四頁。
- 43) 通商産業省・通商産業政策史編纂委員会編『通商産業政策史』第十四巻、通商産業調査会、一九九三年、第七章・第一・二節。超LSI技術研究組合については、『電子工業30年史』前掲、一五五～一五七頁。根橋正人「超LSI開発」『マネジメント』一九八〇年十一月。榊原清則「共同研究開発の組織とマネジメンター超LSI技術研究組合のケース」今井賢一編『イノベーションと組織』東洋経済新報社、一九八六年。
- 44) 『電子工業30年史』前掲、前掲。
- 45) 根橋、前掲、六〇頁。
- 46) 日本電子機械工業会、日本半導体企業の関係者に対するインタビュー。
- 47) 今井賢一、佐久間昭光「先端技術をめぐる日米貿易摩擦-半導体を中心にみた産業組織的分析-」『季刊・現代経済』一九八三年春号、六六～六七頁。
- 48) 日本電子機械工業会の関係者に対するインタビュー。
- 49) 佐橋滋『異色官僚』社会思想社、一九九四年、二五三～二五四頁。
- 50) Okimoto, *op. cit.*, chap.1. また、Ryutaro Komiya and Motoshige Itoh, "Japan's International Trade and Trade Policy, 1955-1985," Takashi Inoguchi and Daniel I. Okimoto, eds., The Political Economy of Japan, vol.2, Stanford University Press, 1988, pp.184-185, 205-206, 210-211. も参照。日本の産業政策理念の形成過程については、河野康子「吉田外交と国内政治-通産省設置から電力借款導入まで-」『年報・政治学』一九九一年、岩波書店。鶴田俊正『戦後日本の産業政策』日本経済新聞社、一九八二年。
- 51) 半導体企業、日本電子機械工業会の関係者に対するインタビュー。
- 52) 『電子工業50年史』前掲、六一頁。
- 53) 通産省通商政策局・機械情報産業局の関係者に対するインタビュー。

- 54) 補助金については、Okimoto, *op. cit.*, pp. 76-83.
- 55) 半導体産業界の関係者に対するインタビュー。Okimoto, *op. cit.*, pp. 166-167. 高井の見解については、『日経産業新聞』一九七七年二月五日（「ひと・課題」高井敏夫）、高井敏夫「わが国電子製品の対米輸出をめぐる紛争」『租税研究』第三五五号、一九七九年、高井敏夫「電子機器の国際産業構造と日米通商問題」『国際問題』一九七八年二月。
- 56) 日本電子機械工業会、半導体企業の関係者に対するインタビュー。
- 57) 日本電子機械工業会の関係者に対するインタビュー。
- 58) 猪口孝、岩井奉信『「族議員」の研究』日本経済新聞社、一九八七年、一八二～一八五頁。日本経済新聞編『自民党政調会』日本経済新聞社、一九八三年、一一三頁。
- 59) Okimoto, Sugano and Weinsyein, *op. cit.*, pp. 119-120. 日本電子機械工業会の関係者に対するインタビュー。
- 60) 『日本経済新聞』一九七九年五月二五日。日本電子機械工業会の関係者に対するインタビュー。
- 61) 半導体産業界の関係者に対するインタビュー。
- 62) 『電子工業50年史』前掲、五五頁。
- 63) 日本電子機械工業会の関係者に対するインタビュー。『日本電子機械工業会とは…』（日本電子機械工業会）。
- 64) S I Aの関係者に対するインタビュー。
- 65) *Electronic News*, March 28, April 18, 1977. S I Aの関係者に対するインタビュー。
- 66) About The Semiconductor Industry Association (SIA).
- 67) この頃の出来事については、Helen V. Milner, *Resisting Protectionism: Global Industries and the Politics of International Trade*, Princeton University Press, 1988, pp. 122-132. 『米国半導体産業の現状と対日批判』日本貿易振興会海外経済情報センター、一九八〇年、五〇～五八頁。『米国半導体産業と通商政策』日本貿易振興会海外経済情報センター、一九八一年、を参照。
- 68) Semiconductor Industry Association, An American Response to the Foreign Industrial Challenge in High Technology Industries, Conference Proceedings, June 18-19, 1980, 1980, pp. 35-36.
- 69) David B. Yoffie, "The Semiconductor Industry Association and the Trade Dispute with Jaoan (A)," Yoffie, International Trade and Competition: Cases and Notes in Strategy and Management, McGraw-Hill, 1990, p. 415.
- 70) S I Aの関係者に対するインタビュー。
- 71) Semiconductor Industry Association, *op. cit.*, 1980; Semiconductor Industry Association, The International Microelectronics Challenge: The American Response by the Industry, the Universities and the Government, 1981. 多様な主張を整理したものとして、『米国半導体産業の現状と対日批判』前掲、六二～七六頁。
- 72) "Can Semiconductors Survive Big Business?," *Business Week*, December 3, 1979.
- 73) Semiconductor Industry Association, *op. cit.*, 1980, p. 3 (Statement of Robert E. Herzstein).
- 74) *Ibid.*, p. 26.
- 75) SIA Action Program, 1979 (Semiconductor Industry Association).
- 76) Yoffie, *op. cit.*, pp. 414-415. U S T Rの関係者に対するインタビュー。
- 77) Competitives Factors Influencing World Trade in Integrated Circuits, Report to the Subcommittee on International Trade of the Committee on Finance and the Subcommittee on International Finance of the Committee on banking, Housing and Urban Affairs of the United States Senata on Investigation, No. 332-102, Under Section 332 of the Tariff Act of 1930, as Amended, U.S. International Trade Commission Publication 1013, November 1979, U.S. International Trade Commission.

- 78) Hearing Before the Subcommittee on Trade of the Committee on Ways and Means, House of Representatives, Ninety-Sixth Congress, First Session, November 30, 1979, U. S. Government Printing Office, 1980.
- 79) Ibid., p. 19.
- 80) "High Technology and Japanese Industrial Policy: A Strategy for U. S. Policymakers", in Subcommittee on Trade of the Committee on Ways and Means, U. S. House of Representatives, October 1, 1980, U. S. Government Printing Office, 1980.
- 81) "Statement of Richard W. Anderson, General Manager, Hewlett-Packard, Co.", in Field Hearing Before the Subcommittee on Trade of the Committee on Ways and Means, House of Representatives, Nineth-Sixth Congress, Second Session, April 28, 1980, U. S. Government Printing Office, 1980.
- 82) Semiconductor Industry Association, op. cit., 1980, p. 37 (Statement of Werren Davis); Hearing Before the Joint Economic Committee, Congress of the United States, Ninety-Sixth Congress, First Session, October 10, 1979, U. S. Government Printing Office, 1980.
- 83) Semiconductor Industry Association, op. cit., 1980, p. 23. アメリカ半導体産業の関係者に対するインタビュー。
- 84) Ibid., p. 23.
- 85) Ibid., pp. 23-24, 37-39.
- 86) Ibid., p. 37.
- 87) Ibid., p. v.
- 88) Ibid..
- 89) U. S. Department of Commerce, Industry and Trade Administration, A Report on the U. S. Semiconductor Industry, September 1979, U. S. Government Printing Office, p. 4.
- 90) Semiconductor Industry Association, op. cit., 1980 (Statement of Steve Falken).
- 91) "Statement of Ambassador Robert Hormats, Deputy U. S. Trade Representative," in Hearing Before the Subcommittee on International Finance of the Committee on Banking, Housing, and Urban Affairs, U. S. Senate, Nineth-Sixth Cogress, Second Session, January 15, 1980, U. S. Government Printing Office, 1980.
- 92) "Statement of Frederick T. Kickerbocker, Deputy Assistant Secretary of Commerce for Industry Policy," in Ibid..
- 93) 例えば、"The Japanese Challenge in Semiconductors," Business Week, July 11, 1977; "Japanese Threat to Sillicon Valley," San Francisco Examiner, January 8, 1978.
- 94) "The Japanese Spies in Sillicon Valley," Fortune, February 27, 1978.
- 95) 日本電子機械工業会、半導体企業の関係者に対するインタビュー。
- 96) 半導体産業の関係者に対するインタビュー。
- 97) 日本電子機械工業会の関係者に対するインタビュー。
- 98) 『米国半導体産業の現状と対日批判』前掲、五〇～五八頁。
- 99) 大内淳義「半導体をめぐる日米通商問題」『電子工業月報』第二一卷第六号、一九七九年。
- 100) 前掲。『FACT SHEET (日米半導体摩擦に関する日本側見解)』(日本電子機械工業会)。
- 101) 日本電子機械工業会の関係者に対するインタビュー。
- 102) S I Aの関係者に対するインタビュー。
- 103) 五十嵐武士『政策革新の政治学—レーガン政権下のアメリカ政治—』東京大学出版会、一九九二年、第二章。

- 104) Ronald W. Regan, An American Life, Janklow & Nesbit Associates, 1990, pp. 462-463.
- 105) William A. Niskanen, Reaganomics: An insider's Account of the Policies and the People, Oxford University Press, 1988, pp. 137-138.
- 106) Semiconductor Industry Association, op. cit., 1980, p. 36.
- 107) Semiconductor Industry Association, The International Microelectronics Challenge: The American Response by the Industry, the Universities and the Government, 1981.
- 108) Ibid., p. 23.
- 109) Semiconductor Industry Association, The Effects of Government Targeting on World Semiconductor Competition: A Case History of Japanese Industrial Strategy and Its Costs for America, 1983.
- 110) Ibid., p. 5.
- 111) Ibid., p. 71.
- 112) Ibid., p. 97-101.
- 113) Ibid., p. 6.
- 114) Ibid., p. 73; アメリカ半導体産業の関係者に対するインタビュー。
- 115) S I A、商務省の関係者に対するインタビュー。
- 116) S I Aの関係者に対するインタビュー。
- 117) Steve Dryden, Trade Warriors: USTR and the American Crusade for Free Trade, Oxford University Press, 1985, p. 314; S I Aの関係者に対するインタビュー。
- 118) Yoffie, op. cit., p. 418. S I Aの関係者に対するインタビュー。
- 119) Ibid., p. 416; Milner, Ibid., p. 127-128.
- 120) Hearing Before the Subcommittee on International Finance of the Committee on Banking, Housing, and Urban Affairs, United States Senate, Ninety-Sixth Congress, Second Session, Part III, January 15, 1980, U. S. Government Printing Office, 1980.
- 121) Prestowitz, op. cit., p. 18.
- 122) Milner, op. cit., p. 128.
- 123) Prestowitz, op. cit., pp. 49-50.
- 124) Ibid., p. 51.
- 125) Ibid., p. 51-52.
- 126) Ibid., p. 51.
- 127) "Statement of Ambassador Michael B. Smith, Deputy U. S. Trade Representative," in Hearing Before the Subcommittee on Trade of the Committee on Ways and Means, House of Representatives, Ninety-Eighth Congress, First Session, March 10 and April 26, 27, 1983, U. S. Government Printing Office, 1983, p. 269.
- 128) "Prepared Statement of Hon. William E. Brock," in Hearing Before the Subcommittee on Economic Goals and InterGovernmental Policy of the Joint Economic Committee, Congress of the United States, Ninth-Eight Congress, First Session, July 25, 1983, U. S. Government Printing Office, pp. 7-9.
- 129) "Prepared Statement of Claud L. Gingrich, General Counsel, Office of the U. S. Trade Representative," in Hearings and Markup Before the Subcommittee on International Economic Policy and Trade of the Committee on Foreign Affairs, House of Representatives, Ninety-Eight Congress, November 2, 9, 1983, March 2, 1984, U. S. Government Printing Office, 1984, pp. 36, 38.
- 130) Prestowitz, op. cit., pp. 51-52.
- 131) 通産省機械情報産業局の関係者に対するインタビュー。
- 132) 商務省、通産省の関係者に対するインタビュー。
- 133) 細川恒『大競争時代の通商戦略』NHK出版、一九九八年、一二四頁。

- 134) 前掲、一二七頁。
- 135) 「わが国産業政策の基本的考え方（通商産業省大臣官房談話）」『貿易と関税』一九八三年六月、九四～九五頁。
- 136) 前掲、九五頁。
- 137) 通産省の関係者に対するインタビュー。
- 138) Recommendation of the U. S. -Japan Work Group on High Technologies (November 1982).
- 139) 具体的には、"Statement of George Scalise, Senior Vice President, Advanced Micro Devices, Inc., on Behalf of the Semiconductor Industry Association," in Hearing Before the Subcommittee on Trade of the Committee on Ways and Means, House of Representative, Ninety-Eventh Congress, Second Session, July 26, 1982, U. S. Government Printing Office, 1982; "Statemet of Alexander Lidow, Vice President, Research and Development, Semiconductor Division, International Rectifier, Corp., on Behalf of the Semiconductor Industry Association," in Hearings Before the Subcommittee on Trade of the Committee on Ways and Means, House of Representatives, Nineth-Eight Congress, First Session, March 10 and April 26, 27, 1983, U. S. Government Printing Office, 1983; "Prepared Statement of R. Michael Gadow, Council, The Semiconductor Industry Association," in Hearings and Markup, op. cit., 1984.
- 140) "Statement of H. William Tanaka, Council, on Behalf of the Electronic Industries Association of Japan," in Hearings Before the Subcommittee on Trade, op. cit., 1983, pp.111-112.
- 141) Prestowitz, op. cit., p. 53.
- 142) 日本政府の関係者に対するインタビュー。
- 143) 通産省の関係者に対するインタビュー。
- 144) Recommendations of the U. S. -Japan Work Group on High Technology Industries: Semiconductors, November 2, 1983 (U. S. Department of Commerce).
- 145) プレストウィッツは、著書で議長覚え書きの存在を明らかにしていたものの、その詳細な内容には言及していない。Prestowitz, op. cit., p. 53.
- 146) Except from 1983 U. S. -Japan Joint Semiconductor Recommendations: Chairman's Note, (Semiconductor Industry Association).

第五章

- 1) Clyde V. Prestowitz, Jr., Trading Places: How We Allowed Japan to Take the Lead, Basic Book, Inc., Publishers, 1988, p. 54.
- 2) 通商産業省『半導体産業の現況』一九八四年一〇月。
- 3) ゴードン・ムーア（玉置直司、取材・構成）『インテルとともに—ゴードン・ムーアわたしの半導体人生—』日本経済新聞、一一三～一一四頁。
- 4) I. M. Destler, American Trade Politics, Thirt Edition, Institute for International Economics and The Twentieth Century Fund, 1992, pp. 89-92.
- 5) 「E I A J / A E A 事務次ベル打ち合せについて（要旨）」『電子』一九八五年五月号、二七～二八、三〇頁。
- 6) Helen V. Milner, Resisting Protectionism: Global Industries and the Politics of International Trade, Princeton University Press, 1988, pp. 131-132.
- 7) Semiconductor Industry Association, Global Productivity: Public Policy Issues for 1985, The Semiconductor Industry as Catalyst for Americas Manufacturing Competitiveness, March 1985.
- 8) 301条については、宮里政玄『米国通商代表部（USTR）』ジャパントイムズ、一九八九年、第三章。

- 9) David B. Yoffie, "The Semiconductor Industry Association and the Trade Dispute with Japan (A)," in Yoffie, International Trade and Competition: Cases and Notes in Strategy and Management, McGraw-Hill, 1990, pp. 414, 416-417.
- 10) Yoffie, *Ibid.*, pp. 416-417; "U. S. Semiconductor Markets File Trade Complaint Against Japan Rivals," JEI Report, no. 23B, June 21, 1985, pp. 10-12.
- 11) *Ibid.*, p. 416; アメリカ半導体産業の関係者に対するインタビュー。
- 12) Yoffie, *op. cit.*, p. 417; 『日本経済新聞』一九八五年六月十六日。
- 13) Semiconductor Industry Association, Petition of the Semiconductor Industry Association, Before the Section 301 Committee, Office of the United States Trade Representative, June 14, 1985; Semiconductor Industry Association, Japanese Market Barriers in Microelectronics: Memorandum in Support of a Petition Pursuant to Section 301 of the Trade Act of 1974 as Amended, June 14, 1985;
- 14) Petition for the Imposition of Antidumping Duty, Filed on Behalf of Micron Technology, Inc., In the Matter of 64K Dynamic Random Memory Components From Japan, June 21, 1985, pp. 25-26.
- 15) ムーア、前掲、一一八～一一九頁。
- 16) Petition for the Imposition of Antidumping Duties Pursuant to the Tariff Act of 1930, As Amended, Submitted by Intel Corporation, Advanced Micro Devices, and National Semiconductor Corporation, In the Matter of Erasable Programmable Read Only Memories (EPROM) from Japan, September 30, 1985, p. 1.
- 17) Yoffie, *op. cit.*, p. 417.
- 18) Telegram from International Rectifier, Semiconductor Division to Office of the USTR, Michael B. Smith and Clayton Yeutter, June 27, 1985.
- 19) Yoffie, *op. cit.*, pp. 417-418.
- 20) Letter from Senator Ernest Hollings to USTR, June 13, 1985.
- 21) Letter from Don Edwards and Barbara Boxter, etc. to Michael B. Smith, June 20, 1985, pp. 1-3.
- 22) Letter from Task Force on High Technology Initiatives, House Republican Research Committee, U. S. House of Representatives to the Honorable Clayton Yeutter, U. S. Trade Representative, August 5, 1985.
- 23) "Statement of George M Scalise, Senior Vice President and Chief of Administrative Officer, Advanced Micro Devices, on Behalf of the Semiconductor Industry Association," in Hearing Before the Subcommittee on Trade, Productivity, and Economic Growth of the Joint Committee, Congress of the United States Ninety-Ninth Congress, First Session, August 6, 1985, U. S. Government Printing Office, 1986, pp. 57-63.
- 24) "Opening Statement of Senator Wilson, Presiding," in *Ibid.*, pp. 1-4.
- 25) William F. Finan and Chris B. Amundsen, An Analysis of the Effects of Targeting on the Competitiveness of the U. S. Semiconductor Industry: A Study Prepared for the Office of the United States Special Trade Representative, the Department of Commerce and the Department of Labor, Quick Finnan and Associates, May 30, 1985.
- 26) Prestowitz, *op. cit.*, pp. 56-57.
- 27) Yoffie, *op. cit.*, pp. 418-419.
- 28) Office of the United States Trade Representative, Initiation of Investigation Under Section 301, Semiconductor Industry Association, Federal Register, vol. 50, no. 136, July 1985, p. 28866.
- 29) Prestowitz, *op. cit.*, p. 56.
- 30) 『日本経済新聞』一九八五年七月十二日。
- 31) 『'86集積回路ICガイドブック』日本電子機械工業会、一九八六年、六五頁。

- 32) 日本の半導体企業関係者に対するインタビュー。
- 33) 日本電子機械工業会、日本の半導体企業関係者に対するインタビュー。
- 34) 前掲。
- 35) 前掲。
- 36) 日本電子機械工業会『S I Aの通商法三〇一条提訴に関する日本電子機械工業会見解』一九八五年九月。
- 37) 前掲。Tanaka Walders & Ritgers, Before the Office of the United States Trade Representative, Brief of the Electronic Industries Association of Japan, Investigation of Semiconductors under Section 301 of the Trade Act of 1974, as Amended, August 26, 1985.
- 38) 日本電子機械工業会の関係者に対するインタビュー。
- 39) 「第三回E I A J / A E A会談を東京で開催」『電子』一九八五年一〇月号、四二～四四頁。
- 40) 日本電子機械工業会、日本の半導体企業関係者に対するインタビュー
- 41) 外務省経済局・北米局、条約局の関係者に対するインタビュー。
- 42) 若杉和夫『こんな役人がいてもいいーある高級官僚の創造的破壊ー』時評社、一九八七年、二四頁。
- 43) 前掲。
- 44) 前掲、二六～二七頁。「通産省事務次官への緊急インタビュー・貿易摩擦は解決できる」(小長啓一インタビュー)『Voice』一九八五年六月号、六八・七三頁。
- 45) 通産省内部資料。通産省機械情報産業局、通商政策局、外務省経済局の関係者に対するインタビュー。
- 46) 『日本経済新聞』一九八五年六月十四日、七月二四日。
- 47) 通産省高官に対するインタビュー。
- 48) 通産省、U S T Rの高官に対するインタビュー。
- 49) 通産省高官、機械情報産業局の関係者に対するインタビュー。
- 50) 黒田眞『日米関係の考え方ー貿易摩擦を生きてー』有斐閣、一九八九年、四～五頁。
- 51) 若杉、前掲、三二～三五頁。
- 52) 黒田、前掲、六八頁。
- 53) S I A、U S T Rの対日協議担当者に対するインタビュー。
- 54) "Robert W. Galvin; Chairman of the Board, Motorola Inc.,: For Your Outstanding Efforts to Improve Understanding Between Business and Government," Industry Week, October 13, 1986.
- 55) 佐藤英夫「日米経済摩擦と政策決定」『国際法外交雑誌』第八四巻第二号、一九八五年六月、二四～二五頁。
- 56) Industry Week, op. cit..
- 57) Steve Dryden, Trade Warriors: USTR and the American Crusade for Free Trade, Oxford University Press, 1985, p. 319.
- 58) Destler, op. cit., pp. 118-120; William A. Niskanen, Reganomics, Oxford University Press, 1988, p. 151.
- 59) 『日本経済新聞』一九八五年十一月十五日、二一日。通産省機械情報産業局の関係者に対するインタビュー。
- 60) 通産省機械情報産業局の関係者に対するインタビュー。黒田、前掲、四五～四六頁。
- 61) U S T Rの、通産省機械情報産業局、通商政策局の関係者に対するインタビュー。
- 62) United States Department of Commerce, International Trade Administration, Self-Initiation of Antidumping Duty Investigation, Dynamic Random Access Memory Semiconductors of 256 Kilobits and Above from Japanm December 6, 1985. 日本電子機械工業会による反論は、Law Offices Tanaka Walders & Ritger, Comments of the Electronic Industries Association of Japan, Dynamic Random Access Memory Semiconductors of 256 Kilobits and Above from Japan, Investigation no. A-588-505,

February 15, 1986.

- 63) Prestowitz, op. cit., p. 57.
- 64) Ibid..
- 65) Destler, op. cit., pp. 123-124.
- 66) Niskanen, op. cit., p. 148; Dryden, op. cit., pp. 311-312.
- 67) "Remarks at a White House Meeting With Business and Trade Leaders, September 23, 1985," Public Papers of the Presidents of the United States, Ronald Reagan, 1985, Book II, U. S. Government Printing Office, 1988.
- 68) Prestowitz, op. cit..
- 69) "Statement of Malcom Baldrige, Secretary of Commerce," in Hearing Before the Subcommittee on Oversight and Investigations and the Special Subcommittee on U.S.-Pacific Rim Trade of the Committee on Energy and Commerce, House of Representatives, Ninety-Tenth Congress, Second Session, April 16, June 9, September 9 and 26, 1986, U. S. Government Printing Office, 1987, p. 147.
- 70) Prestwitz, op. cit., pp. 59-60.
- 71) 『日本経済新聞』一九八五年十二月八日、十一月十六日。通産省の関係者に対するインタビュー。
- 72) 若杉、前掲、二九頁。
- 73) Letter from American Electronics Association Government Operations Office to Michael Smith, Office of the U. S. Trade Representative, December 3, 1985, pp. 1-2.
- 74) 『日本経済新聞』一九八五年十二月六日。
- 75) 若杉、前掲、二二四頁。
- 76) 『日本経済新聞』一九八五年十二月七日。
- 77) Washington Post, February 21, 1986; 『日本経済新聞』一九八五年十二月二八日、一九八六年一月二三・二五日。
- 78) 『日本経済新聞』一九八六年三月四日、4月二三日。
- 79) Wall Street Journal, March 14, 1986.
- 80) 通産省高官に対するインタビュー。
- 81) 通産省機械情報産業局、日本半導体企業の関係者に対するインタビュー。
- 82) 前掲。
- 83) Washington Post, March 26, 1986. 日本半導体企業の関係者に対するインタビュー。
- 84) 通産省の関係者に対するインタビュー。
- 85) 日本半導体企業の関係者に対するインタビュー。
- 86) 藤原幹夫「日米半導体協定、これが密約文書だ」『文芸春秋』一九八八年五月号、一三一頁。Washington Post, op. cit.; 通産省、日本半導体企業の関係者に対するインタビュー。
- 87) Business Week, April 28, 1986; Washington Post, Ibid..
- 88) 日本半導体企業の関係者に対するインタビュー。
- 89) 商務省の関係者に対するインタビュー。Washington Post, Ibid..
- 90) Business Week, op. cit..
- 91) Semiconductor Industry Association, Two Years of Experience Under the U. S. - Japan Semiconductor Agreement: Second Annual Report to the President by the Semiconductor Industry Association, September 1988, p. 6.
- 92) 『日本経済新聞』一九八六年三月二九日、四月二三日。
- 93) Washington Post, March 28, 1986.
- 94) 通産省の関係者に対するインタビュー。黒田眞「対米摩擦と市場開放」世界平和研究所編『中曽根内閣史—政策と理念—』中央公論事業出版、一九九五年、五八六頁。
- 95) 世界平和研究所編『中曽根内閣史—資料篇—』中央公論事業出版、一九九五年、六四三～六四五、六四八頁。

- 96) 『朝日新聞』一九八六年四月十四日。日本政府の関係者に対するインタビュー。
- 97) 通産省機械情報産業局の関係者に対するインタビュー。
- 98) 日本政府の関係者に対するインタビュー。
- 99) 中曽根康弘(伊藤隆、佐藤誠三郎インタビュー) 『大地有情—五十年の戦後政治を語る—』文芸春秋、一九九六年、五三〇頁。世界平和研究所編『中曽根内閣史—資料篇—』前掲、六四三頁。
- 100) 通産省機械情報産業局、通商政策局の関係者に対するインタビュー。なお、この方針は一九八七年の日米建設摩擦における方針とも、類似している。藪中三十二『対米経済交渉—摩擦の実像—』サイマル出版会、五九頁。
- 101) ジャーナリズムに散見される見解であるが、学術的研究において類似する立場は、例えば佐藤英夫『日米経済摩擦 一九四五—一九九〇』平凡社、一九九一年、一二四—一二六頁、宮里、前掲、一六九頁。
- 102) 通産省機械情報産業局の関係者に対するインタビュー。
- 103) 前掲。
- 104) 通産省、日本電子機械工業会の関係者に対するインタビュー。
- 105) William F. Finan and Chris B. Amundsen, Report on Estimating U. S. Market Share in Japan: A Report to the Semiconductor Industry Association, Quick Finan and Associates, November 8, 1985; 商務省、アメリカ半導体産業の関係者に対するインタビュー。
- 106) アメリカ半導体企業の関係者に対するインタビュー。
- 107) S I Aの関係者に対するインタビュー。
- 108) ムーア、前掲、一二〇、一二二頁。
- 109) S I Aの関係者に対するインタビュー。
- 110) U S T R、商務省の関係者に対するインタビュー。
- 111) フクシマ、前掲、二三九—二四〇頁。
- 112) Glen S. Fukushima, "The Role of Government in High Tech Trade," in Franz Waldenberger, ed., The Political Economy of Trade Conflicts: The Management of Trade Relations in the US-EU-Japan Trade, Springer-Verlag, 1994, P. 116.
- 113) 商務省、U S T Rの関係者に対するインタビュー。
- 114) アメリカ政府・産業関係者のアファーマティヴ・アクション的な考え方については、Dryden, op. cit., p. 313 (ウィリアム・ブロックU S T R代表の発言); Fukushima, Ibid. pp. 120-121; Semiconductor Industry Association, op. cit., 1981, p. 23. また、國廣道彦『体験的経済摩擦論』世界の動き社、一九八七年、一〇八—一一〇頁。
- 115) S I Aの関係者に対するインタビュー。
- 116) Ellis S. Krauss, "U. S. -Japan Negotiations on Construction and Semiconductors, 1985-1988: Building Friction and Relation-Chips," in Peter B. Evans, Harold K. Jacobson, Robert D. Putnam, eds., Double-Edged Diplomacy, University of California Press, 1993, pp. 270-271; Washington Post, June 26, 1986.
- 117) "Mid-Year Trade Legislation Review, An Analysis of the House Trade Bill," JEI Report, 30A, August 15, 1986.
- 118) 『日本経済新聞』一九八六年五月四日、四月二四日。
- 119) 日本政府の関係者に対するインタビュー。
- 120) 外務省の関係者に対するインタビュー。
- 121) 日本政府の関係者に対するインタビュー。
- 122) 藤原、前掲、一三〇頁。
- 123) 関係者に対するインタビュー。
- 124) 通産省、外務省の関係者、新聞記者に対するインタビュー。
- 125) Electronic News, June 6, 1986.
- 126) 「日米半導体交渉の秘密議事録」古森義久『ワシントン情報ファイル』新潮社、一九九三年。通産省、U S T Rの関係者に対するインタビュー。

- 127) 「決着をみた日米半導体交渉」(若杉和夫インタビュー)『貿易と関税』一九八六年九月、九頁。
- 128) 「日米半導体交渉の秘密議事録」前掲、一一七～一一八頁。
- 129) 前掲、一一八頁。
- 130) Dryden, op. cit., p. 184.
- 131) 「日米半導体交渉の秘密議事録」前掲、一一三～一一四頁。
- 132) 前掲、一一五頁。原文は「勸奨」でなく「奨励」。
- 133) 前掲。
- 134) 若杉和夫『こんな役人がいてもいいーある高級官僚の創造的破壊ー』時評社、一九八七年、二八～二九頁。
- 135) 若杉、前掲、一九八七年、二七～二九頁。黒田、六八～六九頁。
- 136) 通産省の関係者に対するインタビュー。棚橋祐治『日本経済の針路』ダイヤモンド社、一九九四年、一三四～一三五頁、も参照。
- 137) 日本政府の関係者に対するインタビュー。
- 138) S I Aの関係者に対するインタビュー。
- 139) アメリカ政府関係者に対するインタビュー。
- 140) 「日米半導体交渉の秘密議事録」前掲、一二二頁。
- 141) 前掲、一二〇～一二二頁。
- 142) "Remarks to the Annual Meeting of the National Association of Manufactures, May 29, 1986," Public Papers of the Presidents of the United States, Ronald Reagan, 1986, Book 1, U. S. Government Printing Office, 1986, p. 688.
- 143) Electronic News, June 6, 1986.
- 144) グレン・S・フクシマ(渡辺敏訳)『日米経済摩擦の政治学』朝日新聞社、一九九二年、二二三頁。
- 145) 藤原、前掲、一三〇頁。日本半導体企業の関係者に対するインタビュー。
- 146) Letter from Nobuo Matsunaga, Ambassador of Japan to Clayton K. Yeutter, United States Trade Representative, pp. 1-3; 「日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の半導体の貿易に関する交換公文」『条約集(昭和六一年二国間条約)』外務省条約局、一九八七年九月、一八七三～一九七四頁。
- 147) USTR、外務省の関係者に対するインタビュー。黒田、前掲、六八～七〇頁。
- 148) 『朝日新聞』一九八六年六月六日。『日本経済新聞』一九八六年六月七・十八日・二十八日。
- 149) 『日本経済新聞』一九八六年六月十九日。
- 150) USTRの関係者に対するインタビュー。若杉、前掲、二二一頁。
- 151) Krauss, op. cit., p. 274.
- 152) Yoffie, op. cit., p. 420; USTR、商務省の関係者に対するインタビュー。そのため、予備調査の結果発表も重要な意味をもった。U. S. International Trade Commission, Dynamic Random Access Memory Semiconductors of 256 Killobits and Above From Japan, Determination of the Commission in Investigation No. 731-TA-300 (Preliminary) Under the Tariff Act of 1930, Together with the Information Obtained in the Washington, U. S. I. T. C. Publication 1803, January 1986.
- 153) 日本半導体企業の関係者に対するインタビュー。
- 154) 「決着をみた日米半導体交渉」前掲、九頁。
- 155) 通産省通商政策局の関係者に対するインタビュー。
- 156) 外務省の関係者に対するインタビュー。手嶋龍一『ニッポンFSXを撃て』新潮社、一九九一年、一八九頁。
- 157) 通産省高官、USTRの対日協議担当者に対するインタビュー。
- 158) 「決着をみた日米半導体交渉」前掲、一〇頁。
- 159) JEI Report, 28B, August 1, 1986, pp. 6-7.
- 160) 商務省、通産省の関係者に対するインタビュー。

- 161) USTR、外務省、通産省の関係者に対するインタビュー。
- 162) 通産省高官に対するインタビュー。
- 163) USTRの関係者に対するインタビュー。
- 164) フクシマ、前掲、二二五～二二六頁。
- 165) 日本政府の関係者に対するインタビュー。
- 166) 「ビジネス戦記—松永信雄(4)」『朝日新聞』一九九四年五月二八日。
- 167) Dryden, *op. cit.*, p. 320.
- 168) Niskanen, *op. cit.*, p. 154.
- 169) Dryden, *op. cit.*, p. 320.
- 170) 通産省『日米半導体交渉の決着について（通産省大臣談話）』一九八六年七月三十一日。
- 171) 『日米半導体通商問題について（会長談話）』日本電子機械工業会、一九八六年七月三十一日。
- 172) "Prepared Statement of Alan Wolf," in Hearing Before the Subcommittee on Asian and Pacific Affairs and on International Economic Policy and Trade of the Committee on Foreign Affairs, House of Representatives, One Hundredth Congress, First Session, April 23 and May 5, 1987, U. S. Government Printing Office, 1988, p. 86.
- 173) "Memorandum from the President, July 31, 1986," Weekly Compilation of Presidential Documents, vol. 22, no. 31, August 4, 1986, pp. 1021-1022.
- 174) Washington Post, October 11, 1986.
- 175) Journal of Commerce, August 16, 1986; Laura D'Andrea Tyson, Who's Bashing Whom?: Trade Conflict in High-Technology Industries, Institute for International Economics, 1992, pp. 116-117 (竹中平蔵監訳『誰が誰を叩いているのか』ダイヤモンド社、一九九三年、一六五～一六七頁)。
- 176) 対日報復の決定過程については、Dryden, *op. cit.*, pp. 326-329; 佐藤、前掲、一二六～一三三頁。
- 177) 『外国系半導体ユーザ協議会五年間の歩み』日本電子機械工業会・外国系ユーザ協議会、一九九三年。

第六章

- 1) 伊丹敬之・伊丹研究室『日本の半導体産業—なぜ「三つの逆転」は起こったのか—』NTT出版、一九九五年、第七章。イ余正解『企業戦略と産業発展—韓国半導体産業のキャッチアッププロセス—』白桃書房、一九九五年、第一章。
- 2) 深川由起子『韓国—ある産業発展の軌跡—』日本貿易振興会、一九八九年。服部民生編『韓国の工業化・発展の構図』アジア経済研究所、一九八七年。イ余、前掲、第二章。
- 3) ホアン・J・リンス（高橋進監訳）『全体主義体制と権威主義体制』法律文化社、一九九五年、参照。
- 4) 韓相震「官僚的権威主義と韓国社会」ソウル大学社会学研究会編『韓国社会の伝統と変化』汎文社、一九八三年（韓国語）。韓昇助「官僚的権威主義体制に関する考察」韓昇助『韓国民主主義—理論と実際—』蛍雪出版社、一九八四年（韓国語）。韓培浩「権威主義的政策決定類型」韓培浩『韓国の政治』博英社、一九九〇年（韓国語）。
- 5) 司空壹、L・P・ジョーンズ『経済開発と政府および企業家の役割』韓国開発研究院一九八一年（韓国語）。季景台『産業政策の理論と現実』産業研究院、一九九六年（韓国語）。
- 6) Kim Eun Mee, Big Business, Strong State: Collusion and Conflict in South Korean Development, 1960-1990, State University of New York Press, 1997; Rhee Jong-Chan, The State and Industry in South Korea: The Limits of the Authoritarian

- State, Routledge, 1994.
- 7) Chalmers Johnson, "Political Institutions and Economic Performance: The Government-Business Relationship in Japan, South Korea, and Taiwan," in Frederic C. Deyo, ed., The Political Economy of the New Asian Industrialism, Cornell University Press, 1987; Bruce Cumings, "The Origins and Development of the Northeast Asian Political Economy: Industrial Sectors, Product Cycle, and Political Consequences," in Ibid., Stephen Haggard, Pathways From the Periphery: The Politics of Growth in the Newly Industrializing Countries, Cornell University Press, 1990.
 - 8) Peter B. Evans, Embedded Autonomy: States and Industrial Transformation, Princeton University Press, 1995.
 - 9) 例えば、金錫俊『韓国産業と国家論』ナナム、一九九二年（韓国語）。Sung Gul Hong, The Political Economy of Industrial Policy in East Asia: The Semiconductor Industry in Taiwan and South Korea, Edward Elgar, 1997; Stephen Haggard and Chung-In Moon, "Institution and Economic Policy: Theory and a Korean Case Study," World Politics, January 1990; Jaeho Yeom "Economic Reform and Government-Business Relations in Korea: Toward Institutional Approach," Journal of International Political Economy, 1996; 大西裕「開発モデルとしての『東アジア型』工業化（一・二）」『大阪市立大学・法学雑誌』四〇巻四号・四一巻一号、一九九四年、一九九五年。
 - 10) Hong, Ibid., p. 79.
 - 11) Ibid., p. 81.
 - 12) Ibid., p. 84; 『電子協会三〇年史』韓国電子産業協会、一九八九年、五七～六一頁（韓国語）。窪田光純、玄湖仲、上田賢『韓国電子産業資料集』千曲秀出版社、一九九〇年、九～一〇頁。
 - 13) Ibid., pp. 86-87.
 - 14) 金正濂『韓国経済政策三〇年史—金正濂回顧録—』中央日報社、一九九〇年（韓国語）。谷浦孝雄『韓国の工業化と開発体制』アジア経済研究所、一九八九年、十二頁。
 - 15) 経済企画院『経済白書・一九九二年版』一九九二年。
 - 16) 深川、前掲、二二三頁。
 - 17) Hong, op. cit., p. 92.
 - 18) 深川、前掲、十三～三三頁; Ibid., pp. 95-96.
 - 19) 金早雪「韓国における経済自由化と社会政策—転換期としての一九八〇年代—」『信州大学経済学論集』第二六号、一九八八年。野副伸一「輸入自由化論争」『アジアトレンド』一九八三年春、二～六頁。
 - 20) 半導体を含む電子産業分野の自由化、規制緩和は、『韓国電子年鑑・一九八七年版』一九八七年、八八、九七～一〇四頁（韓国語）。この頃の対外経済摩擦の認識は、経済企画院『経済白書・一九八三年版』一九八三年、第二章第二部（韓国語）。
 - 21) 井上隆一郎、浦田秀次郎、小浜裕久『東アジアの産業政策』日本貿易振興会、一九九〇年、一五〇～一五二頁。
 - 22) 窪、玄、上、前掲、十五～十六頁。
 - 23) 『電子協会三〇年史』前掲、一六三～一六五頁。
 - 24) 深川、前掲、一九九七年、三二～三三頁。
 - 25) 金、前掲。窪田、玄、上田、前掲、十七、三五～五一頁。深川由起子「先進国への道と課題」渡辺利夫編『概説・韓国経済』有斐閣、一九九一年、二四一、一四三頁。
 - 26) Hong, op. cit., p. 99.
 - 27) 商工部の内部資料による。
 - 28) 中野実、廉載鎬「政策決定構造の日米比較—分析枠組みと事例分析—」『レヴァイアサン』一九九八年秋号、一九九八年、九八頁。
 - 29) 季祥雨（藤高明、清田治史訳）『朴正熙時代—その権力の内幕—』朝日新聞社、一九

八八年。

- 30) 朴正熙『国家と革命と私』向文社、一九六三年、七〇、二二九頁（韓国語）。
- 31) 韓国関税協会『韓国関税史』一九六九年、三五四～三七一頁。
- 32) 全国経済人連合会『民間経済白書・一九六九年版』一九六九年。
- 33) Il Sakong, Korea in the World Economy, Institute for International Economics, 1993, p. 87.
- 34) 朱大永『半導体産業の急激な変化に対する対応』産業研究院、一九九二年（韓国語）。
金浚火玄『半導体産業の構造と発展方向』産業研究院、一九八五年（韓国語）。朴熙夫、
金錫喜、朱大永、郭国輝、李東鎮『わがくにの半導体産業の現況と育成戦略』KIET
産業研究院、一九八七年（韓国語）。
このようななかで進んだ、産業政策のコンセプトの変化について、Choi, Byung-Sun,
"The Changing Conception of Industrial Policymaking in Korea," The Korean
Journal of Policy Studies, vol. 4, 1989.
- 35) 鄭正佶「大統領の政策決定—経済政策を中心に—」ソウル大学行政大学院『行政論叢
』九巻二号、一九九一（韓国語）。白完基「韓国行政過程」金雲泰他共著『全訂版・韓
国政治論』博文社、一九八二年、四三二～四三三頁（韓国語）。
- 36) Il, op. cit., p. 71.
- 37) 谷浦、前掲、十六～十七頁。
- 38) 商工部の関係者に対するインタビュー。
- 39) 安海均「韓国官僚制と政策過程」安海均他『韓国官僚制と政策過程』茶山出版社、一
九九四年、九～一〇頁、参照。
- 40) 服部民生『韓国—ネットワークと政治文化—』東京大学出版会、一九九二年。
- 41) 韓国半導体産業の関係者に対するインタビュー。
- 42) 慎斗範『韓国政治の現在—民主化へのダイナミクス—』有斐閣、一九九三年、第五章、
参照。財閥の政府へのチャンネルは、Moon Kyu Park, "Interest Representative in
South Korea: The Limits of Corporatist Control," Asian Survey, vol. XXVII, no. 8,
August 1987, pp. 905-908.
- 43) Haggard and Moon, op. cit..
- 44) 金辰雄『韓国人の反米感情』一潮閣、一九九二年（韓国語）。
- 45) 朴、金、朱、郭、李、前掲、三四三～三四四頁。深川、前掲、一九八九年、二二三・
二二五頁。季泰鎔・季成権『韓国の産業政策』産業研究院、一九八九年（韓国語）。
- 46) 金龍日立・韓正和（康子宅訳）『韓国三星グループの成長戦略』一九九七年、二一～
一八九～一九〇頁。『日経産業新聞』一九八八年十二月二六日。
- 47) Semiconductor Industry Association, The Effect of Government Targeting on
World Semiconductor Competition: A Case History of Japanese Industry and Its
Costs for America, 1983, pp. 103-104. ただし、むしろ韓国では、日米欧が「国策」
として、政府が積極的な支援策で研究開発と受け取っていた。例えば金浚火玄、前掲、
二一九～二二〇頁。
- 48) Semiconductor Industry Association, Ibid., p. 105.
- 49) W. J. Sanders, III, "International Trade Policy," U. S. Department of Commerce,
International Trade Administration, High Technology Industries: Profiles and
Outlooks: The Semiconductor Industry, U. S. Government Printing Office, April
1983, pp. 19-22.
- 50) Jeffrey J. Schott, "US Trade Policy: Implications for US-Korea Relations,"
in Thomas O Bayard and Soo-Gil Young, eds., Economic Relations Between the
United States and Korea: Conflicts or Cooperation?, Institute for International
Economics, 1989; 大矢根聡「日米貿易摩擦と韓米貿易摩擦—摩擦の波及に関する政策
過程分析—」『アジア研究』第三八巻第三号、一九九二年。
- 51) 権奇成『経済摩擦—その理論と戦略—』東洋文庫、一九八九年、二八八～二九二頁（
韓国語）。Young-Kyu Park, "ROK-U. S. Trade Frictions," Korea and World Affairs,

- vol. XII, no. 1, Spring 1988, pp. 33-41; Soo-Gil Young, "Korea Trade Policy: Implications for Korea-US Cooperation," in Bayard and Young, *Ibid.*, pp. 143-152.
- 52) 「保護貿易主義の最近推移と主要産業別対応戦略」『調査月報（韓国産業銀行）』第三七五号、一九八七年二月、二八頁（韓国語）。
- 53) 『日本経済新聞』一九八六年一月二三日。
- 54) 過去の日米経済摩擦においても第三国、とくに韓国への対応がしばしば問題になった。一例として、大矢根聡『日米・韓米カラーTV摩擦-VERの導入と波及-』国際大学日米関係研究所オナーショナル・ペーパー、No. 2、一九九一年。
- 55) 『韓国経済新聞』一九八六年一月二五日（韓国語）。
- 56) 韓国半導体産業の関係者に対するインタビュー。
- 57) U. S. General Accounting Office, Briefing Report to the Honorable Lloyd M. Bentsen, United States Senate, International Trade: Observations on the U. S.-Japan Semiconductor Arrangement, U. S. General Accounting Office, April 1987, p. 5.
- 58) 慎金庸大「米・日半導体摩擦とわれわれの対応」『貿易』一九八七年五月（韓国語）。『韓国経済新聞』一九八七年三月三一日（韓国語）。朴熙夫、金錫喜、朱大永、郭国輝、1) 東鎮『わがくにの半導体産業の現況と育成戦略』K I E T産業研究院、一九八七年、二三六～二三七頁（韓国語）。"A Golden Opportunity?," *Business Korea*, July 1986, p. 29. 「韓国電子年鑑」も、日米半導体摩擦とアメリカの対日報復措置について特にスペースをさいており、関心が伺われる。『韓国電子年鑑・一九八七年版』一九八七年、四九八～五〇〇頁（韓国語）。
- 59) 伊丹、前掲、二七〇～二七三頁。
- 60) Young, *op. cit.*, pp. 120-121.
- 61) "Testimony of Andrew A. Procassini, President, Semiconductor Industry Association," in Hearing Before the Special Subcommittee on United States-Pacific Rim Trade of the Committee on Energy and Commerce, House of Representatives, Ninety-Ninth Congress, Second Session, August 11, 1986, U. S. Government Printing Office, 1986.
- 62) *Ibid.*, pp. 108-110.
- 63) *Ibid.*, pp. 112-113.
- 64) *Business Korea*, July 1986 (interview with Clayton K. Yeutter).
- 65) 『韓国経済新聞』一九八七年四月十九日（韓国語）。
- 66) 例えば、『韓国経済新聞』一九八七年三月三一日、社説（韓国語）。
- 67) (鄭周永インタビュー) 『日本経済新聞』一九八七年四月二二日。
- 68) 『韓国経済新聞』一九八七年三月三一日（韓国語）。
- 69) 前掲。
- 70) 韓国経済企画院『経済白書・一九八八年版』一九八八年、三六一頁（韓国語）。
- 71) 『韓国経済新聞』一九八七年四月二二日、同紙社説も参照（韓国語）。
- 72) 前掲。
- 73) 前掲。
- 74) 『韓国経済新聞』一九八七年四月十二日（韓国語）。
- 75) 鄭正佶、金浩@「韓国の外交政策決定」崔鍾起編『韓国外交政策』韓国国際関係研究所、一九八八年、八八～九一頁（韓国語）。Brent L. Bartlett, "South Korea," in Thomas R. Howell, Alan Wm. Wolf, Brent Bartlett, and R. Michael Gadbaw, Conflict Among Nations: Trade Policies in the 1990s, Westview Press, 1992, pp. 212-214; Kim Kihwan and Chung Hwa Soo, "Korea's Domestic Trade Politics and the Uruguay Round," in Henry R. Nau, ed., Domestic Trade Politics and the Uruguay Round, Columbia University Press, 1989, p. 137.
- 76) *Business Korea*, August 1987 (interview with Rha), pp. 30-32.
- 77) Tearn Hong Choi, "Korea U. S. Trade Issues and Koreans' Attitude Toward Trade

- Frictions," Korea Observer, vol. XX, no. 1, Spring 1989, pp. 46-53.
- 78) 金辰雄、前掲、九五頁。
- 79) Yur-Bok Lee and Wayne Patterson, On Hundred Years of Korean-American Relations, 1882-1982, The University Alabama Press, 1986, pp. 122-123.
- 80) Culsu Kim, "Super 301 and the World Trading System : A Korean View," in Jagdish Bhagwati, Hugh T. Patrick, eds., Aggressive Unilateralism: America's 301 Trade Policy and the World Trading System, Harvester Wheatsheaf, 1991, p. 254.
- 81) 『朝鮮日報』一九八七年二月七日、三月七日（韓国語）。なおシグール国務次官補の立場については、「シグール次官補『過渡期の韓国政治』演説全文」「週間朝鮮」一九八七年二月号（韓国語）。
- 82) 『日本経済新聞』一九九三年二月六日（「インタビュー・焦点」金光浩インタビュー。）
- 83) Vinod K. Aggarwal, ed., Institutional Designs for a Complex World: Bargaining Linkages and Nesting, Cornell University Press, 1989, pp. 5-7, 参照。

第七章

- 1) 中尾栄一『世界とともに世界のために』ぴいぷる社、一九九二年、一六二～一六三頁。
- 2) Jagdish Bhagwati, Protectionism, The MIT Press, 1988, p. 83.
- 3) International Legal Materials, vol. XXV, no. 6, November 1986, pp. 1621-1622.
- 4) General Agreement on Tariffs and Trade, L/6309, 24 March 1988, Japan-Trade in Semiconductors, Report of the Panel, {1-5.
- 5) 菊池努『APEC-アジア太平洋新秩序の模索-』日本国際問題研究所、一九九五年、一八〇、一八二頁。
- 6) Semiconductor Industry Association, Two Years of Experience Under the U.S. - Japanese Semiconductor Agreement, Second Annual Report to the President by the Semiconductor Industry Association, September 1988, p. 16.
- 7) "Testimony of Wilfred Corrigan," in Hearings Before the Subcommittee on Oversight and Investigations of the Committee on Energy and Commerce, House of Representatives, One Hundred First Congress, First Session, March 1 and 2, 1989, U. S. government Printing Office, 1989, p. 38.
- 8) "Building A New Role for Trade Group," National Journal, June 16, 1990, p. 1493; Inside U.S. Trade, January 13, 1989.
- 9) Semiconductor Industry Association, op. cit., p. 29.
- 10) Ibid., p. 30.
- 11) Journal of Commerce, January 26, 1990.
- 12) Susan C. Suhwab, Trade-Offs: Negotiating the Omnibus Trade and Competitiveness Act, Harvard Business School Press, 1994.
- 13) United State Trade Representative, 1989 National Trade Estimate Report on Foreign Trade Barriers, 1989.
- 14) Semiconductor Industry Association, Before the United State Trade Representative, Submission Concerning: Identification of Japan's Failure to Abide by the Semiconductor Agreement as a Priority Practice and Japan as a Priority Country for Trade Liberalization Under Section 310 of the Trade Act of 1974, as Amended, (March 1989).
- 15) JEI Report, May 12, 1989.
- 16) Leonard J. Schoppa, Bargaining with Japan: American Pressure Can and Cannot Do, Columbia University Press, 1997, pp. 71-76; Michael Mastanduno, "Framing the Japan Problem: The Bush Administration and the Structural Impediments

- Initiative," International Journal, vol. XIVII, no. 2, Spring 1992.
- 17) グレン・S・フクシマ (渡辺敏訳) 『日米経済摩擦の政治学』朝日新聞社、一九九二年、二三七～二三八頁。
 - 18) 藤原幹夫「日米半導体協定 これが密約文書だ」『文芸春秋』一九八八年五月号、一三四～一三五頁。
 - 19) 日本半導体企業の関係者に対するインタビュー。
 - 20) 通産省の関係者、新聞記者に対するインタビュー。生田忠秀『ニッポン官僚よどこへ行く』日本放送出版協会、一九九二年、一七四～一八一頁。
 - 21) Electronic Industries Association of Japan, Second Statement on Semiconductors, November 28, 1989, pp. 2-4; 『外国系ユーザ協議会五年間の歩み』日本電子機械工業会・外国系ユーザ協議会、一九九三年。
 - 22) EIAJ/SIA Joint Market Access Program, EIAJ, 1988, p. 3.
 - 23) 日本電子機械工業会の機関誌の巻頭記事さえ、非公式合意に言及していた。南田公一「米半導体業界の努力を望む」『電子』一九八六年九月、三頁。
 - 24) 『朝日新聞』一九八六年八月一日。 Financial Times, July 21, 1986.
 - 25) 日本半導体産業の関係者に対するインタビュー。
 - 26) Clyde V. Prestwitz, Jr., Trading Places: How We Allowed Japan to Talk the Lead, Basic Books, Inc., 1987, pp. 65-67.
 - 27) 藤原、前掲、一二四～一二七頁。
 - 28) Steve Dryden, Trade Warriors: USTR and the American Crusade for Free Trade, Oxford University Press, 1995, p. 356; フクシマ、前掲、二三五～二三六頁。
 - 29) 黒田眞『日米関係の考え方—貿易摩擦を生きて—』有斐閣、一九八九年、六八～七〇頁。『朝日新聞』一九八八年三月十二日。
 - 30) USTR、商務省の関係者に対するインタビュー。
 - 31) Semiconductor Industry Association, *op. cit.*, 1988, p. 10.
 - 32) 日本電子機械工業会『日米半導体問題についての見解と明日への提言』一九八七年、十四頁。
 - 33) 前掲、一・十一頁。
 - 34) 阿部斎、久保文明『現代アメリカの政治』日本放送出版協会、一九九七年、九一～九二頁。
 - 35) David C. Mulford, "The Bush Presidency and International Economic Issues," in Kenneth W. Thompson, ed., The Bush Presidency: Ten Intimate Perspectives of Gorge Bush, University Press of America, 1997, p. 129.
 - 36) Dilys M. Hill and Phil Williams, "Introduction", p. 3, and Stephen Worlcock, "Economic Policies," Hill and Williams, ed., The Bush Presidency: Triumphs and Adversities, MacMillan, 1994, p. 123.
 - 37) "Remarks at the Swearing-in Ceremony for Carla A. Hills as United States Trade Representative, February 6, 1989," Public Papers of the Presidents of the United States, George Bush 1989, Book I, U. S. Government Printing Office, 1990, p. 55.
 - 38) Washington Post, September 24, 1989; "A Talk with John Sununu: We Ought to Make Changes that Help the Whole System," and "Holding the Line Against and Industrial Policy," Business Week, February 5, 1990, pp. 41-42.
 - 39) Dryden, *op. cit.*, chap. 17; "Carla Hills, Trade Warrior," Business Week, January 22, 1990.
 - 40) Glen S. Fukushima, "The Role of Government in High Tech Trade," in Franz Waldenberger, ed., The Political Economy of Trade Cpnflicts: The Mamage of Trade Relations in the US-EU-Japan Traial, Springer-Verlag, 1994, p. 116.
 - 41) Michael H. Armacost, Friends or Rivals: The Insider's Account of U. S.-Japan Relations, Columbia University Press, 1996, p. 19.
 - 42) Ameria Porges, "U. S.-Japan Trade Negotiations: Paradigm Lost," in Paul

- Krugmann, ed., Trade with Japan: Has the Door Opened Wider ?, The University of Chicago Press, 1995, p. 320.
- 43) "Statement of Donald M. Phillips, Assistant United State Trade Representative," in Hearing Before the Subcommittee, Consumer Protection, and Competitiveness of the Committee on Energy and Commerce, House of Representatives, One Hundred First Congree, Second Session, May 9 ,1990, U. S. Government Printing Office, 1990, pp. 5-11.
- 44) "Statement of Michael P. Skarzynski, Assistant Secretary for Trade Development, Department Of Commerce," in Ibid., p. 12.
- 45) Ibid., pp. 12-14.
- 46) Electronic News, October 8, 1990; Washington Post, October 5, 1990; "Statement of the Computer System Policy Project (CSPP) and the Semiconductor Industry Association (SIA)," in Ibid..
- 47) Inside U. S. Trade, October 8, 1990, pp. 1, 7-8.
- 48) Ibid., November 23, 1990, p. 3 ("Excepts From SIA Analysis on U. S. -Japan Semiconductor Pact," pp. 4-5)
- 49) Ibid.; Ibid., April 5, 1991, p. 2.
- 50) "Statement of James Peterman, Texas Instruments, Member, Semiconductor Industry Association," in Hearing Before the Subcommittee on International Economic Policy and Trade of the Committee on Foreign Affairs, House of Representatives, One Hundred Second Congress, Firsy Session, March 20, 1991, U. S. Government Printing Office, 1991, p. 15.
- 51) "Statement of Michael C. Maiback," in Hearing, op. cit, April 24, 1991, p. 65.
- 52) International Trade Reporter, October 10, 1990, p. 1533.
- 53) Wall Street Journal, December 20, 1990.
- 54) Inside U. S. Trade, January 11, 1991, pp. 1, 15; Electronic News, June 3, 1991; Wall Street Journal, January 26, 28, 1991. S I A の関係者に対するインタビュー。
- 55) Dryden, op. cit., p. 356.
- 56) Ibid., p. 371.
- 57) Electronic News, April 1, 1991, p. 8; Wall Street Journal, January 28, 1991; 『日本経済新聞』一九九一年一月九日。
- 58) Dryden, op. cit., p. 372.
- 59) 石原信雄『官邸二六六八日－政策決定の舞台裏－』日本放送出版協会、一二〇～一二一・一三五～一三六頁。
- 60) 武藤嘉文『平成の開国－通商外交の現場から－』プレジデント社、十八～二一頁。
- 61) 前掲、一六二・一七二頁。
- 62) 中尾、前掲、一六一頁。
- 63) 前掲、三八三頁。
- 64) 通産省機械情報産業局の関係者に対するインタビュー。
- 65) 通産省、外務省の関係者に対するインタビュー。棚橋祐治前機械情報産業局長（当時、事務次官）は、後にも数値目標的措置の修正構想として、「実績としてのデザイン・インを相互に協議して反省をし、チェックするやり方」を提案している。棚橋祐治『日本経済の針路』ダイヤモンド社、一九九四年、一三六～一三八頁。
- 66) 黒田眞「対米摩擦と市場開放」世界平和研究所編『中曽根内閣史－理念と政策－』中央公論事業出版、一九九五年、五九九～六〇〇頁。
- 67) 通産省高官に対するインタビュー。
- 68) 中尾、前掲、一六二頁。
- 69) "EIAJ Statement on Future Semiconductor Policy," Inside U. S. Trade, January 11, 1991, p16.
- 70) 『日本経済新聞』一九九一年二月九日（「インタビュー・焦点」日本電子機械工業会・

- 外国系ユーザ協議会会長、岡久雄インタビュー)。
- 71) 通産省、日本半導体産業の関係者に対するインタビュー。
 - 72) Electronic News, June 3, 1991; Wall Street Journal, January 26, 28.
 - 73) Ibid.; 『朝日新聞』一九九一年一月二六日。『日本経済新聞』一九九一年一月二六日。
 - 74) 『半導体産業新聞』一九九一年三月十三日。『朝日新聞』一九九一年二月十六日。
 - 75) USTR、通産省の関係者に対するインタビュー。
 - 76) "Statement of Peterman," op. cit., p.16; "Statement of Michael Maiback, Intel Corporation, Member of SIA", in Ibid., p.4.
 - 77) Hearing Before the Subcommittee on International Trade of the Committee on Finance, United State Senate, One Hundred Second Congress, First Session, March 22, 1991, U. S. Government Printing Office, p.1.
 - 78) "Opening Statement of Hon. John C. Danforth, a U. S. Senator from Missouri," in Ibid., p.18.
 - 79) Inside U. S. Trade, March 29, 1991, p.1 ; 『朝日新聞』一九九一年三月二一日。
 - 80) 国正武重『湾岸戦争という転回点—動揺する日本政治—』岩波書店、一九九九年。手嶋龍一『一九九一年 日本の敗北』新潮社、一九九三年、参照。
 - 81) Inside U. S. Trade, April 5, 1991, p.2.
 - 82) Ibid., p.3.
 - 83) 『日本経済新聞』一九九一年四月五日・二四日。
 - 84) 通産省の関係者に対するインタビュー。
 - 85) Electronic News, April 29, 1991; 『日本経済新聞』一九九一年二月十一日。
 - 86) アメリカ半導体産業の関係者に対するインタビュー。Inside U. S. Trade, op. cit...
 - 87) "Statement on Japan-United State Relations, April 4, 1991," Public Papers of the Presidents of the United States, George Bush, 1991, Book 1, U. S. Government Printing Office, 1992, p.330.
 - 88) "The President's News Conference With Prime Minister Toshiki Kaifu of Japan in Newport Beach, California, April 4, 1991," in Ibid., p.326; Washington Post, April 5, 1991.
 - 89) 『日本経済新聞』一九九一年六月六日(「底流」)。日本電子機械工業会の関係者に対するインタビュー。
 - 90) 『日本経済新聞』一九九一年四月五日。
 - 91) New York Times, May 7 and 9, 1991; Washington Post, May 7, 1991.
 - 92) 「ベンツェン米上院議員の日本半導体製造装置企業批判・SEMIの見解」『半導体産業新聞』一九九一年七月十七日。議会会計検査院による報告書は、United States Accounting Office, Report to the Honorable Lloyd Benteen, U. S. Senate, International Trade: U. S. Barriers Access to Certain Foreign State-of-the Art Technology, September 1991.
 - 93) 通産省機械情報産業局、通商政策局の関係者に対するインタビュー。
 - 94) 『半導体産業新聞』一九九一年五月八日。『日本経済新聞』一九九一年四月二四・二七日。
 - 95) 日本政府の関係者に対するインタビュー。一九八六年の日本提案は、手嶋龍一『ニッポンF S Xを撃て』新潮社、一九九一年、一八八～一八九頁。
 - 96) 通産省高官、機械情報産業局の関係者に対するインタビュー。
 - 97) "Statement of J. Michael Farren, Under Secretary for International Trade, Department of Commerce," in Hearing Before the Subcommittee on Commerce, Consumer Protection, and Competitiveness of the Committee on Energy and Commerce, House of Representatives, One Hundred Second Congress, First Session on H. R. 787, April 24, 1991, U. S. Government Printing Office, 1991, pp.11-13.
 - 98) 『日本経済新聞』一九九一年五月十一日。
 - 99) 「摩擦から協力へ—日米半導体新協定をめぐって—」『通産ジャーナル』一九九一年

- 八月、六九頁（吹沢正憲インタビュー）。「日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の半導体の貿易に関する交換公文」外務省条約局『条約集』一九九三年、二五九〇頁。通産省通商政策局の関係者に対するインタビュー。
- 100) USTR、通産省の関係者に対するインタビュー。
- 101) 「日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の半導体の貿易に関する交換公文」、前掲、二五八九頁。
- 102) 『日経産業新聞』一九九一年五月二二日。
- 103) 外務省、通産省の関係者に対するインタビュー。
- 104) Druden, op. cit., p. 372.
- 105) Ibid..
- 106) Wall Street Journal, June 5, 1991.
- 107) 『EIAJ/SIA 共同声明』日本電子機械工業会、一九九一年六月。
- 108) 「摩擦から協力へー日米半導体新協定をめぐってー」、前掲、六九頁。
- 109) 『朝日新聞』一九九一年六月六日。
- 110) "Statement of Joseph A. Massey, Assistant United States Trade Representative for Japan and China," in Hearing Before the Subcommittee on International Trade of the Committee on Finance, United States Senate, One Hundred Second Congress, First Session, August 2, 1991, U. S. Government Printing Office, 1991, p. 7.
- 111) Wall Street Journal, op. cit..
- 112) 『朝日新聞』一九九一年六月五日（社説）。
- 113) Wall Street Journal, op. cit..
- 114) C. Fred Bergstein and Marcus Noland, Reconcilable Difference?: United States and Japan Economic Conflict, Institute for International Economy, 1993; 当時の担当者による記述として、Armacost, op. cit., pp. 47-48; 棚橋、前掲、一三〇～一三二頁。
- 115) Semiconductor Industry Association, The 1991 U. S. -Japan Semiconductor Agreement: "Heading Towards Crisis", Interim Report to the President, March 1992, p. 13; Washington Post, March 12, 1992.
- 116) United States International Trade Commission, The Year in Trade, Operation of the Trade Agreements Program, 44th Report 1992, U. S. I. T. C. Publication 2640, July 1993, pp. 60-61.
- 117) Electronic Industries Association of Japan, Third EIAJ Statement on Semiconductors, May, 1992, p. 1. 市場参入拡大の試みについては、通商産業省監修『電子産業年鑑』一九九二年版、電波新聞社、一九九二年、九〇九～九一六頁。
- 118) 某企業内部資料による。
- 119) 鹿井信雄「日米半導体協定 今後の課題」『電子』一九九三年五月号、二〇頁。
- 120) Semiconductor Industry Association, The Shortfall in Foreign Access to the Japanese Semiconductor Market: A Mid-Point Assessment of the 1991 U. S. -Japan Semiconductor Agreement, March 1994, pp. iv-v.
- 121) Kenneth Flam, Mismanaged Trade?: Strategic Policy and the Semiconductor Industry, Brookings Institution, 1996, p. 244.
- 122) 『日本半導体年鑑・一九九二年版』プレスジャーナル社、一九九二年、六三～六四頁。
- 123) 伊丹敬之・伊丹研究室『日本の半導体産業ーなぜ「三つの逆転」は起こったのかー』NTT出版、一九九五年、十六～十八、一八九～一九一、二一二～二一三頁。

第8章

- 1) 伊丹敬之・伊丹研究室『日本の半導体産業ーなぜ「三つの逆転」は起こったのかー』NTT出版、一九九五年、二七一～二七二頁。

- 2) Semiconductor Industry Association, The 1991 U. S. -Japan Semiconductor Agreement: "Heading Towards Crisis", Interim Report to the President, March 1992, p. 9.
- 3) 『日本経済新聞』一九九〇年二月二三日。
- 4) この頃の状況は、崔章集（中村福治訳）『韓国現代政治の条件』法政大学出版局、一九九九年、二八五～二八六頁。
- 5) 『日本経済新聞』前掲。
- 6) 某企業内部資料『韓国製DRAMダンピングの件』一九九三年八月二五日。
- 7) "Statement of Michael C. Maiback," in Hearing Before the Subcommittee on Commerce, Consumer Protection, and Competitiveness of the Committee on Energy and Commerce, House of Representatives, One Hundred First Congress, Second Session, May 9, 1990, U. S. Government Printing Office, 1990, p. 77.
- 8) Jeffrey J. Schott, "US Trade Policy: Implications for US-Korean Relations," and Soo-Gil Young, "Korean Trade Policy: Implications for Korea-US Cooperation," in Thomas O. Bayard and Soo-Gil Young, ed., Economic Relation Between the United States and Korea: Conflict of Cooperation ?, Institute for International Economy, 1989.
- 9) "Korea's Role on the World System," Business Korea, August 1989, p. 28 (interview with David F. Maconville).
- 10) 経済企画院『経済白書・一九八九年版』一九八九年、二〇一～二〇七頁（韓国語）。
金圭泰・季栄周『米国の対外市場開放圧力手段運用現況分析』産業研究院、一九九一年、六～一〇頁。
- 11) "Smoothing Bilateral Trade Frictions," Business Korea, November 1989, pp. 45, 48 (interview with S. Linn Williams).
- 12) "EIAJ Statement on Future Semiconductor Policy," Inside U. S. Trade, January 11, 1991, p. 16.
- 13) Korea Trade and Business, May 1991, p. 14; June 1991, pp. 13-14.
- 14) Business Korea, August 1991, p. 40.
- 15) Ibid.
- 16) 伊丹、前掲、二五八～二六六頁。
- 17) 『韓国製DRAMダンピングの件』前掲。
- 18) Electronic News, March 16, 1992; Washington Post, March 12, 1992; New York Times, March 7, 1992. アメリカ半導体産業の関係者に対するインタビュー。
- 19) "SIA Letter to Hills," Inside U. S. Trade, November 27, 1992, p. 7.
- 20) Peter Cashman, "New Policy Directions for the US-Korea Economic Partnership," in Young-Suk Kim and Kap-Soo Oh, The US-Korea Economic Partnership, Avebury, 1995; 経済企画院『経済白書・一九九三年版』一九九三年、三九六～三九八頁（韓国語）。
- 21) 『韓国経済新聞』一九九二年四月二四日（韓国語）。Financial Times, June 3, 1992.
- 22) Electronic News, November 9, 1992; January 25, 1993.
- 23) 『韓国経済新聞』一九九二年四月二四日（韓国語）。Business Korea, May 1992, p. 17; Electronic News, June 8, 1992.
- 24) 『韓国経済新聞』前掲。Electronic News, June 15, 1992. 商工部の関係者に対するインタビュー。
- 25) Electronic News, Ibid.
- 26) Electronic News, April 6, 1992; July 6, 1992. 『日本経済新聞』一九九二年十一月五日。
- 27) Wall Street Journal, December 24, 1992; March 12, 1993; New York Times, December 17, 1992.
- 28) Electronic News, January 25, 1993.

- 29) John S. Odell, "Growing Trade and Growing Conflict Between South Korea and the United States" The Korean Journal of International Studies, vol. XVII, no. 1, Winter 1985/86, p. 26.
- 30) 安海均「韓国官僚制と政策過程」安海均他『韓国官僚制と政策過程』茶山出版社、一九九四年、九～一〇頁。
- 31) Business Korea, August 1991, p. 41; Korea Trade and Business, July 1991, p. 40. 韓国半導体産業の関係者に対するインタビュー。
- 32) Ibid..
- 33) 韓国半導体産業の関係者に対するインタビュー。 Business Korea, May 1992, p. 17. 韓国半導体産業協会の資料によると、この機関の目的は、国際協力プロジェクトの推進、韓国半導体関連産業の均衡のとれた発展、各種研究プロジェクトの調整、半導体産業の発展の長期的計画の構築などにある。
- 34) 韓国半導体産業の関係者に対するインタビュー。 Ibid.; November 1992, p. 34.
- 35) 『日本経済新聞』一九九三年二月六日（「インタビュー・焦点」金光浩インタビュー）。
- 36) Electronics, June 15, 1992, pp. 1, 4.
- 37) Electronic News, January 25, 1993.
- 38) 『東亜日報』一九九二年一〇月二二日（韓国語）。『韓国経済新聞』一九九二年一〇月二二日（韓国語）。
- 39) 前掲。
- 40) Business Korea, November 1992, p. 34.
- 41) 『日本経済新聞』一九九二年一〇月二三日。
- 42) 『韓国経済新聞』一九九二年一〇月二三日（韓国語）。
- 43) Odell, op. cit., pp. 22-23. また、以下も参照。司空壹、L・P・ジョーンズ『経済開発と政府および企業家の役割』韓国開発研究院、一九八一年（韓国語）。韓国電子工業共同組合『電子組合二十年史』韓国電子工業協同組合、一九八七年、一七四～一七五頁（韓国語）。また、経済政策過程の民主化について、Chong-Si, Ahu, "South Korea: Political Transition and Economic Policy-Making in South Korea," in John W. Langford and K. Larne Brownsey, eds., Economic Policy-Making in the Asia-Pacific Region, The Institute for Research on Public Policy, 1990.
- 44) 『韓国経済新聞』一九九二年九月十九日（韓国語）。
- 45) 『韓国経済新聞』一九九二年一〇月二三日（韓国語）。
- 46) 『日本経済新聞』一九九二年一〇月二三日。韓国政府の関係者に対するインタビュー。
- 47) Wall Street Journal, March 12, 1993.
- 48) Electronic News, October 26, 1992.
- 49) 商工部の関係者に対するインタビュー。
- 50) 『韓国経済新聞』一九九二年十二月一日（韓国語）。
- 51) 前掲。
- 52) 『韓国製DRAMダンピングの件』前掲。
- 53) 『韓国経済新聞』前掲。
- 54) 『韓国製DRAMダンピングの件』前掲。
- 55) Wall Street Journal, op. cit.. なお、ブラウン商務長官はアメリカ産業の貿易活動の積極的支援に乗り出し、TPCC (Trade Promotion Coordinating Committee、貿易促進調整委員会) を活用して「国家輸出戦略」を推進していた。Trade Promotion Coordinating Committee, The National Export Strategy: Third Report to the United States Congress, 1995.
- 56) Federal Register, vol. 58, no. 54, March 23, 1993, p. 15467.
- 57) Ibid., pp. 15467-15481.
- 58) United States International Trade Commission, Investigation No. 731-TA-556 (Final), Dynamic Random Access Memories of One Megabit and Above from the

Republic of Korea, Publication 2629, May 1993.

- 59) USTRの関係者に対するインタビュー。
- 60) "Final Decision and Partial Amended Final Determination: Dynamic Random Access Memory Semiconductor of One Megabit and Above from the Republic of Korea," Federal Register, vol.61, no.27, February 8, 1996, pp.4765-4766.
- 61) Wall Street Journal, op. cit..
- 62) 『日本経済新聞』一九九二年一〇月二三・二九日。
- 63) 朱大永『半導体産業の急激な変化とわれわれの対応』産業研究院、一九九二年、七〇～七五頁（韓国語）。『韓米企業間戦略的提携』産業研究院、一九九四年（韓国語）。
- 64) 『産銀調査月報』四八四号、韓国産業銀行、一九九六年、八〇頁（韓国語）。

第9章

- 1) Vinod K. Aggarwal, Liberal Protectionism: The International Politics of Organized Textile Trade, University of California Press, 1985; 野林健『管理貿易の政治経済学—米国の鉄鋼輸入レジーム：一九五七～一九九五—』有斐閣、一九九六年。
- 2) John Gerald Ruggie, Winning the Peace: America and World Order in the New Era, Columbia University Press, 1996, chap.5.
- 3) 小寺彰『WTO体制の法構造』東京大学出版会、二〇〇〇年、五八～五九頁。
- 4) 細川恒『大競争時代の通商戦略』NHK出版、一九九九年、二七一～二七二頁。
- 5) 前掲、二七五頁。
- 6) "Prepared Statement of George A. Scalise," Hearing Before the Committee on Finance, United States Senate, One Hundred Forth Congress, First Session, May 10, 1995, U.S. Government Printing Office, 1995, p.56.
- 7) "Statement of Thomas W. Armstrong, President, Semiconductor Industry Association," Hearing Before the Subcommittee on Trade of the Committee on Ways and Means, House of Representatives, One Hundred Forth Congress, Second Session, March 28, 1996, U.S. Government Printing Office, 1997, pp.38-39, 41.
- 8) Semiconductor Industry Association, Public Policy Priorities for 1994, 1994.
- 9) Semiconductor Industry Association, Microelectronics: Vision For the 21st Century: An American Industry/Government Partnership For Success, 1994, p.28.
- 10) "Testmony Before the House Ways and Means Trade Subcommittee, Ambassador Michael Kantor, March 13, 1996" (Office of United State Trade Representative), p.4, 5.
- 11) Edward J. Lincoln, Troubled Times: U.S.-Japan Trade Relations in the 1990s, The Brookings Institution, 1999, pp.255, 211.
- 12) 吉田文和『ハイテク汚染』岩波書店、一九九八年。
- 13) 一九九六年当時の状況については、『第三回国際半導体環境・安全会議に関するE I A J / S I A / E E C A / K S I A 共同声明』日本電子機械工業会、一九九六年六月二〇日。
- 14) Semiconductor Industry Association, op. cit., p.3.
- 15) Ibid.
- 16) 伊丹敬之・伊丹研究室『日本の半導体産業—なぜ「三つの逆転」は起こったのか—』NTT出版、一九九五年。十六～十八、一八九～一九一、二一二～二一三頁。
- 17) アメリカ半導体産業の関係者に対するインタビュー。
- 18) Semiconductor Industry Association, op. cit., p.23.
- 19) "USTR Kantor and Japanese Minister Mori Discuss Trade," Office of the United States Trade Representative, For immediate Release, March 26, 1993, p.1
- 20) この点は、USTRも各種の報告書で強調していた。United States Trade

- Representative, 1995 Trade Policy Agenda and 1994 Annual Report of the President of the United States on the Trade Agreements Program, p.68; United States Trade Representative, Report to Congress on Section 301 Developments, Required by Section 309(a) (3) of the Trade Act of 1974 (January 1995-June 1996), 1996, p. 43.
- 21) Semiconductor Industry Association, op. cit., p. 3.
 - 22) Bill Clinton, Al Gore, Putting People First: How We Can All Change America, Times Books, 1992, pp.155-160.
 - 23) Elizabeth Drew, On the Edge: The Clinton Presidency, A Touchstone Book, 1994, 参照。
 - 24) Ibid., p. 36.
 - 25) Ibid., pp.57-62.
 - 26) President Clinton American University Speech, February 26, 1993.
 - 27) Inside U.S. Trade, May 7, 1993, pp.16-17.
 - 28) "Statement of Mickey Kantor," Hearing Before the Subcommittee on the Commerce of the Committee on Ways and Means, House of Representatives, One Hundred Second Congress, Second Session, March 8, 1994, U.S. Government Printing Office, 1995■
 - 29) Paul R. Krugman, ed., Strategic Trade Policy and The New International Economics, The MIT Press, 1988.
 - 30) Major Findings and Policy Recommendations on U.S.-Japan Trade Policy: Report of the Advisory Committee for Trade Policy and Negotiations, January 1993, pp. 15.
 - 31) "Statement of Micky Kantor," op. cit..
 - 32) Analysis of the U.S.-Japan Trade Problem: Report of the Advisory Committee for Trade Policy and Negotiations, February 1989.
 - 33) Laura D'Andrea Tyson, Who's Bashing Whom?: Trade Conflict in High-Technology Industries, Institute for International Economics, 1992 (竹中平蔵監訳『誰が誰を叩いているのか』ダイヤモンド社、一九九三年)。
 - 34) Wall Street Journal, June 14, 1993.
 - 35) Washington Post, August 14, 1992.
 - 35) NECについては、I. M. Destler, The National Economic Council: A Work in Progress, Institute for International Economics, 1996; Kenneth I. Juster and Simon Lazarus, Making Economic Policy: An Assessment of the National Economic Council, Brookings Institution, 1997. また外交政策上の経済重視方針について、以下も参照。Jeffrey E. Garten, "Business and Foreign Policy," Foreign Affairs, vol.76, no. 3, 1997.
 - 36) Drew, op. cit., pp.31-32.
 - 38) 軽部、前掲、七七頁。Destler, op. cit., p.37. も参照。
 - 39) United States Trade Representative, 1994 Trade Policy Agenda and 1993 Annual Report of the President of the United States of the Trade Agreements Program, Government Printing Office, 1994, pp.61-62; Lincoln, op. cit., chapt. 4.
 - 40) United States Trade Representative, 1995 Trade Policy Agenda and 1994 Annual Report to the President of the United States of the Trade Agreement Program, Government Printing Office, 1994, pp.111-112; Trade Promotion Coordinating Committee, The National Export Strategy: Third Report to the United States Congress, 1995, p. 14 . クリントン政権の対外経済政策決定過程における官民関係については、APEC政策についてはあるものの、以下を参照。 Satoshi Oyane, "America's Non-"Two-Level Game," at the APEC EVSL Initiative: Structural Change in Trade Politics", IDE APEC Center Working Paper Series 99/00-No.6, March 2000, pp.9-13.
 - 41) United State Trade Representative, op. cit., p.61 ; 松浦晃一郎「日米首脳会

- 談の決裂と日米関係の前途」『世界経済評論』一九九四年五月号。
- 42) "The President's News Conference with Prime Minister Kiichi Miyazawa of Japan, April 16, 1993," Public Papers of the Presidents of the United States, William J. Clinton, 1996, Book 1, U. S. Government Printing Office, 1997, p. 442.
- 43) Lincoln, op. cit., pp. 150-152.
- 44) 齋藤健「日米自動車・自動車部品協議と数値目標の問題点」黒田東彦編『国際交渉』研究社出版、一九九六年、一四七～一五一頁。
- 45) 軽部、前掲、一二一・二三二頁。
- 46) I. M. デスラー「米国政治の変容とその日米関係への影響」細谷千博、信田智人編『新時代の日米関係－パートナーシップを再定義する－』有斐閣、一九九八年、四七～四九頁。
- 47) Lincoln, op. cit., p. 150.
- 48) Mickey Kantor, U. S. -Japan Trade Talks, The White House, May 24, 1994, p. 4.
- 49) Lincoln, op. cit., pp. 165-166, 141.
- 50) Ibid., pp. 144-145.
- 51) 日本半導体産業の関係者に対するインタビュー。Electronic Industries Association of Japan, Achievements in International Cooperation: The 1991 Semiconductor Arrangement, 1992.
- 52) 例えば、棚橋祐治『日本経済の針路』ダイヤモンド社、一九九四年、一三六～一四〇頁。
- 53) 日本経済新聞社編『ドキュメント・日米自動車協議』日本経済新聞社、一九九五年、三二～三三、一二七、一八五～一八七頁。細川と坂本の多国間外交（OECD、GATT）の経験については、細川、前掲、一一八、一二五頁。坂本吉弘『目を世界に心を祖国に－「国益とは何か」を問い続けた通商交渉の現場から－』財界、二〇〇〇年、一〇七～一一四頁。
- 54) 軽部、前掲、二五九・二六二頁。小和田恆『外交とは何か』NHK出版、一九九七年、三三～三六頁。
- 55) 日本経済新聞編『官僚－軋む巨大権力－』日本経済新聞社、一九九七年、一〇四頁。
- 56) 佐藤正明「日米自動車交渉の密使たち」『文芸春秋』一九九五年九月号、一五〇～一五一頁。
- 57) 軽部、前掲、三四八頁。栗山の立場は、栗山尚一『同盟漂流－漂流からの脱却－』日本経済新聞社、一九九七年。
- 58) 外務省、通産省の関係者に対するインタビュー。通商産業省通商政策局編『一九九六年版・不公正貿易報告書－WTOから見た主要国の貿易政策－』通商産業調査会、一九九六年、四二三、四二六～四二七頁。通商産業省『日米半導体取極について』。石黒一憲『通商摩擦と日本の進路』木鐸社、一九九六年、第I部2。
- 59) 細川、前掲、二〇四・二七五頁。生田忠秀『ドキュメント・官僚の深層』ダイヤモンド社、一九九六年、六～七頁。
- 60) 日本経済新聞編、前掲、八五・一四九・二〇〇～二〇一頁。
- 61) 佐藤、前掲、一五一頁。
- 62) 通商産業省『通商白書・平成一〇年版』一九九八年、三三〇頁。
- 63) 通産省の関係者に対するインタビュー。
- 64) 吉田英彦「会長時代の真ん中は…UCOMと歩んだ一年」『電子』一九九四年七月、六頁。
- 65) 通産省の関係者に対するインタビュー。
- 66) Semiconductor Industry Association, National Semiconductor Technology Roadmap, 1994.
- 67) Inside U. S. Trade, September 29, 1995, pp. 6-7. アメリカ半導体産業の関係者に対するインタビュー。
- 68) Semiconductor Industry Association, Narrowing The Gap: The Case for Continuing

Cooperation with Japan, March 1996.

- 69) Inside U.S. Trade, September 15, 1995, pp. 6-7.
- 70) Ibid., September 29, 1995, pp. 6-7.
- 71) Ibid., September 22, 1995, p. 29.
- 72) Ibid., November 19, 1995, p. 13.
- 73) Inside U.S. Trade, December 8, 1995, p. 9.
- 74) Destler, op. cit., p. 58.
- 75) Ibid., pp. 58-59.
- 76) USTR、通産省の関係者に対するインタビュー。
- 77) Inside U.S. Trade, September 22, 1995, p. 1; December 8, 1995, p. 9.
- 78) "Testimony of Ambassador Ira Shapiro, Office of the United States Trade Representative," in Hearing, March 28, 1996, pp. 13-14.
- 79) Inside U.S. Trade, December 8, 1995, p. 5; USTRの関係者に対するインタビュー。
- 80) Clyde V. prestwitz, Jr., Naotaka Matsukata, and Andrew Szamoszegi, Prospects for U.S.-Japanese Semiconductor Trade in the 21st Century, Economic Strategy Insitute, April 1996.
- 81) アメリカ半導体産業、USTRの関係者に対するインタビュー。 Inside U.S. Trade, February 16, 1996, p. 24.
- 82) 日本経済新聞編、前掲、六八・七〇・一一三・一四四頁。
- 83) 日本政府の関係者、新聞記者に対するインタビュー。
- 84) 『毎日新聞一九九五年九月十七日（「証言・官と政」）』。
- 85) 細川、前掲、二一三～二一四頁。坂本、前掲、二〇〇〇年、三〇一～三〇九頁。
- 86) 通産省の関係者に対するインタビュー。その資料のなかで特に刺激を与えたものに、伊丹の前掲書があったという。
- 87) 坂本吉弘「日米半導体交渉を終えて」『通産ジャーナル』一九九六年十一月、十八頁、参照。
- 88) 船橋洋一『アジア太平洋フュージョン—APECと日本—』中央公論社、一九九五年、一六四～一六五頁。
- 89) 坂本、前掲、二〇〇〇年、二〇七～二〇八頁。通産省の関係者に対するインタビュー。
- 90) 外務省、通産省の関係者に対するインタビュー。
- 91) 前掲。
- 92) 通商産業省『日米半導体取極について』。坂本、前掲、二〇〇〇年、二八一頁、参照。
- 93) 進藤通世「世界半導体会議の活動と準備状況について」『通産ジャーナル』一九九六年十一月、二五～二六頁。
- 94) 大賀典雄「日米半導体協定の終了に寄せて」『通産ジャーナル』一九九六年十一月、二一頁。
- 95) 進藤、前掲、二六頁。日本半導体産業の関係者に対するインタビュー。
- 96) 日本電子機械工業会の立場については、The Electronic Industries Association of Japan, Our Position on the Japan-U.S. Semiconductor Arrangement, 1995; EIAJ White Paper, Mission Accomplished: Why a Semiconductor Arrangement is No Longer Needed; EIAJ Policy Paper, The Myth of the Gap: Why SIA's Arguments for Extention of the U.S.-Japan Semiconductor Aggangement are Misguided; 『日米半導体協定に関する見解』（日本電子機械工業会）一九九五年十一月二日。
- 97) Inside U.S. Trade, February 2, 1996, p. 8.
- 98) 『朝日新聞』一九九六年二月一〇日。
- 99) この問題については、船橋洋一『同盟漂流』岩波書店、一九九七年。
- 100) Inside U.S. Trade, op. cit..
- 101) Ibid., February 16, 1996, p. 25; February 23, 1996, p. 1.
- 102) Ibid., February 16, 1996, pp. 13-14.

- 103) Ibid., p. 25.
- 104) 『朝日新聞』一九九六年二月九日。
- 105) 例えば、通産省『日米経済関係の現状』一九九六年九月。
- 106) 通産省の関係者に対するインタビュー。
- 107) 大賀、前掲、二二頁。
- 108) デスラー、前掲、五七頁。
- 109) "The President's News Conference With Prime Minister Ryutaro Hashimoto of Japan in Tokyo, April 17, 1996," Public Papers of the Presidents of the United States, William J. Clinton, 1996, Book 1, U. S. Government Printing Office, 1997, p. 587.
- 110) Ibid..
- 111) Inside U. S. Trade, October 6, 1995, p. 17.
- 112) 『朝日新聞』一九九六年三月十二日。
- 113) 前掲、一九九六年三月二六日。
- 114) 通産省の関係者に対するインタビュー。坂本、前掲、二〇〇〇年、二九〇～二九一頁。
- 115) Inside U. S. Trade, March 29, 1996, p. 36.
- 116) "Statement of Thomas W. Armstrong, president, Semiconductor Industry Association," in Hearing before the Subcommittee on Trade of the Committee on Ways and Means, House of Representatives, One Hundred Forth Congress, Second Session, March 28, 1996, U. S. Government Printing Office, 1997.
- 117) Inside U. S. Trade, April 5, 1996, pp. 22-23.
- 118) Ibid., April 19, 1996, pp. 6-7.
- 119) 『朝日新聞』一九九六年四月八日。
- 120) 大賀、前掲、二二頁。
- 121) 『朝日新聞』一九九六年四月一〇日。『半導体産業新聞』一九九六年四月一〇日。
- 122) Inside U. S. Trade, April 12, 1996, p. 1.
- 123) S I Aの関係者に対するインタビュー。
- 124) 日本電子機械工業会・米国半導体工業会『新しい日米の半導体の関係構築に向けたE I A J / S I A会談の結果について』一九九六年四月二六日。
- 125) Inside U. S. Trade, May 3, 1996, p. 2.
- 126) International Trade Reporter, vol. 13, April 24, 1996, p. 663.
- 127) 細川、前掲、二一〇頁。坂本、前掲、二〇〇〇年、三〇三～三〇四頁も参照。
- 128) Inside U. S. Trade, April 26, 1996, pp. 5-6.
- 129) International Trade Reporter, op. cit.; 『朝日新聞』一九九六年四月二二日。
- 130) S I A、U S T Rの関係者に対するインタビュー。
- 131) Inside U. S. Trade, May 10, 1996, p. 17.
- 132) 『朝日新聞』一九九六年五月三十一日。
- 133) 前掲、一九九六年六月四日。ちなみに梶山は商工族に属していた。
- 134) S I Aの関係者に対するインタビュー。
- 135) 『朝日新聞』一九九六年六月一日。
- 136) 通産省の関係者、新聞記者に対するインタビュー。
- 137) 『朝日新聞』一九九六年六月一・二日。
- 138) 通産省、外務省の関係者に対するインタビュー。
- 139) 『朝日新聞』一九九六年六月四日。
- 140) Inside U. S. Trade, May 17, 1996, pp4-5.
- 141) Ibid., June 7, 1996, p. 24; 『朝日新聞』一九九六年五月二三日。
- 142) 日本の半導体産業関係者に対するインタビュー。
- 143) 前掲。
- 144) The Electronic industries Association of Japan, Future Industrial Cooperation on Semiconductors, June 1996.

- 145) 日本の半導体産業関係者に対するインタビュー。
- 146) 『朝日新聞』一九九六年六月八日。
- 147) Inside U. S. Trade, June 14, 1996, p. 2.
- 148) 『朝日新聞』一九九六年六月十一日。
- 149) Inside U. S. Trade, June 21, 1996, p. 31.
- 150) 通産省、日本半導体企業の関係者に対するインタビュー。
- 151) The Global Government Forum on the Semiconductor Industry, June 1996 (日本政府) ; JETRO, Focus: Semiconductors 3, July 2, 1996, p. 2; 通商産業省『プレスリリース 塚原通商産業大臣、半導体問題に関する新提案を提示』一九九六年七月十六日。
- 152) 『朝日新聞』一九九六年七月九日。
- 153) 『朝日新聞』一九九六年六月二十二日。 International Trade Reporter, vol. 13, June 19, 1996, p. 1045.
- 154) Office of the United States Trade Representative, For Immediate Release, June 17, 1996.
- 155) International Trade Reporter, op. cit., vol. 13, p. 1045. 日本政府の立場は、MITI Japan, Semiconductor Fact Sheet, 1996. ここで通産省は、(1)半導体協定の十年間に半導体産業・市場が変化したこと、(2)日本市場における外国系半導体シェアが三〇%を越えた点、(3)産業の国際的提携が進展した点、(4)世界市場とアジア太平洋市場で日米のシェアが対等になった点、(5)日米双方の市場におけるシェアが対等になった点を、主張している。
- 156) International Trade Reporter, op. cit..
- 157) Ibid.. 議員元スタッフに対するインタビュー。
- 158) 通産省の関係者に対するインタビュー。 Ibid. ; JETRO, Focus: Semiconductors 6, July 29, 1996, p. 2.
- 159) International Trade Reporter, op. cit..
- 160) Inside U. S. Trade, June 21, 1996, p. 30.
- 161) Ibid., July 5, pp. 1, 21; International Trade Reporter, vol. 13, July 3, 1996, p. 1076; New York Times, June 28, 1996.
- 162) Inside U. S. Trade, July 12, 1996: pp. 34-35; New York Times, July 9, 1996.
- 163) 『朝日新聞』一九九六年七月十一・十三日。
- 164) 『朝日新聞』一九九六年七月十六日。この閣僚会議については、坂本、前掲、二〇〇〇年、二九六頁も参照。
- 165) Inside U. S. Trade, July 19, 1996, p. 29.
- 166) Ibid..
- 167) International Trade Reporter, vol. 13, June 19, 1996, p. 1000; July 17, 1996, pp. 1170-1172.
- 168) 通産省の関係者に対するインタビュー。
- 169) 日本電子機械工業会『半導体問題に関するE I A J / S I A会談の結果について』一九九六年七月二〇日。『朝日新聞』一九九六年七月二〇・二二日。
- 170) Inside U. S. Trade, July 26, 1996, pp. 1, 18, 19.
- 171) 『朝日新聞』一九九六年七月二十九日。
- 172) Inside U. S. Trade, op. cit., p. 19.
- 173) Ibid..
- 174) 日本政府の関係者に対するインタビュー。
- 175) 『日本経済新聞』一九九六年七月三〇日。
- 176) Inside U. S. Trade, August 2, 1996, p. 27.
- 177) アメリカ半導体産業の関係者に対するインタビュー。 Ibid., July 26, 1996, p. 19. なおS I Aは、日本に国内構造問題が残存しているためダンピングが再発しようと、強い懸念をもっていた。"Statement of John Boidock, Vice President, Texas Instruments, on Behalf of the Semiconductor Industry Association," in Hearing

Before the Subcommittee on Trade of the Committee on Ways and Means, House of Representatives, One Hundred Forth Congress, Second Session, April 23, 1996,
U. S. Government Printing Office, 1997.

- 178) 『朝日新聞』一九九六年七月二七日。
- 179) 前掲、一九九六年七月二九日。
- 180) 坂本、前掲（『通産ジャーナル』）、十八頁。
- 181) 座談会（牧本次生、大山昌伸、新村拓司、河野博文）「半導体新時代の展望する」『通産ジャーナル』一九九六年十一月、一〇頁。
- 182) 日本の半導体産業関係者、新聞記者に対するインタビュー。
- 183) 『毎日新聞』一九九六年七月三〇日。
- 184) 通産省、S I Aの関係者に対するインタビュー。『読売新聞』一九九六年七月三〇日。『朝日新聞』一九九六年七月三一日。
- 185) International Trade Reporter, vol. 13, July 31, 1996, p. 1240; 『日経産業新聞』一九九六年八月一日。
- 186) Ibid.; 『朝日新聞』一九九六年八月三日。
- 187) 『朝日新聞』一九九六年七月三〇日。『読売新聞』一九九六年七月三〇日。
- 188) 『日本経済新聞』一九九六年七月三一日。
- 189) 『朝日新聞』一九九六年七月三一日。
- 190) 通産省の関係者に対するインタビュー。
- 191) 『東京新聞』一九九六年七月三一日。
- 192) Inside U. S. Trade, August 2, 1996, p. 27.
- 193) 『日刊工業新聞』一九九六年八月一日。
- 194) 『日本経済新聞』一九九六年八月一日。『東京新聞』一九九六年八月一日。
- 195) 『日本経済新聞』一九九六年八月三日。日本の半導体産業の関係者に対するインタビュー。
- 196) 日本の半導体産業関係者に対するインタビュー。『毎日新聞』一九九六年八月三日。
- 197) 『朝日新聞』一九九六年八月一日。『東京新聞』一九九六年八月四日。
- 198) 日本の半導体産業関係者に対するインタビュー。
- 199) 『朝日新聞』一九九六年八月二日。『毎日新聞』一九九六年八月二日。
- 200) Inside U. S. Trade, August 2, 1996, pp. 1, 26; 『朝日新聞』一九九六年八月二日。
- 201) 『日経産業新聞』一九九六年八月五日。
- 202) 座談会、前掲（『通産ジャーナル』）、九頁。
- 203) 『読売新聞』一九九六年八月二日。
- 204) 『日本経済新聞』一九九六年八月日。
- 205) 『東京新聞』一九九六年八月二日。
- 206) USTRの関係者、新聞記者に対するインタビュー。
- 207) 『日本経済新聞』一九九六年八月二日。
- 208) 『朝日新聞』一九九六年八月二日。
- 209) 『朝日新聞』一九九六年八月三日。『日刊工業新聞』一九九六年八月七日。
- 210) 『毎日新聞』一九九六年七月二八日。
- 211) 『日本工業新聞』一九九六年八月七日。
- 212) 『東京新聞』一九九六年八月四日。
- 213) Joint Statement by the Government of Japan and the Government of the United States Concerning Semiconductors, August 2, 1996; Agreement Between EIAJ and SIA on International Cooperation Regarding Semiconductors, August 2, 1996.
- 214) 通商産業省『プレス・リリース・塚原通産大臣コメント』一九九六年八月二日。以下も参照。通産省も「新時代にふさわしい」「多国間の協力の枠組み」ができ、「貿易を管理するシステムを終結させ」、「日本の防衛線」を守ったと表明した。通商産業省『日米半導体問題の決着について』一九九六年八月五日。
- 215) 『朝日新聞』一九九六年八月三日。

- 216) "Statement on the Japan-United States Semiconductor Agreement," Public Papers of the Presidents of the United States, William J. Clinton, 1996, U. S. Government Printing Office, 1998, p.1247.
- 217) New York Times, August 3, 1996.
- 218) Office of the United States Trade Representative, For Immediate Release, August 2, 1996, U. S. and Japan Reach Semiconductor Accord, 1996.
- 219) Semiconductor Industry Association, U. S. and Japan Announce New Industry and Government Agreement on Semiconductor, August 2, 1996.
- 220) 日本電子機械工業会『半導体問題に関するE I A J / S I A 会談の結果について』一九九六年八月五日。『日経産業新聞』一九九六年八月六日。
- 221) Semiconductor Industry Association, op. cit..
- 222) Chicago Tribune, August 3, 1996.
- 223) 『朝日新聞』一九九六年八月三日。

第一〇章

- 1) United States International Trade Commission, Office of Industries, Industry, Trade and Technology Review, Publication 3017, July 1997, pp.52-53.
- 2) 『日本経済新聞』一九九六年八月二・六日。『日本工業新聞』一九九六年八月五日。アメリカおよび日本の半導体産業関係者に対するインタビュー。
- 3) New York Times, May 8, 1994.
- 4) アンドリュウ・H・カード Jr. 「アメリカ自動車業界からみた日米自動車交渉」通商産業省通商政策局米州課編『日米自動車交渉の軌跡』通商産業調査会、一九九七年、十六頁。
- 5) 『韓国経済新聞』一九九五年十月二〇日（韓国語）。Business Korea, October 1995. ■
- 6) Peter Cashman, "New Policy Directions for the US-Korea Economic Partnership," in Youn-Suk Kim, Kap-Soo Oh, The US-Korea Economic Partnership, Avebury, 1995; 経済企画院『経済白書・一九九三年版』一九九三年、三九六～三九八頁（韓国語）。
- 7) Office of the United States Trade Representative, For Immediate Release, Fact Sheet, September 28, 1995.
- 8) Inside U. S. Trade, October 6, 1995.
- 9) "Korea Agrees to Cut Tariffs on Imported Cars," Business Korea, July 1994, p. 36.
- 10) Recommendations on Asia of the President's Advisory Committee for Trade Policy and Negotiations, September 14, 1995, pp.7-8.
- 11) United States Trade Representative, 1996 National Trade Estimate Report on Foreign Trade Barriers, U. S. Government Printing Office, p. 33.
- 12) Thomas R. Howell, Brent L. Bartlett, and Warren Davis, Creating Advantage: Semiconductors and Government Industrial Policy in the 1990s, Semiconductor Industry Association and Dewey Ballantine, 1992, pp. 12, 38-39, 46.
- 13) Ibid., pp. 46-47.
- 14) Ibid., p. 352.
- 15) Semiconductor Industry Association, SIA Public Policy Priorities for 1994.
- 16) Electronis News, September 23, 1996.
- 17) International Trade Reporter, vol.14, no.23, June 4, 1997, p.1004.
- 18) Electronic News, March 3, 1997.
- 19) United States International Trade Commission, Investigations Nos. 731-TA-761-762 (Preliminary), Static Random Access Memory Semiconductors from the Republic of Korea and Taiwan, USITC Publication 3036, 1997.
- 20) United States International Trade Commission, Investgations Nos. 731-TA-761

- and 762 (Final), Static Random Access Memory Semiconductors from the Republic of Korea and Taiwan, USITC Publication 3098, 1998.
- 21) 韓国外交部、商工部の関係者に対するインタビュー。
 - 22) 張石煥「韓国の通商・貿易政策の展開とその方向」、韓惠洙「最近産業政策推進内容と今後推進課題」ソウル大学校経済研究所『経済論集』第三五巻第四号、一九九四年、十二月（韓国語）。商工資源長官も多国間の枠組みの重視、WTOと国内法の調整の必要を強調していた。例えば、H. E. Chang-Yuel Lim, Minister of Trade, Industry and Energy, Republic of Korea, Globalization of the Korean Economy: Competition and Cooperation, On the Occasion of the 1997 Korea Summit, September 10, 1997.
 - 23) International Trade Reporter, vol. 14, no. 29, July 16, 1997, p. 1254. 商工資源長官がこの問題に言及した例として、Chang-yuel Lim, Minister of Trade, Industry and Energy, Republic of Korea, New Perspective on U. S. -Korea Economic Relations, Heritage Foundation, May 5, 1997.
 - 24) Ibid., vol. 14, no. 30, July 23, 1997, p. 1291.
 - 25) Inside U. S. Trade, July 25, 1997, pp. 5-6.
 - 26) United States-Anti-Dumping Duty on Dynamic Random Access Memory Semiconductors (DRAM) of One Megabyte or Above from Korea, Request for Consultations by Korea, World Trade Organization, WT/DS99/1, G/ADP/D6/1, G/L/182, 15 August 1997.
 - 27) Inside U. S. Trade, op. cit., p. 8; August 22, 1997, p. 8; International Trade Reporter, vol. 14, no. 34, August 20, 1997, p. 1438.
 - 28) Embassy of the Republic of Korea, Press Release, On the U. S. Launching of a Super 301 Probe Against the Republic of Korea Concerning Foreign Access to the Korean Automobile Market.
 - 29) 『日本経済新聞』一九九七年八月六日。
 - 30) アメリカ半導体産業の関係者に対するインタビュー。
 - 31) 進藤通世「世界半導体会議の活動と準備状況について」『通産ジャーナル』一九九六年十一月、二六頁。
 - 32) 朱大永、朴凝秀『半導体産業の世界化戦略』産業研究院、一九九五年（韓国語）。『産銀調査月報』韓国産業銀行、一九九六年三月、九八四・七九～八一頁（韓国語）。
 - 33) 『日本経済新聞』一九九七年八月七日。
 - 34) 韓国商工部の関係者に対するインタビュー。
 - 35) 『S I R I J（半導体産業研究所季報）』一九九七年五月二六日、十四～十五頁。日本電子機械工業会の関係者に対するインタビュー。
 - 36) 通産省、外務省の関係者に対するインタビュー。
 - 37) Inside U. S. Trade, April 18, 1997, pp. 18-19.
 - 38) Embassy of the Republic of Korea, Press Release, Republic of Korea Agrees to Semiconductor Tariff Elimination, April, 1997.
 - 39) International Trade Reporter, vol. 14-15, April 9, 1997, p. 620.
 - 40) Ibid..
 - 41) 『S I R I J（半導体産業研究所季報）』前掲、四頁。
 - 42) 前掲、五～六頁。
 - 43) 前掲、八頁。
 - 44) Inside U. S. Trade, April 18, 1997, pp. 18-19.
 - 45) 米国半導体工業会、欧州電子部品工業会、韓国半導体産業協会、日本電子機械工業会『第一回世界半導体会議共同声明』一九九七年四月十一日（日本電子機械工業会）。
 - 46) 通産省機械情報産業局「世界半導体会議（SC）」の開催結果について』一九九七年四月十四日、一頁。
 - 47) 通産省機械情報産業局電子機器課『半導体主要政府間会合（GGF: Global Government Forum）の結果について』一九九六年十二月。
 - 48) EIAJ Comments on EIAJ/SIA Statement Regarding Effective and Expedious

Antidumping Measures, December 19, 1996.

- 49) 日本電子機械工業会、欧州電子部品工業会『日欧半導体業界合意に関するE I A J / E E C A 共同声明』一九九七年十二月十八日（日本電子機械工業会）。

結 論

- 1) "Will the Multilateral Trading System Cope with the Challenge of Rapidly Changing World?," The Text of an Address Made by Mr. A. Dunkel, on June in Tokyo, GATT Press Communique, GATT-1483, 13 June, 1990, pp. 5-6.
- 2) サスキア・サッセン（伊予象谷登士翁訳）『グローバリゼーションの時代—国家主権のゆくえ—』平凡社、一九九九年。
- 3) Martha Finnemore and Kathryn Sikkink, "International Norm Dynamics and Political Change," International Organization, vol. 52, no. 4, Autumn 1998.
- 4) Peter Mayer, Volker Rittberger, and Michael Zurn, "Regime Theory: State of the Art and Perspective," in Rittberger, ed., Regime Theory and International Relations, Clarendon Press, 1993, pp. 406-417; Stephen Haggard and Beth A. Simmons, "Theories of International Regimes," International Organization, vol. 41, no. 3, 1997, pp. 498-513.
- 5) Peter Haas, "Introduction: Epistemic Communities and International Policy Coordination," in Haas, ed., Knowledge, Power, and International Policy Coordination, University of South Carolina Press, 1997; Oran R. Young and G. Osherenko, eds., Polar Politics: Creating International Environmental Regimes, Cornell University Press, 1993.
- 6) Richard N. Gardner, Sterling-Dollar diplomacy: The Origins and the Prospects of Our International Economic Order, McGraw-Hill, 1969, p. 178（村野孝、加瀬正一訳『国際通貨体制成立史』東洋経済新報社、一九七三年）。

インタビュー・リスト（括弧内は、事例に関係する時期のポスト）

<日本>

- 大河原良雄（外務省特命駐米大使）
大来佐武郎（外務省顧問）
大道 康則（機械振興協会経済研究所主任研究員）
岡部 太郎（富士通海外営業部長、マイクロ・エグゼクティブ・デバイス・プレジデント、日本電子機械工業会通商政策委員会委員）
片瀬 裕文（通産省機械情報産業局電子政策課長補佐）
加藤 良三（外務省条約局条約課長、事務次官）
軽部 謙介（時事通信社ワシントン特派員）
川北 隆雄（東京新聞経済部記者、論説委員）
木村 宏和（日韓経済協会調査部長）
国廣 道彦（外務省経済局長）
熊野 英昭（中曽根康弘首相秘書官、通産省事務次官）
河野 博文（通産省通商政策局米州大洋州課長、機械情報産業局企画官）
黒田 眞（通産省審議官）
小長 啓一（通産省産業政策局長、事務次官）
齋藤 健（通産省通商政策局米州課長補佐）
佐々木昭雄（海部敏樹首相秘書）
坂本 吉弘（通産省機械情報産業局総務課長、審議官）
進藤 通世（三菱半導体業務部参事、日本電子機械工業会通商政策委員会委員、WSC準備委員長）
鷺見 良彦（通産省機械情報産業局電子機器課長補佐）
高井 敏夫（日本電子機械工業会専務理事）
高石 義一（高石法律事務所、日本IBM顧問弁護士）
高橋 洋介（東芝半導体調査部長代理）
田中 均（外務省北米局北米二課長）
棚橋 祐治（通産省機械情報産業局次長、事務次官）
田村 秀男（日本経済新聞社ワシントン特派員、編集局経済部編集委員）
寺澤 達也（通産省通商政策局米州課長補佐）
豊田 正和（通産省通商政策局米州課長）
七尾 清彦（外務省北米局北米二課長）
西本 淳哉（通産省機械情報産業局電子機器課長補佐）
原田 保（日本電子機械工業会広報室課長、室長代理）
船橋 洋一（朝日新聞記者）
牧野 力（通産省機械情報産業局電子政策課長、機械情報産業局次長、産業政策局長）
柳谷 謙介（外務省事務次官）
渡辺 修（通産省通商政策局米州大洋州課長、機械情報産業局長）
渡辺 充（外務省北米局審議官）

<アメリカ合衆国>

- スタントン・D・アンダーソン Stanton D. Anderson
（マクダーモット・ウィル・アンド・エメリー法律事務所、日本電子機械工業会顧問弁護士）
アラン・W・ウォルフ Alan W. Wolf
（デューイ・バランティーン・ブッシュビー・バルマー・アンド・ウッド法律事務所、S I A顧問弁護士）

ジェニファー・グール Jennifer H. Guhl
 (A E A 国際貿易政策ディレクター)
 スティーヴン・C・クレモンズ Steven C. Clemons
 (ラリー・クレッグ上院議員秘書、ニュー・アメリカン・ファウンデーション副所長)
 クリスティーン・ケック Christine Keck
 (T I A : テレコミュニケーションズ産業協会、アジア太平洋プログラム・ディレクター)
 ガストン・J・シグル Gaston J. Sigur
 (国務省東アジア・太平洋担当次官補)
 マイケル・B・スミス Michael B. Smith
 (U S T R 次席代表)
 H・ウィリアム・タナカ H. William Tanaka
 (タナカ・リトガー・アンド・マデルトン法律事務所、日本電子機械工業会顧問弁護士)
 ジョセフ・M・デモンド Joseph M. Damond
 (U S T R アジア太平洋次席代表補)
 中井 純 (S I A ジャパン副会長、V L S I 社長)
 ノーマン・ニューライター Norman Newreiter
 (日本テキサス・インスツルメンツ社長)
 バーバラ・G・ノートン Barbara G. Norton
 (U S T R 産業貿易政策局長)
 ウィリアム・F・ファイナン William F. Finan
 (商務省エコノミスト)
 ジャイ・B・ビッグズ Jay B. Biggs
 (商務省国際貿易局対日貿易政策課国際貿易スペシャリスト)
 グレン・S・フクシマ Glen S. Fukushima
 (U S T R 日本部長)
 ロバート・ブランケンバーカー Robert Branckenberker
 (商務省国際貿易局マイクロエレクトロニクス・医療機器・科学機器課・国際貿易スペシャリスト)
 クライド・V・プレストウィッツ J r. Clyde V. Prstowitz, Jr.
 (商務省顧問)
 リチャード・M・マクレンスキー Richard M. McCrensky
 (国務省二国間貿易オフィサー)
 グレグ・マステル Greg Mastel
 (マックス・ボークス上院議員秘書)
 ジョゼフ・A・マッセー Joseph A. Massey
 (U S T R 日本・中国担当代表補)
 ブライアー・L・レバージ Blair L. LeBarge
 (国務省東アジア・太平洋局経済政策課国際エコノミスト)

<大韓民国> (本人の希望により氏名は記さない)

外交部 (外交通商部) 関係者	2 名
商工部 (商工資源部) 関係者	3 名
議会関係者	1 名
貿易団体関係者	1 名
半導体産業関係者	3 名

主要参考文献

1. 非公式資料

英語文献

- Except from 1983 U.S.-Japan Joint Semiconductor Recommendations: Chairman's Note, (Semiconductor Industry Association).
- Letter from American Electronics Association Government Operations Office to Michael Smith, Office of the U.S. Trade Representative, December 3, 1985.
- Letter from Don Edwards and Barbara Boxter, etc., to Michael B. Smith, June 20, 1985.
- Letter from Nobuo Matsunaga, Ambassador of Japan to Clayton K. Yeutter, United State Trade Representative.
- Letter from Senator Ernest Hollings to USTR, June 13, 1985.
- Letter from Task Force on High Technology Initiatives, House Republican Research Committee, U.S. House of Representatives to Clayton Yeutter, August 5, 1985.
- Telegram from International Rectifier, Semiconductor Division to Office of the USTR, Michael B. Smith and Clayton Yeutter, June 27, 1985.

2. 政府等資料

日本語文献

- 通商産業省『通商白書』大蔵省印刷局（各年版）
- 通商産業省監修『電子産業年鑑』（各年版）電波新聞社
- 通商産業省通商政策局編『不公正貿易報告書』通商産業調査会（各年版）
- 通商産業省通商政策局米州課編『日米自動車交渉の軌跡』通商産業調査会、一九九七年
- 通商産業省・通商政策編纂委員会編『通商産業政策史』通商産業調査会、一九九〇～一九九三年
- 通商産業省「日米半導体取極について」（一九九五年）
- 通商産業省「日米半導体問題の決着について（通商産業大臣談話）」一九九六年八月
- 通商産業省「プレスリリース 塚原通商産業大臣、半導体問題に関する新提案を提示」一九九六年七月
- 通商産業省「プレスリリース 塚本通産大臣コメント」一九九六年八月
- 通商産業省「日米半導体協議合意のポイント」一九九六年八月
- 通商産業省機械情報産業局「世界半導体会議（SC）の開催結果について」一九九七年四月
- 通商産業省機械情報産業局電子機器課「半導体主要政府間会合（GGF:Global Government Forum）の結果について」一九九六年十二月
- 「日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の半導体の貿易に関する交換公文」『条約集（昭和六一年二国間条約）』外務省条約局、一九八七年
- 「日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の半導体の貿易に関する交換公文」『条約集（平成三年二国間条約）』外務省条約局、一九九三年
- 日本貿易振興会海外経済情報センター『米国における先端産業の実態と将来の方向』一九八三年
- 日本貿易振興会海外経済情報センター『米国半導体産業と通商政策』一九八一年
- 日本貿易振興会海外経済情報センター『米国半導体産業の現状と対日批判』一九八〇年
- 「わが国産業政策の基本的考え方（通商産業省官房談話）」『貿易と関税』一九八三年六月号

英語文献

- Analysis of the U.S.-Japan Trade Problem: Report of the Advisory Committee for Trade Policy and Negotiations, February 1989.
- Embassy of the Republic of Korea, Press Release, Republic of Korea Agrees to Semiconductor Tariff Elimination, April 1997.
- Embassy of the Republic of Korea, Press Release, On the U.S. Launching of a Super 301 Probe Against the Republic of Korea Concerning Foreign Access to the Korean Automobile Market, (1997).
- Federal Register.
- General Agreement on Tariffs and Trade, L/6309, 24 March 1988, Japan-Trade in Semiconductors, Report of the Panel.
- The Global Government Forum on the Semiconductor, June 1996 (日本政府) .
- JETRO, Focus: Semiconductors, 1-6, 1996.
- Joint Statement by the Government of Japan and the Government of the United States Concerning Semiconductors, August 2, 1996.
- MITI, Semiconductor Fact Sheet, 1996.
- International Legal Materials, vol. XXV, no. 6, November 1986.
- Major Findings and Policy Recommendations on U.S.-Japan Trade Policy: Report of the Advisory Committee for Trade Policy and Negotiations, January 1993.
- Office of the United States Trade Representative, "Initiation of Investigation Under Section 301, Semiconductor Industry Association," Federal Register, vol. 50, no. 136, July 1985.
- Office of United States Trade Representative, For Immediate Release, Fact Sheet, September 28, 1995.
- Office of United States Trade Representative, For Immediate Release, August 2, 1986, U.S. and Japan Reach Semiconductor Accord, 1996.
- "Mickey Kantor, U.S.-Japan trade Talk," The White House, May 24, 1994.
- Public Papers of the Presidents of the United States, Ronald Reagan, 1985, Book II, United States Government Printing Office, 1986.
- Public Papers of the Presidents of the United States, Ronald Reagan, 1986, Book I, United States Government Printing Office, 1986.
- Public Papers of the Presidents of the United States, George Bush, 1989, Book I, United States Government Printing Office, 1990.
- Public Papers of the Presidents of the United States, George Bush, 1991, Book I, United States Government Printing Office, 1992.
- Public Papers of the Presidents of the United States, William J. Clinton, 1996, Book I, United States Government Printing Office, 1998.
- Recommendation of the U.S.-Japan Work Group on High Technologies, (November 1982)
- Recommendation of the U.S.-Japan Work Group on High Technology Industries: Semiconductors, November 2, 1983, (U.S. Department of Commerce).
- Recommendation on Asia of the President's Advisory Committee for Trade Policy and Negotiations, September 14, 1995.
- Trade Promotion Coordinating Committee, The National Export Strategy; Third Report to the United States Congress, 1995.
- United States-Anti-Dumping Duty on Dynamic Random Access Memory Semiconductors (DRAM) of One Megabyte or Above from Korea, Request for Consultations by Korea, World Trade Organization, WT/DS99/1, G/ADP/D6/1, G/L/182, 15 August 1997.
- United States Trade Representative, Annual Report of the President of the United

- States on the Trade Agreements Program, United State Government Printing Office, every years.
- United States Trade Representative, National trade Estimate Report on Foreign Trade Barriers, every years.
- United States Trade Representative, Report to Congress on Section 301 Developments, Required by Section 309(a) (3) of the Trade Act of 1974, every years.
- U. S. Accounting Office, Report to the Honorable Lloyd Bentsen, U. S. Senate, International Trade: U. S. Barriers Access to Certain Foreign State-of-the Art Technology, September 1991.
- U. S. Department of Commerce, Industry and Trade Administration, A Report on the U. S. Semiconductor Industry, U. S. Government Printing Office, 1979.
- U. S. Department of Commerce, International Trade Administration, High Technology Industries: Profiles and Outlooks: the Semiconductor Industry, U. S. Government Printing Office, 1983.
- U. S. Department of Commerce, International Trade Administration, Self-Initiation of Antidumping Duty Investigation, Dynamic Random Access Memory Semiconductors of 256Kilobits and Above from Japan, December 6, 1985.
- U. S. General Accounting Office, Briefing Report to the Honorable Lloyd M. Bentsen, United States Senate, International Trade: Observations on the U. S. -Japan Semiconducotor Arrangement, April 1987.
- U. S. International Trade Commission, Competitives Factors Influencing World Trade in Integrated Circuits, Report to the Subcommittee on International Trade of the Committee on Finance and the Subcommittee on International Finance of the Committee on Banking, Housing and Urban Affairs of the United States Senate on Investigation, No. 332-102, Under Section 332 of the Tariff Act of 1930, as Amended, USITC Publication 1013, November 1979.
- U. S. International Trade Commission, The Year in Trade: Operation of the Trade Agreements Program, 44th Report, 1992, 1993.
- U. S. International Trade Commission, The Year in Trade: Operation of the Trade Agreements Program, 45th Report, 1993, 1994.
- U. S. International Trade Commission, Dynamic random Access Memory Semiconductors of 256 Killobits and Above From Japan, Determination of the Commission in Investigation No. 731-TA-300 (Preliminary) under the Tariff Act of 1930, Together with the Information Obtained in the Washington, USITC. Publication 1803, January 1986.
- U. S. International Trade Commission, Investigation No. 731-TA-556 (Final), Dynamic Randum Access memories of One Megabit and Above from the Republic of Korea, Publication 2629, May 1993.
- U. S. International Trade Commission, Investigations Nos. 731-TA-761-762 (Preliminary), Static Randum Access Memory Semiconductors from the Republic of Korea and Taiwan, USITC Publication 3036, 1997.
- U. S. International Trade Commission, Investigations Nos. 731-TA-761 and 762 (Final), Static Randum Access Momery Semiconductors from the Republic of Korea and Taiwan, USITC Publication 3098, 1998.
- U. S. International Trade Commission, Office of Industries, Industry, Trade and Technology Review, Publication 3017, July 1997.
- "USTR Kantor and Japanese Minister Mori Discuss Trade," Office of the United States Trade Representative, For Immediate Release, March 26, 1993.
- William F. Finan and Chris B. Amundsen, An Analysis of the Effects of Targeting on

the Competitiveness of the U. S. Semiconductor Industry: A Study Prepared for the Office of the United States Trade Representative, the Department of Commerce and the Department of Labor, Quick Finn and Associates, May 30, 1985.
William F. Finan and Chris B. Amundsen, Report on Estimating U. S. market Share in Japan: A Report to the Semiconductor Industry Association, Quick Finn and Associates, November 8, 1985.

韓国語文献（筆者による日本語訳）

経済企画院『経済白書』（各年版）
経済企画院『開発年代の経済政策－経済企画院二〇年史－』一九八二年
経済企画院『自律開放時代の経済政策－経済企画院三〇年史－』一九九四年
『韓米企業間戦略的提携』韓国産業研究院、一九九四年
金錫喜、朱大永、郭国輝、尹東鎮『わがくにの半導体産業の現況と育成戦略』韓国産業研究院、一九八七年
金圭泰・季榮周『米国の対外市場開放圧力手段運用現状分析－韓・日市場開放事例を中心にして－』韓国産業研究院、一九九一年
金浚火玄『半導体産業の構造と発展方向』韓国産業研究院、一九八五年
朱大永『半導体産業の急激な変化に対する対応』韓国産業研究院、一九九二年
朱大永、朴涎秀『半導体産業の世界戦略』韓国産業研究院、一九九五年
季景台『産業政策の理論と現実』韓国産業研究院、一九九六年
季泰鎔、季成権『韓国の産業政策』韓国産業研究院、一九八九年

3. 議会（国会）資料

英語文献

Field Hearing Before the Subcommittee on Trade of the Committee on Ways and Means, House of Representatives, Ninety-Sixth Congress, Second Session, April 28, 1980, U. S. Government Printing Office, 1980.
Hearing Before the Subcommittee on Trade of the Committee on Ways and Means, House of Representatives, Ninety-Sixth Congress, First Session, November 30, 1979, U. S. Government Printing Office, 1980.
Hearing Before the Joint Economic Committee, Congress of the United States, Nineth-Sixth Congress, First Session, October 10, 1979, U. S. Government Printing Office, 1980.
Hearing Before the Subcommittee on International Finance of the Committee on Banking, Housing, and Urban Affairs, U. S. Senate, Nineth- Sixth Congress, Second Session, January 15, 1980, U. S. Government Printing Office, 1980.
Hearing Before the Subcommittee on Trade of the Committee on Ways and Means, House of Representatives, Ninety-Seventh Congress, Second Session, July 26, 1982, U. S. Government Printing Office, 1982.
Hearing Before the Subcommittee on trade of the Committee on Ways and Means, House of Representatives, Ninety-Eighth Congress, First Session, March 10 and April 26, 27, 1983, U. S. Government Printing Office, 1983.
Hearing Before the Subcommittee on Economic Goals and InterGovernmental Policy of the Joint Economic Committee, Congress of the United States, Ninety-Eighth Congress, First Session, July 25, 1983, U. S. Government Printing Office, 1983.
Hearings and Makeup Before the Subcommittee on International Economic Policy and Trade of the Committee on Foreign Affairs, House of Representatives, Ninth-

- Eighth Congress, November 2, 9, 1983, March, U. S. Government Printing Office, 1984.
- Hearing Before the Subcommittee on Trade, productivity, and Economic Growth of the Joint Committee, Congress of the United States, Ninety-Ninth Congress, First Session, August 6, 1985, U. S. Government Printing Office, 1986.
- Hearing Before the Subcommittee on Oversight and Investigations and the Special Subcommittee on U. S.-Pacific Rim Trade of the Committee on Energy and Commerce, House of Representatives, Ninety-Tenth Congress, Second Session, April 16, June 9, September 9 and 26, 1986, U. S. Government Printing Office, 1987.
- Hearing Before the Special Subcommittee on United States-Pacific Rim Trade of the Committee on Energy and Commerce, House of Representatives, Ninety-Ninth Congress, Second Session, August 11, 1986, U. S. Government Printing Office, 1986.
- Hearing Before the Subcommittee on Asian and Pacific Affairs and on International Economic Policy and Trade of the Committee on Foreign Affairs, House of Representatives, One Hundred Congress, First Session, April 23, and May 5, 1987, U. S. Government Printing Office, 1988.
- Hearing Before the Subcommittee on Oversight and Investigations of the Committee on Energy and Commerce, House of Representatives, One Hundred First Congress, First Session, March 1 and 2, 1989, U. S. Government Printing Office, 1989.
- Hearing Before the Subcommittee, Consumer Protection, and Competitiveness of the Committee on Energy and Commerce, House of Representatives, One Hundred First Congress, Second Session, May 9, 1990, U. S. Government Printing Office, 1990.
- Hearing Before the Subcommittee on International Economic Policy and Trade of the Committee on Foreign Affairs, House of Representatives, One Hundred Second Congress, First Session, March 20, 1991, U. S. Government Printing Office, 1991.
- Hearing Before the Subcommittee on International Trade of the Committee on Finance, United States Senate, One Hundred Second Congress, First Session, March 22, 1991, U. S. Government Printing Office, 1991.
- Hearing Before the Subcommittee on Commerce, Consumer Protection, and Competitiveness of the Committee on Energy and Commerce, House of Representatives, One Hundred Second Congress, First Session, April 24, 1991, U. S. Government Printing Office, 1991.
- Hearing Before the Subcommittee on International Trade of the Committee on Finance, United States Senate, One Hundred Second Congress, First Session, August 2, 1991, U. S. Government Printing Office, 1991.
- Hearing Before the Subcommittee on the Commerce of the Committee on Ways and Means, House of Representatives, One Hundred Second Congress, Second Session, March 8, 1994, U. S. Government Printing Office, 1995.
- Hearing Before the Committee on Finance, United States Senate, One Hundred Fourth Congress, First Session, May 10, 1995, U. S. Government Printing Office, 1995.
- Hearing Before the Subcommittee on Trade of the Committee on Ways and Means, House of Representatives, One Hundred Fourth Congress, Second Session, March 28, 1996, U. S. Government Printing Office, 1997.
- Hearing Before the Subcommittee on Trade of the Committee on Ways and Means, House of Representatives, One Hundred Fourth Congress, Second Session, April 23, 1996, U. S. Government Printing Office, 1997.
- "High Technology and Japanese Industrial Policy: A Strategy for U. S. Policy-makers," in Subcommittee on Trade of the Committee on Ways and Means, U. S. House of Representatives, October 1, 1980, U. S. Government Printing Office, 1980.

"Testimony Before the House Waysand Means Trade subcommittee, Ambassador Micael Kantor, March 13, 1996", (Office of United States Trade Representative).

韓国語文献

裴容浩『韓・米通商摩擦問題』（懸案分析第四七号）（韓国）国会図書館、一九九二年

4. 産業団体資料

日本語文献

- 『ICガイドブック（第七版）』日本電子機械工業会、一九九七年
『86集積回路ICガイドブック』日本電子機械工業会、一九八六年
『電子工業三〇年史』日本電子機械工業会、一九七九年
『電子工業五〇年史—通史篇—』日本電子機械工業会、一九九八年
『電子工業五〇年史—資料篇—』日本電子機械工業会、一九九八年
『ICの自由化に関する要望』四九電業総第〇七七号、一九七四年
日本電子機械工業会「EIAJ/SIA共同声明」一九九一年六月
日本電子機械工業会「SIAの通商法三〇一条提訴に関する日本電子機械工業会見解」一九八五年九月
日本電子機械工業会「第三回国際半導体環境・安全会議に関するEIAJ/SIA/EECA/KSIA共同声明」一九九六年六月
日本電子機械工業会「日米半導体問題に関する見解」一九九五年十一月
日本電子機械工業会「日米半導体問題について（会長談話）」一九八六年七月
日本電子機械工業会「日米半導体問題についての見解と明日への提言」一九八七年
日本電子機械工業会「半導体問題に関するEIAJ/SIA会談の結果について」一九九六年七月
日本電子機械工業会「半導体問題に関するEIAJ/SIA会談の結果について」一九九六年八月
日本電子機械工業会「FACT SHEET（日米半導体摩擦に関する日本側見解）」
日本電子機械工業会、欧州電子部品工業会「日欧半導体業界会合に関するEIAJ/EECA共同声明」一九九七年十二月
日本電子機械工業会・外国系ユーザ協議会「外国系半導体ユーザ協議会五年間の歩み」、一九九三年
日本電子機械工業会・米国半導体工業会「新しい日米の半導体の関係構築に向けたEIAJ/SIA会談の結果について」一九九六年四月
「EIAJ/AEA事務レベル打ち合せについて（要旨）」『電子』一九八五年五月
「第三回EIAJ/AEA会談を東京で開催」『電子』一九八五年一〇月
米国半導体工業会、欧州電子部品工業会、韓国半導体産業協会、日本電子機械工業会「第一回世界半導体会議共同声明」一九九七年十一月

英語文献

- Agreement Between EIAJ and SIA on International Cooperation Regarding Semiconductors, August 2, 1996.
Electronic Industries Association of Japan, Achievement in International Cooperation: The 1991 Semiconductor Arrangement, 1992.
Electronic Industries Association of Japan, Future Industrial Cooperation on Semiconductors, June 1996.
Electronic Industries Association of Japan, The Myth of the Gap: Why SIA's

Arguments for Extention of the U. S. -Japan Semiconductor Arragement are Misguided.

- Electronic Industries Association of Japan, Our Position on the Japan-U. S. Semiconductor Arrangement, 1995.
- Electronic Industries Association of Japan, Second Statement on Semiconductors, November 28, 1989.
- Electronic Industries Association of Japan, Third EIAJ Statement on Semiconductors, May 1992.
- Electronic Industries Association of Japan, EIAJ White Paper, Mission Accomplished : Why a Semiconducotr is No Longer Needed.
- EIAJ, EIAJ/SIA Joint Market Access Program, 1988.
- EIAJ Comments on EIAJ/SIA Statement Regarding Effective and Expedotious Anti-dumping Measures, December 19, 1996.
- Petition for the Imposition of Antidumping Duty, Filed on Behalf of Micron Technology, Inc., In the Matter of 64K Dynamic Randum Memory Components From Japan, June 21, 1985.
- Petition for the Omposition of Antidumping Duties Pursant to the Tariff Act of 1930, As Amended, Subcommitted by Intel Corporation, Advanced Micro Devices, and National Semiconductor Corporation, In the Matter of Ersable Programmable Read Only Memories (EPROM) from Japan, September 30, 1985.
- Semiconductor Industry Association, About the Semiconductor Industry Association (SIA).
- Semiconductor Industry Association, Before the United States Trade Representative, Submission Concerning: Identification of Japan as a Priority Country for Trade Liberalization under Section 301 of the Trade Act of 1974, as Amended, (March 1989).
- Semiconductor Industry Association, An Aerican Response to the Foreign Industrial Challenge in High Technology Industries, Conference Proceedings, 1980.
- Semiconductor Industry Association, The Effects of Government Targeting on World Semiconductor Competition: A Case Histry of Japanese Industries Strategy an Its Costs for America, 1983.
- Semiconductor Industry Association, Global Productivity: Public Policy Issues for 1985, The Semiconductor Industry as Catalyst for Americas Manufacturing Competitiveness, 1985.
- Semiconductor Industry Association, The International Microelectronics Challenge: The American Response by the Industry, the Universities and the Government, 1981.
- Semiconductor Industry Association, Japanese Market Barriers in Microelectronics: Memorandum in Support of a Petition Pursuant to Section 301 of the Trade Act of 1974 as Amended, June 14, 1985.
- Semiconductor Industry Association, Microelectronics: Vision For the 21st century: An American Industry/Government Partnership for Success, 1994.
- Semiconductor Industry Association, Narrowing Tha Gap: The Case for Continuing Cooperation with Japan, March 1996.
- Semiconductor Industry Association, Petition of the Semiconductor Industry Association, Before the Section 301 Committee, Office of the United States Trade Representative, June 14, 1985.
- Semiconductor Industry Association, Public policy Priorities for 1994, 1994.
- Semiconductor Industry Association, The Shortfall in Foreign Access to the Japanese Semiconductor Market: A Mid-Point Accessment of the 1991 U. S. -Japan

- Semiconductor Agreement, March 1994.
- Semiconductor Industry Association, SIA Action Program, 1979.
- Semiconductor Industry Association, Two Years of Experience Under the U.S.-Japan Semiconductor Agreement: Second Annual Report to the President by the Semiconductor Industry Association, September 1988.
- Semiconductor Industry Association, The 1991 U.S.-Japan Semiconductor Agreement: "Heading Toward Crisis", Interim Report to the President, March 1992.
- Semiconductor Industry Association, U.S. and Japan Announce New Industry and Government Agreement on Semiconductor, August 2, 1996.
- Tanaka Walders & Ritgers, Before the Office of the United States Trade Representative, Brief of the Electronic Industries Association of Japan, Investigation of Semiconductor under Section 301 of the Trade Act of 1974, as Amended, August 26, 1985.
- Tanaka Walders & Ritgers, Comments of the Electronic Industries Association of Japan, Dynamic Random Access Memory Semiconductors of 256 Kilobits and Above from Japan, Investigation no. A-588-505, February 15, 1986.
- Thomas R. Howell, Brent L. Bartlett, and Warren Davis, Creating Advantage: Semiconductors and Government Industrial Policy in the 1990s, Semiconductor Industry Association and Dewey Ballantine, 1992.
- Toshio Takai, Japan's Electronics Industry: High Technology Ensures a Bright Future for Society, Electronics Industries Association of Japan, 1986.

韓国語文献

- 韓国関税協会『韓国関税史』韓国関税協会、一九六九年
- 韓国電子産業協会『電子協会三〇年史』韓国電子産業協会、一九八九年
- 韓国電子工業共同組合『電子組合二〇年史』韓国電子工業共同組合、一九八七年
- 『韓国電子年鑑・一九八七年版』一九八七年
- 全国経済人連合会『民間経済白書』（各年版）
- 全国経済人連合会『韓国経済年鑑』（各年版）

5. 回顧録等

日本語文献

- 石原信雄『官邸二六六八日－政策決定の舞台裏－』日本放送出版協会
- 小和田恆『外交とは何か』NHK出版、一九九七年
- 國廣道彦『体験的経済摩擦論』世界の動き社、一九八七年
- 栗山尚一『日米同盟－漂流からの脱却－』日本経済新聞社、一九九七年
- 黒田眞『日米関係の考え方－貿易摩擦を生きて－』有斐閣、一九八九年
- 黒田眞『対米摩擦と市場開放』世界平和研究所編『中曽根内閣史－理念と政策－』中央公論事業出版、一九九五年
- 坂本吉弘『目を世界に心を祖国に－「国益とは何か」を問い続けた通商交渉の現場から－』財界、二〇〇〇年
- 佐橋滋『異色官僚』社会思想社、一九九四年
- 世界平和研究所編『中曽根内閣史－政策と理念－』中央公論事業出版、一九九五年
- 世界平和研究所編『中曽根内閣史－資料篇－』中央公論事業出版、一九九五年
- 棚橋祐治『日本経済の針路』ダイヤモンド社、一九九四年
- 中尾栄一『世界とともに世界のために』ぴいぷる社、一九九二年
- 中曽根康弘（伊藤隆、佐藤誠三郎インタビュー）『大地有情－五十年の戦後政治を語る

一』文芸春秋、一九九六年
 畠山襄『通商交渉－国益を巡るドラマ－』日本経済新聞社、一九九六年
 グレン・S・フクシマ（渡辺敏訳）『日米経済摩擦の政治学』朝日新聞社、一九九二年
 藤原幹夫（仮名）「日米半導体協定－これが密約文書だ－」『文芸春秋』一九八八年五月号
 細川恒『大競争時代の通商戦略』NHK出版、一九九八年
 ゴードン・ムーア（玉置直司取材・構成）『インテルとともに－ゴードン・ムーア 私の半導体人生－』日本経済新聞社、一九九五年
 武藤嘉文『平成の開国－通商外交の現場から－』プレジデント社、一九九一年
 藪中三十二『対米経済交渉－摩擦の実像－』サイマル出版会、一九九一年
 若杉和夫『こんな役人がいてもいい－ある高級官僚の創造的破壊－』時評社、一九八七年

英語文献

Michael H. Armacost, Friends or Rivals: The Insider's Account of U.S.-Japan Relations, Columbia University Press, 1996.
 Peter Cashman, "New Policy Directions for the US-Korea Economic partnership," in Young-Suk Kim and Kap-Soo Oh, The US-Korea Economic Partnership, Avebury, 1995.
 Glen S. Fukushima, "the Role of Government in High Tech Trade," in Franz Waldenberger, ed., The Political Economy of Trade Conflicts: The Management of Trade Relations in the US-EU-Japan Triad, Springer-Verlag, 1994.
 Edward J Lincoln, Troubled Times: U.S.-Japan Trade Relations In the 1990s, Brookings Institution Press, 1999.
 David C. Mulford, "The Bush Presidency and International Economic Issues," in Kenneth W. Thompson, ed., The Bush Presidency: Ten Intimate Perspectives of George Bush, University Press of America, 1997.
 William A. Niskanen, Reagnomics: An Insider's Account of the Policies and the People, Oxford University Press, 1988.
 America Porges, "U.S.-Japan Trade Negotiations: Paradigm Lost," in Paul Krugmann, ed., Trade with Japan: Has the Door Opened Wider ?, The University of Chicago Press, 1995.
 Clyde V. Prestwitz, Jr., Trading Places: How We Allowed Japan to Take the Lead, Basic Books, Inc., 1987.
 Ronald W. Reagan, An American Life, Janklow & Nesbit Associates, 1990.

韓国語文献

金正濂『韓国経済政策三〇年史－金正濂回顧録－』中央日報社、一九九〇年
 朴正熙『国家と革命と私』向文社、一九六三年

6. 単行本

日本語文献

赤根谷達雄『日本のガット加入問題－レジーム理論の分析枠組みによる事例研究－』東京大学出版会、一九九二年。
 阿部斎、久保文明『現代アメリカの政治』日本放送出版協会、一九九七年
 五十嵐武士『政策革新の政治学－レーガン政権下のアメリカ政治－』東京大学出版会、一九九二年
 石黒一憲『通商摩擦と日本の進路』木鐸社、一九九六年
 生田忠秀『ドキュメント・官僚の深層』ダイヤモンド社、一九九六年

伊丹敬之・伊丹研究室『日本の半導体産業—なぜ「三つの逆転」は起こったのか—』NTT出版、一九九五年

井上隆一郎、浦田秀次郎、小浜裕之『東アジアの産業政策』日本貿易振興会、一九九〇年

猪口孝、岩井奉信『「族議員」の研究』日本経済新聞社、一九八七年

大嶽秀夫『政策過程』東京大学出版会、一九八八年

軽部謙介『対日戦略の黒衣たち』フリープレス、一九九六年

金龍立・韓正和（康子宅訳）『韓国三星グループの成長戦略』日本経済新聞社、一九九七年

草野厚『日米オレンジ交渉』日本経済新聞社、一九八三年

窪田光純、玄湖仲、上田賢『韓国電子産業資料集』千曲秀出版社、一九九〇年

小寺彰『WTO体制の法構造』東京大学出版会、二〇〇〇年

崔章集（中村福治訳）『韓国現代政治の条件』法政大学出版局、一九九九年

佐々木毅『いま政治になにが可能か—政治的意味空間の再生のために—』中央公論社、一九八七年

サスキア・サッセン（伊像谷登士翁訳）『グローバリゼーションの時代—国家主権のゆくえ—』平凡社、一九九九年

佐藤英夫『日米経済摩擦 一九四五～一九九〇年』平凡社、一九九一年

慎斗範『韓国政治の現在—民主化へのダイナミズム—』有斐閣、一九九三年

総合研究開発機構『経済のグローバル化と法』三省堂、一九九四年

谷浦孝雄『韓国の工業化と開発体制』アジア経済研究所、一九八九年

鶴田俊正『戦後日本の産業政策』日本経済新聞社、一九八二年

デヴィッド・ディクソン（里深文彦監訳）『戦後アメリカと科学政策—科学超大国の政治構造—』同文館出版、一九八八年

手嶋龍一『ニッポンF S Xを撃て』新潮社、一九九一年

『日米欧の経済摩擦をめぐる政治過程』N I R A研究叢書No.八九〇〇四九、総合研究開発機構、一九八八年

日本経済新聞社編『官僚—軌む巨大権力—』日本経済新聞社、一九九七年

日本経済新聞社編『自民党政調会』日本経済新聞社、一九八三年

日本経済新聞社編『シリコンバレー革命』日本経済新聞社、一九九六年

日本経済新聞社編『ドキュメント・日米自動車協議』日本経済新聞社、一九九五年

日本国際経済法学会『日本国際経済法学会年報』第八号、一九九九年

野林健『保護貿易の政治力学—アメリカ鉄鋼業の事例研究—』勁草書房、一九八七年

野林健『管理貿易の政治経済学—米国の鉄鋼輸入レジーム：一九五七～一九九五—』有斐閣、一九九六年

カール・ポラニー（吉沢英成、野口建彦、長尾史郎、杉村芳美訳）『大転換—市場社会の形成と崩壊—』東洋経済新報社、一九七五年

松下満雄『国際経済法』有斐閣、一九八八年

真淵勝『大蔵省統制の政治経済学』中央公論社、一九九四年

服部民生編『韓国の工業化・発展の構図』アジア経済研究所、一九八七年

樋渡由美『戦後政治と日米関係』東京大学出版会、一九九〇年

深川由起子『韓国—ある産業発展の軌跡—』日本貿易振興会、一九八九年

深川由起子『韓国・先進国経済論』日本経済新聞、一九九七年

村上泰亮『反古典の政治経済学（上）（下）』中央公論社、一九九二年

宮里政玄『アメリカの対外政策決定過程』三一書房、一九八一年

宮里政玄『米国通商代表部（USTR）』ジャパントイムズ、一九八九年

山影進『相互依存時代の国際摩擦』東京大学出版会、一九九二年

山本吉宣『国際的相互依存』東京大学出版会、一九八九年

柳赫秀『ガット十九条と国際通商法の機能』東京大学出版会、一九九四年

吉田文和『ハイテク汚染』岩波書店、一九九八年

季祥雨（藤高明、清田治史訳）『朴正熙時代—その権力の内幕—』朝日新聞社、一九八八

年
渡辺利夫編『概説・韓国経済』有斐閣、一九九一年

英語文献

- Vinod K. Aggarwal, Liberal Protectionism: The International Relations of Organized Textile Trade, University of California Press, 1985.
- Vinod K. Aggarwal, ed., Institutional Designs for a Complex World: bargaining Linkages and Nesting, Cornell University Press, 1989.
- Graham T. Allison, Essence of Decision: Explaining the Cuban Missile Crisis, Little, Brown and Company, 1971 (宮里政玄訳『決定の本質』中央公論社、一九七七年)。
- Graham T. Allison and Philip Zelikow, Essence of Decision: Explaining the Cuban Missile Crisis, Second Edition, Longman, 1999.
- David A. Baldwin, ed., Neorealism and Neoliberalism: the Contemporary Debate, Columbia University Press, 1993.
- C. Fred Bergstein and Marcus Noland, Reconcilable Difference?: United States-Japan Economic Conflict, Institute for International Economics, 1993.
- Thomas Bayard and Soo-Gil Young, eds., Economic Relations Between the United States and Korea: Conflict or Cooperation?, Institute for International Economics, 1989.
- Jagdish Bhagwati, Protectionism, The MIT Press, 1988
- Jagdish Bhagwati and Hugh T. Patrich, eds., Aggressive Unilateralism: American 301 Trade Policy and the World Trading System, Harvester Wheatsheaf, 1991.
- John Creighton Campbell, How Policies Change: The Japanese Government and the Aging Society, Princeton University Press, 1992.
- Bill Clinton, Al Gore, Putting People First: How We Can All Change America, Times Books, 1992.
- Stephen D. Cohen, The Making of United States International Economic Policy, Principles, Problems and Proposals for Reform, Praeger Publishers, 1994.
- Robert M. A. Crawford, Regime Theory in the Post-Cold War World: Rethinking Neoliberal Approaches to International Relations, Dartmouth Publishing Company, 1996.
- Kenneth W. Dam, The GATT: Law and International Economic Organization, University of Chicago Press, 1970.
- I. M. Destler, The National Economic Council: A Work in Progress, Institute for International Economics, 1996.
- I. M. Destler, American Trade Politics, Third Edition, Institute for International Economics and The Twentieth Century Fund, 1995.
- I. M. Destler, Haruhiro Fukui, Hideo Sato, The Textile Wrangle: Conflict in Japanese-American Relations, 1969-1971, Cornell University Press, 1979 (邦訳『日米繊維紛争』日本経済新聞社、一九八〇年)。
- I. M. Destler, Hideo Sato, ed., Coping with U.S.-Japanese Trade Conflicts, Lexington Books, 1982 (丸茂明則監訳『日米経済紛争の解明』日本経済新聞社、一九八三年)。
- Frederic C. Deyo, ed., The Political Economy of the New Asian Industrialism, Cornell University Press, 1987.
- Elizabeth Drew, On the Edge: The Clinton Presidency, A Touchstone Book, 1994.
- Steve Dryden, Trade Warriors: USTR and the American Crusade for Free Trade, Oxford University Press, 1995.

- Peter B. Evans, Embedded Autonomy: States and Industrial Transformation, Princeton University Press, 1995.
- Peter B. Evans, Harold K. Jacobson, Robert D. Putnam, eds., Double Edged Diplomacy : International Bargaining and Domestic Politics, University of California Press, 1993.
- Peter B. Evans, Dietrich Reuschemeyer, and Theda Skocpol, eds., Bringing the State Back In, Cambridge University Press, 1985.
- Kenneth Flamm, Mismanaged Trade?: Strategic Policy and the Semiconductor Industry, Brookings Institution, 1996.
- Richard Gardner, Sterling-Dollar Diplomacy: The Origins and the Prospects of Our International Order, McGraw-Hill, 1969 (村野孝、加瀬正一訳『国際通貨体制成立史』東洋経済新報社、一九七三年)。
- Robert Gilpin, The Political Economy of International Relations, Princeton University Press, 1987.
- Judith Goldstein, Ideas, Interests, and American Trade Policy, Cornell University Press, 1993.
- Judith Goldstein and Robert Keohane, eds., Ideas and Foreign Policy: Beliefs, Institutions, and Political Change, Cornell University Press, 1993.
- Peter Haas, ed., Knowledge, Power, and International Policy Coordination, University of South Carolina Press, 1997.
- Stephen Haggard, Pathways From the Periphery: The Politics of Growth in the Newly Industrializing Countries, Cornell University Press, 1990.
- Stephen Haggard and Chung-in Moon, eds., Pacific Dynamism: The International Politics of Industrial Change, Westview Press, 1989.
- Peter Hall, Governing the Economy: The Politics of State Intervention in Britain and France, Oxford University Press, 1986.
- Dilys M. Hill and Phil Williams, ed., The Bush Presidency: Triumphs and Adversities, MacMillan, 1994.
- Cynthia A. Hody, The Politics of Trade: American Political Development and Foreign Economic Policy, University Press of New England, 1996.
- Sung Gul Hong, The Political Economy of Industrial Policy in East Asia: The Semiconductor Industry in Taiwan and South Korea, Edward Elgar, 1997.
- Robert E. Hudec, Enforcing International Trade Law: The Evolution of the Modern GATT Legal System, Butterworth Legal Publishers, 1993.
- G. John Ikenberry, David A. Lake and Michael Mastanduno, eds., The State and American Foreign Economic Policy, Cornell University Press, 1988.
- Il Sakong, Korea in the World Economy, Institute for International Economics, 1993.
- John H. Jackson, Restructuring the GATT System, Pinter Publishers, 1990 (松下満雄監訳『世界貿易機構—ガット体制を再構築する—』東洋経済新報社、一九九〇年)。
- Chalmers Johnson, Laura D'Andrea Tyson, and John Zysman, Politics and Productivity : How Japan's development Strategy Works, Harper Business, 1989.
- Robert O. Keohane, International Institutions and State Power: Essays in International Relations Theory, Westview Press, 1989.
- Kim Eun Mee, Big Business, Strong State: Collusion and Conflict in South Korean Development, 1960-1990, State University of New York Press, 1997.
- Audie Klotz, Norm in International Relations: The Struggle Against Apartheid, Cornell University Press, 1995.
- Stephen D. Krasner, ed., International Regimes, Cornell University Press, 1983.
- Stephen D. Krasner, Asymmetries in Japanese-American Trade: The Case for Specific

- Reciprocity, Institute of International Studies, 1987.
- Paul Krugman, ed., Trade with Japan: Has the Door Opened Wider ?, The University of Chicago Press, 1995.
- Paul R. Krugman, ed., Strategic Trade Policy and the New International Economics, The MIT Press, 1988.
- Robert Z. Lawrence and Charls L. Shultz, eds., An American trade Strategy: Options for the 1990, The Brookings Institution, 1990.
- Yur-Bok Lee and Wayne Patterson, One Hundred Years of Korean-American Relations, 1882-1992, The University Alabama Press, 1986.
- James G. March and Johan P. Olsen, Rediscovering Institutions: the Organizational Bases of Politics, The Free Press, 1989.
- Helen V. Milner, Resisting Protecsonism; Global Industries and the Politics of International Trade, Princeton University Press, 1988.
- Daniel I. Okimoto, Between MITI and the Market: Japanese Industrial Policy for High Technology, Stanford university Press, 1989.
- Daniel I. Okimoto, Takuo Sugano, and Franklin B. Weinstein, eds., Competitive Edge: The Semiconductor Industry in the U.S. and Japan, Stanford University Press, 1984.
- Clyde V. Prestowitz, Jr., Naotaka Matsukata, and Andrew Szamosszegi, Prospects for U.S.-Japanese Semiconductor Trade in the 21st Century, Economi Strategy Institute, April 1996.
- Volker Rittbergerm ed., Regime Theory and International Relations, Clarendon Press, 1993.
- Thomas Risse-Kappen, ed., Bringing Transnational Relations Back In: Non-State Actors, Domestic Structure and International Institutions, Cambridge University Press, 1995.
- B. Guy Peters, Institutional Theory in Political Science: The New Institutionalism, Pinter, 1999.
- Rhee Jong-Chan, The State and Industry in South Korea: the Limits of the Authoritarian State, Routledge, 1994.
- James N. Rosenau and Ernst-Otto Czenpiel, eds., Governance Without Government: Order and Change in World Politics, Cambridge University Press, 1992.
- John Gerald Ruggie, Winning the Peace: America and World Order in the New Era, Columbia University Press, 1996.
- Leonard J. Schoppa, Bargaining with Japan: America Pressure Can and Cannot Do, Columbia University Press, 1997.
- Joan Edelman Spero, The Politics of International Economic Relations, Unwin Hyman, 1990.
- Sven Steinmo, Kathleen Thelen and Frank Longstreth, Structurinf Politics: Histirical Institutionalism in Comparative Analysis, Cambridge University Press, 1992.
- Susan C. Suhwab, Trade-Offs: Negotiating the Omnibus Trade and Competitiveness Act, Harvard Business School Press, 1994.
- John e. Tilton, International Diffussion in Technology: The Case of Semiconductor, The Brookings Institution, 1971.
- Laura D'Andrea Tyson, Who's Bashing Whom ? : Trade Conflict in High-Rechnology Industries, Institute for International Economics, 1992 (竹中平蔵監訳『誰が誰を叩いているのか』ダイヤモンド社、一九九三年)。
- Franz Waldenberger, ed., The Political Economy of Trade Conflicts: The Management of Trade Relations in the US-EU-Japan Trial, Springer-Verlag, 1994.

- Alexander Wendt, Social Theory of International Politics, Cambridge University Press, 1999.
- David B. Yoffie, Power and Protectionism: Strategies of the Newly Industrializing Countries, Columbia University Press, 1983.
- David B. Yoffie, International Trade and Competition: Cases and Note in Strategy and Management, McGraw-Hill, 1990.
- Oran Young, International Governance: Protecting the Environment in a Stateless Society, Cornell University Press, 1994.
- Oran R. Young and G. Osherenko, eds., Polar Politics: Creating International Environmental Regimes, Cornell University Press, 1993.
- Mark W. Zacher, Governing Global Networks: International Regimes for Transformation and Communications, Cambridge University Press, 1996.
- John Zysman and Laura Tyson, eds., American Industry in International Competition, Cornell University Press, 1983.

韓国語文献

- 安清市編『国際政治経済論－政治過程と産業か戦略－』法文社
- 金錫俊『韓国産業と国家論』ナナム、一九九二年
- 金辰雄『韓国人の反米感情』一潮閣、一九九二年
- 金聖寿『韓国経済論－韓国経済の実像と問題－』学文社
- 金雲泰他『韓国政治論（第四全訂版）』博英社
- 権奇成『経済摩擦－その理論と戦略－』東洋文庫、一九八五年
- 趙錫俊『韓国行政学－意思決定過程を中心に－』博英社、一九八〇年
- 趙錫俊『韓国行政組織論』法文社、一九九四年
- 季鍾允『国際通商環境の変化と韓国経済の対応』韓国経済新聞社、一九九〇年
- 『対米通商摩擦研究』仁荷大学校国際関係研究所、一九八七年

7. 論文等

日本語文献

- 今井賢一、佐久間昭光「先端技術をめぐる日米貿易摩擦－半導体を中心にみた産業組織的分析－」『季刊・現代経済』一九八三年春号
- 大内淳義「半導体をめぐる日米通商問題」『電子工業月報』第二一卷第六号、一九七九年
- 大賀典雄「日米半導体協定の終了に寄せて」『通産ジャーナル』一九九六年十一月
- 大西裕「開発モデルとしての『東アジア』工業化（一・二）」『大阪市立大学・法学雑誌』第四〇巻第四号、第四一卷第一号、一九九四年
- 大矢根聡「『構造』問題をめぐる貿易摩擦の分析－政策決定過程・制度・国際レジーム－（1～3）」『金沢法学』第三八巻第一・二合併号、一九九六年三月、第三九巻第一号、一九九六年十二月、第四〇巻第一号、一九九八年一月
- 大矢根聡「国際通商摩擦」日本国際法学会編『日本と国際法の一〇〇年』（第七巻・国際取引）三省堂、二〇〇一年（刊行予定）
- 大矢根聡「国際レジームと対外政策過程－GATT・MFAレジームをめぐる日本の繊維政策過程－」『国際法外交雑誌』第三〇巻第六号、一九九二年
- 大矢根聡「日米貿易摩擦と韓米貿易摩擦－摩擦の波及に関する政策過程分析－」『アジア研究』三八巻三号、一九九二年
- 金早雪「韓国における経済自由化と社会政策－転換期としての一九八〇年代－」『信州大学経済学論集』第二六号、一九八八年
- 榎原清則「共同研究開発の組織とマネジメント－超LSI技術研究組合のケース－」今井

- 賢一編『イノベーションと組織』東洋経済新報社、一九八六年
- 齋藤健「日米自動車・自動車部品協議と数値目標の問題点」黒田東彦編『国際交渉』研究社出版、一九九六年
- 坂本正弘「日米半導体交渉を終えて」『通産ジャーナル』一九九六年十一月
- 佐藤正明「日米自動車交渉の密使たち」『文芸春秋』一九九五年九月
- 佐藤英夫「日米経済摩擦と政策決定」『国際法外交雑誌』第八四間第二号、一九八五年六月
- 鹿井信雄「日米半導体協定 今後の課題」『電子』一九九三年五月
- 進藤通世「世界半導体会議の活動と準備状況について」『通産ジャーナル』一九九六年十一月
- I. M. デスラー「米国政治の変容とその日米関係への影響」細谷千博、信田智人編『新時代の日米関係－パートナーシップを再定義する－』有斐閣、一九九八年
- 中野実・廉載編「政策決定構造の日韓比較－分析枠組みと事例分析－」『レヴァイアサン』一九九八年秋号
- 根橋正人「超LSI開発」『マネジメント』一九八〇年十一月
- 野副伸一「輸入自由化論争」『アジアトレンド』一九八三年春
- 松浦晃一郎「日米首脳会談の決裂と日米関係の前途」『世界経済評論』一九九四年五月
- 松下満雄「WTOにおけるセーフガード条項の最近の動向」『貿易と関税』二〇〇〇年二月
- 山本吉宣「国際レジーム論－政府なき統治を求めて－」『国際法外交雑誌』第九五巻第1号、一九九六年
- 吉田英彦「会長時代の真ん中は…UCOMと歩んだ一年」『電子』一九九四年七月
- 「決着をみた日米半導体交渉」（若杉和夫インタビュー）『貿易と関税』一九八六年九月
- 「日米半導体交渉の秘密議事録」古森義久『ワシントン情報ファイル』新潮社、一九九三年
- 「通産省事務次官への緊急インタビュー・貿易摩擦は解決できる」（小長啓一インタビュー）『Voice』一九八五年六月
- 「半導体新時代を展望する」（座談会：牧本次生、大山昌伸、新村拓司、河野博文）『通産ジャーナル』一九九六年十一月
- 「摩擦から協力へ－日米半導体新協定をめぐる－」（吹沢正憲インタビュー）『通産ジャーナル』一九九一年八月

英語文献

- Chong-Si, Ahu, "South Korea: Political Transition and Economic Policy-Making in South Korea," in John W. Langford and K. Larne Brownsey, eds., Economic Policy-Making in the Asia-Pacific Region, the Institute for Research on Public Policy, 1990.
- Marie Anchooguy, "Japanese-American Trade Conflict and Supercomputers," Political Science Quarterly, vol. 109, no. 1, 1994.
- Jonathan Bendor and Thomas H. Hammond, "Rethinking Allison's Models," American Political Science Review, vol. 86, no. 2, 1992.
- Dan Caldwell, "Bureaucratic foreign Policy-Making," American Behavioral Scientist, vol. 21, no. 1, 1977.
- Jeffrey T. Checkle, "The Constructivist Turn in International Relations Theory," World Politics, vol. 50, no. 2, 1998.
- Choi, Byung-Sun, "The Changing Conception of Industrial Policymaking in Korea," The Korean Journal of Policy Studies, vol. 4, 1989.
- Tearn Hong Choi, "Korea-U.S. Trade Issues and Koreans' Attitude Toward Trade Frictions," Korea Observer, vol. XX, no. 1, Spring 1989.

- Peter F. Cowhey and Jonathan D. Aronson, "A New Trade Order," Foreign Affairs, vol. 72, no. 1, 1993.
- John Creighton Campbell, "Japan and the United States: Games That Work," in Gerald L. Curtis, ed., Japan's Foreign Policy after the Cold War: Coping with Change, An East Gate Book, 1993.
- Gerald and Victoria Curzon, "The Management of Trade Relations in the GATT," in Andrew Shonfield, ed., International Economic Relations of the Western World, 1959-1971 (vol. 1), Oxford University Press, 1976.
- David Dessler, "What Is at Stake in the Agent-Structure Debate?," International Organization, vol. 43, no. 3, Summer 1989.
- James A. Dunn, Jr., "Automobiles in International Trade: Regime Change or Persistence?," International Organization, vol. 41, no. 2, Spring 1987.
- Martha Finnemore and Kathryn Sikkink, "International Norm Dynamics and Political Change," International Organization, vol. 52, no. 4, Autumn 1998.
- Jeffrey E. Garten, "Business and Foreign Policy," Foreign Affairs, vol. 76, no. 3, 1997.
- Ted Hopf, "The Promise of Constructivism in International Relations," International Security, vol. 23, no. 1, Summer 1998.
- Stephen Haggard and Chung-In Moon, "Institution and Economic Policy: Theory and A Korean case Study," World Politics, January 1990.
- Stephen Haggard and Beth A. Simmons, "Theories of International Regimes," International Organization, vol. 41, no. 3, 1987.
- P. A. Hall and R. C. R. Taylor, "Political Science and The Three New Institutionalism," Political Studies, vol. 44, no. 5, 1996.
- Thomas Hammond, "Agenda Control, Organizational Structure, and Bureaucratic Politics," American Journal of Political Science, vol. 30, no. 1, 1986.
- Andreas Hasenclever, Peter Mayer, and Volker Rittberger, "Interests, Power, Knowledge: The Study of International Regimes," Marchon International Studies Review, vol. 40, 1996.
- Colin Hay and Daniel Wincott, "Structure, Agency and Historical Institutionalism," Political Studies, vol. 46, 1998.
- Thoman R. Howell, Alan Wm. Wolf, Brent Bartlett, and R. Michael Gadbow, Conflict Among Nations: Trade Policies in the 1990s, Westview Press, 1992.
- John Kurt Jacobsen, "Much Ado about Ideas: The Cognitive factor in Economic Policy," World Politics, vol. 47, no. 2, 1995.
- Kim Kihwan and Chung Hwa Soo, "Korea's Domestic Trade Politics and the Uruguay Round," in Henry R. Nau, ed., Domestic Trade politics and the Uruguay Round, Columbia University Press, 1989.
- Stephen D. Krasner, "State Power and the Structure of International Trade," World Politics, no. 28, April 1976.
- Stephen D. Krasner, "Approach to the State: Alternative Conceptions and Historical Dynamics," Comparative Politics, vol. 16, no. 2, 1984.
- Stephen D. Krasner, "Sovereignty: An Institutional Perspective," Comparative Political Studies, no. 21, 1988.
- Friedrich Kratochwill and John Gerald Ruggie, "International Organization: A State of the Art on an Art of the State," International Organization, vol. 40, no. 4, Autumn 1986.
- Marc A. Levy, Oran R. Young and Michael Zurn, "The Study of International Regimes," IIASA Working Paper, 1994.
- Michael Mastanduno, "Do Relative Gains Matters?," International Security, vol. 16,

- no. 1, 1991.
- Michael Mastanduno, "Framing the Japan Problem: The Bush Administration and the Structural Impediments Initiatives," International Journal, vol. XiVii, no. 2, Spring 1992.
- John S. Odell, "Growing Trade and Growing Conflict Between South Korea and the United States," The Korean Journal of International Studies, vol. XVI, no. 1, Winter 1986/86.
- Satoshi Oyane, "America's Non-Two Level Game at the APEC EVSL Initiative: Structural Change in Trade Politics," IDE APEC Center Working Paper Series 99/00, no. 6, March 2000.
- Moon Kyu Park, "Interest Representative in South Korea: The Limits of Corporatist Control," Asian Survey, vol. XXVII, no. 8, August 1987.
- Young-Kyu Park, "ROK-U. S. Trade Frictions," Korea and World Affairs, vol. XII, no. 1, Spring 1988.
- Tony Porter, "Private International Governance and Inter-State Regimes: The Case of the Chemical and Steel Industries," Paper prepared for the International Studies Association Annual Meeting, Toronto, March 1997.
- Edward Rhodes, "Do Bureaucratic Politics Matter ?, : Disconfirming Findings from the Case of the U. S. Navy," World Politics, vol. 47, no. 1, 1994.
- John Gerald Ruggie, "What Makes the World Hang Together ?: Neo-Utilitarianism and the Social Constructivist Challenge," International Organization, vol. 52, no. 4, Autumn 1998.
- Ryutaro Komiya and Motoshige Itoh, "Japan's International Trade and Trade Policy, 1955-1985," Takashi Inoguchi and Daniel I. Okimoto, eds., The Political Economy of Japan, vol. 2, Stanford University Press, 1988.
- Malcom D. H. Smith, "Voluntary Export Quotas and U. S. Trade Policy: A New Nontariff Barrier," Law and policy in International Business, vol. 5, no. 10, 1973.
- Susan Strange, "Protectionism, and World Politics," International Organization, vol. 39, no. 2, Spring 1985.
- David A. Welch, "The Organizational Process and Bureaucratic Politics Paradigms: Petrospect and Prospect," International Security, vol. 17, no. 2, 1992.
- Alexander E. Wendt, "The Agent-Structure Problem in International Relations Theory," International Organization, vol. 41, no. 3, Summer 1987.
- Alexander E. Wendt, "Constructing International Politics," International Security, vol. 20, Summer 1995.
- Jaeho Yeom, "Economic reform and Government-Business Relations in Korea: Toward Institutional Approach," Journal of International Political Economy, 1996.

韓国語文献

- 安海均「韓国官僚制と政策過程」安海均他『韓国官僚制と政策過程』茶山出版社、一九九四年
- 韓昇助「官僚的権威主義体制に関する考察」韓昇助『韓国民民主主義—理論と実際—』蛍雪出版社、一九八四年
- 韓相震「官僚的権威主義と韓国社会」ソウル大学社会学研究会編『韓国社会の伝統と変化』汎文社、一九八三年
- 韓惠洙「最近産業政策推進内容と今後推進課題」ソウル大学行政大学院『行政論叢』九巻二号、一九九一年
- 韓培浩「権威主義的政策決定類型」韓培浩『韓国の政治』博文社、一九九〇年

慎近傭大「米・日半導体摩擦とわれわの対応」『貿易』一九八七年五月
司空壹、L・P・ジョーンズ『経済開発と政府および企業家の役割』韓国開発研究院、一
九八一年
鄭正佶「大統領の政策決定－経済政策を中心に－」ソウル大学行政大学院『行政論叢』九
卷二号、一九九一年
鄭正佶、金浩燮「韓国の外交政策決定」崔鍾起編『韓国外交政策』韓国国際関係研究所、
一九八八年
張石煥「韓国の通商・貿易政策の展開とその方向」ソウル大学経済研究所『経済論集』第
三五卷第四号、一九九四年
白完基「韓国行政過程」金雲泰他共著『全訂版・韓国政治論』博文社、一九八二年
「保護貿易主義の最近推移と主要産業別対応戦略」『調査月報（韓国産業銀行）』第三七
五号、一九八七年二月

8. 定期刊行物

日本語文献

『朝日新聞』
『協会報』（日韓経済協会）
『電子』
『日経産業新聞』
『日本経済新聞』
『半導体産業新聞』
『貿易と関税』
『毎日新聞』
『SIRIJ』（半導体産業研究所季報）

英語文献

Business Korea
Business Week
Electronic News
Financial Times
Inside U. S. Trade
Industry Week
International Trade Reporter
JEI Report
Journal of Commerce
Korea Trade and Business
National Journal
New York Times
Republic of Korea Economic Bulletin（韓国経済企画院）
Wall Street Journal
Washington Post

韓国語文献

『韓国経済新聞』
『東亜日報』
『調査月報』（韓国産業銀行）

『朝鮮日報』
『立法調査月報』（国会事務局）